

多久家文書の「読みなおし」

多久家文書研究会編

多久家文書の「読みなおし」

多久家文書研究会編

はじめに―多久家文書の「読みなおし」

この報告書を作成した多久家文書研究会は、二〇一四年四月に開始されました。メンバーは、小宮木代良を代表として一〇名で出発し、その後、増減がありました。これまで延べ十五名がこの研究会に参加し、現時点では十一名です。佐賀県内において歴史文化財の保存や研究に関わってきたメンバーと、東京大学史料編纂所近世史料部門において『大日本史料 第十二編』の編纂に携わってきたメンバーの両者からなります。(メンバー全体の構成と変遷については、解題を御覧ください)。対象となった多久家文書は、多久市郷土資料館に所蔵されている佐賀県重要文化財多久家資料のうちの、おもに中世から近世にかけての文書群であり、多久地方を知行していた佐賀藩重臣多久家に伝来してきました。一九六〇年代に、『佐賀県史料集成』(以下『史料集成』)に翻刻の上、収められました(多久家文書の成立より現在にいたる詳細については、解題を御覧ください)。

研究会では、多久家文書のうち、『史料集成』の中心史料として収められている巻子一〇〇本分(当初は折帖九冊)について、原本の確認、人名比定、関係者の居所比定、年次比定等を行うこととし、それらの作

業を「読みなおし」と呼びました。多久家文書は、『史料集成』の公刊後、歴史学研究者を中心として広く知られるようになり、佐賀藩政史研究のみならず、日本近世前期史研究のための重要な史料としてたびたび引用されるようになったのですが、年次比定や人物比定等の作業については、十分にはなされていないままでした。その後、佐賀県立図書館による『史料集成』続刊や『佐賀県近世史料』の刊行が進められ、関連する文書群が広く確認できるようになりました。また、近年では、古文書画像や人名索引情報等を始めとする電子媒体によるデータの公開が、これも佐賀県立図書館の事業を中心として進展しています。また、多久市郷土資料館のある多久市を中心とした地元の人々による研究活動が息長く継続されており、「多久古文書の村」がその核となってきました。こうした先人の努力の成果の蓄積が明確な形を取りだしている今、多久家文書についての年次比定等を中心とした分析の前進が可能なのではないか、それは、とりもなおさず日本近世前期史研究を大きく前進させることにつながるのではないかとの思いから、研究会は発足しました。

スケジュールとしては、土日を挟む三日間連続の研究会をひとまとまりとして、それを年二回（それぞれ多久市郷土資料館と史料編纂所で一回ずつ）開催することから始まりました。二〇一四年度から二〇一七年度までは、東京大学史料編纂所共同研究拠点特定共同研究の一環として行い、二〇一七年度以降の分については、科学研究費基盤研究（C）による研究支援を得ています（詳細については、文末の一覧参照）。途中における研究成果については、多久市において二度にわたるシンポジウム（二〇一五年十一月十五日・二〇一七年十一月二十六日）を行うとともに、シンポジウムの報告書として『近世前期の公儀軍役負担と大名家―佐賀藩多久家文書を読みなおす―』（小宮木代良編、岩田書院、二〇一九年）を刊行しました。

具体的な「読みなおし」の手順としては、メンバー各人の分担分について、原本確認、年次比定以下をまとめたレジメを作成してもらい、それをインターネット上の共有フォルダ（teamfild）へあげておき、研究会当日までに事前に確認してもらうこととしました。原本史料の高精細画像をメンバーそれぞれが持つておくことにし、史料編纂所における研究会の席上では大画面での画像の確認ができるようにし、多久における研究会では、原本の確認を行いました。年次比定については、特定年次に確定できない場合には、可能な上限と下限、あるいは、複数の候補に絞り込んだ経過も記述するようにし、文書作成時点での差出・宛

名人物の居所も、可能な限り記述しました。

当初は、二〇二〇年度に終了し、報告書を完成させる予定でした。しかし、二〇一九年度末から始まったコロナによる全国的な感染症のひろがりにより、対面による研究会の開催が突然できなくなりました。それへの対応として、二〇二〇年度からは、Zoomによる研究会開催に切り替えることとしました。主に土曜日に一日ずつ、年間六〜七回のペースで行いました。対面での研究会の場合に比べて、スムーズな意思の疎通、進行等において様々な困難のあることを感じましたが、なんとか研究会開催を継続し、また、期限的にも科研費においてコロナを理由とする二度の延長を認めてもらうことができたため、今年度、ようやくにして、報告書の完成にこぎつけることができました。

結果として、無年号文書のうち、三二〇点余について、年次の比定（特定の年次の提示）、あるいは推定（〳年力）を行うことができ、それ以外についても複数年次の候補に絞り込むことができました。この過程で、とくに意識されたのは、年次比定等の過程を明確に残しておくことによる検証可能性の確保です。将来にわたっても、年次の再修正や、今回途中まで絞り込まれた部分のさらなる絞り込みを可能にするため、検証過程を文書一点ごとの解説分に明示するということが、最終段階でのポイントとなりました。このような考え方は、江戸時代における歴史資料編纂にも特徴的な、按文作成の考え方と酷似しているよう

に思われます。すなわち、我々が進めてきた「読みなおし」も、少しも目新しいことではなく、江戸時代以来、何度も行われてきたことであり、また、これからも積み重ねられていくべきものであるということができます。今回の報告書の成果は、これから、インターネット上の史料画像とリンクしたメタデータとしても利用できるように考えています。

さらに、これらの読みなおしの過程で研究成果の一部として得られた本多美穂・及川亘の論説や、分析のための道具としても整備された人名一覧、佐賀藩主鍋島勝茂の花押一覧等を収載しました。これも、史料編とあわせて、今後の佐賀藩政史研究の発展に寄与できるものと思います。

なお、多久家文書の分析が進むとともに、同じく近世初期に佐賀藩重臣として活動していた鍋島道虎関連史料を多く含む坊所鍋島家文書の重要性が、メンバー間で強く意識されるようになりました。佐賀県立図書館所蔵の坊所鍋島家文書は、慶長・元和期をピークとしており、寛永期以降を伝来文書数のピークとする多久家文書と、互いに補い合うものです。こちらも『史料集成』におさめられていますが、多久家文書同様に「読みなおし」を進めることで、当該期の研究に飛躍的な進展をもたらしうることが予想されます。そのため、多久家文書研究会のメンバーを中心として、あらたに坊所鍋島家文書研究会を佐賀県立図書館と

の協力のもとに立ち上げることとなりました。多久家文書の成果・経験も踏まえて進めていこうと思っています。（なお、すでに道虎関係の未刊分文書については、編纂所のメンバーによって『坊所鍋島家文書未刊分―鍋島道虎関係―』（石津裕之他三名編、東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二〇―五、二〇二一年）が刊行されています。）

最後に、これまでの研究活動にご協力いただいた以下の諸機関・皆様へ感謝申し上げます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

- 多久市郷土資料館
- 佐賀県立図書館
- 佐賀県立博物館
- 公益財団法人 鍋島報效会
- 慶園寺（佐賀市本庄町）
- 宗龍寺（佐賀市水ヶ江）

〔付記〕本報告書は、以下の研究プロジェクトの研究成果の一部として作成しました。

- 東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点 特定共同研究近世史料領域「佐賀藩家臣多久家資料の研究」研究代表者小宮木代良 二〇一四年度～二〇一五年度

○東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点 特定共同研究近世史料領域「近世初期大名家における大身家臣史料群の研究資源化」研究代表者小宮木代良 二〇一六年度～二〇一七年度

○科学研究費 基盤研究(C)「近世大名家臣家史料の共同分析―多久家史料の読み直し―」(課題番号一七K〇三〇九五、研究代表者小宮木代良 二〇一七年度～二〇二二年度)

○科学研究費 基盤研究(B)「近世統一政権の成立と天下普請の展開―中近世移行期史料の研究資源化を通じて―」(課題番号一七H〇二三八二、研究代表者及川亘、二〇一七～二〇二二年度)

○科学研究費 基盤研究(C)「徳川政権の公儀の確立と城郭建設―無年号文書から公儀普請を読み解く―」(課題番号二二K〇〇八七二、研究代表者及川亘、二〇二二年度～)

(小宮木代良)

目次

◆史料編◆

例言	1
既刊分	3
追加分	476
参考文献一覧	503

◆解題・論説編◆

解題	小宮木代良	505
鍋島光茂の「初御目見」の時期をめぐって	本多 美穂	518
鍋島勝茂の居所と行動について	及川 亘	525

◆附録◆

人名一覧	567
鍋島勝茂花押一覧	19
収録史料一覧	1

✦ 史料編 ✦

例言

一 本史料集は、多久市郷土資料館所蔵「多久家資料」のうち、卷子一〇〇本分に収められている七四六通の文書を翻刻したものである。なお、本文書群の性格については、「解題」（小宮木代良担当）を参照されたい。

一 七四六通のうち、七〇一通は『佐賀県史料集成』に翻刻・刊行されており、残り四五通は未翻刻の状態にあった。本史料編、および後掲の人名一覧・収録史料一覧では、前記の七〇一通を既刊分、同四五通を追加分と表記する。

一 漢数字を用いて通し番号をつけた。既刊分については、『佐賀県史料集成』の通し番号と一致している。追加分については、漢数字の前に「追」を付した。

一 文書名下の括弧内に、文書の形態（折紙・切紙等）を記した。追加分については、多久市郷土資料館の請求記号も記した。

一 人名は、当該人物が最終的に名乗っていたものを原則用いた。各文書の解説中の人名や、史料本文に「（ ）」を用いて注記した人名は、後掲の人名一覧と対応している。

一 文書名は、差出人の名前＋文書形式とした。文書形式は、原則、書状

（書止文言が「恐々謹言」等のもの）、消息（書止文言が「かしく」等で仮名文となっているもの）、覚書（書止文言が「以上」等のもの）の三種類とし、一部は文書の内容に即して上記以外の文書形式とした。なお、前項の人名の付け方により、『佐賀県史料集成』と文書名が違っている場合がある。

一 字体は常用字体を使用し、一部正字も用いた。

一 「に」「は」の変体仮名の一部は片仮名の「ニ」「ハ」で代用した。

一 紙の変り目、折紙の段の変り目には「』」を挿入した。

一 虫損・破損の箇所は「□」、「┌」で示した。

一 判読不能の箇所は■で示した。

一 欠字・平出は一字空きとした。

一 文書の整理過程で付されたと推測される整理記号のような異筆（朱筆を含む）は、煩雑を避けるため、翻刻しなかった。

一 改元が行われた年については、改元後の年号を用いた。

一 『佐賀県史料集成』刊行の時点では判読できたものの、現状では判読できない文字については、「□」とし、「┌」を付して『佐賀県史料集成』の翻刻を記した。

一 史料原本において、追而書の位置に本文が書かれている場合には、その体裁を表現せず、本文に続けて翻刻した。ただし、一部については、史料原本の体裁を表現した。

- 一 『佐賀県史料集成』は「佐古」とし、巻数、文書群名・文書番号を記した。
- 一 『佐賀県近世史料』は「佐近」とし、編・巻、頁数を記した。
- 一 鍋島家文庫所蔵史料は、請求記号を「鍋…」という書式で付した。
- 一 『大日本近世史料 細川家史料』は「『細』く／忠利く号」などと冊次と文書番号を記した。
- 一 「寛政重修諸家譜」は「寛政譜」と記した。
- 一 参考文献は、各解説では「(著者・編者十刊行年)」で記し、本史料編の末尾に詳細情報を「参考文献一覧」として掲げた。
- 一 各文書の翻刻・校訂・校正は、多久家文書研究会のメンバー(構成員は「解題」を参照)で行った。ただし、追加分については、小宮木代良・及川亘・石津裕之の三名で行った。
- 一 各文書の解説は、担当者ごとに執筆したが、内容は多久家文書研究会のメンバーで検討・確認した。ただし、追加分については、小宮木代良・及川亘・石津裕之の三名で検討・確認した。なお、担当者名は後掲の収録史料一覧に記した。

既刊分

一 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

〔端裏封上書〕

方

〔墨引〕 （多久安順）
長州まいる

（鍋島勝茂）
信濃守

猶以、三人之衆同座候ハン、可有御心得候、

今朝之様子、（鍋島直茂）加州へ申候へハ、とかく、親類衆被罷上候ハ、可然候ハン

やの由候、様子書中ニハ不得申候間、今晚三ノ丸ニて猶談合可申候、先

為御心得、令申候、恐々謹言、

十七日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂も安順もともに在佐賀。

鍋島直茂も佐賀に在ると思われる。「三人之衆」は未詳だが、三・四

号と同時期とすれば、諫早直孝・鍋島（武雄）茂綱・須古信明の三

人である可能性もある。年次の上限は、「長州」の表記より慶長十二

年、下限は、直茂の歿する元和四年。

二 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

〔端裏封上書〕

方

〔墨引〕 （多久安順）
長門殿まいる

（鍋島勝茂）
信濃守

明朝は茶を可給之由、一段と大慶申候、天氣悪敷候共、必々参上可申候、

為其、一筆令申候、恐々謹言、

三月十三日

（鍋島）
勝茂（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。ともに在佐賀。年次は、「長

門」の表記から慶長十三年以降、安順の歿する寛永十八年以前。花

押は、四二三号（慶長十四年）に近い。

三 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

〔端裏封上書〕

（多久安順）
長門殿

〔墨引〕

（諫早直孝）
右近殿

（鍋島勝茂）
信濃守

（鍋島勝茂）
主殿殿

（須古信明）
下総殿

まいる

猶以、生三へも、右之段、大かた申聞召置候、以上、

先日之すき所之儀吉五郎左衛門へくれ可申と存候、可然候ハ、可被申

渡候、生三存知之儀候間、可有談合候、恐々謹言、

二月廿二日

（鍋島）
勝茂（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。宛先の四人とも在国。年次は、「長門」の表記より慶長十三年以降、鍋島道虎の歿する寛永六年以前。花押は、一四号（慶長十七年）に近い。

四 鍋島勝茂自筆覚書（竪紙）

一 （端裏結封上書）

長門殿 （多久安順）

方

右近殿 （謙早直孝）

（墨引）

主殿殿 （鍋島茂綱）

信守 （鍋島勝茂）

下総殿まいる （須古信明）

一

今朝之儀、加州たゝ今申候趣、（鍋島直茂）

一長州へ替進之候在所之儀、今朝之絵凶之趣、一段と可然之由候事、

一助太郎知行ハ、今の在所ニ可然之由候事、

一宗佐・玄賀事も、今ノ在所ニめしおき可然之由候事、（藤野）

右之分ニ可被相極候、

三日

信（花押）（鍋島勝茂）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた覚書。居所は、鍋島直茂・勝茂・安順・直孝・茂綱・信明、全員在佐賀か。年次は、「長門」の表記から慶長十二年以降、直茂が存命中なので元和四年以前。花押は、一四号（慶長十七年）に近い。

五 鍋島勝茂自筆書状（竪紙）

一 （端裏結封上書）

長門殿まいる （多久安順）

信濃守 （鍋島勝茂）

半右衛門尉打果候儀、左兵衛殿へ一通之儀を今度申入、可然候ハン哉、（秀）

後日之儀、校量候て、能々加州へ御談合候て、様子忠兵衛にて可承候、（長谷川藤広）

申入事、不入事候ハゝ、相ひかへ可申候、我等儀、たゝ今白石へ罷越候 （中野茂利）

間、貴所へ右之趣申置候、委忠兵へ可申達候、かしく、（甘島郡）

三日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂は在肥前白石。安順は鍋島直茂へ談合するとあるので在佐賀か。「半右衛門」は、慶長十六年十一月二十四日に長崎で勝茂の命をうけた鍋島茂賢の手勢に殺害された白石地域の有力者秀半右衛門（佐近一―二／三七頁〜三八頁・二七三頁〜二七四頁・八二九頁）であると推定され、年次は、慶長十六年十二月以降から、安順が佐賀にいる十七年二月までの間の時

期と推測される(小宮木代良二〇一九年)。長谷川藤広は、慶長十七年春ころには在駿府。

六 鍋島勝茂自筆書状(豎紙)

(端裏封封上巻)

「(墨引) 長州まいる

(鍋島勝茂)
信濃守」

当春、所々之けん地ニ、出来凡いかほと有之儀候や、先承度候、凡返事ニ可承候、恐々かしく、

廿九日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。日付のみであり、内容から見ても、勝茂と安順は近接した位置におり、おそらく佐賀領内であると推測される。年次は、「長州」の表記及び安順の隠居前であることから、慶長十三年以降(二十九日なので慶長十二年十二月二十九日の可能性も残るが、「当春」とあるのでやはり慶長十三年春以降)、寛永十二年以前。検地関連で、慶長十六年春の領内検地(佐近二一〇二/二七一頁)との関係が少なからず考えられる。

七 鍋島勝茂自筆書状(豎紙)

(端裏封封上巻)

「(墨引)

(多久安順)
長州まいる

(鍋島勝茂)
信濃守」

家中之者共へ加増申候儀、談合申候処ニ、可然之由被申、得其意候、明朝面談ニ弥可相極と存候条、石見・多い庵・対馬同心候て待申候、然者、此付のことく可申付と存候、いかゝ候はんや、先、内証談合申候、被寄存儀共候ハ、返事ニ可承候、為其、内筆如此候、此外、加増申候者之儀、とくとときうりやう申候てと存候条、切々談合可申候、かしく、

五月七日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。家士への加増について安順を含む龍造寺四家と勝茂の談合へ招請する内容で、ともに在佐賀。年次は文中の須古信明が出家し「影庵」と称するようになる元和九年から、信明が隠居する寛永三年の間と考えられるが、元和九年・寛永元年は五月七日時点で勝茂は在江戸であり(及川亘二〇二一年)、可能性が残るのは寛永二年・同三年となる。

八 鍋島勝茂自筆書状(豎紙)

(端裏封封上巻)

「(墨引)

(多久安順)
長門殿まいる

(鍋島勝茂)
信守」

(下村茂充)
下次左罷帰、多久様子承、何共笑止之儀、可申様無之候、其方家中之者

共、何方不申候様ニ才覚此時ニ存候、其方相つゝかれ候へハ、家中も無
異儀候間、当分者可仕様も無之事候条、何とそ校量被申候て、仕様可承
候、其方無御出候ハ、生三(鍋島道虎)迄成共、可承候、恐々謹言、

七日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。多久に送った使者の帰着を待つて書かれたもので、多久家の存続に関わる問題が起こったと見える。勝茂は佐賀、安順は多久に居るものと考えられる。時期は安順が「長門」を称するようになる慶長十二年冬から鍋島道虎死歿の寛永六年六月一日の間となるが、使者の「下次左」(下村次左衛門尉)が下村左馬助茂充の前名であるとすれば(佐近八一―/五一八頁)、元和三年に比定できる正月二十五日付下村茂充書状(佐史一八/二二二頁)ですでに「左馬助」を称しているの、下限は元和三年ということになる。一方で、「下次左」が下村茂充でないとするれば、寛永五年二月の安順養子の多久茂富廃嫡に関連する可能性もある。

九 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、於此御地、万仕合能、殊我等事、今ほと腹中大かたよく候条、

心安可被存候、以上、

一書申候、其元罷立候刻、手頭を以、中野兵右衛門尉(政利)へ被申聞候趣、具
二令承知、案中なからの覚悟と、別而満足申候、いよゝ以、先様心遣
疎あるましきと、目出度存候、次ニ其方さし料之刀、兵右衛門尉へとら
せ被申候よし申聞、念入候儀、』令祝着候、くハしくハ兵右衛門方可申
達候、恐々謹言、

信濃守

(寛永十四年)
卯月十三日

(鍋島)
勝茂(花押)

(多久茂辰)
美作殿

まいる

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国である。茂辰は寛永十四年に勝茂より藩政全般を任されることになり、寛永十四年卯月二十日付で中野政利宛で起請文を提出するが(二六号解説)、本文中「手頭を以、中野兵右衛門尉へ被申聞候趣」はそのことと関連するものと思われる。また寛永十四年は、勝茂は閏三月十八日に江戸に着府するが(三三〇号、閏三月二十一日

付鍋島勝茂書状)、閏三月六日(寛永十四年)付茂辰宛勝茂書状(一七号)では、勝茂が参勤に際して腹中を煩ったものの、上方に着いた頃には大方平癒したことが分かり、本文書の追而書の内容に一致する。従って本文書の年次は寛永十四年に比定できる。

一〇 鍋島勝茂自筆書状(折紙)

猶以、則爰元可有御上候、以上、

其元御着之由、珍重存候、早々爰元可有御参候、やかてまち申候、御返事二不及候、恐々謹言、

二月廿八日

信守

勝茂(鍋島)(花押)』

神代家良
神六兵衛

多久茂富
龍孫四郎殿

人々御中

【解説】

鍋島勝茂より神代家良・多久茂富に宛てた書状。勝茂の花押は、一四九号・二四七号等慶長九年頃から同十三年頃まで使われたものに近く、慶長七年頃から同八年七月頃まで使われた花押(二四六

号、八月十六日(慶長七年)付「坊所鍋島家文書」一八九号、正月二十日(慶長七年)付鍋島道虎宛鍋島勝茂書状、佐史一一一二七頁/同二三号、七月二十一日(慶長八年)付鍋島道虎宛鍋島勝茂書状、佐史一一一四六頁)とは明らかに異なる。また、茂富(龍造寺孫四郎)は慶長十三年には「多久図書頭」を名乗るので(「水江事略」)、本書状の年次の上限は慶長九年、下限は同十三年ということになる。ただし、父の安順同様、茂富も慶長十二年内に改名した可能性も排除はできない。

勝茂と神代等の位置関係は、追而書の「爰元可有御上候」という表現からすると、①勝茂が上方、神代等は江戸・駿府または国許、②ともに上方で勝茂が京都・伏見、神代等が大坂等、③勝茂が江戸・駿府、神代等は国許、④勝茂が駿府、神代等は江戸、といった可能性があるが、本文中で早々に「爰元」に来るように、また返事は不要と指示していることからすると、両者は比較的近い距離にいたことが窺われ、②・④の蓋然性が高いと考えられる。二月末時点で、②に該当する可能性があるのは慶長九・同十年、④に該当する可能性があるのは慶長十三年であるが、茂富の図書への改名が慶長十二年であったならば、②の可能性のみが残る(及川亘二〇二二年)。

一一 鍋島勝茂自筆書状（堅紙）

今朝者早々御帰故、振舞不申候、仍天守の石かき手廻之儀、今日中に談合御極尤候、様子明日可承候、恐々謹言、

一日

勝茂（鍋島）（花押）

【解説】

宛所は欠くが、鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状か。共に在国。佐賀城天守の石垣の手配を今日中に決めるように命じ、その結果を明日聴くと伝えたもの。「勝茂公譜考補」三乾（佐近一一二／二六六・二六七頁）によれば、佐賀城天守の地形が完成し、河上（佐賀平野北郊）より小石四十万荷、大石百万が運ばれたのは慶長十四年とされているので、年次は、この年か、あるいはそれについての談合であるので、その前年のことかと考えられる。花押は二四七号（慶長十三年）・四二三号（慶長十四年）に近い。

一二 鍋島勝茂書状（折紙）

態申入候、今度上衆之内より、先以、可被相控候由、申候へとも、こゝもと各御上候而可然存候条、龍忠右衛門殿・長大蔵・彦右衛門尉・本作左衛門尉・大正左殿・七左衛門尉・龍清太郎殿被罷上候様ニ、可被（前カ）

候、其為』一書申入候、以書立、申置候衆、いつれも三月初方被罷上候

様ニ、可被相触候、加州儀母事も、急度上国候様ニ申遣候間、早々打立被申候様ニ、可被仰達候、恐々謹言、

二月十六日

信濃守

龍（慶長十年）

龍（写兵衛カ）□□□殿（多久安順）

勝茂（鍋島）（花押）

【解説】

宛所に欠損があるが、多久安順に宛てたと思われる鍋島勝茂の書状。慶長十年、勝茂と徳川家康の養女菊（勝茂室徳川氏）との婚礼が伏見で行われることになり、そのため佐賀から龍忠右衛門（千葉胤信）ほか然るべき人物の上京を促したものである。父母である鍋島直茂夫妻の早々の上京についても述べているが、「勝茂公譜考補」三乾（佐近一一二／二四九頁）によれば、直茂夫妻の上京は二月となつている。これにより勝茂は伏見か。安順は在国。

一三 鍋島勝茂自筆書状（堅紙）

方角へ之儀、今明日間、可被申渡之由、一段可然存候、銀子之儀ハ、や

一（墨引）

長門殿まいる

信濃守（鍋島勝茂）

かてそれまで可遣候、将又、今朝申候福地兄弟(家俊・家近)へ加増之儀、別而辛勞申者候間、早々被申渡尤候、三左衛門尉(福地家俊)へハ、勘右にて遣事候、恐々謹言、
七月廿七日
かつ茂(鍋島) (花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。共に在国。福地兄弟の加増について、彼らは特に苦勞したので、早々申し渡すように命じている。「葉隠聞書校補」(佐近八―一/六〇九頁)には、福地家俊と家定兄弟は、慶長十年に共に加増もしくは新知行を受けている。年次は長門の宛所の表記により、慶長十三年以降。花押は四二三号(慶長十四年)・六七号(慶長十七年)に近い。

一四 鍋島勝茂自筆書状(折紙)

猶以、急之用所にてハ無之候間、用をも被相叶候て、可被罷帰候、
二三日、為甘、砥川(小坂郡)へ被相越候由、可然存候、此方へハ鳥然々見え不申候間、今日罷帰候、其元被申付儀無之候ハ、先以、明日佐賀へ可被罷帰候、ちと用所之儀共候間、申事にて候、若隙被入事候ハ、』三日中
二可被罷帰候、恐々謹言、

信濃守

慶長十七年乙
壬十月五日
長門殿(多久安順)
まいる
勝茂(鍋島) (花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた呼び出しの書状。共に在国。状況としては、勝茂は狩場を設けていたがそこに鳥がないので、佐賀へ帰ることを伝えた。この書状中、勝茂は江戸期を通じて用いられた佐嘉ではなく、佐賀の文字を使っていることは注目される。この時期考えられる閏月は、慶長十七年・寛永八年の両年である。三六四号(八月九日付)の鍋島忠直祝言の記事より、勝茂は、寛永八年は在江戸の可能性が高いので、年次は慶長十七年か。

一五 鍋島勝茂自筆書状(折紙)

猶以、両条御失念あるましく候、く、
我等儀、来ル七日八日間ニ、必可罷上ニ相極申候、
一母(鍋島勝茂室石井氏)へ頼申候一儀、今日御澄可被成事、頼申候、
一先日方内談申候様ニ、加州(鍋島直茂)へ条を透くニ御書候て、』可被召置之由、
かたく我等申おき候とおり、節々能被仰候て可然候、今度煩中にも、

そののみ氣遣ニ存候間、扱々申事候、くハしくハ御面ニテ可申述候、恐惶かしく、

信守

(慶長九年カ)
三月五日
多久安順
与兵衛

(鍋島)
勝茂(花押)

□□御中

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。共に在国。勝茂は二、三日後の上京(もしくは江戸か駿府へ)を伝え、そのために母(鍋島直茂室石井氏)・父直茂への二箇条を依頼する。勝茂、直茂夫妻、安順の四者がともに佐賀城内に居城しているとすると、この話は成り立ちがたいとも思われるので、勝茂の蓮池城在城の可能性が考えられようか。年次は「与兵衛」の表記から、少なくとも慶長十二年以前である。花押は一四九号(慶長九年)に近い。この前後で三月に在国の可能性があるのは、慶長九年である(及川亘二〇二一年)。

一六 鍋島勝茂自筆書状(折紙)

取紛大かた申遣候、あと方追々可申遣候、

(鍋島直澄)
かいのかみ仕合能 御いとま被下、罷下候 万事其方おやこへ打まかせ可申よし、申聞候条、被得其意、可然候、くハしくハかいのかみ可申候、かしく、

信守

(寛永十四年)
十一月吉日

(鍋島)
勝茂(花押)

多久安順
長州
多久安順
みまさか
まいる』

勝茂(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順・同茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、安順らは在国。寛永十四年天草・島原一揆(島原の乱)鎮圧のため、同年十一月十四日勝茂の息子鍋島直澄は江戸を発足した。直澄には万事万端につき安順・茂辰に委ね相談するように申し聞かせたことを知らせたものである。

一七 鍋島勝茂自筆書状(縦紙)

(編纂松村士雄)

方

(墨引)

長門守殿(多久安順)
まいる

信濃守(鍋島勝茂)

平戸之鷹望ニ存候間、無相違様ニ調法候て可給候、態重々一人被相越、

早々参候様ニ有度候、恐々謹言、

卯月十六日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂が「平戸之鷹」の入手を安順に依頼しているが、平戸は平戸藩領のことであろうか。勝茂・安順ともに在国。「長門守」の表記より年次の上限は慶長十三年、寛永十八年十月に歿するので、下限は寛永十八年となる。

多長門殿(多久安順)

御宿所

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。「塚崎之湯」は武雄付近の温泉地(『日本歴史地名大系』)。内容から、勝茂はその付近に逗留している。安順は在佐賀と思われる。年次の上限は「長門守」の表記より慶長十二年、下限は安順が歿する寛永十二年となるが、勝茂の花押から慶長十三、十四年頃(二四七・四二三号等)と推測される。

一八 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、爰元鳥然々見え不申候て、存之外鷹とも鳥数不申候、

勘右衛門尉迄之御書中披見申候、然者、我等爰元逗留中、其地之鷹場、

芦かり・蒲田・鹿江・牟田之前、ゆるし申候間、御つかひ可有候、此中

之窮屈を御はらし尤二候、我等儀、塚崎之湯を汲せ候て、入可申と存候

条、暫ハ」此方逗留可申候、替儀共候ハ、則可承候、恐々謹言、

信濃守

十一月廿九日

勝茂(鍋島)
(花押)

一九 鍋島勝茂自筆書状(竪紙)

一(端裏捺封上巻)

(墨引)

長州(多久安順)
まいる

信守(鍋島勝茂)

方

加州今晩ちとふるいつき被申候由二候、然者、薬用被申候様ニと存候間、
さ様之儀談合可申候条、三ノ丸へ今晚可有御出候、我等もやかて可罷出
候、かしく、

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。鍋島直茂の発病をうけて、

て、急度せいはい可然存候、於様子ハ、忠兵衛口上申候、又、白石庄(許島郡)も悪敷候条、「(召置)」からめめしおき候、右同前ニ加州へ内談、尤存候、委御返事ニ可承候、用所之儀共口上ニ申候間、不具候、恐々かしく、

信守

十一月七日

勝茂(鍋島) (花押)

〔切封上書〕
〔墨引〕

長門殿(多久安順)

信濃守

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順ともに在佐賀か。年次の上限は「長門守」の表記より慶長十二年、下限は直茂が歿する元和四年六月の前年の同三年となるが、勝茂の花押から慶長十三年、十四年頃(二四七・四二三号等)と推測される。

二三 鍋島勝茂自筆書状(竪紙)

〔端裏結封上書〕
〔墨引〕

長門殿(多久安順)まいる

信守(鍋島勝茂)

猶以、長左へ其方先返事被申候由、これ又尤ニ存候、以上、我等儀、たゞ今罷帰候、然者、長左兵衛殿方ノ状、披見被申、御くわ

し之物、則筑前へ被相届候由、一段と可然存候、左兵衛殿へ近日音信可申候間、其刻、右之返事可申入候、恐々謹言、

九月〇三日(カ)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順ともに居所は不明。年次の上限は「長門」の表記より慶長十三年。勝茂と長谷川藤広が書状のやりとりをしていることから、下限は長谷川の歿年である元和三年である。長崎奉行であった長谷川は、慶長十七年の岡本大八事件、またそれを原由とする、慶長十九年の有馬氏の所替に関わり、同年四月に来佐の記事があるが(佐近一―二／四六・三〇二頁)、本書状との関係は不明である。

二四 鍋島勝茂自筆書状(竪紙)

〔端裏結封上書〕

〔墨引〕 長門殿(多久安順)まいる

信濃守(鍋島勝茂)

此中、筆者申付候とか人之儀、兩人ながら、せいはい申候て可然存候、其方も其分ニ被存候ハ、則被申付候て尤候、為其、一筆令申候、恐々謹言、

九月二日

多人安順
長門殿
まいる

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状で、勝茂が罪人に対する処罰を安順に命じている。居所は、勝茂・安順共に不明である。年次の上限は、「長門」の表記より慶長十三年である。下限は、安順歿年の寛永十八年。

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。居所は、勝茂・安順ともに在国である。勝茂は、大風による農作物の被害と、佐賀城普請の中断について、重臣達と談合日を設けるよう命じている。年次の上限は「長門」の表記より慶長十三年である。下限は鍋島主水の歿年月より、慶長十五年である。慶長十三年は、安順が九月以降に駿府城普請より帰国したと考えられる(佐近一―二/三五・二五四頁、佐近八一―/六七七―六七八頁)ので、除外される。慶長十五年は、勝茂が閏二月から九月まで名古屋城普請のため名古屋に詰めており(及川亘二〇二一年)、除外される。以上のことから本書状は慶長十四年に確定できる。花押は、慶長十三・十四年に比定されている一・二四七・四二三号に近い。

二五 鍋島勝茂自筆書状(折紙)

猶以、佐賀ふしん(普請)の事、勘右衛門にて御返事承申候、先々惣々相止可申と存候、これも御面を以、談合可申候、家中相つゝき候ねハ、何事も不罷成候、

気色いかゞ御入候や、承度候、此ほとハ、皆相煩候時分(涯分)二候間、かいふん御やうしやうあるへく候、将又、今度の大風に、上下共二そんもう(損毛)の由承、不及是非候、其付而、談合可申様子共候間、来ル廿七日ニ主殿(御島茂樹)・右近殿・下総殿・主水、其外一言も可申』衆、皆々被打寄候様ニ、それ方可有御申候、油断あるましく候、恐々謹言、

二六 鍋島勝茂自筆書状(折紙)

猶以、こゝもと相替儀無之候、御前之仕合、并御年寄中とれ〜も御懇二候、万事心安可被存候、以上、

信守

七月廿三日

勝茂(御島)
(花押)

一書申候、其方せいし之儀、中野兵右衛門尉(政利)まで被申候を承届、不及夫
二事二候へ共、心次第二可然之由、先日申遣候処二、せいし相調、今度
中野又右衛門尉(正守)にて被差越、具二令拝見、案中ながら、真実之覚悟、無
残所書面二候、幾久目出度儀、大慶至極存候、来年』帰国之節、面を以、
委可申達候、恐々謹言、

信濃守

七月五日

多久美作殿

まいる

勝茂(鍋島)
(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。年次の下限は、中野政利が
兵右衛門尉から数馬へ改名する寛永十七年である。また花押は、寛
永初年より十四年頃に多く見られるものである。茂辰が政利に宛
てたという誓詞は、年次と、「案中ながら、真実之覚悟、無残所書
面二候」という内容から、寛永十四年卯月二十日付けの起請文(佐
古二四／五番御掛硯誓詞書写二／六一号)と推定できる。なお、七
一〇号は同文である。本書状には「来年帰国」とあるので、勝茂は
在江戸であることがわかる。勝茂は、寛永十四年閏三月十八日江戸
着(三三〇号)、同年の天草・島原一揆(島原の乱)勃発時也在江

戸であるので(佐近二―二／四五五〜四六二頁)、居所に矛盾はな
い。よって本書状は、寛永十四年に比定することができる。茂辰は
在国である。

二七 鍋島勝茂自筆書状(折紙)

以上、

孫四所方一人被差上候間、一書申入候、俊州様一昨日佐賀御着候、仍貴
殿御煩今ほといか、御座候哉無御心元存候、御養生之儀御由断有間敷候、
船中風御ひき候へぬやうに尤存候、食など打続進申候哉承度存候、次宗
安事、路次にて相次第被罷上候様、孫四談合申候へ共、今ほとちと
天理御煩氣に御座候二付而、いか、候ハんと孫四も被申候間、貴所御煩
もはや能御入候すると存候ま、相扣申候、天理御』煩然々の事にて無之
候間可御心安候、我等儀、来月末必御供申候て江戸可罷下覚悟候、頓而
可為御下候間、悉皆以面上可申述候、恐惶謹言、

壬八月廿五日

信濃守

勝茂(鍋島)
(花押)

龍与兵衛殿

□

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。年次は、龍造寺高房が生存中であり（高房生歿年は天正十四年（慶長十二年）、閏八月であることから、慶長九年と確定できる。高房の佐賀到着を知らせているので勝茂は在佐賀。安順は、佐賀から離れた場所で病気を養生している様子であり、在洛中もしくは帰国途次とも考えられる。

二八 鍋島勝茂自筆書状（折紙）

追而申候、今度貴所被相煩候へ共、被入念養生候故、早々本ふく被申、一入／＼目出度存事二候、病後之儀候条、鷹など遣被申、ゆる／＼と心やうしやうあるへき事肝用存候、たゞ今、出舟申候間、早々申候、何も大坂方可申進候、恐々謹言、

五月十九日

信濃守

勝茂（鍋島）（花押）

長州参（多久安順）』

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂は船中にて、佐賀から大坂へ向かう途中にあり、病後の多久安順が養生のために鷹狩をす

るとあることから、同人は佐賀に在るものと思われる。安順の歿する寛永十八年が下限だが、花押は、寛永十五年以前の寛永期のものである。

二九 鍋島勝茂覚書（折紙）

高千石 （鍋島直弘） 山城守
高千石 （小川利清） 市左衛門

右之分ニ可然存候、残の者共の書立ハ昼ほと見可申候、』

「（墨引）
（奥切封上書）

美作 （多久茂辰） まいる

方 （鍋島勝茂） 信」

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた覚書。勝茂と茂辰は近接したところにいる。勝茂の四男鍋島直弘は元和四年に生まれ、同年、重臣成富茂安の養子となり、寛永十二年、その知行の内から千石を分けられ別家となっていた。同十九年八月に、鍋島姓を拝領し（鍋島山城家系図）、藤野保『佐賀藩の総合研究』では正保三年とする）、知行高も六千石まで加増されている。小川利清家は龍造寺隆信代に重臣であった家柄で、寛永五年の「惣着到」に関連する人物の記載はな

く、寛永十九年の「御国惣万帳」では同人が知行高千石で登場するので、本覚書は寛永五年から同十九年までと推定される。また、茂辰に「国元諸事仕配」が命じられた寛永十二年六月以降の可能性が高い。

三〇 鍋島勝茂自筆書状（折紙）

（諸岡茂之）
彦右衛門尉談合候て可承候、

道仙子元悦へ切米廿石計とらせ候てはいかゝ候はんや、道仙旅人にて、こゝもとへさい子引相はて候間申事候、元悦先様外きやうならい候やうニ仕度候、上手ニ成、やくニ立候ハ、其ニしたかい切米をも加増可申付候、いしやハ多ク有之事候条申事候、外きやうハすくなく候条、』右之分ニ候、校量申候て来ル六日ニ様子可承候、

以上、

三日

「（奥切封上書）

（墨引）

（多久茂辰）
みまさか殿まいる

（鍋島勝茂）
信」

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂と茂辰は、ともに在国

か。勝茂は、医者道仙子元悦の取立について、諸岡茂之と相談するように指示している。年次の上限は茂辰が「国元諸事仕配」を命じられる寛永十二年以降となるか。下限は、その罷免の正保三年。

三一 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

（端裏結封上書）
「（墨引） 長州まいる

（鍋島勝茂）
信濃守」

（野口常俊）
七左衛門・二郎兵衛、はや出舟申候や、承度候、片時も早々参候様ニ可然存候、様子返事ニ可承候、恐々謹言、

十一月十八日

勝茂（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。両者の居所は不明。縦紙を用いているので、あるいは比較的近接したところか。野口常俊は寛永十一年二月一日に歿しているので、本書状は寛永十年以前となる。花押型は慶長後半のもの、慶長十五・十六年頃が最も近いと思われる。慶長十九年は別の形。また、「長州」の表記からは慶長十二年以降。

三三 鍋島勝茂書状 (折紙)

改年之吉慶、目出度存候、

一 爰元御普請、今日八日方之鍬初ニ而候、昨日惣御普請衆家老下奉行被召寄、御年寄中直ニ被仰渡候ハ、御普請惣様、急ニ不仕、土台木・根石・なら石置候儀なども、諸手同前ニ、手後之方候ハ、待合可然由、堅被仰渡候、自身丁場へ付居候儀も御法度之由ニ候、旁以忝仕合と、各も被申事ニ候、

一 当年、爰元御普請ニ付而、去春已来、過分之銀子差出候条、蔵入外方集り候物、少宛成共、調候様ニ有度通、其方心遣之程、(前氏方)関千左衛門尉・石井右衛門佐方申越候ニ承、尤之儀候、然者諸方より之』諸引残、并種子未進等之帳四品、今度其方為心得遣候、漸々ニ調儀、可為肝要候、時分から稠敷催促などハ能有間敷と存候条、其心得可被申候、一 少宛之用所之儀共、(鍋島茂道)出雲監物・(政利)中野兵右衛門尉・田崎外記より申遣候間、被承届、急度返事可被申越候、委ハ永日中、切々可申遣候、恐々謹言、

信濃守

(寛永十三年)
正月七日

(鍋島)
勝茂 (黒印)

(茂辰)
多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。「御普請」は江戸城普請と考えられ、「今日八日方之鍬初」とあり、正月八日の鍬初めであることから、寛永十三年の江戸城普請であると確定できる(及川亘二〇一九年)。居所は勝茂が江戸、茂辰が国許。

三三 鍋島勝茂書状 (折紙)

猶以、(多久茂辰宛鍋島氏、多久茂辰宛)出雲か、所よりも、今朝雪降候付而、気色之儀承度由申越候条、右之通、無別条由、可被申聞候、已上、

今朝大雪降候付而、為見廻、使者被相越、殊新敷鯛老折一給、令祝着候、料理候て、賞味可申候、昨朝我等見候所より、いかにも近クニ而、仕合能、真蘘を取飼、満足申事候、右之段被承付、昨日も早々使者被』相越、被入念たる儀候、我等気色も無相易儀、能候条、心安可被存候、何も期面前之時候、謹言、

信濃守

正月十三日

(鍋島)
勝茂 (花押)

(茂辰)
多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。居所はともに国許。年次は花押が承応元年に年次比定される三〇一号文書に近く、その後で勝茂・茂辰ともに在国している慶安二年・同四年・承応二年あたりか。

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。「大納言様」は徳川家光の長男家綱であり、正保二年に権大納言となっている。そのため、「若子様御誕生」は徳川綱吉の誕生であり、正保三年と年次比定される。居所は勝茂が江戸、茂辰らが国許。

三四 鍋島勝茂書状（折紙）

正月元日の書状、去十三日到着、令披見候、如被申越候、新春之吉兆、目出度申納候、此段、自是も先日申遣候間、定而參着可申候、其地無相替儀由、珍重存候、於爰元も、弥無別条、我等夫婦其外子共孫共息災之儀候、（徳川綱吉）若子様御誕生之為御祝儀、一昨日も令登城、昨日も大納言様江』御年頭之為御礼、（徳川家綱）御城罷出候、万々心安可被存候、何も期後音、不能具候、謹言、

正月十六日 （正保二年）

鍋嶋若狭殿 （茂綱）

多久美作殿 （茂茂）

諫早豊前殿 （茂歌）

進之候

信濃守

勝茂（花押） （鍋島）

三五 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、咎人指免候儀、佐賀へ籠舎申付候者計二不限、諫早・神代・深堀・武雄・多久・藤津其外諸郡相究、若咎人於有之者、指免可被申候、已上、

態申遣候、

一台徳院様御十三年忌御法事、昨日迄二相澄、（徳川秀忠）天氣も能候而、下以迄目

出度儀、（徳川家光）不過之存事候、昨日、上様増上寺へ被為成御成候条、其

以前二御寺へ參上可申旨、御老中ら、以御奉書、被仰下候付而、各同

前二衣冠之装束二而令參詣、首尾能御目見申、大慶推察可被申候、

一昨日、阿部豊後守殿より被仰渡儀候条、一人指出候様二と被仰聞候付

而、榎九兵衛尉申付候処、右就御供養、当御地之籠舎共、難被指免者

迄も被成御赦免候条、国々之儀も、国之仕置二相成候大分之咎ハ各別

候、其外之』籠舎ハ指免候様ニと被仰渡候条、其元之籠舎見合、被相計、則指免尤候、さ候て、何村之何かし、何之咎ニ而何年籠舎候を免候通、銘々書付、此地可被差越候、

一きりしたん宗之類、并小柳(小柳四郎兵衛力)ケ様成者ハ各別之儀候条、其心得可被申候、

謹言、

正月廿五日

(正保元年)

信濃守

勝茂(鍋島) (花押)

鍋嶋若狭殿

(茂綱)

多久美作殿

(茂辰)

諫早豊前殿

(茂歌)

鍋嶋安芸殿

(茂賢)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰らは在国。一条目に徳川秀忠の十三年忌法事に関する記述があり、年次は正保元年。二条目以下で、秀忠の供養のために行われた恩赦についての取扱いを指示している。

三六 鍋島勝茂書状 (折紙)

猶以、美作(多久茂辰)爰元逗留之儀、三四十日ニ而可有之候間、其心得尤二候、

此書面之趣、先以、於其地、噂被申間敷候、已上、

一書申遣候、当年、我等爰元相詰(か)ニ落着申候ハ、面々用所共多候条、

六月ニ美作事、可被罷上候、し(か)□との儀ハ、五月時分ニ可申遣候間、先

以其心得可然候、然ハ美作留主中、国元之儀、彦右衛門尉一人ニ而罷成

間敷候条、誰そへ申付、可然候ハん哉、兩人校量之程、急度、可申越候、

其上を以、校量候て、可申遣候、為其、如此候、謹言、

正月廿五日

(寛永十六年九)

信濃守

勝茂(鍋島) (花押)

多久美作殿

(茂辰)

諸岡彦右衛門尉

(茂之)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰らは在国。年次は寛永十六年か。この文書では、勝茂が茂辰に対してこの年六月に江戸に参府するよう指示し、はっきりしたことは五月頃に申し遣わすとしている。寛永十六年に比定される五月十五日付の鍋島勝茂覚書(二五一号)では、「過分之可為造作」との理由で、六月に予定していた茂辰の参府中止が伝えられており、三六号と二五

一号は、おそろく同年のものと思われる。

進之候

三七 鍋島勝茂書状 (折紙)

一書申遣候、仍、去年其元過分之損亡ニ付而、家中并百姓共及迷惑候由承、笑止千万ニ存候、此節之儀候条、何とそ加勢をも申付度候へ共、其方如存、我等手前難続、剩去年ハ過分之臨時之入具、漸借銀ニ而相調体ニ候へハ、乍存、不及了簡候、乍然、家中下々之者大損亡申、及難儀候者、は(撫育)こくみ可申ため、銀子三百貫目、利足なしニ借シ可申と存候、就夫、出雲監物差下候間、家中下々迄、能被相改、及飢候者共へ、少宛成共借シ候て、当分相続候様ニ可被申付候、』右銀仕配之儀、此方方ハ校量難成候条、其方三人、諸岡彦右衛門尉・監物談合候而、被申付、可然候、将又、蔵入百姓共へハ、銀子四百貫目、本捨ニ候て借シ可申と存、彦右衛門尉へ申遣候間、可被得其意候、委ハ監物可申達候、謹言、

正月廿五日

信濃守

勝茂 (黒印)

若狭殿

美作殿

豊前殿

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸か(佐賀以外)。茂綱・茂辰・茂敬はともに在国。年次は、茂辰の家督の年次から上限が寛永十三年、下限は、諸岡茂之の罷免前であることから正保三年。城島正祥氏は、寛永末年の書状とする(城島正祥一九八〇年/二五五頁)。

三八 鍋島勝茂書状 (折紙)

猶以、旧冬、御前相澄候為祝儀、其地より段々使者飛脚被相越、参着申儀候、然上者、今日、御目見申候祝儀と候て、又々、其元方使者にても、飛脚にても相越候儀、無用ニ存候間、必相扣尤ニ候、已上、

急度申遣候、今日、上様表へ被為成、御成候条、可致登、城之由、昨

晚、阿部对馬守殿方御内意ニ付而、紀伊守・甲斐守・刑部太輔召連、御

城罷出、今朝、御目見申、無残所仕合、安堵推察可被申候、右之段被承、

大慶ニ可被存と、早飛脚を以申遣候、随而、此程出雲監物・中野兵右衛

門尉方如申遣候、其元より十日間之飛脚之儀、もはや不入』儀候条、弥

被相扣可然候、何も期後音候、謹言、

正月廿八日

成富山城殿

鍋嶋若狭殿

多久美作殿

諫早豊前殿

多久長門殿

影庵

鍋嶋中務殿

神代伯耆殿

鍋嶋安芸殿

鍋嶋式部殿

諸岡彦右衛門尉

信濃守

勝茂(花押)

ての拝謁である(佐近二一／六七二頁)(佐古九／四四七号・五〇九号)ことから、寛永十六年(松田和子二〇一九年)。

三九 鍋嶋勝茂書状(折紙)

一書申遣候、我等儀、一昨廿九日晚、天満令着、今日、江州勢田迄罷越候条、心易可被存候、然者、家中方江戸へ差上せ候女子、其地にて、誰ぞ存候て、差上せ候者無之、無臆次様ニ承候条、先様者、家中より差上せ候女子之儀も、一職、諸岡彦右衛門尉点合にて、差上せ候様ニ、可被申渡候、彦右衛門尉点合無之候ハ、板倉周防殿御切手取候儀、相扣候様ニと、嶋八郎右衛門尉へハ今度申渡候条、其心得可被申候、恐々謹言、

信濃守

勝茂(花押)

二月二日

美作殿

進之候

【解説】

鍋嶋勝茂より多久安順等に宛てた書状。勝茂は在江戸、多久安順・茂辰等は在佐賀。年次は、勝茂が三人の子元茂・直澄・直朝とともに、將軍徳川家光に拝謁していること、またこれが寛永十五年末に天草・島原一揆(島原の乱)での逼塞の処分が赦されたのちの初め

【解説】

鍋嶋勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は参勤途次、多久茂辰は在国の可能性が高いが、不明。年次の上限は不明(寛永期か)、

茂辰と諸岡茂之が国政全般に関わる時期であれば寛永十二年以降。下限は、諸岡茂之の罷免前なので、正保三年以前。下村利充は「寛永之比大坂留守居」（佐近八―一／四八六頁）、板倉重宗は元和六年（承応三年京都所司代（『大日本史料 柳宮補任 五』二頁）。花押は寛永十五年に比定されている三五八・四〇六・四五一号に近い。花押は寛永十六年以降には使用されなかったため、下限は寛永十五年。

四〇 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、

一 国元諸算用之儀、諸岡彦右衛門尉相究、都合之儀、其方被承候様ニと相定召置候、寛永十二年中、其元万算用相澄候哉、究之様子、急度可被申越候、江戸上方算用究之儀ハ、勝屋勘右衛門尉・関将監・出雲監（頼臣）・下村与四右衛門尉へ申付候、其心得可被申候、
一 寛永十一年方跡之色々算用之儀、此中不澄切候つる、是又すまし切候て、跡をすきくと算用有之様ニ、早々調儀尤二候、
一 爰元御普請、三月中旬比迄ニハ皆々可相澄体二候、心安可被存候、
恐々謹言、

信濃守

（寛永十三年）
二月二日

（頼臣）
勝茂（花押）

（茂辰）
多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国である。一ヶ条目に寛永十二年の国許での算用に言及があることから、三ヶ条目の「爰元御普請」とは寛永十三年の江戸城外郭の公儀普請のことであると分かる。

四一 鍋島勝茂書状（折紙）

一書令啓候、仍、其方事、道中無事ニ、正月五日江戸参着被申、同九日ニ、御老中へ、大久保右京殿・紀伊守案内者ニ而、被罷出候処、讃岐守殿・伊豆守殿・豊後守殿へ、首尾能、被懸御目之由、目出度存候、其外之御衆者、御留主故、申置候由、尤ニ存候、進上物之儀、御年寄中御隙無之付而、御差図延引候由、五郎兵衛・九兵衛尉（頼貞）より申越候ニ承候、定而もはや仕合能上り可申と存事候、其許仕廻次第、早々可被罷下候、我等上時分之儀、其元より之一左右次第ニと存儀候、何も頓而、以面可申候、謹言、

信濃守

寛永十八年
二月二日

多久美作殿
(茂辰)

進之候

勝茂(鍋島)
(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在国、茂辰は江戸参府中である。「水江事略」によると、茂辰は、鍋島忠直（寛永十二年歿）後室松平氏の鍋島直澄への再嫁が幕府に認められたことへの勝茂名代の使者として、寛永十七年十二月佐賀を発ち、翌正月十五日に家光に謁見する。

四二 鍋島勝茂書状（折紙）

急度申遣候、仍、阿部対馬守殿より、家来之者一人指出候様ニと被仰聞候付而、今四日朝、榎九兵衛差出候処、当春諸国廻之 御上使之儀、当年者、先以被相延之由、被仰渡候条、万其心得可被申候、今年者、諸国損毛ニ付之儀ニ而可有之と、忝仕合共候、御上使御下付而之』用意共、相控可被申事尤候、此段為可申、如此候、謹言、

信濃守

寛永十九年乙
二月四日

勝茂(鍋島)
(花押)

多久美作殿
(茂辰)

諸岡彦右衛門尉
(茂之)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国である。当春に予定されていた幕府国廻上使の派遣が「諸国損毛」により延期されたことを報ずる。阿部重次老中就任の寛永十五年十一月以降、茂辰等が罷免される正保三年九月以前で、二月に勝茂が江戸参府中であるのは寛永十六年・同十七年・同十九年、正保元年・同三年であるが、「諸国損毛」が寛永大飢饉を指すとすると、本文書の年次は寛永十九年の可能性が高い。

四三 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、今程ハ増々おかめ機嫌能候ハんと存候、無申迄候へ共、弥血心など無之様ニ、無油断、養生申候様ニ、可被申付事尤ニ候、已上、

先月廿日、勝屋勘右衛門尉・出雲監物へ之書状、早飛脚にて被相越、参着、令披見候、然者、先月十九日ニ、おかめ輒男子誕生申、殊血之道少も無之、いつよりも機嫌能候由被申越、一入目出度存候、此中左右遅候

て、我等夫婦無心元存、待かね候処ニ、吉左右承、満足大慶此上無之候、其許皆々悦』之程、令推察候、弥気色能候ハんと存事候、何も期後音、不具候、恐々謹言、

信濃守

二月六日

勝茂(鍋島)(花押)

美作殿(多久茂辰)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。おかめ(諫早茂敬室鍋島氏)は勝茂の女で、茂辰の妻の妹にあたり、母も同じくする。寛永六年八月諫早茂敬に嫁した。勝茂はおかめの出産を心配していたが、茂辰が江戸屋敷の勝屋、出雲の両名に早飛脚で男子誕生と産後の無事を伝えたため、それを見た勝茂が安心、満足の意を伝えたもの。このとき誕生した男子はおかめが生んだ男子のうち、寛永九年の茂清か、寛永十年の茂孝か、寛永十三年の茂真のいずれかであるが(「諸家家系」鍋二一〇—一六)、確定はできない。文中の勝屋の存命は、寛永十三年まで確認できる(四〇号、二二六号)。

四四 鍋島勝茂書状(折紙)

已上、

一書申遣候、旧冬きりしたん宗諸国依 御改、領中も相究候付而、高原市左衛門尉儀、当分領内ニ在宅申候故、筈を差出候様ニと、究之者より申候処、帰依寺ハ寺沢兵庫殿領分ニ有之近松寺ニ而候、其身筈之儀ハ、於江戸、我等へ直ニ可相越由候て、不差出通、被申越候、領中きりしたん相改候趣、御年寄中へ申上候付而、右之段をも相達候ハて不叶様子ニ候付而』申上候、其後、帰依寺近松寺之手形、市左衛門尉(高原)方差出之由候て、写相越候条、則御年寄中へ懸御目候、市左衛門尉儀、如存、此中方至我等懇志之仁ニ候条、右之様子有体ニ申聞せ、其身并召使候者迄、筈を差出分ニ候へハ、互ニ無滞事候間、筈を出候様ニ有度通、申越候段、相達可然候、さ候て、筈差出候ハ、早速此方へ相越尤候、委ハ鍋嶋織(殺道)部可申達候、恐々謹言、

信濃守

二月九日(寛永十三年)

多久美作殿(茂辰)

進之候

勝茂(鍋島)(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。寛永十二年十一月一日から十二月十五日までに行われたキリシタン改め(藤野保一九八一年/四二一頁、『細』一九/忠利三〇二六号参照)で問題となった公儀御細工の仕事をしていた高原市左衛門尉に関する内容である。この一連のものは「多久家文書」に寛永十三年二月二日(二二六号)、同二月九日(本文)、同二月十二日(二二八号)と三通あり、続けて読むことによって一連の流れを理解できる(大園隆二郎一九八九年、『伊万里市史』近世近代編二九八〜三〇〇頁参照)。

四五 鍋島勝茂書状(折紙)

一書申遣候、仍、九州御廻之 御上使御三人之内、小出对馬守殿頭人之由候、昨八日二江戸御立、丹波知行所へ被相越候、能勢小十郎殿(頼徳)ハ対馬殿付衆之由候、城織部殿(信茂)ハ右御両所之上之御目付之由候、織部殿ハ今月廿日比、小十殿ハ来ル十六日二江戸被罷立、九州へハ御三人ながら同前二、来月五日比、大坂可為出船之由候、 御上使衆大坂より御乗船之儀、手前より御馳走可申由、申入候へ共、御廻之其国方之船二御乗候儀、無用之由、御年寄中被仰渡候間、手前よりの船二ハ御乗有間敷之由候条、七十丁立之儀相扣、其外之船ハ、先日如申遣候、何その用之為二

候条、大坂へ差上せ可』然候、七十丁立之儀、はや出船申候ハ、途中にて勘左衛門尉逢次第二、戻候様ニ申付候、其心得可被申候、随而 御上使御下ニ付而、用所之儀共、其外之用所、別紙ニ手頭を以、勘左衛門尉口上ニ相含候条、可被承届候、恐々謹言、

信濃守

勝茂(鍋島)(花押)

二月九日

長門殿

石見殿

若狭殿

对馬殿

石井修理

大木兵部

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。勝茂は在江戸、安順等は在国。寛永十年小出吉親等の国廻上使が来藩することを伝え、そのため上使用に七十丁立の船を大坂に廻すように指示していたが、老中から断られたため、その船を戻すように命じ、その他の船は何かの用があつたときのために、大坂へ送るように命じた。「勝茂公譜考補」四(佐近一一二/三九八〜四〇〇頁)によれば国廻上使が

佐賀に入るのは寛永十年十月、寺井から佐賀城下に入った。その後伊万里には十二月十三日、同十五日多久の別府を通り、唐津領へ向かった（「山本神右衛門重澄年譜」佐近八一―七二六頁）。

四六 幕府老中連署状案（折紙）

異国船、領内之浦江令到来、訴訟之儀於申者、船中之者、氣遣無之様、致挨拶、至長崎、以奉行入、可遂訴訟旨、相含之、差添案内者、彼地江可被越之候、若在所而、訴訟仕度と申候者、番之者付置之、其趣、大坂定番衆・同町奉行・長崎奉行入、并高力撰津守迄、早々注進尤候、自然、長崎江不相越、又者湊江船を不入、沖に有之而、はし船を以、於令申者、湊江本船を』不入、慥成者をも不差越候間、江戸江可及注進様なく、其上、当所にハ通事無之候、長崎江罷越候義不成候者、可帰帆之旨含之、被相構間敷候、兎角日本江可為商船渡海之訴訟候間、彼輩不氣遣様、可被心得候、恐々謹言、

（正保二年）
二月十二日

阿部対馬守（重次）

阿部豊後守（忠秋）

松平伊豆守（信綱）

鍋嶋信濃守（勝茂）殿

【解説】

江戸幕府老中の松平信綱等より鍋嶋勝茂に宛てた老中連署奉書。同じ連署奉書は、諸大名に宛てて出されており、「徳川実紀」引用「水戸記」中の正保二年二月十二日付松平頼重宛のものや、萩毛利秀就宛（「公儀所日乗」同日付記事）、山内忠義宛（「山内家史料」）等がある。年次は正保二年。この連署奉書の宛名となった大名はそれぞれ、この国許において、勝茂も在国中であつた（清水雅代二〇一九年）。

四七 鍋嶋勝茂書状（折紙）

正月十一日中野奎助迄之書状、令披見候、仍、十月・霜月・師走・正月、我等為祈祷、於多久桐野山、日護摩執行之御札被相越、則令頂戴候、被入念候儀、一入令祝着候、漸々暖二相成候故、気色弥得驗、歩行不自由二候つるも大形能候条、心安可被存候、随而、先日拝領申候 御鷹之羈披として、来ル十九日晚、御上使石川弥左衛門殿・神尾備州・甲斐庄（正徳）喜右衛門殿、其外一門中申請儀候、其元無相替儀、徳寿院様』其外子共（多久安順室鍋嶋氏）孫共何も息災之由、珍重存候、我等 御暇之儀、いまた御沙汰無之候、定而当月末、来月初二而ハ可有之かと存事候、何も期後慶、不具候、謹言、

信濃守

二月十二日

勝茂（黒印）

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰は在国。

「寛明日記」〔内閣文庫所蔵史籍叢刊〕六六・六七の承応三年一月二十九日記事に、石川弥左衛門を「御上使」として勝茂に「御鷹ノ鶴拝領」との記事がある。桐野山は、多久領内の妙覚寺。

四八 鍋島勝茂書状（折紙）

正月十三日之書状参着、令披見候、然者、長門守年（多久安順）被寄候付而、其方へ

隠居申度通、若狭を以、旧冬被申越候、如何様ニも心次第被致可然段、

申遣候、夫ニ付而、家督請取申候儀、其方遠慮ニ存候趣、細碎被申越、

得其意候、乍然、何様ニも長門被申次第第二仕、尤ニ候、さ候て、長門請

下知、漸々毎事仕習候者、已来も可然事候条、不及理候、然上者、他

国へ之取合并連判之儀、長門中被仕候ことくニ、無用捨心遣肝要候、

委者出雲監物より可申遣候間、不具候、恐々謹言、

信濃守

二月十四日

勝茂（花押）

美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸。多久安順と

茂辰は、ともに在国。八月十四日（寛永十二年）付の茂辰宛勝茂書状（一九八号）では、この年の十一月二十日ころまでに、鍋島茂綱が江戸城公儀普請の用で江戸に行くことになっている。本状で、茂綱が勝茂に安順の隠居の意思を伝えたとされる件は、この茂綱の在江戸時になされた可能性が高い。よって本状の年次は寛永十三年。

なお、「水江事略」では、寛永十二年十月中旬に江戸の勝茂のもとに赴く茂綱に、安順が、自身の家督を茂辰に譲りたい意向を託したとされ、それを受けて翌年正月十三日に家督を茂辰に譲ったことになっている。家督委譲を寛永十三年正月十三日とする見解は、本状の内容から解釈された可能性が強いが、少なくとも正月十三日の茂辰の書状は、家督辞退を述べたものであり、「水江事略」の解釈には無理がある。

四九 鍋島勝茂書状（折紙）

正月廿二日馬渡七大夫へ之書中、令披見候、仍而、旧冬肥後へ差越候鷹、
鷹二取付候へ共、押際二而放候由、残多存候、然者、右鷹師肥後へ逗留
申候中、（松井長）長岡佐渡別而懇志之儀、其上連々音信など被申候由、書立之通
見届、得其意候、川井権之允親子も一入情二入候由承届候、於此地肥後殿
へ懇二御礼申述候、右被入念忝存候通、先『其方方佐渡方□書状を以可
申入由、我等方申遣候段書載候而、書状相越可被申候、尤、於此地肥後
殿へ懇二御礼申入候段をも書載可被申候、我等帰国之刻、佐渡方へ直二
ハ可申と存候条、其心得可被申候、何も重而可申遣候、謹言、

二月十三日

信濃守
勝茂（黒印）

多久美作殿
進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在佐賀。「肥後殿」は細川光尚も在江戸。光尚は、寛永十二年七月に肥後守、同十八年五月に襲封し、翌年五月に初入国の暇を賜っており、本書状の年次は、光尚襲封後とすれば同十九年が上限となる。茂辰

が正保三年十一月に失脚するので、下限は同年となる。この間で二月に勝茂と光尚がともに在江戸となる年次としては、寛永十九年・正保元年・同三年が該当する。「松井文書」五三（東京大学史料編纂所架蔵写真帳）に寛永十九年のものと比定される二月二十一日付松井興長宛多久茂辰書状があり、それに国廻上使の記事があることを踏まえると、本書状の年次は寛永十九年と推測される。

なお、二月十九日の茂辰宛勝茂書状（一六七号）は、本書状と一連のものと思われる。また、細川光尚のもとへ鷹師を派遣することに言及した八月二十二日の茂辰・諸岡茂之宛勝茂書状（二二一号）があり、本書状と関連するものかも知れない。関連するとすれば、本書状の前年に当たると推測される。

五〇 鍋島勝茂書状案（折紙）

一書申遣候、仍、内々我等願之御訴訟之儀、（元勝）神尾備州を以、御老中へ申上召置候付而、此ほと被成 御上聞候処、如願相澄、一昨十九日、西之丸へ岡部内膳殿・同丹波殿・備前殿・和泉守、（長盛）右四人被召出、御三人之御老中御同座二而、御訴訟之儀如申上候二、（神尾元勝）家督丹後守へ被 仰付、我等隠居之儀、（鍋島直朝）首尾能被 仰出之由、御懇之 上意之旨、（酒井忠勝）雅楽頭殿被仰渡候通、御城より直二右四人被參被申聞、今ほとハ御用多時分柄、ケ様

之儀存掛も無之処、早速之 仰出、寔以難有仕合、忝次第奉存事候、日峯様(鍋島直茂)已来数十年堅固ニ相続、丹後守へ家を相讓、千秋万歳、幾久と目出度存儀候、数年之願相叶、我等安堵太慶之程、可申様無之候、弥丹後守心持可入由、申聞事ニ候、其元何も』可為悦と存候、我等并丹後守御礼申上候儀も、追付ニ可有之と存候、我等 御暇之儀者、其節可被仰出かと存事候、被下 御暇候ハ、気色次第令発足、道中も養生候て、緩々と可罷下と存儀候、此間者弥令不食、気分しかと無之、迷惑申候段、神尾備州、御老中へ御噂被申候へハ、則被達 御上聞、為 御上使阿部豊後(忠秋)守殿去十八日御出、とくと養生可仕旨、色々御懇之 上意之通被仰聞、冥加之至忝仕合存事候、今程ハ内田玄勝葉令服用候処、殊外相応申、漸々能分候条、心安可被存候、右之段、養寿院さま・徳寿院さま・長寿院さま、(三浦賢輔室 鍋島氏) (多久安順室 鍋島氏) (諫早直孝 継室 鍋島氏) 其外むすめとも、いづれも銘々可申遣候へとも、保養時分候故、無其儀存、懇可被申達候、家中頭々へも被申聞尤候、何も期後慶候、恐々謹言、

二月廿一日

信濃守

勝茂(鍋島)

甲斐守殿(鍋島直澄)
 加賀守殿(鍋島直能)
 山城守殿(鍋島直忠)
 大和守殿(神代直忠)

鍋嶋能登殿(茂和)
 多久長門殿(茂矩)
 諫早豊前殿(茂貞)
 鍋嶋玄番殿(常貞)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩等に宛てた書状。勝茂は在江戸、鍋島直澄らは在佐賀。二月十九日に光茂への家督移譲と勝茂の隠居が認められたこと、また勝茂が病を得たことが將軍の耳に入り、二月十八日に見舞いの上使として老中阿部忠秋が派遣されたこと、などが述べられていることから、年次は明暦三年である。葉が効いたので「心安可被存候」と述べた勝茂であったが、同年三月二十四日に江戸において歿した。

五一 鍋島勝茂自筆書状(豎紙)

「(墨引) 長門殿まいる

「 信守」

虫氣ニ御座候由、かい分養生あるへく候、ちと用所之儀候間、晩か明朝か、本丸へ可被罷出候、将又みね郡くね之儀、今朝加州へ申候、懸々両人之者へ被相尋候て、此方へ可有御申之由候、恐々謹言、

十九日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂が安順を所要のために本丸（佐賀城）へ呼び出しているので、居所は、勝茂・安順ともに在国である。「くね」は、竹などを編んだ垣根、生垣（『日本国語大辞典』）。また『佐賀県林業史』は、「畔林」を「クネバヤシ、田つきの山林」と注記している（同書三二頁）。年次の上限は、長門の表記の初出である慶長十二年（佐古一六／願正寺文書一七号）。下限は鍋島直茂歿年の元和四年である。

五二 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

（編裏結封上書）

「

」

（墨引）

龍与兵殿人々御中

信守

八介殿明日御打立之由候、然者、今度本佐・学校らの御墨付、政家様・八介殿へ被懸御目、可然存候、さ候ハ、今晩御出、可然存候、此段加州へたゞ今御たつね尤候、かしく、

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状である。龍造寺高房は、江戸詰中の慶長十二年三月、夫人を刺殺し自害しようとして重傷を負った（同年九月歿）。兄にかわり弟八介と彦松（源四郎）が江戸へ参勤した（佐近一―二／三五、二五五―二六三頁）。本書状は、八介の出発前日のものと推定される。また、龍造寺政家が歿する同年十月以前である。

勝茂の高房事件発生時の居所は、慶長十二年と推定される高房の容体について記した勝茂覚書があることから、江戸である（佐古一―／坊所二六八号）。八介兄弟出立に関して、「有田家文書」六月十四日付勝茂書状に、「八介殿兄弟、今月廿四五の比ニ此地打立被申候」、「道安・与兵衛殿・左衛門殿へ、書状を以可申候へ共、頓而此方可為御下候間、無其儀候」とある（佐古一四／有田家一二号）。このことから、八介兄弟出立の頃には、勝茂は在国。高房卒去を受けて上府していた安順は（佐近一―二／二六二頁）、帰国の予定であることがわかる。本書状によると、勝茂・直茂・安順はともに在国であるので、勝茂は高房事件の後帰国し、安順も八介兄弟出立の前に帰国していることになる。本書状の年次は慶長十二年である。

五三 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

（編裏封上巻）
「（墨引） 与兵衛殿御宿所

（鍋島勝茂）
信濃守」

今日御帰候や、尤存候、御用之儀共候間、明朝早々御出待入申候、恐々

謹言、

十一日

勝茂（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂の居所は佐賀。安順は他出しているようであるが、勝茂は明朝に与兵衛を呼び出していることから、近辺の何処かと考えられる。年次の下限は、与兵衛から長門への改名の前であるので、慶長十二年となる。花押は他に類がない。

相越事、専一ニ存候、こゝもとへ御出候ハ、面を以、猶談合可申候、

恐々謹言、

二月七日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順は在国である。鍋島直茂も在国である。安順が長門を名乗る時期については、慶長十二年九月の龍造寺高房歿前後の可能性を検討しなければならぬが、本書状の日付は二月であるので、上限は慶長十二年とする。下限は、直茂歿年の元和四年である。

五五 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

（編裏封上巻）

「（墨引）

（多久安順）
龍与兵衛殿人々御中

（鍋島勝茂）
勝茂」

信守

返々、右二つの内ハ、かならず、来年進入可申候、いつれも返事

ニ可承候、

（龍造寺家晴）
龍七郎左殿被相頼、一書申入候、（龍造寺）
龍左衛門尉殿方それへ参候小鷹大望候

間、我等所方もらい候て可遣之由候、小鷹あまた候ハ、御やり候て可
然存候、さ候ハ、来年すはい鷹所持申候ハ、八まん、可進候、加州
（鍋島直茂）

五四 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

（編裏封上巻）

「（墨引） 長州まいる

（鍋島勝茂）
信濃守」

猶々、右之儀、我等などハ一入気遣ニ存候間、申事候、

如此、たゞ今加州方被申越候間、書中、為御心得、進之候、先刻も申候
様ニ、此儀別而気遣ニ存候間、能々七左衛門と談合候て、急度一人可被
（鍋島直茂）
（鍋島直茂）

方（青首）のあおくひとり成共、来春ハ進可申候、かしく、

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順の居所は不明である。安順が長門を称する以前であるので、年次の下限は、慶長十二年である。龍造寺左衛門は後の鍋島茂綱か（「同格系図」（鍋一四一―二二）では左衛門大夫）。「巢鶴」は鶴の幼鳥、「青首とり」は青首（アヒルの在来種）を取る鷹のことか。本書状では、勝茂が龍造寺氏内の鷹のやりとりを差配している。

五六 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

（端裏結封上書）
「（墨引）」

（多久安順）
長門殿まいる

（鍋島勝茂）
信濃守」

明後朝者、必々可參申候、然者三平刀仕立ニ遣度候へ共、みしかき左みノ刀無之候条、貴所持候ハ、先かり申度候、無之候ハ、明日中ニ尋候て可然候、さ候ハ、代を則くれ可申候間、其分ニ御尋有るへく候、かしく、

十五日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。両者は近接した場所にいると思われる。年次の上限は、「長門」の表記から慶長十二年。下限は、三平と表記されており、紀伊守を名乗る前であることから、元和五年。

五七 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

（端裏結封上書）
「（墨引）」

（多久安順）
長門殿まいる

（鍋島勝茂）
信濃守」

方角へ之儀能被申渡候や承度候、彼者への書状之安文見申度候間、書うつし候て、たゞ今可給候、何も面を以可申候、かしく、

十一日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。両者は、近接した場所にいる。年次の上限は「長門」の表記より慶長十二年、下限は安順の歿年から寛永十八年。

五八 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

（端裏結封上書）
「（墨引）」

（多久安順）
長門殿まいる

（鍋島勝茂）
信守」

(吉忠) 吉五郎左衛門尉承候て参候ニ三条、無相違様ニ被申付尤存候、此段右近・

(鍋島茂勝) 主殿へも其方とくく〜と可有談合候、何も失念あるましく候、恐々謹言、

十一月十八日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。居所は明らかにできない。

諫早直孝が、右近を名乗っていることから、本書状は少なくとも寛永二年以前となる。

六〇 鍋島勝茂自筆書状 (縦紙)

見事之鯉一つ送給、別而祝着申候、何様しやうくわん可申候、何も期面前候、恐々謹言、

廿七日

(奥結封上書) 「(墨引)」

(多久安順) 長州まいる

(鍋島茂勝) 勝茂(花押)

(多久安順) 長州まいる

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。両者の居所は不明であるが、比較的近接していると推測される。「長州」の表記から慶長十二年以降、安順が歿する寛永十八年以前。花押型は慶長後半のもので、分かっている中では慶長十五・十六年頃が最も近いと思われる。慶長十九年は別の形。

五九 鍋島勝茂自筆書状 (縦紙)

(端裏結封上書) 「(墨引)」

(多久安順) 長州まいる

(鍋島勝茂) 信濃守

かうろ給満足申候処、重々見事之かうはこ二つ一入く大慶此御事候、何様、秘蔵可申候、臆而ハ罷下、面を以、御礼可申候、又源道宅への書状相調進之候、能々御心得候て、御申可給候、かしく、

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。両者の居所は不明であるが、日付がないので比較的近接している可能性もある。安順が歿する寛永十八年以前。源道は不明。

六一 鍋島勝茂自筆書状 (縦紙)

(端裏結封上書) 「(墨引)」

(多久安順) 長門殿まいる

(多久安順) 長門殿まいる

(鍋島勝茂) 信濃守

ろ

明日談合可申儀共候間、三人之衆同心にて、早々方まち可申候、我等腹中ちとハよく候間、心安可被存候、何も明日可申候、恐々謹言、

卯月九日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順は共に在佐賀。年次は未詳。「長門」の表記から慶長十三年以降、寛永十八年十月二十六日の安順歿までの間。

六二 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

（編裏捺封上巻）

一（墨引） 長門殿まいる

（鍋島勝茂）
「信守」

（鍋島直茂）
加州気色弥よく候間、たゞ今罷帰候、

佐州方之御用者候儀、いとなく延引申候間、来月十日方内ニ被相越、可然存候、先然々之者共にて無之候共、あまり延申候間、申事にて候、委面にて可申達候、かしく、

十月廿三日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順は共に在国。鍋

島直茂も佐賀にいたると思われる。年次は未詳。「長門」の表記から慶長十二年以降、直茂存命（元和四年六月三日歿）により元和三年以前。また文中の「佐州」が本多正信であれば、正信の歿年月日から元和元年以前、さらに八一・八三号と関係するものであれば慶長十八年以前か。

六三 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

（編裏捺封上巻）

一（墨引）

（多久安順）
長門殿

（鍋島勝茂）
「信守」

（須古信明）
下総殿まいる

猶以、小袖取ニ遣候ハ、来月廿日比ハ下着可申と存候、以上、

さつまへ音信物之儀、くら、あふみハ度々遣申たる由候、其外ニハ小袖ならてハよくあるましきよし、加州被申候間、上方へ今日いそき候て取

ニ可遣と存候、但、時分おそく可罷成候や、其分ニ候ハ、唐物を遣可申候、何も返事ニ承、可得其意候、かしく、

【解説】

鍋島勝茂より多久安順・須古信明に宛てた書状。勝茂・安順らは共に在国。鍋島直茂も在国中であると思われる。年次は未詳。「長門」の表記から慶長十二年以降、直茂存命により元和四年以前。

六四 鍋島勝茂自筆書状（竪紙）

〔端裏封上書〕

方

〔墨引〕 長門殿まいる （多久安順）
信濃守 （鍋島勝茂）

猶も水出可申と存候間、蔵入所之儀、生三・清五左衛門御よひ候て、よく被申付候て可給候、大かたの覚悟にて、いかゞと存事候、恐々謹言、

廿五日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順は共に在国。年次は未詳。「長門」の表記から慶長十二年以降、石井茂清が清五左衛門と称しているため元和四年以前。高野信治氏は本文書を慶長検地実施期の「慶長十年より十五年の間」とする（高野信治二〇〇二年／一五九頁）。

六五 鍋島勝茂自筆書状（竪紙）

〔端裏封上書〕

〔墨引〕 与兵衛殿まいる （多久安順）

信守 （鍋島勝茂）

猶以、何とそ飼候やうニ御調儀尤候、

今朝、孫四を以申候大鷹調儀事、何とそ来月中ニ参着候様ニ、頼申候、

鷹十ヲほと望存候、加州も三つほと望之由候間、能々御念を被入、必調

候様ニ可然存候、松前二人を遣候へハ、過分の造作候間、申事候、かし

く、

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順は共に在国。鍋島直茂も佐賀にいたると思われる。年次は未詳。「与兵衛」の表記から慶長五年以降、慶長十二年以前。

六六 鍋島勝茂自筆書状（竪紙）

〔端裏封上書〕

方

〔墨引〕 長門殿まいる （多久安順）
信濃守 （鍋島勝茂）

細権兵衛留置候間、主殿早々被参候様ニ御申越尤候、恐々謹言、

九月廿三日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順の居所は不明。

ともに近くにおり、主殿にすぐに参るように伝えていとあること
とから、在国の可能性が高い。年次は、「長門」の表記から、慶長
十三年以降、主殿が鍋島茂綱（武雄主殿介）であれば、慶長七年家
督、寛永十一年には少なくとも若狭守を称している（「勝茂公譜考
補四」佐近一一二／三八九頁）のでその間。

六七 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

（編裏封上書）
「（墨引） 長門殿まいる

（鍋島勝茂）
信濃守」

昨日申候儀、急度被相改、何之道ニも早々可被申付候、此儀別而曲事ニ
存候間、申事にて候、恐々謹言、

壬十月八日
（慶長十七年）

（鍋島）
勝茂（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順の居所は不明。
ともに近くにいるため在国の可能性が高い。年次は、「長門」の表
記から、慶長十二年以降。さらに、壬十月は慶長十七年か寛永八年
であるが、花押は慶長十六年に使われているもの（坊所・慶長十六
年花押）に近いので慶長十七年。

六八 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

（編裏封上書）
「（墨引） 長門殿まいる

（鍋島勝茂）
信守」

気相いかゞ御座候や、承度候、仍、江戸へ之儀付而、談合可申様子共候
間、気色よく御入候ハ、何比、可被罷出候や、返事ニ可承候、我等煩、
何とやらん気悪候て、めいわく申候、如此相煩候刻、いつも道（今大路親清）三葉ニて
よく候間、明後日、良意差上、様子申入、葉可申請と存事候、 かしく、

五日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。居所は、江戸への儀につい
て談合する予定が両者とも具合が悪く延引していることから、勝
茂・安順ともに在国。年次は、長門の「表記」から慶長十二年以降。
また、今大路親清は寛永三年九月十九日歿（「寛政譜」）のため寛
永三年以前。

六九 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

（編裏封上書）
「（墨引） 長門殿まいる

（鍋島勝茂）
信濃守」

平七太夫事、先日如申候、早々相替候様ニ被申越、可然存候、我等心持
共候間、申事にて候、於様子者、いつそ面を以可申候、六月ニ罷下候様
ニ尤存候、恐々謹言、

卯月二日

勝茂(鍋島)
(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順の居所は不明。
年次は、「長門」の表記から慶長十三年以降。花押は一四号に近い。

七〇 鍋島勝茂自筆書状 (縦紙)

一 (編裏検封上巻)

信濃守

(墨引)

龍与兵衛殿(多久安順)

勝茂(鍋島)

人々御中

初之松竹八本送被遣、一入く畏存候、何様しやうくわん可申候、何も
御面にて御礼可申述候、恐惶かしく、

廿一日

勝茂(鍋島)
(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順の居所は不明。

日のみであること、「御面にて御礼可申述候」との表記から近くに
いる。ともに在国。年次は、「勝茂」の実名から慶長四年以降(清
茂↓勝茂の改名は慶長四年四〜五月頃)、「龍与兵衛」の表記から、
慶長十二年以前。花押は比較的古いものと推測される。

七一 鍋島勝茂自筆書状 (縦紙)

一 (編裏検封上巻)

方

(墨引)

龍与兵衛殿人々御中(多久安順)

信濃守(鍋島勝茂)

今晚、龍左太殿・龍市兵衛、御振舞可申と存候、さも候ハ、それより
被仰候て可被下候、又今晚それより可有御振舞之由承候、いか、御返
事ニ可承候、恐惶謹言、

十月廿九日冊

勝茂(鍋島)
(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順はともに在国。
「今晚：御振舞」とあることから近くにいる。年次は、「勝茂」の
実名から慶長四年以降(清茂↓勝茂の改名は慶長四年四〜五月頃)、
「龍与兵衛」の表記から慶長十二年以前。花押は慶長七年に比定さ
れている二四六号に近い。なお、慶長八年に比定される八月七日付

勝茂書状(佐古一一/坊所鍋島家文書二二五号)では、当該書状と別の花押となっている。

七二 鍋島勝茂自筆書状(豎紙)

〔編裏捺封上書〕

(墨引) 長門殿まいる

(多久安順)

信濃守

(鍋島勝茂)

来ル廿七日までハ各隙入申候や、廿九日ニ被打寄候様ニ可然候、其段可被仰候、恐々かしく、

廿四日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順の居所は不明。日のみで、数日後に会う約束をしているため近くに在る。ともに在る国か。年次は、「長門」の表記から慶長十二年以降。

七三 鍋島勝茂自筆書状(豎紙)

〔編裏捺封上書〕

(墨引) 長門殿まいる

(多久安順)

信濃守

(鍋島勝茂)

(勝茂為力)
勘右衛門尉必明後日上せ申候、其付而、談合申度儀共候間、明朝、(鍋島茂綱) 主殿・下総、同心にてまち申候、恐々謹言、(須古信明)

廿六日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順の居所は不明。日のみで、明朝談合の連絡をしていることから、近くに在る。ともに在る佐賀か。年次は、「長門」の表記から慶長十二年以降。また須古信明が元和九年法体、寛永三年隠居であるため、元和九年(もしくは寛永三年)以前の可能性が高い。

七四 鍋島勝茂自筆書状(豎紙)

〔編裏捺封上書〕

(墨引) 長門殿まいる

(多久安順)

信守

(鍋島勝茂)

今晚之のやうになくさみ申候儀無之候、然者犬正兵衛殿儀付而、存寄様子共候間、明朝内談可申候条、(大塚家重力) 惣兵衛・(持永茂成力) 助左申渡儀、相ひかへ候様ニ、可有御申候、先刻方ハ失念申候て、たゞ今申候 かしく、

十八日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順の居所は不明。

明朝内談とあることから近くにいる。ともに在佐賀か。年次は、「長門」の表記から慶長十二年以降。犬塚家統は元和八年九月十日歿（「葉隠聞書校補」佐近八―一／三三〇頁）のため、元和八年以前。

七五 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

（端裏捺封上書）

「（多）信守

（墨引） 龍与兵さま人々御中

（鍋島）勝茂

今晩之御振舞の様子、本丸へ被仰上候哉、承度候、やかて参候て可申入候、恐惶かしく、

四日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順ともに在佐賀。

年次は、龍造寺高房が在佐賀と考えられることから（一四九号・佐古一一／坊所二一九号）、慶長七〜九年頃と推定される。

七六 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

（端裏捺封上書）
「（多）龍与さま 人々御中 （鍋島勝茂） 信のゝ守」

御やとに御座候由承候間、一筆令申候、陳（種）こしらへなされ候や、承度候、御隙二いつにてもちと御出まち申候、我等煩いまた然々共無之、めいわく体候、あまりく無音申候間、如此候、恐惶かしく、

十月廿九日 （鍋島）勝茂（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順の居所は不明。

慶長四年であれば大坂、慶長五年であれば柳川の可能性があるが、確定できず。年次は「勝茂」の実名から慶長四年以降、安順が「与兵衛」という表記であるため慶長十二年以前。

七七 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

（端裏捺封上書）
「（多）長門殿まいる （鍋島勝茂） 信濃守」

（案）安文則返進申候、

安文見申候、弥此分二可然存候間、晩二水ケ江二而、能々御申渡尤候、此方方使を以申入候儀、時分を以、ゆるく可然存事候、併此儀一段幸之事候間、よくく口上二被申入之儀、専用存候、かしく、

十一日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順は共に在佐賀。

年次は「長門」の表記から慶長十二年以降、寛永十八年十月二十六日の安順歿までの間。

七八 鍋島勝茂自筆書状（竪紙）

一 (端裏結封上巻) (成高茂迄) (墨引) 与兵衛殿人々御中

(鍋島勝茂) 信濃守

成十右を以承候九郎介事、打果候ハねて不叶儀と存候間、主水・七左衛門尉御談合候て、被仰付、可然存候、何も御面を以、可申述候、恐惶謹言、

正月二日

(鍋島) 勝茂 (花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順の居所は不明。

年次は「勝茂」の実名から慶長五年以降、「与兵衛」の表記から慶長十二年以前。花押は、九二号等の慶長九、十四年頃に使用されたものと同系統。

七九 鍋島勝茂自筆書状（竪紙）

一 (端裏結封上巻)

(墨引) 長門殿まいる

(鍋島勝茂) 信守

先日、談合申候せい札、二とおり、早々かゝせられ候て、被相立、尤存候、為其、一書申入候、恐々謹言、

三月廿八日

(鍋島) 勝茂 (花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順の居所は不明。

年次は「長門」の表記から慶長十三年以降、寛永十八年十月二十六日の安順歿までの間。

八〇 鍋島勝茂自筆書状（竪紙）

一 (端裏結封上巻)

(墨引) 長門殿まいる

(鍋島勝茂) 信守

家中之乗物之儀、筑前・唐津表之儀、被聞合、可然存候、其二したかい、手前之事も申付候ハ、よく候ハんと存候、恐々謹言、

八月七日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順の居所は不明。年次は「長門」の表記から慶長十三年以降、寛永十八年十月二十一日の安順歿までの間。武家諸法度の乗輿規定との関連も考えられるが未詳。

八一 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

〔端裏封上書〕

（墨引） 長門殿まいる

（多久安順）

信濃守

（鍋島勝茂）

右

清右殿方、四五年先方被申候へ共、いまた不遣候間、早々遣度候、
（米津親勝）米清右殿より被申候女之儀、切々七太夫方申越候間、早々遣度候、いま
た不尋出候や、承度候、先日引上者、（本多正信）佐州へ可遣之由候て、これへ被置
候由承候、佐へハわかき者可然候ハんと存候、先日ノハとしまいり候由
承候間、これを清右殿へ遣候て可然候ハんや、返事ニ可承候、恐々謹言、

八月九日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。年次は「長門」の表記から

慶長十三年以降、米津親勝が阿波国へ配流となる慶長十八年以前。本多正信へ遣わすべき人（女）に関する内容は六十二号、八十三号とも関連するか。

八二 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

〔端裏封上書〕

（墨引） 長州 まいる

（多久安順）

信濃守

（鍋島勝茂）

右

長崎へ之儀、早々御申越候て可然存候、七左衛門おそく罷歸候ハ、態
よひ二人を被差越、急度、一人長崎へ被相越、尤存候、か様なる事方、
むつかしき儀、出来有物候間、申事にて候、御油断あるましく候、恐々
謹言、

七日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順の居所は不明。内容から見て近くにいるか。年次は「長州」の表記から慶長十二年以降。七左衛門と談合の上、一人を（長崎へ）遣わすという内容は五十四号と関連か。その場合は、年次の下限は直茂歿の元和四年以前。

八三 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

（端裏結封上書）

「（墨引） 長門殿まいる

（多久安順）

」

（鍋島勝茂）
信守

」

此比それにて見申候、右近所方之女子、本佐へ不被相越候ハ、米清右殿

（米津親勝）

へ遣度候間、其通、右近へ談合可被申候、於分別者、重而之便ニ可遣候、

何も返事ニ可承候、恐々謹言、

三日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。年次は「長門」の表記から

慶長十二年以降、米津親勝が阿波国へ配流となる慶長十八年以前。

先留置申候、うつし者一人ニ見せ可申候間、心安可被存候、やかて返進
可申候、将又、明日天氣次第、多久へ御越可然存候、何も面を以、可申
達候、恐々謹言、

五月廿二日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。居所はともに在佐賀。年次
は「長門」の表記から慶長十三年以降、安順が歿する寛永十八年以
前。

八四 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

（端裏結封上書）

「（墨引） 長門殿

（多久安順）

」

（鍋島勝茂）
信守

」

御返事

」

猶以、主殿所方たゞ今罷帰、披見申候、延引候、

（鍋島茂通）

今朝あらましの書立二つ給、大かた披見、満足申候、うつし申度候間、

八五 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

（端裏結封上書）

「（墨引） 長門殿まいる

」

（鍋島勝茂）
信守

」

今度之そん毛所、手前く不残、能被相極候て可承候、将又、少之儀ハ
承候ても、又其方へこそ申遣事ニ候間、我等ニ不及被申聞、各談合候て
可被相澄候、何のかのと承候儀、むつかしく存候間、申事にて候、恐々
謹言、

六日

勝茂（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順もしくは同茂矩に宛てた書状。両者は比較的
近接していると推測され、国許である可能性も高い。年次は、安
順であれば歿する寛永十八年以前。茂矩であれば勝茂の歿する明暦
三年以前。

八六 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

（端裏捺封上巻）
「（墨引）」

信濃守

（多久安順）
龍与兵衛殿人々御中 勝茂

先刻ハ御出候て忝候、仍是式候へ共、諸白樽一・御所柿廿進入申候、寸志
まで候、煩少能御座候ハ、参候て可得御意候、御振舞可被成候、恐惶
謹言、

十一月十四日

（鍋島勝茂）
勝（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。両者は互いに近接した場所
にいる。安順がまだ龍造寺姓を名乗っていることから慶長十二年
までが下限。花押は、現在分かっている中では慶長八年七月以降に
使われたもので、慶長九年四月十三日付の書状（佐古一一／坊所二
二七号）では別の花押が使われている。

八七 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

（端裏捺封上巻）
「（墨引）」

（多久安順）
長門殿まいる

（鍋島勝茂）
信濃守

藤泉へ使者進之儀、成十か、馬弥七左にても可申付候間、兩人なから、
先こしらへ申候様ニ、可有御申付候、持助左返事ニより成十八可遣と存
候、将又、平七太夫早々罷上候様ニ可然存候、しかと来月二日ニ罷立候
様ニ、可被相極候、かしく、

廿七日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。両者の居所は未詳であるが、
日付のみなので比較的近接した場所にいると思われる。下限は、藤
堂高虎の歿年月日から寛永七年九月。

八八 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

（端裏捺封上巻）
「（墨引）」

長州まいる

（鍋島勝茂）
信守

猶以、為御心得申候、以上、

今朝、内意ニ御申候、母所方貴所被申越候様子、親類中へも、先うハさ御無用候、相澄候ハてハの事にて候、何も重而可申述候、かしく

十六日

(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順もしくは同茂矩に宛てた書状。両者は近接した位置にいる。安順宛であれば、「母」は勝茂の実母陽泰院なので、年次の下限は寛永六年。茂矩宛とすると「母」は、茂矩の実母天性院であり、下限は勝茂歿でかつ両者が離れていない明暦二年。

八九 鍋島勝茂自筆書状 (豎紙)

佐方之御用之者、早々被相越、可然存候、延引ハ其方油断ニ可罷成候、初而の御用候処ニ、ち運々申候て笑止存候、三人談合あるへく候、かしく、

九月廿一日

一 (奥結封上書)

(墨引) 長門殿まいる

信守

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。居所は勝茂・安順ともに在国である。年次の上限は、長門の表記により慶長十三年である。下限は安順歿年の寛永十八年である。「佐方の御用」「遅々」という内容から、六二号(十月二十三日付)と関連する可能性があり、年次の下限は、六二号では鍋島直茂が存命であるので、直茂歿年月より元和三年。また「佐」が本多正信(六二号では「佐州」)ならば、正信歿年月より元和元年となる。

九〇 鍋島勝茂自筆書状 (豎紙)

一 (端裏結封上書)

(墨引) 長門殿まいる

信濃守

書立うつし申候間、二ツなから、たゞ今返進申候、又、上方へ便候ハ、
ほてい目き々の儀、其方御申のほせ候て可給候、恐々謹言、

廿三日

勝茂 (花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。居所は勝茂・安順ともに在国である。「ほてい」は備前焼茶入れ「布袋」のことか。年次の上限は、長門の表記の初出により、慶長十二年である。下限は、安順歿

年より寛永十八年である。「書立うつし」「たゞ今返進」という内容から、八四号（五月二十二日付）との関連が考えられる。八四号と連続するのであれば、年次の上限は慶長十三年である。花押は十四号（慶長十七年カ）・九一号に近い。

九一 鍋島勝茂自筆書状（竪紙）

（端裏捺封上書）

「

（墨引）
長門殿（多久安順）まいる

右

信守（鍋島勝茂）」

我等打申候雁志、進之申候、しやうくわんあるへき儀、可目出度候、今日も仕合能候て、まな（真）羈一つ打申候て、慶申事にて候、明日共、可有見候、恐々謹言、

十一月廿九日

勝（鍋島勝茂）（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。居所は、勝茂・安順ともに在国である。年次の上限は、長門の表記により慶長十二年である。下限は安順歿年月より寛永十七年である。花押は一四号・九〇号に近い。

九二 鍋島勝茂自筆覚書（竪紙）

（大野カ）

（重カ）

（之由カ）

大金右衛門尉与武口右衛門尉、前々辛勞之口口金右衛門尉申候、手前不相続、迷惑ニ及申候間、為加勢、八木参斛申付候条、儘可被差渡候、已上、

慶長十年

正月二日

（黒印）

龍与兵衛殿（多久安順）

信濃守（花押）（鍋島勝茂）

鍋主水殿（鍋島直理）

まいる

【解説】

鍋島勝茂より多久安順・鍋島茂里に宛てた覚書。大金右衛門は、鷹や鶴などの飼育に関わる人物か（佐古二ノ坊所四二七・四七三号）。居所について、勝茂は慶長九年十一月十日龍造寺高房ともに江戸着か（佐古一ノ坊所二四八号）。また勝茂は、「しなの祝言二付而、来春ハ夫婦ともに可罷登候」とある鍋島直茂書状によると、慶長九年十二月二十三日に佐賀着と考えられる（佐古一〇ノ犬塚家二九号）。そののち勝茂は、慶長十年徳川家康・秀忠の上洛に供奉し（四月十七日参内）、五月十八日伏見にて、徳川家康養女岡部氏と婚姻、

安順夫妻も同席している(佐近一―二／三三・二四九頁)。慶長十年の正月は、勝茂・安順ともに在国の可能性があるが、検討を要す。なお、文字欠損部分の校訂注は、「多久家有之候書類」(鍋〇一五―二)による。

九三 鍋島勝茂自筆書状(豎紙)

(編纂検討上巻)
「(墨引)

(多久安順)
多長門殿まいる

(鍋島)
勝茂」

書中披見申候、

一 助右衛門尉居屋敷之儀者、(小山平五左衛門茂成)小平五左召置可申候、家之儀者、助右勝手能様ニ可有談合候、先様之儀者、右之分ニ存候、いまた申ハ不聞セ候、

一 和泉知行所之儀、(鍋島忠茂)納千兵衛参、御仕分相澄候由、尤ニ存候、

一 伝兵衛知行所之儀、(鍋島茂教)談合相究候哉、片時も急相渡り候様ニ、肝要ニ存候、

一 蔵入所、藤津之内・(小坂郡)苜ケ里之内、いまた村付不相澄、代官之者共へ早々引渡シ申度候条、被相究、晩本書付可給候、失念有間敷候、恐々謹言、

(慶長十四年乙)
霜月廿七日

勝茂(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順へ宛てた書状。勝茂・安順はともに国許。

茂教は慶長十三年、鹿島及び藤津郡の領地を相続(佐近一―二／二六六頁)する。忠茂は慶長十三年中風を患って江戸から蓮池に戻り、十四年鹿島の領地を下され、十五年十一月に鹿島に移る(「鍋島和泉守忠茂譜」)。忠茂から鍋島道虎宛、霜月一日付の坊所五八一号(佐古一二)で直茂・勝茂父子から知行を与えることが示され、同月十日付の同五八二号で知行地が藤津郡内になること、同月二十八日付の同五八四号で知行が与えられたことを知らせている(藤野保一九八一年／二四七―二四八頁)。よって本状は慶長十四年と推定される。花押は、四二三号(慶長十四年)に近い。

九四 鍋島勝茂自筆書状(豎紙)

(編纂検討上巻)
「(墨引)

(多久安順)
長州 まいる

(鍋島勝茂)
信守」

内々望存候処ニ、見事之かうろ給候、一入祝着申候、何様秘蔵可申候、明日ハ天氣悪候共、可罷立候、さ候ハ、打おくり衆一人も不被罷出候様ニ、かたく可有御触候、為其一筆申候、かしく、

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。居所は勝茂、安順ともに不明ながら、互いにごく近くにいてやりとりをしていることがうかが

える。年次の上限は「長州」の表記より慶長十二年以降、下限は安順が歿する寛永十八年十月二十六日となる。

九五 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

（編纂検討上巻）
〔墨引〕 与兵衛殿人々御中

（鍋島勝茂）
信濃守

（多久茂徳）
孫四郎、来年我等罷上候刻、のほり申度之由候間、昨日加州へ談合申候
処ニ、貴所御のほり之事にて候間、孫四郎事ハ、こゝもと相ひかへ可然
之由候、我等も其分ニ存候条、孫四郎へ被仰尤候、何も面を以可申達候、
恐々謹言、

（慶長十二年乙未）
十二日

（鍋島勝茂）
勝茂（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順ともに在国。安順が長門守になるのが慶長十二年であるから、同年が年次の下限となる。年次の上限は決めがたいものの、花押は慶長十三年に比定される二四七号に近い。この点を踏まえ、慶長十三年ごろに勝茂と安順が同時に「罷上」という状況としては、慶長十三年の駿府城普請への出役が考えられる。これに関わるとすれば、「来年」に「罷上」としているので、本書状は慶長十二年のものとなる

うか。慶長十二年であれば、勝茂は遅くとも九月十五日には在国（及川亘二〇二一年）、安順も在国が確実な時期があり（五二号）、居所の面では矛盾しない。もつとも、右の年次比定は花押の形に拠っている面が多く、今後、勝茂の花押の変遷が明らかになっていく中で、本書状の年次は、改めて検討する必要があるだろう。

九六 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

（編纂検討上巻）
〔墨引〕 長門殿

（鍋島勝茂）
信守

らう人衆三部出之儀、先惣なみに申付、後日心付をも仕、可然候するや、
又、今度差免可申候や、とかくらう人衆へハ心付申、かんにんつゝき候
様ニと存候、様子此返事ニ可承候、山代の平二郎殿三部出之儀も、其元
ニ而被相極可承候、其ニしたかい、蔵入所之儀も可相極候、かしく、

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順ともに在国。「長門」の表記より年次の上限は慶長十二年、下限は安順の歿年の寛永十八年となるが、「三部出」に関する内容であり、慶長十六年の三部上知のこととすれば、本書状の年次は同年前後と推定される。

二月十四日

九七 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

〔端裏結封上書〕

方

〔墨引〕 龍与様人々御中

〔鍋島勝茂〕 鍋島勝茂
「信守」

鳥のうりかい法度申付候処ニ、町ニて倉善兵へ者、鳥をうり候所を見合
候由、半兵衛方申候間、右鳥うり候者、何方不申候やうニ可被仰付候、
御油断あるましく候、恐惶謹言、

廿六日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順ともに在国。安順が長門守になるのが慶長十二年であるから、同年が年次の下限となる。

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順ともに在国。「長門」の表記より年次の上限は慶長十三年で、石井茂清は元和四年九月には「縫殿助」を名乗っているの、下限は同年となる。

九八 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

〔端裏結封上書〕

〔墨引〕 長門殿まいる

〔鍋島勝茂〕 鍋島勝茂
「信守」

御出家衆御出之儀、毎年八日にて候由候間、明後日、不残早々御来儀候様ニ、可有御触候、将又、越中殿方之使、明朝振舞可申候、今晚者、宿二ゆるくと被甘候様ニ、たゞ今、三四郎右衛門尉を以申遣候、恐々謹言、

正月六日

〔鍋島勝茂〕 勝茂（花押）

九八 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

〔端裏結封上書〕

方

〔墨引〕 長門殿まいる

〔鍋島勝茂〕 鍋島勝茂
「信守」

我等上方罷上儀、重々談合申度候間、明朝、主殿同心ニてまち申候、
二郎右・成十・清五左も罷出候様ニ、それ方可有御申候、かしく、

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂も安順も佐賀にいるものと推定される。年次は、安順が長門の表記であることから、慶長十三年以降。細川忠興からの使者の記事で、忠興が越中の表記であ

る（元和六年閏十二月二十五日、剃髪、三斎）ことから元和六年以前、あるいは剃髪直後の使者とすると元和七年まで。花押は、慶長十四年から同十七年のものに近い。

一〇〇 鍋島勝茂自筆書状（堅紙）

（端裏封上書）

「

方

（墨引）

（多久安順）
長門殿まいる

（鍋島勝茂）
信守

」

諸与之知行わり、相澄候ハ、早々見申度候、此中延引申候間、可有急候、何も御返事ニ可承候、恐々かしく、

十二月十八日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂も安順もともに国許か。年次は、慶長十二年から寛永十二年の間（上限は長門の表記、下限は内容が知行割であることから安順の引退時期）。なお、慶長十六年（佐近一一二／二七二頁）や元和七年（水江事略）の三部上知との関係についても検討を要する。

一〇一 鍋島勝茂自筆書状（堅紙）

（端裏封上書）

「（墨引）

（多久安順）
長州殿

（鍋島勝茂）
信守

まいる

」

談合申度儀候間、明朝、人多不罷出内ニ、二ノ丸へ待入申候、恐々謹言、十日

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。原本は現在不明。勝茂も安順も国許と思われる。年次は、安順が「長門」を称していることから、慶長十二年以降、安順の隠居前と推測できることから、寛永十三年以前。また、二ノ丸が多久屋敷となる前であれば、慶長十六年以前。

一〇二 鍋島勝茂自筆書状（堅紙）

（端裏封上書）

「

（墨引）

（多久安順）
長門殿

（鍋島勝茂）
信守

まいる

」

たゞ今、（佐賀郡）新庄田へ罷出候間、後刻、書物共可有持参候、将又、（犬塚家重之）犬正兵へとのへ申渡候趣、猶談合申度儀候間、其御心得尤候、かしく、

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂も安順も在国。年次は、安順の名乗りと隠居前であるらしいことより、慶長十二年六月より寛永十三年以前の間。

一〇三 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、彦右衛門（諱開茂之）へも、右之段、可被申聞候、已上、

一書申遣候、仍、此中伊万里（松浦郡）へ牧相誘、馬共放置候処ニ、母馬悪敷候故、

能馬出来不申候、就夫、筑前・唐津之牧之様子、此地（江戸）ニ而相尋候へハ、

母馬を上方方差下、牧ニ被放候付而、能馬出来申之由候、因茲、今度、（奥州）

奥方母馬十五疋求候て差下候条、参着候ハ、則牧へ放可被申事、

一父馬も此中之ハ悪敷候ハんと存候付而、我等乗馬之内ニ疋、今度差下

候条、前より之父馬一疋も不残払候て可然候、母馬ハ此中之数其俣ニ

候て召置尤候、』

一牧奉行之儀、山本甚右衛門（神右衛門重造）へ申付候由候、切々見廻候て、弥念を入候

様ニ可被申付候、委ハ監物（鍋島茂道）・兵右衛門（中野政利）より可申遣候間、不具候、恐々

謹言、

信濃守

三月十六日

（寛永十三年カ）

美作殿

（多久茂臣）

進之候

勝茂（黒印）
（鍋島）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国許。伊万里にこしらえた牧は、楠久島（牧島）の牧のこと。「山本神右衛門覚書」（佐近八―ノ―一〇八―一〇頁）には、「寛永拾三年子ノ卯月ニ、奥州母駄拾五疋、江戸方御陸山口九郎兵衛宰領ニ而被差下候、内老疋ハ船中ニ而煩、上ノ関ニ而卯月十九日ニ痛申候由、九郎兵衛管御座候、又老疋ハむますめニ而、牧内ニ而終子産不仕、楠久牧ニ而痛申候、此母駄馬拾五疋之儀、土山五郎兵衛・田崎外記存之内ニ而御座候ツ事」とある。「奥州母駄拾五疋」の記事があり、本書の「奥方母馬十五疋」の記事と一致する。したがって、本書の年次は寛永十三年と推定される。同年には、六月二日に江戸を発っている（一二四号）。

一〇四 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、然者、来年我等為厄違、鍋嶋舍人（茂利）を以、彦山へ銀子押進申

候付而、其方夫婦より銀子差上被申、御供被相越、則目出度戴申候、被入念候儀、別而大慶ニ存候、』(関清長)何も將監・茂左衛門尉方可申遣候間、不具候、恐々謹言、

信濃守

(寛永十年)
霜月十五日

(鍋島)
勝茂(花押)

(多人在座)
美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂・茂辰は在国。年次の下限は、関清長の歿年より寛永十五年。花押は寛永十年より同十四年頃にかけて多く見られる。「来年我等為厄違」とあることから、年次は天正八年生の勝茂の九曜の本命星が還る八方塞りの年に当たる寛永十一年の前年の寛永十年か。

一〇五 鍋島勝茂書状(折紙)

先月廿六日之書状到着、令披見候、然者我等気分見廻并ば、(鍋島勝茂雜室岡部氏)煩本復之為祝儀、態使者被相越、遠路被入念候儀、令祝着候、其元無相替儀由、珍重存候、於当地も別条無之、我等気色内田玄勝葉相応申、漸々能候条、

心安可被存候、乍然、寒氣故、立居弥難成候付而、令養生有之事候、右之体候故、于今登城令延引、迷惑申儀候、ば、気分も打続能、もはやすぎ、候間、心遣被申間敷候、美作事、(多久茂辰)存之外気色能、満足申儀候、我等事病者ニ相成、』如已前、万心遣なと申候儀、難成候処、今度ハ美作登候付而、(麻布)毎日浅部へ参、公儀私之用所等談合申、一方之手助ニ罷成、大慶此事候、是又心遣有間敷候、随而先日如申遣候、鍋嶋主水儀、(藤原茂良)年明候ハ、早々爰許召寄事候条、其元万事之儀、其方・豊前兩人弥立入、無迦様ニ心遣尤候、何も重而可申遣候条、不能具候、謹言、

信濃守

(明暦二年)
極月廿一日

(鍋島)
勝茂(黒印)

(茂矩)
多久長門殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩に宛てた書状。勝茂と多久茂辰は在江戸、茂矩は在国。年次は「長門」の表記と勝茂の歿年より明暦二年。なお、内田玄勝は幕府医官であり、勝茂は明暦二年の参勤で江戸到着後、玄勝の薬を服用している(一一一号・一二九号、佐古一四/有田三九号、佐近一一/七九八頁)。

一〇六 鍋島勝茂書状 (折紙)

用所共候而、福地橘左衛門尉差下候付而、一書申遣候、

一白石・山口・佐留志・芦ヶ里之寄、少々仕直并修理之儀、当春久富

三太夫を以、式部・玄番へ申遣候、定而手透無之付而、未出来申間敷

と存候、来春中ニ必仕廻候様ニと式部・玄番へ申遣候条、人手間之儀、

願を寄候て成共、手つかへさる様ニ可被申付候、来年帰国候ても、別

ニ慰無之候条、扱申事候、

一当冬、鷹共鷹取候者、此地鶴入用候条、鷹奉行共より彦右衛門尉へ相

渡次第、其時く二早飛脚二而、十四、五日着ニ此地』可相越候、当

冬ハ切々各申請、御茶可進之と存候、其付而、爰元ニ而鶴求候儀、高

直候故申事ニ候、委ハ福地橘左衛門尉可申候、謹言、

九月廿八日

信濃守

勝茂 (黒印)

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉

次の上限は寛永十二年、茂之の免職前であることから、年次の下限は正保三年。この間で勝茂が本書状の日付時点で在江戸なのは、寛永十四・同十五・同十六・同十八・同二十・正保二年であり、年次はこのうちのいずれかである。

一〇七 鍋島勝茂書状 (折紙)

極月廿八日之書状参着、令披見候、仍、彦宮縁便之儀帯刀へ被申聞候処、

今少令校量、重而其方迄可申由、被申越候、然処、長寿院・豊前所より

書状参候ニハ、帯刀へ相すめ候由、其方申渡、忝との由候、如何、無心

元存事候、其方々之書中ニ、未しかとハ不相澄様ニ被申越候、諸家共ニ、

家中縁便之儀、申分と有儀ハ無之候、殊別中校量も無之候間、弥被申聞、

相澄め、長寿院・豊前へも其段可被申候、尤落着之儀、此方へも』可被

申越候、先書ニも如申遣候、先様之儀ハ、可然様ニ、我等可存候条、其

心得候て、急度可被相澄儀尤ニ候、恐々謹言、

二月廿日

信濃守

美作殿

勝茂 (花押)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、

茂辰は在佐賀。茂辰と茂之が連名で宛名となっていることから、年

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は江戸、茂辰は在国。太田鍋島家三代鍋島茂貞と諫早直孝女彦宮の縁組に関するものである。この話は直孝の正室長寿院および直孝を継いだ三代茂敬と多久茂辰の間で進められた。年次は、直孝歿年月の寛永十二年六月以降、茂貞が天草・島原一揆（島原の乱）で寛永十五年一月一日二十六歳で戦死する以前である。寛永十四年勝茂は閏三月十八日江戸着（三三〇号）なので、二月は在国と考えられ、本書状は寛永十三年と比定できる。

一〇八 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、今度御誕生二付而、御年寄衆申請、能興行申候刻、躍を懸御目、可然様子候へ共、爰元へ師匠仕者無之付而、無了簡候、然者、自然年中ニも躍などおとらせ候へて不叶儀も可有之候条、堤清右衛門尉・田嶋藤右衛門尉（編色）兩人ながら、急度指上せ可申候、藤右衛門尉儀者紀伊守（編色）へ申候而可差越候、かしく、

八月廿二日

勝茂（編色）（黒印）

多久美作殿（茂辰）

諸岡彦右衛門尉（茂之）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は江戸、茂辰等は在国。勝茂は將軍家の子ども誕生の祝いに幕府の年寄衆を招く際、佐賀の躍りを披露することがあると考えられるので、それを教えることができる二人の家臣の上府の手配を命じた。この躍りは須古躍と考えられる。須古踊については、一四〇号と「元茂公御年譜」（佐近二一一／一七九頁）に、寛永十四年に江戸で披露された記事がある。本書状が寛永十四年であるなら、「御誕生」は閏三月五日誕生の千代姫か。また書状の日付から、寛永十八年八月三日誕生の徳川家綱の可能性もある。このことから年次は、寛永十四年か十八年が考えられる。本書状から鍋島元茂は在国と推測される。寛永十四年の元茂の参府時期は不明であるが、天草・島原一揆の鎮圧のため、十一月十五日江戸発である（佐近二一一／二〇七頁）。寛永十八年では、同年から勝茂・元茂の交代参勤が始まり、五月十九日江戸発である（佐近二一一／三五〇頁）。元茂の居所からは、寛永十八年の可能性が高いか。なお、須古踊について、寛永十年八月徳川家光が新造の安宅丸を見るため品川に臨んだ際、勝茂は須古躍を催している。（大猷院殿御実紀附録」卷二）また、年不明であるが、江戸城西之丸で須古躍を上覧した際、演者の名書、歌詞、衣装を記録し

たものが、「勝茂公御年譜」御年譜追加」に見える（佐近一一二／八三二〜八三六頁）。

一〇九 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、（諫早敬室鍋島氏）豊前内儀煩、于今しかと無之由承、無心元存候、為見廻、小嶋九郎兵衛尉指下候、切々再発申之由、定而不養生候て之事二而も候ハんと存候、養生之儀、（政利）中野数馬・（鍋島茂運）出雲監物・（光泰）朝倉久左衛門尉より一ツ書を以申遣事候、無油断養生申候様ニ、豊前夫婦へ可被申聞候、先月廿七日作安罷上候由承候間、（生島）弥気色能候而之儀』にて候ハんと令満足候、随而我等煩本復申、先月廿三日 （徳川家綱）大納言様就 御任官、令登 城、両 上様へ首尾能 御目見申候、其後も節々御城罷出儀候、気色弥すきと得快気候条、心安可被存候、何も九郎兵衛尉可申達候、謹言、

信濃守

五月十二日 （正保二年）

勝茂（黒印）（鍋島）

多久美作殿 （茂侯）
進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は江戸、茂辰は在国。

年次は、徳川家綱の大納言任官が正保二年四月二十三日である（徳川実紀）正保二年四月二十三日条）ことから、同年と確定される。亀（諫早茂敬室鍋島氏）の病状に関する書状には、一〇九号（五月十二日付）、一一八号（閏五月七日付）、三六六号（八月十五日付）、四〇九号（八月二十一日付）、三七九号（十月二日付）、死去については一一〇号（十一月十七日付）がある。

一一〇 鍋島勝茂書状（折紙）

為見廻、使者相越、新敷匏一折七給、念入之儀、令祝着候、我等気色今程能候間、心安可被存候、其方気分漸々本復之由、珍重存候、弥無油断、養生尤候、如被申越候、（綱勝）上杉播磨殿祝言、先月十四日二首尾能相澄、』我等大慶推量可被申候、何も以面可申候、謹言、

信濃守

五月二日 （明暦元年）

勝茂（花押）（鍋島）

多久出雲殿 （茂矩）
進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩に宛てた書状。勝茂・茂矩ともに在国。上

杉綱勝の保科正之女との婚姻は明暦元年四月十四日であり（「綱勝公御年譜」巻八）、本書状は明暦元年のものとして確定できる。綱勝（母は斎藤氏）の父定勝の正室市（勝茂女）はすでに寛永十二年に歿しているものの、慶安二年四月に鍋島家二代光茂と定勝女（綱勝姉）が婚姻しており、鍋島家と上杉家は姻戚関係にある。

一一一 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、美作儀（多久茂氏）、気分無相替儀、無事二天満へ我等同前二着船申候通、徳寿院へ相心得、可被申達候、已上、
一書申遣候、仍我等事、海上日和悪敷、気分も于今しかと無之故、波風あらしき時分者乗船不相成、殊播州室津二而風を引、咳気分二候つれ共、令服薬、養生申候付而、漸々能分候、旁令延引、漸昨十五日晚、天満着申候、今日ハ爰元令逗留、明日可罷立と存候、久々ニ路次罷出候条、船中気分如何と、無心元存候处、奇特ニ無相替儀、無事ニ令着候間、心安可被存候、首尾能致 御目見候一左右可申遣候、右之段養寿院（三浦養純室鍋島氏）・徳寿院（多久安頼室鍋島氏）・諫早直孝室鍋島氏・徳寿院・長寿院を初申、子共孫共親類頭々へ、』以書状可申遣候へ共、京都・江戸へ之状数多、船上り故、旁草臥候付而、無其儀候、此段懇ニ可被相達候、何も江戸より可申遣候間、不能具候、謹言、

信濃守

（明暦二年）
十月十六日

勝茂（黒印）

鍋嶋能登殿（茂矩）

多久長門殿（茂矩）

諫早豊前殿（茂忠）

鍋嶋主水殿（茂忠）

鍋嶋玄蕃殿（常陸）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩等に宛てた書状。勝茂は参勤途上で多久茂辰とともに大坂に居り、茂矩等は在国である。茂矩（「長門」）の呼称は一一〇号により明暦元年の五月時点では「出雲」であり、勝茂は明暦三年三月に江戸で歿するので、本書状の年次は明暦元年か二年のどちらかに絞れるが、本来予定されていた明暦元年の参勤は勝茂の病気のために延期されたので（佐近一一二／七九一頁）、本書状は明暦二年の勝茂の最後の参勤の際のものであることが分かる。なお本書状の追伸として一二二号がある。また、文中の養寿院・徳寿院・長寿院は勝茂の姉に当たる。

一一二 鍋島勝茂書状（折紙）

（多久茂辰室鍋島氏）

猶以、内儀より之口上之通、承届候、右書中之趣、相心得、可被申聞候、已上、

今日之為祝儀、使者被相越、貝一折五色被入念給、毎度之儀、令祝着候、我等事、弥気色能、鷹野候て休息申事候間、心安可被存候、何も帰城」申候刻、面を以可申達候、謹言、

極月十三日

多久美作殿

（茂辰）
進之候

信濃守

勝茂（花押）
（鍋島）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。ともに在国であるが、勝茂は鷹狩に出かけており、茂辰は佐賀に居るものと考えられる。勝茂の花押は三〇一号（承応元年）に似ており、二五六号（正保三年、寛永十五年以降使われた花押）や一一六号（正保三年）とは異なるので、正保末年以降の勝茂晩年に使われたものと考えられる。仮に正保三年以降として、「勝茂公譜考補」により十二月時点で勝茂が在国の年を挙げると、正保三年・慶安元年・同三年・承応元年・同三年・明暦元年となる。

一一三 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、爰元少篇も無相替儀、子共孫共何も息災二候間、心安可被存候、其元二も無何事、皆々無事二候由、満足申候事二候、已上、

大膳・兵右衛門尉迄、先月廿八日之書状、令参着、披見申候、仍五月廿

八日卯之刻、其方内儀、輒繁昌申、娘出生候而、血心も無之、乍母子、

別而息災之由、被申越、別而目出度存候、娘事、紀伊守養子可申由、此

中申遣候付而、式部談合被申、先以長門所へ召置被申候由承、尤之儀候、

今度之子、娘二候て、紀伊守其方仕合と存儀二候、将又、我等腹中、弥

能候而、今程切々登 城申候間、」心安可被存候、乍然、五六日間二少

宛差発、于今すきとハ無之付而、無油断養生申事二候、随而、上様為

御養生、未御表へ不被成 御成二付而、各 御目見ハ無之候、倍御機嫌

能被成御坐由候条、頓而 御目見可有之と存事候、何も期後音、不能詳

候、謹言、

信濃守

勝茂（黒印）
（鍋島）

六月十九日

多久美作殿

（茂辰）
進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国である。「水江事略」によると、寛永十四年に茂辰室（勝茂女、鶴）は女子・万（後に岡部与貞室）を出産する。また同年は將軍家光が年初より病むが（藤井讓治一九九七年）、後半の「上様為御養生、未御表へ不被成御成」という状況とも合う。

一一四 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、長門煩終無本復、先月廿六日遠行之由相聞、不及是非儀、可申様無之候、兼而真実之覚悟不浅儀候処、一入残多存候、母儀・其方愁歎之程、令察候、右之段為可申、態飛脚申付候、随而為香奠千疋遣候、謹言、

信濃守

霜月廿九日

勝茂（花押）

多久美作守殿
進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国

である。年次は多久安順死歿により寛永十八年である（「水江事略」）。

一一五 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、長崎為 御上使、馬場三郎左衛門殿・大河内善兵衛殿、近日御下之儀二候、然者、其地二而之御用等、其方へ被仰付候様ニと、右御両所へ申入候条、其心得可被申候、長崎へ御着候ハ、先其方右樽肴進入申、可然存候、右之段為可申、以書状申候、謹言、

信濃守

二月十九日

勝茂（花押）

多久美作殿
進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国である。馬場・大河内の両名が長崎奉行に任じられるのは寛永十五年十一月十日であることから（「寛政譜」）、本書状の年次は寛永十六年となる。

一一六 鍋島勝茂書状（折紙）

一書合啓候、仍、日根織部殿、長崎為 御上使、去十一日江戸可有御立

由、昨日申来候、然者、織部殿長崎御着時分、我等儀罷越可然首尾二候

ハハ哉、為可承合、昨晚、馬場三郎左衛門殿へ、以書状、申入候条、御

返事次第二と存候、織部殿へも右之通、昨日書状を以、申進之候、さ候

へハ、其方』事、織部殿其地御越必定二候ハハ、其間之儀者、乍太儀、

其元被罷居、可然存候、其心得可被申候、次、鉄炮之鳴三羽、令進之候、

料理候而賞味可被申候、何も重而可申遣候、謹言、

信濃守

十月廿六日

勝茂（花押）

多久美作殿

進之候

一一七 鍋島勝茂書状（折紙）

我等腹中為見廻、京都迄、態一人被相越、被入念候儀、別而満足申候、

昨日も如申遣候、腹中弥すきと能候間、心安可被存候、明朝、爰元罷立

儀候、何も江戸より可申遣候間、不具候、恐々謹言、

信濃守

壬三月六日

勝茂（花押）

多久美作殿
進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰宛てた書状。勝茂は上方、茂辰は在国。年次は差し出し月の閏三月から寛永十四年に確定。茂辰の家老就任以後の閏三月はこの年のみ。勝茂の参勤途上の腹中の病を心配して茂辰が使いを送ったことに対し、大分回復したこと、江戸到着後、また書信することを伝えたものである。なお、江戸着は三三〇号より閏三月十八日である。

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰宛てた書状。豊後府内城主日根野吉明の長崎下向のことが述べられることから、吉明が幕府よりギリシタン取り締まりを命じられた正保三年のことと分かる（「大猷院殿御実紀」正保三年十一月十日条）。勝茂は在国、茂辰は長崎警備のために深堀に出張中である（「水江事略」）。

一一八 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、（諫早茂敬至鍋島氏）豊前内儀煩、先日之比方ハ能候て、吐血薄成、又不出日も有之由、（諫早茂敬）豊前より以飛脚申越、令満足候、乍然、病証玄智方委申越、（矢島）氣遣存事候、然者気色之体、切々承度候条、十日計間ニ一度宛、常之飛脚ニ候て被申付、可然候、其時分、便宜於有之者、十日間ニ不限、七日・八日・十二三日間ニ而も、其者ニ而被申越候、此由豊前へも申遣事候、気色能候ハ、其段者早々可被申越候、為養生、（生島）作安儀又々其元罷下、甘之間も』無之苦勞ニ存候、さ候へハ、諸白一樽・糯五袋宛、作安・玄智へ遣候、養生之儀、兩人談合候て、弥念を入候様ニ可被申付候、次ニ引上ケ女子候ハ、先年もとらせ候へ共、今度作安へ可遣候間、我等申越之由候て、とらせ可被申候、今程無之候ハ、有合次第、無失念、可遣候、謹言、

（正保二年）
壬五月七日

信濃守

勝茂（黒印）

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は江戸、茂辰等は在国。年次は、豊前内儀龜（諫早茂敬室鍋島氏）の生存中間

五月は正保二年のみであるのでこの年に確定。この書状は、一〇九号五月十二日付に続くものであり、同内容としては、このあとに三六六号八月十五日付、四〇九号八月二十一日付、三七九号十月二日付、二二〇号十一月十七日付が続いている。「ひきあげばあ（引上婆）」「ひきあげばあさん（引上婆様）」は産婆の意味（『日本国語大辞典』）であるので、「引上ケ女子」も産婆、助産婦の意味と解釈される。

一一九 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、（鍋島光茂）翁介所上屋敷内方、（鍋島直造）甲斐守詰料之儀、爰許物毎直段高直ニ成候付而、入越有之儀候、就其、先様遣方、積を以相定、其上ニ而、不足有之共、余慶有之共、相構不申分ニ定置儀候、我等手前不相続積ニ候条、已来、左近へ知行差副候儀も難成儀ニ候、今手ふとく仕付候者、已来、左近為ニ不罷成事候条、其心得候而、知行不相応之儀、無之様ニ、堅可被申付候、已上、

一書申遣候、（神代直造）然者、左近台所遣料并小遣方、不弁ニ有之ニ付而、其方兩人相談之上、銀米など、去年当春迄二度々ニ相渡候へ共、其分ニ而も難続、何とも及迷惑之由、三上新介方愛野五郎右衛門尉迄申越、委承届候、此中方左近遣方多く、（南浦清玄）将監子ニハ不相応之由承候、将監跡職之内、知行千石とらせ候条、千石相当ニ、万事之遣方、其外、召仕候人数、女子な

との儀も、よしめ候て、先様相続候様ニ被申付、可然候、我等方ハ少も構間敷候条、其心得』尤候、此中之世上にて難成由申越候、是以不可然儀候、将監子彦松へハ知行式百石とらせ候条、其分ニ而可相澄候、委者(清武)監物・兵右衛門尉より可申遣候、謹言、(鍋島茂道) (中野政利)

信濃守

七月廿五日

勝茂(鍋島) (花押)

美作殿(多久茂辰)

諸岡彦右衛門尉(茂之)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は江戸、茂辰等は在国。年次は関清長の歿年月日から寛永十六年以降、茂之が非職になる正保三年以前の八年の間の内と考えられる。勝茂の末子直長は重臣の関家を継いだ、その台所遣料や小遣方の出費が多く関家の家格としては不相応なので、知行千石相当の遣い方をするように戒めた。清長の実子清武には知行二百石をとらせるようにしたとあるので、年次は清長歿後に近い時期の可能性が高いかと考えられる。花押は寛永十六年以降見られるものである。

一一〇 鍋島勝茂書状 (折紙)

一〇 使者被相越、先月廿三日出雲監物迄之書状、令披見候、如被申越候、(鍋島茂道) おかめ煩無本復、去月十八日死去、無是非儀、可申様無之候、我等夫婦(諫早敬室鍋島氏) 心中之程、推量可被申候、此中、作安・玄智付置、其上立願祈禱、有程(生島) 之事尽候へ共、無其詮、右之仕合、無了簡儀と存事候、謹言、(矢島)

信濃守

霜月十七日(正保二年)

勝茂(鍋島) (黒印)

多久美作殿(茂辰)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は江戸、茂辰は在国。この書状は勝茂女亀(諫早敬室)の死去を伝えられ、その嘆きを書き送ったものである。年次は亀歿年の正保二年。関連の書状に亀の病を氣遣った一〇九号五月十二日付、一一八号閏五月七日付、三六六号八月十五日付、四〇九号八月二十一日付、三七九号十月二日付がある。

一一一 鍋島勝茂書状 (折紙)

猶以、(細川光尚)肥後殿へ之書状之案文、為心得遣候、已上、

一書申遣候、

一其元へ鶴のすわりすくなく候付而、去春、大坂ニ而求候大鷹、肥後へ遣候て、鶴ニ取飼申度存、今度細川肥後殿へ書状遣候条、早々以飛脚、相届可申候、

一肥後殿より鷹相越候様ニと候者、当月時分、鷹師一人ニ陸之者一人相副、可被指越候、定而我等鷹師ニ肉当仕、鶴ニ合セ申候様ニと可有之と存候、中々無切(功九)ニ候て罷成間敷候条、肥後殿鷹師衆へ肉当被仰付、御取飼せ候て給候様ニと、我等申付候段、懇ニ申達可然由、右両人之者共へも被申聞可然候、』右之段、石尾又兵衛・大野吉兵衛尉へも申遣候、

一鶴取候隼ニ連進上仕候付而、鳥屋出候者、丸はしなど取飼候て、指上せ候様ニと、隼鷹奉行共へ申遣候条、万調之儀、鷹奉行共へ令相談、何とそ霜月中ニ爰元着候様ニ、可被申付候、委細之儀、鷹奉行共へ申遣候、為心得候、謹言、

信濃守

八月廿二日

(鍋島)勝茂 (黒印)

(茂之)多久美作殿

(茂之)諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。茂辰と茂之が連名で宛名となっていることから、年次の上限は寛永十二年、茂之の免職前であることから、年次の下限は正保三年。この間で勝茂が本書状の日付時点で在江戸なのは、寛永十四・同十五・同十六・同十八・同二十・正保二年であり、年次はこのうちのいずれかである。なお、細川家に鷹師を派遣したことに関する勝茂書状がある(四九号)。

一二三 鍋島勝茂書状 (折紙)

猶以、(多久茂辰・鍋島氏)内儀かたより之口上も承届候、ふみ可遣候へ共、夜更候条、無其儀候、可被相心得候、已上、

今日隼ニ鷹取飼候通相聞、早々人を被相越、令満足候、一段と手きハ能取、大慶推察可被申候、廿九日二者可被罷帰候条、以面可申達候、謹言、

信濃守

霜月廿六日

(鍋島)勝茂 (花押)

(茂之)多久美作殿

進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在国許、茂辰は在佐賀。年次の上限は、茂辰が「国元諸事仕配」を任されて以降だと考へれば寛永十二年となるが、内容を見ると、それ以前に遡る可能性もあり、決めがたい。年次の下限は、勝茂の歿年から明暦二年。なお、花押は珍しい形をしており、承応元年のものに類似している。

一一三 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、各も右之通ニ被申付儀候条、其心得可被申候、已上、一書申遣候、きりしたん宗改之儀、先日於保作右衛門尉にて委申遣候、定而早々参着可申と存候、然者此程承候へハ、きりしたん宗相果候所ニ、木にてか、紙にてか、十文字必有之由候、此外にハきりしたん宗之祝日有之之由候、是ハ日限不相知候条、長崎にて承合可然候、』此両条を心懸、自今已後、与きり郡きりニ相改候様ニ可申付候、委者勝勘右衛門・関将監・鹿茂左衛門より可申遣候、恐々謹言、

九月廿七日

多久美作殿
進之候

信濃守

勝茂（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。幕府のキリシタン宗門改めが一斉に行われるのが寛永十二年十一月一日より十二月十五日までである（四四号参照）。また勝屋茂為の存命が確認できるのは、寛永十三年二月までである（四〇号・二二六号）。これらことから、本書状は寛永十二年と認められる。内容は先に家臣於保作右衛門尉で申し達したキリシタン改めについて、さらに細かく留意するところを伝えたもの。墓所には十文字があること、キリシタンには祝日というものがあること、その日は不明であるから長崎で聞き合やすことなどを伝えている。このキリシタンに関する情報は、同年十月十八付の酒井忠勝宛細川忠利覚書（『細』一九／忠利三〇二六号）にも記載がある。

一二四 鍋島勝茂書状（折紙）

先月廿一日出雲監物・中野兵右衛門尉へ之書状、於大磯参着、令披見候、然者、其方女共繁昌申候一左右之儀、此中、於江戸、我等夫婦待かね候処、先月廿日丑之刻ニ、常よりも輒誕生申、少も血之道無之、一入機嫌能候吉左右、長門所より被申越、我等大慶之程、推量可被申候、其元何

も悦令察候、其地方之』飛脚、則江戸へ差通申候、右之祝儀為可申、先立飛脚差遣候、先書ニも如申遣候我等事、先月十一日、仕合能被下、御暇、無残所御懇之、上意候条、心安可被存候、就其、去二日江戸打立、道中無事ニ、今日四日市迄着申候、大坂出船之儀、来ル十六日ニ乗船可申と存候、頓而其元可罷着候間、何も其節、一面を以可申候、恐々謹言、

(伊勢三重郡)

申と存候、頓而其元可罷着候間、何も其節、一面を以可申候、恐々謹言、

申と存候、頓而其元可罷着候間、何も其節、一面を以可申候、恐々謹言、

信濃守

(寛永十三年)
六月十日

(鍋島)
勝茂(花押)

(多久茂辰)
美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は帰国途中(四日市)、茂辰は在国。「勝茂公御年譜」では、勝茂が五月に暇出、六月に帰国途中であることを寛永十七年としているが、中野政利の表記は寛永十七年二月には既に「兵右衛門尉」でなく「数馬」となっているの
で、下限は寛永十六年。「先月廿日」に茂辰の子が誕生したとあること
から、年次は寛永十三年(周虎)、同十四年(万)いずれか。寛永
十三年六月二十五日には勝茂が帰国している『細』二〇〇/忠利三一
一七号)ので、年次は寛永十三年(佐近一一二/一六一頁・六七七
頁、佐近八一一/一八二頁、佐古二四/御番御掛硯誓詞書写二/一

〇一号、四二二号)。花押は寛永十年より同十四年頃にかけて多く見られるものである。

一二五 鍋島勝茂書状 (折紙)

先月十四日、伊勢菊輒繁昌申、血心も無之、殊男子出生候而、乍母子息

災之由被申越、千喜万悦、目出度存候、其許悦之程、令推察候、此中、

右之到来相待候処、吉左右承、安堵此事二候、』何も期後音、不具候、謹

言、

信濃守

(寛永十六年)
卯月十一日

(鍋島)
勝茂(花押)

(茂辰)
多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在佐賀。年次は、伊勢菊(勝茂女、高源院腹。多久安順の養女となり、神代常利に嫁す(佐近一一六/六〇五頁))が男子(常宜)を出産した内容であることから寛永十六年(佐近二一八/六八四〜六八七頁)。

一二六 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、用所之儀共、出雲監物・中野兵右衛門尉（政利）を委申遣候間、可被承届候、委曲副嶋太郎左衛門尉口上ニ申含候間、不具候、謹言、

信濃守

九月六日

勝茂（鍋島）（黒印）

多久美作殿（茂辰）

進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は国許。年次は、中野政利が兵右衛門を名乗っていることから、少なくとも寛永十六年以前。茂辰が「国元諸事仕配」を命じられる寛永十二年よりあとで、勝茂が九月に在江戸なのは、寛永十二年・十四年・十五年・十六年。

一二七 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、然者、長崎へ為御上使、新見七右衛門殿（正信）、俄被仰付、明日爰元御立之由候、御用之様子者不相知候、定而平戸・大村・長崎

へ、きりしたん多出申由候条、さ様成儀付而、可被仰付かと存候、長崎表之儀、無油断承合、迦無之儀、覚悟尤二候、相替儀も候ハ、時々ニ以早飛脚、可被申越候、七右衛門殿、領分可為御通候条、夫小荷駄船等、手つかへなき様、可被申付候、委細中野数馬より（政利）美作へ申遣候、珍儀も候ハ、此方よりも可申遣候、恐々謹言、

信濃守

六月廿五日（正保二年）

勝茂（鍋島）（花押）

紀伊守殿（鍋島元茂）

鍋嶋若狭殿（茂綱）

多久美作殿（茂辰）

諫早豊前殿（茂敬）

鍋嶋内蔵助殿（正辰）

鍋嶋縫殿助殿（茂泰）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸。多久茂辰は国許。年次は、新見正信の長崎への上使としての派遣記事より正保二年（小宮木代良二〇一九年）。花押は勝茂の正保期のものと同様。同じ。

二二八 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、其地にて約束申候条、お市へ夜之物（多久茂矩）二、出雲へ梨地蒔絵之鞍

鎧一背遣候、銘々とらせ可被申候、将亦、豊前内儀輒繁昌申、殊む（諱早茂敬室鍋島氏）

すこ息災二候て、則本丸之様ニ参候由被申越、我等夫婦満足之程、

推量可被申候、むすこ名之事、左兵衛と付申候、其心得可被申候、（成寛茂陸）

已上、

卯月十五日之返書到着、令披見候、其地無相替儀由、令満足候、（症野）

一今度参勤之西国衆、去五日ニ御城可罷出由、從御老中、以御奉書、

被仰下候付而、各同前ニ登城申候、上様未御養生時分ニ被成御座候（徳川家光）

故、御目見ハ無之、御懇之上意之旨、御年寄中被仰渡、忝奉存儀候、

今程御機嫌弥能被成御座由候条、頓而可被渡御目と存候間、於其

節者、則可申遣候、

一其方内儀、今月繁昌月』にて候、今時分機嫌能候哉、輒誕生申候到来、（多久茂室鍋島氏）

早々可承候、

一我等腹中、此地二而少差発候付而、玄琢申請、菓并所々灸治候て養生（野間成岑）

申候故、漸々得驗、今少残たる分ニ候、すきと能候様ニと存、于今服

菓申事候、頓而無残所本腹可申体ニ候間、心安可被存候、何も期後音、

不能具候、謹言、

（寛永十四年）
五月十四日

多久美作殿（茂悠）

信濃守

勝茂（鍋島）
（黒印）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。

上限は藩政関係の文書なので寛永十三年、下限は正保三年まで。茂

辰室の出産が五月予定とあることから、この期間の五月で「同格系

図（多久家系図）」および「水江事略」中の茂辰室出産と、勝茂の在

江戸を併せてみると、可能性があるのは、周虎誕生の寛永十三年、

まん誕生の寛永十四年、安英誕生の寛永十六年、光誕生の寛永十七

年のいずれかになる。このうち、五月五日に大名たちの家光への拝

謁がなく、老中への拝謁のみであったのは、寛永十四年のみ（公儀

所日乗）『山口県史史料編近世2』および「徳川実紀」。お市につ

いては未詳。

二二九 鍋島勝茂書状（折紙）

我等気色為見廻、内裏迄使者、殊梅干一箱并糟漬之鮑一桶給、被入念候（豊前企救郡）

儀、令祝着候、路次中気分如何と無心元存候処、差而相替儀も無之、能

候て、今日内裏着、直二乗船申候、日和見合出船申、船中道中も令養生、可罷上候条、心安可被存候、美作儀も別而気色能候条、氣遣被申間敷候、此段、徳寿院・其方かゝへも可被申達候、何も従江戸可申遣候条、不能具候、謹言、

信濃守

九月廿八日

多久長門殿
進之候

勝茂(黒印)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩に宛てた書状。勝茂は参勤途次(内裏)、茂辰も勝茂に同行、茂矩は国許。年次は、勝茂と茂辰が九月に国許から江戸へ向かっていることから、明暦二年(佐近一―二/七九八頁)。

一三〇 鍋島勝茂書状(折紙)

卯月八日鍋嶋大膳・中野兵右衛門尉へ之書状、去廿一日参着、令披見候、然者、今月八日之昼、おかめ輒産申、男子二而、乍母子一段と息災ニ、血心少も無之由被申越、目出度存候、繁昌之到来遅候て、千万氣遣ニ存候処、右之左右を承、我等夫婦大慶之程可有推察候、右之』むすこ如約

東、おさい・彦右衛門尉、豊前所へ参候て、本丸之様ニ則連越候由、満足申候、念を入そたて申候様ニ、其方としても可被申聞候、何も期後音不具候、恐々謹言、

信濃守

卯月廿五日

多久美作殿
進之候

勝茂(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。四月八日に男子を出生したとある「おかめ」は勝茂女の亀で、寛永九・十・十三・十四・十七年に男子を生んでいるが(「諸家家系」(鍋島家文庫一〇/六)所収の諫早系図による歿年から逆算)、鍋島大膳が寛永十五年十二月二十八日に歿するので、年次の下限は同年となり、同十七年生れの男子は含まれないことになる。従って本書状の年次は、これ以前の四人の男子が生れた年次のいずれかとなる。なお、本書状との直接の関係は不明ながら、一二八号でも亀の男子出生に触れている。

一三二 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、右拜進之銀子之儀、与賀・川副物成之内より、念を入差上候
而可然候、已上、

一書令啓候、仍 御彦山へ我等代参之立願為成就、嶋七右衛門尉申付候
条、徳善院案内者二而、吉日次第参詣申候様ニ可被仕候、拜進之銀子之
儀、石田安左衛門尉・藤崎七郎右衛門尉より申遣候条、可被得其意候、
随而、此中立願申召置候を、今度次而なから成就可申と存、書立右両人
方遣候条、是又銘々』成就候て可然候、七右衛門尉儀、彦山代参仕廻
候者、早速此方相越候様ニと申付候条、可被得其意候、謹言、

五月十一日

信濃守
勝茂（花押）

美作殿
（多久茂邸）

諸岡彦右衛門尉
（茂之）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、
茂辰らは在国。茂辰・茂之が揃って藩政に関与するのは寛永十二年
六月以降であるが、据えられた勝茂の花押から、年次の上限は同十

六年といえる。一方、正保二年七月に石田実之が歿しており、同年
を下限とすると、この間で五月に勝茂が江戸に居るのは、寛永十六・
同十八・同二十・正保二年である。

一三三 鍋島勝茂書状（折紙）

追而申遣候、御老中へ之進物之用ニ、於長崎、ちいさき時計四ツ詔置候、
今時分ハ出来申日積ニ候条、態早飛脚を以、江戸可被差越候、若いま
出来不申候ハ、急候而可然候、将又、松平大隅守殿より預飛札、所望
申候鯨糞給候を相越、於船中、令拝見候、御報ニ御礼申述候条、以飛脚、
薩摩へ可被相越候、あなたの家老中へ、能登・豊前・主水・玄番四人よ
り書状相副、指越尤候、委曲、中野奎助より可申遣候、謹言、

十月十六日
（明暦二年）

信濃守
勝茂（黒印）

鍋嶋能登殿

多久長門殿
（茂宅）

諫早豊前殿

鍋嶋主水殿

鍋嶋玄蕃殿

進之候

正月十九日

勝茂(編出)
(黒印)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩等に宛てた書状。本文中に勝茂が島津光久から贈られた鯨糞(龍涎香)を船中で見たとあり、江戸には到着していないらしいことから、勝茂は参勤途上、茂矩等は在国である。

茂矩が「長門」を称するようになるのは明暦元年以降であり、明暦二年の参勤途中に大坂から出された同日付の一一一号と宛所も一致するので、これの追而の状と考えられる。

多久美作殿(茂辰)
進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。年次は、茂辰が家督を継ぐ寛永十三年が上限で、同人が藩政から退く正保三年が下限となる。

一三三 鍋島勝茂書状(折紙)

一書申遣候、大鷹隼旧冬鷹取せ不申由、鷹奉行共より申越候付而、来ル
二月二、大鷹隼鷹之丸はし飼候而、鳥屋二入可申由、鷹奉行共へ、只今
書立を以申遣候、此書立事長ク、前後入交り有之儀候条、鷹奉行計二而
ハ、合点ニ参間敷候条、大木兵部(統書)其外鷹奉行共、其方所へ召よせ、一ヶ
条くよく鷹奉行共へ合点申させ、口上ニ申候而、右書立と無相違哉之
儀、其方』可被承候、鷹奉行共、右書立よみ候計二而ハ、事長ク紛候事
可有之と存、申事候、右之通鷹奉行共へも申遣候条、可有其心得候、謹
言、

信濃守

一三四 鍋島勝茂書状(折紙)

今月二日之書状、同十六日到着、令披見候、
已上、
一爰元弥無相替儀候条、心安可被存候、御目見之儀、先日岩村忠兵衛(忠明)
二而、細碎申遣候条、定而可参着候、松平下総守殿、五日已前、当御
地御着、此方へ御見廻、懸御目、緩々と得御意、大慶不過之存事候、
委者、出雲監物・中野兵右衛門尉可申遣候、
一きりしたん改之儀付而、肥後・筑後へ重而被承合、彼地へ相立候制札
之写三ツ相届、令一覽候、先日も如申遣候、領中ニ制札相立候』儀者、

逼塞時分二候条、先以相扣可申候、さ候て、きりしたん改様之儀、先書二如申遣候、稠敷相究、其様子早々可被申越候、随其、御年寄中へ可申上と存候条、油断有間敷候、

一其元諸事、此中二無相違、弥念を入、被申付之由、心安存候、其地少篇も無相替儀通承、珍重ニ存候、何も重而可申遣候、謹言、

信濃守

(寛永十五年)
極月廿日

(鍋島)
勝茂(花押)

(鍋島直忠)
成富山城守殿

(茂徳)
鍋嶋若狭守殿

(茂辰)
多久美作守殿

(茂敬)
諫早豊前守殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂から多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。茂辰が「国元諸事仕配」を命じられる寛永十二年が上限、直弘が鍋島姓に復する寛永十九年が下限となるが、文中に「逼塞時分」とあり、天草・島原一揆(島原の乱)時の軍連違反のため逼塞中であると考えられるため、年次は寛永十五年となる。花押は寛永十五年に比定されている一三二号、一五三号、二〇八号等と同型である。

一三五 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、正左衛門尉儀、去年迄ハ不功、又ハちと不念ニも候て、鶴共余多けが申候、肉なども当りかね候つる間、先様情を入候様ニ、兩人として可被申付候、以上、

一書申遣候、此地無相替儀、我等事切々致 御目見、仕合能候条、心安可被存候、然者、此地ニ而鷺取之巢鶴求候て、六連指遣候、其方如存、鶴ハ一職大木正左衛門尉へ相渡召置候、さ候へハ、其元ニ有之鶴も、今度之鶴も、鷺をとらせ候て、能取候鶴を、鷹師もよく仕候者へ、上中』段々ニくり替候て申付、念を入、餌飼仕り、すへつなき迄も不念ニ無之様ニと、今度正左衛門尉へ申遣候、正左衛門尉儀、いまた不功二候間、其方兩人と候て、大木兵部・大野孫右衛門尉・高木弥左衛門尉・正左衛門尉召寄せ、談合候て、鷹師之くり替をも被仕、念を入申候様ニ、被申付可給候、正左衛門尉手前之鷹師十人之内ニ、能仕候者すくなく候ハ、孫右衛門尉・弥左衛門尉手前之鶴取ニ懸り候鷹師之』外、又大木弥右衛門尉・山本清五左衛門尉手前之鷹師ニもよく仕候者候ハ、正左衛門尉手前之者とくりかへ候て、とかく能鷹師を鷺取之鶴ニ懸候様ニ可被申付候、右四人之者手前ニも能仕候者すくなく候ハ、其方兩人、其外親類中之手前ニも可有之候条、正左衛門尉へ遣候て可給候、何も秘藏之鶴と

も二候間申事候、其元へ鶴五連有之儀二候、今度差下候鶴六連、合而十

一連にて候、さ候へハ、正左衛門尉手前二鷹師十人にて候間、一人不足

申候条、孫右衛門尉・弥左衛門尉・清五左衛門尉手前二手明之鷹師候

ハ、当分正左衛門尉へかし候様ニ可被申付候、若手明無之候ハ、鶴

一連ハ美作(多久茂辰)か采女(神代常利)カニ預候条、念を入、餌飼候て可給候、来年之四月ニ

ハ、必御暇出候て、帰国申筈ニ候条、其心得可被申候、恐々謹言、

信濃守

十月廿六日

勝茂(編色) (黒印)

多久美作殿

神代対馬殿(常體)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰宛てた書状。勝茂は江戸に居て、茂辰と

神代常親は国許。「合而十一連」の内訳は二八八号に記載されてい

る。茂辰が「国元諸事仕配」を命じられるのは寛永十二年だが、内

容からそれ以前にさかのぼる可能性もあり、年次の上限は決めが

たい。下限は、神代常利が正保二年三月に歿するので正保元年以前

であるが、正保元年は十月末段階で勝茂が江戸にいないため、寛永

二十年以前となる。なお、二八八号は、同日付で発給されたものと

考えられる。

一三六 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、作事成就之為御祝儀、近日御老中申請儀候、就其、取紛、此

段早々不申遣候、已上、

先月廿九日美作(多久茂辰)・内蔵助(鍋島正徳)・縫殿助(鍋島茂泰)・彦右衛門尉(露岡茂之)より監物(鍋島茂道)・数馬(中野政利)へ之書

状、何も令披見候、

一 去月廿七日之夜、其元大風吹候付而之書立相越、一々見届候、城廻其

外町人百姓家など、あらく損候由申越、笑止成儀候、諸郷田畠も損

候ハハ由、然と之儀者不相知候条、重而可申越由、得其意候、隣国も

大風吹候付而、領主くより御老中へ被申上候付而、我等よりも御老

中へ申上候、北国奥州も大風吹候由二候、

一 来年長崎御番被 仰付候者、鍋嶋七左衛門尉儀者、此地より、一左右

次第、深堀へ即可被差越候、其上二若狭(鍋島茂綱)・美作(露原茂敬)・豊前(露原茂敬)・内蔵助、此四

人二而、一月替りか、二月替りかニ、一人宛、替々深堀へ可被相詰候、

先日名付遣候、鉄炮数并与頭相付候儀、当年右衛門佐方鉄炮并物頭之

員数、然と不相知二付而、能承合せ、被申越候者、随其、議定可申由、

先日申遣候、然者、志田慶春(長則)・平田助左衛門尉より、右衛門佐方鉄炮

数并人数書立、先月廿九日之飛脚二而相越、見届候、右衛門佐方、

長崎番所両所ニ、鉄炮二百五十挺相越有之由候、七左衛門尉深堀へ召置候地之者加テ、鉄炮百丁ハ可有之候、佐賀より百五十挺遣置候得者、合二百五十挺筈ニ候条、鉄炮百五十挺ニ、物頭六人宛、右四人へ相付、可遣置と存候、与頭之儀、内々名付相究可被置候、先書ニ如申遣候、一番目ニ誰可被罷越儀者、来年被下 御暇候者、先立可申遣候、一霽楼并船之儀、委細先書申遣候、左候へハ、右霽楼仕立候頭人無之候てハと存候条、中野内匠(茂利)へ可被申付候、大木兵部儀(統清)、此中より領分之絵図申付置候条、仕廻次第、内匠と相談申候様、兵部へも可被申聞候、謹言、

(正保二年)
八月廿一日

信濃守
勝茂(鍋島) (黒印)

鍋嶋若狭殿

多久美作殿

諫早豊前殿

鍋嶋内蔵助殿

鍋嶋縫殿助殿

諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より、多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂綱・

茂辰らは在国である。本書状は、七月二十七日夜の大風の記録が、「石田私史」正保二年七月二十七日条（佐近八―三／二四三頁）、「徳川実紀」同日条にあること、正保元年十二月に幕府が命じた国絵図作成（大木統清が関わり）（大木氏伝記）鍋二二／五八）、佐賀藩の幕府への提出は正保二年（佐近一―二／七二七頁）の記述から、正保二年に比定することができる。

また、七一八号（閏五月二十三日付）・二三五号（六月二十日付）・三〇二号（八月十五日付）・三六七号（八月十五日付）・三七八号（九月二日付）を併せ読むことによつて、勝茂は、長崎警備体制の構築を企図し、つぎのことを家臣に命じたことがわかる。すなわち、志田良則・平田助左衛門による福岡藩警備体制の調査、武雄鍋島・多久・諫早・須古鍋島の重臣四家による深堀番、井（霽）楼船・大船の建造である。なお井（霽）楼船とは、甲板に井楼を組みその中から攻撃する構造の軍船である（清水雅代二〇一九年）。

一三七 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、山崎権八殿へ以書状、申入候間、則以飛札進入可被申候、次ニ馬場三郎左衛門殿方権八殿へ之文箱、御事伝候条、今度遣候、我等書状同前ニ長崎へ指越可被申候、若権八殿方三郎左殿へ御報、其

元迄參候ハ、以飛脚、可被相越候、又申候、追懸船之儀、深堀わ
き津辺へハ早船少々遣置、舸子之儀ハ、至其時、所之者乗候て、早
速懸合候様ニ可被申付候、諫早・七浦・神代へハ、船遣置候ニも及
間敷かと存候、手前く之船、其覚悟候て召置可然候、伊万里へも
我等早船不断有之儀候間、其船之内、追懸船ニ二艘も心当候て召
置可然候、又海辺ニ不限、陸ニ而も伴天連・いるまん、其外きりし
たん宗旨之者、忍可罷通候間、其改、弥無緩様ニ、領主・代官・郡
代へ稠敷可被申付候、已上、

急度申遣候、

一今度、筑前之内大嶋へ、從異国、伴天連四人、いるまん一人、同宿五
人乗渡候処、(黒田忠之)松平右衛門佐方番之者相改、捕之、長崎へ遣之由御注進
付而、從御老中、以御奉書、被仰聞候条、則写差遣候、拜見可被申候、
先年如被 仰出、領内海上見渡し候所ニ、不断番之者を召置、弥無油
断、可致穿鑿由、被仰聞候間、此中方居置候所々番之者、其所之領主
并在所之者迄も、無油断様、堅可被申付候、右伴天連・いるまん』申
分、右衛門佐方御注進之趣、書付之写、為心得、遣候、
一就中、深堀(脇)・わき津、其外、安芸守知行第一之儀と存候、伊万里・神
代・諫早・七浦、是又無油断様ニ、可然候、若又、海上見えかね候所
ニ有之番所ハ、能見渡し候所ニ作直し可被申候、深堀ハ嶋々多候条、
此中之番所之外ニも、立候へてハの儀候ハ、見合、其通ニ可被申付

候、

一右御奉書ニ付而、国元へ則申遣候段、井上筑後殿・馬場三郎左衛門殿
へも、今朝楨九兵衛を以申入、何とそ申付様可有之哉之由、御両所へ
得御意候処、此中方之番所、弥無油断様ニ申遣、可然候、』若不審成船
来着之刻、下々ハ六借かり候て、其在所懸通し、余之番所ニ而留候様
ニなど存、余りかせき不申事多々有之儀候、左様ニ無之、見当り候番
之者、并其所之者、早速ニ留置候様ニ、堅可申付由候、右之趣、(編島直徳)紀伊
守・甲斐守へも申遣候間、津々浦々番所申付様之儀、兩人へ相談候て、
無緩様、心遣尤候、

一大船之儀者不及申、獵船其外小船ニ而も、不審なる船来着候ハ、則
時懸留可申候、此已後者、多分今度のことく、小船ニ而忍来着可申と
存候、縦日本船たり共、不相知者乗候ハ、早速捕候』様ニ可然候、
自然於緩者、番之者之儀ハ不及沙汰、其在所之者、曲事ニ可申付候間、
其段此中も申付候へ共、今度慥成者を以、津々浦々之者并代官領主へ
堅可被申触候、

一於領中、異国船来着之刻、其外きりしたん事ニ付而、相替儀共候ハ、
早速山崎権八殿へ可被申入候、其段権八殿へも申入候間、其心得尤候、
一今度右衛門佐方於領内、異国船被懸留候儀、兼而之申付、無油断故と、
事之外御感之旨候、万一此已後、我等領内ニ来着之異国船、手遅く候
て、他領にて捕候ハ、越度此上有』間敷候条、弥其覚悟可為肝要候、

今度筑前大嶋へ参候船も、追懸藍嶋二而とらへ候など、申候、然時者、追懸船をも兼而用意無之候而へと存候条、深堀わき津・諫早・神代・伊万里・有田間、見合次第、船召置、無迦様二尤候、何も重而可申遣候、謹言、

信濃守

六月二日

勝茂(鍋島)(花押)

鍋嶋若狭殿(茂辰)

多久美作殿(茂辰)

諫早豊前殿(茂辰)

鍋嶋安芸殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状である。勝茂の居所は江戸。茂綱・茂辰らは在国である。

寛永二十年五月、長崎番役中の福岡藩が、自領の大島(現福岡県宗像市)で異国船を拿捕し、乗船していたキリスト教徒を長崎奉行に引き渡した。この事件について、五月二十九日付勝茂宛て、老中阿部重次・阿部忠秋・松平信綱の連名で、領内海上を油断なく監視する旨の達があつた(佐近一一二〇一頁)。本書状は、それを受

けて勝茂が国許の重臣へ送ったもので、「勝茂公譜考補」に同文の引用がある(佐近一一二〇一〜七〇三頁)。福岡藩によるキリスト教徒尋問の記録は、『黒田家文書』に収録されている(第二卷一七三〜一七五頁)。キリスト教徒は江戸に送られ、大目付井上政重が尋問を行った(同第二卷二七八〜一八〇頁、佐近一一一〇三〜一〇七三頁)。勝茂は井上や在府中の長崎奉行馬場利重に意向を尋ね、自領の番所警備に油断なく、不審な船は留め置くよう指示を受け、鍋島(小城)元茂・鍋島(蓮池)直澄を帰国させた。「元茂公御年譜」によると、元茂は寛永二十年五月二十一日江戸発である(佐近一一一〇三〜一〇七三頁)。

一三八 鍋島勝茂自筆書状(折紙)

八月廿七日中野兵右衛門尉(致利)へ之書状、披見申候、然者、我等公儀私仕合能候様ニと候て、彦右衛門尉談合被申、東福院僧正・泰長院ニ而致御祈(謹問茂之)禱、御札・目録被相越、則頂戴申候、被入念候儀、別而満足申候、何も兵右衛門尉(致利)より可申遣候間、不具候、謹言、

信濃守

十月九日

勝茂(鍋島)(黒印)

多久美作殿(茂辰)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰は在国。

東福院は佐賀郡川副にある浄土宗寺院。泰長院は佐賀城下にある臨濟宗寺院。佐賀にて幕府關係が円滑に済むように祈禱を行った。年次の上限は茂辰の「国元諸事仕配」を命じられて以降と考えて寛永十二年とし、下限は、中野政利が兵右衛門を称しているので同十六年とする。

二三九 鍋島勝茂書状（折紙）

急度申遣候、

一今朝、井上筑後守殿（政重）、此制札之案書、被相渡候条、此飛脚二而遣候、

深堀并わき津・諫早・神代・竹崎・浜・伊万里・山代・寺井、其外領

中船付見合次第、板札書せ候而、早々立可被申候、右之外、例従 公

儀之制札立候在所二者、陸地へも立被申可然候、

一我等打立、今廿二日ニ議定候へ共、ちと用所候而、少逗留申儀候、一

両日中ニ可令発足候、於其節者、先立可申遣候、

一長崎御番付而御用之儀共、御老中へ一つ書を以得御意、何も相澄候、

深堀のかみの嶋へ小屋懸候而、番之者召置筈二候条、材木深堀へ可差廻候、大形、右衛門佐方長崎番所之小屋懸之通りニ、相立可申候間、其心得候而、取置之材木不足之分者、調次指越可被申候、

一小屋懸、手かくく申付、可然由、馬場三郎左衛門殿被申候条、其心得可被申候、乍然、我等はいり候所立候而、三郎左殿・権八殿（山崎正徳）なども申入候へと存候、家老一人宛遣置候へ、此小屋ニ可召置と存候、其心得可被申候、家一つ一つ程ハこけらふきニ可仕候、其外者かやふきたるへく候、我等其元下着候者、追付普請可申付候、其前（二竹）□□木深堀へよせ候て、召置可被申候、

一深堀へ召置候人数并鉄炮数・船数之儀、去年、右衛門佐方長崎へ相越被申候如員数、少も不過様ニ、内廉ニ可然之由候、左も候へは、右衛門佐方去年之人数、長崎にて脇々へ承合せ候ても、実正相知間敷候間、犬塚惣兵衛尉（宅基）、権八殿へ罷出、右之通申達、人数并船数之儀、能承合召置候様ニ可被申付候、何も追々可申遣候、謹言、

信濃守

卯月廿二日 （正保三年） 勝茂 （鍋島）（花押）

多久美作殿 （茂辰）

諸岡彦右衛門尉 （茂之）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰と諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。井上政重は家光の側近で大目付。馬場利重は幕府旗本で使番から目付を経て寛永十五年十一月から承応元年正月まで長崎奉行を勤めている（長崎奉行在任期間については諸説あり。人名一覽参照）。山崎正信は寛永十九年十月から慶安三年十二月まで長崎奉行。本状三箇条目にて深堀神ノ島の小屋普請は軽くするように馬場利重が指示していることから、同人の長崎奉行在任中である。また深堀に置く人数については山崎正信からの指示を受けるように命じていることから、やはり山崎正信が長崎奉行在任中と考えられる。したがって本書状は寛永二十年から慶安二年までに絞られる。なお「勝茂公譜考補」によれば、勝茂は正保二年と同三年四月は江戸に居る。最後の一つ書に「去年右衛門佐」と言っているので、この書状の出された年は佐賀藩の当番年にあたり、正保三年となる。さらに正保三年は龍造寺主膳一件があり、通常の長崎番役年より勝茂の帰国が遅れ、勝茂は五月三日江戸発、同二七日帰国（佐近一一二／七二四頁、佐近八一三／二四五頁）である状況も、本状の内容と一致する。

一四〇 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、我等儀、今程一入息災二切々登 城申、子共孫共迄も無事候
間、心安可被存候、隼人・式部・伝兵衛・帯刀・十右衛門尉・玄番・
左馬助・勝右衛門尉へも可被申聞候、以上、
一書申遣候、

一爰元無相替儀、（徳川家光）上様弥 御機嫌能被為成御座、一昨十九日、御本

丸へ被成 御移徙、皆以目出度奉存儀共候、右為御祝儀、各同前二我等儀も昨日登 城申候、未 御目見ハ無之候、

一此中、御年寄中、於 西之丸、切々 御膳被成御上、御能おとりなと被成 御上覽、倍 御快然二被為成御座之由候、

一松平下総殿より （忠明）上様へ可被懸 御目候条、『手前之躍稽古申付候様二御頼候付而、先月中旬比方ならし候て、去十七日二下総殿 御膳御上

候二、手前躍子之者共、西之丸へ差上候処、一段とおとり令出来、上意二ハ、此中被 聞召上候方ハ珍敷おとりにて、拍子も揃候て、其上

歴々者之子共差出候と相見え候通、被成 御錠、御機嫌能候儀、無残所之由、御年寄中并下総殿方被仰聞、於我等、忝仕合、安堵之至二存

候儀、推察可被申候、下総殿御満足、不大形事候、おとり之儀付而、』
井伊掃部殿方被下候御状之写二つ、今度遣候条、披見可被申候、右之

通被承、満足可被申と存、一紙二申遣候、何も期後音、不具候、謹言、

信濃守

九月廿一日

勝茂（鍋島）（黒印）

山城殿(鍋島直弘)

長門殿(多久安順)

若狭殿(鍋島茂繼)

影庵(須古信明)

美作殿(多久茂辰)

豊前殿(諫早茂歌)

左京殿(鍋島茂和)

中務殿(鍋島茂周)

伯耆殿(神代常忠)

安芸殿(鍋島茂賢)

諸岡彦右衛門尉(茂之)

【解説】

鍋島勝茂より鍋島安順等に宛てた書状。勝茂は在江戸。安順等は在国。一箇条目に家光が九月十九日に本丸へ移徙したとあり、同人が同月日に修築した本丸御殿へ移徙したのは寛永十四年であることから（「江戸幕府日記」）、本書状も同年に比定される。

一四一 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、此書中、堅他見無之様ニ、可被仕候、已上、

先月十五日之書状、昨二日到着、具令披見候、

一高力撰州(忠房)より其元へ之書状被相越、披見申候、使者口上之通、細碎被

申越、是又承届候、就其(多久茂辰)、美作出合、口上ニ而被申候趣、并撰州へ之

返札之写見届、一段可然存候、我等其元下着候てより、撰津守殿へ右

之点合可申入条、其心得可被申候、

一右之通、返事被申候付而、追付飛札之由、其書状被相越、返札之趣を

も見届、可然存候、重々懇切之儀共候故、鳴原家老迄、右之為礼、河

波(源)権兵衛尉被申付、書状之写、あなたより之返札、是又令一覽、何も

尤ニ存候、

一先書ニも如申遣候、我等儀、内々之用所、いまた不相澄候故、令逗留

候、長崎御番、就被 仰付候、先立、早速甲斐守』差下、深堀所々御

番等、念を入申付候通、懇ニ立 御耳候間、十日廿日逗留候而も、少

も不苦筈候間、心安罷有事情、此中ハ公家衆御参上故、御老中御隙入、

其上 大納言様少 御不例ニ付而、為 御機嫌伺、各御登 城候、ケ

様之儀ニ付而、未相澄候、大納言様早速(徳川家綱) 御快然ニ被為成御座候、

公家衆も不残 御暇出、御上候間、頓而埒明可申と存候、於然者、追

付可罷上候、御老中別而御懇ニ被仰聞候条、心安可被存候、

一若狭儀(鍋島茂繼)、定而早速深堀へ相越、可被罷居候、苦勞之儀と存候、人数并

鉄炮数船数之儀、此中切々申遣候之間、其通ニ指越可申と存候、無申

迄候へ共、昼夜無油断、所々御番等、被申付、可然候、』

(鍋島茂敬)

一 豊前儀も、定而早々諫早へ相越、可被罷居と存候、如例、万事被申付、

万一之時、懸合ニ可相成覚悟、油断被申間敷候、何も頓而可罷下候間、

其節可申達候、謹言、

信濃守

五月三日

勝茂(鍋島) (黒印)

鍋嶋若狭殿

多久美作殿

諫早豊前殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰らは在国。年次は正保三年。西国大名に対して異国船渡来時に高力忠房らに注進すべき旨が正保二年に命じられており(四六号)、それを踏まえての対応であること、そして徳川家綱の不例による勝茂の江戸城登城、家綱快然後の公家衆の帰洛(徳川実紀)正保三年四月二十

九日、晦日条)といった内容から比定される。

一四二 鍋島勝茂書状(折紙)

(多久安順室鍋島氏)

猶以、徳寿院さまよりの御伝言、忝存候、別条無之故、御文にて不

(茂辰室鍋島氏)

申候、其方内儀よりも、口上之通承届候、右之段心得候而、可被申

候、已上、

此地為見廻、忝人被相越、殊見事之名吉一折二送給、念被入之儀、別而

(多久茂辰女)

祝着申候、何様令料理、賞翫可申候、お市気色、無心元存候処、漸々能

候由、其方よりの使之者申候二承、令満足候、弥無油断、養生可被申儀、

尤二候、』爰許仕合能候而、今日者雁あまた鉄炮二而打、休息申事候、明

後日者可罷帰候間、万々以面可申候、謹言、

信濃守

壬九月十一日

勝茂(鍋島) (花押)

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂、茂辰ともに在国。年

次は、勝茂が歿する明暦三年以前において閏九月がある寛永十九年。

口上ニ申候、可被聞届候、已上、

一四三 鍋島勝茂書状（折紙）
一書申遣候、早船五十艘之儀、蔵入より三十艘、家中より廿艘ニ弥相究候条、其通ニ可被申付候、為心得、申遣候、恐々謹言、

七月廿八日

勝茂（鍋島）（黒印）

美作殿（多久茂邸）

進之候』

信濃守

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。年次は、蔵入・家中からの「早船」に言及した勝茂書状等（二二九号、三二三号、三一五号）から、寛永九〜十年頃か。

一四四 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、きりしたん宗御政之儀（改力）、来年も可被 仰出候条、其心得可申由、被 仰渡候、次二国々ニちり候て、于今罷有之由候付而、様子

一書申遣候、然者、先月廿八日、於 御城、大炊頭殿・讃岐守殿、為 上

意惣様各へ被仰渡候へ、先年よりきりしたん宗被成御政道候処、于今国々

へ散て有之由、被 聞召上候、重々念を入相政可然之段、別而稠敷被 仰

出候、就夫、究様之儀、東国・西国各へ則於 殿中相談候処、きりした

ん相究候刻、国々』居所を替、あなたこなたへ参由候条、日を定、霜月

朔日より師走十五日迄究申候儀、如何候へん通、右御両所へ得御意候処、

其段可然旨被仰候、さも候へへ、領中之儀、此かた方如申遣候、請取く

二仕、はてれん・ゆるまん并きりしたん宗有無之儀、能々念を入、急度

相究尤候、自然不念之儀候て、領中ニ一人も有之而、後日相知候へへ、

我等不念ニ罷成、迷惑此上不可有儀候条、』其心得肝要候、若伴天連・ゆ

るまん并きりしたん宗於有之者、家中并百姓旅人、其外何者ニよらず則

搦取、一人にても其様子、時々ニ江戸へ注進、不可有油断候、自然此方

方請取く、に申遣候人数之内、差合之仁候へへ、もはや無余日儀候条、

其元ニて校量次第、誰成共可被申付候、又請取く、の在所、くりかへ候

ハて不叶儀候ハ、是又相談』次第、くり替可申候、委者、於保作右衛

門尉可申達候、恐々謹言、

信濃守

勝茂（鍋島）（花押）

九月廿日

長門殿（多久安邸）

美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久安順・茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、多久安順・茂辰は共に在国。年次は寛永十二年。全国一斉のキリシタン取締りについては、同年八月二十七日に幕府が大坂町奉行宛に発令していることが知られ（国立公文書館蔵「古記録」一「新修大阪市史」史料編第七卷／一四頁、二〇二二）、細川家史料の九月七日（寛永十二年）榊原職直他宛書状には「十一月朔日より、何も申合十二月中比迄日本国をきりしたん改一度ニ可仕と、御宿老中へ申談尤もとの儀にて：」とあつて『細』一九／忠利三〇〇七、他三〇二〇・三〇二六等も関連）、本文中の「霜月朔日より師走十五日迄究申」という記事と符合する。佐賀藩における対応の関連史料としては一二三号・二八五号・二二八号等がある。

一四五 鍋島勝茂書状（折紙）

一書令啓候、仍、此中、長門諸事被申付候儀共、其身ハ被年寄候付而、其方年はへ二も罷成候条、今より引渡、仕習せ度由、伊豆守を以被申候

条、如何様ニも長門次第二と返事申候、然者、家中万仕配之儀、先様其

方存候而被申付可然候、今日吉日ニ付而、如此ニ候、右之様子、為内談、

大形以手頭、対馬・伊豆・市佑・将監・茂左衛門尉、口上ニ申含候間、

可被承届候、委ハ頓而罷帰、面を以可申達候、恐々謹言、

信濃守

霜月十二日

多久美作殿

進之候

勝茂（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂・茂辰は共に在国であるが、勝茂は佐賀城下からやや離れた場所にいると思われる。年次は寛永十三年。茂辰は二月十四日付（寛永十三年）鍋島勝茂書状で多久家の家督と養父多久安順の職務を引き継ぐよう命じられており（四八号）、「水江事略」には寛永十三年三月中旬に江戸へ「家督の御礼」の使者を遣わしたことが記されるので、二月下旬から三月前半頃に家督相続が行われたと考えられる。本文書は、勝茂が茂辰に、安順の隠居後改めて「家中万仕配」を一任したものとされている（藤野保一九八一年／四九六頁）。

一四六 鍋島勝茂書状（折紙）

一昨日以早飛脚如申遣候、我等儀、当年長崎表御番被 仰付候段、早速
国元へ申遣候通、御老中へ申上候条、（鍋島茂賢）安芸守事、早々深堀へ罷越、若か
れうた船来着候者、井上筑後殿方安芸守へ、去年被仰渡候様ニ、御訴訟
船老二艘ニ而着候ハ、引船など出し、長崎へ入津候様ニ可仕旨、御老
中・井上筑後殿御同座ニ而被仰渡候、其外も去年之仰渡ニ相替儀無之候、
其心得候て、早々深堀へ安芸守可罷越候、我等儀、弥来ル四日ニ爰元罷
立儀候、一昨日之飛脚、若遲着之儀も可有之哉と存、重而申遣候、謹言、

（寛永十九年）
卯月朔日

信濃守
勝茂（花押）
（鍋島）

鍋嶋若狭殿
（茂卿）

多久美作殿
（茂辰）

諫早豊前殿
（茂敬）

鍋嶋安芸殿

諸岡彦右衛門尉
（茂之）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸（同月四日

出立予定）、茂辰らは在国。年次は寛永十九年。この年鍋島氏は前年
の黒田氏に替り初めて長崎警備を受命した。冒頭の「一昨日以早飛
脚如申遣候」は、三月二十八日付で勝茂が発出した書状（二三七号）
を指す。

一四七 鍋島勝茂書状（折紙）

当地参着申候而、気色之体為可被承、態飛脚被相越、先月十日式部・
大膳・（有里孝紀）（中野孫也）李助へ之書状令披見、遠路被入念候儀、令祝着候、今時分、爰元
一入寒候へ共、気分無替儀候、于今不食痰積引残候迄ニ而候、今程内田
玄勝菓令服用、漸々得験候間、心安可被存候、先日も如申遣候、（酒井忠勝）讚岐守
殿御老中の方被仰聞候へ、当御地参府仕たる儀候条、御目見之儀者、病
中之事候間、縦来春ニ罷成候ても少も不苦候条、すきと本復申候て方申
上候ハ、何時にても 御目見之儀、可被成御取成候、其間者、無心遣、
緩々と可致保養之旨、各様より切々御懇ニ被仰聞、忝存事候、今之体
ニ、打続気色能候者、来ル十日比、御老中へ申上、御差凶次第、登 城
可申と存候、於爰元、一門中何も無為ニ有之事候、其地ニ而も無替儀由、
珍重存候、次兵庫事、別而息災罷有、連々此方へ参候、替之儀、我等 御
目見申候脇、時分見合、公儀江可申上と存候間、心安可被存候、何も
期後音候、謹言、

信濃守

十二月二日

勝茂(鍋島) (黒印)

多久美作殿(茂辰)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。

年次は、「式部」「大膳」の表記から、承応二年。「替之儀」は証人交替のことを指す、「承応三年六月十三日御末子安輝君御兄安胤君二代テ證人ニ立サセラル」(「水江事略」)。証人交替の関連文書として三二八号・五七〇号がある。また、同日付の多久茂矩宛書状(三九九号)もある。

信濃守

十月二日

勝茂(鍋島) (黒印)

多久美作殿(茂辰)

同 出雲殿(茂矩)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・同茂矩に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰・茂矩は在国。年次の上限は不明。年次の下限は、「出雲監物」の表記から慶安四年。なお、正保四年に比定される九月十一日付の勝茂書状(二九九号)に作安のことが見え、これと関連するのであれば、年次は正保四年か。

一四八 鍋島勝茂書状 (折紙)

八月廿一日出雲監物(鍋島茂道)へ之書状、令披見候、仍、此中我等相煩候通被承、

於多久桐野山(妙覚寺)、御祈禱被申、御札目録被相越、念入候儀、別而令満足候、

気色すきと本復申、九月節句ニ令登城、其後も切々御城罷出候間、

心安可被存候、作安(生島)葉服、用心候而、弥無油断、養生申候条、氣遣被申

間敷候、何も期後音候、謹言、

一四九 鍋島勝茂書状 (折紙)

已上、

熊申遣候、藤八様(龍造寺高房)、去月廿六御打立之由、一段可然存候、いづれも先書

中野忠兵衛(茂利)にて申遣候間、不及口能候、仍(重)むる方兵庫まで、かち御登可

然存候、少々順よく候共、右之分、可被相極候、此段御申尤二候、恐々

謹言、

(慶長九年)
七月八日

(多久安順)
龍与兵衛殿

(馬茂清力)
馬弥七左

(犬塚家範)
大惣兵衛

信濃守

(鍋島)
勝茂 (花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。本文からは読み取れないが、以下の理由から、勝茂は在伏見、安順らは高房と共に移動中か。年次は慶長九年。この年、龍造寺高房は直茂と上洛する予定であった(佐古一一/坊所三三九号)が、直茂が患っていたため、先に佐賀を出立し、八月十一日に伏見で家康に謁見している。(佐古一一/坊所三三九号)。閏八月十三日、高房は遅れて到着した直茂と共に家康に謁見(佐古一一/坊所三七号)、閏八月二十三日には直茂・勝茂と揃って佐賀に到着している。(二七号・佐古一〇/多久家所蔵文書全六八号)。(大平直子二〇一五年)。

一五〇 鍋島勝茂書状 (折紙)

爰許為見廻、使者被相越、蛸九、栄螺十五、一折給、令祝着候、料理候て

賞味可申候、我等事、一昨晩ちと腹中氣二候つれとも、少之事二而、最
早能候条、心安可被存候、何も後刻可令帰城候条、以面、可申候、謹言、

信濃守

十月廿八日

(茂矩)
多久出雲殿

進之候

(鍋島)
勝茂 (花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩に宛てた書状。勝茂は在国(佐賀城外)、茂矩は在国。年次の上限は不明。年次の下限は勝茂の歿年から明暦二年。

一五一 鍋島勝茂書状 (折紙)

(政利)
正月廿日出雲監物・中野兵右衛門尉迄之書状、令披見候、仍、其方内儀、
先月廿日辰之刻、輒誕生申、血心も無之、母子共二一段と息災二候由被
申越、目出度存候、此中、右之到来折角相待候処ニ、吉左右被申越、大
慶』此事候、何も期後音、不具候、謹言、

信濃守

(寛永十六年)
二月九日

(茂底)
多久美作殿

(鍋島)
勝茂 (花押)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。勝茂の花押形は寛永十六年以降のものであることから、年次の上限は寛永十六年。年次の下限は「中野数馬佐」の表記より寛永十七年。よって、寛永十六年か同十七年となる。本文に正月二十日に子どもが生まれたとあり、寛永十七年には正月十日に茂辰に女が生まれている（一七五号）ので、消去法で寛永十六年に確定できる。なお、この寛永十六年に生まれた子が茂辰四男安英である。

一五二 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、仍証人替之儀、（鍋島茂明）民部事、（鍋島英徑）八兵衛尉ニ差替候様ニと、公儀相澄、今日証人御奉行衆被仰渡候、其方三人証人替内くり之儀、此中申上召置候、此段者何時も相成事候条、心安可被存候、於様子者、（茂）田中九左衛門尉・諸岡作左衛門尉より可申遣候、謹言、（斎藤長賢）

信濃守

正月廿四日
（慶安五年）

勝茂（黒印）
（鍋島）

多久美作殿
（茂辰）

諫早豊前殿
（茂辰）

鍋嶋内蔵助殿
（正辰）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国である。江戸証人であった「民部」の「八兵衛尉」との交替が幕府に認められたことを報ずる。これについては、鍋島家から証人の交替を要望して幕府証人奉行に宛てた慶安四年霜月十五日付鍋島勝茂寛書（佐近一一二／七六六頁）があり、本書状は翌慶安五年のものとなる。この寛書によると、「民部」・「八兵衛尉」は鍋島（武雄）茂綱の証人であり、それぞれ茂綱男子の茂明と英徑（佐近八一／一五三・一五四・五五四頁）と考えられる。

一五三 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、九右衛門尉儀、年中ニ早々罷上候様ニ可被申付候、已上、一書申遣候、先日申遣候様ニ、爰許弥無相替儀候間、可心安候、仍、（貞典）永山九右衛門尉へ申付用所候条、急度可指上候、然者、彼者儀、別而辛勞申儀候条、加増をも可申付と存候へ共、時分柄ニ付而、令延引候、先

今度定之加勢之外ニ、銀子廿枚とらせ、可指』上候、此段為可申、飛脚指越候、謹言、

(寛永十五年)
十月廿七日

信濃守

勝茂(鍋島)
(花押)

多久美作殿(茂辰)

諸岡彦右衛門尉(茂之)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国である。永山貞興の江戸派遣を求める。貞興への加増について「時分柄」延引しているとするが、この「時分柄」とは寛永十五年に天草・島原一揆(島原の乱)の際の軍規違反により勝茂が閉門処分になったことを指すものと考えられる。花押も主に寛永十五年後半の閉門処分の時期に使われた三五二号等の花押と一致する。

二五四 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、傍之者、鷹師共へも、猪肢被相越之由、念入たる儀共候、已上、

今日之為祝儀、使者被相越、被入念候儀、令祝着候、然者、丹後守儀、先月十五日令登城、酒井讚岐守殿・松平伊豆守殿(信綱)以御取成、早速首尾能御目見申、無残所仕合之由、今日飛脚到着、太慶之程、可有推察候、我等儀、此中より之』腹中快、気色も能候而、切々鷹野ニ罷出候間、心安可被存候、何も帰城之節、以面可申候、謹言、

極月朔日

信濃守

勝茂(鍋島)
(黒印)

多久出雲殿(茂矩)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩に宛てた書状。勝茂・茂矩ともに在国であるが、勝茂は佐賀城を離れ、鷹野に出かけている。勝茂の嫡孫光茂の將軍謁見について報ずる飛脚が江戸から到着したことを記す。光茂が従四位下丹後守に叙任されるのは慶安元年十二月二十二日であり(佐近一―三/七頁)、茂矩は明暦二年の江戸参府時に「長門」を名乗るようになるので(「水江事略」)、本書状の年次の上限は慶安二年、下限は明暦元年となる。

「勝茂公譜考補」によると、この間で勝茂が十二月時点で在国であるのは、慶安三年・承応元年・同三年・明暦元年である。このう

ち、承応元年・同三年は「光茂公譜考補地取」により光茂が十一月に江戸に着府したことが知られる(佐近一―三／一九九―二〇二頁)。

「地取」では、承応元年は十一月十二日江戸着、同十五日將軍謁見と、二十二日着、二十五日謁見の両説のうち後者を採用している。

承応三年は十一月十一日江戸着として、謁見の日付については示されていないが、「勝茂公譜考補」では十五日謁見としており、本書状の日付と合う。

ただし、承応三年は十一月十一日に江戸で勝茂長男の元茂が死去しているが、本書状にはそれを思わせる記述はないのが不審である。承応元年の光茂の初入国後、初めての参勤の際の將軍謁見である可能性も残る。

一五五 鍋島勝茂書状(折紙)

(豊前・佐賀)

出船為見立、内裏迄使者被差越、殊鶉一籠十、并梨子一籠給、被入念候儀、祝着存候、我等事、道中も養生候て、緩々と相越候付而、漸今廿六日晩、内裏令着候、気色漸々能候間、心安可被存候、海陸も保養候て可罷上と存候、何とそ十月中ニ江戸着候へかしと存事候、船共未廻合候』
条、其間之儀、下関へ逗留可申と存候、就其、出船いつとも不相知故、
使之者差帰候、出船候ハ、蒲原善左衛門尉ニ而可申遣候、何も期其節候、

謹言、

九月廿六日

多久出雲殿

進之候

信濃守

勝茂(黒印)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩に宛てた書状。勝茂は参勤途上で、この日豊前の内裏に到着した。茂矩は在国である。「勝茂公譜考補」によると、勝茂が参勤のために秋以降に出国するようになるのは、勝茂晩年の慶安二年の参勤からである。また明暦二年には茂矩は「長門」を称するようになる。この間で勝茂が九月に出国するのは、「勝茂公譜考補」によると慶安四年・承応二年のいずれかであるが(佐近一―二／七六〇・七七七頁)、「石田私史」によると勝茂は、慶安四年は十月二日佐賀発(佐近八―三／三二八頁)、承応二年は九月二十一日佐賀発、同二十六日内裏着(佐近八―三／三一九―三二〇頁)となっており、こちらに従っておく。

一五六 鍋島勝茂書状(折紙)

為年頭之祝儀、飛脚被相越、白麻十帖給、幾久と目出度存候、爰許無相替儀、我等事無異二候て、切々登城申候条、心安可被存候、何も頓而御暇二而可罷下候間、以面可申候、謹言、

信濃守

正月廿六日

勝茂(鍋島)(黒印)

多久美作殿(茂辰)

進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国である。茂辰の年頭の祝儀に対する返札であるが、やがて下国するであろうとしている。茂辰宛の書状が見られるようになる寛永後半期以降で、勝茂が正月に在江戸であるのは、寛永十六年・同十七年・同十九年・正保元年・同三年・慶安元年・同三年・承応元年・同三年・明暦三年である。このうち寛永十六年は前年末に閉門処分が解けたばかりで状況が合わない。明暦三年は前年九月に病気を押しして参勤し、十一月に着府するが、重病により「切々登城」できる状況ではない。また茂辰は正保三年十一月に罷免されるが、その前とすれば寛永十七年・同十九年・正保元年・同三年の四つに絞られる。

一五七 鍋島勝茂書状(折紙)

一書申遣候、仍、阿部豊後守殿より御奉書被下、家来之者一人可差出由、被仰聞候付而、土山五郎兵衛尉指上候处、御老中御同座二而、被仰渡候趣、書付遣候、被得其意、異国船来着時分二候之条、津々浦々弥稠敷可被申付候、至在々所々も無油断様、領主・代官・郡代へ堅可被申聞候、右之段為可申、以飛脚申遣候、謹言、

信濃守

正保元年乙
二月廿二日

勝茂(鍋島)(花押)

鍋嶋若狭殿(茂綱)

多久美作殿(茂辰)

諫早豊前殿(茂敬)

鍋嶋安芸殿(茂賢)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国である。勝茂の花押は寛永十五年末に閉門処分が解かれて以降に使われるものであり(四四七号等)、宛所に名前のある鍋島茂賢は正保二年二月十一日に死去する。この間で二月に勝茂が在江戸であ

るのは、寛永十六年・同十七年・同十九年・正保元年であるが、萩藩毛利家の「公儀所日乗」（東京大学史料編纂所架蔵写真帳）の正保元年（寛永二十一年）二月二十一日条に「此節異国舟可来時分二候、連々被仰出候如御仕置之、諸国津々浦々ニ付置候者共ニ、弥手堅申付、無緩様ニ仕置肝要ニ候」との旨を老中阿部忠秋等から伝えられたとの記事があり、本書状もこの件と関係する可能性は高い。

一五八 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、仍、関千左衛門尉代人之儀、石井右衛門佐断申候由、尤ニ存候、別ニ校量無之候条、土肥喜右衛門尉能候ハんと存候、其方乍兩人、可然被存候者、右衛門佐へ申付候誓紙之扣可有之候間、其ことくニ誓紙を任せ、右衛門佐相役ニ可被申付候、若差合之儀共候ハ、其段重而』可被申越候、謹言、

信濃守

極月廿七日

勝茂（花押）

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国許。茂辰・茂之が連名となるのは、寛永十二年六月の「惣仕置」以降。御蔵方役石井右衛門佐の相役が、関尚氏から土肥喜右衛門に交代するのは寛永十六年五月（二五一号）以前なので、下限は寛永十五年。勝茂在江戸は寛永十四・同十五年だが、十四年は茂辰が島原在陣中なので、年次は寛永十五年。花押は寛永十五年に多いものである。

一五九 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、加賀守上り料入具一通之銀子、関千左衛門尉・石井右衛門佐手前々、其方申次第ニ相渡候様ニと、今度切手遣候、其心得尤ニ候、已上、

一書申遣候、爰元無相替儀候間、心安可被存候、先月十九日ニお長仕合能祝言申、我等大慶之程、推察可被申候、随而、加賀守儀、此地罷上可然存候間、相誘、九月十二三日比、吉日次第ニ、爰元着候様ニ、其地打立可申通、今度申遣候、然ハ加賀守上り用意并供之人数誘等之儀、勝屋勘右衛門尉・関将監・鹿江』茂左衛門尉方申遣候間、それ次第ニ被申付、可然候、親類中へも、以書状、可申遣候へ共、無別条候間、其方可被申達候、恐々謹言、

寛永十年
八月朔日

信濃守

勝茂（花押）

多久美作殿
（茂辰）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。

年次は、勝茂女のお長が寛永十年七月に松平忠房に嫁しており、「先月十九日ニお長仕合能祝言」とあることから寛永十年（佐近一一二／六五頁・三八五頁、佐近一一一／一四九頁）。

一六〇 鍋島勝茂書状（折紙）

尚以、（多久安順室鍋島氏）徳寿院さま并其方内方々之加筆之趣、（多久茂辰室鍋島氏）承届候、無別条候故、

銘々文不進候、被相心得、可被申達候、已上、

為見舞、使者被相越、（有田孝紀）勘解由・（中野良純）本助迄之書状披見、殊蜜柑一籠五十給、

被入念候儀、令祝着候、我等儀、今日長崎令着、政所へ参候、（黒川正徳）与兵衛殿

より矢上迄、以使、料理可給由候付而、病後故、長座難成候条、御振廻

之儀ハ被指免候様ニと、使者を以断申候へ共、煩本復申、久々にて相越

候間、祝而吸物同前之軽キ料理可給由、重々被申候付而、参候処、念入

たる結構之振廻出、与兵衛殿かよひにて候ツ、別而首尾能候て、満足申

事候、さ候て、御番所并石火矢台をも見廻候て、直ニ深堀へ罷越候、』右

之通ニ候ても、気色無替儀、能候条、心安可被存候、乍然、二三日之路

次にて、草臥之儀、推量可被申候、明後十六日ニ爰元可罷立と存事候、

何も頓而、以面可申候間、不具候、謹言、

信濃守

明暦二年
三月十四日

勝茂（黒印）

多久美作殿
（茂辰）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在長崎、茂辰は在国。

長崎奉行黒川正直の長崎到着は慶安四年六月（佐近八一一／四八〇

頁）。年次は、石火矢台場が設置された承応二年以降の長崎警備の当

番年で、かつ勝茂自身が長崎へ行った明暦二年（佐近一一二／七七

七・七九九／八〇〇頁）。

一六一 鍋島勝茂書状（折紙）

此地罷越候付而、為見廻、使者被相越、殊鱈一折一給、被入念候儀、令

祝着候、料理候而、賞味可申候、我等事、一段と気色能、鷹野など候て、
慰申事候間、心安可被存候、出雲儀、(多久茂矩)爰元召連候、毎日』我等前二も罷
出候条、万々氣遣被申間敷候、何も以面可申達候、謹言、

信濃守

霜月八日

(鍋島)勝茂(花押)

多久美作殿
(茂矩)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂・多久茂矩・茂辰は共に在国で、勝茂・茂矩は領内の狩場。年次の上限は不明。下限は、

茂矩が「出雲」から「長門」の表記に変わる明暦二年。

(寛永十六年)極月二日

(鍋島)勝茂(花押)

鍋嶋若狭殿
(茂綱)

多久美作殿
(茂辰)

諫早豊前殿
(茂敷)

多久長門殿
(安順)

影庵
(須古信明)

鍋島中務殿
(茂周)

神代伯耆殿
(常親)

鍋嶋安芸殿
(茂賢)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。勝茂は在江戸、安順等は在国。「徳川実紀」寛永十六年十一月十二日条に江戸城で御茶を給わる記事があることから、年次は寛永十六年。

一六二 鍋島勝茂書状 (折紙)

先月五日之書状到着、令披見候、然者、霜月十二日朝、御二之丸へ御
茶二被召出、別而仕合能候つる通、先日申遣候处、何も大慶之旨、尤二
存候、右為祝儀、態飛脚被相越、令祝着候、(江戸)当御地無相替儀、我等儀切々
登、城申、』弥仕合能候条、心安可被存候、何も期後音候、謹言、

信濃守

一六三 鍋島勝茂書状 (折紙)

一書申遣候、先日(鍋島茂通)監物・数馬より如申遣候、我等儀、海陸無事二、先月
十三日江戸令参着、翌日為、御上使阿部豊後守殿御出、忝、(忠秋)上意之段被

仰聞、同十八日二首尾能致 御目見、両度迄 御前江被召出、色々御
懇之被成 御錠、無残所仕合候条、心安可被存候、何も重而可申遣候、
謹言、

五月二日

信濃守

勝茂(鍋島) (黒印)

鍋嶋若狭殿(茂綱)

多久美作殿(茂辰)

諫早豊前殿(茂敬)

鍋嶋安芸殿(茂賢)

諸岡彦右衛門尉(茂之)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は
在国。年次は、中野政利が数馬を称していることから寛永十七年以
降、多久茂辰・諸岡茂之が罷免される正保三年までとなる。文面に
勝茂は四月十三日に江戸に到着したとあるが、この間で勝茂が参勤
したのは寛永十八年・同二十年・正保二年である。参勤途上の勝茂
が、三月二十八日の晩には大坂に到着する旨を本書状と同じ五名宛
に報せた書状(三三五号)が寛永十八年に比定され、一方、三月二
十四日に室津に到着し、四月二日には醒ヶ井に宿泊した旨を、それ

ぞれ報せた書状(三三一・三三六号)が同二十年に比定され、とも
に四月中に江戸に到着したとみられる。このことから、本書状の年
次は寛永十八年または同二十年と推測されよう。なお、「勝茂公譜考
補」(佐近二一七―二一七頁)では、正保二年の参勤も四月半ばに江
戸に到着したとしているが、同年の江戸到着は三月二十九日である
ことが判明し(一七三号)、「勝茂公譜考補」の記述は間違いであり、
同年は本書状の年次に該当しない。

一六四 鍋島勝茂書状(折紙)

為見廻、一人被相越、殊生鮑一折九給、被入念候儀、令祝着候、料理候
而、賞味可申候、昨朝又々鶴取飼候て、気味能、満足之程、推量可被申
候、我等気色、無替事、能候条、心安可被存候、此段、美作夫婦(多久茂辰、茂辰重綱氏)へも、
心得候て可被相達候、何も帰城之節、以面可申候、謹言、

信濃守

勝茂(鍋島) (花押)

正月十五日

多久出雲殿(茂矩)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩に宛てた書状。勝茂は領内で鷹狩り中、茂矩は佐賀か。年次は、正保四年・慶安二年・同四年・承応二年・明暦二年のうちのいずれか（茂辰の罷免後、勝茂の歿前のうち、勝茂正月在国の年）。花押は、承応元年九月の多久茂辰宛勝茂書状（三〇一号）のものに似ている。

一六五 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、先月廿五日之書状、去三日、於大津、飛脚相届、銘々令披見候、其節者取紛候て、点合不申候、然者、丹後守其元居所之儀、美作屋敷ニ可召置由、先日申遣候処、満足ニ被存之由、令祝着候、弥右之通ニ可然候条、其心得可被申候、以上、

態使者被差越、一昨十八日左馬助・本助へ之書中、令披見候、仍、丹後守（有田孝名）・（中野良徳）疱瘡軽ク、弥一段と気色能候て、食事なども常之めし味噌汁をも能たへ、もはや漸々やまをあけ、少も氣遣之儀無之候条、心安可被存候、此中より是をのみ心遣ニ存候処、輒疱瘡申、我等安堵之至、大悦之程、推量可被申候、丹後守機嫌為可被承、先日も使者被相越、被入念候儀、令祝着候、一昨朝、成富兵右衛門尉ニ而委敷申遣候条、其段被承、何も満足可被申と存候、（多久茂辰宛勝茂書状）出雲か、所へ、状を以、可申候へ共、別条無之付而、不能其儀候、氣遣申間敷由、可被申聞候、近日中、さゝゆを掛り候ハ、

我等事早々可罷下と存候、何も左馬助・本助より可申遣候、謹言、

信濃守

勝茂（黒印）

三月廿日

多久美作殿

同 出雲殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・多久茂矩に宛てた書状。勝茂は帰国途中、茂辰・茂矩は在国。慶安五年春、勝茂は、初入国となる光茂を連れて江戸から佐賀へ帰国中、三月十二日より光茂は疱瘡となり、上関に滞在中（佐近一―二／七七一―七七二頁、本文書も引用）。したがって年次は慶安五年。

一六六 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、我等夫婦子共孫共、息災ニ候間、心安可被存候、已上、先月廿五日連判之書状、去十七日参着、令披見候、其元相替儀無之由、被申越、満足申候、於此地も、別条無之候条、心安可被存候、御目見之儀、相知候ハ、早々可申遣候、随而、影庵、（須古信明）・（丹島郡）須古へ被罷居候付而、無

加判通、得其意候、何も重而可申遣候、謹言、

信濃守

極月廿日

勝茂(鍋島)(花押)

成富山城殿(鍋島直正)

鍋嶋若狭殿(茂綱)

多久美作殿(茂辰)

諫早豊前殿(茂敬)

多久長門殿(安順)

影庵

鍋嶋中務殿(茂周)

神代伯耆殿(常親)

鍋嶋安芸殿(茂賢)

鍋嶋式部殿(貞村)

諸岡彦右衛門尉(茂之)』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は江戸、成富以下は在国。「先月廿五日連判之書状」とは、寛永十五年後半の勝茂謹慎(天草・島原一揆時の軍令違反による処分)中に、佐賀の重臣たちより江戸の勝茂宛に十日毎に飛脚によって送られている書状と関係があ

ると考えられる。三八号文書では「其元方十日間之飛脚」・二〇八号文書では「十日二一度宛之飛脚」とある。寛永十六年正月二十八日に家光への拝謁が行われ、鍋島家の謹慎解除が確定すると、三八号文書において勝茂は、この飛脚の停止を指示している。本書状中で待ち望んでいる「御目見之儀」は、この家光への拝謁を指す。年明けに家光への拝謁が行われるであろうことが、江戸の鍋島藩邸に伝えられたのは、十二月三十日である(五〇九号文書、松田和子二〇一九年)。したがって、本書状は、拝謁の見込みが伝えられる前の状況を反映しており、寛永十五年のものとは比定できる。

一六七 鍋島勝茂書状(折紙)

一書申遣候、仍、細川肥後殿(光尚)へ大鷹取替候様子、旧冬申遣候処、手前二鴨取之大鷹無之付而、其段長岡佐渡所へ被申越之由、彼方より肥州(熊本)へ申来候通、一昨日肥後殿へ対談之刻、被申候、然者、右約束申候鶴取之鷹、事之外逸物仕候間、来ルとやかいより可給由候、我等より之鴨取者、いつにても有次第二可進由候、右之通二候之条、定而頓而可被相越と存候、於然者、請取候而、大野吉兵衛二被相渡、念を』入候様、可被申付候、自然、右鷹二使者相付参候ハ、尤振舞など仕、馳走被申、使者へ小袖一重、鷹師へ銀子十枚遣可然候、委者馬渡七太夫より可申遣候、謹言、

二月十九日

信濃守

勝茂(鍋島)
(黒印)

多久美作殿(茂)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。

細川光尚は在江戸。本書状中に「一昨日肥後殿へ対談」とあり、細川光尚が藩主として二月十七日に江戸に滞在しているのは、寛永十九年・正保元年・正保三年なので、『綿考輯録』、本書状の年次も、この三つのうちのいずれかである。いずれの年も、勝茂も同じく在江戸。

細川光尚と鍋島勝茂の鷹に関するやりとりを示すものとして、多久家文書中には、細川家との鷹についての交渉の記事のある二月十三日付多久茂辰宛勝茂書状(四九号)・八月廿二日付多久茂辰・諸岡茂之宛勝茂書状(一一一号)がある。さらに、松井家文書のうち、寛永十九年と推定できる正月二十一日付の松井興長宛多久茂辰書状(史料編纂所写真帳第五三冊六七頁)は、四九号文書と共通する内容であり、同年のものと推定される。この寛永十九年正月から二月にかけての二通の書状には、佐賀から肥後に送った鶴取の鷹のこと、

肥後で佐賀からの鷹の世話をしていた肥後の鷹匠(川井権之丞父子)のことが記されている。さらに、松井家文書のものには、鍋島から肥後に派遣した鷹師のことが記されている。一一一号文書の年次は未詳であるが、肥後への鷹と鷹師の派遣を細川光尚に依頼されたことを述べている。早ければ寛永十八年夏ころから、肥後の新藩主光尚と鷹をめぐる交際が行われていたとも考えられる。

一六八 鍋島勝茂書状(折紙)

出船之儀、為可被承、内裏^(豊前金毘羅)迄使者被相越、念入候儀、令満足候、天气能、今日内裏着候而、則乗船申候、日和見合、出船可申候間、心安可被存候、何も期後音候、謹言、

信濃守

勝茂(鍋島)
(黒印)

正保四年乙
五月二日

多久出雲殿(茂)

進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩に宛てた書状。勝茂は在豊前内裏。茂矩は在国。父茂辰が藩政から退いたのは正保三年十一月、茂矩が出雲と

称しているのは明暦二年二月ころまで。その間であるとする、四月末に勝茂が参勤に出発しているのは、正保四年のみである（佐近一一二／七三五頁）。

一六九 鍋島勝茂書状（折紙）

（多久茂辰進鍋島氏）

猶以、其方内儀よりも念入候口上、満足申候、頓而可罷帰候間、以面可申由、可被申候、以上、

長崎罷越候付而、為見廻、一人被相越、殊きんかん一籠到来、被入念候儀、令祝着候、我等事、昨朔日昼前長崎着申、追付、馬場三郎左殿（利恵）へ見廻申候、色々馳走、不大形儀候ツ、緩々と得御意候間、心安可被存候、左候而、則昨晚深堀へ罷越候、今日者、此辺浦々見候て慰申候、』委敷者（中野政利）数馬方可申遣候、日和よく候ハ、明後日者可令帰城候間、以面可申達候、謹言、

五月二日

多久美作殿（茂辰）

進之候

信濃守

勝茂（鍋島）（花押）

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在長崎、茂辰は在国。

馬場利重の長崎奉行任期中（寛永十四年十一月より承応元年正月）、佐賀藩による長崎番役の開始された寛永十九年四月以降で、勝茂の長崎見廻のための到着が五月朔日となるか、あるいはその可能性があるのは、寛永十九年か正保元年である（佐近一一二／一六三頁・六八九頁・七〇五頁・七二四頁）。寛永十九年であるとする、一四六号文書・二三七号文書が関連するが、決め手となる情報は見られない。

一七〇 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、座主坊より之使僧真了坊へ、八木・薪など遣、其上銀子二枚遣被申候由、尤存候、已上、

一書令啓候、彦山座主坊（有造）、被入御念御祈禱候御礼ニ、以書状、可申申候へ共、逼塞時分候故、無其儀候、先以、』徳善院より、能々被相達候様ニ可被申候、為其、書状、別紙ニ書載候て遣候、□徳善院へ見せ申候て、可被申達候、謹言、

信濃守

勝茂（鍋島）（花押）

極月廿七日（寛永十五年）

多久美作殿（茂辰）

【解説】

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。「逼塞時分」とあることから、寛永十五年の天草・島原一揆（島原の乱）後の鍋島家の処分が解かれる前の時期と比定される。

一七一 鍋島勝茂書状（折紙）

已上、

一書申遣候、当年、爰元作事可仕と存候へ共、今年者、時分おそく罷成、不勝手之儀共有之付而、先以相延、来年正月早々方取懸候様ニと存候、就其、（鍋島茂巻）伝兵衛儀、為甘、差下、当暮罷上候へと申聞せ候、其心得可被申候、来春作事之儀、必申付候へて不叶様子ニ候条、得其意、前を以、入具銀子校量尤二候、随而、此地相替儀無之、首尾能候条、心安可被存候、於様子者、伝兵衛可為演説候、謹言、

二月十八日

多久美作殿（茂辰）

諸岡彦右衛門尉（茂之）

信濃守

勝茂（鍋島）（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、多久茂辰と諸岡茂之は在国。茂辰と茂之の二人宛であることから、茂辰に「国元諸事仕配」が命じられる寛永十二年六月よりもとで、かつ茂之の罷免される正保三年九月十四日より前と考えられる。さらに、勝茂が在江戸であることから、二月十八日時点で江戸にいないことが明確な寛永十四年（三三〇号文書による）、寛永十五年、寛永二十年を外して、残るのは、寛永十三年・寛永十六年・寛永十七年・寛永十九年・正保元年・正保三年のいずれかとなる。このうちで、佐賀藩の江戸屋敷作事の行われた年を検討する必要がある。

一七二 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、伊勢菊一入成人申候由承、満足ニ存候、（多久安頼室鍋島氏）あね御かたへ御ふみして可申上候へ共、手前取乱候間、可然様ニ御申候而可給候、已上、一書令啓候、爰元無手透付而、被罷下候後、以書状も不申候、（江戸）此地逗留中、祝言付而色々造作苦勞被申候儀、于今申事ニ候、（上杉定勝）弾正殿御暇にて、今程在国にて候、（上杉定勝室鍋島氏）お市儀弥仕合能、（直江兼続後室直江氏）後室之御馳走御懇切之儀共、無残所候条、心安可被存候、（多久正俊）喜介事、一段と息災ニ罷在」儀候、氣遣有間敷候、

我等御暇之儀、今程何とも不相知候、乍去、諸大名二十九月間ニ御暇出候由、風聞ニ候、於様子者左右衛門尉可申候、恐々謹言、

信濃守

七月十八日

勝茂(鍋島) (花押)

長門殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂は在江戸、安順は在国。

寛永元年正月に行われた勝茂女市と上杉定勝の「祝言」のことが述べられているので、年次は同年に比定される。

一七三 鍋島勝茂書状 (折紙)

猶以、此段あねたち・むすめ共へも、状を以可申候へ共、色々取紛

候故、無其儀候、心得候而可被申候、市佑・内匠・兵部・舍人・

彦右衛門尉へも可被申聞候、已上、

一書申遣候、我等儀、先月十日大坂令着、翌朝罷立、江戸参勤申候処、

同十二日、江州水口にて熱気指出、散々相煩候へ共、菓敷服、急二用候

故、早々熱気引、漸々得驗気候条、心安可被存候、就其、道中令延引、

先月廿九日江戸着申候、然者、昨三日、為御上使、阿部豊後守殿御出、

御懇之、上意之旨被仰聞、冥加之至、忝仕合存事候、途中ニ而我等相煩

候通、紀伊守・甲斐守、御老中へ申上候処、其段被成、御上聞候へハ、

緩々と令養生、参上申候様ニと、上意之通、路次迄、被下御奉書、旁以

忝次第存儀候、気色大形能候条、近日御老中迄申上、御目見可申候条、

於其節者、早々可申遣候、何も期後音候、謹言、

信濃守

卯月四日

勝茂(鍋島) (黒印)

成富山城殿

関大和殿

鍋嶋若狭殿

多久美作殿

諫早豊前殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰は在

国。鍋島直澄が甲斐守に任じられるのが寛永十二年十二月晦日なので上限は寛永十三年。多久茂辰が罷免されるのが正保三年十一月なので正保三年が下限。この間の勝茂の参勤(寛永十四年・同十八年・

同二十年・正保二年の日程を確認すると、寛永十四年は閏三月十八日江戸着(三三〇号)、寛永十八年は三月二十六日室津着、三月二十八日大坂着予定(三三五号)、寛永二十年は三月二十四日室津着、四月二日近江醒ヶ井宿(三三一号・三三六号)のみが明確である。本状では、三月十日大坂着、三月十二日近江水口、三月二十九日江戸着なので、右の三ヶ年のいずれにも該当せず、消去法により、残る正保二年であると比定できる。

一七四 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、内方よりもなま鮑一折五給、令満足候、文可遣候へ共、無別条候間、此書中之通、可被申聞候、以上、

爰元相越候付而、為見廻、使者被差越、見事之名吉一給、被入念候儀、令祝着候、料理候て賞味可申候、我等事、此程より腹中氣ニ候処、一昨日殊外痛、迷惑申候付而、良庵・喜安も此地召寄候、昨朝鷹野ニ罷出候へハ、積も和、大便昨日者朝一度通候迄ニ而、今朝も大用ニ不参候、腹痛一段と快候て、珍鷹野気色ニ候条、心安可被存候、右之通候故、薬をも服用不申候、来ル十八日二ハ、依躰、帰城可申と存候、万々以面可申達候、謹言、

信濃守

十月十五日

多久美作殿(茂辰)

進之候

勝茂(花押)(鍋島)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂も茂辰もともに在国中であるが、勝茂は領内で鷹狩中、茂辰は在佐賀。花押は、一六四号(正月十五日付年次未詳、正保四年・慶安二年・同四年・承応四年・明暦二年のいずれか)・三〇一号(承応元年九月二十日)のものと酷似している。

一七五 鍋島勝茂書状(折紙)

(多久茂辰室鍋島氏) 其方内儀、今月十日辰之刻、輒娘誕生申、血之道少も無之、母子ながら息災之由、以飛脚、被申越、目出度存候、我等夫婦大慶、推察可被申候、何も』期後音、不克具候、謹言、

信濃守

正月晦日(寛永十七年)

多久美作殿(茂辰)

勝茂(花押)(鍋島)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰は在国。花押は寛永十六年以降に用いられるもの。茂辰室鍋島氏の娘で寛永十六年以降出生は、寛永十七年生まれのと同十八年生まれの乙千代だけであるが、勝茂が正月に在江戸なのは寛永十七年のみ。

一七六 鍋島勝茂書状（折紙）

已上、

態申遣候、仍、用所之儀候て、鍋大膳・中野兵右衛門尉方、其方へ以書状、申越候条、承届、則相究尤二候、様子、返事ニ可承候、此飛脚罷着、はたと何かと仕候ハ、却而又々如何敷存候間、其心得尤二候、委曲、右両人所より』可申遣候、謹言、

七月十三日

信濃守

勝茂（花押）

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰は在国。下限は、鍋島正之が江戸に詰めている間までなので、寛永十四年。上限は未詳。ただし「用所」を政務向きのことととらえれば、茂辰の「国元諸事仕配」以降と考えられるので、寛永十二年。その場合、勝茂が七月に在江戸なのは、寛永十二年もしくは寛永十四年。花押は、寛永十五年後半以降は見られない形のもの。

一七七 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、仍、貴所、從明日、在郷へ可被相越之由承候、然者、以面談合申度儀共、多々候間、我等事、明日早々罷帰儀二候条、二三日者可被相控候、何も以面可申候間、不具候、恐々謹言、

極月四日

信濃守

勝茂（花押）

長門殿

御宿所

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。両者ともに在国。勝茂は佐賀から鷹狩り等に出ている可能性がある。安順は佐賀にいと推測され

る。「長門」の表記から、慶長十二年以降。花押は慶長十三年頃から同十七年頃に見られるものである。

一七八 鍋島勝茂書状（折紙）

以上、

先度、以書状如申遣候、御下剋令申候様子、返事之趣、玄盛歟、五かい坊敷にて、早々可被仰上せ候、次、此面弥御静謐之儀候条、可御心易候、少篇も珍儀候者可申入候、猶期後便、恐々謹言、

六月五日

（慶長四年カ）

（編者）
鍋島守

勝茂（花押）』

（多久安順）
龍与兵衛殿

人々御中

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂は在上方、安順は在国。勝茂は、慶長四年四〜五月頃に清茂から勝茂に改名しているの、年次の上限は慶長四年年となる。花押は、慶長四年と比定される六月十六日付の有田茂成宛勝茂書状（佐古一四／有田家六号）と極めて近い。これに加え、慶長七年には別の花押となっている（二四

六号）こと、慶長五年には安順は勝茂とともに上方に居ること（佐近一―二／二〇九頁）、慶長六年には勝茂が国許に居ることなどを踏まえれば、本書状の年次は慶長四年と推測される。なお、本文中の「此面弥御静謐」は、慶長四年閏三月四日の石田三成襲撃事件のうち、同月十三日に徳川家康が伏見城に入り、情勢が落ち着いたという状況を指すのではないか

一七九 鍋島勝茂書状（折紙）

以上、

一書申遣候、仍、当夏、於長崎調物之儀ニ付而、今度諸岡（茂之）彦右衛門尉・龜河弥右衛門尉へ遣候書立、其方迄相越候条、差渡可然候、右用物之儀、来年方々へ遣候用ニ候間、相調候ハ、其地へ召置候様ニ可被申付候、（佐賀）代銀ハ何銀方成共、其方校量次第被相渡可然候、随而、此中唐へ詔候物も、来着候ハ、是又請取候て、其許へ召置尤ニ候、此段ハ出入能弥右衛門尉存候間、其心得可被申候、然者、弥右衛門』長崎へ罷越候付而手伝之儀、佐賀之町人ともハ能有間敷候条、誰そ見合せ候て、給人之内より可被申付候、さ候て、今度之調物、又唐へあつらへ物来着候ハ、弥右衛門尉兩人にて請取候様ニ可然候、恐々謹言、

信濃守

卯月廿三日

勝茂(鍋島) (黒印)

美作殿(多久茂邸)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。

茂辰と諸岡茂之は、ともに寛永十二年六月に藩政に関わることを命じられており、年次の上限は同十三年となる。茂之は正保三年九月に、茂辰は同年十一月に罷免されるので、下限は同年となる。この間、勝茂が四月に在江戸であつたのは、寛永十三・同十四・同十六・同十八・同二十・正保二年になる。

一八〇 鍋島勝茂書状 (折紙)

以上、

態申入候、御帰朝之由其間候、事实候哉承度候、此中別而御苦勞之至、

不得申入候、加州事、近日可罷上之旨御錠候処、重而可相扣之通、被 仰

出、迷惑無此上候、次、不思召寄儀二候へ共、与州々、御所持之由候巢

はい鷹、逸物之由承候間、』少々見申度候、向後、被下候儀ハいかゝに候

間、先以御上せ候者可為本望候、定而御秘藏察申候、何も木四郎兵相含候、恐惶謹言、

六月十八日

鍋信濃守(鍋島)

清茂(勝茂) (花押)

龍六郎次様(多久安順)

人々御中

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂は、慶長四年四〜五月頃に清茂から勝茂に改名しており、年次の下限は同三年となる。冒頭に「御帰朝之由」とあるのは、安順が朝鮮から日本に帰り、国許に戻ったことを示していると考えられる。安順は両度の朝鮮出兵に従軍しているが、六月に帰国したのは文禄五年（慶長元年）であるので、本書状の年次は同年に比定される。勝茂は豊臣秀吉に近い場所にいると思われ、在伏見か。安順は在国。

一八一 鍋島勝茂書状 (折紙)

一書申遣候、甲斐守首尾能祝言申候付而、為祝儀態一人被相越、令祝着

候、如被申越候、我等夫婦之大慶此事候、其元何も悦被申之由、尤之儀候、随而紀伊守・甲斐守兄弟ながら、仕合能被下、御暇、罷下、忝存候儀、』推量可被申候、定而早々下着可申と存候、其方満足之程令察候、何も期来音候、謹言、

信濃守

(寛永十八年)
六月十一日

(鍋島)
勝茂(黒印)

(茂辰)
多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。冒頭にある鍋島直澄の「祝言」とは、寛永十八年の直澄と松平忠明女との婚儀を指すと思われ、本書状の年次は同年に比定される。

一八二 鍋島勝茂書状(折紙)

(多久安英)
為見廻、伊平太被相越、殊見事之鯉一喉一折并松露一籠給、念入之儀令祝着候、料理候て賞味可申候、我等事、昨日より当地相越、気分軽、食事なども進、事之外気色能候条、可心安候、其方儀、在郷へ被罷越、

(有田孝起)
気色能候由、一段之事候、緩々と逗留』候て養生尤候、何も勘解由より可申達候、謹言、

信濃守

(明暦元年乙)
十二月十日

(鍋島)
勝茂(黒印)

(茂辰)
多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は肥前国内のどこかで病氣療養中で、茂辰も多久で休養中と思われる。年次は、多久安英が生まれた寛永十六年(「多久家系図」)が上限となる。勝茂は明暦三年三月に江戸で歿するが、その前年の九月に参勤のため茂辰とともに佐賀を出立している。従って同元年が下限となるが、勝茂の病氣と、安英が使者を務められる年齢に達していることを勘案すれば、勝茂が十二月に在国している承応三年か翌明暦元年のいずれかと考えられる。「石田私史」によると、勝茂は明暦元年は十二月九日に白石に赴いており(佐近八一三/三五五頁)、文中の「昨日より当地相越」と対応していることに照らし、明暦元年と推測しておきたい。

一八三 鍋島勝茂書状（折紙）

於遠路、田代市左衛門尉被相越、殊見事之棗一籠給、令祝着候、三郎左（馬場利重）殿申請候刻、座へ出可申候、我等も好物候条、何様賞味可申候、昨日、於長崎、三郎左殿へ見廻申候处、料理出、緩々と得御意、築嶋おらんだ船二も、三郎左殿令御同道見物申、及極晩深堀へ着申候、三郎左殿御差合共有之付而、来ル十八日ニ此地可有御越由候、さ候て、十九日ニ諫早迄罷』越、日和次第、廿日ニ帰城可申と存候、随而、其方腹中漸々ニ能候由、市左衛門尉申ニ承、目出度存候、弥無油断、養生肝要ニ存候、何も頓而面を以可申候、謹言、

九月十五日

信濃守

勝茂（錦色）（花押）

多久美作殿（茂辰）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰宛てた書状。勝茂は在長崎、茂辰は在国。長崎警備に関する内容であるが、幕府は寛永十八年二月に福岡藩に対し、翌十九年三月に佐賀藩に対し長崎警備を命じ、以後両藩が交替で任務に当たった。従って、年次の上限は寛永十九年であり、茂辰は正保三年十一月に罷免されるので、下限は正保三年である。こ

の間、九月に佐賀藩が長崎警備中であつたのは、寛永十九年・正保元年・正保三年となるが、「石田私史」では、勝茂は正保三年には九月十六日に長崎に向けて佐賀を出発しており（佐近八―三／二四八―二四九頁）、同年は除かれる。

一八四 鍋島勝茂書状（折紙）

為見廻、使者被相越、殊鮎一籠五給、被念入之儀令祝着候、頓而賞味可申候、我等事、気色無易儀能候条、心安可被存候、何も明後日者、可』令帰城と存候間、其節、以面可申候、謹言、

正月十三日

信濃守

勝茂（錦色）（黒印）

多久出雲殿（茂矩）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩宛てた書状。勝茂・茂矩はともに在国であるが、勝茂は「明後日者、可令帰城」とあるので、肥前国内のことまで病氣療養中と思われる。年次の上限は不明。茂矩は、明暦二年二月に病氣の勝茂に代わり出府し、この時長門守に改めたとされ

ているので、下限は明暦二年となる。

一八五 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、仍、白石之さゝ嶋并芦ヶ里ニ、当春寄築候様ニと、先書ニ
申遣候、当暮旁可申付候へ共、寄新敷候へ者、其廻り土取又ハ足かた多
候て、鶴はみしみ不申候条、何とそ才覚候て、当春中ニ『築せ可被申候、
定而夫手間有之間敷候間、百姓共へ飯米とらせ候て成共、築せ可被申候、
為其、如此候、恐々謹言、

二月十四日

美作殿
(多久茂辰)

進之候

信濃守

勝茂(鍋島)（花押）

一八六 鍋島勝茂覚書（折紙）

翁介所へ之祝儀
(鍋島光茂)

杉原十帖	影庵 <small>(鍋島信明)</small>
太刀馬代	神代対馬 <small>(常親)</small>
金子彦部	鍋嶋中務 <small>(茂周)</small>
右同	鍋嶋淡路 <small>(茂宗)</small>
右同	鍋嶋伊豆 <small>(茂賢)</small>
右同	鍋嶋式部 <small>(具村)</small>
右同	鍋嶋隼人 <small>(茂貞)</small>
右同	鍋嶋右近 <small>(茂泰)</small>
右同	鍋嶋帯刀 <small>(茂貞)</small>
右同	鍋嶋伝兵衛尉 <small>(茂教)</small>
右同	佐野右衛門助 <small>(茂利)</small>
杉原十帖	鍋嶋舍人 <small>(統清)</small>
右同	大木兵部 <small>(統清)</small>
右同	中野内匠 <small>(茂利)</small>
杉原十帖	諸岡彦右衛門尉 <small>(茂之)</small>
右之前、銘々、	翁介所へ、為祝儀、被相越、幾久と目出度存候、被入念

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂の居所は不明、茂辰は
国許か。年次は茂辰が「国元諸事仕配」を命じられる寛永十二年六
月二十三日（「多久家書物御什物方指出五」佐古一〇／三八一頁）以
降と考えられ、上限は寛永十三年、下限は茂辰が藩政から退く正保
三年。花押は二六号（寛永十四年）に近い。

候段、祝着候、已上、

(寛永十三年乙)
二月十四日

(鍋島勝茂)
信濃守 (花押)

【解説】

鍋島勝茂による、家中から鍋島光茂へ贈られた祝儀の覚書。光茂が將軍に初めて拝謁した際、家中からの祝儀に対する礼状(三〇四号、寛永十三年カ)と同日付であり、関連すると考えられる。三〇四号より勝茂・光茂は在江戸、影庵等は在国。年次は寛永十三年の可能性が高い。花押は二六号(寛永十四年)に近い。

一八七 鍋島勝茂書状(折紙)

啓一書候、用所之儀共候て、一昨日、鹿江茂左衛門尉差下候、其刻申落儀候付而、市佑(鍋島長昭)・勘右衛門尉(勝茂)・将監(関清兵)より、以書立、申遣候条、披見被申、首尾能候様ニ調儀肝要ニ候、

一先日茂左衛門尉を以も如申遣候、御上使諸国へ御下ニ付而、馳走之儀、御法度之由、堅被仰渡候、乍然、領中於御泊所、御不自由ニ候てハ如何ニ存候、田舎之儀ニ候間、前かと方其用意候へてハ不罷成事候、然共、今度』三人方申遣候書立之趣も取りたり候て、はよく被申付候ハ、目ニ立御馳走之様ニ可有之候条、左様ニ無之体ニ心遣肝要ニ存候、

一近国之儀、能被承合、自余並ニ可然候、右之通ニ無御不自由様ニと存、申付候而も、近国ニ無之儀仕候ハ、還而御法度を背候ニ可罷成候、又近国ニ被仕候儀、領中にて不致候ても、不念ニ可罷成候条、能々其心得可被申候、

一御上使御下ニ付而、色々申付候儀、物ニ方、郡分ニ請取、我々手之者にて、『窃ニ申付候様ニ可然存候、いつものことくつき合延立候てハ、不可然事候条、申事ニ候、於然者、長門(多久友頼)・石見(謙早重孝)・若狭三人にて、郡分ニ候て、諸事之儀、可被相調候、事ニ方、郡分ニ不罷成儀、調物其外之儀ニ而も可有之候条、其段をハ鍋嶋伝兵衛尉(茂成)・石井修理亮(茂成)へ申付候条、五人談合を以、何事にても手つかへ不申様ニ、可被申付儀、可為肝要候、委ハ市佑・』勘右衛門尉・将監方可申遣候間、不具候、謹言、

信濃守

(寛永九年)
極月七日

(鍋島)
勝茂 (黒印)

長門殿

石見殿

若狭殿

鍋伝兵衛殿

(石井)
石修理

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。勝茂は在江戸、安順以下は在国。幕府国廻上使が来ることを知らせているが、直孝が寛永十二年に死去していることから、寛永十年の幕府国廻上使であることが分かる。寛永十年の十月に幕府国廻上使は佐賀に到着している（佐近一―二／三九八頁〜四〇〇頁）ため、年次は前年の寛永九年となる。

一八八 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、爰元少篇も無相替儀、子共孫共何も息災二候間、心安可被存候、其元へも無何事、其方今程弥息災二候由承、満足申候、炎天時分二候間、無油断□□養生肝要ニ存候、已上、

態飛脚被差越、五月廿八日之書状、令参着、披見申候、仍、（多久茂辰室鍋島氏）美作内儀、

先月廿八日卯之刻、輒娘誕生申、血心も無之、乍母子、一段と息災之由

被申越、別而目出度存候、此中、吉左右折角相待候処、□慶此御事候、

娘事、紀伊守養子可申由、申遣候付而、式部相談被申、先以、其方所へ

召置被申候由承、尤之儀候、今度之子、娘二候て、紀伊守□作仕合と存

儀候、将又、我等腹中、弥能候而、』今程節々登、城申候□、心安可被存

候、乍然、五六日間ニ少宛差発、于今すきとハ無之付而、無油断養生申

事候、随而、上様為御養生、未御表へ□被成、御成ニ付而、各御目見ハ無之候、倍、御機嫌能被成御座由候条、頓而、御目見可有之と存事候、何も期後音、不能詳候、謹言、

（寛永十四年）
六月十九日

（安順）
多久長門殿

進之候

（鍋島）
勝茂（黒印）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂は在江戸、安順は在国。

文中の「娘」は「紀伊守養子可申由」から多久茂辰女、岡部与貞室鍋島氏（まん、真常院）であることが分かる。まんの生年より年次は寛永十四年となる。

一八九 鍋島勝茂書状（折紙）

於遠路、一人被相越、伊平太祝言申候為祝儀、太刀馬代三百疋給、五百八十年と別而為悦之至候、お鶴事、弥有付候由被申越、大慶之至候、近日、御暇出申之由、取沙汰二候間、来月ハ罷下、嘉事』可申達候、何も石井源左衛門尉可申候間、不能具候、恐々謹言、

寛永二年
卯月十一日

長門殿
(多久安順)

進之候

信濃守

勝茂(鍋島)
(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。多久茂辰と勝茂女鶴との婚姻に係る史料である。婚姻の時期については、「水江事略」は寛永二年正月二十八日とし、「勝茂公御年譜」・「勝茂公譜考補」・「元茂公御年譜」・「直能公御年譜」は、寛永元年正月二十八日とする（佐近一一二／五六・三四九頁、佐近一一一／九〇・四九三頁）。また、及川亘氏は、茂辰と鶴の婚姻を寛永二年とする（及川亘二〇二一年）。

「定勝公御年譜」（巻二）によると、寛永元年正月に上杉定勝と勝茂女市の祝言があり、十八日の結納、二十三日の上杉藩邸での饗応の記述に、勝茂の家臣として安順の名がある。茂辰と鶴の祝言が寛永元年とすると、安順が不在の間に行われたことになる。さらに同史料（巻三）の寛永二年五月十二日条に、勝茂が翌十三日に帰国のため江戸発駕であることが記されており、本書状の「来月ハ罷下」の記述と合うので、茂辰と鶴の婚姻は寛永二年である。勝茂の

居所は江戸、安順は在国か。

一九〇 鍋島勝茂書状（折紙）

爰許罷越候付而、為見廻、使者被相越、殊生鯛一折二給、令祝着候、料理候て、賞味可申候、昨日、仕合能候而、雁鴨余多取飼、満足申事候、我等気色別条無之候間、心安可被存候、何も』明後日者、可罷帰候条、面を以可申候、謹言、

十月廿七日

多久美作殿
(茂辰)

進之候

信濃守

勝茂(鍋島)
(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂・安順ともに在国。狩場にいる勝茂に茂辰が見舞いを送ったことに対する礼状である。

花押は一一〇号（明暦元年五月二日付）・一五〇号（十月二十八日付）と類似している。一五〇号は、狩場の勝茂より見舞いを送った多久茂辰への礼状である。本書状と一五〇号は、日付と内容から同年の可能性がある。一五〇号と連続する書状であれば、出雲の表記

から、年次の下限は明暦元年である。また明暦二年九月勝茂・茂辰は参勤のため佐賀発（佐近一一二／七九八頁）、帰佐なく明暦三年三月勝茂歿であることから同様である。

諫早豊前殿^(茂敬)

諸岡彦右衛門尉^(茂之)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国である。花押型は寛永十六年以降多く見られる。また松平忠明の歿年月（正保元年三月二十五日）より、年次の下限は寛永二十年である。勝茂は寛永十九年、三月二十六日に御暇、長崎番役の台命を受け、四月四日に江戸を発足している（佐近一一二／六八八〜六九〇頁）。このことは、二三七号（寛永十九年三月二十八日付）・一四六号（同年四月一日付）の記述からも裏付けられるので、年次は寛永十九年に比定することができる。本書状は勝茂江戸発駕当日の書状である。

一九一 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、三郎佐殿へ之書状、我等江戸不立前之日付二候、其心得可被申候、已上、馬場三郎左殿へ之書状、今月朔日之日付二仕候、為存候、已上、

急度申遣候、仍、今度 御暇出候而方、いまた馬場三郎左殿へ、以書状、不申入候、就其、只今書状相認、早飛脚二而差越候条、無延引、早速長崎へ相越可被申候、先書にも如申遣候、乗船参合申しきと存、今四日、江戸打立申候、来ル十六日ニハ大坂へ着可申と存知候、其元方之船不参合候ハ、松平下総殿へ船借可申由、申候付而、早船四五艘御借し可有由候』条、大坂着候者、追付出船可申と存候、何も頓而、以面可申候、謹言、

一九二 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、其元方江戸へ仕上せ候銀、此中者中野内匠・諸岡彦右衛門尉手前へ、銘々之送筈二而、銀子此地差越候、さ様二候ても、右兩人存之蔵入都合算用、無紛儀ニハ候へ共、此先ハ此跡之ことく、関千左衛門・石井右衛門佐手前二、右兩人より仕上せ候銀子請取り、送筈二千左衛門・

卯月四日^(寛永十九年)

鍋嶋若狭殿^(茂綱)

多久美作殿^(茂辰)

信濃守

勝茂（花押）^(編島)

右衛門佐、内匠手前之銀上せ候時ハ内匠相判仕、彦右衛門手前之銀子ならハ彦右衛門相判仕、於江戸者、関将監(清長)・山崎勘解由(兼)・百武善左衛門(兼)・下村与四右衛門(兼)・轟田藤左衛門(兼)へ当候て差越候様ニ、可被申付候、大坂へ』差上せ候銀子之送答も、右のことく候て、嶋八郎右衛門(下村利左)へ当、可差上候、此中申付候様ニ、先様も弥蔵入之銀、其外何銀ニ而も、銀子納候分ハ、一職、千左衛門・右衛門佐請取、彼者手前より銘々差出候様ニ、可然存候、恐々謹言、

卯月十六日

(多久茂辰)

美作殿

進之候

信濃守

(鍋島)
勝茂(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国である。花押型は寛永初年より十四年頃に多く見られる。年次の下限は、関の歿年月より、寛永十五年である。二二六号(寛永十三年二月二日付)によると、寛永十三年二月の江戸詰家臣の名に、関清長・勝屋茂為・百武善左衛門があるが、本書状には勝屋の名がない。また、山崎勘解由について、四〇八号(寛永十二年カ、十二月二十九日付)に、「山崎勘解由急度(江戸へ)罷上候様ニ可被申付候」

とあり、四二一号(寛永十三年五月十日付)には、江戸留守居として山崎の名がある。よって山崎の江戸詰めは寛永十三年頃からと考えられる。つぎにこの頃の勝茂の動向は、寛永十三年六月二日江戸発駕(一二四号)、寛永十四年閏三月十八日江戸着である(三三三〇号)。寛永十五年勝茂は、天草・島原一揆(島原の乱)での先駆けを咎められ召喚を受け、六月五日佐賀発である(佐近一―二ノ一五七・六五七頁)。勝茂の居所とあわせて考察すると、年次は四月の勝茂在江戸が確認できる、寛永十三年か十四年と推定できる。

一九三 鍋島勝茂書状(折紙)

(鍋島茂道)

(政利)

三月八日出雲監物・中野数馬へ之書状、令披見候、仍、宗龍寺・慶閻寺、此中之御煩、無御本復、御遷化之由、不及是非儀、可申様無之候、然者、当住之儀、御遺言之趣、五ヶ寺も御同意之通被申越、得其意、尤二存候、右両寺之儀、』別而念を入候ハて不叶御寺二候、僧道之儀、俗家より不存事候条、弥五ヶ寺御吟味之上、被相定、可然由、可被申達候、出家方人柄も能候ハねハ、如何ニ存候条、其心得可被申候、委細、監物・数馬方可申遣候、謹言、

信濃守

(鍋島)
勝茂(花押)

寛永十七年乙卯
卯月十日

多久美作殿^(後)
進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩に宛てた書状。花押型は寛永十六年以降多く見られる。また中野政利の表記が「数馬」であるので、年次の上限は寛永十七年である。下限は茂辰が罷免される正保三年である。

宗龍寺では、寛永十七年から正保三年の間に歿した住職は、第五世隆谷和尚で寛永十七年二月十八日歿である（宗龍寺御住職の御教示による）。また、「曹洞宗由緒」では、慶閭寺第六世生岩和尚は寛永十七年二月三日歿である（佐近一〇―二／九一頁）。慶閭寺に残る記録では、生岩和尚は寛永七年二月三日歿となっているが、ほかに寛永十七年から正保三年の間に歿した住職はいない（慶閭寺御住職の御教示による）。本書状の年次は、寛永十七年の可能性が高いか。勝茂は寛永十七年五月十一日に暇である（佐近一―二／一六一・六七六頁）ので、四月は在江戸、茂辰は在国である。

一九四 鍋島勝茂書状（折紙）

^(鍋島清房後進龍造寺氏)
慶閭様御煩、終無御本復、三月一日、被成御遠行候由相聞、不及是非次

第、可申様無之候、御愁傷之程、令察候、今一度、不懸御目候儀、御残多存まいらせ候条、くわしく』^(納富力)納次兵可申入候間、不具候、恐々謹言、

鍋信濃守

^(慶長五年)
三月十七日

^(多久安順)
龍与兵衛殿
人々御中

^(鍋島)
勝茂（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。年次は慶閭尼（鍋島清房後室龍造寺氏）の歿年月より慶長五年である。勝茂は慶長五年正月、鍋島直茂・龍造寺高房とともに大坂玉造屋敷にいる。七月徳川家康による会津出陣の命により、高房・安順らとともに出陣（佐近一―二／一六・一七、二〇八・二〇九頁）。『水江事略』によると、安順は慶長五年在坂、勝茂に供奉、十月柳川攻のため帰国。勝茂・安順ともに三月は在上方の可能性が高い。

一九五 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、御即位御日取、来月十八日之由候、為心得申遣候、已上、
急度申遣候、仍、来月就 御即位、^(忠勝)酒井讚岐守殿・^(信勝)松平伊豆守殿、来ル

十二三日之比、御上之由候、さ候へは、禁中へ御祝儀、家老可指上由、何も申合候、然者、先年者若狭守を以、申上候条、今度者其方可差上候間、誘候て、一左右可被相待候、右使者之儀、御老中へ得御意候条、若家老脇可然由候ハヽ、鍋嶋内蔵助可指上候、自然、内蔵助当病、又者不叶差合之儀候ハヽ、有田左馬助可申付候、其心得候様ニ可被申聞候、何之道ニも、御老中へ御指図之趣、早速可申遣候条、それ次第、翌日罷立候様ニ相心得、可被申候、何も追而可申遣候、謹言、

信濃守

九月六日

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰へ宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。年次は、「来月就 御即位」や大老酒井忠勝・老中松平信綱が上洛することから後光明天皇の即位であることが分かり、寛永二十年に比定される。

一九六 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

「墨引」

図書殿まいる

信守

内証之儀共、夜前平兵へを以申候処ニ、満足之由候て、たゞ今、一入見事之せんしの鉢給、別而祝着申候、上方にても、か様之鉢、見不申、何様秘蔵可申候、其方煩、過半よく候由、一段事候、風立時分ニ候間、弥無油断、養生かん用存候、何も懸而面を以可申候、恐々かしく、

八月十七日

（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。勝茂、茂富ともに在所は不明。ただし、勝茂が夜前に平兵衛を通じて出した便りに対し、茂富から青磁鉢が届けられていることから両者は近所にいることがうかがえる。「水江事略」巻七によれば慶長十三年三月図書頭に改めたとあることから、年次の上限は慶長十三年。下限は、勝茂の歿年月から明暦二年。

一九七 鍋島勝茂書状（折紙）

為見廻、使者被相越、鮑・栄螺色々一籠給、被入念候儀、令祝着候、料理候て、賞味可申候、昨日者雨天故、鷹野不相成、高町迄罷帰候、今日者晴候て、山城守・大和守山狩申候付而、我等も罷出候、気色無替事、

能候間、心安』可被存候、先以、今度ハ志久(山口・廿島郡)へ不相越、近日中、帰城可申と存候、其心得可被申候、何も其節、以面可申候、謹言、

信濃守

二月十六日

勝茂(鍋島)(花押)

多久美作殿(茂辰)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在国。茂辰は在佐賀。直弘・直長を連れて白石付近で狩りを行い、近日中に佐賀に帰城すると伝えている。年次は、直弘の「山城守」の表記から寛永九年以降(佐近一―二ノ三七七頁)で、勝茂歿年の明暦三年までのうち、二月に在国しているのは寛永二十年、正保二年、同四年、慶安二年、同四年、承応二年、明暦元年、同二年のいずれかとなる。

一九八 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、無別条候付而、右之通、諸岡彦右衛門(茂之)へハ不申遣候間、此書中見せ被申、無滞様ニ談合可然候、次ニ、来年御普請ニ付而、当冬罷上候奉行并弓鉄炮之者へ、加勢之用として銀子六拾貫目、若狭・

市佑へ、寛永十二年物成之内(敷)、相渡候様ニと、中野内匠へ今度切手遣候条、可然被存候ハ、右之分ニ可被申付候、已上、一書申遣候、若狭上り時分之儀、自余を承合候へハ、霜月廿日比、爰元着候様ニ可然存候付而、其段、今度若狭へ申遣候、惣御普請者之儀ハ、四与頭召連、師走十日之内、必江戸着候様ニと、是又若狭へ申遣候、さも候へハ、若狭』儀ハ先立被罷上事候間、惣御普請者差上候ニ、万事無滞様ニ被申付可然候、為其如此候、委ハ若狭へ市佑より申遣候間、不具候、恐々謹言、

八月十四日(寛永十三年)

勝茂(鍋島)(黒印)

多久美作殿(茂辰)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰は在国。鍋島茂綱を十一月二十日頃までに江戸へ上らせるように指示している。また、追而書で、公儀普請のために「当冬罷上候奉行并弓鉄炮之者へ、加勢之用として銀子六拾貫目」は寛永十二年の物成から渡すように指示している。年次については、追而書「寛永十二年物成之内」から、寛永十二年以降、かつ「来年御普請」は寛永十三年の江戸城普請と考えられるので、寛永十二年となる。

二〇〇・二三 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、千栗本地堂棟木、新敷を被取替候条、此上ハ、実相院より被仰分、難有存候、此中、川上拝殿棟札一種之儀ニ付而、大僧正より切々被仰聞、迷惑申事候条、今度之次而ニ、拝殿棟札を必引被申候様ニ、才覚肝要存候、已上、

一書申遣候、

一河上拝殿棟札被引候儀、実相院へ、去年在国中、節々申候へ共、仰分共候て、承引無之付而、其段大僧正（南光坊天徳）へ、此比申入候処、重而被仰聞候

ハ、さ候ハ、実相院当地被相越候様ニ可申遣候、於参着者、実相院

一宗之歴々、爰元被罷居事候間、彼門中と大僧正と御相談を以、可被相澄候通、預御返事候、就其、存候ハ、実相院此方被相越候ハ、大

僧正彼門中之さはきに』被仰候而も、此方にて之儀候条、悉者御年寄中可被聞召儀候、さ候へハ、公事已来、双方新儀相止、無事ニ申付候

様ニと、御年寄中、先年被仰聞候儀を、公儀御事多中、御六借儀、重而被聞召候儀、領中之事ニ候へハ、手前緩ニ相成、迷惑無此上存候、

就其、校量申候ハ、此中千栗山本地堂建立ニ付而、古棟木を書直、被打置候儀、新儀之様ニ、河上より被申候間、右棟木之儀、今有之新敷

棟木を取除、前之古棟木を打付召置候てハ、如何、不苦儀ニも可有之哉之由、双殿院へ遂内談候処、古新之替ハ願主名之違迄之儀候間、我

等存分次第ニ可仕通、双殿院方返事被申候、其後、右之趣大僧正へ被

一九九 鍋島勝茂書状（折紙）

八月七日中野数馬・朝倉忠右衛門尉所へ之書状、令披見候、其方女共、一入輒産申、血之道も無之由申越、満足申候、此中、右之到来早々承度存候処、吉左右被申越、我等夫婦大慶之程、推察可被申候、何も重而可申遣候、謹言、

信濃守

勝茂（鍋島）（花押）

九月六日

多久美作殿（茂辰）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国である。茂辰に係する人物が無事出産したとの知らせを受けて喜んでゐる。年次は、中野政利が「数馬」と表記されていることから寛永十七年以降である。勝茂が九月六日に江戸にいた年であれば、寛永十八年、同二十年、正保二年、同四年が該当する。

得御意候へハ、從双巖院、被申候通ニ、大僧正も被仰候段、重而双巖院方被申越候、右之分ニ、大僧正方我等へ被仰聞儀ニ候条、於其地、先玄純僧正・樹上坊へ諸岡彦右衛門・辻五右衛門を以、可被申ハ、右之趣ニ手前方大僧正へ得御意候へハ、如何様ニも我等次第之由被仰候」
条、於此上ハ、千栗山本地堂之新棟木を取除られ、前々より之古棟木を被打付候様ニと我等申越候段、内意可被申入候、於然者、河上へも理りを申、拝殿棟札被引候様ニ可申段、疾と可被相達候、尤河上之棟札被引候通被聞届、本地堂之棟木を取替候様ニ可被申入候、自然玄純僧正・樹上坊仰分共候者、其時可被申儀、口上ニ申遣候、

一右之分ニ玄純僧正・樹上坊へ被申候後、実相院へ対馬・鍋嶋舍人を以

(千栗社)

(津代堂)

(茂利)

可被申者、河上拝殿之棟札被引」候様ニと、去年も度々申入候へ共、御承引無之候、然者棟札之儀、此中、從大僧正、節々被仰聞候付而、実相院無承引趣、此比大僧正へ右之御返事申入候处、重而被仰聞候者、於然者、実相院江戸被相越候様ニ可申遣候、此地於参着者、実相院一宗之歴々、爰元被罷居事候間、彼門中と大僧正御相談を以、可被相澄候通、預御返事候、就夫、我等存候ハ、実相院此方被相越候ハ、彼門中さはきにと大僧正」被仰候ても、江戸にて之儀候条、悉者御年寄中可被聞召儀候、さ候へハ、彼公事已来、双方新儀相止、無事ニ申付候様ニと、御年寄中、先年被入御念、被仰聞候儀を、公儀御繁多中、御六借事重而被聞召候儀、於手前、迷惑無此上存候、さ候へハ、此中

千栗山本地堂建立ニ付而、古棟木を書直、被打置候儀、新儀之様ニ被仰候間、本地堂建立不申分ニ仕候て、右新敷棟木を取除、前々より之古棟木ニ被取替候様ニ、樹上坊へ申遣儀候、於此上者、」河上拝殿之棟札を御引候て可然存候、殊右棟札被引候とて、一宮二宮之出入ニハ各別之儀候、御年寄中より御定候ニ令相違、口事出来已後、被打置候札ニ候故、大僧正被仰事候、口事出来前之年号日付之札ニ、一宮と書候札、口事出来前方被打置候ハ、無御構儀候、此段をも申達候様ニ可然候、如此申候ても無合点、棟札を若不被引候ハ、重而舍人・辻五右衛門被申付、実相院へ可申ハ、公事之起り已後之年号之棟札、不被引間ハ、大僧正より何ケ度も」可被仰由候、然時者、実相院江戸被相越、右之口事又々事六借相成、跡ニ帰ル儀候、さ候へハ、公儀御事多中ニ、御年寄中被聞召候ハ、領中之儀、最前被仰渡候筋、手前緩ニ相成、なにと分ニ可被仰聞も不存儀候、然時ハ何共迷惑千万ニ候、右之趣、実相院へ申届候ても無合点候時、重而可申者、於然者、此出入、又々御年寄中被聞召より外、有之間敷候、其時ハ、右如申尽候、国家之為ニ不相成、領主緩ニ罷成事ニ候条、」実相院より札を被引候儀、如何ニ思召候ハ、舍人・五右衛門兩人として引可申候通相達、其分ニ於御合点ハ、則兩人として札を引申候様ニ可被申付候、此上にて無承引候者、其段早速此方へ可被申越候、尤千栗山本地堂棟木之儀、大僧正へ得御内意候通ハ、其方六人、寺社奉行兩人之外、不存様ニ心配肝要候、

然上ハ、実相院へ此様子少も不相知様ニ可然候、

一右実相院無御承引、棟札不被引付而、我等緩ニ相成候故、当春上国候刻、実相院方被差出候書立、』此比双殿院へ見せ申候処、双殿院被申候ハ、此書立之趣ハ、最前方如此之儀ニ候、此段者、後陽成院様・台徳院(徳川秀忠)様被 聞召上、其上を以、双方新儀無之、無事ニと御年寄中被仰渡たる儀候由、被申候、右之通、今度申遣候ハ、河上棟札不被引様子ニ付而、当春書立を以申候処、其取合者無之、棟札を頻ニ被引候様ニ申入候と、実相院可被申儀も可有之と存候、其時者申分のためニと存、右之趣』申遣事候、委者石井久左衛門尉可申達候、恐々謹言、

十月十七日

長門殿

美作殿

豊前殿

影庵

対馬殿

伊豆殿

進之候

信濃守

勝茂 (花押)

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。『佐賀県史料集成』では、

二〇〇号と二三三号を別々の文書としてしているが、内容から見て、二〇〇号、二三三号の順に繋がるものである。勝茂は在江戸。安順等は在国。河上社と千栗社の間では慶長末年から断続的に一宮相論が行われており、寛永九年から同十四年にかけての争点は「二宮」と書いた棟札だった(川副義敦一九八四年)。本書状は、この相論に係るものであり、年次の上限は、宛名が諫早直孝(寛永十二年六月歿)から諫早茂敬になっていることから直孝が歿して以降と考えられるため、寛永十二年である。下限は、この期の相論が一段落するのが寛永十四年二月十六日(佐古一六/実相院文書続編七九号鍋島勝茂覚書)であるため、寛永十四年である。このうち、十月に勝茂が在江戸であることから、寛永十二年に比定できる。なお、二〇九・二〇一号と関連する。

二〇一 鍋島勝茂書状(折紙)

※二〇九号より繋がる。二〇九号を参照のこと。

【解説】

二〇二 鍋島勝茂書状(折紙)

先月廿日之書状、其方・五郎兵衛(上山之)・九兵衛尉連判(録)ニ而被相越、昨六日
到着、具令披見候、

一其方儀、正月十五日四つ時分、御城へ可罷出由、松平伊豆守殿(信濃)より
被仰聞候付而、紀伊守同前二登(鍋島元茂) 城申候処、其方儀、御前へ被召出、
首尾能被致御目見候由、冥加之至、於我等も外聞忝仕合存候、進上物
之儀、伊豆守殿御差図付而、繻子廿端、御樽一荷、御肴二種差上候処、
御精進日故、巻物計被成 御上覽、御樽肴者、以御次而、可被成御披
露由、得其意候、初而、為使、差上せ候処、仕合能 御目見被申、我
等大慶』此事候、其方満足も令推察候、御老中へも書状進物銘々持参
被申候由、一段可然存候、

一右之御礼ニ御老中へ早々以書状申上度候へ共、若 御内書并其方へ拝
領物、又者御老中より何ぞ被下候儀も可有之哉と存、下着被申候而よ
り、則書状相認可遣と、相待事二候、定而今月廿四五日比者、爰元着
可被申と存候、一刻も早々可被罷下事尤候、此段為可申、道中ニ而此
書状相渡候様ニと申付候、其心得可被申候、

一我等参勤時分之儀、御年寄中へ被得御内意給候様ニと、大久保右京殿(教)
へ其方ニ而申入候処、其段被仰候処、九州衆並ニ罷上可然口、御年寄
中御差図之通、得其意候、細越州など、三月廿日ニ可被罷上由候条
弥並を承合、可罷立候、其方下着延引候へハ、御老中へ書状を以申上
候儀、我等参勤間近ク相成、如何候条、夜を日次、可被罷下候、何も

頓而以面可申候、謹言、

信濃守

二月七日

勝茂(鍋島) (黒印)

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰へ宛てた書状。勝茂は在国、茂辰は在江戸。
年次は、正月十五日に茂辰が鍋島元茂とともに將軍家光へ拝謁して
いる(「水江事略」)ことから、寛永十八年に比定される。

二〇三 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、右之段、於此地、若狭へも申候条、定而其段、帶刀同かゝ所
へも可被申越と存候、帶刀手前不相成所へ、先様、我等可相計候条、
其心得候て、能々帶刀へ可被申事尤候、已上、

一書申遣候、其方如存、彦宮儀、我等請取候て、此中孫平太ニ縁便相澄
候へ共、煩之段、公儀へ申上、隠居申たる儀候条、当分祝言など申候
儀如何ニ候間、しかと罷成間敷通、申切候、我等方達而申度候へ共、公
儀之事ニ候間、不及力儀ニ候、然者、彦宮儀、我等請取候ても、別ニ可

遣所無之、迷惑申候処ニ、幸鍋島帶刀、今程一人罷居候由承候、彼者へ

相澄可然、我等夫婦ながら存候条、其心得候て、帶刀へ申渡可然候、さ

候て、豊前袋へも申可然候、自然ハ手前不罷成なと、斟酌ニも可有之

と存候つれ候、女子五六人之体ニ而参候様ニ可申付候、帶刀つかひ』女

之ことくニ候ても、親子間之儀候間、不苦事ニ候、若帶刀物入候て、不

相成様子も候ハ、重而ハ我等可承候間、其段ハ心安可存通、

帶刀かへも申候て可然候、彦宮縁便、于今令延引、我等夫婦迷惑、無

此上候条、無申分、一言ニ合点申候様ニ、能々其方調儀尤ニ候、委者関

將監・鹿江茂左衛門尉より可申遣候、恐々謹言、

信濃守

極月五日

勝茂 (花押)

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰へ宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。

年次は、上限が諫早直孝の歿年である寛永十二年、下限は鍋島茂貞が寛永十五年正月元日に天草・島原一揆（島原の乱）で戦死していることから寛永十四年。江戸城普請のため勝茂と鍋島茂綱がともに在江戸である寛永十二年か。

二〇四 鍋島勝茂書状（折紙）

先月廿一日出雲監物・中野数馬迄之書状、令披見候、

一長門守、此中方之煩、于今睨無之、日ニ倍重申之由、笑止千万存候、

就其、不慮之儀も可有之哉と、其方母儀被存、長門存生之内、凶書へ

面談被申候様ニ有度通、紀伊守・甲斐守へ相談候付而、其段両人方申

越、尤ニ存、則紀伊守・甲斐守迄書状相越候を、長門一覽之上、合点

被申、先月廿日朝、凶書へとくと対談之由、其方母儀・紀伊守・甲斐

守方も申越、我等一人之様ニ満足無此上候、其方安堵之旨』尤ニ存候、

一長門氣相之儀、永々之煩と云、再発之儀候条、無申迄候へ共、其方付

副候而、弥無油断養生可被申事、不及申候、

一其元無相替儀、何も無事之由、珍重ニ存候、於此方も無別条、我等事、

当年者一入息災にて、切々登城申、弥仕合能候条、心安可被存候、

何も重而可申遣候、謹言、

信濃守

霜月六日

勝茂 (黒印)

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰へ宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。年次は、多久安順が同茂富の勘当を許して対面していることから寛永十八年に比定される（「水江事略」）。

二〇五 鍋島勝茂書状（折紙）

已上、

中野又右衛門尉（正守）二而被相越候別手頭、委見届、口上之趣も承、何も存其旨候、右被入念候様子、一段可然存候、就夫、用所之儀并別用有之も、能便宜と存、一紙ニ一ツ書を以、今度又右衛門尉口上ニ申含遣候条、とくと被承届、可然候、急からざる儀候間、慥成便宜之節、可被申越候、』委曲又右衛門尉口上ニ申含候間、不具候、謹言、

信濃守

七月十日

勝茂（鍋島）（黒印）

多久美作殿（茂辰）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在

国。年次は未詳。藩政に係る内容と考えられ、茂辰が宛所となつていることから、寛永十二年以降、正保三年までの間。なお、同日付の勝茂覚書（二七三号、蔵入郷内究のこと等）があるが、本文書との関係は不詳。

二〇六 鍋島勝茂覚書（折紙）

覚

一如去々年、国々へ御上使可為御廻様ニ取沙汰申候事、一ケ様之刻、御馳走心持之事、一来年御普請ニ、御念入候升形二つ有之内一つ、我等ニ被 仰付、外聞忝儀候、先日若狭所へ細碎如申遣候、手前御普請、惣並ニ不相後、手際も能候様ニと、今より其氣遣申事候、各かせき非大形儀候条、市佑（鍋島長昭）り』申越候儀共、無遅々様ニ念を入、可被相澄事尤ニ候、委ハ諸岡正兵衛口上ニ申含候、已上、

五月七日（寛永十二年）

信濃守（鍋島勝茂）（黒印）

石見殿（前早直孝）

若狭殿（多久茂辰）

美作殿（多久茂辰）

对馬殿（前代常親）

諸岡彦右衛門尉(茂之)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた覚書。勝茂は在江戸、茂辰らは在国。年次は、茂辰と諸岡茂之が共に宛名に見え、諫早直孝が存命であるため寛永十二年。第一条にみえる「去々年」の「御上使」は寛永十年に幕府が派遣した国廻上使を指す。第二条の「来年御普請」は寛永十三年の江戸城普請で、この時鍋島氏は鍋島茂綱が惣奉行で久保町枅形を分担した(佐近二―二/四〇三頁)。なお、多久家文書には当該普請の關係史料が十数通含まれる(及川亘「現場監督する大名―多久家文書にみる公儀普請」小宮木代良編『近世前期の公儀軍役負担と大名家』岩田書院、二〇一九年)。

二〇七 鍋島勝茂書状(折紙)

已上、

用所共候而、岩村忠兵衛(常世)可差下と申付候処ニ、先月十五日之飛脚、夜前令参着、連判之書状披見、得其意候、其元少篇も相替儀無之由被申越、令満足候、用所之儀共、以別紙、申候条、不具候、謹言、

信濃守

十二月五日(寛永十五年乙)

勝茂(鍋島)(花押)

成富山城殿(直忠)

鍋嶋若狭殿(茂繼)

多久美作殿(茂隆)

諫早豊前殿(茂歌)

多久長門殿(安應)

影庵(須古信明)

鍋嶋中務殿(茂應)

神代伯耆殿(常應)

鍋嶋安芸殿(茂賢)

鍋嶋式部殿(貞村)

諸岡彦右衛門尉(茂之)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。勝茂は在江戸、安順等は在国。年次は寛永十五年か。同日付の勝茂書状(四一一号)は使者岩村常定をはじめ登場人物が本文書と一致し、この時岩村が国元に持ち下った「別紙」と考えられるが、四一一号は逼塞中のものであり、寛永十五年に比定できる。

二〇八 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、御目見程有間敷申、風聞候条、心安可被存候、頓而吉左右可申遣候、已上、

先月廿七日十一人連判之書状、昨十二日参着、令披見候、

一我等 御目見延引候て、夫のみ被存候由、尤之儀候、于今相替儀無之

候、大炊頭殿・讚岐守殿へ、七日八日十日計二一度宛、河波勘左衛門（逃）

尉致進入候度ことに、勘左衛門尉へ被成御逢、御懇之儀候、御目見

之儀、被懸御心候、時分を被成御踉候由被仰聞候、井伊掃部殿・阿部（重老）

豊後守殿・堀田加賀守殿へも、切々勘左衛門尉致進入候、御面談候而、

是又御懇之儀候条、悉皆心安可被存候、爰元之批判、弥可然首尾二候

条、氣遣被中間敷候、

一其元無珍儀、諸事之儀、無油断被申付候由、令満足候、弥每物、無

迦様二心遣、可為肝要候、

一先度、嬉野与右衛門尉二而、手頭を以、申遣候用所之儀、被承届候通

迄之点合、今度之書状二無之、如何たる儀かと存候、定而此飛脚方前

かとの便宜二可被申越と存候、与右衛門尉二而如申遣候、右之点合、

態飛脚にて可承由申候処、無其儀、不念存候、十日二一度宛之飛脚、

無懈怠、可被相越候、何も重而可申遣候、謹言、

信濃守

（寛永十五年）
十月十三日

鍋嶋若狭殿（茂綱）

多久美作殿

諫早豊前殿（茂敷）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。年次は寛永十五年。本文書的一条目には、天草・島原一揆（島原の乱）後、勝茂が逼塞の処分を受けている間に、佐賀藩が幕閣に對して行った工作について記している。三条目に見える「十日二一度宛之飛脚」は、逼塞中に国許から十日に一度送られていた飛脚便であり、赦免後寛永十六年一月に不要とされ廃止された（三八号）。

二〇九・二一〇 鍋島勝茂書状（折紙）

覚

一両社棟札可被取除儀二付而、旧冬石井久左衛門尉を以、様子申遣候処、

東福院・樹上坊此地御越、緩々参着候故、右御両所へ之書状ハ此方へ

被相越尤二候、然者、実相院へ先以、神代対馬・鍋嶋舍人にて、此地

（鍋嶋）
勝茂（花押）

方之書状差越、様子被申達候処、合点難有儀二候へ共、被对我等、千栗本地堂棟木さへ被取替候ハ、川上拜殿棟札をも可被取除由候通、被申越、得其意候、実相院よりも、右之通、預返書候、さも候へハ、此中数年、六借儀、先様ハ可相止と、満足無此上候、

一東福院・樹上坊へ、爰元二而、』右之通申入候処、色々仰分候つれ共、万事御堪忍候て、本地堂棟木被取替候へハ、隨其、川上拜殿棟札可被取除旨二候、然時ハ双方六借儀無之候へハ、国家之為二候条、御分別候様ニと重々申候付而、如何様ニも我等申ニ可被相任由候、就其、両社棟札引せ可申ため、鍋嶋織部差下候事、

一右之外二河上拜殿・同南大門へ、亨祿・元龜之古札、口事出来以後二打付被置之由候、此両札も今度之次而二被取除候様ニ、実相院へ今度之書状二書載申候条、能々可被申達候、若申分於有之ハ、又々千栗方大僧正(天徳)へ被申、六借儀共相止間敷と存候、先日も如申遣候、大僧正此中度々被仰聞候ハ』(コトヘリ)実相院爰元へ被罷越候様ニ申遣、当地於着ハ、実相院一宗之歴々、此地御坐之事情条、門中と大僧正(天徳)以御相談、可被相澄通、被仰候へ共、爰元二而之儀候条、悉ハ御年寄中可被聞召と存候、さ候へハ、口事已来、双方新儀相止、無事ニ申付候様ニと、先年御年寄中被仰聞候儀を、御事多中ニ、重而不入儀を被聞召候事、領中之儀二候へハ、手前緩ニ可被思召と、迷惑至極ニ存、双方へ断申入儀候間、(亨)亨祿・元龜之古札をも、必被為引候様ニ可被申候、依之、(千栗社別当)妙覚院分別

難有を重々断申候て、千栗本地堂棟木引せ申事候間、扱申儀候、若実相院無御承引候ハ、当春夏中ニも此地被相越候へハ罷成間敷候条、内々其御心得候様ニ可被申達候、実相院へ遣候書状之案文、為心得遣候、』

一 千栗川上ニ所々有之札并銘之儀、口上ニ申達候、
一 佐賀之城東北之門へ、川上一宮と被書候札、有之由候、打付候儀、我等ハ不存事二候、是も則取除可被申候、委細ハ織部口上ニ申達候、恐々謹言、

(寛永十二年)
二月九日

信濃守

(鍋島)
勝茂(花押)

長門殿

美作殿

豊前殿

影庵

对馬殿

伊豆殿

進之候

鍋島勝茂

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。勝茂は在江戸、安順等は

在国。『佐賀県史料集成』では、二〇一号と二〇九号を別々の文書として、内容から見て、二〇九号、二〇一号の順に繋がるものであり、年次は以下のとおり寛永十三年に比定される。

河上社と千栗社の間で慶長末年から行われた一宮相論において、寛永九く十四年の争点は「二宮」と書かれた棟札であり、二八〇号、本号及び二〇〇・二二三号等がこの期の相論の関連史料である。本号の名宛人の一人である諫早家の当主は直孝から茂敬に代わっており、直孝の歿年月日によつて上限は寛永十三年となる。また、この期の相論が一段落するのが寛永十四年二月十六日（佐古一六／実相院文書統編七九号鍋島勝茂覚書）であるから下限は寛永十四年で、この二年のうち二月に勝茂が江戸にいる寛永十三年が本号の年次となる（寛永十四年は在国）。なお、川副義敦氏の論考（同一九八四年）は、本文書の年次比定については見解が異なっている。

二二〇 鍋島勝茂覚書（折紙）

※二二三号より繋がる。二二三号を参照のこと。

二二一 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、右書状之日付、今月朔日二書載候条、其心得可被申候、将又、森口や庄左衛門尉へ諸白一樽并鯉節一箱遣候条、書状二相副、届可申候、已上、

一書申遣候、仍、榊原飛驒守殿・馬場三郎左衛門尉殿長崎御下向後、未以書状も不申入二付而、今度書状進入申候、書状之印迄二樽着進之候、進物へいつも御返進候故、右御両所へ之書中二ハ態書載不申、森口や庄左衛門尉迄遣候条、何とぞ庄左衛門尉調達を以、相納候様ニ可被申越候、我等所方も庄左衛門尉へ書状遣候、為心得、右案文三ツ遣候、使者之儀、誰そ申付、差越可被申候、此地方ノ使者ハ途中方散々相煩候付而、別人参候由、口達候様ニ可被申付候、進物之儀、土山五郎兵衛・福地吉左衛門尉方委可申遣候、恐々謹言、

六月十一日
多久美作殿
諸岡彦右衛門尉
信濃守
勝茂（黒印）

多久美作殿
諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。年次は、榊原職直・馬場利重がともに長崎のことを命ぜられ、暇を賜った年月日より、寛永十三年（「徳川実紀」寛永十三年五月十九日条）。寛永十四

年力と比定されている八月六日付鍋島勝茂書状（二九一号）では、

「榊原飛騨守殿・馬場三郎左衛門殿長崎より御上之刻」とある。居

所は、勝茂は佐賀への帰国途中（四日市、一二四号）、茂辰は在国。

中野内匠（茂利）

翁（鍋島光茂）介仕合能 御目見申候為祝儀、我等所へ十帖、又者書状被相越、幾久

と祝着ニ存候、已上、

二月十四日

信濃守（鍋島勝茂）（花押）

一二二 鍋島勝茂覚書（折紙）

覚

神代対馬（常陸）

鍋嶋中務（茂則）

鍋嶋淡路（茂宗）

鍋嶋伊豆（茂賢）

鍋嶋式部（貞村）

鍋嶋隼人（神代・茂貞）

鍋嶋帯刀（太田・茂貞）

鍋嶋伝兵衛（茂教）

鍋嶋内蔵助（正辰）

鍋嶋七左衛門尉（茂里）

鍋嶋伊織

鍋嶋舍人（茂利）

大木兵部（統清）

【解説】

鍋島勝茂の覚書。年次は、鍋島光茂が初めて將軍に拝謁したと考えられる寛永十二年冬の翌年、寛永十三年（一八六号・三〇四号解説参照）。居所は、勝茂・光茂ともに在江戸。

一二三 鍋島勝茂書状（折紙）

尚以、御普請者之儀、当月下旬比より、去々年上り之者より、漸々ニ差下可申と存候、御普請御奉行衆へも、此段得御意候てより之儀ニ可仕と存候、将又、巢鷄二連、五日中午ニ差下候条、内々其心得候て、鷹師之心当候て相待候様ニ、大木正左衛門尉（知清）へ則可被申聞候、さ候へハ、鷄十三連ニ罷成候条、二連計除可申と存候、此段ハ追而可申遣候、已上、
一書申遣候、
一爰元御普請一番丁場者、此中諸手令出来候、二番丁場、我等請取之御

門入升形、今日迄二なら石置仕廻候条、心安可被存候、浦土・がんき、(雁木)

来月十日比迄二仕廻可申と存候、題目之御門入升形、早速令出来、大

慶不過之候、若狭・市佑、(鍋島綱) 其外四組頭・下奉行之者共、何も精を入候

故と存事候、蜂須加阿波殿請取之御門入升形、生駒老岐殿(高俊) くい違之御

門入、此両所ハ二三日已前二』なら石被置候、細川越中殿・松平新太郎

殿・松平長州・森内記殿請取之御門入ハ、一兩日中ニ出来可申由候、

加賀中納言殿・松平伊予殿御手前者、少延引可申躰二候、黒田右衛門

殿手前ハ廿日計遅々可申由候、

一先日、上様御普請場 御成候刻、我等兩於丁場、別而 御機嫌能、

御懇ニ被成 上意、外聞忝仕合、可有推察候、還 御後、伊井掃部殿・

大炊頭殿・讃岐守殿・下総守殿・御普請御奉行衆、我等小屋へ御立寄、

緩々と御坐候ニ付而、』不取敢ニ御食出し、御酒被聞召、我等も殊外給

醉候儀、可有推量候、一昨日も、御年寄中、若御年寄衆、御普請御奉

行衆、我等小屋へ不残御立寄、御茶御酒被聞召候、於様子ハ無残所仕

合ニ候条、心安可被存候、右之段、長門・豊前・影庵・左京・中務・

式部・伊豆・伝兵衛・兵部・舍人・内匠・彦右衛門尉へも可被申聞候、

一今度御普請之各、三月節供過ニ御暇之由、風聞申候、縦延引候共、御

暇ニ而、四月中ニハ爰元為罷出物ニ而候ハんと存事候、可有其心得候、

一当暮、七浦・ゆの木・こけ谷ニ而、山鷹つかい可申と存候、此両所、

数年法度之在所ニ候条、きじ多く候ハんと存候、乍然、右鷹場へ懸置

候者へ、則被申聞、今よりきじ之法度稠敷申付候様ニ可然候、志久山

ニハきじ不取様ニ可被申付候、

一東目之此中之狩場、近年売山ニ申付候白石山迄にてハ、百性辛勞申候

条、東目之山も、今より留山ニ被申付、鹿立候様ニ調儀可被申候、犬

も可持者ハ持候様ニ、内々被申付可然候、

一大坂へ、大木兵部か八谷』孫左衛門尉か罷上、目利候て鷹取候様ニと、

先日申遣候、如何、其書状参着候哉、無心元存候、善悪を不見切鷹者、

何程代安ク候ても、不入事候、

一此程も細川越中殿へ面談候、我等ハ何共不申出処ニ、鴨取之大鷹ニ、

鷹取之逸物を御替可給由候、大慶之程、可有推察候、

一我等所持之鷹取之大鷹、鷹取之鶴、何も念を入飼置候様ニ、』節々申聞

可給候、委者重而可申遣候、恐々謹言、

信濃守

勝茂(鍋島) (花押)

二月十二日
美作殿

对馬殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・神代常親に宛てた書状。勝茂は在江戸、

茂辰等は在国である。一条目く三条目は江戸城の公儀普請に関するものであり、普請終了後の暇の風聞についても述べる。一条目に鍋島家と他家に割り当てられた計十ヶ所の升形の進捗状況が述べられていることから、これは鍋島家が虎ノ門升形を担当した寛永十三年の公儀普請であることが分かる。

二二四 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、

一右衛門佐方長崎御番被仕様、慶春・平田助左衛門尉弥無油断承合、節々（黒川忠之）
（志田貞則）

申越候様ニ、可被申聞候、

一右衛門佐方家中、知行三千石方上取候人、并与頭其外当分之出頭人などの儀、委承度候条、聞合、細ニ書付、可被相越候、

一長崎御番中、右衛門佐方、』於筑前、身持之仕様、承度候、就中、十

月より先、鷹野狩など如何被仕候哉、是又心得ニ相成事候条、とくと

承合、可被申越（候）口、何も重而可申遣候、謹言、

信濃守

卯月四日（正保二年カ）

勝茂（鍋島）（黒印）

多久美作殿（茂辰）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。年次の上限は、長崎御番を佐賀藩が命じられた寛永十九年、下限は、茂辰の罷免前のため、正保三年。内容から見て、福岡藩の当番年と思われる、寛永十九年から正保三年の期間では、佐賀藩の非番年は寛永二十年と正保二年である。七一六号（正保二年二月二十五日付鍋島勝茂覚書）では志田・平田は正保二年三月より長崎へ派遣されており、この点を考えれば、正保二年か。居所は、勝茂は不明。正保二年であれば、勝茂は在江戸（一七三号）。茂辰は在国。

二二五 鍋島勝茂書状（折紙）

急度申遣候、

一来年御普請 鍬初之儀、正月三ヶ日後、追付可相始之旨、 上意之段、

昨日、御普請御奉行御四人として、六組下奉行被召寄、被仰渡候、就

夫、若狭事、手前四与頭并御普請者召連、師走十日方内ニ必江戸着候

様ニ、其元可被打立通、今度申遣候条、於其地、万事手つかへさる様

ニ、』若狭へ談合被申可然候、

一右御普請奉行并普請者、罷上候入具一通之儀、当物成代ニ而相調、可

然存候、乍然未銀子二不成候ハ、関千左衛門尉・石井右衛門佐 手前(尚也)
二有之公儀料方差出候ても可然存候、乍去、先日、於保作右衛門尉二(宗将)
而申遣候手頭之趣、能前後を考、俄之時、確不事闕仕配、肝要存候、
自然、右両人手前方銀子可指出時之為二候条、千左衛門尉・右衛門佐(石井)
へ手形遣候、』

一諸岡彦右衛門尉へ、無別条候条、書状不遣候、此書中之通、談合尤
二候、恐々謹言、

八月七日(寛永十三年)

美作殿(多久茂辰)

進之候

信濃守

勝茂(鍋島) (花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。年次は、「来年御普請」が寛
永十三年の江戸城普請（三二号、寛永十三年正月八日の江戸城普請
の歛初の記事あり）を指すことから、寛永十二年。居所は、勝茂は
在江戸、茂辰は在国。関連するものに四〇号・二二三号がある。

猶以、太田備中守殿其元御通二付而、八月四日若狭方之書状、并長
崎方八月六日美作方之書状、何も相届披見、得其意候、銘々点合可
申遣候へ共、別条無之故、無其儀候、今度、備中殿御上下共二首尾
能候て、満足申事候、已上、

八月十九日出雲監物・中野兵右衛門尉迄之書状、令披見候、

一太田備中殿、今度大村より平戸へ御越、名護屋へ御寄、唐津より筑前
通御上之由、承届候、就其、伊万里御通之儀も候ハんと被存、被申付
様、扱又、嬉野与右衛門尉名護屋迄罷越候处、御面談候て、今度領
分御通之刻、万念入候段、懇二被仰、無残所、首尾能候つる由、被申
越、満足申候、右之様子、源左衛門尉』申候二も、とくと承届候、備
中守殿此程爰許御着候付而、追付御見廻申、懸御目候处、右之御礼被
仰、首尾能候間、心安可被存候、

一今度於長崎、仰渡之旨二付而、津々番之儀、隣国被承合候处、未被
申付様不相究、以来迄之儀候条、当時右分二申付候而も、もとをり申
聞敷由候付而、諸方被聞合候由、尤二存候、然処二、細川越中殿家老(忠利)
方、其方三人へ之書状、美作方相越、披見、得其意候、筑後表もはや
高札立候由、申来候条、如隣国、我等判なし二、名計書候て、從』
公儀之仰渡之趣、可存其旨由、奥書候て、津辺二立置可申と相談之通、
尤二存候、定而もはや、右之分二可被申付と存候、若又、隣国之高札、
判形二被立替候者、承合、其趣早々此方へ可被申越候、夫次第二、我

等も判形候て可遣候条、油断有間敷候、

一 津々番之儀、肥後表者、此中方番屋立置、筑後ハ今度新敷立候由、得

其意候、就其、先日 申遣候在所、其外諫早南目相加、先以番屋を作、

番をも被申付、此外之津々之儀ハ、別当くへ、念を入、申付被置之

由、可然存候、弥並之衆被聞合、無迦様ニ心遣、尤二候、

一 豊後御目付駒木根長次殿・津田平左衛門殿へ、御音信物相調、三人方、

以使者、進之被申候御返事、被相越、令披見、可然存候、右之御返書

二 通、并肥後家老より之書状一通、差返候、請取可被申候、何も期後

音候、謹言、

信濃守

寛永十六年
九月九日

勝茂(鍋島)
(黒印)

鍋嶋若狭殿(茂卿)

多久美作殿(茂辰)

諫早豊前殿(茂歌)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。太田資宗は、寛永十六年七月四日か五日、江戸出立（右筆所日記）・『細』二五／忠利五三九〇号・二五五号。小倉通過を知らせ

る継飛脚が八月四日に江戸城に届いている（右筆所日記）。八月三日、長崎着（平戸オランダ商館長日記）。八月十三日、平戸着（平戸オランダ商館長日記）。九月八日、江戸帰参（右筆所日記）となっている。沢部源左衛門尉は鍋島家家臣で、江戸より資宗に「御供」として同行（二五五号）。文中「仰渡之旨」は、『御触書寛保集成』一二二八（一）（四）を指し、これらは、七月四日に江戸城にて阿部重次より諸大名へ伝達され（右筆所日記・二五五号・『細』二五／忠利五四〇五号等）、かつ、八月八日に長崎奉行所において、「西国の領主の奉行人たち全員」を集めて、上使資宗より「書面の命令」が提示されている（平戸オランダ商館長日記）。なお、（一）の奉書は、八月五日に来港中のポルトガル人へ、（三）の「覚」は八月六日に長崎の唐船へ、（四）の「覚」は、八月七日にオランダ人へそれぞれ伝えられている（平戸オランダ商館長日記）。「先日申遣候在所」は、寛永十六年七月五日付に比定される二五五号にあげられている深堀・伊万里・七浦・神代・竹崎・寺井にあたる。また、豊後目付駒木根長次等は、寛永十六年に派遣されている。以上より、本書状は、寛永十六年に比定できる。

二二七 鍋島勝茂書状（折紙）

尚以、領中加子并津船改之儀、御上使衆御仕廻候後、追付相究候様ニ可然候、將亦、蔵入之早船并役目船、今度之書立ニ合せ被相改、不足いか程と有之儀、念を入、細々書付、可被相越候、津船改之儀、大小ニよらず被相究、可然候、次ニ領中加子改之儀、年十五方上、五十五を切ニ候て、人数被相改尤ニ候、已上、

一書申遣候、蔵入并家中方之早船之儀ニ付而、其方へ、此中、渡置候書立ニ、書副候所在之ニ付而、今度書直之遣候条、得其意、念を入、可被申付事尤候、領中加子之儀、先年相改候帳、関千左衛門尉手前ニ可在之候条、是を扣ニ仕、今度、領中加子、不残様ニ、念を入、相改』可被申候、次而ニ候条、諸津之船数も究被置、可然存候、定而、前方ハ加子も船数も増シ候はんかと存候、此書中相届候段、慥ニ可被申越候、恐々謹言、

九月十九日

信濃守

勝茂(鍋島) (花押)

美作殿(多久茂辰)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰宛てた書状。領内での早船の調査に関する指示で、勝茂は在江戸・在国どちらの可能性もある。茂辰は在国

である。勝茂の花押は、主に天草・島原一揆（島原の乱）での軍規違反により閉門処分となった寛永十五年の後半に使われたものであるが、寛永十五年のこの時期に九州に派遣された「上使」については未詳である。また当該花押は四一四号等寛永十五年以前の書状にも若干見られるが、閉門処分が解かれた寛永十五年末以降は見られない。そこで、茂辰が勝茂より領内の早船の数を毎年調査するよう命じられた寛永九年（三二五号、寛永九年八月四日付鍋島勝茂寛書）を上限、寛永十五年を下限としておく。

二二八 鍋島勝茂書状（折紙）

已上、

一書申遣候、出雲監物・中野数馬方申遣候儀、何様之儀候共、無用捨、則申付、可然候、於然者、此飛脚へ見せ候て、可申付候、委敷者、両人方方可申遣候、謹言、

信濃守

勝茂(鍋島) (花押)

二月廿一日

多久美作殿(茂辰)

諸岡彦右衛門尉(茂辰)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国である。年次の上限は文中の「中野数馬」の表記より寛永十七年、下限は茂辰等が罷免される正保三年である。そのうちで勝茂が二月に在江戸であるのは、寛永十七年・同十九年・正保元年・同三年であるが、正保元年は二月に暇が出、帰国したとされるので（佐近一一二／七〇五頁）、可能性は低い。

二二九 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、

一鷹場誘并狩場誘之儀二付而、今度、久留三太夫差下候条、彦右衛門尉談合被申、人手間其外之儀、不手間様二可被申付候、何とぞ澄切候様二候て可給候、人夫へ飯米なととらせ可然儀二候ハ、其通二も可被仕候、其元罷下、別二気を述候儀も無之候条、申事候、

一去年之若鷹共二、青鷹迄を取せ候様ニと、鷹奉行共へ申付、召置候へ共、来年之暮ハ鷹数多候て、鷹二取飼候儀、可難成候間、当暮鷹二取飼せ可申と存、池内貞右衛門尉弟子、田代二罷居候次左衛門尉（同）と申者、其地罷越候様ニと、此中申遣候、定而可参候間、参候者、鷹肉之儀談合申、取飼せ候様ニと、今度鷹奉行共へ書立遣候間、見被申可然候、

一家中へ有之大鷹、大小不残集候て、鴨（鍋島直忠）雉子二仕、逸物不逸物を相究

申候様ニと、今度山城守へ申遣候条、伯耆守（神代常親）へも談合被申、相澄候様

二可被申候、謹言、

信濃守

八月十二日

（鍋島）勝茂（黒印）

（茂辰）多久美作殿

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸と考えられ、茂辰は在国である。文中に見える「次左衛門尉」は四〇五号によると寛永十六〜十八年頃に雇われていた鷹師で、この書状もその頃のものか。

二三〇 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、山城へ加増申候儀、時分柄候条、其元にて其沙汰無之様ニ、窃相渡可然候、已上、

一書申遣候、仍、山城守手前不相続之由被申越、得其意候、就其、知行千石、為加増遣候間、三根郡神崎間二而、山城守勝手次第、可被相渡候、其方如存、我等手前過分之借銀なと在之而、不相成儀候条、山城儀、今

度之知行にて、先様統候様ニ仕配候て、当分余り候様ニ』不仕候ハヽ、已来相続間敷と存候条、其方兩人として、山城守へ念を入、可被申聞候、又々知行なと遣候事、難成ニ付而、扱申事候、委細出雲監物・中野兵右衛門尉方可申遣候、謹言、

信濃守

霜月十三日

勝茂 (花押)

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉

まいる

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国である。勝茂四男で成富家を継いだ直弘が困窮しているため、千石を加増することを指示している。「時分柄」であるので内密に進めるようにとされていることから、寛永十五年に天草・島原一揆（島原の乱）の際の軍規違反により勝茂が閉門処分となっている間のことと考えられる。花押も寛永十五年後半の閉門処分の時期に使われた三五二号等の花押と一致する。

二二一 鍋島勝茂書状 (折紙)

猶以、長門今程別而息災ニ被罷有候条、心安可被存候、将又、此書状相届候儀、点合之為ニ、書中大形ニ書候て、便宜之刻、将監・茂左衛門尉当所ニ候て、返事可被申候、已上、

一書申遣候、爰元無相替儀、我等事切々登城申、公儀仕合能候間、

心安可被存候、長門儀、用所ニ付而此地被罷越、于今逗留被申、別而太

儀ニ存事候、彼用所之儀、無異儀様子ニ候条、是又氣遣被申間敷候、就

其、近日中ニ、長門・伝兵衛も可差下と存候、其心得可被申候、随而、

於其元、諸事無延引様ニと申渡石置候、石見・若狭・豊前・左京・対馬へ、

多分談合被申、可被相調心遣、肝要ニ存候、其方一人候て、俄ニ押取、

氣遣候様ニ候ハヽ、自然ハ右五人之内ニ、中悪敷成候仁も出来候へハ、

家之為ニ不相成事候条、能々其覚悟可入事ニ候、漸々ニ目ニ不立様二分

別尤候、今度諸岡正兵衛罷下候、口外など申者にてハ無之候へ共、口上

ニ申遣候儀、如何と存、其方為心得、此書状ニ我等封ヲつき遣候条、見

被申候ハヽ、則さき候て、すて可被申候、何も期後音候、恐々謹言、

信濃守

五月七日

勝茂 (黒印)

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰へ宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。年次は、諫早直孝が存命であり寛永十二年が下限。多久安順が江戸におり、更に「五人」との談合に言及していることから、寛永十二年六月に茂辰へ「諸事仕配」が命じられる直前であることがうかがわれ、寛永十二年に比定される。

一三三・二二〇 鍋島勝茂覚書（折紙）

多久美作守家中

（茂辰）

多久左馬允

同 兵部少輔

同 右馬助

同 与兵衛尉

同 又八郎

同 十左衛門尉

同 長六

同 右京亮

同 外記

同 内蔵允

同 蔵人

同 右衛門

吉岡式部左衛門尉

南里三郎左衛門尉

相浦市右衛門尉

同 弾右衛門尉

副嶋四郎兵衛尉

同 右衛門佐

木下雅楽助

石井九郎右衛門尉

瀬田八郎兵衛尉

石井次郎右衛門尉

広田内記

南里三郎兵衛尉

田中橘左衛門尉

今村藤右衛門尉

福地神右衛門尉

成富権右衛門尉

（コレヨリ二〇号）
鶴田三大夫

福地権之介

田代兵右衛門尉

徳永六兵衛尉

相浦善左衛門尉

中西孫兵衛尉

野田市之介

堤 織部佑

田代市左衛門尉

大塚九郎左衛門尉

右何も今日丹後守へ祝儀申候付而、我等へも白麻十帖宛到来、幾久と令

満足候、此段不入事之由申候へ共、断之旨承届候、銘々ニ懇可被申聞候、

已上、

六月四日

信濃守(鍋島勝茂) (黒印)

多久美作殿(茂辰)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた覚書。『佐賀県史料集成』では、二

一〇号と二二二号を別々の文書としているが、内容および虫損の跡から見て、二二二号、二二〇号の順に繋がるものである。年次の上

限は、「丹後守」の表記から慶安二年。下限は、勝茂の歿年月より明

暦二年。居所は、多久茂辰家臣の靄田三大夫等が「今日丹後守へ祝

儀申候」とあるため、勝茂・鍋島光茂・茂辰は在国。光茂初入部の
際であれば、承応元年の可能性が高い。

一三三 鍋島勝茂書状 (折紙)

※二〇〇号より繋がる。二〇〇号を参照のこと。

一三四 鍋島勝茂書状 (折紙)

一書令啓候、(多久茂) 此比おこりの様ニ、毎日ふるひ付、煩敷候間、早々

罷下可致養生之由、申聞候へ共、我等も頓而帰国可申候間、其節可罷下

由申候て延引申候、頻ニ申聞せ、二、三日中下可申候と存候、此比境之

安了召寄せ、薬など用させ申候へハ、過半得驗分候、養生之儀、念を入

申付候間、心安可被存候、将又爰元御普請、来ル十四五日比成就可申と

存候、(徳川秀忠) 將軍様来ル十七日ニ可被入御馬之由、一昨日被 仰出候、於然

者、我等儀、御暇出可申かと存候、此地於様子者、(鍋島直茂) 加州へ委申上候間、

不能書載候、何も鍋平右衛門尉可申候間不具候、恐々謹言、

正月十一日 (慶長二十年) 信濃守 (鍋島) 勝茂 (花押)

多長門殿 (多久安順)

御宿所

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・多久茂富は同じ場所におり、安順は在国か。年次の上限は、「凶書」「長門」の表記より慶長十三年、下限は鍋島直茂が存命中なので元和四年。「將軍様来ル十七日ニ可被入御馬之由」と同内容が二五三号にあり、馬入りが上洛を指すことがわかる。年次は、慶長十三年から元和四年の間で、正月に秀忠が江戸にいなかった慶長二十年。「爰元御普請」は大坂冬の陣に伴う大坂城の城割普請を指し（大平直子二〇一九年）、勝茂・茂富の居所は大坂。

二二五 鍋島勝茂書状（折紙）

三月十七日之両通参着、令披見候、仍、多久安順長門年被寄候付而、其方へ家督相続候為祝儀、遠路、石井九郎右衛門被相越、殊太刀馬代金子一枚給、幾久と令祝着候、弥々毎事長門守談合候て、心遣肝要ニ候、将又、去朔日、令登 城候処、各同前ニ 御前へ被召出、被成 上意候ハ、御暇之儀、今度ハ御普請被仰付候条、早々可被下候へ共、日光御遷宮ニ付而、定而何も致参詣度、可存候条、 還御後、社参可仕候、其後御暇可被下

之由、御懇之 上意ニ而、皆以忝奉存儀候、就夫、我等も日光へ参詣申儀候、下りも程有間敷候間、其心得可被申候、何も期後音、不具候、恐々謹言、

寛永十三年
卯月十六日

多久茂富
美作殿
進之候

信濃守

鍋島
勝茂（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰へ宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。年次は、多久安順から茂辰への家督相続や江戸城普請（三二二号）、東照社正遷宮及び家光の日光社参、家光還御後の勝茂就封（徳川実紀）寛永十三年四月十日、十三日、十七日、二十二日、五月十二日条といった内容から、寛永十三年に比定される。

二二六 鍋島勝茂覚書（折紙）

覚
一 去年霜月朔日より師走十五日迄、領中きりしたん宗改之儀并頭々方之書物被相越見届候、就其改之様子以書立御年寄中へ申上候、其方為心

得、右書立之写遣候、正月ハ松平伊豆守殿御当番故、右之書立御請取
被召置候、未御返事ハ無之候、尤土井大炊頭殿・酒井讃岐守殿(利勝)へも申
上召置候、

一 高原市左衛門尉掃依寺近松寺管之写被相越見届候、旧冬改ニ市左衛門
尉管不差出ニ付而、有田在所之庄屋・散使出候筈、先日被差越候、
一 万一市左衛門尉きりしたん(宗旨)にて候へハ、当分領内ニ罷居儀候条、
我等緩ニ可相成と存、其趣早速御年寄中へ申上召置候、就其右近松寺
方之筈をも御年寄中へ懸御目候ニ、近松寺判形有之直筈、不差越ニ付
而、如何候はん哉と存候へ共、延引候てハ不相成儀候故、写差出候、
為心得申遣候、

一 高原市左衛門尉召仕候平戸・博多之者兩人ハ、今度之改ニ付而、在所
之ことく罷帰、京之者一人、有田地之者一人、当時内々罷居候由被申
越候、最前ハ市左衛門尉主従七人有之由候ニ、内々者右四人之儀計申
越、残二人之儀、不相知故、如何たる儀候哉と』不審ニ存候付而、御
年寄中へ細々ハ難申上候つる、是又為心得申遣候、

一 佐留志鳥屋之宿ニ罷居候九右衛門尉十人組之者共、旧冬此地方申遣候
ことく相究候処ニ、きりしたん(宗)ニ而無之、其上右九右衛門尉儀、不
審成者之由、十人与方大庄屋へ申届たる由被申越候間、於此上ハ訴人
同前之儀候条、十人与之者可被相助候、

一 九右衛門尉養子之覚左衛門尉儀、内々不審之儀共見とかめ候ニ付而、

親子之契約相迦罷出、九右衛門尉十人与、扱又大庄屋へも申届候通、
究之者共四人へ筈差出候条、少々褒美をもとらすへき哉之由被申越、
尤ニ存候、』為褒美銀子十枚、右覚左衛門尉へとらせ可被申候、

一 きりしたん宗訴人ニ罷出候者ニハ銀百枚とらすへき由、兼而相定候へ
共、彼者事ハ其身のかれ之為ニ申出たる儀ニ候へハ、同訴人之内ニも
様子相替候条、右之ことくニ候、

一 先日、出雲監物方如申遣候領分之儀、十人与ニ此中相定候へ共、客人(答)
有之刻、人余多損候儀、迷惑ニ候条、於此先ハ領分一職五人与ニ急度
可被申付候、此御地組合之儀も、右之理ニ付而、五人与ニ而有之儀候、
上方・長崎も五人与之由候条、早々可被申付事尤候、』

一 きりしたん宗旧冬相改候後、跡さらへ此ニ、三月間ニ被申付候様ニと、
去冬細々申遣候処ニ、被得其意候返事之趣承届候、右ニ、三月間ニと
申遣候へ共、三月か、さなく候ハ、五、六月間ニ越中殿如被申付候、
領中百姓町人を一度ニ、きりしたん宗之道具并札を家内さかさせ可申

候、右究之ため、態人を差下候など、取沙汰候てハと存、前かと二別
用所と候て、成松新右衛門尉差下候、委ハ口上ニ可申達候、自然右之
改にて、きりしたん宗一人も究出候ハ、其時々ニ、早速以早飛脚、

可被申越候、新右衛門尉儀ハ、右改相澄候迄ハ其地へ召置可被申候、』
一 於保作右衛門尉(宗替)・石井久左衛門尉ニ而、以手頭、被申越候趣、口上之
通をも承届、得其意候、然者、当年家中之者、五部差出候儀、惣国損

亡之儀、公儀ニも被 聞召上、其上当年御普請旁ニ、世間之批判も如何候間、先以、当年ハ相止可然哉と申遣候へ共、家中借銀過分ニ成立、手前不相続日ニ増、下々零落仕候へハ、万手つかへ、我等為ニ不可然儀候、就其、去夏已来、右五部ニ相究、何も其居形ニ相部候処ニ、又々相替候儀、已来万申付候儀も、人之心落着不申儀、家之差合ニ候通被申越、尤ニ存候条、弥最前』之篇ニ被申付、可然候、さ候へハ、家中借銀を蔵入借銀ニ相加候て召置、家中方差出候五部と、蔵入物成一つニ候て、漸々ニ返弁可然由、被申越候、此方にて談合申候へハ、此段ハ世上之批判如何可有之哉と、何も申候、当春中ニ内者衆へも承合、追而様子、可申遣候間、それ次第ニ、先様之儀相究、尤ニ候、右之外被申越候用所之儀共、勝屋勘右衛門尉・関将監・百武善左衛門尉方可申遣候、恐々謹言、

信濃守

勝茂(鍋島) (黒印)

多久美作殿(茂)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた覚書。勝茂は在江戸、茂辰は在国許。「霜月朔日より師走十五日迄」の「領中きりしたん宗改」が前年

に実施されていることから、年次は寛永十三年。一四四号・一二三号・二八五号・四四号・二二八号関連。

二二七 鍋島勝茂書状(折紙)

先月廿七日之勝屋勘右衛門尉・関将監・鹿江茂左衛門尉へ之書状参着、令披見候、然者、七月廿五日昼程方夜之八ツ時分迄、大風吹、城廻小路町其外在々家なところひ、耕作等も吹損、未何程之損亡と有儀ハ不相知通、被申越、承届候、家中百姓至下々迄、可致迷惑儀、令察、笑止千万ニ存候、京極若狭殿在所出雲国へも大風大雨大塩にて、家』など一間も不残吹倒、耕作等も廿万石程之所、十万石計ハ、先様も田畠ニ難成様子ニ候由、於御城、越中殿へ若狭殿物語ニ承候、中国九州之内、大半ハ右同前と聞え候、随而、如被申越候、先月十二日之夜、嶋津殿より火事出来候て、八九ヶ所炎上申候、寄特ニ我等屋敷、紀伊守・孫平太屋敷、火移候へて、満足申事候、此段ハ翌日ニ勘右衛門尉・将監・茂左衛門尉より其地へ申越候間、定而此中可相届と存候、将又、給人百姓』町人、右之ことくニ家損、迷惑可申と存候条、其所之手寄之山ニ而、竹木いつもより直段安ク候て、とらせ可被申候、此段、内匠・彦右衛門尉へも申遣候間、談合候て、下々少成共勝手ニ成候様ニ被申付、可然候、右竹木之儀、代なしニとらせ申度候へとも、大分之儀と申、結句ハ無臆も候はん

と存、右之分二候、尤此書中、山奉行之者へも見せ可被申候、』何も期後
音、不具候、恐々謹言、

(寛永十二年)
八月十九日

信濃守

(鍋島)
勝茂(黒印)

(茂辰)
多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰は在国。

京極忠高は、寛永十一年閏七月に出雲・隠岐両国へ転封となり、同
十四年六月に死去しており(寛政譜)、かつ七月十二日に江戸島津
邸から出火したのは同十二年である(「江戸幕府日記」)。したがって、
本書状は寛永十二年である。

二三八 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、右之段、(多久安應)長門・豊前・影庵・対馬・伊豆へも可被申達候、已

上、

一書申遣候、

一先書二も如申遣候、旧冬きりしたん宗旨、領中相改候刻、高原市左衛

門尉儀、墨付不差出由申越候付而、其趣、御年寄中へ申上召置候処二、
昨日、御年寄中へ、以御連判、市左衛門尉儀、公儀御細工仕候共、
無用捨、相改候様二と被仰聞候条、得其意、急度相究可被申候、為心
得、御連判之御状書写、遣候、

一市左衛門尉墨付差出候様二有度存、先日其方へ、以書状、申遣候条、
定而可相達と存候、右之分二而、はや墨付差出候ハ、先以、其篇二
而召置、差出候墨付、則此地へ相越、其様子細々可被申越候、墨付差
出候ても、自然きりしたん二而候由、』歴然之証人証跡候ハ、其段、
市左衛門尉へ相届候上、此方へ可被申越候、

一右のこごとく、先日此地方申越候刻も墨付不差出候ハ、今度、御年寄
中より以御連判、被仰聞候趣申聞、墨付差出候ハ、則刻、可被相越
候、自然其上二而も墨付出申間敷由、申候ハ、則家内を相改、証拠
於有之ハ、乍勿論、番を付置、此方へ早々可被申越候、証拠無之候ハ、
公儀御年寄中、背仰付、墨付不差出趣、是又能承届、其様子懇二可被
申越候、

一市左衛門尉召仕候者共、当分有人不残、市左衛門尉同前二相改、墨
付を取、可被申候、市左衛門尉墨付二も、召仕候者共、きりしたん宗
にて無之通、書せ可被申候、此中、在所へ二罷帰候者ハ、不及心遣
候、

一市左衛門尉儀、他出など不申様二可被申付事、尤二候、委八九池井市

太夫可申達候、恐々謹言、

信濃守

(寛永十二年)
二月廿二日

(鍋島)
勝茂(花押)

(茂辰)
多久美作殿
進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。

寛永十二年十一月一日から十二月十五日までに行われたキリシタン改め(四四号参照)で問題となった、公儀御細工の仕事をしていた高原市左衛門尉に関する内容である。年次は「旧冬きりしたん宗旨、領中相改候刻」とあるところから、寛永十三年。この一連のものは「多久家文書」に寛永十三年二月二日(二二六号)、同二月九日(四十四号)、同二月二十二日(本文)と三通あり、続けて読むことによつて一連の流れを理解できる。本文はこの最後に位置するもので、市左衛門尉の扱いを勝茂は逐一老中に伺いながら行なっていることがわかる。

二二九 鍋島勝茂書状(折紙)

一書申遣候、

(鍋島勝茂・忠直)

一此地無相替儀、我等親子節々登城申、弥仕合能候条、心安可被存候、

来春者必御上落たるへき之由候、就其西国衆八、九月間ニ御暇可被下由、風聞ニ候、委者久布白左右衛門尉口上ニ申候、

一領中人改之儀、去年中、無滞相澄候帳面被相越、見届念入候段、満足

申候、右之趣、隼人・勝右衛門(鍋島)へも可被申聞候、右之大目安中帳ハ爰

許留置候、細付之帳者今度』差返候、請取可被申候、次ニ当年中人改之儀、豊前(鍋島)へ被引渡之由、尤ニ存候、

一蔵入并家中より之早船之様子被申越承届候、其方より相越候手頭ニ

銘々点合候て遣候条、如此可被申付候事、

一早船之儀、蔵入方廿五艘、家中より廿五艘ニ相定候、然者加勢(船)もやい

銀、家中より当暮差出候員数多少ニ右、右五十艘之内蔵入より三十艘、

家中より廿艘ニ可相定と存、今度久布白左右衛門尉ニ而親類中へ申遣候間、其元ニ而相談之上、儀定之通被申越次第、重而可申遣候条、其

心得可被申事、

一鶴田藤左衛門尉手前之遣方、定置候ニ過分ニ入増由候、早船修理方ニ付而、大目入越之由候条、先様者急ニすきくと仕切候ハても、苦かるましく候、帆幕等其外古道具ニ而相澄分ニも候ハ、今年仕替候ハぬ物ハ、来年も修理申付、段々ニ仕置候手くり可然候、さ候て、何とぞ勝手ニ相成、修理之儀者相閉り候』様ニ才覚肝要ニ候、何も左右衛

門尉可申達候間、不能具候、恐々謹言、

信濃守

(寛永十年九)
卯月十九日

(編題)
勝茂(花押)

(多久茂辰)
美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂・忠直は在江戸、茂辰は在国。「我等親子」とあることから、年次の下限は忠直が存命中の寛永十二年一月。「来春者必御上洛」とあるが、寛永十年四月六日付「有馬直純宛書状」(『細』一七／忠利二一五号)に「春ハ御上洛之由」と来春の徳川家光の上洛について記述があることから、年次は寛永十年と推測される。早船関連の記事は、寛永九年から十年にかけてみられ、三一五号・三二三号・二二九号・一四三号・二一七号と続く可能性がある。

満野三右衛門尉

石井六郎左衛門尉

丹羽喜左衛門尉

綾部三左衛門尉
(幸久)

須古人兵衛尉
(正純)

田中善兵衛尉

石田藤七兵衛尉
(泰直)

森河与兵衛尉

田中六左衛門尉

合拾人

但、紀伊守・甲斐守罷出候時八十八人、(編題)左近一備罷出候時八十九人、(神代直忠)

一 武具奉行三人

鉄炮存

土山与三兵衛尉

宮部市兵衛尉

玉薬存

河崎雅楽

一 陳取奉行

但、軍奉行兩人として都合存候而、陳取候在所、早速二見合、如定

置候、先跡二切二可陳取候、尤右小奉行式人宛二組之儀、軍奉行以

校量可申付事、

一 役人頭老人

一三〇 鍋島勝茂覚書(折紙)

備横目

(宅題)
犬塚惣兵衛尉

神代喜右衛門尉(久長)』

一 普請奉行式人

三上甚兵衛尉

村山戸兵衛尉

右のことく被申付、可然候、此外者、紀伊守ニ而如申遣候、無相違、

可被申付候、已上、

五月廿七日

信守(鍋島勝茂) (黒印)

多久美作殿(茂辰)

成富十右衛門尉(長利)』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・成富長利に宛てた覚書。鍋島直澄の甲斐守任官（寛永十二年十二月）以後、綾部三左衛門の歿（慶安四年八月三日）以前なので、寛永十三年から慶安三年の間。三〇九号文書（五月十九日付、寛永十八年の可能性が高いと推定）にある「紀伊守・甲斐守在国申候時者、今度遣候如書立ニ、人数差出可然候、右兩人罷上候時ハ、最前渡置候如書立、左近一備も被差出可然候」と関連するとすれば、こちらも寛永十八年の可能性が高い。勝茂は、寛永十八年五月であれば在江戸。茂辰・長利は在国。

二三一 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

(編裏封上巻)

方

(墨引)

図書まいる(多久茂信)

真守(鍋島勝茂)」

明日ハさためて方々方使者可参と存候、面談申候儀むつかしく候間、明朝方其方小やへ可参候、今時分禁物申候間、其心得候て、振舞いかにもかるくとしかるへく候、かしく、

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。「其方小や」とあるので勝茂も茂富も在国ではないと思われる。「及川二〇一九」では慶長十五年の名古屋城普請に関わるものと推定している。少なくとも、茂富の蟄居以前なので、寛永五年より前。

二三二 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、其方心持ニも罷成条々、別紙ニ申遣候、為存、如此ニ候、已上、

一書申遣候、(多久茂信)長門此中永々爰元逗留被申、造作苦勞之儀、申様ニ候、然者、先日用所之儀共、長門にて申遣候、其元ニ而談合相究、急度可被申

越事、相待候、随而此程、從公儀、被仰出候御法度之内、其元二而心持二成候分、大形書分候て遣候条、得其意、少も無相違様二、稠敷可被申付候、さ候て、右書物之儀、書写候て、其方判を仕、大横目兩人へ一つ、惣横目之者共へ』一つ、被相渡可然候、何も作右衛門尉可申達候間、不具候、恐々謹言、

信濃守

勝茂(鍋島) (黒印)

七月二日

多(茂辰)久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂と多久安順は在江戸。茂辰は在国と思われる。寛永十二年の二月から七月にかけて、安順は伯庵事件への対応のため江戸にいる。また、寛永十二年六月二十一日に江戸城において武家諸法度が出されている。書状中の安順の「永々爰元逗留」および直前に公儀から「御法度」が出されていることから、本文書は寛永十二年に比定できる。

已上、

態申遣候、仍、鷹師理兵衛代人之儀、松平伊豆守殿(信濃)へ被得御意候処、久介殿次第二可然通り、豆州被仰候付而、若キ者一人差上可然段、久介殿より被仰聞候、先書二安芸守迄如申遣候、隼も如形遣、若キ者之疎早二無之、親子慥二有之者を、我等鷹師之内二而も、又安芸守鷹師、其外親類中之鷹師二而も撰候而、』一人急度差上せ可被申候、多分安芸守手前二可有之かと存候、上様御鷹野二御成候刻者、御前二も罷出儀候条、丈夫二候て、かんち(頑丈)う成者を究可被申候、右鷹師之外二手代之者一人無之候てへと存候条、餌取など仕候者之内二、隼之儀存候者、可有之候条、右鷹師二相付、差上せ可被申候、是ハ鷹師通よりも卑キ身上之者、可然存候、右之鷹師、余り急二召寄候へても不苦由、久介殿被仰候へ共、今程方々へ』御鷹野二御成之儀候条、急候而、迦者有之間敷と存候条、尋出候ハ、年中二着候様二差上せ可被申候、又、正月二懸り候ても、くるしかる間敷候、何之道二も油断有間敷候、右之段、為可申、態以飛脚、申遣候、謹言、

信濃守

勝茂(鍋島) (花押)

十一月九日

美作殿

安芸殿

進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・鍋島茂賢に宛てた書状。勝茂は在江戸。

茂辰と茂賢は在国。家光が上様と呼ばれ松平信綱が指示を出していることから、秀忠歿後の家光將軍期であり、また鍋島茂賢の歿年月日（正保二年二月九日）から、本書状の年次は、寛永九年から同二十一年までの間で勝茂が十一月に在江戸の年（寛永九年・同十二年・同十四年・同十五年・同十六年・同十八年・同二十年）であると考えられる。花押は寛永十五年以前に見られるものであり、下限は同年となるため、本書状の年次は、寛永九年・同十二年・同十四年・同十五年のいずれかである。なお、寛永十六年と推定される九月九日付の勝茂書状（二四一号）に「公儀へ差上候隼鷹師之儀」との記述があり、関連するか。

二三四 鍋島勝茂書状（折紙）

今月九日之書状、令披見候、

（謙早茂敬室 鍋島茂）

一 豊前内儀煩、土用ニ入候而も一段と気色能候由、満足申儀候、もはや土用も明候条、倍本復可申と存事候、弥無油断養生申候様ニ可然候、

一 先書ニも如申遣候、豊前内儀気色打続能候而、（生島作應）作安其元へ罷居候ハて

も相成事候ハ、作安当暮此地可召寄と存候条、京都ニ而少甘させ可申と存候間、指上せ可被申候、

一 其元五月廿四五之比より今月九日迄旱之由、就其、在所ニより損亡可有之通、（諸間茂之）彦右衛門尉方数馬・（中野政利）監物迄、（鍋島茂道）手頭を以申越、笑止ニ存候、其

後雨次如何候哉、定而追々可申越と、一左右相待事候、

一 隣国衆霽楼船用意之由、先日申越候、（黒田忠之）松平右衛門佐方ハ当年長崎御番

之儀候条、各別之事候、先書ニも如申遣候、弥隣国承合、霽楼船其外並ニ不迦様、諸事覚悟尤候、縦きりしたん船不参候共、各覚悟之様子、

当御地へ相知儀候条、申事候、

一 隣国も船留付而、領中津々船留申付候由、先書ニ被申越、可然存候、

弥其通ニ可然候、

一 馬場三郎左衛門殿・山崎権八殿・高力摂津守殿へ今度書音申候、進物（利重）之儀、役者共方申遣候条、相調、かろき使者申付、進入可被申候、

一 松平（定行）隠岐守殿方長崎へ被付置候使者、外地作左衛門尉へ、音信申候、

進物ニ通りニ候て申』遣候、其元ニ而聞合、能候ハんと存候を遣可被

申候、書状ニハ、此目錄之前、進之由書載候条、其元ニ而目錄相認、

書状ニ副可被申候、作左衛門尉方、若用所之儀共候ハ、留守居之

者迄、被申候様ニと申遣候条、其心得候而、使者口上ニも其通申達可然候、作左衛門尉へ美作方と候て、（鍋島茂綱）国看以下音信可被申事尤候、

一 此中如申候、三郎左衛門殿・権八殿へ、（多久茂辰）若狭・美作・豊前より、（謙早茂敬）国看

折々御音信被申可然候、

一松平右衛門佐方長崎へ被参、伊藤小左衛門尉・於賀惣右衛門尉と申者(天賀信忠)之所二而、三郎左殿・権八殿振舞被申候由、先日申越候、右両人ハ長崎町人にて候哉、右衛門佐方扶持人にて候哉、様子』便次第可被申越候、何も重而可申遣候、謹言、

信濃守

六月廿五日

勝茂(鍋島) (黒印)

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸。多久茂辰と諸岡茂之は在国。諫早茂敬室鍋島氏煩の件についての関連文書は、正保二年の一〇九号・一一八号・二三五号・二三九号・二四五号・三六六号・三七九号・四〇九号。「隣国衆霽楼船用意」のことは、正保二年のものと比定される六月二十日付茂辰・茂之宛勝茂書状(二三五号文書)でも触れられている。山崎正信が、正保二年四月二十二日に江戸を発し長崎に向かったとのこと、また、松平定行が長崎へ向かうかもしれないとの情報が流れたことは、同年同時期の立花忠茂の国許宛書状(立花文書三六七(三))〔柳川市史史

料編く』所収)に見える。以上より、本文書は、正保二年のものと同定できる。

一三五 鍋島勝茂書状(折紙)

今月二日美作(多久茂辰)より中野数馬(設利)・出雲監物迄之書状、令披見候、

一隣国衆霽楼船用意之由、得其意候、就其、筑前・肥後・大村へ被相誘之趣、承届候、高力撰州手前(忠房)之儀ハ、此中被申越候付而、先日八戸左馬允ニ而様子申遣候、定而可被承届候、弥隣国承合、霽楼船用意可然候、

一船二艘ニ霽楼一組宛十組、先以誘可申と存候、然ハ船廿艘并霽楼十組之造作、爰元ニ而大形積せ候処、凡銀七十貫目程ニ而出来立可申かと申候故、右銀入用次第、段々ニ差出候様ニと、石井右衛門佐・土肥喜右衛門尉へ、『今度手形遣候条、請取可被申候、

一領中ニ霽楼船ニ成候回船、於有之者、借候而、そこへに召置、俄之時、早速深堀へ差廻候様ニ申付、船主へ者船賃を取せ、霽楼計用意候而、回船不足之分何艘にても作せ候ハ、造作もやすまり候ハんかと存候、何之道にも、其元ニ而可然様、可被申付候、十組之外ニも回船可有之哉、其元相究、急度可被申越候、

一會雪より美作へ之書状相越、見届候、此書面、御訴訟船者参答ニ而無

之由候へ共、並ニ迦候而ハ、公儀之間、不心懸ニも可相成候、来年ハ又々長崎御番可被仰付と存候、さ候へハ、旁以、霽樓船右之通ニ誘置候ハてハ之儀候条、何之道ニも、十組之』分者早々用意尤候、

一松平右衛門佐方、先月長崎ニ罷越候様子、成富正左衛門尉長崎へ遣、(無田出之)承合候趣、書立三つ被指越、見届候、

一馬場三郎左衛門殿内藤儀太夫・各務茂左衛門尉、山崎権八殿内吉井佐五右衛門尉・飯田源右衛門尉へ、今度音信可申と存、進物之儀、役者共より申遣候条、其通ニ相調、長崎へ遣可被申候、我等方、以書状、

可申候へ共、さ候ハ、結句、請被申間敷と存、無其儀候、生阿弥、九郎兵衛尉迄遣、持参候様ニ可然候はんかと存候、其元にて可被相計候、先様、美作よりと候て、折々国肴餅米などの類、音信被申可然候、

一松平(定行)隠岐守殿長崎御見廻之儀、爰元ニ而井上筑後殿へ承合候処、隠岐守殿 御暇ニ而御帰国之刻も、左様之筈ニ而ハ』無之由候、若南蛮船長崎へ御訴訟ニ参候ハ、様子ニより御越之儀も可有之由候、自然御

越之儀も候ハ、前かと長崎へ可相知候条、無油断承合、最前如申遣候、下ノ関迄使者差出、船以下其外御用之儀共、被仰付候様ニと、可相達候、大廻ニ而御越候ハ、長崎へ若狭・美作・豊前間ニ兩人罷出、

御用之儀共被仰付候様ニと、我等方申遣候由、家老迄可被申達候、我等領分御通ニ候ハ、夫・小荷駄・船以下、無迦様ニ御馳走可被申事、

不及申候、

一 小嶋九郎兵衛尉令到着候、(諫早茂敬室鍋島氏)豊前内儀煩、漸々能候由承、満足申事候、土用之内、気色無相替儀候哉と、無心元存候、もはや土用も明候条、

弥本復可申と存候、気色打続能候ハ、作安事ハ、(正保二年)当暮此地可召寄候、かなたこなたと』辛勞申候条、先以早々指上せ被申、京都ニ而甘候様ニ可被申付候、(実忠)玄智菓殊外相当候由承候、先様其元へ召置候ニ幸と存、満足申事候、

一 爰元無相替儀、我等事、今程気色すきと能候而、切々登 城申事候条、心安可被存候、其元無別条通、目出度存候、何も重而可申遣候、謹言、

六月廿日

信濃守

勝茂(鍋島)(黒印)

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉(飛)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰は在国。山崎正信が長崎奉行に任命されるのは寛永十九年十月以降であるので、上限は寛永二十年。諫早茂敬室の勝茂娘亀が歿するのは正保二年十月なので、下限は正保二年。この間で、勝茂が六月に在江戸なのは寛永二十年と正保二年。六月二十五日(正保二年)付の二三四号では、「先書ニも如申遣」として、亀の病状が好転した場合、

作庵を江戸へ向かわせるように命じており、先書とは本書状のことを指すと思われる。また、霽楼船の件も共通している。したがって、本状は、正保二年に比定できる。

信濃守

勝茂(鍋島) (花押)

(寛永十六年)
壬霜月廿七日

多久美作殿(茂辰)

諸岡彦右衛門尉(茂之)

一三六 鍋島勝茂書状 (折紙)

態申遣候、

一 於東作事之差図候而、好み之様子、其外之儀も、丹宗寛右衛門尉へ申含差下候、来年我等下着前二、何とそ出来候様ニ可被申付候、今於東二有之家など直し候而作候分ニ差図候条、余之造佐(作、下同シ)ハ入間敷と存候、万一過分ニ造佐入事候ハ、相扣可申候、廿貫目計入候ハ、如右之作事、可被申付候、先様ハ於東かちニ可有之と存申事候、

一家立候而方ハ、直し之儀不罷成候条、今家ときのけ候所のおくの庭ニ、

此中方有之大きななる石其外、於東之屋敷ニ有之大きな庭石之分、』堪忍所と居之間との間ニ引入候而、召置可被申候、屋敷外ニも相尋、能石於有之者、同所ニ直し置可被申候、我等罷下候而より庭を作らせ可申と存、申事候、

一 居之間のやね、ふるひ候ハんと存候条、深敷造佐も入候ハすハ、ふき直させ可被申候、但過分之造佐ニ候ハ、やね修理被申付可然候、何も此覚右衛門尉ニ申聞せ候条、不能具候、謹言、

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰等は在国。年次は、閏十一月であることから、寛永十六年（その前後の閏十一月は、慶長六年と元文二年）に比定できる。同年閏十一月には、勝茂は翌年に帰国する予定であったことがうかがえる。

一三七 鍋島勝茂書状 (折紙)

猶以、当年長崎表御番被仰付候儀、はや国元へ申遣候由、御老中へ申上候条、万事其元油断被申間敷候、已上、

急度啓候、昨日も如申遣候、我等儀、阿部対馬守殿(重光) 御上使二而、一昨日首尾能被下 御暇、御呉服銀子拝領申、忝仕合ニ候、就其、為御礼、昨日登 城申候処、御前近ク被為召、御懇之 上意二而、御召之御馬被為拝領、重々忝儀、可有推察候、

一 当年長崎表御番被 仰付候故、早々 御暇被下之由、被仰渡候、就其、

御老中へ得御意、可罷下儀共候て、今朝井上筑後殿同道候て、御老中

へ参、とくと御内意承候、筑後殿儀、今年ハ長崎無御下、上方へ御用

ニ付而御越ニ候、然ながら、』かれうた船相見え候ハ、上方方則可有

御下之由候、柘植平右衛門殿も御暇出次第、頓而長崎御下之由候、

一我等儀早々可罷下と存候へ共、乗舟之儀、大坂へいまた着申間敷と存、

其段も御尋申候処、筑後殿御申候ハ、長崎表異国船来着之刻之儀、去

年安芸守へとくと被仰聞候、それニ相替儀無之候条、其段国元へ申越

候ハ、爰元ニ而船待付候而も不苦由、御老中被仰候付而、来月四日

ニ打立可申と存候、当年長崎表之御番被仰付候通、昨日はや国元へ申

遣候由申候キ、

一異国船来着時分と申、深堀之儀肝要ニ候間、安芸守』事、深堀へ急度

罷越、去年之仕組ニ候て可然候、何も頓而、面を以、可申達候、謹言、

信濃守

三月廿八日

勝茂 (花押)

鍋嶋若狭殿

多久美作殿

諫早豊前殿

鍋嶋安芸殿

諸岡彦右衛門尉

進之候』

【解説】

鍋嶋勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰等は

在国。柘植正時は、寛永十九年十二月九日歿なので、下限は寛永十

九年。正時の長崎行きは長崎奉行としてのものと考えられるので、

任命が寛永十七年六月であることからすると上限は寛永十八年。こ

のうち勝茂が三月二十八日に在江戸で、かつ帰国の賜暇が行われて

いるのは寛永十九年のみ。帰国後の長崎番役についての指示を出し

ているので、その内容からも、最初の長崎番役を命じられた直後で

あることが確認できる。

一三八 鍋嶋勝茂書状 (折紙)

猶以、山崎権八殿へ書状遣候条、早々進入可被申候、已上、

一書申遣候、

一我等儀、内々之用所付而、于今爰元逗留申儀候、長崎御番被 仰付候

条、便と滞留候儀、如何と存、早々可罷上之通、御老中へ得御意候処、

不苦儀候条、今少見合、罷上候様ニと有之故、逗留申儀候、頓而埒明

可申躰候条、心安可被存候、打立日限相究候ハ、先立可申遣候、五

三日中ニ可罷上候間、其心得尤候、

一先書ニ如申遣候、去年、右衛門佐方長崎御番人数并鉄炮数・船数之儀、

(黒田忠之)

山崎権八殿へ承合せ、如其人数・鉄炮・船数、早々深堀へ相越可然候、

此程申付候飛脚、若遲着之』儀も候てハと存、重而申遣候、

(輪島徳彦)

一甲斐守儀、直ニ長崎深堀為見廻、罷越候様ニと、於此地申付候間、定

而其通ニ而候ハんと存候、然者、甲斐守長崎より罷歸候て方、若我等

下着十二三日程も延引候ハ、又々甲斐守長崎深堀へ見廻申、可然存

候、さ候へハ、我等無着前ニ、甲斐守両度見舞候筈ニ而候、長崎方爰

元へ御注進も可有之儀候間、申遣事候、此段甲斐守へも、今度以書状

申聞せ候、其心得可被申候、

一我等長崎へ見廻候度ことに、諫早ニ泊り候へハ、番彼是事六借、豊前造

(高来郡)

(諫早郡)

作ニ而も候之条、先様者、依躰矢上へも泊り候様ニと存候、長崎方帰

(後村郡)

候刻も、日半ニ罷立候ハ、矢上ニ』泊り候ハんと存候条、矢上居所

立直シ可申候、上使衆御通り之ためにも候之間、申事候、先様者、

切々長崎へ見廻可申と存候故、先立申遣儀候、

一矢上はいり所座十畳敷一間、沓間とこ付、次之間十二畳敷、沓間半と

こ并沓間縁、見合次第二付、あかり能様ニ、天井張付ニ可然候、はり

付天井ハ鼠くひやふり候間、下地を念を入可被申付候、

一台所もせはく、むさく候間、見合ひろめ可被申候、すまひハ好も無之

候間、追付普請可被申付候、若当分竹木無之候ハ、右之用意候て召

置可然候、我等下着候而方成共可申付候、願者下り前ニ取懸候様ニ有

度候、矢上』今度之作事造作、彦右衛門尉手前より申付可然候、何も

(諸岡茂之)

重而可申遣候、謹言、

信濃守

(正保三年)

卯月廿八日

(輪島)
勝茂(黒印)

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰・茂之は在国。長崎警備に関する内容であるが、長崎奉行山崎正信の着任は寛永十九年十月であるので、年次の上限は同二十年となる。また、茂之は正保三年九月に、茂辰は同年十一月に罷免されるので下限は同年になる。第一条に「五三日中ニ可罷上候間」とあり、江戸に滞在中の勝茂は、五月初め頃に帰国の途に就く予定と伝えているが、上述の年次の範囲内で五月に帰国したのは正保三年のみであり、年次は同年に比定される。正保三年に比定される五月五日付茂辰・茂之宛勝茂書状(四二二号)に「一昨三日之晩、江戸打立」とあるのは、五月三日に江戸を出立したことを示している。但し、やはり正保三年に比定される五月三日付の茂辰・茂之宛および

鍋島茂綱等宛の勝茂書状(三四五号・一四一号)では江戸に居り、四二二号と食い違うが、三四五号を出したあと、同日中に急遽出立となったと考えられる。なお、本書状第二条に、「去年」黒田忠之方の長崎警備の人数等について長崎奉行に問い合わせたとあるが、正保二年に比定される八月二十一日付の多久茂辰等宛勝茂書状(一三六号)にこのことが述べられており、本書状が正保三年であることが裏付ける。また、同月日付の茂辰・茂之宛勝茂書状(三四四号)があるが、本書状第二条に関わる内容であり、一連のものといえる。

一三九 鍋島勝茂書状(折紙)

一書申遣候、

一 今月十一日、川口茂右衛門尉殿(宗重) 御上使二而、御鷹之鶴拝領申、忝仕合候、未無拝領衆も有之儀候、然者、今度上屋敷作事仕候付而、祝儀之為振舞、去廿一日朝、酒井河内守殿・松平伊豆守殿(信濃)を初申、各申請、御心静ニ被成御座、天气迄能、無残所仕合ニ候て、大慶之程推量可被申候、

一 領中并隣端之衆、絵図之儀、清書者、爰元にて書立候ハてハ相澄間敷之由、井上筑後殿御申候条、絵図下書相澄次第、池野三郎右衛門尉(家秀)・西牟田清兵衛尉、絵書之者召連、早々差上せ可被申候、尤隣端衆へも

此由申候而、急度相調、被差出候様ニ相談尤候、

一 長崎末次平蔵御代官所(茂貞) 絵図之儀、先日も如申遣候、馬場三郎左衛門尉殿・山崎権八殿御指図次第書立、領分絵図同前ニ、三郎右衛門尉・清兵衛尉持参申可然候、

一 我等事、今年者切々煩構敷候付而、作安儀(生島)、おかめ気色能分ニ候て、其元へ作安罷居候ハても不苦候ハ、被指上候様にと申遣候付而、上せ可申と、其段作安へ被申聞候之處、又々おかめ気色連々差発、しかと無之故、作安罷居候ハてハ之由、長寿院より御申候付而、留置被申之由、尤存候、於然者、作安儀、乍苦勞、先以其元へ召置被申可然候、作安へも此由被申聞、おかめ養生之儀、弥念を入候様ニ可被申候、

一 諫早左衛門尉縁辺之儀(茂貞)、山城守娘ニ相澄度由、此中長寿院より被仰越候条、其元にて御談合候て、被相澄候様ニと申遣候処、山城守申候趣承届候、乍然、豊前(諫早茂敬)内儀、今程相煩候付而、左衛門尉縁辺早々相澄度由申候故、豊前より飛脚を以申越尤存、我等女共へも談合候て、右縁辺今度相澄、山城守へも其段申遣儀候、其心得可被申候、何も重而可申遣候、謹言、

信濃守

十月廿五日

多久美作殿(茂辰)
進之候

勝茂(鍋島) (黒印)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。

第一条に、今月（十月）十一日に「御鷹之鶴」を拝領したとあるが、

これは正保二年のことであり（「徳川実紀」正保二年十月十一日条）、

これによって本書状の年次は同年に比定される。また、第二・三条

に国絵図のことが述べられているが、幕府は正保元年十二月に国絵

図作成を命じているので、本書状の年次は同二年以降であることを

示しており、正保二年に比定される八月二十一日付多久茂辰等宛勝

茂書状（一三六号）にも「領分之絵図」作成を命じた旨がみえ、こ

の点からも本書状の年次は同年といえる。さらに第四条に、諫早茂

敬室で勝茂女おかめの病氣療養のことが述べられているが、おかめ

は正保二年十月十八日に歿した。勝茂は、おかめの死去を同月二十

三日付の国許からの書状で知ったことを、霜月十七日付茂辰宛書状

で述べており（一二〇号）、このことも本書状の年次が正保二年であ

ることを裏付けるものとなる。

二四〇 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、惣而印子百計ハ調置度候条、当夏、長崎へ印子参候ハ、当

年借銀返弁申候外ニ、我等罷上候て方色々取集候銀子など、自然於

有之ハ、印子十にても十五にても、調候様ニ可被申付候、左様成銀

於無之ハ無用ニ候、今度上方にて相求候上々ノ印子、一つニ付而老

貫六百五十目宛にて候、為存候、已上、

一書申遣候、

一我等儀、一昨日天満令着、昨日五日西七条着申候、腹中、船中ニ而弥

すきと能候付而、菓なども用不申躰候条、心安可被存候、

一右之段、（多久茂辰至鍋島氏）長州あね御方・其方内儀・若狭内外・豊前所内外・天林・久

室・長寿院御方・伯耆・采女内外・影庵父子・安芸、（諫早茂敬室至鍋島氏）其外へも被申候

て可然候、手前取紛候付而、銘々以状不申候、我等儀、今明日間（京都）二爰元

打立可申と存候、四国・中国衆、未』多ハ江戸へ不被罷通候、細川越中（忠利）

殿・京極丹後殿・寺沢兵庫・立花左近迄、（高広）参上被申候由候、

一当夏長崎ニ而用物代銀、其方如存、五拾貫目ニ定置候、内三十五貫目

ハ、印子参候ハ、相調、其外にてハ色々求候様ニと申置候、然処、京

都ニ而、上々ノ印子、直段も能候を尋出候付而、三十五貫目分、先以

納戸銀子方取替、相調候条、右長崎買物代五十貫目之内三十五貫目之

儀、（下村利元）急度嶋八郎右衛門尉迄可被相越候、相残十五貫目にて、』長崎ニ而

細物相調候様ニと、亀川勝右衛門尉へ可被申付候、何も江戸より可申

遣候、恐々謹言、

信濃守

寛永十四年
壬三月六日

勝茂(鍋島)
(黒印)

美作殿
(多久茂辰)

諸岡彦右衛門尉
(茂之)

まいる

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は、参勤の途次で京都に滞在している。茂辰・茂之は在国。茂辰・茂之は、ともに寛永十二年六月に藩政に関わることを命じられており、年次の上限は同十三年となる。茂之は正保三年九月に、茂辰は同年十一月に罷免されるので下限は同年となるが、この間で閏三月があるのは寛永十四年となる。

二四二 鍋島勝茂書状(折紙)

已上、

八月廿日出雲監物・中野兵右衛門尉迄之書状、令披見候、
(鍋島茂通) (政利)

一北嶋外記此地罷上度内存之趣、先日其方より被申越候付而、来年我等
(曾虎)
帰国迄者相扣候様ニと申遣候、其段、中野又右衛門尉を以、被申聞候
(正守)

へ共、其上にても罷上由申候故、重而池野三郎右衛門尉相副、我等より其方へ之任書面、相扣候様ニと色々被申聞候へ共、不致承引付而、何も相談之上、其方へ、以手頭、鍋嶋舎人・中野内匠・大木兵部・中野又右衛門尉右四人を以、差留候趣、懇ニ承届候、然者右之上にても合点不申、とかく』可罷上内存之由、得其意候、右之通二段々被申聞候上者、可仕様無之候条、外記心次第ニ可罷上と存候、

一公儀へ差上候隼鷹師之儀、長門へ申遣候付而、安芸・兵部談合被申候
(多久茂辰) (鍋島茂通) (大木)

へ共、別ニ能鷹師無之付而、八谷孫左衛門尉二番目之子六右衛門尉ならてハ無之段、被申越候、一段幸之儀候条、右六右衛門尉急度可被差上候、長門所へも右之段申遣儀候、

一家中もやい之儀、余国並ニ被申付可然通、監物・兵右衛門尉より申遣候付而、寛十三暮方去年迄、もやい不申付様子被申越、承届候、然者、当暮之儀者、もやいか又普請方か、少ニ而も便ニ相成候様ニ、家中へも其談合』可仕と、彦右衛門尉へ内談被申、其方所へ頭々何も相集り相談之上、家中不残、銀壱部半之もやい差出候分ニ被相定候之由、得其意候、猶も出銀など差出、我等便ニも相成候様ニと被存候へ共、家中可及迷惑儀も多々可有之候、然時者、結句我等為ニ相成間敷と被存之通、尤ニ存候、右もやい壱部半さへ如何ニ候へ共、其方如存、我等手前不相続、何とも不及了簡候付而、其地相談ニ相任候、当暮もやいの仕分、諸岡彦右衛門尉より監物・兵右衛門尉へ相越候書立、懇ニ見

届、一段可然存候、

一筑後水間六弥太が甥かいとこか、三根郡辺ニ罷有候通聞付候条、此地へ召寄せ、』稽古をも可為仕と存、申遣候付而、其地にて相究候処、今程対馬領ニ罷有候源右衛門尉と申者之儀ニ而候通、細碎被申越、得其意候、もはや無入用候間、不及心遣候、謹言、

信濃守

九月九日

勝茂(鍋島) (黒印)

多久美作殿(茂辰)

進之候

【解説】

鍋島勝茂から多久茂辰宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。北島外記智虎は茂辰三男周虎の養父で、天草・島原一揆(島原の乱)における恩賞に不満があり、江戸にいる勝茂に自らの言い分を訴えようとしていた(四六六号、七月十三日付、寛永十六年)。四六六号文中に「来夏ハ可罷下候」とあり、本文中の「来年我等帰国迄者」と共通する。よつて、年次は寛永十六年に比定できる。なお、「筑後水間六弥太が甥かいとこ」については、三五三号にも見える。

二四二 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、公儀料銀之儀、江戸へ罷居候者一人、我等傍ニ罷有、上下申候者、其方へ為内談、一人宛存候へてハと存候付而、勝屋勘右衛門(茂)・関将監(清長)・鹿江茂左衛門へ、右銀之員数申聞せ候間、可被得其意候、将監・茂左衛門間ニ一人知らせ可申と存候へ共、当病などの時之為ニ、兩人へ申聞せ召置候、其心得尤ニ候、已上、一書申遣候、

一於保作右衛門尉にて申遣候手頭之点合、并作右衛門尉口上之手頭、とくと承届、何も可然存候条、弥其方合点之通ニ、諸事相調尤ニ候、別条無之候付而、又々不能書載候、

一蔵役之儀、先様ハ一人ニ而も可然候ハん哉之由、先日申遣候付而、其通ニも可然存候通申越、承届候、此段ハ、来年我等罷下候て、談合可申候間、其心得尤候、

一家中借銀返弁ニ付而、居形仕直之儀、被申付候』様子、無緩様ニと、(申代當親)対馬并馬廻之大与頭、其外八与之大与頭へも可申遣之由、尤ニ存候、就其、今度銘々状を以申遣候条、可被得其意候、

一(商氏力)関千左衛門尉・石井右衛門佐手前ニ有之、公儀料銀一職、其方へ引渡候様ニ、今度右兩人へ申遣候間、可被得其意候、先日も如申遣候、右銀之員数一見之上、其方一人之外、弥誰人へも無口外、尤何ほと候と有都合之儀も、人不存候様ニ心遣肝要ニ候、右役之儀、先様も千左衛

門尉・右衛門佐へ被申付可然候、』

一右之通ニ其方へ引渡候上ハ、先様、右銀出方之儀、其方筈にて差出候様ニと、今度千左衛門尉・右衛門佐へ申遣候、

一右 公儀料銀、自然之儀有之刻、国家之為ニ数年心遣候て、漸々ニ少宛集召置たる儀候条、無遠慮差出候ハ、俄之時、可及迷惑と存候、当年方其方へ相任せ候条、仕配之様子ニより、二三年之内にて増減可相知と存候、先年大坂御陣之刻、銀子無之、及迷惑候付而、刀脇差なと、かなたこなたニ質ニ置、借銀可申之由候つれ共、』ケ様之刻ハ、かし手なく、はたと行当、何とも可仕様無之候儀、召仕候者共、存たる事ニ候条、能々其心得可申候、

一自然之時、我等江戸へ居合候刻ハ、其元へ有之銀子、俄ニハ遠路無心元時分ニ候条、差上せ候儀も難成儀候、其上、爰元六ヶ所之屋敷詰居候男女兵糧其外之向ニ、江戸へも少々銀子有之儀候、此段書付遣候ても、落ちる物ニ候条、今度ハ不遣候、来年四月ニハ我等罷下儀候間、其節、以面可申候、

一蔵入之儀、我等存候て万事申付、算用迄も承候ハ、』家中之者何かと可申儀も可有之と令察、先年蔵入一職、親類中へ相渡、公儀私其外諸算用を可被相調由申、差渡候へ共、無其甲斐、算用などの儀も人任せニ候て被置候故、出入有之候而、于今不相澄事ニ候、其後、石井修理江戸へ罷越候刻、公儀料之蔵入相渡候ハ、御普請之刻、其外諸事相

調、借銀も漸々ニ払可申候由、親類中ハ被申越候付而、幸ニ存、又々蔵入相渡候処ニ、結句算用方などニ出入有之而、借銀少も子分払なども無之候つ、』其まゝにて召置候ハ、諸事難調、出入なども可有之躰ニ見及候付而、又修理・兵部(大木統道)へ申付候つる、跡々之躰、右之分ニ候条、今度其方へ引渡候間、万事仕配之心持可入候、

一松平主殿蔵入、漸三千石有之付而、お長賄其外万事之入具として、主殿所方凡四つ成之知行千石可相渡由候、此上之儀ハ、家中多候故、不罷成通、板倉内膳殿(重昌)・吉良上野殿(兼房)方、朝比奈左近殿使にて理り被申候、さも候へハ、お長傍之者知行切米同飯米、并』お長台所賄一職、召仕候女子共切扶之類、何とよしめ候ても、右千石ニ而ハ中々調難成積ニ付而、凡銀廿弍貫九百六十六匁、此方方毎年差出分ニ候条、右之員数、十二ヶ月之割ニ相加、可被申付候、恐々謹言、

九月廿日

信濃守

勝茂(綱島)
(花押)

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。

関尚氏・石井右衛門佐兩名は御蔵方役者であり、一五八号(寛永十

四年または十五年と比定^(正徳)にて関が土肥喜右衛門と交代している。文中の「公儀料銀一職、其方へ引渡候様ニ」より、茂辰が国許での「仕配」を命じられていることが分かる。茂辰の「国元諸事仕配」は寛永十二年であり、「鍋島勝茂惣仕置書立」^(多久茂)「多久家書物御什物方指出五」^(佐古一〇／三八一頁)、同十二年九月二十日時点で於保作右衛門尉が江戸にいる^(一四四号)ことから、本状の年次は寛永十二年と推測される。

二四三 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、兼松弥五左衛門尉殿、為^(正徳) 御上使、今日爰元御立候、其刻、美作所へ^(多久茂) 弥五左衛門尉殿ニ而書状遣候、如何、相届候哉、領中夫・小荷駄、寺井方之船、手つかへ無之様ニ可被申付候、かれうた船、自然深堀へ着津候者、仰渡ニ無相違様ニ緩有間敷候、前を以、其覚悟肝要ニ候、已上、

一書申遣候、仍、今昼、御用候間、登^(信濃) 城可申由、松平伊豆守殿方被仰聞候付而、細越中殿・^(細川忠利) 松右衛門佐殿・有玄・^(有馬豊氏) 立花了斎同前ニ 御城罷出候処、御年寄中被^(寛永) 仰渡候へ、かれうた船着岸之儀、自今以後御停止之旨、太田備中殿ニ而被仰遣候条、定而可被申渡候、然者、当年何之浦ニ而も着岸之かれうた船、自然慮外之働をいたし、鉄炮など打懸候者、其

領主と』^(信)として、長崎 御上使并高力撰津守殿へ請御意、隣且之衆申合、可及其成敗候、何之浦ニ而も、商売一篇ニかれうた船着津候者、其所ニ掛置、其段長崎 御上使へ申届、尤此御地へも御注進可仕由候、右之通之 仰渡ニ付而、我等存候へ、手前領中ニハ、深堀ならてハかれうた船着津可申在所無之候条、彼地へ当九十月時分迄、弥慥成者を付置、若かれうた着岸候者、早速長崎 御上使へ申届、其上ニ而御差図次第、船之儀長崎へ可送遣候、若其所ニ而違乱を申儀於有之者、其段長崎へ』申窺、御下知次第ニ緩有間敷候、今度之 仰渡之趣も、先日申遣候 仰渡ニ大抵相違無之候、自然難仕儀共候者、何時も長崎 御上使、高力撰津守殿へも御尋申、如何やうニも御指南次第、可被申付候、右之段、以使者も可申遣候へ共、別条無之、其上遲着可申と存、以早飛脚、申遣候、謹言、

八月九日

信濃守 勝茂(花押)

鍋嶋若狭殿

多久美作殿

諫早豊前殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰等は

在国。花押型は寛永十六年以降多く見られる。

寛永十六年七月四日、江戸城にて老中より諸大名にポルトガル船来航禁止が伝達され、太田資宗が長崎に派遣された。(二五五号・

「徳川実紀」寛永十六年七月四日条)。「徳川実紀」同年八月九日

条によると、細川・黒田・有馬・立花・鍋島の九州諸大名に対して、

「蛮船の法令」発令について、目付兼松正直を長崎に派遣する旨が

告げられた。本書状は、この時の老中からの「仰渡」を国許の家臣

に伝えたものである。『細』二五／忠利五四三二・五四三二・五四

三三号は同日付であり、「かれうた船」が領内に現れた時は、江戸

や長崎に注進すべき旨を伝えている。なお、二五〇号(六月晦日

付)・二五五(七月五日付)・二二六号(九月九日付)には、太田

資宗が佐賀藩領内を通行する際に留意することが記されている。

二四四 鍋島勝茂覚書(折紙)

覚

一来年 御上洛有之由、去方より内意候、多分可為必定様子ニ候条、其

心得尤ニ候、隠密ニ承たる儀ニ候条、誰へも噂不仕、兩人迄心持ニ可

然候事、

一馬廻之儀、(神代常巻)伯耆守断申候ニ付而、(鍋島直正)山城ニ可申付通、上り候砌申渡候、

然者、鹿江茂左衛門尉、山城ニ相付候へ共、当分者此地ニ而用所共候

条、不差下候、就其、馬廻之者共用所等承、其外万事馬廻之儀、手つ

かへさる様ニと存、(正)『葉理左衛門尉差下候条、中野又右衛門尉、此兩人

当時山城へ付、副分をも申付候様ニ可被申付候、理左衛門尉へハ此地

ニ而申渡候、我等罷下候者、茂左衛門尉儀在国ニ可申付候条、可被得

其意候、

一借銀、去年より無手付候条、当暮借銀返弁之員数、以校量返納可然候

事、

一先日、(政利)中野兵右衛門尉より申遣候我等小遣料銀五拾貫目之儀、爰許事

闕候条、早々可差上候、右五十貫目之外ニ仕出銀なと於有之者、廿貫

目ニ而も卅貫目ニ而も、右同前ニ可差上候、さ候ハ、五十貫目ハ大

坂ニ而小判ニなし、其外』二三十貫目之儀者、銀子ニ而可差上候事、

一爰許為見廻、家中之者上下ニよらず罷上儀、堅法度ニ可被申付候事、

一相字書付、封シメニ我等印判をつき遣候、先様隠密之儀有之刻ハ、右

相字を書可遣候、其許よりも如其ニ可然候、尤、差立たる隠密之儀計

ニ書載被申、むさと書被申間敷候事、

一伯耆守断申候ニ付而、馬廻頭人差免候、就其、用所等承候儀、遠慮申

儀も可有之候条、さ様ニ無之様ニ、談合日ニも罷出、何事も此中ニ不

相替様ニ覚悟可然通、念を入伯耆守へ可被申聞候、』

一鶉野八兵衛を以被申越候趣之類ハ、此中も如申候、(多久茂辰)美作・若狭・豊前三(鍋島勝茂)

人之連判ニ而、先様可被申越候、為心得申遣候、今度者判紙相副被差越候付而、爰元仕能、尤之心遣と存候事、

一彦右衛門尉連判仕候心遣之儀、是又尤ニ存候、先様も事ニより彦右衛門尉加判仕、可然候事、

一成富藏人・満野三右衛門尉、此兩人先様横目ニ申付候条、其段可被申渡候、尤、此中之横目同前ニ、誓紙可被申付候、誓紙之案文ハ、在国之横目手前ニ』可有之候間、如其ニ可然候、

右十ヶ條之手頭見届、得其意候迄を可被申越候、銘々点合候へハ、落散候時不可然事ニ候条、申儀ニ候、已上、

七月廿三日

信守(黒印)

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた覚書。勝茂は在江戸、茂辰・茂之は在国。宛所の両名は、寛永十二年六月に同時に藩政に関わることを命じられており、年次の上限は同年となる。一方、四ヶ条目に登場する中野正利は、寛永十七年二月の時点では「数馬佐」に改名しているので、下限は同十六年となる。そして、この覚書と同月日付で、寛永十五年に比定される茂辰宛勝茂書状(三三八号)

がある。同年、勝茂は天草・島原一揆(島原の乱)での軍令違反により逼塞中であり、この書状は逼塞中の対処について茂辰に指示したものであるが、同じ日付で勝茂は、茂辰・茂之に対し覚書として施策上の指示を与えたものと考えられる。とすれば、この覚書の年次は寛永十五年と推測される。因みに、冒頭に「来年 御上洛有之由」とあるが、同十六年乃至は同十二〜十六年の間に將軍または大御所の上洛はなく、「御上洛」情報は誤報であった(佐藤孝之二〇一九年)。

二四五 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、作安儀、早々其地相立、海上遅々無之様ニと船なども被申付候由、可然存候、豊前内儀煩、弥能候哉、作安儀罷上候条、定而本復申候而之事にて候ハんと、満足申儀候、已上、

卯月廿五日中野数馬・出雲監物迄之書状、令披見候、我等煩、無心元被存、態飛脚被相越、念入候儀、別而大慶存候、先書ニも如申遣候、気色弥すきと本復候而、切々登 城申儀候条、心安可被存候、随而紀伊守・刑部太輔、今月十三日首尾能被下 御暇、』忝仕合ニ候、仕廻次第、頓而可罷下候、甲斐守儀、当年者相詰、来年、我等同前ニ被下 御暇候様ニ有度通、御老中迄申上、逗留申儀候、何も重而可申遣候、謹言、

五月十五日

多久美作殿

進之候

信濃守

勝茂(黒印)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰は在国。中野政利が「数馬」の表記なので上限は寛永十七年。豊前内儀が歿する前なので下限は正保二年。この間で、鍋島元茂の江戸からの帰国の年(寛永十八年・寛永二十年・正保二年)を確認すると、寛永十八年については、一八一号(六月十一日付)で、甲斐守が婚姻して、紀伊守・甲斐守ともに賜暇とあるので、本書状と合わない。寛永二十年については、この年の他の書状(二九四号・三三一号・三三六号・四七〇号)に、勝茂の病気についての記述がない。正保二年については、四月四日付の一七三号に勝茂の参勤途上からの病状が記してある。かつ医者作庵についても一〇九号に見える正保二年の動きと一致する。したがって、本状は、一七三号と同時期のものであり、正保二年に比定することができる。

二四六 鍋島勝茂書状(折紙)

已上、

先書申入候やうニ、今度御普請過分之儀ニ候処ニ、早々相済、満足申事候、此中、田原彦右衛門尉別而辛勞申候、次ニ為御音信、鶏八つ送給候、遠路御懇志忝存候、仍而我等儀、被下』御暇候条、早々可罷下と存候ニ、御大方様御煩ニ付而、各御控候間、先以逗留申事候、乍去、やかて可罷下候間、いづれも其節、以面談、可申承候条、書中不具候、恐々謹言、

信濃守

勝茂(花押)

八月十六日

龍与兵衛殿
人々御中

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂は以下に述べるように伏見におり、安順は在国である。龍与兵衛の表記により、年次の下限は慶長十二年である。慶長十二年以前に龍造寺・鍋島政権が参加した普請では、慶長七年の伏見普請か、慶長十一年の江戸普請のどちらかである可能性が高い。

「舜旧記」(『史料纂集』)によると、徳川家康生母水野氏は慶長七年八月二十八日、伏見城中で歿している。「中臣祐範記」(同

上)によると、慶長七年七月二十五日、家康母不例につき祈祷の回文の記事がある。さらに「義演准后日記」(同上)によると、八月四日にも祈祷が行われている。本書状の「御大方様御煩」はこのことを指すと考えられるので、普請は慶長七年の伏見普請である。花押型は、伏見普請のことを記していると推測できる坊所一七二号(佐古一一)と同型である。

二四七 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、其元御普請、(其之)□外之様子、被仰越、得其意候、

先月廿二日之細書、昨十二参着、披見、得其意候、

一 將軍様駿府御成之儀篇相替、今月十一日より御出座之由候や、諸大名(備考也)

御礼之儀者、弥当年相延申之由、得其意候、其二付て、我等儀者自余

二 相替申候段、圓光寺へ御談合候之処二、長老御存分にて御用捨之由、(兩筆元信)

尤二候、頓而菊之為御祝儀、使者可差上候条、其節、本上州御父子へ(本多正信・正純)

去年以来之御礼延引之様子、又今度御法度二付て不致参府之通、可申

展候、

一 多しりへ蔵立置、此中勝手二候や、いよ／＼今之分ニかくこ候て、置

可被申候、』已来之儀者、差上可申も、此方かつて次第たるへきと存候、

町うら二浅紀州・羽三左殿など作事候哉、得其意候、さ様之儀者、後(浅野幸長)
(池田輝政)

日をの／＼聞合候て可申付候、

一 其元御普請、今程は(抄)可参よし承、別而珍重二候、此中下々念性を入、殊貴所無御由断二付て、今度之御普請目出度相調、爰元之大慶、可有推察候、早々御下向、待申候、恐々謹言、

信濃守

七月十二日

多長門殿

御宿所

勝茂(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂は在国、安順は以下に述べるように駿府にいる。年次の上限は、長門の表記により慶長十三年。下限は閑室元佶の歿年月より慶長十六年である。本書状の普請は、この間に安順が参加し、「江尻」の地名が見えることから、慶長十三年の駿府普請である(「水江事略」、佐近八一／六七七・六七八頁)。安順は、慶長十三年正月に駿府に赴いた(二五七号)。これらのことから年次は慶長十三年。安順の居所は駿府である。なお「当代記」によると、徳川秀忠は、慶長十三年八月十日江戸発駕、同十八日駿府着である。花押は二五七号(慶長十三年)と同型である。

二四八 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、武具修理之儀、讚岐守殿・伊豆守殿・豊後守殿へ得御意候処（酒井忠勝）（松平信綱）（阿部忠秋）

二、早々修理可仕由、御懇ニ被仰候、為存候、将又、武具修理之儀、

越中殿・有玄番へも聞合候処、今度上国之刻、蔵入役并家中之武具（細川忠利）（有馬豊氏）

漸々修理仕候様ニと申付、罷上りたる由、返事ニ候、是又為存候、

已上、

卯月廿五日之書状并西村戸右衛門尉にて五月十一日之書状到着、令披見候、

一似せ銀取遣候者頭然ニ付而、被相究候様子、細々書付口上之趣、一々

承届候、科人共申分之書立、是又銘々見届候、大勢之儀候故、とくと

吟味候而、咎之依軽重、成敗之段々、別紙ニ書分遣候条、此通りニ可

被申付候、過代ニ相究候者之儀、跡々も緩ニ有之由承候、為見懲候条、

人手間其外何色にても急度相澄候様ニ、稠敷可被申付候、

一武具修理之儀、御年寄中へ得御意候処、為御奉公候条、尤之心遣ニ候、

漸々ニ可相調由、被仰聞候、右之通ニ候へとも、無調法ニ仕候ハ、

批判も如何ニ候間、目ニ不立様ニ、漸々調候様ニ可被申付候、武具好

此中之ニ相替候条、此段ハ頓而委細可申遣候、先以、為心得申遣候、

玉葉之儀、鹿江茂左衛門尉より可申越候、

一先日申遣候諸郡人改之儀、弥無緩様、可被申付候、此返事、無油断可承候、

一家中馬究之儀、先日山城守方申越候、弥馬屋究ニ候て可然候、此由山

城へも可被申聞候、さ候て、相究候様子、無失念、申越候様ニ可然候、

一蔵入此中之万遣方算用』之儀、先日美作・彦右衛門尉へ如申遣候、去

年之遣方并其跡之算用、早々相究、帳面可被相越事、遅々有間敷候、

一豊後為御目付替、駒杵根長次殿・津田平左衛門尉、近日此地御立御

下候間、豊後御着之儀被承合、隣国之儀候条、相応之御用等、可被仰

付由、其方として、以飛札、被申入、国看已下御音信被申、可然候、

何も西村戸右衛門尉可申候、謹言、

信濃守

六月十二日（寛永十六年） 勝茂（花押）（鍋島）

鍋島若狭殿（茂綱）

多久美作殿

諫早豊前殿（茂敬）

進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。年次は、駒木根政次と津田正重が豊後府内目付に任命されて

いることから寛永十六年(六月一日任命、「徳川実紀」同日条)。二
五一号の五月十五日(寛永十六年)鍋島勝茂覚書に見える武具の修
理についての記事は本号に関連し、同文書に「我等並之衆承合」と
あるのが、本号の細川忠利と有馬豊氏への問合せに照応している。

二四九 鍋島勝茂書状(折紙)

已上、

一書申遣候、

一去十日、於 御城、御能被 仰付候条、見物可仕旨、上意之通、御
老中々、以御奉書、被仰聞候付而、御城罷出候処、御振舞被下、忝
仕合、推察可被申候、然者、御能前二、各同前二被仰渡候趣、以書立、
申遣候条、見届被申、領中下々迄、弥相守其旨候様二、急度可被申付
事、尤候、委細之儀者、伊藤五兵衛尉口上二可申達候、

一甲斐守祝言之儀、(鍋島直忠)麻部屋敷二作事申付、出来次第二と存候つれ共、そ
れ迄ハ延引ニ可相成様ニ承付、殊卯月戌之日ニ我等女共参、繁昌申候
首途』と存、先月廿九日、不取敢、脊戸屋敷ニ而、首尾能祝言申候、

我等夫婦之大慶、可有推察候、就其、(徳川家忠)上様へ御礼申上、可然候ハ
哉之儀、御老中へ得御意候処、今月三日ニ登 城可申由、御指図ニ付
而、甲斐守同前二 御城罷出、仕合能致 御目見、旁以忝儀共ニ候、

其元何も満足之程、令推量候、

一今月十一日晚、御老中より以御手紙、同十二日二紀伊守・甲斐守可致
登 城由、被仰聞候付而、御城罷出候処、御前へ被召出、御懇之
以 上意、乍兩人、被下 御暇、其上御帷子十御単物十銘々ニ被為拝
領、忝仕合ニ而、我等大慶不過之候、紀伊守儀者』、今月十九日、爰元
罷立儀候、甲斐守儀ハ、大坂へ乗船無之付而、其元へ申遣候条、船上
着延引可申と存、此地へ相控、今月末時分、可差立と存候、あね達・
子共へも此段可被申候、爰元一門中無事之儀候条、心安可被存候、其
元少篇も相替儀候ハ、注進油断被申間敷候、謹言、

信濃守

(寛永十八年)
五月十五日

(鍋島)
勝茂(黒印)

(鍋島直忠)
山城守殿

(茂樹)
鍋嶋若狭殿

(茂辰)
多久美作殿

(茂敬)
諫早豊前殿

(茂之)
諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰等は
在国。「徳川実紀」寛永十八年五月十日条によると、「家門并国

持其余の諸大名をめしめて、猿樂を見せしめ給ひ饗せらる」とあり、この響応の前に、老中よりキシタン改めや儉約等について指示があつた（『御触書寛保集成』二二宗旨之部一二二九・一二三〇）。また、鍋島（蓮池）直澄は、寛永十八年四月二十九日、松平忠明女ムリ（鍋島光茂の生母）と婚姻（佐近一―二／六八三―六八四頁）。これらのことから年次は寛永十八年である。なお、寛永十八年より、勝茂と鍋島（小城）元茂は交代参勤が命じられ、「元茂公御年譜」によると、元茂は五月十二日暇、同十九日江戸発駕である（佐近二―一／三五〇頁）。

二五〇 鍋島勝茂書状

已上、

急度申遣候、

一為 御上使、太田備中守殿長崎へ御下ニ付而、於領中、御馳走之次第、
此程、出雲監物・中野兵右衛門尉方申遣候条、定而可参着候、宿并人馬以下、無不足様ニ可被申付事、

一道筋之儀、小倉通寺井へ御越、船ニ而諫早へ御上り可有由、備中殿方被仰聞候、其心得候て、寺井方御渡海之船、是又手問さる様ニ申付、可被相待候事、

一備中殿爰元御立御日限、未相知候、定而五日中』可為御打立と存候事、
一長崎方御上之刻、大坂迄、手前之船御乗候様ニと申入候へ共、上下共ニ松平新太郎殿船ニ可有御乗由、御約束候通、被仰聞候、乍然、若長崎へしはらく可為御逗留様子ニ候者、新太郎殿船ハ遠所ニ候条、被差上、手寄之儀候間、御上之刻、我等船ニ被成御乗船候様ニ有度候、長崎へ於御逗留者、我々共方右之通可申上段、信濃守申越候由、内衆迄申入、於御同心者、船差出可被申候、船数之儀者、あなた方之御差回数、可被申付候、於然者、西五太夫・田沢助左衛門尉兩人間ニ一人乗せ』候て、可被差上候、五太夫か助左衛門尉かニ、誰そ今一人相副、兩人被申付候而も可然候、右之段ハ、其元之様子能承合、於御逗留ニ者、可被得御意候、長崎御滞留十日十五日程之儀ニ候者、此段ハ被申入間敷候、

一今度備中殿被 仰付候御用之儀、きりしたん御改之様ニ申候、さも候へハ、先様ハ南蛮人來着 御法度ニ可被 仰付かなと、下々取沙汰ニ候、必定之儀者不相知候、御用之筋とくと承付、其元』心持ニ相成儀も候ハ、早々可申遣候、謹言、

信濃守

六月晦日

勝茂（花押）

鍋嶋若狭殿

多久美作殿

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰等は在国。太田資宗が長崎へ往復するときの船の手配を指示している。年次は、資宗が長崎への上使として赴いた寛永十六年と考えられる。

二五二 鍋島勝茂覚書（折紙）

覚

一美作儀(多久茂辰)、当六月時分、被罷上候様ニと、此中申遣候へ共、過分之可為造作と存候条、先以相扣尤二候、若又談合申候へて不叶儀候ハ、其節可申遣候事、

一弓・鉄炮・手明鐘明与之儀、与頭無之、諸役儀、難調由、山城(成富直弘)方申越候付而、我等罷下候迄之与頭、以書立、今度申遣候条、当時之儀ながら、念を入候様ニ、銘々可被申渡候、已来迄之与頭之儀、切々ハ不被相替儀候条、とくと校量候へてハ不相成候、さ候へハ、当分役儀等相調間敷と存候付而、』先以右之通申遣候事、口上有、

一武器修理之儀、去方へ得御内意候処ニ、尤之心遣之由被仰候、乍然、我等並之衆承合、其上ニ而各へ得御意候様ニと之儀候、就夫、承合儀

候条、相澄次第、重而可申遣候事、

一我等帰国之事、口上、

一蔵人所務方第一之儀候条、代官其外役者共へも、弥念を入候様ニ可被申付事、

付、爰元ニ而之万遣方之儀ハ、公儀之儀ニ候へハ、よしめ候事

不相成候、於其地、我等不存ニ少にても造作入候儀、弥相止、可

然之事、』

一蔵入方此中之諸算用、如定置候、一年切ニ相澄候哉、承度候、算用相究候儀、延引候て、一年切ニ不相澄儀、役者共遣方、次年之物成を前之年之遣方ニ取越、紛可有之と存候、算用究会所迄も相立、役者申付召置候処ニ、如定不仕切儀、不審ニ存候、先様之儀、無滞、一年切ニ相澄候様ニ堅可被申付候、寛永十四年迄之算用ハ相澄たる様ニ承候、於其儀ハ、能存候者一人相副、急度目安此方へ可差上候、算用方つかへ候て有之ニ付而申事候、

一此地逗留申候付而、伽之者無人ニ候て、事闕候条、』手明鐘・弓・鉄炮之者之内、かろき者ニ、我等伽ニも可相成者候ハ、少宛加勢候而、兩人急度可被差上せ候事、

一石井右衛門佐より此中相越候書立一包、封シメニ我等印をつき、今度差返候条、右衛門佐(石井)・喜右衛門尉(土肥)へ可相渡候、さ候て、慥請取候段、此返事ニ可申越事、

已上、

五月十五日

信守(花押)

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた覚書。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。年次は寛永十六年。三条目の武具修理について内意を得た「去方」は幕府の老中であり、「我等並之衆承合、其上二而各へ得御意候様ニ」との指示を受けて、細川や有馬等近隣の大名に問い合わせたことが六月十二日(寛永十六年)付鍋島勝茂書状(二四八号)に見える。蔵入方の算用について述べる五条目では、寛永十四年迄の算用は済んだがその後の寛永十五年分が延引していることを問題にしている。なお、一条目で茂辰の江戸参府を止めているのは、正月二十五日付勝茂書状(三六号)で茂辰に対し六月に東上を命じた件に関する修正指示である。

二五二 鍋島勝茂書状(折紙)

幸便候条、一書令啓達候、手前之儀、はや堀一重ニ仕寄申候、爰元様子

之儀、以細書、加州迄申遣候条、可被承候間、不具候、本佐御父子被仰

候も、国之御番肝要之由、御内意ニ候条、加州へ被得御意、弥堅可被申

付事、此時ニ存知候、其方・右近其元被罷居事ニ候条、不及』氣遣候、

手前人数江戸上り、其元よりの人数相加、八千八百余有之事候、万事見

合、可申付候条、心安可被存候、主殿も被相扣候様ニと申遣候処ニ、途

中ニ而逢申候故、被罷上之由候、次ニ其元所務方第一ニ存候条、是又能々

可被申付事、頼申候、手前急ケ敷候て、早々申遣候、恐々謹言、

信濃守

十二月十五日

勝茂(花押)

多長門殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂は大坂で「大坂冬の陣」在陣中。安順は在国。「堀一重ニ仕寄」と戦況に触れ、詳しくは鍋島直茂から確認してほしいと伝えている。

年次は、徳川政権下で直茂存命中に城攻めをおこなった大坂冬の陣在陣中であることから慶長十九年である。

二五三 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、仍（多久茂富）凶書事、相煩申二付而、此中早々可罷下由、申候へ共、我等も頓而下国可申候条、其刻と申候て、致延引候、煩も少よく候間、煩二申候て、今日差下申候、其元にて、無油断、養生申候様二肝用候、爰元御普請四所請取、大かた成就申候処二、又一所被相渡、今朝より取（徳川秀忠）かゝり』申候、四五日中ニ出来可申と存候、然者、將軍様、来ル十七日ニ必可為御上洛由候、爰元にて各御暇出可申由、申候間、我等も頓而可罷下候、於様子者、凶書可申候条、不能重筆候、恐々謹言、

信濃守

（慶長二十年）
正月十五日

（多久安順）
多長門殿

御宿所

（鍋島）
勝茂（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂は在大坂。安順は在国。

多久茂富が煩いのため帰国することを伝えている。二五二号文書で伝えた戦闘が終結し、普請場を四五箇所受け持ちほぼ完了したこと、將軍が近日中に上洛することを伝え、そこで各々に暇が出る見込みを伝えている。二二四号文書では、凶書の帰国、普請場の完了見込み、將軍上洛が伝えられており、二二四号文書の数日後に出された

ものと考えられる。年次は、大坂冬の陣の翌年慶長二十年と考えられる。

二五四 鍋島勝茂書状（折紙）

六月晦日之書状參着、令披見候、其方事早々下着被申、満足申事二候、一其地無何事、芳林様今程別而御息災二被成御坐候由、被申越、一入致（鍋島茂富石井氏）満足候、

一我等事、節々 御城罷出、致 御目見、仕合無残所候間、心安可被存候、

一祝言当年中ニ可致之由、従大炊殿、被仰聞候、さ候へハ、長崎にて調

之巻物、并其地にて調候者、不残、急度被差上、可』然候事、

一お市ニ付候而遣候男女之數之書立、大炊殿へ懸御目候へハ、かろく（高信）

と可然之由御差凶二候、則寺与左所にて、弾正殿おとな二候千坂伊豆（上杉定勝）

守と勘右衛門尉談合申、相究候書立差越候、此外二侍共可被差上儀無

用二候、女之儀者早々上せ可被申候、為存申遣候、

一我等事、其地へ可罷下も、又江戸へ参上可申儀も、睨不相究候、後之

八月之十日比ハ、惣様 御暇可出候間、其上にて大炊殿へ懸御目、得

御意候へてハ相』究問敷候、多分其元へ罷下たる物にて候ハんと存候、

爰元之様躰、并用所之儀共、石井又左衛門尉・嬉野織部可相達候間、（茂成之）

不能具候、恐々謹言、

信濃守

七月廿八日

勝茂(鍋島) (黒印)

長門殿
進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。年次は、お市(勝茂女)と上杉定勝の婚姻(祝言は寛永元年正月)について記されていること、文中の「後之八月」から、元和九年に比定できる。元和九年に比定されている坊所五三八号(佐古一二)・七三一号(五月二十一日付、佐古一二)によると、勝茂は徳川秀忠の上洛に合わせて、五月十三日江戸発である。文中「其地(佐賀)へ可罷下も、又江戸へ参上可申儀も」とあることから、勝茂は在上方。安順は在国である。

二五五 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、備中守殿今日爰元御打立二候、路次中緩々と可為御越由候間、

其心得尤候、已上、

急度申遣候、

一昨日四日、御用之儀候条、可致登 城由、一昨晚、阿部对馬守殿方、

以御奉書、被仰聞候、就其、昨日、五畿内・北国・中国・四国・西国、

御譜代衆迄、不残、御城被召出、仰渡之趣承届候、右御奉書之写、

遣候条、披見可被申事、

一右 仰渡之趣者、今度、太田備中守殿長崎へ被仰付候二付而之儀候、

仰渡之様子、御一つ書二つ写遣候条、拝見被申、可被得其意候、然者、

領内浦々二番申付様、頓而跡方可申遣候、乍然、隣国二早々番被相部

候者、領内之儀も』其並二申付候へて不叶儀候条、隣国へ早々承合、

並次第、可被申付候、さ候ハ、蔵人所並深堀二ハ、直之者侍一人二

弓鉄炮之者五人二而も、隣国並次第二可被申付候、配分所者、其領主

方番申付可然候、多分津口く二番所立置候ハんと存候、是又隣国之

並を見合可被申候、差立、番之者召置可相改所、

一深堀、一伊万里、一七浦、一神代、一竹崎、一寺井、

右之分、可然存候、但此外之浦々ニも相付可然所者、其元二而吟味之

上、扱又隣国を被承合、可然候、

一備中守殿御着之刻、其元方小倉迄、慥成使者差出、御用等可承由、先

日出雲』監物・中野兵右衛門尉より申遣候、弥其通二可被申付候、

一備中守殿御下二付而、道中にての御用も候ハん哉と存、沢部源左衛門

尉御供二申付、差下候条、長崎へ備中守殿御逗留中、右源左衛門尉付

居候而、御用等承候様二可然存、其通二申付候条、可被得其意候、其

元方一人被付置候様ニと、先日監物・兵右衛門尉方申遣候へとも、右源左衛門尉ニ而相澄儀候条、其心得尤二候、

一備中守殿領中御通之砌、夫小荷駄、路橋之修理掃除、並宿々御宿誘、はたこ、くつ、わらち其外売物等、不手問様ニ可被申付由、是又、先日監物・兵右衛門尉方申遣候、弥万事』念を入、備中殿御事ハ不及申、御家中迄も、首尾能、被罷通候様ニ心遣、油断有間敷候、右之外、御馳走之儀者、可為無用由、被仰候条、其心得尤二候、乍然、隣国聞合、無迦様ニ可然事、

右之段、為可申、飛脚差下候、委細源左衛門尉にて可申遣候、謹言、

七月五日

信濃守
勝茂(鍋島) (花押)

鍋嶋若狭殿(茂綱)

多久美作殿(茂辰)

諫早豊前殿(茂歌)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。老中阿部重次の呼出しにより諸大名が江戸に集められた。太田

資宗が長崎に向かうので対応を命じている。年次は、資宗が長崎への上使として赴いた寛永十六年と考えられる。

二五六 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、彼主膳儀(龍澤守)、近日中、定而埒明可申と存候条、心安可被存候、已上、

一書申遣候、

一一昨十四日ニ、為御上使、阿部対馬守殿御出候て、異国船渡海之時分候条、早々被下御暇候、銀子五百枚、御拾五十、被為拝領候、甲斐守・

飛驒守儀も同前ニ被下御暇候、從大納言様(徳川家綱)、牧野内匠殿御出、仕

合能、被下御暇、御拾三十被為拝領候、右為御礼、甲斐守・飛驒守

召連、昨日致登城候处、仕合能致御目見、殊御前近被召寄、

黒田右衛門佐』頓而参勤之儀候条、早々被下御暇候、罷下、仕置等

可申付候、去年以来相詰、太儀被思召上候由、被成上意、退出候处、

重而被召出、翁介元服之儀(鍋島光茂)、内々申上召置候付而、讚岐守殿被仰上

候者、元服之儀、罷下候跡ニ而成共、可被仰付旨仰渡、忝奉存候由、

被仰上候处、疎略ニ不被思召上之通、御懇ニ被成御詫、罷立候へ

ハ、又々被為召、御馬拝領申、甲斐守・飛驒守へも御拾十宛被為拝

領、段々御懇之被成上意、無残所仕合、難有存儀、推量可被申候、』

- 一 当年長崎御番被 仰付候付而、御老中へ御用共有之儀候条相達、来ル
- 廿日比、爰元可罷立と存候、其心得可被申候、
- 一 深堀へ鍋嶋七左衛門尉早々罷越、如例、所々番等申付可然候、
- 一 此中如申遣候、家老一人宛、深堀へ遣置候へての儀候条、若狭太儀(鍋島茂綱)なから早々被相越、我等其元參着時分迄、深堀へ逗留尤候、罷下候て、代之儀者、可相究候、
- 一 深堀へ鉄炮二百五十挺之積ニ遣置可被申候、深堀へ罷居候七左衛門尉、自分之鉄炮、凡百挺程も可有之かと内々承候、右之員数之内ニ候て、二百五十挺之筈ニ合せ可』被申候、尤物頭五人計召連罷越、所々番等仕候様ニ可被申付候、
- 一 若狭手前之役目、鉄炮者其元相談次第、召連可被申候、是も二百五十挺之内ニ加ル筈候事、
- 一 右物頭共、鉄炮之者召連罷越候儀、目ニ不立様二段々ニ相越可然事、
- 一 早船並霽楼船之儀、先以去々年之ことく、早々遣置可被申候、船之員数之儀、御老中へ得御意、可申遣事、
- 一 豊前守・隼人儀(諫早茂敷)、如例、早々諫早・神代へ相越可然事、
- 一 大塚惣兵衛儀(宅長)、如例、早々長崎罷越可然事、
- 一 右之外、万事、先以、如例、』被申付可然事、
- 一 山崎権八殿(正信)・高力撰津守殿(忠房)へ書状進入申候条、万々相届可被申候、我等発足日限、其外用所之儀共、追々可申遣候、謹言、

卯月十六日

山城守殿

大和守殿

鍋嶋若狭殿

多久美作殿

諫早豊前殿

鍋嶋内蔵助殿

鍋嶋縫殿助殿

鍋嶋七左衛門殿

鍋嶋舍人

諸岡彦右衛門尉

進之候

【解説】

鍋嶋勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。年次は、龍造寺主膳による千俵米の訴訟が正保二年十二月であり(四六四号)、かつ、長崎警備当番の内容から、正保三年に比定される。

信濃守

勝茂(花押)

二五七 鍋島勝茂書状（折紙）

一書令啓達候、昨日之御打立、一入御太儀と存事候、併貴所無御由断候へハ、下々不可有緩候間、尤ニ存候、
一御普請御奉行衆へ音信之儀、遣物等貴所御校量候て、書状被相認、可被申述候、為其、判紙拾枚遣之候、
一普請者、最前積之外ニ相加候ニ付而、銀子拾六貫五百匁不足之』由候
一普請之儀ニ付而、法度書遣候、可有御請取候、我等もやかて可罷上候間、いつれも期其節候、恐々謹言、

信濃守

正月二日

勝茂（花押）

多久長門殿

御宿所

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂は在国、安順は佐賀を出発したばかり。「御普請奉行衆」への「遣物」についての内容であり、同日付で同じく普請奉行衆への遣物について言及した二九七号は関連であると考えられる。すると本書状の「御普請」は慶長十三

年の駿府城普請ということになる。慶長十二年に龍造寺高房の卒去を受けて江戸にいた安順が、帰国の後（五二五号）、翌十三年に駿府へ出発したばかりであることが分かる。

二五八 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

「墨引） 長門殿まいる

信濃守

御普請弥相延候ハ、此中江戸へ遣置候奉行並普請之者共召連、早々帰国候様ニ、主馬所へ申遣候、若江戸作事二人入候ハ、四百石夫少々残置候様、可申遣と存候、明日便候間、右之分ニ可然候ハ、四人方委被申越、尤存候、次ニ去年出来候普請具、並石舟百そう、都合を存仁兩人急度被申付、可然存候、八右・二郎右・弥七左へ可有談合候、恐々謹言、

正月四日

勝茂（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順へ宛てた書状。勝茂、安順ともに在国。江戸の普請衆に関する内容ではあるが公儀普請とは限定されない。花押は慶長九年から十六年頃まで使われたもの。なお、慶長十七・八年の花押型は未詳であり、慶長十九年二月十二日（坊三五五号）は別の形である。

二五九 鍋島勝茂覚書案（豎紙）

我等在国之時者、不及申、就中、留主中、家中之者、不依上下、方々へ之使者、並當時く之国役等申付候刻、不由を構、其役儀を申分、縦当病差合有之と云共、少分之儀を大分ニ申成シ、右申付候儀、不相調人、有之哉否之儀、其時々ニ相究、若不覺悟之者、於有之者、我等へ不申聞候共、大身小身ニよらず、知行取上候か、其外輕重次第ニ、何之道ニも可被申付候、勿論、不依何事、申付候儀、不相背、奉公方ニ情を入候人者、被申聞次第、褒美可申付者也、

寛永十八年

三月十五日

信濃守（鍋島勝茂）

此本書、成富十右衛門殿御取次ニテ、

山城殿（鍋島重弘）

城州様御手前ニ有、

多久美作殿（茂之）

巳三月十七日

諸岡彦右衛門尉（茂之）

二六〇 鍋島勝茂覚書（豎紙）

領中百姓・町人、諸津々改之覚

一 蔵入・配分所ニよらず、百姓ニ、代官・領主、又者庄屋・散使・別当として、無理非道仕懸候儀、其外百姓申出儀可承事、

一代官・領主・庄屋・散使・別当ニ不恐、何事にても不殘可申出候、於然者、代官・領主・庄屋・散使ニよらず、其所を差替物歟、さなく候共、何之道にも勝手能様ニ可申付候事、

一 此中、度々百姓・町人・津々者方申出候趣を、我等承届相澄候儀、于今、滞事無之哉否之事、

一 郡々点役多少有之哉、究之事、』

一 海道筋并津々船役、念を入改之事、

一 諸郡点役、諸岡彦右点合之外ニ、夫之一人も差出候哉、究之事、

但、内匠存（中野茂利） 公儀料地之点役者、内匠点合可然由、申渡候事、

此ヶ条社家山伏へも可申渡、

一 於郡々、尺八吹、芸者、如此之無縁之者、留置候儀者、不及申、一夜之宿をも、かし申間敷事、

但、海道筋ニ而宿をかし候儀者、不苦候事、

右之條々、長崎 御上使、御上之後、郡々手分候て、急度相改、様子可

承候、已上、

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた覚書。勝茂、茂辰等ともに在国。

年次は付年号により寛永十八年。

寛永十三年

九月九日

多久美作殿(茂辰)

信濃守(鍋島勝茂) (黒印)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた覚書。勝茂・茂辰ともに在国(勝茂は寛永十三年六月二日江戸発駕、一二四号)。「公儀御法度之条々」とする二七五号は、同年同日付、同印である。また二八二号(寛永十九年六月六日付)は、ほぼ同文である。「徳川実紀」寛永十三年五月十九日条によると、「長崎御上使」は、榊原職直・馬場利重で、海外渡航・キリスト教を禁ずる老中の下知状を持参した。榊原・馬場は同年十一月十日帰府参謁である(同史料十一月十日条)。同年八月十七日付日根野吉明宛書状(『細』二〇〇/忠利三二七四号)には「長崎之御奉行御兩人」の記述がある。

二六一 鍋島勝茂覚書(縦紙)

覚

一来春大坂御普請、弥必定之由、取沙汰候条、手廻等、無由断、可被申付事、肝要二候事、

一御普請各二不相後様ニ、可被入念儀、肝要候事、口上、

一年内より市佑罷上、手廻等申付、可然存候、若替儀候ハ、河浪勘左

衛門尉より重而可申遣候事、

一先日、石又左衛門尉ニ而申遣候用所之点合、早々承度存候事、口上、

一成富兵庫(茂姿)、早々罷上候様ニ、可被申付候、若兵庫差合候時之事、口上、

一今度御茶被下候刻、当夏、国元へも洪水候哉と上意二候事、

付、先日も申遣候様ニ、先様、損亡・大風・大雨・大地震など之

類、其外珍儀候ハ、早速可被申遣事尤二候、

一西国衆へ、御暇出可申之由、風聞二候、必定二候ハ、早飛脚にて可

申遣事、

已上、

卯(寛永四年)

九月十九日

信濃守(鍋島勝茂) (黒印)

長門殿(多久安順)

石見殿(讓早直孝)

主殿殿(鍋島茂綱)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた覚書。勝茂は在江戸、多久安順は在国。「東武実録」では、寛永四年九月十六日朝、江戸城内にて勝

茂・佐竹義隆・藤堂高次・伊達秀宗が秀忠より「御茶を賜る」とある。さらに、「徳川実紀」には、寛永四年八月に「東海道・関東筋洪水」との記事がある。「来春大坂御普請」は、寛永五年の大坂城普請南外堀普請に該当する『大坂城再築関係史料』大阪市史史料第七一輯。

二六二 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

（端裏結封上書）

（墨引） 函書 まいる

（鍋島勝茂） 信守

方

猶以、北之丁場、早々出来候様ニ、談合可被申候、北之丁場を、はや築候由申来候、今日ハ、我等儀罷出ましく候間、たゞ今、其方被罷出、ますかた根切入石、たんそく談合可被申候、ゆたんあるましく候、必十五日方可被申付候、かしく、

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。勝茂・茂富は共に名古屋で公儀普請に従事している。年月日を欠くが、年次は慶長十五年。本文書は内容から二七二号の勝茂書状と同日か数日以内に出されたものと考えられ、二七二号の検討から慶長十五年の名古屋城普請に関

する文書であることがわかる（及川亘二〇一九年）。

二六三 鍋島勝茂覚書（豎紙）

公儀御普請割覚

一 普請奉行、在国之者、役目高下差引之事、
一 普請割、両馬廻、親類中、三与たるへき事、
一 四百石夫、三百人行合ニ可被差上事、

已上、

元和二年

六月十三日

（鍋島勝茂） 信濃守（花押）

（多久安順） 長門殿

（謙早直孝） 右近殿

（鍋島茂綱） 主殿殿

（須古信明） 下総殿

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた覚書。文面からは読み取れないが、当時勝茂は在国（及川亘二〇二二年「坊所」一四七頁）、安順等も在国。年次は元和二年。「勝茂公譜考補」（佐近一一一／三三〇頁）

は本文書及び同日付の勝茂覚書(三三二号)を元和二年の大坂城普請の時のものとする。しかし、この年大坂城普請は行われておらず(内田九州男一九八二年/三四一〜三四五頁)、本号及び三三二号文書は、大坂城普請の風聞によりその備えとして、或いは家臣団支配の強化等別の要因によって二七四号の解説参照)、公儀普請の「割」の原則をこの時点で示したものが、不詳。

二六四 鍋島勝茂覚書(豎紙)

蔵入所大検者相定、我等上り前、書立を以申渡候、就其、先様無相違様ニと存、蔵入掟之内ニ書入召置候条、多久茂辰美作へ渡置候、諸扣と外題有之鳥子帳之内ニ、蔵入掟ニケ条めを、如此直シ候て可然候、

鳥の子帳ニ書付候条

一両蔵入物成之儀、其年之有米二代官并百姓請なひ候上者、無相違様ニ可申付候、若損亡之年者、代官申次第、佐賀郡ニ大検者兩人、三根・養父・神崎郡へ老人、諫早・七浦へ老人、如定置候、時刻を不移、請取く之在所へ罷越、有躰之成定仕候様ニ可申付候、牛津川より西者、(重徳)山本甚右衛門尉成定候様ニ申付候事、

付、小給之檢者二者、定之主従之分、蔵入より飯米可相渡事、(諸岡茂之)右之通ニ書付可被置候、彦右衛門尉へ渡置候蔵入掟之内も、如右直シ

可申候、已上、

八月六日

(鍋島勝茂)
信守(黒印)

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた覚書。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。年次は、茂辰と茂之宛であることから、寛永十二年から正保三年の間。なお、『佐賀県史料集成』では「○前關カ」の注記があるが、前欠とは認められない。

二六五 鍋島勝茂覚書(豎紙)

覚

一蔵入借銀過分ニ成立候付而、返弁之儀、於其地、談合、被相究候趣、以手頭、被申越、披見之上、(須古信明)影庵・修理口上之通、具承届候事、(石井茂成)一当暮之毛上、押上ケニ候而、借銀返弁都合当年一切り、多久安順長門守被存候て、不殘相澄候様ニ相調可給候、さ候へハ、惣新知ニ相成事候条、先様、借銀と有儀、何とそ無之様ニと存候事、

一来年暮之物成ニ而、親類家中之借銀返弁申、可然存候条、必其分ニ可

被申付事、

一如右、蔵入并親類家中ゆいニ而借銀返納申候へハ、蔵入より差出候銀

子之儀、子分なしニ、二三年ニ返納可被申付由、一段可然存候事、

一江戸詰其外所々詰之者并供之者も、当務押上ニ候て、造作料算用前にて可相渡通、尤ニ候、』

右造作料多少之儀、其元吟味之上にて被相究可然事、

一先様、御普請料ニ、蔵入之内五万石、在所より引分、何様之儀候共、

一切手付なしニ仕可召置事、

一親類家中在郷差免候付而、佐賀城廻之儀、先日も如申遣候、他方より

之使者飛脚有之刻、余り見苦敷、法外ニ相見えさる様ニ可被申付儀、

肝要ニ存候事、

已上、

五月十日

(寛永六年カ)

(鍋島勝茂)
信濃守 (黒印)

長門殿

(謙直直季)
石見殿

(鍋島茂綱)
主殿殿

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた覚書。勝茂は在江戸、安順等は

在国。年次は寛永六年か。勝茂は寛永六年に蔵入と親類家中の借銀

の皆済計画を指示しており（城島正祥一九八〇年／二一七頁、高野
信治二〇〇二年／一二八頁）、本号と同日付で出された勝茂書状（四
六二号）の本文に「細碎手頭を以」と見える手頭が、本号覚書を指
すと考えられる。

二六六 鍋島勝茂覚書（豎紙）

覚

一領中之者、私之用所候て、江戸上方へ罷越候儀、一年を切ニ定置之由、

其方へ渡置候書物ニ書載候て召置候へ共、葉山(朝勝)二介かことく、手前不

罷成と候て、身すきニ江戸上方ニ罷越、逗留候へハ、後日悪事出来必

定ニ候条、先様申付様之儀、別紙ニ書立遣候、無相違様ニ、其主・其

与頭くへ稠敷可被申付事、尤候、

一其地ニ而申渡如召置候、寛永十弐年蔵入其外之算用、未相澄候条、急

度相究、様子早々可被申越事、

一去年江戸御普請入具一通之算用、此中大塚内蔵允・西牟田清兵衛・牟

田助左衛門尉相究、相澄之由候へ共、いまた其方見届不被申之由候、

右三人之内、助左衛門尉ハ其元へ罷有儀候、細帳なとも右之者存候て

罷有事候』条、急度見届被申、滞儀無之哉否之儀、早々可被申越候、

それ次第ニ、御普請一通之算用相澄候段、我等切手可差出候、

付、御普請方古諸道具仕払之算用、于今しかと不相究之由承候、

(鍋島茂種)
若狭談合候て、是又急度相究、様子可被申越事、

一佐賀・蓮池廻并蔵入所、在々所々ニ罷居候給人・百姓・町人へ、居屋

敷物成差免候者之名付、今度上り前ニ書立候て、(諸聞茂之)彦右衛門尉へ渡置候、

右屋敷之畝歩并物成之員数、銘々不相知分、早々相究、申越候様ニと、

彦右衛門尉へ申付召置候、是又急度相究、以書立申越候様ニ可被申聞

候、それ次第ニ、銘々墨付可差出候事、

一我等在江戸之砌、一年中、石井久左衛門尉存候納戸遣方銀、四百九拾

貫め余ニ、此中、十二ヶ月惣仕廻之帳ニ定置候、然処ニ、当年者諸色

高直ニ罷成候付而、今度国元方江戸』罷立候迄ニ、海道之進物・路銀・

駄賃、其外ニ凡百貫目程之遣方ニ候、又今度江戸参勤之進物方、凡直

段積候へハ、式百五拾貫目之上ニ及候、如此ニ候へハ、相残銀、当年

中之遣方ニ者過分之不足たるへきと存候、為心得、前を以申遣候条、

右不足次之校量、彦右衛門尉へ談合候て、急度可被申越候、右之外、

江戸一通之遣方も可為同前と存候、其心得尤ニ候事、

一豊後為御目付、(成種)牧野伝蔵殿・(勝正)林丹波殿、此程被罷下候、爰元にて書音

申候へ共、遅ク承付候故、はや被打立候跡ニ候て、進物返進ニ候、就

其、今度以書状音信申候条、誰そ使者被申付、右書状并進物、豊後へ

持参申候様ニ可被申付候、為口上、右書状之写差越申候、進物之儀者

田崎外記より可申遣候、

一先月廿二日ニ、爰元へ用所之儀、其方書状ニ彦右衛門尉加判仕候趣、

(正之)鍋嶋大膳・(政利)中野兵右衛門尉迄被申越、承届候、先様之儀、我等方兩人

同前ニ申越候、点合之儀者、連判可然候、但シ』同シ様子にてても、銘々

ニ申遣候儀、扱又其元より申越用所之儀者、連判無用ニ候様ニと、今

度彦右衛門尉へも申遣候条、其心得尤ニ候事、

(寛永十四年)
卯月十三日

(茂臣)
多久美作殿

(鍋島勝茂)
信濃守 (黒印)

【解説】

鍋嶋勝茂より多久茂辰に宛てた覚書。勝茂は在江戸、茂辰は在国。

年次は、六条目に見える牧野成純と林勝正の豊後府内目付任命の時

期から、寛永十四年。なお同日付で絵師葉山朝湖の捕縛と生害につ

いて多久安順に報じた勝茂書状(三三八号)がある。

二六七 鍋嶋勝茂自筆書状 (縦紙)

(端裏捺野上書)

(墨引)

(多久安順)
長州まいる

(鍋島勝茂)
信濃守

(加藤清正)加肥殿普請之者、もはや此中罷立候由、今朝之使者被申候、此方者共、

弥急度罷立候様ニ、御油断有間敷候、年追ニ可罷成と存候条、正月立之

者へ無緩候様ニ、尤存候、(鍋島茂里)主水所へも、此段可有御申越候、かしく、

寛永廿年

三月七日

(鍋島勝茂)信濃守 (黒印)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。年次は、慶長十四年十一月に名古屋城普請の助役として鍋島勝茂や加藤清正が命じられているため、慶長十四年の可能性が高い。鍋島茂里は、尾張名古屋城普請の総責任者として出役している『大日本史料 第十二編之六』慶長十五年二月是月条。居所は、勝茂・安順ともに在国か。

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた覚書。年次は、寛永二十年。居所は、勝茂・茂辰等いずれも在国。

二六八 鍋島勝茂覚書 (豎紙)

覚

一 深堀表之儀、山崎権八殿へ万事得御意、何様ニも彼御指図次第可然事、
(正信)

二六九 鍋島勝茂覚書 (豎紙)

覚

一 当年者、(黒田忠之)松平右衛門殿長崎御番候条、領中海陸共ニ、切々往来之人、可有之候、公儀御奉公之儀候間、於所々、宿夫・小荷駄・船以下、

一 升形之儀、過分ニ造作入由承、何共迷惑申候、見合を以、能分ニ可被相調事、口上、

万事手つかへさる様、兼而被申付置、可然事、

一 成兵庫事、其元見廻ニ差上候処、升形之石場ニ被相部之由、可然存候、

一 自然、深堀表へ人数入儀候者、(鍋島茂里)安芸守与私、(鍋島茂里)淡路守親子、(鍋島長昭)市佑与私、

兵庫事、此俣打詰候儀ハ太儀ニ存候へ共、此節之儀候間、先以今之俣

(謙早茂敷)豊前守・(鍋島茂里)隼人佐・(中野茂利)内匠助与私、(大木統道)兵部与私、此内其節之様子ニ随而、罷

相扣、石調候様ニ可被申渡候、

出可然候、此外多勢罷越候儀、可為無用候、已上、

付、(石井茂清)石縫殿助、兵庫替ニ可差上由、先日申候処ニ、兵庫罷居候上

二も、縫殿助上せ可然由、被申越候へ共、兵庫打詰申候間、先以無其儀候、

一 升形大石かさりの事、無申迄候へ共、不入儀二候、口上、

一手前二過分之借銀有之由、口被仰候段、一昨日、勝勘右衛門尉・

持助左衛門尉・甲弥左衛門尉より申越候、口上、

一 於伏見、三人籠舎之儀、事済候由、一段之儀候、就夫、同類親兄弟共

差免候て可然由、板伊州も被仰候段、内膳殿被仰越候間、其分二申付

候、妻子之儀者、成敗可申付二相究候、於伏見、当座走失、此地へ参

候者之儀、成敗申候ても可然由、被仰越候、右何も申付様之儀、此

者口上二委申候間、内膳殿へ被申上、其御返事次第二可仕候、

一 藤泉州生羊御望二候ハ、進入可申由、先日使者口上二申候処二、御所

望之由、長門への御状、又我等への今度之御報二も被仰越、幸之儀二

候、此中余暖氣二候故、途中二而いたみ候てハと存、延引申、今度進

入申候事、

一 渡辺筑州より鱒給候御状二、二間半之ねち柄三本御望之由、被仰越候

二付、先以、二本可致進入由、今度御報申候、若はや判昏二而進之被

申候者、書中相違可申と存、判紙にて遣候鱒・ねち柄之儀、両条被仰

越候間、右両条ながら、判紙之書状二書載被申候哉、又ねち柄之儀も、

我等所へ直二も被仰越候、此段も書載被申候者、此条又判昏を以、御

報不及申入候、

一日下五郎八殿よりも、ねち柄二本御望之由、被仰越候条、今度二本進

入申候と、書状を以、申入候間、其元へ有之ねち柄五本之内、進之可

被申候、是も判昏二而はや進入被申候者、書状進之候二不及候、渡筑

州・日下五郎八殿へ口上之儀、ねち柄余能も無御座候へ共、有合候俟、

先以進入申候、御用次第、重而可被仰聞由、可被申展候、

一 其元御目付衆為替、清水権之介殿・小栗又市殿御上之由候、判昏二而

音信物可相調由、被、申越候間、可為其分と存、今度不申入候、小栗

又市殿ハ我等前よりの知人にて候、為存申候、

一 御普請一通之入具帳面之儀、重而我等懇二可相改候間、其段、石兵部・

同次右衛門へ能々可被申渡候、

右之前、成富五郎兵衛口上二相含候、已上、

七月廿日、

長門殿
主殿殿

【解説】

鍋島勝茂より多久安順・鍋島茂綱等に宛てた覚書。勝茂は在国、

安順及び鍋島茂綱は在大坂。「升形」や「大石かさり」については、

元和六年に比定される一月十五日付松井興長宛細川忠興書状に「今

度被仰付候大坂二之丸御門口三つ御座候、加肥後殿・鍋島・田中望

にて被仰付候事」(『部分御旧記』)とあることとの関連が考えられる。

已上、

また石井茂清は、元和七年歿(佐近一一二／五二頁・佐近八一一／

元和六年

二七二頁)。藤堂高虎・渡辺勝・日下部宗好は、元和六年の大坂城天

霜月廿六日

下普請時の「御普請奉行」(佐近一一二／三三八頁、「元和六年案紙」

(多久安順)
長門殿

中、三月一日付藤堂高虎書状案)。また、元和六年の大坂城普請にお

(鍋島茂綱)
主殿殿

いて、安順・茂綱は、「御普請方」とされる(佐近一一二／三三八頁

三三九頁)。以上より、元和六年の大坂城普請時のものと比定できる。

【解説】

鍋島勝茂より多久安順・鍋島茂綱に宛てた覚書。年次は元和六年。

居所は、鍋島勝茂は江戸参勤途上(「霜月二十三日付鍋島勝茂書状」

有田家二三号／佐古一四)、多久安順は在国。諫早直孝は、元和六年

八月、柳川藩主田中忠政死去により、幕府の上使衆が柳川城受け取

りのために下向した際(『柳川の歴史』3 筑後国守田中吉政・忠政」

柳川市史編集委員会、平成二十三年)、佐賀藩から派遣されている

(佐近一一二／三三七～三三八頁)。「伊豆御普請」とは江戸城普

請のための採石の普請のことを指すか。

二七〇 鍋島勝茂覚書(豎紙)

銀配之覚

一 去年伊豆御普請以来、今年大坂御普請奉行仕候者へハ、三部宛可遣候事、

一 当年大坂御普請奉行仕候者へハ、忒部宛可遣候事、

一 一切米取へハ可相扣由、被申越候へ共、何も辛勞仕、其上切米三部引

候間、惣並忒部可遣候事、

一 右近允柳川御加番、いつ迄とも不相知儀と申、諸事失墜被仕儀候間、

(諫早直孝)
拾五貫目可遣候事、

一 百貫目右仕配引残銀之儀者、御普請二万辛勞仕増候者へ、其方兩人

能校量にて、配可被申候、

二七一 鍋島勝茂覚書(豎紙)

覚

一家中ニ 公儀之使をも仕、上方並国元之役者等申付候者無之、他家

二替り、役二立候者すくなく候二付而、事を闕、令迷惑候、就其、辛

勞仕候者無人故、召仕候者共不相続候、然上者、人体奉公之依浅深、

知行之取遣をも可申付と存、病者、並奉公方二不入情者、又者知行を

取、徒二罷有、其外何之用ニも不当者、それ〱二今度相改候へ共、

先以、仕配指延候事、口上、

一此中、美作・彦右衛門尉、用所をも不申付者、諸与二有之儀候、定而

役二不立者たるへきと存候、是又銘々相改召置候事、

一先様、末々子共、無足人、其外切米取たり共、人体奉公之依浅深、相

当之知行をも取せ、可召仕候条、可得其意事、

一縦無器量之者たり共、奉公方二情を入候者ハ、役者二相当り候者と

可為同前事、

一直子並存候養子無之者、跡職之儀、至其節、養子取替其外之儀、与頭

より好候事、可停止候、我等以校量、其与内之人数知行、無不足様ニ

可申付候条、先様、可存其旨事、口上、

已上、

寛永廿一年

七月朔日

鍋島勝茂
信濃守 (黒印)

鍋嶋若狭殿

多久美作殿

諫早豊前殿

鍋嶋安藝殿
中野数馬佐

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた覚書。年次は寛永二十一年（正保元年）。同年であれば、居所は、勝茂・茂辰等ともに在国。また、

「勝茂公譜考補」寛永二十一年七月朔日条（佐近一―二〇七―七二三頁）にも、多久家文書を基に「公ヨリ鍋島若狭・多久美作・諫早豊前・

鍋島安藝・中野数馬助へ被下候手頭云（下略）」との記載あり。

二七二 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

〔端裏封上書〕
〔墨引〕 図書まいる

〔信守〕

北の丁場明日方仕、一両日中ニ出来候様ニ可被申付候、又ますかた

の石あらため、其方可被存候、十五日ニ仕度候、

一松筑前殿ふけ丁場、此方方築候所、今日出来可申之由候間、明日方北

ノ築かけ丁場一職ニ取懸り、一両日中ニ出来候様ニ、四与頭へ談合可

被申候、

一ますかた十五日方取懸り候事、承度候、とかくますかたの石あらため、

一職其方存候て、可被申付候、ゆたんあるましく候、

一先二中忠兵にて如申候、つほ数二あわせ、大石とらせ可被申候、さ候(中野茂利)

て、石場の人、一人成共、此方へよひ申度候事、

銘々申渡可然事、

已上、

七月十日

(鍋島勝茂)
信濃守 (黒印)

(茂禮)
鍋嶋若狭殿

(茂辰)
多久美作殿

(政利)
中野数馬佐

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。勝茂、茂富ともに名古屋に
いる。「松筑前殿ふけ丁場」が名古屋城北西側「深井丸」を指すと考
えられ、勝茂自身が普請の現場に立ち会い指示を出している様子か
ら慶長十五年の名古屋城普請に関する書状であると判断できる(及
川亘二〇一九年)。年次は慶長十五年。

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた覚書。年次の上限は、中野政利
の「数馬佐」の表記より寛永十七年、下限は茂辰が正保三年十月に
御藏方頭人を罷免されることから、それ以前。勝茂・茂辰の居所は
不明、武雄の鍋島茂綱、および勝茂側近の政利の名が共にあること
から在国の可能性が高い。

二七三 鍋島勝茂覚書 (豎紙)

覚

一今度蔵入郷内究之儀、五人を以、相改候付而、諸百姓共、以書物、申
出候、就其、右書物共、細碎相究候上、連判之手頭之趣、一々承届候、
濃二相改候者、結句、百姓共可及迷惑儀も、可有之由候条、無其儀候
事、一郷内之究中目安ニ、諸岡彦右衛門尉点合候様ニ可然候事、
一先様、郷内ニ至而申付様、吟味之上、可承事、
一給人船、三〇一おくれニ、先様、可申付事、
一至郷内、今度改候趣、代官共より庄屋百姓共へ、とくと合点候様ニ、

二七四 鍋島勝茂覚書 (豎紙)

覚

一家中諸役目、来ル九月一日より可為手前切之事、
付、在国之者ハ、領中並於隣国使者、其外用所申付候刻、造作之儀
も、可為手前切事、

- 一 知行高二成候間、可被得其意事、
- 一 上方詰並供之者、上国之刻者、一職、諸役儀可差免事、
- 一 拾石より内之切米取ハ、諸役一職、蔵入より可申付事、
- 一 江戸詰切米取並伏見・天満・下関へ』詰居候者ハ、一職、蔵入より仮米可相渡事、

- 一本三百斛取迄ハ今度之加増差渡、三百石取より内之者へ加増之地ハ、与頭手前ニ請取置、与中談合候て、役儀可相閉目事、
- 一 上方へ召連候役者ハ、三百石より内ニモ、今度之加増可差渡事、

已上、

元和貳年

八月十日

(多久安順)

長門殿

(諱早直孝)

右近殿

(鍋島茂繼)

主殿殿

(須古信明)

下総殿

(鍋島勝茂)
信濃守 (花押)

臣団編成に関して「出陣仕与」がさだめられ(高野信治二〇〇二年)、また家臣の軍役負担についても「公儀御普請割寛」(二六三号)・「公儀御普請之刻役相除分」(三三三号)等の規則が整理されているが、本覚書も一連の家臣団支配強化の一環と考えられる。

二七五 鍋島勝茂覚書(豎紙)

給人并百姓・町人・津之者、又条数ニより出家・山伏へ、

公儀御法度之条々

- 一 伴天連ゆるまん并きりしたん宗之者、先様弥隱置間敷候、若相背者当分有之哉究之事、
- 一 伴天連ゆるまん并きりしたん宗之者へ、宿をかすましき事、
- 一 領中之者、弥先様きりしたん宗ニ相成間敷候、自然、当分きりしたん宗有之哉事、
- 一 博奕堅停止之事、
- 一 武器異国へ売渡間敷事、
- 一 一走者曾而抱置間敷事、
- 一 付、宿を借候儀、可禁止事、
- 一 御朱印なき船ニ致乗船、異国へ罷渡ましき事、
- 一 異国へ人を売渡候儀、堅可禁制事、

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。勝茂と安順等はともに在国である。家中の知行を全体として加増する代わりに、諸役の手当は俸給の内に含めて支給しないこととした。元和二年は、六月に家

一異国之船来着之刻、引舟を出ス間敷事

右之条々、来春、郡々手分候て相改、我等上国前、二月中ニ、様子可承候、已上、

寛永十三年

九月九日

(鍋島勝茂)
信濃守 (黒印)

(茂辰)
多久美作殿

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰宛てた覚書。勝茂・茂辰ともに在国(勝

茂は寛永十三年六月二日江戸発駕、一二四号)。「領中百姓・町人、

諸津々改之覚」とする二六〇号は、同年同日付、同印である。本覚

書は、「勝茂公譜考補」に同文の引用がある(佐近二二／四〇五・

四〇六頁)。また、藤野保氏は、この覚書を佐賀藩における「鎖国令」

の關係条規の初見史料としている(同一九八一年／四一六〜四二〇

頁)。なお勝茂の「来春の上国」は、寛永十四年閏三月十八日である

(勝茂江戸着、三三〇号)。

検見老人

福地三左衛門尉(家徳)
同 六郎右衛門尉(家徳)

検見老人

鍋嶋七左衛門尉(茂里)

与内より一人

鍋嶋市佑(高昭)
鍋嶋隼人(茂貞)

検見老人
与内より一人

鍋嶋淡路守(茂志)
鍋嶋安芸守(茂豊)

検見老人
家中より一人

諫早豊前守(茂歌)

右同

多久美作守(茂辰)

右同

鍋嶋若狭守(茂綱)
刑部太輔(鍋島清朝) 家中

検見老人
与内より一人

山城守(鍋島貞忠)
成富十右衛門尉(長利)

検見老人
紀伊守者より一人

鍋嶋式部(貞村)
紀伊守(鍋島元茂) 家中

検見老人
中務内より一人

鍋嶋中務(茂周)
鍋嶋右近(茂泰)

馬廻

検見兩人

神代伯耆守(常徳)
同 采女(常利)

検見老人
与内より一人

関 将監(清長)

二七六 鍋島勝茂検見割付覚書 (縦紙)

検見割付

已上、

(寛永十四年)
霜月十二日

(鍋島勝茂)
信濃守 (黒印)

多久美作殿

神代伯耆殿

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・神代常親に宛てた覚書。「勝茂公御年譜」・「勝茂公譜考補」によると、勝茂は寛永十四年の天草・島原一揆（島原の乱）に際して、江戸より国許に鍋島長昭を遣わして、十一月十二日付の軍陣の編成に関する指示を届けさせた（佐近一一二／九五～九八、四八六～四八九頁）。それぞれの「備」（親類格の一門とその陪臣による軍団（高野信治二〇〇二年）の軍功については、勝茂の指名する「検者・検見」（検使）とそれぞれの「備」から出す者とで検分することとしているが、本文書はそれに関する覚書である。従って勝茂は在江戸、茂辰等は在国である。なお、勝茂が指名した検使は、この後の寛永十四年十一月二十七日付の覚書から知ることができる（佐近一一二／四八九頁）。

二七七 鍋島勝茂覚書（豎紙）

覚

一前々ニ相替、家中ニ召仕者出来かね候儀、如何たる事共ニ而候はん哉、

何とそ仁出来候様ニ有度存候事、

付、人ハ持なし仕なしニ奇、並之者も能者ニ罷成と相見候事、

一物毎延立、其ノ無之と、皆々申候、縦能事談合ニ出候而も、右之分ニ候へハ徒事ニ罷成、家之作法悪事之根元、過之間敷と存候事、

一為国家、談合日を相定召置候付而、皆以打寄、其首尾とハ相見候へ共、

国家篇之沙汰ハ無之、或ハ碁・将碁（碁）、或ハ鷹咄・犬咄等、如此之為躰

之由、風聞ニ承付候、若必定ニ候へハ、以外成儀共候、右之分ニ候ハ、

諸事之用所ハ不相叶、其上他所家中之者ニよらず、是を於致見聞者、

当家物かろく、思入も無之、諸事あさまニ可罷成儀、不可然存候事、

卯月十三日

信濃守（黒印）
（鍋島勝茂）

長門殿
（多久安順）

石見殿
（諫早直孝）

若狭殿
（鍋島茂綱）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた覚書。三つ目の一つ書から勝茂が国許での様子を聞きつけて、安順等に訓戒を与えたものであることが分かり、勝茂は在江戸と考えられる。安順等は在国である。安順とともに宛所となっている鍋島茂綱は寛永六年五月十日（二六五号）には前名の「主殿」であり、諫早直孝は寛永十二年六月三十日

に死去するので、年次の上限は寛永七年、下限は同十二年となる。
このうち寛永九年は、勝茂は三月末に帰国(佐近二一／一三四頁)
するので、除外することができる。

諫早豊前守 (茂敬)
鍋嶋安芸守 (茂賢)
中野数馬佐 (政利)

二七八 鍋島勝茂覚書(豎紙)

覚

一 かれうた船着津之由到来之刻、一番組之人數者、早速諫早迄罷越、我等より之一左右次第、可参事、

一番組 但三段二 口上

二番組 但三段二 口上

三番組 但三段二 口上

一二番組、三番組者誘居、一左右次第、可参事、

一 紀伊守・甲斐守・刑部大夫、在江戸之儀候条、人数指出候儀、可為無

用候、自然入用之刻者、可申付候条、夫次第、可召寄事、

右之前、無相違様、可被申付者也、

申

卯月十四日 (正保元年)

信濃守(黒印) (鍋島勝茂)

鍋嶋若狭守 (茂禮)

多久美作守 (茂辰)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた覚書。勝茂・茂辰等は在国、鍋島元茂等は在江戸。年次は、鍋島直澄の表記が「甲斐」となる寛永十三年以降で、元茂が存命中の承応三年までの申年であることから、正保元年。

二七九 鍋島勝茂覚書(豎紙)

覚

一 城下十八町二駄賃馬六十疋、不断立飼候様ニ可被申付事、

付、六十疋之馬、西東之町三三十疋宛分候て召置可申候、

一 右馬散使兩人相定、町屋敷地料并諸公役、可差免事、

一 佐賀より内裏迄通馬駄賃、銀十四匁ニ相定候事、』 (豊前企救郡)

但、領中宿次之儀者、如此中、一里三分、山坂者四分ニ相定候事、

右領中小荷駄馬、無不足、馬も能成候様ニ、服部市郎兵衛申付候条、

先様念を入候様ニ可被申付者也、

寛永十四年

二月廿日

信濃守(鍋島勝茂) (黒印)

多久美作殿(茂辰)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた覚書。年次は寛永十四年。同年であれば、勝茂・茂辰は在国。

二八〇 鍋島勝茂覚書 (豎紙)

覚

一 今度河浪勘左衛門尉を以、実相院へ申入候口上之手頭、見可被申事、
一 去年之夏、鍋嶋伝兵衛所迄(茂敷)、実相院為礼御越候刻、御申候ハ、両社出入無之其以前方之札も有之儀候条、是も引可申哉之由候時、其御返事違却故、事六借可罷成と存候事、
一 先書ニも如申遣候、河上拜殿棟札之儀、両社出入無之何年前之札にて候と不被申越故、今度大僧正(天海)へ申入候刻も、難申存候つ、実相院へ今度申遣候ニも難計候事、
一 千栗本地堂棟札如何、はや打被申候哉、自然去年之年号ニ而、一宮と被書付候札ニ候ハ、新儀ニも可罷成候哉、於然者、』公儀如 御定、

御引候様ニ可被申候、右之札御引なく候ハ、河上之前方之札も引被中間敷と存候事、

一 先様両社一宮之札之出入候ハ、先我等へ被申届候様ニ可然候、さ候ハ、御定ニ無相違様ニ可申談候、其上にても不相澄候ハ、至其時、みなかみへ被仰入候様ニ、両社へ可被申渡事、

二月九日

信濃守(鍋島勝茂) (黒印)

長門殿(多久安順)

石見殿(論早直孝)

若狭殿(鍋島茂綱)

影庵(須古信明)

鍋嶋伝兵衛殿

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた覚書。勝茂は在江戸、安順等は在国。年次は寛永十年。本号は慶長末年以降河上宮(実相院)と千栗宮の間で争われた肥前国一宮相論に関わる文書で、四条目に見える「千栗本地堂棟札」は、寛永九年十二月十三日実相院尊純書状(佐古一/実相院文書九七号)において、尊純がその草案を見て一宮と書いてあることを問題としたもの。寛永九年末から十年四月頃の係争の経緯は以下の史料により辿ることができ、本号もこの一連の流れ

れの中に位置づけられる。

・十一月七日(寛永九年) 付天海書状写(佐古一/実相院文書一〇三号)

同日付双巖院某書状(同一〇四号)

・寛永九年十二月十三日付尊純書状控(同九六号・九七号)

・一月二十二日(寛永十年) 付勝茂書状(佐古一五/実相院文書統編三二号)

・二月九日(寛永十年) 付勝茂書状(佐古一五/実相院文書統編三四号)

同日付勝茂覚書(本号)

・寛永十年四月十八日付尊純書状(佐古一六/実相院文書統編八二号)

・二月二十七日(寛永十年) 付多久安順等連署書状(佐古二/実相院文書九八号)

・寛永十年四月十八日付尊純口上覚書(佐古一/三五三頁/実相院文書九九号)

・四月十九日(寛永十年) 付多久安順等連署書状(佐古二/実相院文書一〇〇号)

二八一 鍋島勝茂覚書(堅紙)

我等供之者覚

一定米何百石

何かし

内

一何十石

妻子飯米并家内番之者、知行方二懸置候被官切米飯米迄、

一何十石

上方へ召置候被官何人切米飯米迄、

一残ル米何十石

毎年借銀返弁、

一如右、一人宛之手前を相究召置、上方へ召連候刻ハ、馬乗ハ米式百八十石、乗懸之者ハ百八十石ニ而、妻子之覚悟并供仕候時之造作料迄、

相澄積ニ候間、妻子覚悟料并上方へ召連候被官切米飯米迄、知行之内

方相澄儀候間、残ル造作料算用前之分とらすへき事、

一上方へ不召連年、米を遣候へて不叶様子於有之ハ、其子細神代对馬守

へ申届、借銀返弁当之内方、对馬守筈を以可請取事、

一借銀返弁之米、鍋嶋伝兵衛請取候て蔵入借銀ニ相加返弁可仕事、

付、一人宛之返弁銀、毎年別帳ニ書載可召置事、

一一人宛之家内改之儀、对馬守へ申付候事、

付、横目之儀、对馬守以校量可申付事、

已上、

寛永八年

九月廿五日

(鍋島勝茂)
信濃守 (黒印)

(安順)
多久長門殿

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた覚書。年次は寛永八年。勝茂はこ

の年七月二十九日の江戸での嫡子忠直の婚礼前後までは在江戸（佐近一―二／三七六―三七九頁）だが、九月二十五日時点での所在は未詳。安順は在国か。

二八二 鍋島勝茂覚書（豎紙）

覚

一 不依蔵入配分所、百姓二代官・領主、又者庄屋・散使・別当として、無理非道仕懸候儀、其外百姓申出儀、可承事、

一代官・領主・庄屋・散使・別当ニ不恐、何事ニ而も、不殘可申出候、於然者、代官・領主・庄屋・散使ニよらず、其所を指替物敷、さなく候とも、何之道にも、勝手能様ニ可申付事、

付、申出儀、三年ニ一度宛、相究候処、其節者不申出、三年跡之儀申候とも、取次仕ましき事、

一 此中、度々百姓・町人・津之者より申出候趣を、我等承届、相濟候儀、于今滞儀無之哉否之事、

一 郡々点役多少有之哉、究之事、

付、

一 海道筋並津々船役、念を入改之事、

一 諸郡点役、諸岡彦右衛門尉（度之）点合之外ニ、夫之耆人もさし出候哉、

究之事、

此ケ条、寺社家山伏へも可申渡、

一 於郡々、尺八吹芸者、如此之無縁之者、留置候儀者不及申、一夜之宿をも借申しき事、

但、海道筋ニ而宿を借候儀者、不苦事、

右之条々、念を入、相改、銘々墨付を取、初之九月限ニ仕廻候而、我等へ可申聞者也、

寛永十九年

六月六日

信守（鍋島勝茂）（黒印）

石井弥七左衛門尉（正之）

成富勝兵衛尉

秀嶋四郎左衛門尉

牛嶋与三右衛門尉

大塚内蔵丞（宗利）

大隈安兵衛尉

村上源太夫（茂親）

副嶋五左衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より石井正之等に宛てた書状。寛永十三年九月九日付多

久茂辰宛鍋島勝茂覚書（二六〇号）と文面が近い。複数回出されたものか。寛永十九年は閏九月があるので、文末の「初之九月」という表現と矛盾しない。この年の六月三日に勝茂は、鍋島直茂の二十年忌に佐賀で出席している（佐近一―二／六九四頁）ので、六月六日も在佐賀であると思われる。正之外宛所の家臣たちも在佐賀。

二八三 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

（編纂史料上巻）
（多久茂書）
（金巻可重）

一（墨引） 函書まいる 信守（鍋島勝茂）

雲州への石、今日中ニ相渡可被申候、く、
これまで人を給、令満足候、其元上石さう地等、早々出来、可被罷帰候、我等罷居候内之様ニ、きひしく法度可被申付候、ゆうしや之儀共候ハ、後日可相知候、目出度やかて帰国待申候、かしく、

廿五日

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。勝茂も茂富も普請場にいる。本文書は、慶長十五年九月二十五日付で、名古屋城の公儀普請の最終局面でだされたものである（及川亘二〇一九年）。

二八四 鍋島勝茂覚書並多久茂辰等連署請状案（豎紙）

覚

一寛永十五年五月十五日ニ、紀伊守・甲斐守致登城候処、大炊頭殿・

讚岐守殿・豊後守殿被仰渡候ハ、以 上意御成敗之者有之砌、無 仰

付衆、加勢仲間敷由、前々御法度ニ被仰出候、於于今も、右之通ニ候、

乍然、隣国ニ 御法度を相背、至 上様企逆心候人、於有之者、無 上

意候共、打ひしき可然旨、 御説ニ候、小身衆一手にて不罷成儀者、

近国大身衆へ申合、可然由候、縦者今度之有馬事之類之由、被 仰候、

此様子、難合点分儀ニ候条、口上ニ而被 仰渡之由候、其御座へ松平

伊賀殿・安藤右京殿も御座候つ、但、仰渡之御人数ニ而御座候ハ、心

得不申候、

一五百石より上之船、此中御法度ニ候へ共、商人致迷惑之由被 聞召上、

商船ハ五百石之上、被成御差免候、乍然あてて作船之儀ハ、此中如 御

定にて候、此兩条、貴公様へ懇ニ可申遣由、被仰渡候、然処、今朝土

井大炊頭殿、河浪勘左衛門尉被召寄、昨日殿中にて、 上意之趣、我

等江被仰渡候へ共、大勢ニ而、承落シ之儀も可有御座と思食候ニ付而、

勘左衛門尉被召寄、重々被 仰聞之由ニ御座候、於様子者ハ、我々承

候ニ少も相替儀、無御座候、

右之通、江戸より申来候条、為心得、条数書拔、見せ申候、先様

其心得尤二候、已上、

(寛永十五年)

六月四日

信濃守 (鍋島勝茂)

長門殿 (多久安順)

若狭殿 (鍋島茂綱)

美作殿 (多久茂辰)

豊前殿 (諫早茂敬)

安芸殿 (鍋島茂賢)

市佑 (鍋島長昭)

諸岡彦右衛門尉 (茂之)

右、仰渡之趣、承届、奉得其意候、已上、

六月四日

諸岡彦右衛門尉

鍋嶋市佑

鍋嶋安芸守

諫早豊前守

多久美作守

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた覚書、ならびに多久茂辰外四名連署にての請状の案。勝茂は在国。安順等も在国。年次は寛永十五年。「右筆所日記」の寛永十五年五月二日・同十五日条参照。十五日

条末には、「右之趣、今日出仕之諸大名ニ大炊頭・讃岐守・豊後守伝之、無登城面々者大炊頭於宅可申渡之旨、其むより江相達也」とある。寛永十二年の武家諸法度の一部と、慶長十四年の大船禁止令の改訂を、寛永十五年五月十五日、江戸城で鍋島元茂・同直澄に伝えられ、それが国許の勝茂へ伝達された。勝茂は六月四日付で重臣たちへ伝え、その日のうちに請書をとろうとしている。また、寛永十五年のこの指示が出されたあとの佐賀藩における大船禁止令への認識が、正保期の三〇二号に見える。なお、同日中に、江戸よりの召喚（原城攻めの際の軍令違反処分について）の飛脚の老中奉書（五月二十二日付）が届き、勝茂は佐賀を出発している（佐近一―二／六五六頁）。

二八五 鍋島勝茂覚書（縦紙）

覚

一きりしたん宗跡さらへ之儀、(細川忠利)越中殿改之ことく、領中を一時之中二相

究之儀ハ、人余多入候て罷成間敷候条、領中を五日之間ニも家内をさ

かし候様ニ可申付事、

一右改之ため、其方差下候条、右究大目付ニ可然候事、

一右之ことく、五日之間ニ領中改候儀も、自然不罷成様子共候ハ、

(何方)

と分ニ申付、何日程ニハ可相究と、美作校量之程、以早飛脚、急度此地へ可申越事、

右之通、美作へ可申達候、已上、

寛永十三年

極月廿二日

信守(鍋島勝茂)
(黒印)

成松新右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より成松新右衛門尉に宛てた覚書。勝茂は在江戸。成松新右衛門は在江戸か在国か未詳。「越中殿改之こと」とあるのは、肥後領内での寛永十二年十一月より十二月までのキリシタン取り締まりを指す〔『細』一九ノ忠利三〇二六号〕。佐賀領内での取り締まりの関連史料として同年の二二三号・二四四号・二二六号・二二八号があげられる。

二八六 鍋島勝茂自筆書状(豎紙)

(端裏封上書)
「(墨引) 函書殿(多久茂富)
まいる

(鍋島勝茂)
信濃守」

其方儀、何之道ニも可罷上候間、其心得尤候、然者、たゞ今、面を以申

候一儀、此中早々可申を、何かと延引申候、伏見方長門殿へも急度談合可然候、さためて久市(久納茂俊)、長州へ様子申候て、可罷下と存候、筑州御念を被入事候間、とかく被仰次第二相澄候へて不叶事候間、其心得可被申候、此段貴所かゞさま、又内儀へも可被申候、恐々かしく、

十七日

勝茂(鍋島)
(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。勝茂・茂富の居所は不明ながら、国許ではない。また、「たゞ今、面を以申候」とあることから、両者は近いところに居ると思われる。「水江事略」によれば、茂富は慶長十三年三月に函書頭に改めたことから、年次はこれ以降となる。一方、久能茂俊が慶長十五年六月十六日に歿するので、同年が下限となる。花押は二四七号や四二三号と類似しており、慶長十三・十四年頃のものか。

二八七 鍋島勝茂自筆書状(折紙)

猶以、土手普請の事ハ、仕候て二可然に相極候間、とても事ニ、さむく不罷成間ニ出来候様ニと存候、已上、

一書申候、土手普請之儀、日限何比方仕懸り候ニ相極候や、承度候、先

様ハさむく可罷成候間、早々懸仕候様ニ可然存候、此比ハ左様の取きた不承候間、』申入候、様子返事ニ可承候、恐々謹言、

信濃守

八月四日

勝茂(鍋島)(花押)

(多久安順)
長門殿
まいる

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順とも在国か。年次の上限は安順の「長門」の表記から慶長十三年、下限は安順の歿年である寛永十八年となるが、花押は二四七号や四二三号と類似しており、慶長十三・十四年頃のものか。

二八八 鍋島勝茂覚書(折紙)

其地へ有之鶴

一鷺取五鳥也、前拝領、

上

一鷺取三鳥也、赤ふ、

上

一鷺取二鳥也、去年拝領、

上

一鷺取四鳥也、加賀守ら、 中

一青鷺取片鳥也、南部方、 上々

今度差下候鶴

きすなし、一ぶだう片鳥也、 上々

きすなし、但、此鶴きつき鷹二候条、念入候鷹師ニ可申付候、一せんすい片鳥也、 上々

きすなし、但、みよりのひうち羽少持出ス、一目かわり片鳥也、 上々

きすなし、但、両のひうち羽持出ス、来年之鳥也、出し直り候様ニ可申付候、一赤ふ片鳥也、 上

きすなし、一きしらぶ三鳥也、 上

はしいすか、但、時二方いきけよし、一いすか五鳥也か、 下

但、鷹師なく候ハ、此鶴美作か采女か二預可申候、若無比類鷺取候ハ、正左衛門尉手前ニ召置、可然候、(天本知徳)

右之鶴共、鷺をとらせ、能取候鶴之名を一と付、其次を二と、段々二十迄付候て、逸物申候鶴を、鷹師も能仕候者可被申付候、此段大木正左衛門尉へも申遣候、当分之上中下、為心得書付遣候、睨上中下相究候儀者、鷺をとらせ候上ニ相究可申候、已上、

十月廿六日

(鍋島勝茂)
(黒印)

美作殿

(神代常親)
対馬殿

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・神代常親に宛てた覚書。同月日付で宛所も同じ勝茂書状(一三五号)に「其元へ鶴五連有之儀二候、今度差下候鶴六連、合而十一連にて候」とあり、本覚書の内容と一致するため、同時に発給されたものといえる。したがって、本覚書の発給時の居所は一三五号と同じであり、勝茂は在江戸、茂辰・常親は在国である。また、年次も一三五号と同じであり、年次の上限は決めたがいものの、下限は寛永二十年である(一三五号解説参照)。

二八九 鍋島勝茂書状(折紙)

追而、あや小袖老令進入候、誠御音信迄候、以上、
態令啓上候、仍、今度被対御家、至某被頭御心底、御神文被懸御意、具
拝見仕候、忝次第紙面難尽之候、誠若輩之儀候条、毎事可預御指南事、
所仰候、先以此等之儀為可申述、
(持永茂成)
持助左差下候、委細口上相含候、恐惶
謹言、

(慶長元年)
後七月十一日

(鍋島)
鍋信濃守

(勝茂)
清茂(花押)

(多久安順)
龍六郎次様

人々御中

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂・安順とも在国か。勝茂は、文禄四年二月に信濃守となるので、同年が年次の上限、また慶長四年四〇五月頃に清茂から勝茂に改名するので、同三年が下限となる。この間で閏七月があるのは文禄五年(慶長元年)である。

二九〇 鍋島勝茂書状案(折紙)

一書致啓入候、然者、今度於江戸、從酒井雅楽頭殿・土井大炊頭殿、至拙者、被仰渡候者、両社出入之儀、公儀御事多中二被仰上候儀、御用捨
二被思召候条、口事如以前候而、双方之申分被相止、無事在之様ニ、至
両社、為我等、可申達之由、被入御念、被仰聞候、然上者、縦如何躰之
御』存分之儀御座候共、被成御堪忍、如前々ニ、被得其意、御儀定肝要
ニ存候、於委細者、年寄共可相達之条、不克具候、恐惶謹言、

六月十七日

信濃守

勝茂御判

玄純様

御同宿御中

【解説】

鍋島勝茂より玄純に宛てた書状案。玄純は千栗八幡社僧。千栗・川上両神社の肥前一宮相論に関する書状案である。本状の正文が「実相院文書 続編」(佐古一五／三二号／二二〇頁)に収録されている。写しが「実相院文書」(佐古一／八五号／三三九頁)にあり、「元和九年也」と書き加えられている。本状は「勝茂公譜考補 三坤」(佐近一―二／三四五頁)に引用され、玄純からの返事も収録されている。よって年次は元和九年と判断できる。元和九年六月の勝茂の居所は京都である。

二九一 鍋島勝茂書状(折紙)

已上、

一書申遣候、仍(職直)榊原飛彈守殿・馬場(利重)三郎左衛門殿、長崎より御上之刻、乗船之儀、手寄二候条、我等船二御乗候様ニと、以書状申入候間、右兩

通、其地より使者被申付、進之候て可然候、御所へ船御馳走申候儀、過分之造作二候へ共、手寄之儀候条、申入候へて不相叶事候、御一人計へ申候儀も不罷成候故、』同前二申入候、去夏、此地御立之刻も、御所へ申入候へハ、飛彈殿計、手前之船二御乗候条、今度も御一人可有御請かと存候、若又御兩人ながら可有御乗由候ハ、其通ニ可被仕候、御所方之御報、其元ニ而内見候て、船用意等、可被申付事尤候、船数之儀者、去夏飛彈殿へ御馳走申候時之ことくニ可然候ハん哉、森口屋庄左衛門尉へ使之者相談仕候様ニ可然候、』左も候ハ、八木其外賂之色々、去夏飛彈守殿船二嶋八郎右衛門尉手前より乗セ置候ことくニ、銘々乗せ可被申候、右御兩人へ之書状之案文遣候間、披見可被申候、使者口上ニも、書中之通相達候様ニ可被申付候、謹言、

信濃守

八月六日

勝茂(黒印)

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰と彦右衛門尉は在国。長崎奉行の榊原職直・馬場利重が長崎から江戸へ帰る際、鍋島家から船を出す提案をしたことを知らせてい

る。榊原と馬場がともに長崎奉行である期間は、ふたりが一緒に長崎に赴任する寛永十三年五月以降、榊原が同十五年に天草・島原一揆（島原の乱）での軍規違反によって罷免される寛永十五年六月二十九日までとなる（『徳川実紀』寛永十五年五月十九日条）。文中に「去夏、此地御立之刻も」とあり、二年続けて揃って長崎へ来ている状況から、本状の年次は寛永十四年となる。

二九二 鍋島勝茂書状（折紙）

改年之吉兆目出度申納候、仍極月十八日連判之書状到着、具令披見候、
然者紀伊守・甲斐守・刑部太輔、手前不相続付而、以来、物每よしめ、
可相続覚悟、無緩様ニと、旧冬多々良久兵衛を以、申遣候付而、色々諸
事相改候へ共、不足有之故、其方四人、市佑其外頭々へ相談候処、兄弟
三人之内、一人宛、替々江戸へ相詰、兩人ハ在国申候様、相調候ハ、
可相続積候由、被申越、得其意候、兄弟三人よりも、右之通細碎申越候、
一段可然くりにて候、我等存候も、如其候ハ、可相続と存候、乍然、公
儀ニ申上様、一円不及分別、物毎御老中へ申上、被成御合点、可被得 上
意由ニ而御請取候、縁辺事之様成儀、又者証人之くり替など之並有之儀
さへ、一兩年も押移、急度不相澄儀候、然所、御奉公方ニ相成儀者、申
上候へて、数年爰元詰来、剩近年者親子替ニ被 仰付候時刻、自余之並

も無之御訴訟、如何申上候而可然候はん哉、不及合点候、乍去、よき次
而も候ハ、松平下総殿などへ窃相談候て見可申かと存候、下総殿も、
申上候様ニとハ被仰間敷と存候、さ候へハ、仕候へて不叶 公儀事者、
相止候儀、罷成間敷候、何とそ弥よしめ見可申儀者、供之人数、方々へ
之音信・振舞方、家中くり替、其外私之遣方を堪忍、か様之儀をよしめ
候方外、有之間敷と存候、此状兄弟三人上口着候者、右之趣、能被申
付候、三人之内、一人宛相詰候様ニと申上候儀、公儀可難成儀者、
其方推量も可有之事候、相調間敷儀を被申越候儀、無心元存候、何も期
後音候、謹言、

信濃守

勝茂（黒印）

寛永十七年乙
正月十六日

若狭殿
（鍋島直朝）

美作殿
（多久茂辰）

豊前殿
（鍋島早茂）

安芸殿
（鍋島茂實）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。勝茂の子鍋島元茂・直澄・直朝の三人のうち一人ずつ交

代で江戸に滞在できないかと国許から提案があったことに對し、勝茂は実現は難しいと答えている。年次は、直澄が甲斐守を称していることから寛永十二年以降（佐近二一／一六七頁）、松平忠明の歿年月（寛永二十一年／正保元年三月歿）から正保元年以前。この期間で、勝茂が一月に江戸に居るのは、寛永十三年、十六年、十七年、十九年であるが、直澄が寛永十二年から在江戸となるため、十三年は「数年爰元詰来」の記述に合わない。寛永十八年五月から十九年二月の間は元茂は佐賀に帰国している（佐近二一／三五〇・三六四頁）。また、寛永十五年十二月末に勝茂の逼塞が赦免されており、寛永十六年正月に元茂らの在江戸が話題になる可能性は低く、寛永十七年の可能性が高い。

二九三 鍋島勝茂書状（折紙）

六月廿五日之返札、具令披見候、

一領中津々浦々番所之書立被相越、見届、其外手賦、何も可然存候、

一きりしたん改之儀、先日、以飛脚申遣候刻、委細者、重而以使者可申

越通、書載候へ共、無別条候故、無其儀候、弥番所以下書付之趣、無

相違被申付、夜白無油断様、可然候、

一山崎権八殿（正信）へ馬場三郎左衛門殿より之文箱相届、権八殿方我等へ之御

報給候旨、被相越、令到着候、』

一堀田加賀守殿下屋敷ニ、此程（正徳） 上様被成 御成候刻、南部二而捕候伴

天連、御直二様子被聞召上候処、右船ハおらんだニ相究之由候、為

意得申遣候、

一爰許無相替儀、我等事、弥息災二候て、切々登 城申候条、心安可被

存候、

一（マ）今月十八日ニ朝鮮之信使令登 城、両 上様へ御礼申上候、七五三之

御振舞、其上御能被 仰付、不大形御馳走にて候、我等儀も衣冠之装

束二而罷出候、右御礼之次第、別紙ニ書付、』紀伊守・甲斐守・刑部へ（鍋島元茂）

遣候、見可被申候、左候て、日光へ朝鮮人参詣申、此程罷歸候、然者、

去三日、酒井讚岐守殿・牧野内匠殿、両 御上使二而、朝鮮人へ被下（信成）

御暇、今日爰元罷立候、朝鮮人へ被下候物之書立、是又紀伊守・甲斐

守・刑部太夫へ遣候、曲馬乗候を可被成御上覽由候而、やよすかし掃（八重洲河津）

除半二候、曲馬乗候者ハ、跡立、爰元罷立之由候、今度朝鮮人』参上

候刻、海道泊々にても、無残所御馳走之由候、何も重而可申遣候、謹

言、

信濃守

八月六日（寛永十七）

鍋嶋若狭殿（茂徳）

多久美作殿（茂徳）

勝茂（黒印）（鍋島）

諫早豊前殿(茂歌)

鍋嶋安芸殿(茂賢)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、鍋島茂辰等は在国。山崎正信、馬場利重が揃って長崎奉行に在任していたのは、山崎が就任する寛永十九年十月二十六日（徳川実紀）から山崎が歿する慶安三年（佐近八―三ノ二八八頁）の間。「南部ニ而捕候伴天連」は寛永二十年五月、盛岡藩領山田浦に着岸したオランダ東インド会社の船ブレスケンス号の乗組員をさす。「朝鮮之信使」は家網誕生の祝賀のため訪れた、寛永二十年の朝鮮通信使である。以上から、年次は寛永二十年となる。

二九四 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、

一昨日、松平伊豆守殿(信綱)より、以御奉書、被仰聞候ハ、御用之儀候条、御城罷出候様ニと御触付而、諸大名不殘登、城申候処、御三人之御老中、井伊掃部頭殿・土井大炊頭殿・酒井讚岐守殿(利勝)、堀田加賀守殿(正盛)、其外各

御同座ニ而被仰渡候ハ、加藤式部儀(明成)、去年時分より御佗言申上候ハ、其身病者之儀候故、御奉公難成候条、御知行之儀差上ケ申度由、御老中迄数度被申上候付而、被加御異見候へ共、無承引、当年東国衆御暇前之儀候条、当三月ニ、右之段、達而御老中へ申上、別ニ存候子細も無之、病者故、如此申上候通、誓紙を以、被申上候付而、其段、被成、御上聞候へハ、親ニ候左馬助、関ヶ原ニ而致御奉公候付而、御心安被、思召上、会津へ被遣置候、就其、式部儀も御懇ニ被、思召上候処、未年も寄不申ニ、病者故、御奉公不罷成由申上、殊家中ニも人無之故ニ候条、会津之儀、被召上候、さ候て、子ニ候内蔵助へ、石見ニ而一万石被為拜領候条、せかれ儀者、御奉公申上、名字を殘申候ニと被、仰出候、此段、何も御聞せ被成候由、被仰渡候、式部儀も、息内蔵助と二所ニ石見へ可罷有由候、右之仕合、式部氣替にても候ハん哉、苦々敷儀と下々批判尤候、

一右之様子被仰渡候後、於御次之間、諸大名へ松平伊豆守殿被仰候ハ、奥州之内、岩木と申所之沖を、大船二艘罷通之由候、若かれうたにても可有之候哉、最前も如被仰渡候、諸国津々浦々、別而無油断様可申付候、奥州金花山(金華山、牡鹿郡)などへ着可申儀も可有之候条、松平陸奥守殿(伊達忠宗)其外東国之各、無油断、可被入念候、中国・四国・九州ニおひても、無緩様、堅可申付由、被仰渡候、右之通候条、我等領分ニ而者、深堀ならて異国船着岸之所無之候条、弥念を入、無油断様、可被申付候、自然か

れうた左右成船相見候ハ、早速山崎権八殿(正信)へ可申届由、田代猪之介へ稠敷可被申付候、右之通、為可申、令書達候、謹言、

信濃守

五月四日

勝茂(鍋島) (黒印)

鍋嶋若狭殿(茂綱)

多久美作殿(茂辰)

諫早豊前殿(茂敷)

鍋嶋安芸殿(茂賢)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国である。

寛永二十年五月、陸奥会津藩主加藤明成が、幕府に領地返上を願ひ出て隠居した(「寛政譜」)。五月三日、老中より諸大名に、この会津藩領収公と嫡男明友に石見吉永一万石を下賜することが伝達された(「徳川実紀」)。寛永二十年五月三日条・「寛政譜」。また同年四月、オランダ東インド会社のカストリウム号とブレスケンス号が本州北部東沿海を航行しており、外国船の目撃情報が幕府に報告されていた。ブレスケンス号は盛岡藩領山田浦に寄港する(レイニアー・

H・ヘスリンク一九九八年／八〇一七頁)。これらのことから年次は寛永二十年である。

二九五 鍋島勝茂書状(折紙)

已上、

九月十八日鍋嶋市佑(茂徳)・勝屋勘右衛門尉(茂色)・関将監(清長)・鹿江茂左衛門尉へ之書状参着、令披見候、然ハ家中之者、当年過分之損亡仕候上、其身〳〵之借銀為返弁、知行五部差出候付而、普請奉行之者共、此地へ罷上候儀、何とも手つかへ難成様子被申越、得其意候、右之儀ニ付而、先日石井久左衛門尉にて、勘右衛門尉・将監・『茂左衛門尉方申遣候条、定而参着可申と存候、さも候へハ、当年五部之儀、何も以相談、家中之者借銀過分ニ有之儀候条、当物成方知行半分引分、借銀致返弁候様ニ可申付通、被申聞候付而、其身〳〵之為候条、其分〳〵(二カ)可然通申候、然処ニ、当年ハ大風大水ニ而、過分之損亡仕候上、公儀御普請役相調、扱又五部差出候儀、世上之批判も如何敷存候条、先以、今年五部之儀ハ』相延候ても可然候ハん哉、此跡も度々右之類之儀、何も以談合、被申候条、任其候へハ、世間之批判ハ、我等申付様悪敷ニ取沙汰申候由、承候付而、申遣儀候、万事之儀、其方へ相任候間、立入候て氣遣被申、親類中へも談合候て、可然様ニ可被申付事尤候、為其、態一書申遣候、恐々謹言、

信濃守

(寛永十二年)
十月晦日

(鍋島)
勝茂(黒印)

(茂辰)
多久美作殿

進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国と考えられる。

本書状はつぎのことから寛永十二年に比定することができる。①勝屋茂為の存命は寛永十三年二月頃まで確認できる(四〇・二二六号)。②「道徹様御一代之記并御遺言写」によると、鍋島長昭は、寛永十二年二月初めより普請のため江戸に上り、翌十三年も勝山大蔵事件の処理のため在江戸である(佐近八―二/四五―一頁)。③寛永十二年六月、勝茂は茂辰に「国元諸事仕配」を命じ、蔵入・小物成・公儀料を委任した(藤野保一九八一年/二三九頁、佐古二一/多久家書物御什物方指出五号)。④多久家書物御什物方指出七号(佐古一一)寛永十二年六月二十三日付、多久安順より勝屋・関・鹿江宛に、「御家中知行半分引分」による借銀返済の記述あり。二二六号(寛永十三年二月二日付)では、家中「五部差出」は江戸城普請にかかると費用のため困難であり、勝茂は判断を保留している。⑤本書状「当

年ハ大風大水ニ而」について、二二七号(寛永十二年八月十九日付)

は、七月二十五日の大風による被害を記している。なお文字欠損部の校訂注は、「多久家有之候書類」(鍋〇一五/二二)による。

二九六 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、右就御祈禱、女共へ之書面披見申候、念を入候儀、新敷申も疎存候、已上、

一書令啓候、仍、先日川上実相院ニ而御祈禱之儀、女共方申遣候付而、(摩訶)僧正別而被入御念、二千座之護摩御成就候て、御札守被相越、則頂戴申候、実相院一入御情入候通承届、忝存候由、心得候て、可被申達候、将又、我等為祈禱、其方、私ニ星之祭執行候て、御守給、是又令頂戴候、重々被入念候儀、不浅存候、何も期後音、不能具候、謹言、

信濃守

(鍋島)
勝茂(花押)

七月五日

(茂辰)
多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸か。茂辰は在

国。年次未詳。花押は寛永初年から同十五年の前半まで使われているものに似ている。

二九七 鍋島勝茂覚書（折紙）

御普請御奉行衆

三 牧助右衛門殿 （長帯）

三 山本新五左殿 （重成）

三 瀧河豊前殿 （忠臣）

二 佐久間河内殿 （政實）

二 佐藤駿河殿 （殿忠）

二 山代宮内殿 （殿）忠心

右衆へ遣物、其元以校量、可被申付候、此外穴太又右六人之下使之者へ、見合候て遣可被申候、銀子之儀者、其元有之』つき内、先以遣可被申候、重而可承届候、以上、

正月二日 （慶長十三年）

信（黒印） （鍋島勝茂）

多久長門守殿 （安順）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた覚書。長門の表記から年次の上

限は慶長十三年である。下限は佐藤堅忠の歿年月より慶長十七年である。東京大学史料編纂所架蔵写真帳「山内家御手許文書」二（高知城歴史博物館所蔵「山内家文書 長帳（甲一）」）に、「当府御手前御普請之儀」と記された、普請奉行衆より山内対馬守（忠義）宛の書状（十月十七日付）がある。山内忠義は、慶長十年七月対馬守に叙任、十一月襲封、十五年閏二月土佐守に叙任であるので（「寛政譜」）、この書状は対馬守の表記からも、駿府普請時と確定できる。本覚書は、この書状と普請奉行衆の名前が一致するので、年次は慶長十三年である。安順は、慶長十三年駿府普請に参加し、同年秋帰国である（「水江事略」、佐近八一—六七七・六七八頁）。二五七号（正月二日付、勝茂より安順宛）は、普請奉行への「遣物」について書かれていることから、本書状と同日付で作成されたものと考えられ、「昨日の御打立」とあることから、安順は元旦に佐賀を立ち駿府へ向かう途中と推測される。また勝茂は、「我等もやかて可罷上候」とあるので、在国の可能性が高い。二四七号（慶長十三年、七月十二日付）も、勝茂から駿府普請場の安順に宛てた書状である。なお「穴太」は近江国滋賀郡穴太を本貫とする石工である。

二九八 鍋島勝茂書状 (折紙)

今日之為祝儀、使者被相越、鶉一籠七給、被入念候儀、令祝着候、我等事、弥気色能、無為候条、心安可被存候、来ル廿日過二八帰城可申候条、何も其節、以」面前、可申達候、謹言、

信濃守

十二月十五日

勝茂 (鍋島) (花押)

多久出雲殿 (茂矩)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩に宛てた書状。勝茂は在国。茂矩は在佐賀。年次は、上限が茂矩が生まれた寛永七年、明暦二年二月に「長門守」と改めることから、下限は明暦元年。

二九九 鍋島勝茂書状 (折紙)

先月十九日中野数馬・出雲監物へ之書状、令披見候、仍我等此中相煩候由被承、其方父子手前を二夜三日之行法執行被申之由、念入候之儀、令満足候、典薬衆薬令服用、其上所々灸など申候故、気色すきと能候付而、一昨節句二令」登城、両上様へ首尾能御目見申候条、心安可被存

候、作安も此地へ召寄、弥無油断養生申事候条、気遣被申間敷候、此段

美作かへも状可遣候へ共、無別条候間、無其儀候、書中披見候様二可

然候、何も期後音候、謹言、

信濃守

九月十一日

勝茂 (鍋島) (黒印)

多久出雲殿 (茂矩)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂矩は在国。年次の上限は、家綱が生まれていることから、寛永十九年。鍋島茂道の呼称が「監物」から「式部」に変わるの慶安四年十一月であるので、下限は慶安四年。出雲監物が鍋島式部に改名する前であるため、承応元年。この間で勝茂が九月に江戸にいるのは、寛永二十年・正保二年・同四年。

三〇〇 鍋島勝茂書状 (折紙)

猶以、其方内儀を伝言之通承届、祝着申候、相心得可被申候、以上、為見舞、使者被相越、大鮎一折三給、被入念候儀、令祝着候、料理候而賞味可申候、一昨晚八事之外之大雪降、一入之寒にて候、我等事、弥無

為二候条、心安可被存候、昨日、仕合能鷹二鶴を取飼候而、満足』申事候、明日帰城申儀候条、何も以面可申達候、謹言、

信濃守

師走朔日

勝茂(鍋島)(花押)

多久美作殿(茂辰)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在国。茂辰は在佐賀。年次は、「其方内儀」とあることから上限は美作婚姻後の寛永二年、下限は勝茂が明暦二年九月に江戸に行き翌年二月歿することから明暦元年。

三〇一 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、徳寿院様より、我等気色如何候哉と被仰聞、忝存候、此書面(多久安順室鍋島氏)

之通、可被申上候、出雲方も使者相越候、右之段、出雲母・出雲(多久茂辰室鍋島氏・天性院)へ

へも可被申聞候、銘々、以書状、可申候へ共、取込候故、無其儀候、以上、

為見廻、田代市左衛門尉被指越、殊見事之美濃柿・梨子一箆給、被入念

候儀、令祝着候、我等事、今昼長崎令着、丹後守同前二御三人之御奉行衆へ見廻候て、深堀へ相越候、船中道中二而も気色無相替儀、別而気分能候条、心易可被存候、随而御奉行衆深堀へ申請候儀、来ル廿二日三日両晩間二可申請と存候、振舞相澄候迄、市左衛門尉儀付置可被申之由、念入たる』儀候、爰元首尾能相仕廻、頓而可令帰城候間、其節以面可申候、謹言、

信濃守

九月廿日(承応元年)

勝茂(鍋島)(花押)

多久美作殿(茂辰)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在長崎。茂辰は在佐賀。光茂とともに長崎に着いたことを知らせている。勝茂と光茂が九月に在国していたのは承応元年と三年であり、承応元年九月は勝茂が長崎見廻を務め、初帰国した光茂が同行している(佐近一一二／七七三頁)。承応三年は光茂が代理で長崎見廻を務めている(佐近一一二／七八五頁)。このことから、年次は承応元年と考えられる。

三〇二 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、先月廿四日の飛脚、昨十四日参着、（鍋島正純 中野政利）監物・数馬迄之書状、令

披見候、同廿七日八日、下之関辺大風吹之由、飛脚之者申候、定而

其元も可為同前と存候処、于今左右無之、無心元存候、已上、

八戸左馬允二而、手頭を以申遣候点合之書立、其後、以飛脚申遣候点

合、七月廿一日美作・彦右衛門尉（多入茂辰 龍開茂之）之書状相届、何も令披見候、

一 霽楼船之儀申遣候付而、其点合被申越、得其意候、然者、当年者御訴

訟船参間敷と、今度渡海之おらんだ申之由、承届候、此中、爰許二而

も其通取沙汰二候、乍然、霽楼船隣国並二誘置候へてハと存、申遣候、

霽楼之儀用意無之候てハ、公儀二其隠有之間敷事候条、不心懸二も可

相』成と存候、其上、来年者又々長崎御番可被 仰付と存候、さ候へ

ハ、来年誘候霽楼を当年仕立召置候へハ、少々造作入増候ても、並二

不迦、自余之間も可然存候付而申事候、此中深堀へ誘置候霽楼者、二

艘組二而、手をもく候付而、木形を作り、其元にて大物頭共寄合、吟

味仕候へハ、二艘組ハ、船之取廻シ梶其外不自由二候、其上浪風など

之時も、扱候儀可難成由、何も申候付而、老艘立手かく小霽楼二仕、

石火矢一二丁、大筒二三丁宛も乗せ組候分二可然候はん哉之由、被申

越、我等も内々其通二存候処、令啐』啄、可然存候、右霽楼廻船二賃

銀を取せ、先以四五艘被申付之由、得其意候、先様霽楼数廿組仕立可

召置と存候、さ候ハ、一艘立二候て、先以十組、当年中二相調候様

二可被申付候、尤深堀へ誘置候霽楼二組加テ十組、誘可被申候、船之

儀者、是又廻船二賃銀を取せ可被申付候、残十組之儀者、来年我等罷

下候而可申付候条、其心得候而、材木等寄せ置、無手問、早々出来

候様二、今より其用意尤候、若二艘立二も仕候而可然儀も候はん哉、

是又下着候而、吟味之上、可申付候、内々其心得可被申候、』

一本船二相成候大船、新敷作せ可申哉之由、左馬允にて被申越、尤存候、

乍然、大船作り候儀者、御法度之儀候条、馬場（利息）三郎左衛門尉殿・山崎

権八殿（正徳）へ遂御内談、其上二而可申付と存候、余不急儀候条、後便二可

申遣候、

一 深堀之嶋二小屋懸候儀、申遣候付而、大木兵部（統清）・山本甚右衛門尉深堀

へ指越、見積候て差図仕候を相越、見届候、松平右衛門佐方小屋ハ何

も板ふきの由申越候へ共、深堀嶋之小屋ハ板ふき二つか三つか、余ハ

皆かやふき二可申付と存候、乍然、嶋二小屋懸之儀も、三郎左殿・権

八殿へ可遂御内談と存候条、是又後便二可申遣候、』

一 領中二廻船之大船無之付而、我等手前（重徳）三百石程之船作せ、商人二預

置如何候はん哉之由、申遣候処、何も可然之由被申越、得其意候、弥

右之通二議定申候、さ候へハ、大坂二売船可有之由承候、余古キ船に

てさへ無之候ハ、三百石内外之船承合、十艘買申候様二可被申付候、

大坂にて新敷作り候ハ、目二立、不可然存候付而申事候、右十艘之

内、二三艘ハ国元にて作り候儀、罷成間敷候哉、於然者、何板二而成

共作せ可被申候、売船大形之直段承合、申越候者、随其、代銀之切手可指出候、さ候て、大坂二而舶買候者、一度二差下候儀者、能も』有之間敷候条、一二艘宛、段々ニ可差下候、

一来年長崎御番被 仰付候者、鍋嶋七左衛門尉儀、此地より之一左右次第、深堀へ可被指越候、其上二親類中より一人宛、替へ、深堀へ付置可申と存候、就其、名付遣候条、見届可被申候、一番目ニ誰、可被罷越由ハ、来春被下 御暇候ハ、先立可申遣候条、内々何も其用意尤候、鉄炮数并与頭何人遣置候儀、当年右衛門佐方鉄炮并物頭之員数、慶春 平田助左衛門尉、切々書付相越候へ共、段々違却申候付而難計候条、能承合、急度可被申越候、随其、鉄炮数并与頭』何人と有儀者、相究可申遣候、

一委細之儀者出雲監物より申遣候条、可被得其意候、謹言、

信濃守

八月十五日

勝茂(黒印)

鍋嶋若狭殿

多久美作殿

諫早豊前殿

鍋嶋内蔵助殿

鍋嶋縫殿助殿

諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋嶋勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。年次は、「霽楼船隣国並ニ誘置」くこと(二三四、一三三五号)や慶春・平田助左衛門尉が長崎に派遣されていること(七一六号)、また、「同廿七日八日、下之関辺大風吹之由」が伝えられていること(一二三六号)から、正保二年に比定される。

三〇三 鍋嶋勝茂書状(折紙)

猶以、道中気色能参着申候間、心安可被存候、右之通、徳寿院様へ、可然様、被申候而可給候、已上、

出船之儀、為可被承、内裏迄使者被相越、念入候儀、令満足候、天气能、今日内裏着候而、則乗船申候、日和見合、出船可申候間、心安可被存候、何も期後音候、謹言、

信濃守

五月二日

勝茂(黒印)

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は参勤途上で在豊前内裏、茂辰は在国。年次は、多久安順室が「徳寿院様」と称されるため、安順歿後（寛永十八年十月二十六日以降）であり、寛永十九年以降で五月二日が勝茂の参勤途上なのは、寛永二十年か正保四年。寛永二十年は三月二十四日に室津を通過している（三三二一号）ことに鑑みると、正保四年に絞られる。本書状と同日付かつ多久茂辰宛で内容も似ている一六八号が正保四年に比定されていることも参考になる。

三〇四 鍋島勝茂書状（折紙）

正月十三日之書状参着、令披見候、仍、（鍋島光茂）翁介旧冬仕合能 御目見申候為祝儀、遠路態使者被差越、令祝着候、殊翁介所へ、右為祝儀、太刀馬代金子一部被相越、念入候段、幾久と目出度存候、何も期後音、不具候、恐々謹言、

（寛永十二年）
二月十四日

（多久茂辰）
美作殿

進之候』

信濃守

（鍋島）
勝茂（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。年次は寛永十三年。本文に「翁介旧冬仕合能御目見申候」とあるためか、『佐賀県史料集成』は本文書の年次を「（慶安二年カ）」とし、光茂元服時の將軍拝謁（慶安元年十二月二十二日、佐近二一三／四頁）に係るものと推定している。しかし、差出書の勝茂花押は寛永十五年以降使用された所見がない。また勝茂は光茂元服時の將軍拝謁の様子を慶安二年一月十八日頃に国許で聞いており、同年二月も引き続き在国中である（佐古／有田家三三三号・三六号）ことからこの推定には従うべきでない。本文書は、光茂が、寛永十二年一月に疱瘡で急逝した勝茂嫡子忠直に代わり次期佐賀藩主と認定してもらうために計画され、同年冬に実現した將軍拝謁に係るものと考えるのが妥当であろう。

「寛元事記」等の藩主の年譜類は、光茂が初めて家光に拝謁した年を寛永十四年とするが（佐近二一三／七・一八九頁、同二二／四〇六頁）、翌寛永十五年二月は勝茂が天草・島原一揆（島原の乱）のため従軍中で島原にあり、本文書の状況とは合致しない。寛永十四年二月と仮定した場合も、勝茂が在国中でやはり状況が合わない。寛永十三年二月であれば勝茂は江戸にあり、「旧冬」の光茂の將軍拝謁

謁を寛永十二年冬の出来事とすれば矛盾がない。従つて、本書状は、その成功が国許に報じられ、家臣たちから祝儀の使者が送られたことに対して、翌十三年二月に一八六・二一二号の覚書と共に勝茂が返信した礼状であると考えられる。

三〇五 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、爰元にて何方より鷹参候時、又方々へ鷹もらひニ遣候刻、鷹師無之候て事闕候、さも候へハ、先様我等上下ニ召連、江戸にて之鷹師ニ可仕と存候付而、此中相尋候へ共、無之候間、其方三人談合候て、若キ鷹師九人歎息候て、被差上可給候、然ハ、与付之者か、さなく候ハ、其方家中之者にて、又無足之者ニ而も、切米四五石程にて『可罷居者、可然候、九人之内三人宛、其方銘々請取ニ候て相尋、無油断、此地可被相越事尤候、為其、一筆申遣候、恐々謹言、

信濃守

極月廿六日

勝茂（花押）

美作殿

豊前殿

左京殿

進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。年次は寛永十五年か。同形の花押は、寛永十五年六月八日（三五二号）〜同年十二月二十七日（二七〇・四〇六号）に所見があり、寛永十四年十一月日（一六号）以前と寛永十六年一月十五日（四四七号）以降は別の形である。これにより本文書の年次の可能性は寛永十四年か翌十五年となるが、寛永十四年十二月末だと茂辰や諫早茂敬は天草・島原一揆（島原の乱）のため従軍中であり（佐近二二／九六〜一〇二頁）、この書状が示すような状況は想定しがたい。

三〇六 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、傍之者共并鷹奉行共へ、猪肢ニ被相越候由、重々念入候儀と存事候、以上、

今日之為祝儀、使者被相越、大鮎一折五給、毎度被入念候儀、令祝着候、我等事弥気色能、無為候条、心安可被存候、来ル廿日過ニハ帰城可申候条、其節以面前可申達候、其方内儀より之口上も『承届候、相心得可被申候、何も使者可申候、謹言、

信濃守

十二月十五日

勝茂(鍋島) (花押)

多久美作殿(茂辰)

進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂・茂辰は共に在国、勝茂は領内で鷹狩中と思われる。年次は不詳。茂辰が婚姻後であるため寛永二年以降、勝茂存命により明暦二年以前。類似の内容の書状は一二・一五四・二九八号等、同形の花押は三三・一六四・一七四・一九七・二九八・三〇一・三七六号等に見えるが、年次比定の手がかりはない。

三〇七 鍋島勝茂書状 (折紙)

尚以、孫左衛門尉(八巻)・右馬允大坂へ罷上候儀、遅々申候ハ、能鷹ハ皆々有之間敷候条、一刻も急候て罷上候様ニ可被申付候、若孫左衛門尉当病などにて、罷上候儀不相成候ハ、乍太儀かるく候て、兵部罷上候様ニ可被申聞候、宗対馬殿大坂之留主居と取合も能候ハ(大木統譜)んと存、申事候、右馬允若指合候ハ、高木弥左衛門尉罷上可然候、若又田代へ鷹参候共、それニハ不相構、大坂へハ鷹数可有之候条、(肥前国基肆郡・美父郡)

可罷上候、二連大坂にて取候様ニと申遣候へ共、能鷹二連なく候ハ、一連にても取可申候、又よく見切候鷹なく候ハ、一連も取不申候而も不苦候、田代へよき鷹参候ハ、鷹師共差越候て、よく見切、必鷹を可取鷹二候ハ、一連取可申候、已上、一書申遣候、

一河原権左衛門尉儀、一昨日当地令着候、何とて遅ク罷上候哉と申聞候へハ、其方方此地へ之用所共候由にて留候故、延引候由申候、原(主題)十左衛門尉ニはつれ候て、鶴振下候陸之者兩人、是又爰元遅着申候由、権左衛門尉へ相尋候へハ、用所次第、可差上由、其方申候段承候、此地御普請ニ付而、陸之者すくなく候て事闕候ニ、何とて早々不差上候哉、不念之儀ニ存候、右之段、諸岡彦右衛門尉も存候』由、権左衛門尉申候条、彦右衛門尉へも右之通可被申聞候、右陸之者共、二月末より鶴取ニ南部へ可遣と存、年内早々罷上候様ニと申付候、如何、二月之末ニ爰元参着可申候哉、待かね申事候、若于今、其元打立不申候ハ、原十左衛門尉も三人ながら同前ニ、急度罷上候様ニ可被申付候、一去年、去年、求候大鷹、四連ながら旧冬仕くさらかし候て鷹取せ不申、役ニ不立候、然ハ、大坂へ若鷹余多参候由承候、八谷孫左衛門尉・右馬允儀、急度大坂へ差上せ、若鷹二連取せ可被申候、大キ』成鷹、目青色之鷹、下おとりの鷹、くひ長キ鷹、右之分きらいにて候条、其心得候て、能目利仕、かい候様ニ可被申付候、代銀ハ何銀成共、先以

取替相渡候様ニ、可被申付候、右馬允仕候鷹ハ、鳥や前ニ候条、別人へ被申付可然候、今一人ハ鷹師くりかへ候て、鷹取之外之鷹据候者、差上せ可被申候、

一此地にて方々へ鷹もらいニなど遣候時、鷹師すくなく候て事闕候条、大木正左衛門尉〔知清〕手前之九右衛門〔尉〕、山本清五左衛門尉手前之「左馬允儀、陸之者ニなし可申候条、兩人なから則此地可差上候、九右衛門尉・左馬允代人之儀ハ、正左衛門尉・清五左衛門尉手前ニ、別人能仕候者、相抱候様ニ可被申付候、恐々謹言、

二月六日

信濃守

勝茂〔鍋島〕（花押）

美作殿〔多久〕

進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。年次は、「陸之者」の派遣に関する指示を諸岡茂之にも伝えていることから寛永十三年以降、大木統清が存命のため下限は慶安四年。二月十二日（寛永十三年）鍋島勝茂書状（二二三号）に、大木兵部か八谷孫左衛門尉を鷹の入手のため上坂させるよう先日指示したとあり、その指示が本号であれば寛永十三年に比定できる。ただし本号

と二二三号の花押の形は異なっており、なお検討を要する。

三〇八 鍋島勝茂書状（折紙）

此飛脚ハ草臥可申候間、其元方可被申付候、已上、鹿之丸早々取候て給、まんそく申候、然者其元へよひの鹿多候由承候、我等事、可参候間、能々在所の者へ様子承合、返事まち申候、白石山へ参候へ共、散々の仕合ニて罷帰候、我等事ハ明後日』十日方可参□□候間、此返事、夜中ニよらす急度可承候、其元さかい目も、次而なから見廻申度候、かしく、

九月

信守

夜の四時

八日

勝茂〔鍋島〕（花押）

〔多久茂富〕
函書まいる

□□〔御報之〕

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。ともに在国。年次の上限は、「函書」の表記から、慶長十三年。勝茂の花押は慶長期中頃に使用されているもの（二二一号）に近く、少なくとも元和期以降の花

押とは異なる。

進之候

三〇九 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、此表無相替儀、我等儀切々登 城中、弥仕合能候間、心安可被存候、

一於西目、自然人数可入刻之仕組、以書立、此中其元二而申渡候、さ候へハ、今度紀伊守・甲斐守被下 御暇、罷下候条、本役之内、三ケ二之分、人数召連候様ニと申聞候、右両人罷出儀ニ候へは左近罷出候儀、惣人数も多ク成候付而、一備之分相除、書立候て遣候条、被得其意、此如書立ニ、銘々被申渡、可然候、

一紀伊守・甲斐守在国申候時者、今度遣候如書立ニ、人数差出、可然候、右両人罷上候時ハ、最前渡置候如書立、左近一備も』被差出、□□□、（可然候）一我等在国申候時ハ、右之書立ニ不及、至其節、可申付候、為心得、申遣候、委敷ハ水町舍人口上ニ可申達候、謹言、

信濃守

五月十九日

勝茂（黒印）

鍋嶋若狭殿

多久美作殿

諫早豊前殿

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。居所は、勝茂は江戸、茂辰は在国。年次の上限は、小城藩主鍋島元茂が勝茂と交替での参勤が決まった後、初めて下国する年次より寛永十八年（佐近二一／三五〇頁）。下限は、諫早茂敬の歿年より慶安四年。また、元茂らの役が三分の二となっていることや神代直長の役が除かれていることから、今回の「書立」は、寛永十八年五月十九日付の「於西目人数可入割之定」（「肥陽旧章録」多久家資料一〇九四）であり、年次は寛永十八年に比定できる。

三二〇 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

一

（墨引） 図書まいる

信守

先日石積之後、三州・濃州方大石何ほと参着候や、今日中に相改、数、晩ニ可承候、かしく、

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。「三州・濃州方大石何ほと参着候や」とあることから、これが慶長十五年の名古屋城普請に関するものであることが分かる（及川亘二〇一九年）。したがって、居所は、勝茂および茂富ともに名古屋。年次は慶長十五年。関連するものとして四三三号がある。

(須古信明)
影庵
(石井茂成)
石修理

三二一 鍋島勝茂覚書（縦紙）

覚

- 一 先様、蔵入凡六万石にて、諸遣方一年申入具之都合積、成程(安目)やすめ候て、以書立、今度可申遣と存候へ共、手間入候付而、無其儀候、跡より成兵庫にて書立可差遣事、(成富茂交)
- 一 修学院御替ニ、玄純僧正可有御越由、被仰候条、万部御経、来年二月
- 二 御成就候て、早々御上り候様ニ可被申事、
- 一 七ヶ寺へ被入御念候段、能可被申述事、(鍋島兵衛)
- 一 市佑煩養生之事、
- 一 三節供呉服直段為究、諸岡彦右衛門尉頓而差上せ候通、副嶋太郎左衛門尉へ可被申渡事、(茂之)

已上、

(寛永八年)
五月十日

(鍋島勝茂)
信濃守（黒印）

【解説】

鍋島勝茂より須古信明・石井茂成に宛てた覚書。居所は勝茂は在国、信明等は在国。年次は、勝茂の万部執行成就が寛永九年三月（佐近一―二／三八五頁、佐近一〇―一／三七頁）であることから、前年の寛永八年。

三二二 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

(福原松封上巻)
一（墨引） 凶書 (多久茂)

まじる

(鍋島勝茂)
信守

我等もやかて可罷出候、ますかた万事其方へ相懸候、今朝方客来候間、不罷出候、いよ／＼いそかせつませ可然候、何事ニも相かまハす、有無ニ廿四日切ニ出来候様ニ、其方へ相懸候間、其心得尤候、能々二郎兵へ談合可然候、かしく、

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。勝茂と茂富は近いところにいることが書式・文面から窺えるが、後述のように両者は名古屋

多久美作殿(茂辰)

屋にいる。茂富は慶長十三年に図書頭になり、寛永五年二月に勘当されるので、本書状の年次はこの間に入ることになるが、内容は公儀普請に関するものであり、他の関連書状(三三二・二六二・二七二・二八三・三一〇・三一六・四三三・四三四・四四〇号)とともに、慶長十五年の名古屋城普請の際のものであることが明らかになっている(及川亘二〇一九年)。

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた覚書。勝茂は在江戸。茂辰は在国。早船注文関係史料として、二二九号(二五艘ずつ、四月十九日、寛永十年か)、三二五号(早船、寛永九年八月四日)、一四三号(早船五〇、蔵入三〇、家中二〇、七月二十八日、寛永十年か)がある。年次はこの前後か。

三三三 鍋島勝茂覚書(豎紙)

早船数并好之注文

一 蔵入より早船廿五艘之事、
一 家中より早船廿五艘之事、

一 櫓数四十丁立より上たるへき事、

一 帆幕いづれも木綿たるへき事、

一 板ハ杉・楠・槇いづれにても可然事、但、松ハ無用、

一 三枚たなにても并つきはき不苦事、

一 家中役物成三千石方一艘宛ニ定置候へ共、船数廿五艘ニ割合、縦

三千五百石、四千石、其上にても、右廿五艘ニ合候様割合之事、

様子茂左衛門尉口上ニ申候、已上、

十二月五日

信守(鍋島勝茂)(黒印)

三三四 鍋島勝茂自筆書状(豎紙)

一 (端裏結封上書)

(墨引)

長州(多久安順)

まいる

信守(鍋島勝茂)

方

普請料へ懸候仁三人ハ、手分候て申付候時、すくなく存候間、先刻申候様ニ、今吉左衛門尉相加可申と存候、可然候ハ、則可申渡候、かしく、

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。日付がないことから両者は近所にいるものと考えられる。年次は多久安順が「長州」と記されていることから慶長十二年以降、安順が隠居する寛永十三年の間と

なる。今泉吉左衛門尉は、「直茂公譜考補」の慶長十五年の鍋島直茂
隠居の項目に勝茂長男元茂へ譲る家士として名前が見え（佐近一
一／八二二頁）、元和三年に元茂へ小城領が分知された後の小城家中
にも名前が見える（藤野保一九八一年／二五三頁）。

三二五 鍋島勝茂覚書（折紙）

覚

一 蔵入之早船数、年々ニ我等へ申聞、其上を以、無不足様ニ、（神代常態）対馬守・
（右井茂成）修理・兵部へ談合可然事、付、諸道具相改可申事、

一 役目前之船数、并諸道具、念を入、相改可申事、

一 老年ニ一度宛、船数并新古、相究可申事、

右早船之儀、公儀御用俄之刻、何時ニ而も無不足、掛合ニ罷成候様

ニ、兼而念を入、申付可召置候、已上、

寛永九年

八月四日

（鍋島勝茂）
信濃守（黒印）

（茂辰）
多久美作殿

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰宛てた覚書。領内の早船の数を年毎に報

告するよう指示したもので、一連の文書として一四三・二一七・二
二九・三二三号があるが、その最初の段階のものである。寛永九年
は六月に肥後の加藤忠広の改易があり、鍋島家も城地請取に出役す
るが、それと関連するものか。「考補」によると、勝茂本人も七月十
八日に多久安順・諫早直孝等を率いて佐賀を出馬したが、幕府上使
の命により領内の千栗より帰城し、肥後へは安順等を派遣したとさ
れる（佐近一／二／三八一・三八四頁）。勝茂は年末には江戸に参府
しているが（二八七号）、本覚書を出した八月の時点では在国の可能
性が高い。茂辰は在国である。

三二六 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

（端裏捺封上巻）
「（墨引）」

（多久茂盛）
図書 まいる

（鍋島勝茂）
信守」

ますかたも校量候て、日さし可然存候、

ますかたの下之分者、日さしよりも早々出来申候間、ますかた之儀、何
とそ廿日比出来候様ニ、今夜皆々めしよせ、談合あるへく候、各ハはや
不残被上候に、我等一人残候儀、外聞家中之者までも不残仕合共候、か
しく、

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。本書状は、慶長十五年の名古屋城公儀普請の際の、それも終盤に差し掛かった九月のものであり、両者の居所は名古屋である（及川亘二〇一九年）。

三二七 鍋島勝茂覚書（縦紙）

我等振舞可申と候て、金小判三拾両、中野左助（良徳）へ被相渡、造作之心遣共候、員数多候間、可差返と存候へとも、志之儀候条、道中江戸間ニ而、祝可申と、令満足候、已上、

九月十八日

（鍋島勝茂）
信守（黒印）

（茂辰）
多久美作殿

（茂矩）
同 出雲殿

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・茂矩に宛てた覚書。勝茂・茂辰・茂矩は在国。上限は、茂矩の元服（正保三年十二月二十七日）後と考えれば、正保四年。年次の下限は「出雲」の表記から明暦元年。内容から見て、勝茂は間もなく参勤であると考えられ、上記の期間でこの条件に該当するのは、慶安二年・同四年・承応二年（「石田私史」〔佐近八―三三〕の慶安二年十月十三日条・同四年十月二日条・承応二年

九月二十二日条）となり、これらのうち、いずれかとなろう。

三二八 鍋島勝茂覚書（縦紙）

覚

一肥前守傍陸之者廿人、寛永十年之暮之加勢銀貳貫め、（鍋島忠直）
一同道具持十五人、同年之加勢銀九百め、
右、合銀貳貫九百め、其方手前（安利）方当分取替候て、成富藏人へ可相渡候、さ候て、当暮もやい銀役元方、右之銀請取可申候、已上、

寛永十一年

五月九日

（鍋島勝茂）
信守（黒印）

（頼三）
下村与四右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より下村頼宣に宛てた覚書。年次は、付年号より寛永十一年。同年五月十一日、勝茂・忠直は江戸を出立し、將軍徳川家光の上洛に供奉している（佐近二―二／六五・三八六―三八七頁）。下村の居所は不明。

三一九 鍋島勝茂覚書 (豎紙)

田中善兵衛儀、其方手伝申付候、先様、我等方申候用所等、万無滞、其方失念之刻者、催促をも可仕様ニと存、与ニ相付候、自然存寄之儀共候者、不指置、其方へ申達可然之段、被申渡、尤二候、已上、

寛永十五年六月四日

信濃守 (黒印)

多久美作守殿

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた覚書。勝茂・茂辰は在国。年次は書下年号より寛永十五年。同年六月四日、天草・島原一揆 (島原の乱) の軍令違反に対する詮議のため、至急、参府するよう奉書が到来し、翌五日、勝茂は佐賀を出立している (佐近二一二/六五六、六五七頁)。

三二〇 鍋島勝茂覚書 (豎紙)

覚

但加増

一知行千石

山城守

右同

一同 四百石

出雲監物

右同 一同 貳百九拾七石

諸岡彦右衛門尉

但新地 一同 三百石

主膳

右同 一同 百石

帯刀 内儀

右同 一同 千石

小川市左衛門尉

右同 一同 百石

同内儀

右同 一同 四拾六石

堤孫右衛門尉

合知行三千貳百四拾三石

但加米 一切米貳百石

中野兵右衛門尉

右同 一同 四十石 (継目印)

元湖

新切米 一同 三十石

玄悦

合切米貳百七拾石

但毎年詰料 一金子百兩銀ニシテ六貫四百め

山崎勘解由

右同
一銀子五貫目

百武善左衛門尉(宣卷)

右同
一同 拾貫目

關將監(宣卷)

合銀廿壹貫四百目

寛永十三年

七月六日

信濃守(鍋島勝茂) (黒印)

多久美作殿(茂辰)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた覚書。勝茂は寛永十三年六月二十五日佐賀着(七月二日付鍋島勝茂宛細川忠利書状、『細』二〇/忠利三二一七号)。茂辰は在国。鍋島茂貞・鍋島茂道・鍋島茂晴は兄弟(左近八―二/一二六―一三二頁)。茂貞内儀は寛永十四年六月十二日歿。

三二二 鍋島勝茂覚書 (堅紙)

諸算用之内

但、寛永七年より同十一年迄算用澄、

一蔵入

両蔵入之口米、諸与切米地之口米、小物成地開所并見出、

一種子并未進

但、寛永弐年方同拾年迄相究引残有、

一米之引残

但、寛永弐年方同十一年迄相究引残有、

一金銀引残

但、跡方方寛永十一年迄相究引残有、

一不澄切

但、跡方より寛永十年迄相究引残有、

一女共銀

但、寛永十三年暮迄ニ成立借入銀有、

一もやい

但、寛永十一年之もやい銀相究引残有、『

一夫料反米

但、寛永八年方同十弐年迄相究未進有、

一見出シ

但、寛永十三年之暮迄相究物成有、

一諸郷借シ銀

但、寛永十年方同十三年迄相究皆済

一小物成

但、寛永十年方同十弐年迄相究皆済、寛永十三年之物成引残有、

右条数一ヶ条宛之算用、被相究候大目安、見届候、銘々役者頭人へハ算用相澄候通、其方として切手可被指出候、寛永十弐年之諸算用并御

普請入具之算用、不相澄候条、急度相究、江戸へ可被指越候、已上、

寛永十四年
三月廿日

(鍋島勝茂)
信守(黒印)
(茂辰)
多久美作殿

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた覚書。勝茂は、参府のための国許出発の直前か。茂辰は在国。左の関連史料(「多久家有之候御書類写十一」(鍋〇一五/一一/六七一番))は、本覚書の五日前に、同じく勝茂から茂辰に示されたものである。本覚書では、これを受けて、茂辰が作成した「大目安」を、勝茂の方で「見届け」、かつ、さらに指示を書き加えていることがわかる。

算用ニ付而相定候条々、如此書付、差越候条、彦右衛門・与四右衛門、其外銘々役者共へ堅可申渡候、先様も可書加儀可有之と存、奥書□ニ書載候也、

寛永十四年

三月十五日

信守御印

多久美作殿

毎年算用之条々

六ヶ月切

一蔵入

両蔵入之口米諸与切米地之口米小物成地開所并見出、

一種子未進帳

一品之分

一米之引残帳

一品之分

一金銀引残帳

一品之分

一不澄切帳

一品之分

一諸郷借し銀

一小物成帳

一品之分

一小物成引残

一竹木之切手

一郷夫反米

一借銀ニ而之遣方究

一作事方

一女共銀出入

一公儀御普請一通

一家中舩

一借銀返弁之事

一此中開所見出之外ニ出来候哉之事、

一毎年十二ヶ月惣仕廻之大目安見ルへき事、

右拾七ヶ条迄年切、

三三二 鍋島勝茂覚書（豎紙）

公儀御普請之刻、役相除分

一 三之丸御蔵入者半役之事、

一 蔵入三部一役目之事、

一 村田八介殿役之事、
（安良）

一 和泉守手前半役之事、
（鍋島忠茂）

一 証人前定米千石宛ニ相定候事、

一 上方詰并供之者役之事、

一 下奉行ハ三人ニ相定候事、

一 朝倉久左衛門存候者一職役之事、
（光定）

一 内儀方役之事、

一 寺社役之事、

一 諸職人役之事、』

一 下ノ関・浜崎・めいの浜・有馬、蔵番役目之事、

右之分ニ可然候、但、御普請者ハ 公儀高役ニ可被申付候、奉行名付

其外仕分之儀者、其時〱ニ可被相究候、已上、

元和二年

六月十三日

長門殿
（多久安順）

右近殿
（謙早直孝）

主殿殿
（鍋島茂樹）

下総殿
（須古信明）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。勝茂・安順等は在国。年次は元和二年。同日付の勝茂覚書（二六三号）の「公儀御普請割覚」と対になる、手伝普請に従事する際の家中の課役の減免規定である。居所及び内容については二六三号の解説参照。

三三三 鍋島勝茂覚書（豎紙）

申渡条々

一 蔵入方之儀者不及申、物家中仕配之儀、万事弥其方へ打任せ候条、每物無滞様ニ可為肝要之事、

付、今有之蔵入ニ而、公私相調候様ニ、何とそ氣遣可被申事、

一家中諸役儀を相勤、抽奉公候者、又者其方申付相違之者、於有之者、

縦我等留主之刻たり共、以校量、其相当ニ賞罰被申付、可然事、

一 諸役者共へ、兼而定之外、私不仕様ニ可被申付候、自然、依事、定ニ

相違候而可然儀候ハ、我等へ不申聞候共、仕替可申事、

一 我等可承用所等、差立たる儀ハ、出雲監物・中野兵右衛門尉、依事、
（鍋島友道）

目付之者にても可』承事、

付、様子ニ随而、別人を以も、監物・兵右衛門尉より可申儀も可有之事、

一口事沙汰、其外相談ニ及候儀、又ハ其方一存ニ而難計儀候ハ、多久

長門守・影庵・鍋嶋若狭守・諫早豊前守・鍋嶋中務・神代伯耆守・鍋

嶋安芸守・同市佑へ、談合可然候、此外者、其方校量次第二聞せ可申

事、

右之通ニ其方へ申渡候条、万端身ニ懸、昼夜不可有油断候、已上、

寛永十四年

二月朔日

多久美作殿

信濃守 (花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた覚書。勝茂も茂辰も在国。勝茂が、

茂辰に「惣家中仕配」を命じたもの。

諸岡彦右衛門尉(茂之) まいる

一書申遣候、仍、寛永拾九年物成之内、給人未進、于今不相調通、彦右衛門尉方申越承届候、扶持を請候者、無子細未進仕候儀、曲事存候、其俣召置候者、又々未進も可仕候条、其所を相払、未進仕候給人之田ハ、先様、百姓共へ作せ可申候、左候而、切米取之儀者、当暮之切米不相渡、未進之員数ニ利足を付、算用前彦右衛門尉手前ニ而引留、』請取可申候、知行取之者於有之者、与頭へ申付、知行ヲおさへ、十月限ニ、如右請取可申候、又内之儀者、主人へ相懸、其上ニ而も不相濟候者、其主人之知行・切米おさへ候て、請取可然候、緩ニ候て召置候故、くせニ成、右之分ニ有之と存候条、稠敷申付、本利共当暮取切可申候、先様、算用方ニ給人未進と有儀、無之様ニ可被申付候、若給人未進又々於有之者、今度之申付、大形之儀頭然可申候条、其心得尤候、無未進、上納相調候様候へハ、如此中、在々ニ而耕作仕候ても不苦候、謹言、

六月晦日

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸か。

文中に寛永十九年の物成に言及があるので、年次の上限は翌二十年となる。茂之は正保三年九月に、茂辰は同年十一月に罷免されるので、同年が下限となる。この間、六月に勝茂が在江戸であるのは、

三三四 鍋島勝茂書状 (折紙)

多久美作殿

寛永二十年または正保二年となる。なお、城島正祥氏は、寛永二十年に比定している（同一九八〇年／二六一頁）。

三三五 鍋島勝茂印章覚書（折紙）

覚

○ 此印ハ、常之書状、又ハ箆など二つき可申候、

□ 此印ハ、封ベ、又ハ次めなど二つき可申候、

○ 此印ハ、金銀米大分之出方、借銀之箆、其外封ベニも、念入候時
つき可申候、

右、為心得相渡召置候、已上、

寛永十八年
三月五日

多久美作殿^(茂辰)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた覚書。勝茂・茂辰とも在国。勝茂は、寛永十八年三月末に参勤のために佐賀を出立するので、それの前に印章の使用区分を確認したものである。

三三六 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、甲斐守儀、今晚爰元罷着候、紀伊守・刑部太夫儀ハ明日罷着

之由候、将又、山崎権八殿・高力撰津守殿へ書状進入申候間、早々

銘々相届可被申候、已上、

急度申遣候、

一昨八日、兩上様方、為御上使、阿部豊後守殿・牧野内匠頭殿御出

二而、首尾能被下御暇、公方様方銀子五百枚、御呉服五十、從若君様、

御呉服三十被為拝領、外実忝仕合候、今日、為御礼、登城申候处、

致御目見、重々御前近ク被為召、当年長崎御番之儀、御直ニ被

仰出、御懇之被成上意、其上御馬拝領申、無残所仕合候て、我等大

慶之程、推量可被申候、

一長崎御番被仰付候間、如去^(鍋島茂賢)去年、安芸守儀、早々深堀へ可罷越候、

此段井上筑後殿・馬場三郎左衛門殿へも申候、豊前儀者諫早へ、隼人儀

ハ神代へ、早々罷越可然候、万事之仕くみ、如去々年ニ可申付候、我

等儀、今月十五日吉日候間、爰元可罷立と存候、道筋ハ木曾路可參と存候、秋月通迎等被相越、尤候、

一馬場三郎左衛門殿も同日御暇ニ而、来ル十五日爰元打立之由候、其心得可被申候、何も頓而、以面、可申達候、謹言、

信濃守

三月九日

勝茂(鍋島) (黒印)

鍋嶋若狭殿(茂綱)

多久美作殿(茂辰)

諫早豊前殿(茂敬)

鍋嶋安芸殿(茂之)

諸岡彦右衛門尉(茂之)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等へ宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。文中に「当年長崎御番」「如去去年」とあり、長崎警備を複数回経験していることが分かる。二九三号より、山崎正信・馬場利重が揃って長崎奉行に在任していたのは、寛永十九年から慶安三年の間。この間、佐賀藩の長崎警備は、寛永十九年を初回として隔年で行われている。鍋島茂賢が正保二年に歿していることから、本状の年次は正保元年となる。

三三七 鍋島勝茂書状 (折紙)

一書令啓候、仍きりしたん宗改之儀、領中下々百姓迄、不残、稠敷相究、頭々・郡代・与頭、其外請取く之役者、銘々墨付、合四十被相越、何も見届、可然存候、就夫、其方三人より之書状、大炊頭殿・讃岐守殿、其外御年寄中へ懸御目、右之趣、懇ニ申上候、先日、従是、判形候而、遣候制札之儀、右同前ニ相達候処、念を入申付候儀、御尤ニ思召由、何も御返事ニ候、弥』先様、無油断、折々可申付由、被仰聞候条、其心得可被申候、何も出雲監物・中野兵右衛門尉(茂道)・河波勘左衛門尉(茂)より可申遣候、謹言、

信濃守

三月十日

勝茂(鍋島) (花押)

鍋嶋若狭殿(茂綱)

多久美作殿(茂辰)

諫早豊前殿(茂敬)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は

在国。文中に「大炊頭殿・讃岐守殿、其外御年寄中」とあり、土井利勝と酒井忠勝が大老に就任する寛永十五年十一月七日（徳川実紀）以降の書状である。中野政利が兵右衛門を称していることから、寛永十七年二月十三日以前であることが分かる。よって本状の年次は寛永十六年となる。

三二八 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、仍昨日如申遣候、今十一日証人御奉行衆へ田中九左衛門尉差出候処、手前証人替之儀、兵庫代二弟彦仁王、内記代二成富十右衛門尉、諫早名字ニなし、可指上候、左候而、豊前へ子出来次第、差替可然由、相澄、大慶存事候、其方夫婦悦之程、令推量候、其許仕廻次第、彦仁王差上、可然候、爰許着次第、兵庫儀、可罷立候、内蔵助証人宮内儀者、せかれ内匠病者二候ハ、如此中、先宮内其俣ニ而、召置可然候、さ候而、内蔵助子出来次第、可被差替由候、右之段、為可申、如此候、委ハ式部・勘解由・柰助方可申越候、謹言、

信濃守

三月十一日

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた、江戸証人交代に関する書状である。勝茂は在江戸、茂辰は在国。年次は、有田勘解由の表記から承応二年十二月十九日以降となる。

多久安輝は、承応三年六月十日元服、左衛門と号し（佐近八―三／三三一頁）、同年六月十三日佐賀を發した（水江事略）。また承応三年十一月四日付「諫早茂真家臣等連署起請文前書案」（佐古二四／五番御掛硯誓詞書写二／七一号）に、「今度、内記被罷下候ニ付而御知行を被下」とあり、内記（鍋一四一―五「諫早家系図」）によると、諫早茂敬二男茂孝か）は証人交代で江戸から帰国したと考えられる。これらのことから年次は承応三年である。勝茂は承応三年三月二十六日、鍋島光茂とともに江戸発、四月二十九日佐賀着である（佐近八―三／三二九・三三〇頁）。

三二九 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、我等 御暇も近日日出可申由候条、於其節者、先立可申遣候、今程、酒井讃岐守殿御煩故、不被成御出仕候、伊豆守殿も御親父大河内金兵衛殿御煩ニ付而、被成御付、御養生二候、井伊掃部殿ハ日

光へ御越候、か様成儀ニ付而、御暇延引候かと存事候、已上、
又申候、阿部豊後守殿(忠秋)も旧冬方御煩、今程御在所へ御越候、為存候、
已上、

一書申遣候、仍昨十三日、松平伊豆守殿(信綱)・阿部対馬守殿(重次)より、以御奉書、
被仰聞候、則右御奉書写遣候、異国船来着之節候条、領中弥無油断、堅
申付候様ニと被仰下候間、津々浦々、稠敷、可被申付候、然者彼船於到
来者、去年二月奉存御奉書之趣、可申付之由、御書面ニ候故、去年之御
奉書も』是又写遣候、右之段為可申、以早飛脚、申遣候、謹言、

三月十四日

信濃守
勝茂(鍋島) (花押)

鍋嶋若狭殿(茂綱)

多久美作殿(茂辰)

諫早豊前殿(茂歌)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は
在国である。追而書で酒井忠勝、松平信綱の父大河内久綱と阿部忠
秋の三名の病気について報じているが、大河内久綱は病気により正
保三年四月三日に死去(寛政譜)、また阿部忠秋は正保二年冬より

正保三年にかけて病んでいたことが知られる(寛政譜)。従って、
本書状の年次は正保三年となる。

三三〇 鍋島勝茂書状(折紙)

一書申遣候、我等儀道中無事ニ、去十八日江戸令着候、腹中も弥すきと
好候間、心易可被存候、参着時分遅ク候はんかと存候処、能時分ニ候由、
從御年寄中も、被仰聞候、罷着候翌日、大炊頭殿(土井利勝)・讚岐守殿(井伊直孝)・掃部殿(徳川家光)、
其外御年寄中方御使者被下、別而仕合好候条、心遣被申間敷候、上様
御不例時分ニ候条、西国衆惣様 御目見之儀、来月ニ而候はん哉、しか
との儀、未相知候、越中殿(細川忠利)其外、当地被罷着候衆、何も』忍候而被罷居
候、我等儀も 御目見相澄候迄ハ忍候て罷有事候、右之段、あね達御方
子とも親類中其外へも、銘々以状、可申候へ共、色々取紛候付而、無其
儀候、其方として相心得、銘々可被申達候、何も期後音候、恐々謹言、

三月廿一日

信濃守
勝茂(鍋島) (花押)

多久美作殿(茂辰)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国である。徳川家光の体調について、「徳川実紀」寛永十四年正月から閏三月頃にかけて、「御不予」「御不例」「御なやみ」の記事がある（正月二十四日条、二月朔日条、閏三月朔日条など）。また、寛永十四年閏三月十六日付、細川忠利より勝茂宛書状によると、勝茂は三月二十二日佐賀発、閏三月七日西七条（山城国葛野郡）発であり（『細』二二／忠利三七五九号）、本書状に「去十八日江戸令着候」とあることに矛盾しない。同史料には家光の病についても記されている。これらのことと閏三月であることにより、年次は寛永十四年である。

三三二 鍋島勝茂書状（折紙）

- 一書申遣候、
一我等儀、海上日和能、今廿四日室津へ令着候、（播磨掛四郡）天気見合、明日兵庫へ渡海可申と存候条、心安可被存候、
一深堀へ召置候、公儀之石火矢大筒之儀、（黒田忠之）松平右衛門佐殿へ差渡候様二と、従御老中、我等へ之御奉書、右衛門佐殿へ被相渡候由、土山五郎兵衛・榎九兵衛より申越候、右御奉書定而其元へ可被相越候条、罷立候刻、如申置候、石火矢大筒其外玉葉已下、注文ニ引合、無相』違様
二相渡可被申候、

一右石火矢大筒、深堀へ召置度由、若被申候共、火用心旁、如何存候条、其断可被申候、何も用所共、追々可申遣候、謹言、

信濃守

（寛永二十年）
三月廿四日

（鍋島）
勝茂（花押）

鍋嶋若狭殿
（茂綱）

多久美作殿
（茂辰）

諫早豊前殿
（茂敷）

鍋嶋安芸殿
（茂賢）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。三月二十四日播磨国揖西郡室津に到着し、翌日兵庫へ渡海する旨を伝えていることから、勝茂は、参勤途中で播磨国にいたことがわかる。茂辰は在国。長崎で石火矢・大筒の引き渡しに触れていることから長崎警備が福岡藩と交代になる寛永二十年以降の隔年が考えられる。茂賢が正保二年二月に歿していることから、年次は寛永二十年に比定される。

三三三 鍋島勝茂書状（折紙）

(鍋島光茂)
丹後守疱瘡候通被承、弥気色能候様二と、徳善院二而精誠之目録、被相越、有田左馬助・中野左助(幸紀)へ之書中披見、被入念候儀、令祝着候、丹後守疱瘡増々輒候て、去廿一日より漸々能かせ候間、心安可被存候、近日酒湯可掛と、大悦之程、推量可被申候、出雲事、(多久茂辰)『為見廻、爰元相越、令満足候、何も左馬助・左助より可申達候、謹言、

信濃守

(承応元年)
三月廿四日

(鍋島)
勝茂 (黒印)

(茂辰)
多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は帰国途中。茂辰は在国。同行した光茂が疱瘡に罹ったが、快方に向かつており、国元での祈禱や見舞の礼を述べている。「光茂公御年譜」(佐近一―三ノ二〇〇頁)によれば、慶安五年光茂が帰国途中疱瘡に罹り、上関で療養した記述があることから、本状における勝茂の居所は上関で、年次は慶安五年に比定される。

三三三 鍋島勝茂書状 (折紙)

一書申遣候、長崎へ御朱印前之大船、不入候て、余多有之を、今度長崎二而見申候、定而売可申と存候条、相尋、うり候ハ、直段何程、又古船にて何年ハ相こらへ、修理ニ何程可入と、大形積候て、急度江戸へ可被申越候、心持有之事候条、早々様子承度候、随而上り前、如申渡候、深堀へ遣置候物とも、無延引様ニ可被申付候、定而もはや可相澄と存候、何も期後音候、謹言、

(正保二年乙)
三月廿八日

(鍋島)
勝茂 (黒印)

(茂辰)
多久美作殿

(茂之)
諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。古船買いに関する内容であり、類似の事例として正保二年における大坂での古船買い(三〇二号)がある。本文書も正保二年か。同年であれば勝茂は参勤途上。茂辰等は在国。

三三四 鍋島勝茂覚書 (折紙)
覚

一自然、何之津二而も、かりうた船相見之由候ハ、早速大坂町御奉行

衆まで注進申、其刻先有御方へ可申上事、

一 領中之儀ハ不及申、隣端ニ替儀有之而、注進申儀候ハ、先有御方へ申上可然事、

一 領中并隣端ニ、かりうた船着候歟、又替儀候而、人数入儀候ハ、先二三百にても、則可差出来、

一 有方自然御下候ハ、不及申候へ共、御家中同前ニ万相心得、万事御下知次第ニ可然事、

一 筑頓而御下ニ候、弥御仕合之由候条、其心得可被申候、』かりうた船相見え候刻ハ不及申、其外珍儀共候ハ、諸事筑へ得御意、任御差図可被申事、

右之条々、森川与兵衛尉口上ニ委申含候ニ付而、書中大形ニ令書

載候、とくと可被承届候、已上、

三月廿八日

信(鍋島勝茂)
(黒印)

鍋嶋若狭殿(茂頼)

多久美作殿(茂辰)

諫早豊前殿(茂敬)

鍋嶋安芸殿(茂賢)

政重(筑後守)の長崎下向を指す。井上は寛永十八年四月一日、江

戸城において長崎行きを命じられており(「徳川実紀」同日条)、五月二十三日に生駒氏の改易を高松において伝え、そのまま長崎に赴

いている(「寛政譜」井上政重)。また、久貝正俊の書状(「寛永十八年」五月十四日付、『黒田家文書』一、一六二頁)にも、井上が「長

崎へ被下候儀」とある。この頃、井上は連年長崎へ下向しているが、「頓而」とあることから(「寛永十七年七月二十七日江戸発」、寛

永十八年の長崎行きであると言える。また、寛永十七年に長崎で乗組員が処刑されたばかりの「かりうた船」を警戒している内容も、寛永十八年であることの傍証と言える。同年だと勝茂は参勤途上。茂辰等は在国。

三三五 鍋島勝茂書状(折紙)

一 書申遣候、海上日和能候て、一昨廿六日室津令着、昨朝姫路へ参、下総殿

へ懸御目、緩々と得御意、無残所御馳走共候つ、今朝者、明石御城へ見

廻申候処、大久保加賀守殿御振舞、夫方直ニ大坂へ乗船申事ニ候、定而

今晩者天満着可申と存候、心安可被存候、右之段、あね達子共いづれへも、銘々文ニ而可申遣候へ共、取紛候付、無其儀候、心得候て可被申候、

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。「筑頓而御下」とは、井上

随而用所』之儀共、別紙ニ以手頭申遣候条、可被承届候、委敷者森川与兵衛尉可申達候、謹言、

信濃守

三月廿八日

勝茂(鍋島)(花押)

三三六 鍋島勝茂書状(折紙)

鍋嶋若狭殿(茂綱)

猶以、万一かれうた於着岸者、松平総州(忠明)可為御下候条、万事其心得

多久美作殿(茂辰)

可被申候、已上、

諫早豊前殿(茂敬)

一書申遣候、我等儀、今二日江州(近江坂田郡)醒井令一宿候、道中下々迄無事之儀

鍋嶋安芸殿(茂賢)

候条、心安可被存候、

諸岡彦右衛門尉(茂之)

一松平右衛門佐殿定而長崎へ見廻可被申と存候、於然者、何日ニ長崎着

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は参勤の途次で大坂に向かう船中、茂辰等は在国。年次は寛永十八年。本文に勝茂が松平忠明と多久保忠職を姫路・明石に訪ねたことを記しており、両人の同所への転封が寛永十六年三月、その当時勝茂は江戸におり、それ以降の勝茂の帰国が寛永十七年五月であるため、本号の上限は寛永十八年。また、松平忠明の歿年月日から、下限は寛永二十年。この間に勝茂は寛永十八年と二十年の二度参勤するが、寛永二十年の参勤の行程は、三三一号文書によれば三月二十四日室津着・同二十五日兵庫渡海予定であるため、本号が寛永二十年である可能性は排

除される。

一当年長崎へ、右衛門佐殿方侍并弓鉄砲之者など被付置候哉、其段懇ニ承合、可被申越候、早船も何艘被廻置候哉、此外仕組之様子共候ハ、是又承召置度候、

一年はへの者無之、事闕候条、鍋嶋伝兵衛(茂敬)儀煩少々能』候者、早々罷上

候様ニ可被申聞候、何も江戸より可申遣候、謹言、

信濃守

卯月二日

勝茂(鍋島)(花押)

鍋嶋若狭殿(茂綱)

多久美作殿(茂辰)

諫早豊前殿(茂敬)

鍋嶋安芸殿(茂賢)

進之候

【解説】

鍋嶋勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は参勤の途次で近江醒井宿におり、茂辰等は在国。年次は寛永二十年。本号で勝茂は福岡藩の長崎警備の仕様を調査しよう命じており、初回の長崎警備の受命（寛永十九年三月）以降と考えられる。十九年は江戸で受命後に帰国し長崎警備に従事するため、本号の上限は寛永二十年、松平忠明が存命であるため下限も寛永二十年となる。

三三七 鍋嶋勝茂書状（折紙）

猶以、山崎権八殿(正信)此程見廻二候つ、御申候ハ、頓而長崎へ可被仰付由候、定而今月末、来月初時分にて候ハんか、との儀候、其心得可被申候、已上、

一書申遣候、

一松平(定行)隠岐守殿、来ル六月時分、長崎へ可有御下由承候、今度船中より隠岐守殿へ、以使者、申入候、彼地ニ而も、其沙汰有之由申候、定而長崎へハ、前廉時分、可相知候条、承合、内裏(豊前金部郡)か、小倉迄か、中野

又右衛門尉被申付、御用之儀も候ハ、被仰聞候様ニと、可申達候、

一隠岐守殿、領分御通二候ハ、轟木・寺井へ、若狭・美作間ニ、両所(鍋嶋茂備)へ一人宛、出合可被申候、諫早へハ其元様子ニより、豊前罷越、御馳

走申候ても可然候、』

一寺井より諫早へ渡海之早船十四五艘程誘置、其内ハ御用次第二差出、

馳走可被申候、夫・小荷駄等、無手問様ニ、可被申付事尤候、

一我等気色、于今すきと無之故、未登城不申候、玄琳(開本)法眼薬用候付而、

漸々能候条、心安可被存候、今之分二候ハ、近日中二本復可申と存

事候、

一長崎表之儀、美作方書状相越、志田慶春・平田助左衛門尉よりも一ツ(貞則)

書を以申越、委敷見届候、相替儀共候ハ、可被申越候、何も重而可申

遣候、謹言、

卯月十日(正保二年之)

勝茂(鍋嶋)（黒印）

鍋嶋若狭殿

多久美作殿

諫早豊前殿(茂敷)

進之候

【解説】

鍋嶋勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等

は在国。年次は、松平定行の長崎下向の情報から、正保二年の可能性が高い。関連資料として、二三四号、二三五号および（正保二年）後五月十日付立花忠茂書状写（『柳川市史 資料編』）立花文書三六七（七））がある。また、志田・平田の長崎派遣も正保二年三月からの予定である（七一六号）。

（謙早茂敬）
豊前殿
（多久茂区）
美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。勝茂は在江戸。安順・茂辰等は在国。年次は、葉山朝湖の生害が寛永十四年四月四日（「朝鮮御陣御屏風調へヨリ拔書他」〔鍋市〇三四／鍋島市佑家資料（佐賀県立図書館蔵）〕、「多久家有之候書類（書写）一・二」〔S複鍋〇一五／二一一／一三三頁〕）であるため、寛永十四年。

三三八 鍋島勝茂書状（折紙）

已上、

一書申遣候、葉山二介事、色々不届儀有之付而、当町二借屋仕、罷居候つるを、町御奉行衆へ得御意、此程搦捕、生害申付候、然者、其元二男子有之由候条、一人にても二人にても籠舎申付、可被召置候、此段者、先日中野兵右衛門尉方美作所へ申遣候条、定而参着可申候、先様、家中之者、百姓町人諸津之者、私用二付而出国申候掟、以書立、申遣候条、（鍋島直忠） 稠敷可被申付候、右之趣、山城・影庵・中務・伯耆・安芸へも可被申候、恐々謹言、

信濃守

（寛永十四年）
卯月十三日

（鍋島）
勝茂（黒印）

長門殿

（鍋島茂綱）
若狭殿

三三九 鍋島勝茂書状（折紙）

已上、

一書申遣候、
一豊前守内儀銀子、家中之者二借入候を、去年方催促候へ共、一切不相調由申越候、当暮知行・切米おさへ候て、不残返弁候様二可被申付候、惣別家中之者、不応身借銀候而、返納不申、折々扶助を請など候故、それ二曲二成候と相見え候条、稠敷申付、当暮皆済候様二可被仕候、一先様家中二銀子借し候儀、停止可然候、致佗言候付而、借し候ても、

不納仕候、返弁申候へて不叶儀候故、』催促候へハ、最前之忝さハ徒ニ相成、却而恨を受候間、自今已後、必無用ニ可被仕候、借シ候へて不叶儀ニ候ハ、取せ候共、借銀者不入事と存候、

一 豊前内儀銀子、当暮知行切米おさへ、返弁稠敷申付候ハ、少者懲候而、先様借銀など不致様二世帯をも可仕かと存候、然者却而下々ためニ候、且ハ見懲之為ニ候間、堅可被申付候、謹言、

信濃守

卯月十四日

勝茂(鍋島) (花押)

多久美作殿(茂之)

諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。茂辰・茂之は在国。勝茂は在江戸か。花押は、寛永十六年以降に見られるものである。また、諫早茂敬室鍋島氏（勝茂女）は正保二年十月十八日に歿する。以上から、年次は寛永十六年〜正保二年となる。勝茂の居所が江戸であるとすれば、寛永十六年、同十八年、同二十年、正保二年のいずれかとなる。なお、城島正祥は家中に対する借銀の禁止を論じる際、年未詳として本書状に言及している（城島正祥一九八〇年／二六一頁）。

三四〇 鍋島勝茂書状（折紙）

已上、

一 書申遣候、仍、三法方之者出入之儀、被相究候様子、葉理左衛門尉・

綾部三左衛門尉ニ而細碎被申越、承届候、然者、茂吉親兄弟きりしたん(幸久)

宗ニ而ハ無之、茂吉女房密懷必定之通、得其意候、さ候へハ、已来見懲

之ためと申、且ハきりしたん宗ニ而無之男ニ虚言を申付、其上密懷頭然

之儀旁候条、茂吉女房・安兵衛・理右衛門尉女房、右三人領中引廻、其

上ニ而はつ付ニ』被申付可然候、委敷ハ西牟田清兵衛可申達候、謹言、(家統)

信濃守

卯月廿日

勝茂(鍋島) (花押)

若狭殿(鍋島茂權)

美作殿(多久茂辰)

豊前殿(諫早茂敬)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。茂辰等は在国。勝茂は在江戸か。花押が寛永十六年以降に見られるものであることから、年

次の上限は寛永十六年。葉理(利)左衛門尉は正保四年二月に牢人となつてゐることから、下限は正保三年。勝茂の居所が江戸であるとすれば、寛永十六年〜十八年、同二十年、正保二〜三年のいずれかとなる。

候、何も期後音候、謹言、

信濃守

勝茂(花押)

寛永十六年
卯月廿五日

鍋嶋若狭殿

多久美作殿

諫早豊前殿

進之候

三四一 鍋島勝茂書状(折紙)

一書申遣候、去廿二日ニ、於 御城、御能被 仰付、東国・西国之各、不残被召出候、就其、我等儀も罷出、見物申候様ニと、御年寄中々、以御奉書、被仰聞候故、登 城申候処、御振舞、其後御能半ニ、上意ニ(徳川義直・同頼宣)而、両大納言様・水戸様御出候而、御酒被下候、其節我等儀も被召出、(徳川頼宣)紀伊国様御盃を被下候条、八分め程うけ候処、一つ給候様ニと井伊掃部殿被仰、一つうけ給候時、紀伊国様御肴を被下候、今一つと又々掃部殿被仰、かわらけにて二つ迄被下候、掃部殿被入御念候儀、不大形儀ニ候、さ候て、御能相澄候時分、太田備中殿御出候而、(寛忠)仰渡之儀御坐条、何も無退出、相扣候様ニと被仰候付而、相扣有之処、大身小身衆迄奥へ被為召、御直二色々御法度職之儀被 仰出、其上、きりしたん于今相残有之と相見え候、国主念を入候者有之間敷と、被 思召上候条、何も可得其意旨、被成 上意候、右之仕合被承、大慶ニ可被存と存、申遣候、一門之女中方、親類頭々へ、此由可被申達候、右御奉書之写、為一覽遣

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。「徳川実紀」寛永十六年四月二十二日条に江戸城における能の張行、大名戒諭のことがあり、本書状は寛永十六年に決まる。

三四二 鍋島勝茂書状(折紙)

一書申遣候、仍於 彦山、令建立候鳥居、当月中ニ大形出来可申由、(鍋島茂利)舍人より申越候通承、満足ニ存事候、左候へハ、右鳥居銘之儀、我等好之趣、下書候て遣候条、座主御坊へ徳善院御談合候様ニ、舍人へ被申聞可然候、無申迄候へ共、末代迄之儀候条、弥以、鳥居念を入候様尤候、』(鍋島正之方)委者大膳・兵右衛門尉方可申遣候、謹言、(中野政利之方)

寛永十四年乙卯
卯月廿五日

多久美作殿

進之候

信濃守

勝茂(鍋島)
(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。

年次の上限は、多久茂辰が寛永十二年六月に藩政に関わること命じられているため寛永十三年、年次の下限は、勝茂の花押形より寛永十四年。また、英彦山銅鳥居銘に「寛永第十四丁丑年八月吉日」とある(佐近二一四／六七四頁、佐近二一四／三八四頁)ことから、寛永十四年の可能性が高い。

三四三 鍋島勝茂書状(折紙)

一書申遣候、(島津家久)松平大隅殿、従旧冬煩之由、其元二而終二不承付候而、無

音申候、(江)爰許へ罷越、此地二而承候条、御見廻之ため、又者其後御物遠

二候故、旁為可申述、今度以使札申入候、書状之儀調遣候、使者之儀、

此地方申付候者ハ、途中方相煩罷有由申候而、(吉嶋)吉嶋五郎左衛門尉申付、

可然候はん哉、但、五郎左衛門尉儀者、前より之知人共多候て、造作な

と可仕と被存候者、別人二而も、其方校量次第二可仕候、次二大隅殿家

老三人へ音信可申と存候、(久元)嶋津下野・同弾正ハ聞及候得共、書状之やり

取之儀、爰元二而ハ無之と覚え申候、(有老)山田民部ハ此中名をも不承かと

存候、右三人へ、其地二而我等方状など遣候儀有之哉、是又覚無之候、

(多久茂辰)長門・吉嶋五郎左衛門尉へ相尋可被申候、知人二而候者、其後ハ何角候

て無音二罷過候、と書載候状、又知人二而無之候ハ、雖未申通候、と

書載候状を可遣候、為其、書状六通相認遣候、山田民部ハ不遣候ても能

候はん哉、長門へ談合可被申候、薩摩二而之様子、五郎左衛門尉可存候

条、相尋見可被申候、右進物一通り之儀、土山五郎兵衛・田崎外記方可

申遣候、謹言、

信濃守

寛永十四年
卯月廿五日

多久美作殿

進之候

勝茂(鍋島)
(黒印)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。

病中の島津家久(忠恒)を見舞う使者に関する指示である。家久は

寛永十三年より国許で病み、同十五年二月二十三日に歿する(寛政

譜」。また文中に現れる島津家家老のうち、山田有栄（ありなが）

は寛永十三年三月より家老職なので（『本藩人物史』、『鹿児島県史料集』二三所収）、本書状の年次は寛永十三年、または同十四年となる。

寛永十三年は五月十一日に賜暇、六月二日に江戸を発つので（一二四号、六月十日に伊勢四日市）、本書状冒頭の江戸着府後間もないという状況と合わない。寛永十四年の参勤では、勝茂は閏三月十八日に江戸に着くので（三三〇号）、本書状の状況と合致する。従って本書状の年次は寛永十四年である。なお、文中に使者の候補として挙げられている吉嶋が実際に派遣されたことが三六〇号より分かる。

三四四 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、当年長崎御番付而、石火矢・大筒・玉薬、如例御借被下候条、被相渡候様ニとの御奉書、（黒田忠之）松平右衛門佐方へ直ニ御渡候之由、井上（政重）筑後殿方如此之御状給候条、此墨付を以、早々請取候而、如此中深堀へ召置可被申事尤候、為其如此候、謹言、

卯月廿八日

勝茂（黒印）

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉（茂之）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰・茂之は在国。長崎警備に関する内容であり、「勝茂公譜考補」に収載された正保三年卯月十八日付の覚書に、石火矢・大筒・玉薬の貸与につき黒田忠之に奉書が遣わされたことがみえ（佐近一一二／七二五頁）、本書状の内容に合致する。また、本書状と同じ卯月二十八日付の茂辰・茂之宛勝茂書状（二三八号）に長崎警備に言及があり、正保三年に比定される。これらにより、本書状の年次も正保三年に比定される。

三四五 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、此書中、因幡・伯耆・内蔵助・市佑・縫殿助・舍人・内匠・兵部へ見せ可被申候、右書面、先以口外不仕様ニ可被申聞候、以上、一書申遣候、

一先書ニも如申遣候、我等儀、内々之用所、未相澄候故、令逗留候、長崎御番就被 仰付候、先立早速甲斐守差下、（鍋島直澄）深堀所々御番等、念を入申付候通、懇ニ立 御耳候間、十日廿日滞留候而も少も不苦由、去御

方より御内意共有之儀候間、心安罷有事二候、此中者、公家衆御参上付而、御老中御隙入、其上、(徳川家綱)大納言様少就 御不例、為 御機嫌伺、各御登 城候、ケ様之儀付而、未相澄候、大納言様早速 御快然二被為成御座候、公家衆も不残御暇出、御上候間、頓而埒明可申と存候、於然者、追付可罷』上候、(酒井忠勝)讚岐守殿・伊豆守殿・(松平信綱)対馬守殿、別而御懇二被仰聞候間、少も氣遣被申間敷候、(多久茂辰女)一飛驒守祝言之儀、六月二必お羈可遣と存候、其付而、上方二而調候物など、今度不残相調、持下候様二と、(鍋島茂道)出雲監物へ申付候、其元も其心得可被申候、(直志)鍋嶋市正へも此段内々得其意候様、可被申聞候、何も頓而可罷下候間、其節可申達候、謹言、

信濃守

五月三日 (正保三年)

勝茂 (鍋島) (黒印)

多久美作殿 (茂辰)

諸岡彦右衛門尉 (茂之)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。「長崎御番」は寛永十九年に初めて佐賀藩が命ぜられて以降、隔年で当番年となる。そのうち勝茂の帰国(江戸発足)が五月に延引したのは正保三年のみである。この年は龍造寺主膳の家

中追放に関する一件があり、本文中に「内々之用所、未相澄候故」とするのはこのことと関わるか。なお正保三年四月には十六日の日光東照社での祭礼に対して朝廷より奉幣使が派遣され、併せて親王・門跡等も江戸に下向していた(「忠利宿祢日次記」等)。また徳川家綱の微恙もあり(「徳川実紀」正保三年四月二十五日条)、これらは本書状に述べられる状況と合う。なお本書状を読む限り、五月三日の時点ではあと数日は江戸に滞在する予定であるが、実際には同日の晩に急遽江戸を出発したことが四二二号から分かる。「勝茂公御年譜」・「勝茂公譜考補」でも正保三年五月三日に江戸発足としている。

三四六 鍋島勝茂書状(折紙)

追而令啓達候、今度於江戸、(兩室元信)円光寺へ致御談合、(本多正信)本佐へ長老御自分之様、役目少被差免候様二、御噂も有之様二と存候間、其方四人、(村田安良)八介殿、(鍋島忠彦)和泉知行、大閣様御朱印前之高積、又同定米之積り、二様被書分候て、我等江戸逗留中、(鍋島直茂)参候様、夜を日二次、はや飛脚にて可被差越候、由断有間敷候、此段加州へ可有御申候、様子返事二可承候、恐々謹言、

信濃守

五月七日 (慶長十四年)

勝茂 (鍋島) (花押)

長門殿 (多久安順)

鍋島茂種
主殿殿

(須古信明)

下総殿

(諫早直孝)

右近殿

御宿所

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。勝茂は在江戸、安順等は在国。本書状を出す前に江戸で閑室元佶と面会し、元佶の公儀での役目について相談したことが記される。年次の上限は、安順の「長門」の呼称より慶長十三年、下限は元佶の歿年月日（慶長十七年五月二十日）により慶長十七年となる。

このうち慶長十三年は、安順は駿府城普請に出役して、元日に佐賀を出発し（二五七号）、七月の時点でもまだ駿府に詰めている（二四七号）ので除かれる。慶長十四年は、元佶は四月十三日頃に京都を発して駿府へ向かい（「義演准后日記」慶長十四年四月十三日条）、七月には京都に戻っている（「清涼寺文書」慶長十四年七月七日付板倉勝重・閑室元佶連署状）ので、勝茂の居所は不詳であるものの、五月時点で勝茂と元佶が江戸で面会した可能性はある。慶長十五年は、勝茂が閏二月には名古屋城普請のために名古屋に向かい、そのまま九月下旬まで詰めるので五月頃に江戸で元佶と面会する可能性

はない。慶長十六年は、三月に家康が後陽成天皇の譲位、後水尾天皇の即位に合わせて上洛するが、勝茂・元佶も家康に供奉して上洛し、五月十一日の時点でもにまだ在京中である（及川亘三〇二一年）ので除かれる。慶長十七年は、元佶は五月二十日に駿府で歿する。勝茂は卯月四日（慶長十七年）付鍋島直茂・同勝茂宛藤堂高虎書状・卯月八日（慶長十七年）付鍋島勝茂宛本多正信書状等（佐近一―二ノ二八七―二八九頁）により、四月上旬には在国であり、その直後の参勤もないことが分かるので、慶長十七年も除かれる。従って、消去法により本書状の年次は慶長十四年となる。

三四七 鍋島勝茂書状（折紙）

一書令啓達候、我等儀昨日下午之関罷着、只今出船申候、海上日和見合、乗船可申候条、心安可被存候、上方着候ハ、仕合之様子、早々可申遣候、随而如定置候、談合日之儀、弥無相違様ニ、諸事用所之儀、相談可被申事、肝要ニ存候、此段我等罷上候刻、申落候付而、如此ニ候、悉皆、従上方、可申遣候間、不具候、恐々謹言、

信濃守

勝茂（花押）

五月十九日

(多久安順)

長門殿

鍋島茂綱
主殿殿

鍋島茂賢
伊豆殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。勝茂は参勤途上、下関を出船したばかりで、安順等は在国である。花押は元和七年頃（元和六年七月の二六九号は明らかに形が異なる）から寛永十五年の前半まで使われたものである。また本書状で「主殿」となっている鍋島茂綱は寛永九年に比定される極月七日付勝茂書状（一八七号）では「若狭」である。そこで元和七年を上限、寛永九年を下限として考えると、以下のようになる。

まず元和七年は江戸で越年して二月十九日に賜暇であるので除かれる。元和八年の参勤は妻子を伴ったもので、三月末以降に出国するが、五月三日には大坂に着いている（及川亘二〇二一年）ので除かれる。元和九年は勝茂は江戸で越年し、五月に將軍秀忠の上洛に供奉するので除かれる。寛永元年（元和十年）の参勤は、前年末に出国し、正月十五日に江戸に着く（及川亘二〇二一年）ので除かれる。寛永二年は、六月一日に嫡男忠直の鎧初を行うが（佐近一一二／三五七〜三五八頁）、勝茂本人もその時点で在江戸であると考えら

れるので除かれる。寛永三年は大御所秀忠・將軍家光の上洛に供奉するために勝茂も先立って上洛する。豊前小倉の細川忠利は五月十九日に国許から海路大坂に着いている（『細』九／忠利二〇八号）ので、勝茂もこの時期に国許から上洛した可能性はある。寛永四年は、「勝茂公譜考補」では勝茂は二月二十一日に江戸を発足したとされる（佐近一一二／三六三頁）ので、三月下旬には在国であったと考えられるが、八月にはまた在江戸であり（三六八号）、五月参勤の可能性は残る。寛永五年は、大坂城の公儀普請に出役するが、勝茂本人は現地に赴かず、七月二十七日付で鍋島長昭に宛てた書状からは七月時点で在国であることが分かる。「勝茂公譜考補」は江戸参勤とするが（佐近一一二／三六五頁）、五月時点での参勤はないと考えられるので、この年は除かれる。寛永六年は、勝茂は五月十日には在江戸である（二六五号）ので除かれる。寛永七年は五月前後の勝茂の居所は未詳であるが、「元茂公御年譜」によると、七月一日に勝茂と元茂が連れ立って江戸城に登城し、家光に謁見したとされるので（佐近一一一／二二六頁）、五月参勤の可能性は残る。寛永八年は、同年に比定される五月十日付の勝茂覚書（三二一号）が江戸で出されたと考えられるので除かれる。寛永九年は六月に肥後の加藤忠明が改易されるが、勝茂自身が熊本城請取のために七月十八日に佐賀を出馬したとされるので（佐近一一二／三八一・三八四頁）、この年

は除かれる。

従つて本書状の年次としては、寛永三年、同四年、同七年の可能性がある。

三四八 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、仍長崎為 御上使、馬場（利重）三郎左衛門尉殿去十三日、榊原飛驒（備直）守殿去十五日ニ、爰許御立ニ候、就其、途中迄、以書状、申入候、此書中、其方為心得、書写遣候条、得其意、其地御通之刻、御馳走之様子、又ハ長崎御座候内も、右書中之心得尤ニ候、随而森口屋庄左衛門尉へも右之趣申遣候ハてハと存、今度書状遣候間、早々相届可被申候、さ候て、三郎左衛門尉殿・飛驒守殿御用之儀共、自然庄左衛門尉より申来候者、不依何事、相調可被申事尤ニ候、謹言、

信濃守

勝茂（鍋島）（黒印）

五月十九日（寛永十四年）

多久美作殿（茂辰）

諸岡彦右衛門尉（茂之）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、

茂辰等は在国である。

本文中に現れる馬場利重は、「徳川実紀」によると寛永十三年五月十九日に長崎の「制法沙汰」を、翌年天草・島原一揆（島原の乱）の際には長崎の「仕置」を命じられる。その後細川家の軍監を務めた後、同十五年十一月に大河内正勝とともに長崎奉行となるが、この時に長崎奉行は長崎常駐の職となる。一方榊原職直は寛永十一年五月に長崎奉行となり、天草・島原一揆では鍋島家の軍監となるが、同十五年六月に勝茂とともに軍規違反により閉門処分となる。同十七年五月に赦免されるが、その後長崎奉行となることはない。また森口屋庄左衛門尉は長崎の鍋島家用達商人である。

本文中で馬場は五月十三日に江戸を發つたとしているので、本書状の年次は寛永十四年か同十五年のどちらかとなるが、十四年は、勝茂は閏三月十八日に江戸着（三三〇号）、榊原・馬場の両名は六月十九日に長崎に着任する（『オランダ商館長日記』一六三七年八月九日条）ので、本書状と状況が合う。一方十五年は、四月に榊原が江戸に召喚され、勝茂も六月五日に国許を出發するので、本書状とは状況が合わない。従つて本書状の年次は寛永十四年となる。

三四九 鍋島勝茂書状案（折紙）

一書申遣候、

一此地少篇も無相替儀候条、心安可被存候、(徳川家光)上様御不例、弥被為成御

快然、御機嫌能被成御座候へ共、為御養生、御表へ未被成御成付而、

惣様 御目見令延引候、

一此中方之江戸・上方借銀之内、我等罷上候而方已来、利足払にても不

仕候哉、承度候、借銀方存候付而、鍋大膳・福地(鍋島正之)橘左衛門尉へ、此

地にて相尋候へハ、返弁無之候哉、未何とも不申来由申候、如何、様

子承度候、

一当年耕作、在々仕付候而可然躰ニ候哉、当春者麦之毛上能候つる由承

候、諸郷百姓共有付候哉、是又承度存候、何も期後首候、謹言、

信濃守

五月廿五日

(鍋島)勝茂

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸。

茂辰・茂之は在国。年次の下限は、寛永十五年十二月二十八日歿の

鍋島正之が存命中であることから寛永十五年。本書状案が茂辰・茂

之宛であることから、ともに藩政に関わる寛永十二年以降で、勝茂

が五月に在江戸であるのは寛永十二年と同十四年であり、いずれかとなる。なお、「上様御不例」について、寛永十二年・同十四年ともに体調を崩しており〔徳川実紀〕等、佐近一―二／七〇・四一―三頁）、年次はいずれとも決めがたい。

三五〇 鍋島勝茂覚書（折紙）

一江戸・上方より長門守・石見守・若狭守へ申越候用所、自然延引之儀

も可有之刻ハ、早々相澄候様ニ心懸之事、

一談合日之時可然儀賛談ニ出候ハ、前後もとをり候様ニ可有之事、

一口事沙汰無延引様ニ可然事、

一領中諸百姓へ触又ハ法度以下之事、

一前々より当家之作法ニ諸事申付候儀、最前ハ甚敷有之といへとも、後

かれニ罷成候条、さなき様ニ心遣肝要ニ』存候事、

右之条々、為稽古申渡候間、自然もとをらざる儀共候ハ、長門

守・石見守・若狭守へ無油断申候て、早速相澄候様ニ心懸可為肝

要候、已上、

五月廿八日

(鍋島勝茂)信濃守（黒印）

(多久茂辰)美作殿

(諸早茂歌)左衛門殿

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた覚書。勝茂の居所は不明。茂辰・多久安順等は在国。年次の下限は、諫早直孝が存命中なので寛永十二年。年次の上限は決めがたいが、本書状では「若狭」である鍋島茂綱の表記が、寛永六年と推測される五月十日付勝茂覚書（二六五号）では「主殿」であることに注目すれば、寛永六年となる。

三五二 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、上屋敷表方・内方之使など申候小々性事闕申候条、年十一より十三迄之者三人、主従三人宛にて、急度可差上候、強器量など能候者ハ不入候、嫡子計二ハ有之間敷候条、二番め三番め之子にても不苦候、為加勢、一人ニ銀子十枚宛、美作手前（多人茂辰）より相渡可然候、此程、将監（開道長）・茂左衛門尉手前より、十一、二之小々性一人指上候様ニと申遣候、是も右三人之内にて候、其心得可有候、恐々謹言、

六月朔日

勝茂（鍋島勝茂）（黒印）

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉（茂之）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰・茂之は在国。関清長の歿年より年次の下限は寛永十五年。本書状が茂辰・茂之宛であることから、ともに藩政に関わる寛永十二年六月以降となり、年次の上限は同十二年。よって年次は、勝茂が在江戸であるのは寛永十二・同十三・同十四年のうちいずれかであるが、寛永十三年は六月二日江戸発であり、出発直前に本書状のような用件を依頼するとは考えづらいことに注目すれば、同年は排除されようか。

三五二 鍋島勝茂書状（折紙）

我等儀、昨日内裏方下之関へ渡海申候、伊万里方差廻候船、昨晚・今日間ニ着申候、早々出船可申と存候へ共、此五日、向風つよく、于今日和無之付而、無其儀、下関へ令逗留、迷惑申事候、出船見立為可申、一人被相越、祝着申候、江戸方追々到来有之儀候、乍然、相替儀不申来候条、心安可被存候、江戸着候ハ、早々可申遣候、謹言、

信濃守

六月八日（寛永十五年）

勝茂（鍋島勝茂）（花押）

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は参勤途上で在下関。

茂辰は在国。「昨日内裏方下之関へ渡海」とあるが、これは『勝茂公御年譜』(佐近一一二／一五七頁)寛永十五年の項に「六月四日勝茂公被為召の由、飛脚参着、同五日朝五ツ時御発駕」に続くと考えられることから、年次は寛永十五年。

三五三 鍋島勝茂書状(折紙)

一書申遣候、

一焼物師兩人指免候様ニと、(鍋島元茂)紀伊守方申候付而、今度我等手形遣候、此

中如申渡候、焼物師多候へハ山あれ候条、弥堅可被申付候、先様、我等以墨付、可指免候条、其心得可被申候、

一諸郡人改之儀、当年ハ何かし仕候哉、弥稠敷相究候様ニ可被申付候、さ候て、帳面見可申候間、急度可被指越候、爰元にて走者など有之ニ、多分国元之者之由申候、然者、諸郡之改、緩ニ有之かと存候、跡之儀も未見不申候分、帳面究候而、可有之候条、是又可被相越候、

一爰元にて方々へ参候ニ、多分小性共ニうたハせ被申候、あいさつニ罷

成候条、我等小性共ニ器用なる者候者、稽古可申付と存候、さ』も候

へハ、若狭守所へ罷居候かふる、(赤)うたひ器用ニ候由承候間、若狭へ所

望候而、此方可被相越候、稽古させ候て、御年寄中御出候時も、うた

ハせ可申と存、申事候、

一家中ニもうたひ器用之者候而、年はへ若キ者にて候者、是又稽古仕ら

せ候ハんと存候間、相尋候て、可被申越候、

一水間之六弥太おいか、いとこかニ、大つゝみ打候者、三根郡ニ罷居由

候、此つゝみ前我等聞候、器用ニ有之かと存候、抱候て、稽古可申付

と存候条、是又承合、様子可被申越候、謹言、

信濃守

(寛永十六年)
六月九日

(鍋島)
勝茂(花押)

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国である。一条目の焼物師の人数統制について、伊万里の代官であつた山本重澄が、皿屋乱立により山が荒廃していると勝茂に進言し(佐近八一／七三五頁、同八一／一一一・一一二頁)、寛永十

四年、勝茂は茂辰に焼物師の人数制限を指示した経緯がある（佐近
一―二／六九・四〇六・四〇七頁、同二―一／一七九頁）。『有田町
史』には、同条文の引用があり、寛永十四・五年と比定されている
（陶業編Ⅰ、三二・三三頁）。

本書状の年次について、つぎのことがわかる。①本書状の花押は
寛永十六年以降見られるものである。②二条目「諸郡人改」は、寛
永十六年六月十二日付二四八号に、「先日申遣候諸郡人改之儀」とあ
るので、寛永十六年に行われた。③五条目、勝茂は、水間（三瀧）
の六弥太の縁者で大鼓を打つ者を召し抱えたいと言っているが、寛
永十六年九月九日付二四一号では「もはや無入用」とあるので、年
次の下限は、寛永十六年である。①②③より、本書状は寛永十六年
に比定することができる。

三五四 鍋島勝茂書状（折紙）

一書令啓候、先日も如申遣候、武具修理之儀、御年寄中へ得御意候条、
漸々二目二不立様ニ申付可然候、然者、家中役目武具一通之儀相定、別
紙ニ書立遣候条、被得其意、無相違様ニ、親類・家中頭々へ可被申渡候、
さ候而、承届候通、右之書立ニ判形候て可被差越候、軍役其外之定、此
中渡置候鳥子帳、書直候而、』重而可相渡候条、先以、其心得尤候、委曲

馬渡甚兵衛可申達候条、不具候、謹言、

信濃守

勝茂（花押）

六月十九日

若狭殿

美作殿

豊前殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰等は
在国。「武具修理之儀、御年寄中へ得御意候条、漸々二目二不立様ニ
申付可然候」とあるが、寛永十六年に比定されている二五一号（五
月十五日付勝茂覚書）・二四八号（六月十二日付勝茂書状）に同内容
があり、本書状と関連するとすれば年次は寛永十六年か。

三五五 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、蔵入より可誘置武具一通之儀、今度相定、以書立申遣候、
仕次物并修理物、好之様子、細ニ以帳面、鹿江茂左衛門尉方申遣候条、
無相違、念を入漸々二目二不立様ニ可調置通、土山与三兵衛・草場内記

へ可被申付候、就其、先以、銀子五十貫目之管遣候条、右兩人へ』可被相渡候、委細者茂左衛門尉方可申遣候、謹言、

信濃守

六月十九日

勝茂(鍋島)
(花押)

多々美作殿

諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸。

茂辰・茂之は在国。三五四号と同日付であり、関連があるとすれば年次は寛永十六年か。

三五六 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、爰元無隙候て、何とも不罷成体ニ候条、先様、印判を以、可申遣候間、其心得可被申候、已上、

今度、紀伊守仕合能、御供ニ相澄候為祝儀、遠路態飛脚被相越、六月六日之書状到着、披見、別而満足申候、

一大御所様去ル廿日被成、御入洛候、我等儀いつものことく、各同前ニ、追分迄、為、御迎罷出、仕合能致、御目見、其後登、城申、仕合無残

所候条、万事心安可被存候、

一紀伊守・孫平太、御先ニ罷上、今月上旬罷着候、紀伊守今度御供ニ被

仰出、陽泰院様御満足ニ被思召之由、尤ニ存候、

一当夏別而暖氣ニ候へ共、陽泰院様一入御息災ニ御座候由、被申越、』大

慶ニ存候、柏庵も連々罷出、影庵儀も今程気色能候ニ付而、折々見廻

被申、林理兵衛事ハ不断打詰申候由、一段可然存候、弥無御油断、御

養生候様ニ、折々可被申事、不及申候、

一絵図之儀ニ付而、嶋原・大村へ伝兵衛相越、無残所、談合相澄候由、

可然存候、

一我等留主中、諸事無油断被申付之由、一段之儀ニ候、弥談合日無懈怠様ニ尤ニ候、何も期後喜、不具候、恐々謹言、

六月廿八日

信守(鍋島勝茂)
(黒印)

長門殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。勝茂は在京都。安順は在国。

須古信明が影庵となつて居ることから元和九年以降であり、一ヶ条目の「大御所」は秀忠である。大御所としての徳川秀忠が六月二十日に入洛していることから、寛永三年と比定できる。

三五七 鍋島勝茂書状（折紙）

態一書申遣候、然者松平安芸殿家中長谷川久太郎、安芸殿家中を立退、（浅野光茂）

剩当地へ指上召置候証人をも、安芸殿家来之衆へも断なく、夜中二忍ひ

立退候事、重々不屈之由被仰出、久太郎親子安芸殿へ被下候、右之通、

今月廿一日、御評定場へ諸』家中証人不残被召出、牧野内匠殿・酒井（信成）

和泉殿・杉浦内蔵允殿、右御三人而被仰渡候書立、為拝見、今度指遣

候、爰元之証人并親々へも堅可申聞由候之条、可被得其意候、何も池野

三郎右衛門尉可申達候、謹言、

信濃守

六月晦日（寛永二十年）

勝茂（鍋島）（黒印）

鍋嶋若狭殿（茂綱）

多久美作殿（茂辰）

諫早豊前殿（茂敬）

鍋嶋因幡殿（茂周）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰等は

在国。安芸広島藩家臣長谷川久太郎は長谷川宗久。長谷川宗久は寛永十九年十一月に浅野家中を立ち退き、同二十年に捕縛され七月二十一日に処罰されている。萩藩の「公儀所日乗」（山口県文書館蔵）の寛永二十年六月二十一日条には、この事件について佐賀藩に伝達されたのと同じ内容が萩藩にも伝達されたことが記されている。したがって本書状は寛永二十年に比定される。

三五八 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、寺社并家中方祈禱立願之書立、彦右衛門尉方相越見届、被入念候段、祝着申候、銘々、今度、可申遣候へ共、時分柄之儀候条、

無其儀候、御目見相澄候刻、可申遣候、此段、彦右衛門尉談合候て、

銘々先以、可被申渡候、此書中彦右衛門尉へ見せ可被申候、已上、

六月廿七日之書状参着、令披見候、

一今度、弥仕合能様ニと候て、舍人・彦右衛門尉相談を以、祈禱立願被（鍋島茂利）（彦右衛門尉）

申、成就之御目録、銘々被相越、則令頂戴候、尤之心遣と存事候、其

方私ニも、杉岳ニ而、我等罷上候脇方、毎日帰国迄、無懈怠、千座之（天聖寺、杵島郡）

祈禱被任、御目録給、是又被入念候儀、令祝着候、

一家中并諸寺家より御祈禱立願之書立、彦右衛門尉より相越、銘々見届、

祝着申候、

一 豊後為御目付、大久保権右衛門尉殿・能勢次左衛門尉殿、御下之刻、
権右衛門尉殿者、大坂方我等早船老艘荷船二艘二乗船之由、被申越、
得其意候、然者、右御両所へ』書音申候儀、逼塞時分二候条、先以、
延引可申候、其方音信なと被申可然候はん哉之由、尤之儀候、右之
仕合故、我等より者無音申候、隣国之儀候条、至其元、相応之御用共
候ハ、可被仰聞由申述、其方何ぞ音信可然候、将亦、鶴野八兵衛
二而被申越候隣国批判之米塩之儀、豊後御目付衆へ、其方私ニ、かろ
く有体可被申分候、乍然、其元今程之時分次第二可然候、何も葉利左
衛門尉口上ニ可申達候、謹言、

信濃守

七月廿三日

勝茂 (花押)

多久美作殿

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰は在国。
豊後目付の大久保と能勢は、寛永十五年五月八日に任命されている。
また、「逼塞時分」とあるのは、島原・天草一揆（島原の乱）後に、
鍋島家が軍令違反の処分を受けている最中であることを示している。

「鶴野八兵衛二而被申越候隣国批判之米塩之儀」は、七月二十三日
（寛永十五年）付茂辰等宛勝茂書付（二四四号）にある「鶴野八兵

衛を以被申越候趣」と対応する。以上より、本書状は寛永十五年に
比定できる。

三五九 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、精敷者監物・兵右衛門尉方可申遣候条、可被得其意候、已上、
一書申遣候、

一 諸算用之儀、此中我等ハ目安計見届、算用究之儀者、美作守へ相任罷
有儀候、我等為ニハ心安儀二候へ共、右之分二候て、諸事之遣方我等
見不申候へハ、遣方之内よしめ候儀不罷成、役者共も大形二候て、過
分之損ニ相成事多々有之儀二候条、六借儀ニ而ハ候へ共、此先ハ、跡々
のことく、算用細付迄も我等見届候て、諸算用相究させ可申候、其心
得可被申候、

一 山城守万事之遣方、其外之儀、今より手ふとく仕候者、先様相続間敷
と存候、我等手前何共不罷成、難続体二候条、少分ニ而も知行なと相
加とらせ候儀、不罷成事候、其心得候て、每物よしめ候て、造作不入
様ニ、今之知行相当之覚悟、可然存候、右之趣、能々山城へ可被申聞
候、謹言、

七月廿七日

勝茂 (花押)

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉(茂之)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国である。勝茂の花押は寛永十五年末に閉門処分が解かれて以降に使われるものであり(四四七号等)、また追而書に現れる中野政利は寛永十七年二月には「数馬」を称しているので、年次は寛永十六年となる。勝茂四男直弘に対しては、寛永十三年に知行千石を加え(三二〇号)、寛永十五年にも困窮を理由に千石を増した(二二〇号)、この書状では、直弘に対して節約して現在の知行で遣り繰りするよう、改めて茂辰等から忠告するように指示している。

三六〇 鍋島勝茂書状(折紙)

六月十九日之追而状印、無相違披見、得其意候、

一松平大隅殿煩、為見廻、吉嶋五郎左衛門尉薩州へ差越候付而、五郎左衛門尉存寄、其方へ相尋申候故、長門へ相談を以、様子申含、被相越候趣、書面之通、一段可然存候事、

一薩摩ニ而馳走之次第、其外之儀、一つ書を以、被申越、承届候、大隅殿方五郎左衛門尉へ帷子十之内』单物五馬一疋給、家老よりも銘々遣

物之様子、是又細々承届候、次而を以、右之御礼可申述候、五郎左衛門尉薩摩へ罷越候付而、少々造作など仕候を、其方へも不申聞、私ニ相調候由、祝着申候通、可被申聞候、謹言、

信濃守

八月朔日

勝茂(鍋島)(黒印)

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰は在国。島津家久は、寛永十三年より病氣。同十五年二月二十三日歿。島津家久の病中で、かつ勝茂が在江戸。寛永十四年に比定される四月二十五日付勝茂書状(三四三号)は、本号に見える吉嶋の薩摩派遣前の状況を示すものである。したがって本書状は寛永十四年に比定される。

三六一 鍋島勝茂書状(折紙)

一書申遣候、仍其地当年之耕作能候由承、満足申候、弥百姓共有付、耕作ニ念を入候様ニ可被申付事尤候、然者、先様為心持、蔵入所并配分所

可相改条々、別紙ニ書立遣候条、被得其意、五人之者共へとくと被申渡
可然候、委敷者千布』六兵衛尉口上ニ申達候、謹言、

信濃守

八月六日

勝茂(鍋島) (黒印)

鍋嶋若狭殿(茂綱)

多久美作殿(茂辰)

諫早豊前殿(茂敬)

鍋嶋安芸殿(茂賢)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰等は
在国。二月二日(寛永十三年)付茂辰宛勝茂書状(二二六号)によ
ると、この時より領内の十人組が五人組に改められている。本書状
中の「蔵入所并配分所可相改条々」を「五人之者共」へという記述
より、これを五人組への切り替え以後のものとは定することができる。
また、鍋島茂綱は、寛永十一年六月に武雄から鍋島に名字を変
えている。鍋島茂賢は、正保二年二月に歿する。したがって、寛永
十三年以降正保元年までの八月の勝茂の在江戸の年(寛永十四年・
同十五年・同十六年・同十八年・同二十年)となる。

三六二 鍋島勝茂書状案(折紙)

一書申遣候、自今以後、家中之者、我等子共孫共之儀を、口上又書面に
も、何かし殿と可然候、翁介(光茂)一人計を様と申候ハ、本意之儀と云、以
来之、旁可然事候間、其心得被申、家中之者ニ申渡候様、若狭守・美作守・
豊前守・安芸守へ懇ニ可被申聞候、其身く之』内之者ハ各別之儀ニ候
之条、不及申候、恐々謹言、

信濃守(鍋島勝茂)

八月六日

紀伊守殿(鍋島元茂)

甲斐守殿(鍋島直澄)

山城守殿(鍋島直弘)

刑部太夫殿(鍋島直朝)

御宿所

【解説】

鍋島勝茂より鍋島元茂等に宛てた書状。年次は、鍋島直澄が寛永
十二年十二月に甲斐守となっていることから、上限は寛永十三年。
また、光茂が翁介となっているので、慶安元年が下限。内容から、

翁介が徳川家光へ初めて拜謁を遂げた頃(寛永十二年冬、三〇四号)と考えられる。寛永十三年か。同年だと勝茂は在国。鍋島元茂等は在江戸。

三六三 鍋島勝茂書状(折紙)

長崎表之儀、筑前より被申付様之様子、森口屋庄左衛門尉方、五月九日、同廿日、六月七日、同十八日、以書立、相越、見届候、庄左衛門尉念入候儀、令祝着候、此段其方より相心得、庄左衛門尉へ可被申達候、弥被表被申付様体、切々』申越候様、可被申事尤候、謹言、

信濃守

八月六日

勝茂(鍋島)(黒印)

多久美作殿(茂辰)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰は在国。

「長崎表之儀、筑前より被申付様之様子」について、長崎の森口屋庄左衛門から、五月九日・同二十日・六月七日・同十八日の四回にわたり佐賀藩へ書立が送られ、それが茂辰から江戸の勝茂に送られ

ている。茂辰が藩政中枢にあつた時期と考えられるので、寛永十二年から正保三年までが考えられる。この時期に、「長崎表之儀」としては、寛永十八年から始まる長崎警備がある。したがって、寛永十八年から正保三年までの間で、勝茂が江戸にいる寛永十八年・同二十年・正保二年のいずれかの年と思われる。なお、寛永二十年五月の筑前大島への伴天連上陸一件について、「勝茂公譜考補」(佐近一―二/七〇〇頁)では、「右ノ異人共、同月十九日、福岡ヨリ長崎へ到着セシ趣、翌廿日、長崎ノ森口屋庄左衛門ヨリ、多久美作守へ状ヲ以注進ス、多久家書」とある。本書状を根拠とした可能性があるが、五月十二日に大島で起きた事件を五月九日に第一報で伝えることはできない。

三六四 鍋島勝茂書状(折紙)

一書令啓候、然者、肥前守祝言二付而、為祝儀、肥前守へ太刀馬代銀一枚、よめ方へ単物三つ給、五百八十年と目出度存候、随而祝言二付而、よき刀脇差、方々相尋候へ共、無之ニ付而、其段勝屋勘右衛門尉より申遣候処、刀脇差二腰被相越候内脇差ハ当用ニ罷成、一入令』満足候、本阿弥へ見せ候へハ、一廉之脇差之由申候、刀ハ差戻候条、其心得可被申候、何も期後音不具候、恐々謹言、

寛永八年
八月九日

美作殿
(多久茂邸)

御宿所

信濃守

勝茂(鍋島)
(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰は在国。年次は、「肥前守祝言」が寛永八年の鍋島忠直と松平忠明女との婚儀（佐近一一二／三七六頁）を指すと思われることから、寛永八年に比定される。

三六五 鍋島勝茂書状（折紙）

一書令啓候、仍用所之儀共仕廻候ニ付而、伊豆又左衛門尉指返候、於様子者、一つ書を以、細砕口上ニ申遣候間、被承届、能々於其許、談合可被申事肝要候、左候て、返事之趣、急度可被申越事口相待候、然者、爰許無相替儀、我等親子節々而、御城へ罷出、御目見申、仕合無残所候条、心安可被存候、将亦、西国衆頓而』御暇出申之由、風聞候、於実儀者、早々可申遣候、船などの儀、内々申付可被置候、此地様子、伊豆又左衛門尉可申候間、不具候、恐々謹言、

八月十四日

長門殿
(多久安順)

石見殿
(諫早直孝)

主殿殿
(鍋島茂種)

影庵
(須古信明)

進之候

信濃守

勝茂(鍋島)
(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。「両御城」は江戸城本丸と同西丸と考えられるので、勝茂は在江戸、安順等は在国。年次としては、八月十四日に、西丸と本丸にそれぞれ秀忠と家光のいた時期とすると、寛永二年から同八年までに限られる。このうち、勝茂の上洛中であることが明確な寛永三年八月は除くことが出来る。さらに年次を絞り込むことは難しいが、この中で、寛永四年については、九月十九日の勝茂寛（二六一号）では、この書状にあるのと同様に、西国大名への賜暇の風聞について述べており、関係が考えられるとともに、本書状の花押も、やや寛永四年ころのものに近い。

三六六 鍋島勝茂書状(折紙)

已上、

先月廿一日之書状、令披見候、

一豊前内儀煩、土用あき、少再発候へ共、追付気色よく候由被申越、作安(尾書)

玄智(大書)よりも申越、令満足候、風立、涼敷時分候条、漸々能候ハんと存

事候、

一豊前内儀煩、打続能候者、作安儀指上せ候様にと、此中申遣候、さ候

へハ、気色ニ差立相替儀者無之候へ共、節々再発申、大病之儀ニ候条、

作安当分召置候へハと、何も吟味之上、其元へ先以留置候由、得其

意候、気色打返左右ニも無之、漸々能候者、時分見合、作安』儀差上

せ可被申候、

一伊藤小左衛門尉・於賀惣右衛門尉儀、先日申遣候付而、承合候へハ、

松平右衛門佐方扶持人にてハ無之、博多之町人にて、長崎へも屋敷持

候而、右衛門佐方かい物相調候者之由、被申越、得其意候、何も期後

音候、謹言、

信濃守

八月十五日(正保二年)

勝茂(編書)(黒印)

多久美作殿(茂辰)

諸岡彦右衛門尉(茂之)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸。

茂辰等は在国。正保二年の諫早茂敬室鍋島氏の病氣に関わる書状で

あり、歿するまでの経緯は、同年中の一〇九号・一一八号・二三四

号・二三五号・二三九号・二四五号・三七九号・四〇九号で確認で

きる。また、伊藤小左衛門・大賀惣右衛門の身元を確認している部

分は、二三四号と対応する。

三六七 鍋島勝茂覚書(折紙)

深堀番

鍋嶋若狭守(茂綱)

多久美作守(茂辰)

諫早豊前守(茂敬)

鍋嶋内蔵助(正辰)

来年、長崎御番被 仰付候ハ、右四人ニ而、二月より九月迄、一ヶ月

替りか二ヶ月替りかニ、深堀へ付置可申と存候、一番目ニ誰可被罷越由

ハ、来』年被下 御暇次第、先立可申遣候条、内々何も其用意尤ニ候、

已上、

八月十五日(正保二年)

信濃守(鍋島勝茂)(黒印)

【解説】

鍋島勝茂による覚書。三〇二号における「親類中一人宛替く深堀へ付置」くべき「名付」と考えられ、年次は正保二年に比定される。勝茂は在江戸。名付にある多久茂辰は在国。

三六八 鍋島勝茂書状（折紙）

於遠路、新郷伊兵衛被相越、六月廿二日之書状令披見候、其許無何事、（鍋島勝茂室石井氏）陽泰院様弥御息災二被成御坐之由、目出度存候、子共皆々達者二罷有之由、令満足候、

一 おつる五月より懐胎之由、泰長院医師共申之由被申越、千秋万歳目出

度存候、悦之程察入申候、

一 伊勢菊疱瘡申候後、美作も疱瘡仕、殊外瘡多ク出来候へ共、養生被入

念候ニ付而、乍兩人無何事、今程すきと』本復仕之由、別而満足申事

候、

一 豊後御目付衆東条紀伊守殿方忠広・伊与掾へ、脇差二つ宛、其外半弓望

之由候付而、近日豊後へ為持、可被越通、一段可然存知候、将又、喜介替

之儀、勘右衛門尉・将監迄被申越、細碎承届候、委者従兩人申遣候、

何も伊兵衛可申候間、不具候、恐々謹言、

（寛永四年）
八月十九日

（多久茂）
長門殿

進之候

信濃守

（鍋島）
勝茂（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた書状。細川小倉藩「日帳」寛永三年十一月十三日条（『福岡県史』近世資料編細川小倉藩（一）所収）に、東条長頼・竹中重信の豊後目付着任の記事がある。同寛永五年六月二十八日条（同書（二））に、豊後目付として能勢頼重・酒井忠知の名があるので、年次は寛永四年となる。

一条目、「おつる五月より懐胎之由」について、四七三号（寛永五年カ、三月十日付鍋島忠直書状）は、多久茂辰の子の誕生を祝うもので、出生の子は千（寛永五年生、後の鍋島武興室）の可能性が高い。三条目の多久正俊の証人交代について、「水江事略」によると、寛永五年多久茂順嫡子慶松丸が安順の養子分となり、寛永七年慶松丸が江戸に上がり、正俊が帰国した。

三七四号（寛永四年九月十九日付）によると、勝茂は九月十六日に徳川家光が催した茶会に招かれているので、在江戸と考えられる。安順は在国である。

三六九 鍋島勝茂覚書（折紙）

覚

- 一 國中仕置并家中作法之事、
 - 一 家中并百姓迷惑ニ可存事、
 - 一 口事澄様之事、
 - 一 不入所ニ物入事、
 - 一 何事にてもすきの道過る事、
 - 一 よくかましき事、
 - 一 一條数ニ可立儀、第一之事、
- 右者、我等存出候分、手頭を以申候、此外ニも、其方存寄候ハ、不被差置、異見を可承候、已上、

寛永二年

八月廿一日

（鍋島勝茂）
信濃守（花押）

（多久安順）
長門殿

参』

【解説】

鍋島勝茂より多久安順に宛てた覚書。勝茂・安順ともに在国許。

年次は寛永二年。本覚書の写が「五番御掛硯誓詞書写」に記載されており（佐古二四／五番御掛硯誓詞書写二、六三号）、それによれば本覚書は安順と鍋島道虎の両者に、それぞれ宛てられたことが分かる。また、これに対する安順・道虎連名の起請文写もあり（同上、六四号）、勝茂・安順・通虎は同所に居ると思われ、ともに国許でのやり取りといえよう。「勝茂公譜考補」によれば、安順は家中の衰微・困窮を憂い、寛永二年八月二十日に参府して勝茂に諫言し、これを受けて勝茂は、翌日七か条の「政務ノ要法」を手ずから書き立て、安順に「異見」を求めたとあるが（佐近一一／三五九～三六〇頁）、安順の参府については疑問に思われる。安順の「異見」については、「異見」が添えられた本覚書が存する（佐古二〇、七〇四号及び佐近一一／三五九～三六〇頁）。

三七〇 鍋島勝茂書状（折紙）

七月十八日連判ニ而之書状并一つ書、令披見候、

一 先書ニも如申遣候、此地無相替儀、（徳川家光） 公方様弥 御機嫌能、（徳川家綱） 若君様

も倍被為成御成人之由候条、心安可被存候、

一 甲斐守下之刻申遣候趣、何も被承届候由、尤存候、（鍋島茂賢） 安芸守儀、深堀へ

居申候付而、呼被申候へ共、盆之前後者、別而鳴々之番等稠敷申付候

様二と、井上筑後殿御申候故、難成之由候付而、中野(正守)又右衛門尉申付、

様子とくと申聞候由、尤存候、就其、安芸守方申遣候条々、一々見届

得其意候、弥無迦様、諸事心遣肝要之由、安芸守へ可被申聞候、

一寄々修理様子之儀、美作(多久茂)・彦右衛門方委敷申越、是又尤存候、此段者、

監物・数馬方(中野政利)右兩人へ申遣候儀候条、可然様ニ申付可給候、

一先日も如申遣候、若君様御誕生之為御祝、御年寄衆申請候儀、はや

御案内申入候处、何も可被成御出由候、能興行申候儀、其節之事ニ仕

儀候、御日限ハ未相究候、定而来月十之内たるへきと存候、然者、飛

彈守儀も、右能之内ニ番程仕候様ニと、觀世左近(重忠)へ申談儀候、心安可

被存候、

一其元無何事、何も無事之由、令満足候、於此地も、屋敷中少篇も無相

替儀、其外一門中無為候条、悉皆心安可被存候、委敷者猶重而可申遣

候、恐々謹言、

信濃守

八月廿二日(寛永十八年)
勝茂(黒印)

紀伊守殿

甲斐守殿

山城守殿

美作殿

御返報

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国許。四か条目の「若君様御誕生」、すなわち徳川家綱誕生は寛永十八年八月三日のことであり、九月七日・九日には誕生祝の猿樂が催されているが（「徳川実紀」寛永十八年九月七日・九日条）、本書状で「定而来月十之内たるへきと存候」とあるのは、この催しを指している。これにより、本書状の年次は寛永十八年に比定される。

本書状が寛永十八年であるとすれば、八月二十二日付茂辰・茂之宛勝茂書状（一〇八号）に「今度御誕生ニ付而、御年寄衆申請、能興行申候」とあるのも同じことを指し、同書状も同年と推定されようか。また、本書状二か条目に、「鳴々之番等」について大目付井上政重の指示があった旨の文言があるが、これは卯月朔日（寛永十九年）の茂辰等宛勝茂書状（一四六号）に「井上筑後殿方安芸守へ、去年被仰渡候様ニ」とあることに符合し、本書状が寛永十八年であることを裏付けている。

三七一 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、安芸守へ遣候書状、早々相届可被申候、已上、

一 今月九日之書状、昨廿二日令披見候、

一 安芸守より之書状、以飛脚被相越、見届得其意候、深堀・脇津制札之

儀、井上筑後殿より之案書之ことく、其方手前にて相調差越候由、尤

二 存候、安芸守方其方へ之書状も被相越、令一覽候、

一 座頭金剛院事、先日監物・数馬方申遣候ニ付而、様子相究、追付可

被申越之由、承届候、何も重而可申遣候、謹言、

信濃守

八月廿三日

勝茂 (黒印)

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国許。一か条目に、「深堀・脇津制札」について大目付井上政重から「案書」が示されたとあり、この点は三七〇号の二か条目に「別而嶋々之番等稠敷申付候様ニと、井上筑後殿御申候」とあること、また卯月朔日（寛永十九年）の茂辰等宛勝茂書状（一四六号）に「井上筑後殿方安芸守へ、去年被仰渡候様ニ」とあることを鑑みると、本書状の年次は寛永十八年と推定される。

三七二 鍋島勝茂書状（折紙）

副嶋太郎左衛門尉、從此中相煩候付而指下候条、一書申遣候、仍此御地

無相替儀、上様御不例弥被成御快然、今程御能・跳なと被為成御上覽、

別而 御機嫌能被為成御座、上下目出度御事、不過之存儀ニ候、此節句

二ハ、各 御目見も可有之かとの御沙汰共ニ候、然者、上様へ、松平

下総殿方、於 御城近日 御膳被成御上候付而、御年寄中以御相談、手

前之小々性踊、可有御』雇由御頼候故、今時分稽古申付半ニ候、いつ時

分 御城へ指出候儀者、不相究候、何も太郎左衛門尉可申候間、不具候、

謹言、

信濃守

九月六日

勝茂 (黒印)

長門殿

若狭殿

影庵

美作殿

豊前殿

中務殿

伯耆殿

安芸殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。勝茂は在江戸、安順等は在国許。本書状で勝茂は、近日松平忠明が將軍に御膳を献上することと言及しているが、これは寛永十四年九月十七日の忠明による御膳献上を指すと思われる（「徳川実紀」同日条）、本書状の年次は同年に比定される。また、この献上に際し勝茂は「手前之小々性踊」を頼まれたとあるが、同年と比定される九月二十一日付書状（一四〇号）で勝茂は、去十七日に踊りを披露した旨を伝えている。この踊りとは須古踊のことかと思われる（須古踊については、一〇八号の解説参照）。

三七三 鍋島勝茂書状（折紙）

已上、

九月二日三人連判之返書、并其方々之書状、何も参着、令披見候、

一兼松弥五左衛門尉殿、長崎御下之刻、書状遣候ヲ、大坂にて鳴八郎右

衛門尉へ被相渡、追付差下候付而、則夫小荷駄御船等、被申付候由、

得其意候、弥五左衛門尉殿去十四日晚、爰元御立二候、領中御通之刻、

人を付置、扱又大坂より下関迄、上下共二手前之船二御乗、別而念入候通、深々御礼被仰候、今度之儀、弥首尾能候而、満足申事候、心安可被存候、

一領分宿々津町、此中宮部六右衛門尉へ申付候、然者、』從 公儀宿送彼是候者、郡代存候ハねハ、俄之時もとをりかね候条、轟木・神崎・寺井・加世・牛津・小田・高町・塩田・浜、右通り宿々儀、其在所く之郡代ニ、町代官申付候者、万可相調と、何も相談之通被申越、尤ニ存候、右之分ニ堅可被申付候、さ候て、右宿々ノ物成之儀、郡代手前方取集候て、六右衛門尉へ相納、一口ニ算用仕候様ニ可然候、宿々津町之物成、一所ニ相集候儀、能候ハんと存候付而、如此二候、何も期後音候、謹言、

信濃守

九月十七日

勝茂（花押）

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国

許。一か条目に、目付兼松正直の長崎下向のことがみえるが、同人は寛永十六年八月十日に、外国船来航に対処するため、長崎への使者を命じられており（「徳川実紀」同日条、「寛政譜」第十四、三九四頁）、このことから本書状の年次は寛永十六年に比定される。

三七四 鍋島勝茂書状（折紙）

一書令啓候、爰元無相替儀、何も息災ニ有之事ニ候条、心安可被存候、仍今月十三日より、於 御西之丸、被為成 御数寄候、就其、同十六日之朝、佐竹修理殿・伊達遠江殿・京極丹後殿・藤堂大学殿・我等儀も 御茶ニ可被召出之由、御年寄中より以御奉書、被仰聞候付而、登 城申、外聞冥加之段、忝奉存候儀、可有推察候、永井信濃守殿より、右之名付ニ、我等を口上御書付被遣、坐上ニ可口有由、大炊頭殿も被仰候』付而、尤御差図之外無之、右之分ニ候、御数寄屋にても、色々御懇之被成 上意、冥加忝仕合、申も疎之儀候、於其地も大慶ニ可被存候、然者、西国衆へ 御暇出候儀、当年ハ相延候様ニ取沙汰候処、此比ハ又、近日 御暇可出様ニ風聞ニ候、必定ニ候ハ、早々可申遣候、次ニ用所之儀共候而、鹿江茂左衛門尉差下候、何も一つ書を以、口上ニ申含候間、可被得其意候、恐々謹言、

信濃守

（寛永四年）
九月十九日

（多久安順）
長門殿

（謙早直孝）
石見殿

（鍋島茂權）
主殿殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。勝茂は在江戸、安順等は在国。年次は、永井尚政・土井利勝の幕府年寄在職期間から、元和九年より寛永十年までとなるが、この間の寛永四年九月十三日より十六日まで、西の丸において茶会が開かれており（「徳川実紀」寛永四年九月十三日～十六日条）、本書状にみえる「今月十三日より、於御西之丸、被為成 御数寄候」に当たるものといえる。十六日条には、同日勝茂らが茶会に招かれたとあり、本書状の「同十六日之朝」：我等儀も 御茶ニ可被召出之由」に合致する。従って、本書状の年次は寛永四年に比定される。

三七五 鍋島勝茂書状（折紙）

八月廿日之書状并手頭、二つ内一印判在之を、封之俣、石田藤七兵衛持

（兼貞）

參申、具披見、可然存、請取置候、委者追而可申遣候、謹言、

信濃守

九月廿一日

勝茂(編島) (黒印)

美作殿(茂辰)

進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂の居所は在江戸、茂辰は在国。年次は茂辰が「国元諸事仕配」を命じられる寛永十二年より、勝茂が歿する明暦二年までのうち、勝茂が江戸に居て茂辰が国許に居る寛永十四、十五、十六、十八、二十、正保二年。

三七六 鍋島勝茂書状 (折紙)

鍋嶋式部(茂道)へ之書状、令披見候、然者、我等・丹後守(編島光茂)、其方所へ振舞之用

ニ、此中上方へ被申越、一昨晚到来之由候て、当年初之鮭一尺給、別而令祝着候、何ぞ珍敷肴も無之、迷惑申候处、能時分、被相越、此一種ニ而、振舞出来可申と、満足存候、式部迄被申越候口能之通も、具承届、念入候儀と存候、我等事、弥気色能、丹後守も』無事候条、心安可被存候、来ル廿六日七日時分、帰城可申候間、其節、以面可申候、謹言、

信濃守

九月廿三日

勝茂(編島) (花押)

多久美作殿(茂辰)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。「来ル廿六日七日時分、帰城可申候間」より、勝茂は長崎または佐賀近郊に居り、茂辰は在国。年次の上限は光茂が初入部する承応元年、下限は勝茂の歿年月日から明暦二年となる。このうち、勝茂と光茂が揃って在国しているのは承応元年と承応三年。承応三年の両名の動向は史料上はつきりしないが、承応元年には、九月に勝茂と光茂がそろって長崎警備に赴いている(佐近一―二ノ七七三頁)ことを踏まえ、承応元年と推測しておく。

三七七 鍋島勝茂書状 (折紙)

出船為見立、内裏迄(豊前金太郎)、使者被相越、被入念候儀祝着存候、我等事、道中も養生申、緩々と罷越候付而、漸今廿六日晚、内裏令着候、気色漸々能候条、心安可被存候、海陸も保養候て、可罷上と存候、何とぞ、十月中ニ、江戸着候へかすと存事候、船共いまた不廻合候条、其間之儀、下関

へ』逗留可申と存候、就其、出船いつ共不相知候故、使之者差歸候、出船申候ハ、蒲原善左衛門尉ニ而可申遣候、随而、其元万事之儀、山城守(孝以)、蒲原善左衛門尉ニ而可申遣候、随而、其元万事之儀、山城守(鍋島貞弘)、其外皆へも相談被申、每物身ニかけ、無迦様ニ、弥氣遣可被申候、何も期後音候、謹言、

信濃守

九月廿六日

勝茂(鍋島) (黒印)

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は参勤の途上で豊前の内裏に居り、茂辰は在国。一五五号(多久茂矩宛、承応二年)と同日付で、ほぼ同内容となっている。年次は、一五五号に従い、承応二年。

三七八 鍋島勝茂書状 (折紙)

已上、

一書申遣候、

一七月廿七日之夜之大風ニ而、諸郷田島過分ニ損候由、諸岡彦右衛門尉(茂之)

より申越、笑止千万存候、長崎表、破損船其外、石垣・家など損候通、慶春・平田助左衛門尉方一つ書を以申越、見届候、深堀へも船家など余多損候由、笑止ニ存事候、然者馬場三郎左衛門尉殿・山崎権八殿(利重)・高力撰津守殿へ、右大風之儀、早々以書状、可申入候処、先月廿日ニ、御老中申請候ニ相究候つれ共、阿部豊後守殿当分御煩ニ候故、先以相延候、就其、手前色々取紛候而、右之御衆へ申後候、于今遅々候へ共、今度、以書状申入候、日付之儀、先月廿三日書載候、此飛脚、海上ニ而風ニ逢、彼方此方と候て、存之外遲着之通、以使者申達、相届可被申候、使者ハ誰そかるき者見合、可被申付候、

一来年、長崎御番被 仰付儀候ハ、深堀へ一人宛番々ニ被相詰候様ニと、名書候而、先日申遣候内ニ、鍋嶋内蔵助と書付候へ共、因幡煩(鍋島茂)よく候ハ、深堀へ相越、可然存候、此段可被申渡候、
一来年、深堀へ小屋懸候而、鉄炮之者、其外召置候儀、并領中ニ大船無之候条、自然之時之用ニ、三百四五十石、四百石程之船、作せ候之儀、
三郎左衛門尉殿・権八殿へ、可得御内意と存候へ共、頓而三郎左衛門尉殿、当御地可有御参府候条、其節、御面ニとくと御内談申、其上ニ而、井上筑州へも御相談可申と存候故、先以令延引候、為心得、申遣候、何も期後音候、謹言、

信濃守

九月二日

勝茂(鍋島) (黒印)

鍋嶋若狭殿 (茂綱)

多久美作殿 (茂辰)

諫早豊前殿 (茂敬)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国である。本書状は、七月二十七日の大風（佐近八―三ノ二四三頁）、阿部忠秋の病（「寛政譜」によると、正保二年八月二十五日病により封地にて療養の恩命あり）から、正保二年に比定することができる。

本書状は、在府中の勝茂が、翌正保三年の長崎番役を勤めるために、国許の家臣へ警備体制構築を指示した、七一八号（閏五月二十三日付）・二三三三号（六月二十日付）・三〇二号（八月十五日付）・三六七号（八月十五日付）・一三六号（八月二十一日付）に続くものである。二条目は、武雄・多久・諫早・須古の四家による深堀番に関するものであり、深堀番の具体的な指令書である三六七号（八月十五日付）で、須古鍋島家の当事者が家督前の「鍋島内蔵助（正辰）」となっているのは、茂周が病であったためとわかる（清水二〇一九）。

三七九 鍋島勝茂書状（折紙）

先月十五日出雲監物へ之書状、令披見候、

一深堀へ年はへ之者一人宛、替々遣置候儀、もはや異国船帰帆之時分ニ

候条、いかゞ可仕哉之由、被申越、承届候、然者、(黒田忠之)松平右衛門佐方よ

り、長崎へ被付置候番之者、上ケ被申候ハ、右深堀へ遣置候番之者

も、それ次第ニ、佐賀之様ニ召寄、可被申候、於然者、(鍋島茂里)七左衛門尉儀

も佐賀へ罷帰候様ニ、可被申聞候、

一右衛門佐方番之者、何月何日ニ引被申候哉、早々承度候条、承合、急

度可被申越候、此中も如申遣候、右衛門佐方、筑前にて冬中鷹野其外

作法之儀、能立聞候て、此地可被申越候、

一作安儀、(生息)豊前内儀煩ちとよく候て、作安其元へ付居候ハてもの儀ニ候

ハ、差上せ申候様ニと、先日申遣候処、豊前内儀煩、于今相替儀

も無之、氣遣之体ニ候由被申越、無心元存候、於然者、作安儀先以其

元へ召置、養生之儀、弥無油断様ニ可被申付候、我等儀大形息災ニ罷

成候条、爰元之儀者いか様ニも可仕候、其心得可被申候、委細之儀者、

後便ニ可申遣候、謹言、

信濃守

正保二年
十月二日

勝茂 (黒印)

多久美作殿(茂辰)

進之候

信濃守

勝茂(鍋島)
(花押)

【解説】

鍋島勝茂から多久茂辰へ宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。

文中より長崎警備が黒田忠之の当番年であること、諫早茂敬室鍋島氏（勝茂女亀、宝乗院）が患いながらも存命中であることから、年次は正保二年。

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在国しており、佐賀または近郊の狩場、茂辰は在長崎。「水江事略」によると、茂辰の長崎出張は寛永十九年と正保三年九月から十一月までの二回である。

三八〇 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、我等淋病、于今すぎと無之、迷惑申事候、作安罷下候条、令服薬、折角養生申候間、定而頓而本復可申と存事候、已上、

一書令啓候、其許久々被相詰、太儀存候、其方此地被罷帰候儀、今月廿日過二、馬場三郎左衛門殿へ得御意可申と存候、今少之儀候間、弥念を可被入事肝要存候、山崎権八殿(正信)今明月中御上之由候条、寺井(寺井津、佐賀郡)へ罷出、可申承候、残居候おらした船、近日帰帆可申由申来候、如何、出船申候哉、承度候、随而今朝我等鷹二取飼候条、真鴨一羽・足黒一羽并鮒一籠進之候、料理候而可有賞味候、此地宿元何も息災候条、心安可被存候、猶期後音候、謹言、

三八一 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、
一公儀料銀其方へ一職相渡候付而、仕配之様子ニ々、一三年之内ニ増減可相知通、先書ニ申遣候条、右之内より銀子差出候ハ、減可申と存、其心遣候てハ、仕配之障ニも可相成かと存候、右ハ、其方為心得、申遣たる儀候条、其元談合之上、蔵入家中ろくニ罷成、先様二道相統候

様ニ、無用捨、右之銀之内、差出し可然儀候ハヽ、其通ニ仕配尤ニ候、
為其、態申遣候、

一小川市左衛門尉(利漕)へ、此中切米百石宛、其上ニ衣装料共とらせ候、さも
候へハ、当年も爰元』相詰、造作申儀ニ候、今之分にて借銀共仕候へ
ハ、先様之為ニも不相成事候条、中野内匠手前(茂利)ニ、此中引分候而召置
候知行之内方米百五十石相加、合米貳百五十石、当年ハ先以、内匠手
前方市左衛門尉へ相渡候様ニ、諸岡彦右衛門尉談合候て、可被申付候、
自然、当物成之米、不有合候ハヽ、右貳百五十石之算用前、銀子にて
も可相渡候、此書中、彦右衛門尉へも見せ可被申候、恐々謹言、

(寛永十二年乙)
十月五日

多久美作殿
(茂辰)

進之候

信濃守

(鍋島)
勝茂(黒印)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状である。一条目に「公儀料銀
其方へ一職相渡候付而、仕配之様子ニ方、一三年之内ニ増減可相知
通」、「先書」で申し遣わしたとある。これは二四二号(寛永十二年
カ、九月二十日付、勝茂より茂辰宛)の六条目の内容に合致するの
で、「先書」とは二四二号と考えられる。茂辰への蔵入・小物成・

公儀料銀の移譲(佐古一〇/多久家書物御什物方指出五号)また小
川氏の名跡を利清が継承するのが寛永十二年である(佐近八一/
四五〇頁)ことを考え合わせると、本書状の年次は寛永十二年と推
定できる。二四二号では在府中の勝茂が「来年四月ニハ我等罷下儀
候間」と記しているので、江戸で越年の予定であることがわかる。
茂辰は在国である。

三八二 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、三齋老被相煩候付而、盛方院肥後へ被罷下候、今度書状遣候
条、三齋老へ之状同前ニ可相届候、已上、

一書申遣候、

一豊後御目付為替、石川弥左衛門尉殿・徳山五兵衛殿、今月廿日時分当
地被罷立候、就其、爰元ニ而銀子十枚小袖三音信申候、乍両所、進物
被相留候、豊後へ参着之儀承合、如例、若狭・美作・豊前連署ニ而、
御用等も候ハヽ、可被仰聞由書載候而、何ぞ国看之類ニ色宛見合音信
可被申候、

一於本丸、先様一年ニ四度宛、毎年四季ニ荒神祭り可仕候条、末次持光
寺能候ハんと存候、当冬より持光寺本丸へ申入、執行尤ニ候、爰元有
之毎年之嘉例帳ニ書載候条、彦右衛門尉へ渡置候帳ニも、其元ニ而書

付可申候、

一細川三斎(忠興)へ煩為見廻、書状』を以申入候条、飛脚ニ而進入可被申候、
一西之門出口ニ此中立置候鷹屋之儀、大風ニ吹倒候ニ付而、東之鷹屋近
所ニ見合、可相立由、申遣候へハ、当分可然在所無之付而、大木庄左(知清)
衛門尉鷹屋近所ニ見合、相立可申由被申越、可然存候、其通ニ急度可
被相立事尤ニ候、

一西之門出口之鷹や屋敷、西むきニ付而、誰ぞ移し可申由、先日申遣候、
其段葉利左衛門尉承付、堀井作事等をも相当仕、可罷移通、美作迄申
候趣、承届、念入之儀、令満足候、早々移り候様、可被申付候、就其、
利左衛門尉へも、今度状遣候、其心得可被申候、謹言、

信濃守

十月六日

勝茂(鍋島) (黒印)

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉(茂之)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。年次の下限は、
細川忠興の歿年月（正保二年十二月）より、正保二年である。石川
貴成と徳山重政は、正保二年十月朔日に豊後目付に任じられている
（「寛政譜」）。また四・五条目、西の門出口の鷹屋が大風で倒れたこ

とについては、四〇九号（正保二年八月二十一日付）に記載がある。

これらのことから本書状の年次は、正保二年に比定することができ
る。なお葉利左衛門について、「葉隠聞書校補」は正保二年二月九日
「牢人」（佐近八―／六〇二）、「石田私史」は正保四年二月九日「牢
人」とする（佐近八―三／二五四頁）。本書状の内容からは、「石田
私史」の記載が正しいと考えられる。正保二年は長崎番役非番年で、
勝茂は在江戸、茂辰は在国である。

三八三 鍋島勝茂書状（折紙）

已上、

先月廿七日出雲監物・中野兵右衛門尉迄之書状、令披見候、関将監儀煩
本復不申、去月廿日相果候由、不及是非儀候、別而不便存候儀、推量可
被申候、随而、左近傍(神代直長)、諸事氣遣仕候者無之付而、当分諸岡彦右衛門尉・
関千左衛門尉兩人にて、用所等相叶候様ニ被申付候由、得其意候、然者、
我等罷下候迄、左近傍(宅長)之儀、三上新介氣遣候様ニ可被申付候、将監与』
一通之儀者、大塚惣兵衛・光野三右衛門尉兩人ニ而承候様ニ可然候、我
等帰国之節、推量候て可申付候、何も当分之儀候条、其段可被申聞候、
謹言、

信濃守

十月十三日

勝茂(鍋島)(花押)

多(茂辰)久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。在国の茂辰より在府中の勝茂に、関清長の病歿を知らせてきたことに対する返信である。「葉隠聞書校補」収載の関の歿年月日(寛永十五年九月二十日、佐近八一／三四六頁)に従えば本書状は寛永十五年に比定することができ。また花押型も同年に多く見られるものである。天草・島原一揆(島原の乱)後、家臣団の編成替えがあり、清長歿後の関与(組)は、神代家相続前に関の養子であった直長が継承した(藤野保一九八一年／五五八〜五六〇頁)。

三八四 鍋島勝茂書状(折紙)

昨十四日監物(鍋島茂道)へ之書状、令披見候、其元無相替儀由、令満足候、仍去十一日曾■深堀(馬場利重)へ見廻候刻、三郎左衛門尉殿より、其方兩人内々御振舞有度由、然者十四日朝、御隙候条、可被召寄由候付而、三郎左衛門尉殿へ、乍兩人参候処種々馳走之御振舞二而、我等より進之候白鳥御料理、引物

など自身御引、殊三郎左衛門尉殿手前二而、御茶給候由、一段之仕合、於我等も忝存儀候、就者、只今、以書状御礼申入候条、其心得可被申候、美作』其元へ詰居候儀をも、被入御念、御申候由、又兵衛尉(尾形孝房)より申越、承届候、帰宅時分之儀、昨日数馬を以申遣候、其心得尤候、何も期後首、不能具候、恐々謹言、

信濃守

十月十五日

勝茂(鍋島)(花押)

多(茂辰)久美作殿

鍋島七左衛門尉殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・鍋島(深堀)茂里へ宛てた書状。茂辰・茂里が馬場利重から饗応を受けたことについて記されている。中野数馬の表記より年次の上限は寛永十七年である。

本文「美作其元へ詰居候」は、正保二年に勝茂が武雄・多久・諫早・須古の四家に命じた、正保三年の深堀番のことと考えられる(一三六・三六七号など)。「水江事略」によると、茂辰の深堀番は、正保三年九月より十一月である。茂辰の帰国について、本文に「昨日数馬を以申遣候」とある。このことは、「石田私史」正保三年十月十

四日条（「中野数馬使于長崎」、佐近八―三／二五〇頁）により裏付けられる。また三九一号（正保三年霜月八日付）には、茂辰の帰国について、馬場利重の意向を石尾孝房が勝茂に伝えたことが記されている。これらのことから、本書状の年次は正保三年に比定することができ。同年は長崎番役当番年で、勝茂は在国、茂辰は在長崎、深堀勤番中である。なお本文「曾■」は、長崎で勤役中の人物と推察する。二三五号（正保二年六月二十日付）四条目「曾雪」と関連する可能性があるが、詳細は不明である。

三八五 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、鷹場之儀、此書面得其意、其元見合を以、相渡可被申候、已上、
高力撰津守殿（忠房）方、鷹場之儀付而、御状給候、其方へも申来候由、得其意候、然者、船より鷹師被相越候勝手能候条、寺井方相つゝき、神崎郡・三根郡、此両所被相渡、可然候、自然、此外二望敷由候ハ、佐賀郡二而つかひ被申候様ニ可然候、白石・佐留志・山口・小田・苜ヶ里之儀者、今年我等鷹共ニ羈取飼せ候条、右之在所之内者、あなた方被申候共、其方として断可被申候、此中鷹共羈取ニ仕立候ハんと候へ共、一兩年何角』
差合候而相延候、当冬取飼候ハねハ鷹共すたり候間、其心得尤候、撰津

守殿へ之御報之案文遣候条、披見、可被得其意候、何も期後音候、謹言、

十月十八日
（寛永十六年カ）
信濃守
勝茂（花押）

多久美作殿
（茂辰）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。花押型は寛永十六年以降多く見られる。三八九号（霜月二日付、勝茂より茂辰宛）には、「鷹場之儀ニ付而、先日高力撰津守殿方預御状候、御報、此程遣候条、定而可参着候」とあり、三根・神崎両郡の鷹場の記載がある。三八九号には細川忠利にも高力から鷹場の要請があったことが記されており、これと関連するならば、忠利の歿年月（寛永十八年三月）から、年次の下限は寛永十七年となる。勝茂は寛永十六年在江戸、十七年五月に暇、帰国である（佐近一―二／六七六頁）。本書状は、在府中の勝茂が在国の茂辰に、鷹場についての指示を伝えたものと考えられるので、寛永十六年の可能性が高い。

三八六 鍋島勝茂書状（折紙）

此地相越候付而、為見廻、一人被申付、殊鮑一折十五送預、令祝着候、我等事、今程別而息災慰申儀候条、心安可被存候、頓而罷帰儀候間、此脇、飛脚にても被申付間敷候、何も面を以可申候、恐々謹言、

信濃守

十月廿二日

勝茂(編色)(花押)

多久美作殿(茂辰)

進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂も茂辰もともに在国。鮑の礼を述べ、近日中に帰ると伝えている。年次は、上限が、茂辰が美作を称する寛永二年、下限は勝茂の歿年月、居所から明暦元年。

三八七 鍋島勝茂書状(折紙)

追而申遣候、此地少篇も無相替儀、我等節々登 城申、仕合能候間、心安可被存候、然者、お亀来月ハ繁昌月にて、氣遣申事候、柏庵儀も、加賀守(諫早茂敬室鍋島氏) 供候て罷上、其元へ医者なども無之事候間、影庵立入候て氣遣被申候様(須田信明) 二と、今度、以状』申遣候条、其心得候て、影庵へ其方としても能申達可然候、勿論、其方儀も心懸可被申事尤候、柏庵爰元着候ハ、追付可

差下候間、其心得可被申候、恐々謹言、

信濃守

霜月朔日

勝茂(編色)(黒印)

多久美作殿(茂辰)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。勝茂の娘で諫早茂敬の妻である亀が来月出産予定であるが、佐賀に医者がいないことを案じ、医師の心得がある影庵の様子を見て欲しいと頼んでいる。年次は、鍋島直澄が寛永十二年十二月に甲斐守に任官する(佐近二一／一六七頁)ことから寛永十二年以前が考えられる。亀の出産は、四三号で一月十九日に男子誕生が記されている。寛永九年茂清、寛永十年茂孝、寛永十三年茂真が該当し、寛永八年、九年、十二年のいずれかと考えられる。

三八八 幕府老中連署奉書案(縦紙)

覚

当年、異国船、奥州之浦々、就乗廻之、於南部、捕之、相尋候之处、阿

蘭陀船、遭風波之難、漂海上由、依申之、則召寄、雖遂穿鑿、弥申分無
紛候、因茲、從長崎、かひたんを呼寄、僉議之処、彼船しやかたらと申
所より出之、伴天連并きりしたん宗門之族、不乘来之段、慥ニ申付而、
被 聞召分、以来、自然遇難風、日本之中、何之所へ相着候共、無氣遣、
揚陸地、其所之守護人へ申断、船中之人数をも改させ可申由、含之、返
しつかハし候、然者、向後、若領内之浦へ阿蘭陀船於着岸者、改之、其
船を留、番之者を付置、様子具可注進旨 上意候、不及申候へ共、阿蘭
陀儀者 御代々日本へ之渡海商買仕事候、守右之趣、其断申候者、搦捕
事又ハ打擲等、不致之様ニ、可被入念候、已上、

寛永廿年十二月二日

阿部対馬守(重次)
阿部豊後守(忠秋)
松平伊豆守(信綱)

【解説】

阿部重次等三名による老中連署奉書案。寛永二十年十二月は勝茂
は在江戸である。

渡さる由候、為心得候、撰津守殿へ之鷹場之儀、小城郡・杵嶋郡に
てハ不罷成候条、内々其心得候て、其方校量を以、能様ニ可被申分
候、已上、
一書申遣候、仍鷹場之儀ニ付而、先日高力撰津守殿を預御状候、御報、
此程遣候条、定而可参着候、然者三根郡・神崎郡、此両所へ鷹師被相越、
御遣せ候様ニと申進候、さ候へハ、久々遣被申候儀、迷惑ニ存候条、廿
日か三十日か之間、遣被申候様ニ、其方として、あなたの鷹師へ断可被
申候、右之段、先日』撰津守殿へ之御報ニ申略候付而、重而申遣事候、
何も期後音候、謹言、

霜月二日(寛永十六年)

信濃守
勝茂(花押)
多久美作殿(茂辰)
進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰は在国。
島原藩主高力忠房からの依頼により、領内鷹場の案内について指示
している。三八五号では、三根郡・神崎郡に案内するように伝えて
いるが更に日数を二、三十日以内にするように伝えている。年次は、
高力忠房が島原藩主となる寛永十五年四月以降で、細川忠利歿年月

三八九 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、細川越中殿(忠利)へも、撰津守殿を鷹場之儀申来之由候へ共、被相

(寛永十八年三月歿)により、寛永十五年から十七年の間となる。
寛永十七年十一月は勝茂は在国であることから、寛永十五年、十六
年が考えられる。花押型が寛永十六年以降のものであることから、
寛永十六年に比定される。

松村副右衛門尉

右之者共、御供養ニ付而、牢人差免候条、道広ク可被申付者也、

霜月七日

(鍋島勝茂)
信守(花押)

(茂辰)
多久美作殿

三九〇 鍋島勝茂覚書(折紙)

覚

藤瀬半左衛門尉

平尾伝左衛門尉

石井長悦

藤原右京

江口蔵人

岡村市郎兵衛尉

江里口四郎左衛門尉

西村長右衛門尉

志波内蔵助

(鍋島直弘)
山城守内

松村長計

山城守内

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた覚書。勝茂の居所は不明であり、
茂辰は在国か。「御供養」に伴って赦免する人物を知らせている。花
押は寛永十六年以降のものであり、年次の上限は同年となる。下限
は茂辰の罷免前であることから正保三年。文中の「御供養」が徳川
秀忠の十三回忌であるとすれば、正保元年か。正月二十五日付の三
五号では、徳川秀忠の十三回忌に伴う赦免が指示されている。

三九一 鍋島勝茂書状(折紙)

以上、

一昨六日、福地吉左衛門尉(貞長)へ連判之書状、令披見候、

一異国就兵乱、はてれん其外きりしたん之類、唐船ニ乗来候儀も可有之

候之間、長崎表、船之改、弥念入候様ニと、上意之段、去月廿日、

朽木民部少殿御奉二而、馬場三郎左衛門殿(利重)へ申来之由、御内意之通、

石尾又兵衛(孝房)よりも申越、承届候、然者、長崎獵船・往来之船共ニ、沖

ニ而不審なる船見合候ハ、長崎迄ハ手遠候間、深堀番所迄申届候様

ニと、三郎左殿被仰付之由、是又又兵衛方申越候、弥念を入候様ニと、

所々番之者共へ申聞、其元獵船共ニも、七左衛門尉(鍋島茂)として申付候由、

可然存候

一美作儀、もはや時分もよく、唐船も今六七艘残候へ共、一兩日中皆々

帰唐候様ニと』御申付候条、罷帰可然之旨、三郎左殿御申候通、又兵

衛方申越候条、美作事、早々被罷帰尤候、

一嶋々番之者共、漸々人数減候之様ニと、此程申遣候、然処、右之御到

来付而、物頭共差返候儀、如何ニ被存之由、得其意候、乍然、右之御

奉書参候而方、美作さへ罷帰可然由候へハ、不及其二儀と存候、さ候

処、又々三郎左殿へ尋候儀、用捨ニ存候条、此程内蔵助・縫殿助(鍋島茂)方如

申遣候ニ、人数減候て可然候、但嶋々番之者、如此中、先召置其許、

可然様子候ハ、美作所方、又兵衛を以、三郎左殿へ相尋、御指図次

第二可仕候、我等より申入候儀ハ、右ニ如申候、如何ニ存申事候、何

も返事ニ可被申候、謹言、

霜月八日(正保三年)

多久美作殿

鍋嶋七左衛門尉殿

信濃守

勝茂(鍋島) (花押)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在佐賀、茂辰は在長崎。佐賀から異国船対応について、長崎にいる茂辰に指示を出している。年次については、佐賀藩が長崎警備をつとめる寛永十九年以降、茂辰が罷免される正保三年前。「異国兵乱」は明清交替期の戦乱をさし、「去月二十日」の朽木植綱から長崎奉行馬場利重への「御奉」は、正保三年十月二十日に出されたものと考えられる（徳川実紀「同日条」）ので、本書状は正保三年に比定される。

三九二 鍋島勝茂書状（折紙）

已上、

先月十六日之書状両通到着、令披見候、

一領中少篇も珍儀無之由被申越、令満足候、

一我等 御目見之儀、于今相替御沙汰も無之候、定而節季ニ可相澄と存

候、珍儀も候ハ、早々可申遣候、

一きりしたん御法度之儀、先日申遣候趣、一々被承届候由、得其意候、

夫ニ付而、制札之儀、筑前へ被承合、彼表へ被立置候制札之写被相越、

見届候、筑後へ被聞合候処、其時分迄ハ、制札立不申由、存其旨候、肥後表へも被承合、急度可被申越と相待事候、此様子承候てより、細碎可申遣と存候条、油断有間敷候、

一其元逼塞之体、何方方此御地へ申来候哉、一段可然様子ニ爰元取沙汰二候、此段慥成方方承付候而、満足申事候、弥万事此中ニ無相違様ニ、被入念可然候、

一此御地、当分之様子、鍋嶋市佑・出雲監物・中野兵右衛門尉方申遣候間、不能書載候、何も重而可申遣候、謹言、

霜月九日

信濃守 勝茂 (花押)

成富山城殿

鍋嶋若狭殿

多久美作殿

諫早豊前殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。年次は、勝茂の「逼塞」期間中であることから寛永十五年に比定される。「きりしたん御法度」の「制札」に関する隣藩への照会についての内容によっても、幕府

から九州にキリシタン禁制の制札を立てるべき命令が下された寛永十五年〔細〕二四／忠利五〇一四号・五〇二二号〕であることが分かる(四二〇号は一連)。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。

三九三 鍋島勝茂書状 (折紙)

此地罷越候付而、為見廻、使者被相越、殊鮒一折給、被入念候□、令満足候、何様賞味可申候、我等事、無事ニ毎日鷹野申事候、汲湯候て湯治申儀候条、五日者爰許へ逗留可申と存候、「□」必人をも越被申間敷候、何も頓而罷帰、面を□可申候、謹言、

十一月十一日

信濃守 勝茂 (花押)

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。居所はともに在国。年次は、美作と称していることから寛永二年が上限であり(一八九号)、勝茂の歿年月日から明暦二年が下限である。この間において十一月がともに在国である寛永四、五、七、十、十一、十三、十七、十九、正

保元、慶安元、三、承応元、三、明暦元年のいずれかであると考えられる。

二年。関清長が寛永十五年九月二十日に歿する（佐近八一／一三二・三四六頁）ことに拠れば、寛永十四年が下限。この間の居所から、寛永十二、十四年のいずれかとなる。

三九四 鍋島勝茂書状（折紙）

去月廿五日勘右衛門尉・将監（關清長）・茂左衛門尉へ之書状、披見申候、然者

於大村、伴天連逃失候付而、長崎 御上使衆々、山捜之儀、被仰越候故、

豊前守早速諫早へ罷越、山捜申付之由、尤之事候、式部儀も紀伊守傍之（茂敬）

者召連、諫早へ罷越之由被申越、苦勞ニ存候、中務・隼人より家中之者

差出、伊豆方も船を差出、念を入候通、承届候』右銘々、今度以書状申

遣事候条、相心得候て可被申達候、委ハ勘右衛門尉・将監・茂左衛門尉

方可申遣候間、不具候、恐々謹言、

信濃守

霜月十七日

勝茂（鍋島）（花押）

美作殿（多久茂辰）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。居所は勝茂が在江戸、茂辰が在国。年次は、諫早茂敬が当主になっているので、上限が寛永十

三九五 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、山成之内并川成之内、請ニなど申付候儀、此中方法度ニ申付候、未断之様ニ是又承候、已上、

一書申遣候、仍小物成方算用も、近年我等不承ニ付而、年々銀子蔵納申

候儀も令延引、又ハ此中定置候儀共、多分相違之事候て、物毎緩ニ有之

様ニ承候、就夫、石井右衛門佐・土肥喜右衛門尉へ、一つ書を以、小物

成方申付様之儀、今度申遣候条、見届被申、深江橋右衛門尉・村山戸兵

衛尉其外』役者共へも、無緩様ニ可被申付事尤候、謹言、

信濃守

壬霜月十九日（寛永十六年）

勝茂（鍋島）（黒印）

多久美作殿（茂辰）

諸岡彦右衛門尉（茂之）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。居所は勝茂が在

江戸、茂辰・茂之が在国。年次は、「国元諸事仕配」を命じられてから諸岡茂之が罷免されるまでの間で、閏十一月がある寛永十六年に比定される。御蔵方役者石井右衛門佐の相役が関尚氏から土肥喜右衛門に交代するのが寛永十六年五月以前（二五一号）であることからも矛盾しない。

三九六 鍋島勝茂書状（折紙）

已上、

一書申遣候、

一急用之儀者不及申、我等はやく承候へて不叶用所之儀、又何色ニ不寄、

先様急敷用物共、金銀之幸領、女子さい領之者などにて被申越間敷候、

此両便ハ遅着候へて不叶儀候条、申事候、今度銀子さい領候て罷上候

中野七郎左衛門尉にて、関次左衛門尉方若鷹共肉当之儀申越候書状を

被相越候故途中にて延引候て、先月六日之書状、漸昨廿日ニ爰元着候、

定而右之鷹共肉も仕かけず、当年ハ鶴取出来申間敷と迷惑申儀候、後

日為心得申遣候、

一所々鷹場ニ、為横目、諸与之者此中付置候、右之者共、此冬中、しか

と如此中、鷹場へ被付置可然候、

一田崎外記方鍋嶋式部・鍋嶋玄番・有田左馬助・水町舍人・成富清兵衛

所ニ遣候書状、則念を入可被相届候、謹言、

信濃守

勝茂（黒印）

十一月廿一日

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。居所は勝茂が在江戸、茂辰・茂之が在国。茂辰・茂之が連名となるのは、寛永十二年六月に「国元諸事仕配」を命じられて以降。また、田崎外記は「寛永之末切腹被仰付」（葉隠聞書校補「七」）ため、年次はこの間の十一月に勝茂が在江戸、茂辰・茂之が在国である寛永十二、十五、十六、十八、二十年のいずれかであると考えられる。

三九七 鍋島勝茂書状（折紙）

尚以、一昨日 上意之旨、豊後守殿被仰聞候已後、我等儀、路次中

も何角煩敷候て、致遅着、迷惑申候段、神尾備州被参居候付而、両

人にて豊後守殿へ申上候へハ、爰元致参府たる儀候条、御目見仕

候同前之事候、緩々と養生可仕由、色々御懇被仰聞、忝存事候、将

又、主水(鍋島武興)へ申候、二之丸内庭ニ植木一本も無之候而(無瀬)ハ、ふしほ二可

有之と存候条、何木ニ而も見合、二三本又ハ四五本宛植させ可申候、

玄関之前などの儀ニ而ハ無之候、或者居之間前書院、其外内庭家之

間くニ而も、能見え候ハ、右之通ニ何木成共見計、植させ可被

申候、以上、

一書申遣候、仍而我等致参勤候通、達 御耳、一昨廿一日、為 御上使、

阿部豊後守殿御出被成、寒天時分致参府、太儀被 思召上候、病氣之段

も被 聞召上候、緩々と養生可仕由、御懇之 上意之旨被仰聞、難有仕

合、冥加忝存儀候、我等事、于今何角煩敷候故、内田千恵玄勝薬令服用、保

養申候付而、漸々能分候条、心安可被存候、』乍然、步行弥難成体候故、

登 城申候儀、可令遅々と、迷惑申事候、将又、女共今度之煩、無残所

令本復、今程者筋氣之痛無之付而、夜も快ふせり、結句此跡方ハ能、食

事なども如常給、弥気色能候条、是又心安可被存候、万々期後喜、不具

候、謹言、

十一月廿三日

鍋嶋能登殿(茂和)

多久長門殿(茂重)

諫早豊前殿(茂真)

鍋嶋主水殿

鍋嶋玄番殿(常貞)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂矩等は在国。年次は明暦二年。「水江事略」によれば、茂矩が「長門」となるのは明暦二年である。勝茂は、同年秋に参府し翌明暦三年三月に江戸で歿するため、本文書の年次は明暦二年に決まる。なお原文書の卷子では本号の次に同文の写が収められている。

三九八 鍋島勝茂書状(折紙)

一書申遣候、然者、来年 大猷院様御七年忌付而、並之衆御供養之儀、

如何被仕候哉之儀、一両所へ田中九左衛門(英徳)より承合候处、在所二而千部

御経執行被仕之由候、左候へハ、我等も千部御経執行可申と存候条、修

学院僧正へ早々致相談、不手間様ニ仕配尤候、来四月廿日御忌月ニて候

条、四月ニ致供養、結願申首尾候哉、西国之並之衆者、何も四月二者参

府被仕儀候条、前廉ニ相調、四月二者、当御地ニて、其段御老中へ可被

申上哉之儀、いまた不相知候、自然、四月二者、此御地ニて右之段申上

首尾二候へハ、』其前ニ相濟候へてハ不叶事候、此段者とくと承合、重而

可申遣候、将又、御祈祷など仕候刻者、卷数等差上ル事候、御供養申候

時者、何を差上ル物候哉之儀不存、聞合候而も、未相知候、是又相知次第、追而可申遣候、定而僧正可為御存候条、相尋可申候、千部御経ハ前廉ニ致執行、召置候ヘハ、結願者何時可仕も相成事候条、何之道迦無之様ニ、僧正ヘ早速相談可被申候、委細田中九左衛門・齊藤作左衛門・福地吉左衛門方可申遣候、謹言、

信濃守

勝茂(鍋島) (黒印)

十一月廿三日(明暦二年)

鍋嶋能登殿(茂和)

諫早豊前殿(茂直)

鍋嶋主水殿(武興)

鍋嶋玄番殿(常直)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より鍋島茂和等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂和等は在国。年次は冒頭の「来年 大猷院様御七年忌」から、徳川家光の七年忌の前年で明暦二年。本号の発給時は多久茂辰も勝茂に随行して江戸におり、茂辰の子茂矩は在国。前号文書と同年の同日付であるが、宛名に茂矩のみを欠く。前号が私的な連絡であるのに対し、本件は家光の七回忌の準備という公的な案件であるため各家の当主

に対して指示が出されたが、多久家の当主茂辰が勝茂と共に江戸にいたので名宛人とならなかったものか。

三九九 鍋島勝茂書状 (折紙)

猶以、委敷者美作所(多久茂辰)ヘ申遣候間、可被承候、已上、

当地参着申候而、気色之体、為可承、美作方飛脚相越候付而、先月十日(鍋島茂直)・大膳(有田孝矩)・空助(中野長経)ヘ之書状、令披見、被入念候儀、令祝着候、今時分、

爰元一入寒候ヘ共、気分無易儀候、于今不食・痰積引残候迄ニ而候、今程内田玄勝葉相応申、漸々得験候間、心安可被存候、今之体ニ打続、気色能候者、来ル十日比、御老中ヘ申上、御差図次第、登城(千恵)可申と存候、於爰元、一門中何も無為ニ候条、心安可被存候、其地ニ而も易儀無之由、珍重存候、何も期後音、不能具候、謹言、

信濃守

勝茂(鍋島) (黒印)

十二月二日(承応三年)

多久出雲殿(茂矩)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂矩は在国。

年次は、同日付の多久茂辰宛勝茂書状（一四七号）が、本文書とほぼ同じ文面に加えて多久安胤の証人交替のことを書き載せているため、承応二年で確定できる。

二十三日付（寛永十五年カ）鍋島勝茂覚書）に関連の記事がある。

四〇〇 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、我等私小遣料無之、事闕候条、此中如定置候、来年中之小遣料、銀五十貫目、急度此地可差越候、さ候ハ、右銀ハ石井長悦・江嶋喜右衛門尉ニ送答仕候て、我等小遣料と書印、可被相越候、恐々謹言、

信濃守

極月六日

勝茂（鍋島）（花押）

多久美作殿（茂辰）

進之候』

四〇一 鍋島勝茂書状（折紙）

追而申候、今度きりしたん改候後、跡さらへ可申と存候、然者来年二三月間ニ、越中殿如被申付候、領中百姓町人を一度ニ、きりしたんの道具并札を家内さかさせ可申候、給人にても、大村四兵衛などのことく、西目ニ在郷仕罷有候小侍ハ、家内さかさせ可申候、前か（藤）と二少も人之不存様ニ、村々在々を手分候て』書立置、一度ニ申渡可然候、前かと知候へハ、道具・札を隠し候故、申事二候、此返事急度可承候、恐々謹言、

信濃守

極月六日（寛永十五年）

勝茂（鍋島）（花押）

多久美作殿（茂辰）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。年次は、勝茂が小遣料銀を江戸に送るよう茂辰に指示していることから、茂辰が「国元諸事仕配」に携わっていた寛永十二年以降正保二年の間。花押は四〇号等と類似の形であるが年代を確定することはできない。なお、小遣料銀五十貫目については、二四四号（七月

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。年次は寛永十二年。「今度きりしたん改」は、寛永十二年幕命により全国一斉に行われたギリシタン改めを指す。佐賀藩領では十一月一日から十二月十五日に実施され、翌年「跡さらへ」も行われた（二

二六号。他一四四・二二八・二八五号等も関連)。なお「追而申候」とあるが、本文書に先んじて出された書状等は不詳。多久家文書に残存する同日・同人宛の鍋島勝茂発給文書は四〇〇号文書のみであるが、本文書との内容的な関連は認められず、花押の形状も異なる。

十二月九日

勝茂(鍋島)(黒印)

多久美作殿(茂辰)

鍋嶋勝右衛門尉(方敷)

鍋嶋舍人(茂利)

諸岡彦右衛門尉(茂之)

四〇二 鍋島勝茂書状(折紙)

一書申遣候、西目百姓共へ銀子七拾貫目、並白石百姓共馬買候用として(肥前佐島郡)拾五貫目、合八拾五貫目借し候様ニ有度通、山本甚右衛門尉(重徳)申越候、さ候へハ、此中彦右衛門尉(諸岡茂之)存候而、諸郷へ過分之借銀借し入、年々其返弁色々相懸候故、蔵入百姓共迷惑申、就中、白石十ヶ村之百姓共、相つふれ、あくみ候て有之通、当春承候、然所ニ、跡方之未進、延米、京借銀、蔵入方之借し銀、脇借銀など、過分ニ有之上、又々右之ごとく、銀子借し候様ニと申越候儀、とくと落着無之候、西目』百姓共へ銀子借候共、東目百姓共へハ銀子借し候ハて可相澄候哉、旁此方(江戸)より之校量無之候条、其方四人吟味候而、急度可申越候、右白石百姓共、馬買候用として、借し候様ニと申越候銀之儀ハ、縦七拾貫目銀借し不申候共、彼地へハ我等切々罷越、百姓共何かに辛勞申在所二候条、利足安ク候て借し可申と存候、此段も右同前二重而可申遣候、謹言、

信濃守

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は江戸か。茂辰以下四名は在国。年次は、山本重澄の「白石悪所代官」任命(寛永二十年二月〔佐近八―二ノ一―七頁〕)後、諸岡茂之の罷免(正保三年九月)以前で、かつ十二月に勝茂が在江戸であるとする寛永二十年か正保二年となる。

四〇三 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、舫之儀、談合相究、書立被置候由、可然存候、是も罷帰、可承候、已上、

田崎外記迄之書状披見、尤之心遣候、然者、大俣百姓出入之儀ニ付而、被申越候通、得其意候、対決之上ならてハ相済間敷、於様子者、長門守・若狭守・对馬守・伊豆守・関将監(清兵衛)・鹿江茂左衛門尉・諸岡彦右衛門尉(茂之)

尤其方、嬉野(連任)与右衛門尉・大塚惣兵衛一所二而被承、実否究可被』置候、我等事、明後日ハ可罷帰候間、趣其節可承候、恐々謹言、

信濃守

(寛永十三年乙)
極月十三日

(鍋島)
勝茂 (花押)

(多久茂辰)
美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰宛てた書状。勝茂・茂辰は共に在国で、勝茂は佐賀城から最大二日の圏内にいる。茂辰宛であること、本文に重臣らと共に諸岡茂之が列記されていることから年次の上限は寛永十二年、関清長（寛永十五年九月二十日歿）が存命なので下限は寛永十四年だが、寛永十二年十二月と十四年十二月は勝茂が江戸に滞在中で状況に合致しないため、十三年とするのが妥当。ただし花押は三五二号等寛永十五年頃に使用されたものと類似の形であり若干の疑点が残る。また寛永十三年十二月五日付の連署覚書案には「鍋嶋安芸守判」とあり（佐古二四／五番御懸硯誓詞書写二一一一―一―一号）、これが茂賢であれば「伊豆守」と呼ばれている十二月十三日付の本号を寛永十三年とすると矛盾が生じる。本号及び前記覚書案のいずれかに誤記または誤写の可能性があるか。

四〇四 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、仍阿部豊後守殿より、昨朝、仰渡之儀候条、留守居之者指出候様ニと被仰聞候付而、土山五郎兵衛尉差出候処、御老中御同座ニ而、被仰渡候御書物写、差遣候、領中津々浦々へ、若阿蘭陀船着岸之刻、右御書面之旨、無相違様、領主・代官・郡代へ、銘々稠敷、可被申付候、さ候て、おらんた於着岸者、此方へ注進』可被申儀、少も無延引様、可被入念候、為其、態以飛脚申遣候、謹言、

信濃守

(寛永二十年)
極月十五日

(鍋島)
勝茂 (花押)

(茂綱)
鍋嶋若狭殿

(茂辰)
多久美作殿

(茂敬)
諫早豊前殿

(茂賢)
鍋嶋安芸殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。年次は、本書状が、寛永二十年十二月二日に出されたオラン

ダ船着岸時の指示（三八八号）を受けて、国許へ出されたものと考えられるため、寛永二十年。

明候ハ、追付差返し可然候、二三ヶ年雇召置たる儀候条、懇ニ申候て、差立可被申候、右三ヶ条、為可申、取紛候中ニ候へとも申遣候、
謹言、

四〇五 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、今度肉当申候鷹ハ、何も多り鷹ニ而候、此九連之内、次左衛門尉肉当仕一連二連、鷹を取候共不珍候、我等鷹師共ニ申付候而も、別ニ相替事無之候間、本書ニ書載候ニ相違之儀無之候、来正月方扶持方など差渡候儀、尤有之間敷候、右鷹之内、兵部・弥右衛門尉・橘兵衛・又兵衛肉当ニ而取候ハ、勿論ながら無申事候、此書面、
安芸守・兵部へ見せ可被申候、已上、
態申遣候、

十二月十七日

美作殿

諸岡彦右衛門尉

まいる

信濃守

勝茂（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。年次の上限は、花押形より寛永十六年。年次の下限は、大木知照の歿年より、寛永十八年。また、勝茂が十二月に在江戸であることから、年次は寛永十六年か寛永十八年と考えられる。

四〇六 鍋島勝茂書状（折紙）

今月七日之書状到着、令披見候、仍我等儀、未御目見之儀延引申候付而、彦山座主御坊被成御祈禱、御山中山伏衆被相催、仁王妙典一千二百部御講読候て、其地迄、真了坊を以、其方へ之御状、殊御札目録、被掛

一鷹師橘右衛門尉懸り候隼、先月廿六日、於佐留志、手きハ能、鷹を取候而、満足無此上候、右之鷹、今十七日参着、見申候而、悦不大形候、
一若物之大鷹、大木兵部・弥右衛門尉・大野橘兵衛・石尾又兵衛四人談合申、肉当仕、鷹ニ取飼見可申由、兵部所方申越、令満足候、此中、
右四人へ我等如申聞候、肉当飼積其外之儀も、無相違仕候ハ、鷹取可申と存事候、鷹取候一左右、此中待かね候儀、可為推察候、
一関次左衛門尉儀、当暮迄雇候、』来年者我等罷下、鷹共ニ肉当可申候条、次左衛門尉儀、無入用候、次左衛門尉私之用所も可有之候条、年

御意候由承届、被入御念之儀、別而忝奉存儀候、今度直以書状、可申述候へ共、『逼塞時分ニ候故、無其儀候、御前相済候て、御礼可申入候、右之段、徳善院方能々被相達候様ニ可然候、何も期後音候、謹言、

信濃守

寛永十五年
極月廿七日

勝茂(鍋島)
(花押)

鍋嶋若狹殿(茂徳)

多久美作殿(茂徳)

諫早豊前殿(茂歌)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。年次は、「逼塞時分」の表記より寛永十五年。逼塞が許されるのは、寛永十五年十二月三十日（「徳川実紀」寛永十五年十二月晦日条）。なお、「彦山座主御坊」の御祈禱の御礼については、同日付の多久茂辰宛の書状（二七〇号）がある。

四〇七 鍋島勝茂書状（折紙）

急度申遣候、仍如存、子共孫共縁辺之儀、内々御老中迄申上召置候付而、

松平伊豆守殿被成 御上聞候処、刑部大夫・飛騨守儀者、当御地へ罷有儀候条、縁辺之儀申上ニ而も可有之候、国元ニ罷有候子共之儀迄、申上候事、念入之段、御懇ニ被成 上意、手前方如申上候、何も縁辺申付候様ニと被 仰出候通、今日、從伊豆守殿、神尾備州を以被仰聞、忝仕合共ニ候、さも候へハ、山城守祝言之儀、正月中ニかくと相澄し候様ニと申遣儀候、少々手つかへ候儀共』候ハ、我等方可申付候条、承候て相調可被申候、山城内方入具積之儀者、罷下候而より相究、可申付候間、其心得可被申候、何も来春諸慶可申遣候、謹言、

信濃守

十二月廿七日

勝茂(鍋島)
(黒印)

多久美作殿(茂辰)

諸岡彦右衛門尉(茂之)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。年次は、鍋島直弘の婚儀が寛永十六、十七、十九、正保元年のいずれかの正月二十九日におこなわれており（四六七号）、内容からその前年に出された書状と考えられるため、寛永十五、十六、十八、二十年のいずれかであろう。ただし、寛永十五年については逼塞中であるので、外れる。

四〇八 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、我等身辺ニ召仕候者、何も若キ者計にて事闕申候条、山崎勘解由急度罷上候様ニ可被申付候、勘解由儀、手前不相成儀存候条、諸岡彦右衛門尉（茂之）へ談合被申、相当之加勢仕可然候、委者勝屋勘右衛門尉（鍋島茂進）・出雲監物所より可申遣候間、不具候、恐々謹言、

信濃守

（寛永十三年乙）
極月廿九日

勝茂（花押）

多久美作殿（茂之）

神代対馬殿（常體）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・神代常親に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。年次は、山崎勘解由が寛永十三年五月には江戸留守居として活動している（四二二号）ため、寛永十二年より前、多久茂辰が「国元諸事仕配」を命ぜられたのが寛永十二年六月であることから、寛永十二年の可能性が高い。

四〇九 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、作安儀差上せ候様ニと申遣候付而、其元へ召置候へて不叶様子二候処、上せ被申候儀者無用二候、豊前内儀氣色、玄智葉迄二而、もはや能候ハんと何も見及候体二候ハ、差上せ可被申候、已上、先月廿九日監物・数馬へ之書、令披見候、

一豊前内儀煩、先月廿一日之飛脚ニ而申越候ニ、差立無相替儀、其後氣持軽々と候て、食事なども能候之由、豊前より申越、令満足候、作安・玄智方も、病証書立相越、見届候、もはや風立候条、定而打続能候ハんと存事候、弥養生之儀、油断有間敷候、

一我等事、何角切々煩敷候て迷惑申事候、典葉衆へ申候ても、隙無之衆二候へハ、葉之談合も不勝手二候て、不相成事候条、豊前内儀煩、風立大形能候て、作安罷居候へても不苦体二候ハ、作安儀差上せ可被申候、玄智葉も相当申之由候故、申事候、乍然、作安其元へ召置候へて不叶様子二候ハ、留置可申候、

一其元西之門出口ニ有之鷹屋之家吹倒、漸家一つ残、二万之囲も倒候由、就其、先様鷹屋ニ可仕哉、於然者、家作り塀かけ可申由、彦右衛門尉より申越、得其意候、鷹屋之儀者、東之鷹屋近所ニ、とこそ見合せ候て相立、右屋敷者誰そ高知行之者、美作校量候て、人指を以、急度移候様ニ可被申付候、明ヶ置候在所ニ而無之故、申事候、何も期後音候、

謹言、

八月廿一日

多久美作殿

諸岡彦右衛門尉

進之候

信濃守

勝茂(編印)(黒印)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰・茂之は在国。年次は、「豊前内儀(諫早茂敬室鍋島氏龜)煩」について書かれた一〇九号・一一八号・二三四号・二三五号・二三九号・二四五号・三七九号と一連のものであることから正保二年。また、「其元西之門出口ニ有之鷹屋之家吹倒」の話は三八二号と関連する。

四一〇 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、今度指下候制札之儀、其方々肥後・筑後之制札之写被指越候付而、其畢竟を以、書載候て遣候条、今一篇、肥後・筑後二人を遣、制札于今被立置候や見進候て、其上を以、今度遣候制札、立置可被

申候、若憐国(編)之制札、于今ハ無之候ハ、尤相扣可被申候、已上、

一書申遣候、きりしたん宗御改ニ付而、從 公儀被 仰出候趣、制札

ニ我等判形候て、今度遣候条、轟木・神崎・佐賀・寺井・多久・武雄・

諫早・浜・神代・深堀・伊万里、右十一所ニ相立可』被申候、尤制札之

雨覆、其元にてうたせ可然候、謹言、

信濃守

勝茂(編印)(花押)

二月九日

若狭殿

美作殿

豊前殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。寛永十六年二月八日付でキシタン宗門改に関する老中奉書が発給されており(『細』二五／忠利五三〇二二)、本文中の「今度指下候制札」はこれを指すと考えられるため、本書状の年次は寛永十六年に比定される。このキシタン宗門改の制札については、寛永十五年十一月〜十二月の鍋島勝茂書状(三九二号・四一一号・一三四号)で、肥後や筑後の制札の様子を確認して、佐賀藩領内に

制札を立てるようにと指示している。四一〇号もこの一連である。さらに、寛永十六年三月十日には、宗門改のことについて、領内百姓下々まで周知するようにと伝えられている(三二七号)。

四二一 鍋島勝茂書状(折紙)

猶以、山城守・長門・影庵・中務・伯耆・安芸・式部・諸岡彦右衛門尉へも、右之段、可被申達候、又申候、舍人・勘解由・右京へも被申聞尤二候、已上、
一書令啓候、

一先日、副嶋五左衛門尉ニ而申遣候後、飛脚迄にて口上など申候者、不指下候条、無心元可被存と、岩村忠兵衛申付候、我等御目見之儀者、相替儀も無之候、節季にて有之由申候、必定之儀者不相知候、毎度如申遣候、爰許批判、弥相違之儀無之、皆以能取沙汰二候条、心安可被存候、御前相澄候迄之儀、其元此中ニ不相替、逼塞可然候、用所之儀共、手頭を以申遣候条、可被承届候、
一去朔日、於御城、国持衆へ仰渡ニ、きりしたん改之儀、弥稠敷申付、はてれん・いるまんなどの儀者、訴人方不申出前ニ、為領主、可改出候、訴人申出候者、領主不念たるへき旨、仰渡之由候、領中方若訴人在之而、於顕然者、其所之代官・領主・郡代、可為越度候、此中も

念を入、申付候へ共、右之分二候条、ばてれん・いるまんの儀ハ不及申、きりしたん宗旨之者、有之哉否之儀、弥相改、堅可被申付候、此方詰之者へも、逼塞時分二候へ共、窃ニ稠敷相改事二候、
一きりしたん御改之様子、先日申遣候、其地被相触候趣、并究相澄候通、懇ニ急度可被申越候、随其、御年寄中へ可申上と存候条、油断有間敷候、何も此者口上ニ可申達候、謹言、

極月五日

勝茂(花押)

鍋嶋若狭殿

多久美作殿

諫早豊前殿

進之候

信濃守

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。二条目に見えるキリシタン改に関する江戸城での申し渡しが「徳川実紀」寛永十五年十二月一日条の記述と対応することや、文中に勝茂が「逼塞」としているとあり、島原・天草一揆(島原の乱)での軍令違反により寛永十五年六月二十九日から同年十二月二十九日まで逼塞していた時期であることから、年次は寛永十五年に確定

できる。

四二二 鍋島勝茂書状（折紙）

我等儀、仕合能 御暇出候由被承、其元何も大慶之旨、尤存候、為迎、

大坂迄一人被相越、（鍋島茂進）出雲監物・中野数馬へ之書状披見、念入候儀、令祝

着候、此中者公家衆・西国衆同前ニ 御暇出、路次こみ合候通承、其上

少々用所共有之付而、令延引、去朔日江戸打立、今十一日無事ニ大坂着

候条、心安可被存候、日和次第、追付』出船可申と存候、次お東作事出

来候由被申越、令満足候、方能候条、直ニお東へ可着候、さ候て、盃取、

本丸之様ニ参、（鍋島茂女千鶴・同産菰）あね達其外子共へ面談可申候、晩之めしハお東ニ而たへ

候ハんと存候、其心得可被申候、何も頓而、以面可申候、謹言、

信濃守

六月十一日

勝茂（鍋島）（花押）

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は帰国途中で在大坂、

茂辰は在国。花押は寛永十六年正月から正保四年十一月まで見られ

るものである。この期間のうち、文中にあるように六月に江戸を出
発しているのは寛永十七年のみであり、本書状の年次は同年に確定
できる。なお、文中に「お東作事出来」とあるが、これは、寛永十
六年に確定できる閏十一月二十七日付勝茂書状（二三六号）で勝茂
が命じたものが完了したことを示す。

四一三 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、此程於 御城、細川肥後殿・立花左近殿物語ニ、其許隣国

洪水・大風之由候、我等領分者如何候哉と噂候へ共、其元方兎角之儀不

被申越候故、いまた在所より到来無之由申候、何とて早々不被申越候

哉、洪水之儀者、諸岡彦右衛門尉所より銀子指上せ候幸領之者ニ而、有

増申越候故、遅ク承候、惣別ケ様之儀、以飛脚、被申越候様ニと、美作へ

兼而』申渡召置候処、油断之儀と存候、先様、領中之儀者不及申、隣国

ニも大風・洪水・大地震、其外、差立相替儀共候者、早速以飛脚、可被

申越候、依体、御老中迄申上首尾も有之儀候、殊 御城などニ而御沙汰

之刻、不存と申候てハ不可然候之条、申事候、心得可被申候、謹言、

信濃守

壬五月二日

勝茂（鍋島）（黒印）

多久美作殿

鍋嶋内蔵助殿 (正長)

鍋嶋縫殿助殿 (茂辰)

進之候

【解説】

鍋嶋勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。年次は、閏五月より正保二年。

四一四 鍋嶋勝茂書状（折紙）

一書令啓候、仍舩之書立、(鍋嶋茂思) 鍋七左衛門・関将監・鹿茂左衛門・諸彦右衛門・大兵部、(大木統道) 其外諸与より二三人宛、召寄談合、今度留守中相究、書立

候て可被置候、我等も五日中可罷帰候間、其節可承候、油断被申間敷候、恐々謹言、

信濃守

極月十日 (寛永十三年)

勝茂（花押）(鍋嶋)

美作殿 (多久茂辰)

進之候』

【解説】

鍋嶋勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂・茂辰はともに在国であり、勝茂は五日以内に佐賀城に戻る範囲にいる。内容から見て茂辰が「国元諸事仕配」を命じられて以降と考えられるため、本書状の上限は寛永十二年、寛永十五年九月二十日に歿する関清長が存命であることから下限は十四年。寛永十二年十二月および同十四年十二月に勝茂は在江戸であることから、本書状の年次は、寛永十三年に比定されている。ただし、花押は寛永十三年の書状に多く見られるものとは異なっている。なお、「舩」の「書立」については、寛永十三年のものと同推測される十二月十三日付茂辰宛勝茂書状（四〇三号）にも見えており、一連のものである可能性がある。

四一五 鍋嶋勝茂書状（折紙）

啓一書候、此地少篇も無相替儀候、我等親子切々登 城申、弥仕合能候、就中、御年寄中、至手前、弥増御懇之儀共候条、悉皆心安可被存候、仍用所有之二付而、鹿江茂左衛門尉差下候、趣之儀、以一つ書、』口上二相含候条、可被承届候、恐々謹言、

信濃守

十二月五日 (多久安順)

勝茂（花押）(鍋嶋)

長門殿

(謙早直孝)
石見殿

(鍋島茂綱)
若狭殿

(須古信明)
影庵

(常規)
神代対馬殿

(茂賢)
鍋嶋伊豆殿

(茂安)
成富兵庫

(茂成)
石井修理

(統清)
大木兵部

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。勝茂は在江戸、安順等は在国。花押は寛永元年から同十四年にかけて見られるものであり、寛永十一年九月十八日に歿する成富茂安が存命であることから、本書状の年次は、寛永元年から同十年の間に絞られる。この期間で十二月に勝茂が在江戸なのは、寛永元・同二・同三・同六・同八・九年である。さらに鍋島茂綱は少なくとも寛永六年五月段階で「主殿」と表記されており（二六五号）、本書状では「若狭」とあるため、寛永元・同二・同三年は外れる。よって、本書状の年次は、寛永六・同八・九年のいずれかである。

四一六 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、御祈祷立願一通りの儀、此中、如定置候、女共より申越候共、先様之儀、我等切手ならてハ不差出様ニ可然候、已上、

一書申遣候、去々年方旧冬迄之祈祷立願入具之書立、諸岡彦右衛門尉方相越、見届候、右之銀凡五拾貫目ニ及候、如此之儀、諸大名ニハ中々三部一も有之間敷と存候、其地ニ而、右之通之儀、我等不存ニ付而、爰元ニ而も御立願申候、此入具合候者、七拾貫目程ニ而可有之と存候、家中之者、百姓以下承候而も、其おもハく不可然儀ニ候、万事人ハ身ニ応たる儀能候、此已前、藪田因幡と申家中之者、知行三百石取罷有候、其物成を二職立願祈祷ニ入すりきり、奉公成かたきニ付而、日峯被聞召、知行を被取上候、此段長門・影庵（多久安順）可被（須古信明）存候、不断日峯被仰候ハ、百姓共よりハ稠敷取納候て、無御乞仏神ニ分過ニ拝進仕候儀、却而仏神之心ニ違可申由候、有馬事ニ付而祈祷申候ハ、何そ大分之儀、一祈祷仕候者可然事候、信心も能ほとニ可有之儀、本意たるへきと存候、此中、金銀之出入、其方兩人ニ相任候処、如此ニ候てハ、万事無心元存候、于今者不入儀ニ候へ共、別之事ニ付候ても、心持ニ可罷成と存申遣候、謹言、

信濃守

(寛永十七年乙)
正月十九日

(鍋島)
勝茂（花押）

多久美作殿(茂辰)

諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。年次は以下の理由から寛永十七年と推測される。

まず、花押が正月十五日（寛永十六年）付勝茂書状（四四七号）に初めて見えるものであることから、年次の上限は寛永十六年となり、この期間のうち、勝茂が正月に在江戸なのは寛永十六年と同十七年であり、いずれかの年となる。

続いて、本文中に「去々年方旧冬迄之祈祷立願入具之書立」とあることに関わって、七月二十三日（寛永十五年）付勝茂書状（三五八号）によれば、島原・天草一揆（島原の乱）戦勝祈願と思われる立願の成就の目録が勝茂に届けられている。また、勝茂は、同一揆における軍令違反に対して命じられた逼塞が解除されるよう国許の宝地院に祈祷を命じており、その後、祈祷が成就して逼塞解除されたことを受け、寛永十六年に同院に寄進を行っている（佐近一一二／六七三頁）。このように寛永十五年から同十六年には勝茂に関する祈祷が行われており、これが前引の「去々年方旧冬迄之祈祷立願」

に当たるとすれば、本書状は寛永十七年のものとなる。

四一七 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、河上拝殿棟札之儀、旧冬申遣候付而、実相院へ被申入候処、(河上社・千栗社)二、両社出入無之其已前より之札之由、被仰候段、先日被申越、得其意候、我等へも其通ニ預返書候付而、其趣大僧正へ申入候処、被仰候ハ、(天海)一宮と書付候札ニ付而、両社口事も有之儀候条、被為引候様ニとの儀候、此段、実相院へ今度、以書状、申入儀ニ候条、(鍋島茂教)『鍋伝兵衛・河波勘左衛門尉致持参、書中之通、并口上ニ可申入趣、内覚を以、勘左衛門尉へ申聞候条、伝兵衛尉同前ニ申達候様ニ可然候、右両社之儀ニ付而、一つ書を以、勘左衛門尉口上ニ相含遣候条、可被承届候、恐々謹言、

信濃守

勝茂(鍋島)（花押）

二月九日(寛永十年)

長門殿(多久安順)

石見殿(謙早直孝)

若狭殿(鍋島茂綱)

影庵(須古晴明)

鍋伝兵衛殿

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。勝茂は在江戸、安順等は在国。河上社と千栗社の肥前一宮相論に関連する書状である。花押は寛永元年から同十四年にかけて見られるものであり、寛永十二年六月に歿する諫早直孝が存命であることから、本書状の年次は、寛永元年から同十二年の間に絞られる。本文末に「両社之儀ニ付而、一つ書を以、勘左衛門尉口上ニ相含遣候」とあるが、この「一つ書」は内容から見て、寛永十年に比定できる二月九日付勝茂書状（二八〇号）に当たするため、本書状の年次も寛永十年となる。

四一八 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、

一藤津郡代朝日源兵衛差迦、原弥太右衛門尉へ申付候様ニと、（鍋島直朝）刑部太輔

方理申候、彼弥太右衛門尉事、ケ様成儀仕切候者之由、申候条、其元にも承合、郡代可相問目儀ニ候者、源兵衛者差迦、弥太右衛門尉へ可被申付候、

一銀細工此方へ一人相詰候へ共、事闕候条、向相右衛門尉子ニ候者、細工よく仕由候間、如例、加勢とらせ候て、急度可被差上候、自然相右衛門尉子下手にて候ハ、佐賀町中ニ銀細工余多有之由承候間、其

内より撰候而、上手を一人、当分雇ニ候て、可被差上候、細工見候而、よく仕候ハ、先様者扶持人ニ可申付候、謹言、

信濃守

卯月廿五日

（鍋島）勝茂（花押）

多久美作殿 （茂辰）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は、二条目で銀細工を上すように指示していることから在江戸、茂辰は在国である。年次の上限は寛永十六年以降に使用される花押型から寛永十六年、下限は茂辰が罷免されて政務から退く前であるので正保三年となるが、この期間に四月下旬時点で勝茂が在江戸であるのは寛永十六く十八年、同二十年、正保二・三年である。一条目では寛永十三年に鹿島の鍋島正茂の養子となっていた勝茂五男直朝から鹿島領のある藤津郡の郡代の交替に関する要請を受けているが、直朝の藤津の知行地については、寛永十六年に比定される九月二十八日付鍋島勝茂寛書（佐古一〇、「多久家書物 御什物方差出」一〇号）では、佐賀から離れていることもあり、その支配が問題となっている。郡代の交替はこれと関係するものかもしれない。

四一九 鍋島勝茂書状（折紙）

正月九日出雲監物・中野数馬（肥前高来郡）へ之書状、令披見候、

一領中百姓余多嶋原（肥前高来郡）へ走候様子申越、得其意候、就夫、其方（鍋島茂繼）・若狭・豊

前三人より、土山与三兵衛使者として、右走者乞候処、撰州家老三浦（高力忠房）

土左衛門尉方之返事、并口上之書立相越、是又令披見候、然者、向後

べ之儀申越、得其意、尤之心遣候、乍然、嶋原へ走候者之儀者、撰州

より御年寄中へ被得御意候様子と相見え候間、迎も被差返間敷と存候、

後日之ため二候条、右土左衛門尉より之返書并書立、今度差返候間、

其方手前二召置可然候、先書二も如申遣候、百姓共へ借銀等申付候其

上二も及迷惑候者二ハ、飯米など取せ、先様走候ハぬ様二心遣可被申

儀尤候、

一筑後・肥後其外隣国よりも嶋原へ走参候者有（三）様□、』右土左衛門尉

方之返事二相見え候、必其分二候て、是も不被差返候哉、又隣国より

被差返候様二と被申入候哉、能承合、其様子重而可被申越候、

一旧冬、川副大田村百姓男女三拾人程、嶋原へ内通候而、走候ハんと仕

候処、其段庄やより申出候付而、頭人兩人二繩をかけ候へハ、相残百

姓共、一家二集り籠居候条、則相宥、頭人親子兩人又被官兩人成敗申

付、余之者二ハ無構召置候由、得其意、尤存候、就夫、諸郡少々走可

申と相見え候在所も、無事二成候由、可然儀候、右之外、用所之儀共、
数馬より可申遣候、謹言、

信濃守

二月三日

勝茂（鍋島）（黒印）

多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。佐賀藩領から島原藩領への
走り者への対応に関する書状で、勝茂は在江戸、茂辰は在国である。

中野政利の呼称が「数馬」であることから、年次の上限は寛永十七
年、下限は茂辰罷免前の正保三年である。このうち正月・二月に勝
茂が在江戸であるのは、寛永十七・同十九・正保元年・同三年であ
る。なお、校訂は『小城鍋島家肥陽旧章録 第一集』九一〜九二頁
によった。

四二〇 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、

一甲斐守内方造作料、并傍之者知行切米、其外入具一職、米ニシテ三千

式百三十七石五斗三升八合之積り二候、当毛上方知行二而相渡、先様此員数ニ而相調候様ニと甲斐守へ今度申遣候条、其心得可申候、

一右知行ニシテ六千四百七拾五石余之儀、(佐賀郡)蓮池方北城近所ニ而、神崎郡之内、相渡可然候、

一去年、甲斐守へとらせ候知行之内、物成式千石、佐賀郡之内、上佐賀にて相渡候へとも、是も蓮ノ池近所にて相渡候ハ、先様可然候ハんと存候条、一所ニ相渡』可申候、此段甲斐守へも申遣候、委敷ハ野副藤左衛門尉可申達候、謹言、

信濃守

(寛永十七年乙)
八月廿二日

(鍋島)
勝茂 (黒印)

多久美作殿

(茂之)
諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。茂辰等は在国であるが、勝茂の居所は文面からははっきりしない。勝茂は寛永十六年に三男直澄に蓮池領を分知するが、そのうち散在する所領を蓮池近辺にまとめようとする内容である。従って年次の上限は寛永十六年、下限は茂辰等罷免前の正保三年となるが、三条目の「去年、甲斐守へとらせ候知行」が寛永十六年の直澄への分知を指すとすると、

年次は寛永十七年となる。寛永十七年であれば、勝茂は五月に帰国賜暇、八月には在国である。

小川家の遺領をもとに成立した鹿島藩、鍋島直茂の遺領をもとに成立した小城藩とは異なり、蓮池藩は本藩の蔵入地を分散的に割讓して成立したため所領が分散するという問題が生じていた(藤野保一九八一年／二六四・六三八頁)。

四二 鍋島勝茂書状(折紙)

一書申遣候、仍去六日、(志勝)酒井讚岐守殿より各留主居被召出、御用之由候付而、手前方山崎勘解由差出候处、(土井利勝)大炊頭殿・(阿部忠秋)讚岐守殿・(箱田忠盛)豊後守殿・加賀守殿、御同座ニ而被仰聞候ハ、諸国へ此中より有之候錢、当六月朔日より先様、取遣候儀、致無用、今度従 公儀御いさせ被成候新錢、六月朔日より可取遣由、被仰渡候、則御書物之写遣候、是ニ而合点参兼候所之儀、大形今度』(編島茂樹)若狭・市佑より可申越候、跡方も承合、可申遣候、さも候へハ、右新錢之儀、其国々手前へより買取候て、諸国へ可差遣由候、是ハ仰渡ニ而ハ無之候、聞合候通ニ而候、然間、新錢頓而相調、少成共漸々ニ差下可申候、此中より之錢、六月朔日より不取遣様ニ、給人・町人・百姓・下々迄、稠敷可被申付候、為其早飛脚を以申遣候、委ハ追而可申遣候、恐々謹言、

(寛永十三年)
五月十日

(多入茂辰)
美作殿

進之候

信濃守

(鍋島)
勝茂 (花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。

文中の「公儀御いさせ被成候新銭」は寛永通宝をさす。寛永通宝は

寛永十三年六月一日より、金一両につき四貫文で売買することが定

められた(「徳川実紀」同日条)。よって本状の年次は寛永十三年。

四三二 鍋島勝茂書状 (折紙)

一書申遣候、我等儀、一昨三日之晩、江戸打立、今朝鴻巣迄罷越候、来

ル十八日比、日和次第、大坂出船可申候条、其考候て、内裏迄之迎、如

例、可被申付候、今度御暇後、江戸逗留申候儀、達 御耳、異国船着岸

時分候条、早々可罷下由、重々御懇之以上意、罷立候条、心安可被存候、

飛驒守儀も、木曾路同前二罷越儀候、何も頓而以面可申候、謹言、

信濃守

(正保三年)
五月五日

(勝茂)
勝茂 (花押)

(茂辰)
多久美作殿

(茂之)
諸岡彦右衛門尉

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は帰国途中

で、武蔵鴻巣に到達している。茂辰等は在国である。花押は寛永十

六年以降に使われたものであり、年次の上限は寛永十六年、下限は

茂辰等罷免前の正保三年となるが、その間で五月に帰国途中である

のは、長崎警備のための下国が遅れる正保三年のみである。なお、

同じく正保三年に比定される五月三日付の茂辰・茂之宛勝茂書状(三

四五号)では、五月三日に書状を書いた時点では、勝茂はあと数日

は江戸に滞在する予定となっていたが、本書状からは、将軍の上意

によりその日の晩に慌てて江戸を出立したことが分かる。

四三三 鍋島勝茂書状 (折紙)

已上、

従 將軍様、西国衆大船可被召上之旨、只今本上州・円光寺方被仰聞候、

左候ハ、我等伊勢船、何之衆方も手初二、早々致進上、可然之旨、御

内意候条、船頭ハ織部へ被申付、きと可被差登せ候、船・諸道具何も念

を可入由、御内意候間、從此中、如調置候、めい／＼書立を以、可被差
上候、上州・円光寺方之御状、進之候間、可有披見候、我等事、明日ハ
可罷歸候間、何も以面、可申達候、恐々謹言、

元龜三年 壬申

五月廿日

信玄(武田)
(花押)

信濃守

勝茂(鍋島)
(花押)

十月九日

多長門殿

鍋主水殿

御宿所

【解説】

鍋島勝茂より多久安順・鍋島茂里に宛てた書状。年次は、徳川秀忠が西国諸大名に大船所有を禁じたことについて書かれていることから慶長十四年（徳川実紀）慶長十四年九月是月条。安順・茂里の居所は不明。勝茂は在駿府か。

四二四 武田晴信判物（豎紙）

定

武器已下之嗜、同心被官仁、如軍法、可被申付候、若於無沙汰之輩者、
不及披露、可被加成敗者也、仍如件、

四二五 ゆき消息（豎紙）

猶々、めてたくかしく、

【解説】

武田晴信（信玄）より三浦員久に宛てた判物。員久配下の者に武器以下の修練を命じたものである。「甲州武田法性院信玄公御代惣人数事」『甲陽軍鑑大成』第一巻、一七四～二〇四頁によると、三浦員久は武田家の「駿河先方衆」、または山県昌景組下の「西面遠州三河への御先」として四十騎を率いていたことが知られる。天正三年の長篠の戦いでも山県に従って参戦したとみられ、武田勝頼よりは設楽原での決戦の前日の五月二十日付『戦国遺文 武田氏編』二四八九号）と、戦後間もない六月一日付（同二四九四号）の書状が員久等に宛てて出されている。その後も駿遠豆での活動が知られる（同二五六九・二六六七・二八三九・三一九六・三三五八九号）。本文書が「多久家文書」に含まれる理由は未詳である。

此ちやうさの内、我身(録子)てうしのさけにて候まゝ、さかなも御さ候ハねと
も、まいらせ候、ゆめくしく候へとも、うつら五つとりそへまいらせ
候、かしく、

(奥封上書)
「(墨引)」

(多久茂辰)
みまさか殿

(鍋島勝茂室徳川氏付侍女)
ゆき

まいる 申給へ」

【解説】

鍋島勝茂室徳川氏（高源院）付きの侍女ゆきより多久茂辰に宛てた消息。高源院の意を伝えたものである。茂辰が「美作」と表記されていることから、年次の上限は寛永二年となる。一方下限は高源院死歿の寛文元年となる。高源院は元和八年の江戸参府以降、一貫して在江戸である。本消息は日付を欠き、内容も両者が近所にいることを窺わせることから、茂辰も在江戸と考えられる。「水江事略」によると、寛永二年～寛文元年の茂辰の江戸出張は、寛永十七年十二月から翌十八年にかけてと明暦二年九月から翌三年三月頃までが知られる。

庚申待之夜

詠猿七首之和歌

(多久茂辰)
愚溪

養生は厚味や酒にめしひかへ

よろつ太過をせさるこそよき

奉公は忠義を常に心かけ

よるひるゆたんせさるこそよき

世中ハよろつ常なく変おほし

ひとつに議定せさるこそよき

大道をころろにかけて何事も

邪道にしたかハさるこそハよき

物ことに奢りをやめてつほかゝす

そのふんさいのすきさるこそよき

理をきハめ道をつとめて六道に

まよはさるこそ仏なりけれ

智恵あれは偽おほくはかゆかす

小智恵をもちいさるそ大智恵

結句

七難即滅 七福即生

金剛や身心堅固長命に

わつらハさるをいのる庚申 伏乞

洞鑑

寛文六年二月九日

敬白

月の船さすか今よひの名にめてゝ
すめるみいけのそこもにこらす

【解説】

多久茂辰が庚申待ちの夜に詠んだ和歌七首。茂辰は在国。年次は寛文六年。

【解説】

鍋島光茂・多久茂辰等が八月十五夜を歌題として詠んだ和歌。光茂・茂辰・鍋島直能・神代常宣が共に存命で、同時に詠んだとすれば、年次の上限は「直能」の表記から慶安四年、下限は常宣の歿年から承応三年。光茂・茂辰の居所は不明。なお、光茂の初入部は承応元年四月。八月に四人が在佐賀であるのは、承応元年・同三年。

四二七 鍋島光茂等和歌懷紙（折紙）

八月十五夜

光茂（鍋島）

いつくにもをのれのみとや詠むらん
今よひの月の影を待えて

直能（鍋島）

うき雲も今よひの月の名に消て
おとろくまでの秋の空かな

茂辰（多久）

吹かせもなく晴ぬる今よひこそ
名高き月のしるしならまし

常宣（神代）

四二八 鍋島勝茂覚書（折紙）

覚

北方町宿次料、地米三百石之公役除、美作守知行内（多久茂辰）可被申付候、蔵入所近所ニ無之ニ付而、蔵入より宿次之人馬相加候事難成故、如斯ニ候也、慶安元年

十月二日

信濃守（鍋島勝茂）（黒印）

鍋嶋若狭殿（茂禮）

多久美作殿

【解説】

鍋島勝茂より鍋島茂綱・多久茂辰に宛てた覚書。年次は慶安元年。

「勝茂公譜考補」(佐近二―二／七五〇頁)に「慶安元年(中略)二月御暇出、長崎御番被仰渡、三月五日ニ御着国、同七日ヨリ長崎御見舞、今年ハ御当番ニ付テ、十月迄ニ四ヶ度御越也」とあることから、慶安元年であれば勝茂・茂綱・茂辰は在国か

四二九 鍋島直茂室石井氏(陽泰院)判物案(豎紙)

わか身へ日峯より得まいらせ候与賀郷飯盛村之内、米三百石之所、先様(鍋島直茂)そもしへ遣候様ニと、信濃殿へ申候へハ、分別にておハしました候、今度御判とり候てまいらせ候するを、明後日十六日、江戸へ打立にて候へハ、万とりみたしにて候間、此度ハ御判取候てまいらせ候ハす候、平右衛門・又左衛門兩人使にて候間、信濃殿すみ付同前にて候、しなの殿わか身へ仰わたされ候儀ハ、すこしも〳〵御ちかひ候ましく候、その御意得あるへく候、以上、

寛永四年

正月十四日

さいの守殿(鍋島元茂)

まいる

やう泰院判(陽泰院 鍋島直茂室石井氏)

【解説】

鍋島直茂室石井氏(陽泰院)より鍋島元茂に宛てた判物案。陽泰院は在佐賀、鍋島元茂は在江戸。陽泰院が所有する飯盛村の知行三百石を孫である元茂に譲ると伝えたもの。勝茂が江戸へ出発する前で取り紛れていたため判形は間に合わなかったが、勝茂の証言は得ていると伝えている。原本は小城鍋島家文書(佐古三〇／六号)に所収されており、黒印状である。年次については、「寛永四年」との記載があるが(小城鍋島家文書の原本にも記載されている)、「勝茂公御年譜」(佐近二―二)には、寛永四年正月参勤の記述はなく、「元茂公御年譜」(佐近二―二)では、寛永三年一月十六日に参勤とあり、検討を要す。

四三〇 多久安順室鍋島氏(徳寿院)消息(折紙)

なを〳〵、おつる殿(多久茂辰室 鍋島氏)一しほ〳〵きけんよく候まゝ、御心やすかるへく候、はんしやうもする〳〵とたやすく候ハんと、めてたくそんし候、なをかさねて申へく候、かしく、

かのへもさゑもんたよりに、そこも何事なく、御おやこなから、いつれも〳〵御そくさいのようしうけ給候、めてたく思ひまいらせ候、こゝも

とへも何事なく、(鍋島直茂室石井氏)やうたいみんさま、いまほとへつして御そくさいにて

候、おつる殿御事も一たんそくさいニ候て、めしなともすゝみまいらせ

候、つねよりもきけんよく候まゝ、御心やすかるへく候、一日ハ

いし井又さへもんたよりニ、おつる殿へ(遣料)つかいりうと候て、御ちきやう

三百こくまいらせられ候、一しほめてたく、五百八十ねんとゆわい入ま

いらせ候、とし内御いとま出さうニうけ給候、めてたくまちまいらせ候、

御めにかゝり万々申へく候、めてたくかしく、

(寛永四年)
十月十二日

(押紙) 多久安順室鍋島氏
徳寿院様

二之丸

(鍋島勝区)
しなのゝ守殿

あね

人々□□

【解説】

多久安順室鍋島氏（徳寿院）より弟鍋島勝茂に宛てた消息。徳寿

院と母鍋島直茂室石井氏（陽泰院）は在国、勝茂・鍋島忠直父子は

在江戸。陽泰院の歿年より年次の下限は寛永五年。多久茂辰室鍋島

氏鶴の出産より、年次は寛永四年。なお、関連する内容が三六八号

にある。

四三一 丹後書状（切紙）

(編纂上巻)

方

山口又兵衛殿参

丹後

人々申給へ

返々、源二郎御奉公念候様、朝暮御意見頼存計候、猶万かさねて可
申遣候、

藤右衛門就遠行、御懇之御札忝候、従是秋、源二郎其元江堪忍申、別而

其方頼存之由、申度折節、御文体御頼敷候、於向後、無相違可被仰合候

事、頼存計候、備州御方、無何事候、可安御心候、万期来便候条、閣筆

候、恐惶謹言、

六月廿五日

丹後（花押）

山口又兵衛殿

御報

【解説】

丹後より山口又兵衛に宛てた書状。「丹後」の表記より、鍋島光茂・

同吉茂・同宗教の可能性があるが、花押からは藩主の書状だと考え

にくく、年次も不明である。

四三二 鍋島直能消息案（折紙）

猶々、うねめ事一しほそくさいニ候まゝ、御心やすかるへく候、せ
つゝそれかし所へ見まいにて候、めてたくゝ、
一筆申上まいらせ候、まつゝそこもとかわる御事御さなく、そもし
ま御そくさいニ御さなさるへきと、めてたくそんしあけまいらせ候、こ
もと別条御さなく候まゝ、御心やすく思しめし上らるへく候、それかし
事、『道中つゝかなく、去月十九日さんふいたし、同廿八日しゆひよく 御
目見え相とけ、よろこひ申御事ニ御さ候、なをかさねて、めてたくかし
く、

（寛文三年）
五月五日

（鍋島直能）
かゝの守

水かへ

おはさま
（多久茂辰至鍋島氏）

人々申給へ

【解説】

鍋島直能より多久茂辰室鍋島氏（天性院）に宛てた消息案。鍋島直能は、参勤のための江戸着直後。天性院は、佐賀の多久家水ヶ江屋敷にいる。年次の上限は、多久安輝が采女と称していることより寛文二年、下限は、安輝が在江戸であることより寛文五年。この間

に、直能が四月十九日に江戸着、四月二十八日に將軍拜謁が行われているのが明確なのは、寛文三年（五五〇号、佐近二一／六一〇頁）である。

四三三 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

（端裏封上書）

一（墨引） 函書 まいる

（多久茂徳）
（鍋島勝茂）
信守 一

今朝申渡候石改之儀、急度相極、可承候、其方へ相懸候間、油断あるましく候、かしく、

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。本書状には、日付がないが、慶長十五年の名古屋城公儀普請に関わる文書群のひとつであり、根切りの作業を指示した同年四月二十四日付茂富宛勝茂書状（四四〇号）と、根石置き作業が完了する六月三日までの間に位置すると推定される。茂富・勝茂ともに在名古屋（及川亘二〇一九年）。

四三四 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

石垣殊外急敷候間、弥早々出来候様ニ、いそき可然候、石垣之分、いつ比出来可申と、大積可承候、かしく、

一 (奥控封上書)

方

(墨引)

つ書 まいる

信守

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。慶長十五年の名古屋城公儀普請に関するものである可能性が高く、そうであるとすれば、勝茂も茂富もともに在名古屋となる（及川亘二〇一九年）。

「慶長十三年ならんか」とある。また茂富の勘当は寛永五年二月。年次は未詳だが、可能性としては慶長十三年以降、寛永五年以前。

四三六 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

一 (編裏控封上書)

(墨引)

孫四殿まいる

信守

方

宗龍寺、隙明候ハ、昨日之儀付而、用所之儀共候間、可被參候、御返事ニ不及候、かしく、
四日

四三五 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

一 (編裏控封上書)

(墨引)

図書殿 まいる

信守

方

先日申渡候武く調、皆々今年中ニ出来候様ニ、かたく可被申付候、成かね候儀共候ハ、切々ニ可承候、かしく、

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。茂富と勝茂は近接した同所にいると考えられる。茂富の「図書」への改名は、「水江事略」では

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。茂富も勝茂もともに佐賀か。宗龍寺は、天正十六年までに完成。慶長五年の隆信十七回忌に、直茂、宗龍寺での法事を指示（佐古一一／一三頁）。年次は、多久茂富の図書改名以前であることから、慶長十三年以前、勝茂の信濃守受領の文禄四年二月十四日以後。

四三七 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

〔端裏捺封上書〕

〔墨引〕

孫四・七左（多久茂富 鍋島茂賢）

まいる

信守（勝茂）

右

いやしきわり、（居屋敷割） 天気不晴候共、間敷相知候所ハ、早々被相極尤候、とかくはやく出来候様ニ可被仕候、又中嶋取相延られ、可然存候、恐々かし

四日

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富・鍋島茂賢宛書状。勝茂・茂富・茂賢ともに在佐賀か。茂富と茂賢は、慶長十一年に、今後も佐賀の堀・石垣等の普請奉行を勤めるべきことを、直茂に命じられている（佐近八一二／三〇〇頁）が、これが居屋敷割と関係するかどうかは未詳。年次は、茂富が孫四郎を名乗っていることから慶長十三年以前。右の直茂の命令の件から、慶長十一年以降、あるいはそれ以前からの可能性もある。

四三八 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

〔端裏捺封上書〕

〔墨引〕

図書殿（多久茂富）

信守（勝茂）

右

御宿所

昨日者終日なくさみ申、此中之氣をはらし申候、酒ニさんくよい候て、無正体候つる、何も面にて可申達候、かしく、

廿八日

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。勝茂と茂辰は同所にいると考えられる。年次は、上限は、茂富が「凶書」の表記であることから、「水江事略」の記述にしたがうと、慶長十三年以降、下限は、勝茂が最後に佐賀にいた明暦二年まで。

四三九 鍋島勝茂自筆書状（縦紙）

〔端裏捺封上書〕

〔墨引〕

図書殿（多久茂富） まいる

信守（勝茂）

右

有田・山代、猪鹿取候儀、かたく法度可被申付候、先様狩場ニ可仕候間、其心得可然候、西目法度、其方被存候て、能々可被申付候、かしく、
〔風書〕
「慶長十四年九月十五日ニ被下候状」

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。茂富も勝茂も在国か。追筆より、慶長十四年九月ころに比定される。

四四〇 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

其方へ申付候て、四尺方上ノ石、去廿日まで二いかほと参候や、承度候、相極可承候、根切も可為近日之由候間、大石手廻、由断あるましく候、

（異筆）

「四月廿四日ニ被下候、」

（奥封上書）

「

右

（墨引）

（多久茂富）

「図書殿まいる

（鍋島勝茂）
「信守」

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。日付は異筆であり、本書状を受け取った茂富側で記入したものと恐れ、もともと日付はなかった。年次は、茂富が図書頭を名乗る慶長十三年三月以降になるが、普請に関する内容であり、同十五年の名古屋城普請の際のものと推測されている（及川亘二〇一九年）。慶長十五年とすれば、勝茂・茂富ともに在名古屋となる

四四一 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

其方作事被申候ハ、過分ニ造作入可申と存候、少分候へ共、為加勢、白米二百石進之候、心さしまて候、猶三四郎右、可被申候、かしく、
（三浦賢純力）
廿七日

（編裏封上書）

右

（墨引）

（多久茂富）
「図書殿まいる

（鍋島勝茂）
「信濃」

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。年次は、茂富が図書頭を称する慶長十三年三月以降、勘当される寛永五年二月までになるが、「三四郎右」が三浦賢純であるとすれば、同人は慶長十五年に鍋島元茂附属となるので、下限は同年となる。勝茂・茂富とも在所は不明であるが、両者は近い場所に居るものと推測される。

四四二 鍋島勝茂自筆書状（豎紙）

我等事、来ル十六日方狩ニ参候、さ候ハ、加州も留主にて候間、与兵衛
（鍋島直茂）
（多久安順）

（編裏封上書）

（多久茂富）
「（墨引） 孫四殿 人々御中

（鍋島勝茂）
「信守」

殿、明後日此方へ御越候様ニ、其方所可被申越候、又かい氣心に候由承、無心元存候、かい分やうしやう逡用候、かしく、

十三日

【解説】

鍋島勝茂より多久茂富に宛てた書状。茂富は慶長二年に元服し、同十三年三月に凶書頭を称するので、年次はこの間といえる。但し、多久安順は慶長十二年十二月には長門守を称しているので、同年が下限となる。勝茂と茂富は近い場所に居るものと推測され、文面から勝茂は在佐賀と思われ、とすれば茂富も同じであろう。

四四三 鍋島勝茂書状（折紙）

年甫之為祝儀、白麻十帖給、幾久と令祝着候、爰許無相易儀、我等事気色能、足之痛も和候条、心安可被存候、委曲、式部・本助』より可申遣候、謹言、

正月廿六日

多久出雲殿
進之候

信濃守
勝茂（黒印）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂矩は在国。鍋島茂道が慶安四年十一月に監物から式部に改めているので、年次の上限は翌承応元年、茂矩が出雲守から長門守に改めたのが明暦二年二月であるから、年次の下限は同年となる。この間で、正月に勝茂が在江戸であるのは、承応元年と同三年になる。

四四四 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、仍美作より監物・数馬へ之書状、并久室かた方美作へ之文、見届候、然者、久室御手前何共難成様子候之通、得其意候、就其、当年より先様御一生之間、此中之御知行之上ニ、切米廿石宛可進之候、是二而何とそ御仕廻候様ニ、とくと可申渡候、今年者蔵入之米』少分も無之候条、白石口米方之内方廿石可相渡候、為其切手遣候、右之通ニ進之候而も、御事闕之儀、可有之と存候、三浦李之助祖母之儀候条、毎年加勢申候様ニ、紀伊守より李之助へ申付可然段、為兩人、紀伊守へ申達可然候、謹言、

六月七日

信濃守
勝茂（黒印）

多久美作守殿

諸岡彦右衛門尉(茂之)

三月十九日

多久美作とのへ(茂辰)

勝茂(鍋島)
(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰・茂之は在国。茂辰・茂之は寛永十二年六月二十三日と共に藩政に關与することになり、茂之は正保三年九月、茂辰は同年十一月に罷免された。また、中野政利は寛永十六年九月には兵右衛門であるが、翌年二月には数馬を称している。これにより、年次の上限は寛永十七年、下限は正保三年となる。この間で、六月に勝茂が在江戸であるのは、寛永十八年・同二十年・正保二年になる。

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。鍋島茂賢は寛永十四年二月一日には「安芸守」を称している(三三三号)ので、年次の下限は寛永十三年となるが、上限については確定しがたい。勝茂の花押は寛永元年から同十四年にかけて使われているものである。

四四五 鍋島勝茂書状(折紙)

一書申遣候、仍細川越中守殿(忠利)より巢隼被懸御意候を、其地へ据させ可被遣由候条、参次第、則請取せ可然候、一連参候ハハ、山本清五左衛門尉手前ニ可相渡候、二連二候ハハ、一連ハ伊豆手前ニ而仕立可然候、三連にて候ハハ、伊豆ハ二連相渡尤候、『出雲巢ハ逸物申事候条、能々念を入候様ニ可然候、謹言、

信濃守

四四六 鍋島勝茂書状(折紙)

為改年之祝儀、書状殊白麻十帖給、幾久と祝着申候、於此地、無相替儀、我等事無事ニ候て、切々登城申候間、心安可被存候、何も頓而御暇ニ而罷下、以面可申候、謹言、

信濃守

二月朔日

多久美作殿(多久茂辰)

勝茂(鍋島)
(黒印)

進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。年次について、茂辰は寛永二年から同四年の間に「伊平太」から「美作」を称するようになるので上限は寛永二年。勝茂の最後の江戸参府（明暦二年九月、勝茂歿）には茂辰が同行していることから、下限は承応三年となる。このうち、二月に勝茂が江戸にいない寛永十四、十五、十八、二十、正保二、四、承応二年を除く。

四四七 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、于今者、逼塞と有儀、無之候条、万其心得尤候、乍然、兼日

ニも差合可有之と被存候儀者、被相扣可然候、已上、

改年之吉兆目出度存候、仍我等儀、今十五日（鍋島元茂）二紀伊守・甲斐守・刑部太輔（鍋島直澄）

召連、登 城申候様ニと、阿部对馬守殿より被仰聞候付而、罷出候处、（重忠）

上様少御眼気心ニ被為成御座候故、今日者惣様 御目見無之候、二三日（徳川家光）

中ニ 御目見可有之との儀ニ候、爰元之儀、悉皆心安可被存候、』右之段

被承、大慶ニ可被存と存、以早飛脚、申遣候、何も期後音候、謹言、

信濃守

（寛永十六年）
正月十五日

勝茂（花押）
（鍋島）

山城殿
（鍋島直弘）

若狭殿
（鍋島茂綱）

美作殿
（多久茂辰）

豊前殿
（謙平茂敬）

長門殿
（多久安順）

影庵
（須古信明）

中務殿
（鍋島茂周）

伯耆殿
（神代常親）

安芸殿
（鍋島茂賢）

式部殿
（鍋島直行）

諸岡彦右衛門尉
（茂之）

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に充てた書状。勝茂は在江戸、安順等は在国。文中の「逼塞」は島原の乱後（寛永十五年）の、軍令違反による逼塞をさす。逼塞が明け、徳川家光に拝謁しようとしており、三八号（正月二十八日付、寛永十六年に比定）では無事に拝謁できたことを国許に報告している。年次は寛永十六年となる。

四四八 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候、

一此中も如申遣候、此地無相替儀、我等儀息災候て、切々登 城申候条、心安可被存候、

一於其地、他方より之使者・飛脚之時之取合、第一之儀候処、他家二而之馳走程二ハ無之、迦可有之かと存候、何もつき合候ての儀与存候条、

自今以後者、若狭守請役二候て、使者飛脚之時、万事心遣可被申候、

諸事調之儀者、如此中、諸岡彦右衛門尉へ談合候而、無迦様、可被申付候、

一左京儀、若役二何そ氣遣候様ニと存候、就其、領中人改都合之儀申付候、於然者、町人百姓ニよらず、他国へ商売其外之用所罷出候儀、

一左京一人之以切手、指出可然候、銘々人改之儀者、如此中、神代岡之介・

鍋嶋内蔵助、夫二鍋嶋主膳今度相加、三人年行司ニ申付候間、其段可被申渡候、此段右四人へも申遣事候、何も期後音候、謹言、

信濃守

六月七日

勝茂(黒印)

鍋嶋若狭殿

多久美作殿

諫早豊前殿

鍋嶋安芸殿

進之候

【解説】

鍋嶋勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。年次は鍋嶋茂賢が安芸を称しているのが確認できる寛永十四年(三三二二号)以降、鍋嶋茂賢が歿する正保二年二月十一日までのうち、六月に勝茂が江戸にいる寛永十四、十六、十八、二十年。

四四九 鍋嶋勝茂書状(折紙)

一書申遣候、仍長崎町中并郷中絵図之儀、末次平蔵仕立候者、思敷も有之間敷候条、我等者申付仕候様ニと、井上筑州より被仰聞候、其段、先

日直ニ可申遣候へ共、上杉弾正殿仕合ニ付而、無其儀、出雲監物より申遣候条、定而可被承届候、右之通、筑後殿方馬場三郎左殿・山崎権八殿・

末次平蔵へも仰越之由候、就其、今度御両所并平蔵へ、以書状、申候条、犬塚惣兵衛尉・西牟田清兵衛尉二絵書一人相副申付、右書状進入可

被申候、絵図之儀、三郎左衛門尉殿・権八殿へ得御意、平蔵より案内者を取、念を入仕立候之様ニ可被申付候、何も重而可申遣候、謹言、

信濃守

九月廿六日

勝茂(黒印)

鍋嶋若狭殿

多久美作殿 (茂辰)

諫早豊前殿 (茂敬)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。正保の国絵図制作についての指示を伝えており、一三六号、二三九号と関連する。文中の「上杉弾正殿仕合」は、上杉定勝が正保二年九月十日に歿したことを示す。年次は正保二年。

四五〇 鍋島勝茂書状（折紙）

已上、

先度嬭野与右衛門尉二而申遣候手頭之返事、(通侍) 中野又右衛門尉二而、手頭を以被申越、并其方より用所之内覚一つ、(鍋島正之) 其外返事之書状、大膳・兵右衛門尉迄被申越候書状共、何も承届、得其意候、(中野政也) 右手頭之内、又此方より申遣候用所之儀も書加、別紙二申遣候条、可被得其意候、余条者、大膳・兵右衛門尉より可申遣候、何も又右衛門尉可相達候、謹言、

信濃守

勝茂（黒印）(鍋島)

七月十日

多久美作殿 (茂辰)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は佐賀以外に居り、茂辰は在国。内容から見て茂辰が「国元諸事仕配」を命じられた寛永十二年六月以降のものと考えられるため、年次の上限は寛永十二年、下限は鍋島大膳が牢人となる寛永十五年までのうち、七月十日に勝茂が佐賀以外に居て、茂辰が在国している寛永十二年、もしくは同十四年となる。

四五一 鍋島勝茂書状（折紙）

已上、

一書申遣候、今度、被為召候て罷上候儀、江戸方追々申来、弥無氣遣様子二候へ共、公儀事二候条、三人談合を以、いかにもかく御祈禱御立願被申上、可然候、(伊勢神宮) お伊勢・(愛宕神社) お愛宕・(多賀神社) 御多賀など、上方へ之御立願ハ可被相扣候、国中二而之御祈禱立願尤候、謹言、

信濃守 (鍋島勝茂)

勝茂（花押）(鍋島)

六月八日 (寛永十五年)

多久美作殿 (茂辰)

諸岡彦右衛門尉^(茂之)

鍋嶋舎人^(茂利)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰へ宛てた書状。茂辰等は在国。同日付である三五二号（寛永十五年に比定）により勝茂は下関に居ることが分かる。年次は寛永十五年。天草・島原一揆（島原の乱）の軍令違反に対する詮議で、処罰が軽くなるよう祈禱を命じているが、上方での祈禱は控え、国許で祈禱をするようにと念を押ししている。

四五二 鍋島勝茂書状（折紙）

一書申遣候^(多久安胤)、仍虎之助事、霜月廿三日、前髪取候而、兵庫助ニ相成候段被承、満足ニ被存之由、尤之儀候、右為礼、白麻廿帖給、幾久と令祝着候、一段と能名ニ而候、今程』一入息災候条、心安可被存候、何も期後喜候、謹言、

二月六日

多久美作殿^(茂辰)

進之候

信濃守

勝茂^(鍋島)（黒印）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国である。茂辰嫡男茂矩（寛永七年生）の前髪取は寛永十三年である（「水江事略」）。一男の安胤（寛永十年生）の前髪取は寛永十四年以降で、安胤が江戸証人となる正保元年十月（「水江事略」、佐近八一／五〇五頁）までに行われたと考えられる。この間に勝茂が、前年の十一月から二月にかけて国許不在であるのは、寛永十六・十七・十九・正保元年である。安胤の前髪取が兄茂矩と同程度の年齢時に行われたとすると、本書状の年次は、寛永十六年か十七年である可能性が高いが、十六年では前年の十一月は島原先駆けによる逼塞中となる。

四五三 鍋島勝茂書状（折紙）

猶以、右之出入、諸岡彦右衛門尉能存候条、談合候て、申付可然候、以上、

一書申遣候、女共并子共銀子、此中請取、かし入候役者共、最前ぎんみなしニ申付候と相見え候条、当暮、来春迄ニ算用前、役者手前相澄、別人ニ銘々申付、可然存候、此中之分ニ申付召置候ハ、後日算用出入可

有之と令校量』候条、扱申遣儀候、遠慮申二不及候、恐々謹言、

(寛永十二年乙)
九月八日

信守

(鍋島)
勝茂(花押)

(茂辰)
多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。花押型は寛永十四年頃まで多く見られる。茂辰の「国元諸事仕配」就任は、寛永十二年六月であるので(佐古一〇)／多久家書物御什物方指出五号)、本書状の年次は寛永十二年から十四年頃と推察できる。三二一号(寛永十四年二月二十日付)の「諸算用」費目には、「女共銀」があり、「但、寛永十三年暮迄ニ成立借入銀有」と注記されている。さらに勝茂はそれらの大目安を見届けたとも記される。本文「当暮、来春迄ニ算用前、役者手前相澄」とあることから、本書状の年次は寛永十三年と推定できる。同年であれば勝茂・茂辰は在国である(勝茂は寛永十三年六月二日江戸発、一二四号)。

四五四 鍋島勝茂書状(折紙)

年甫之為祝儀、飛脚被相越、殊白麻十帖給、幾久と令祝着候、爰許無相易儀、我等事気色能、足之痛も和候之条、心安可被存候、委曲式部・柰(鍋島茂道 中野)助より可申遣候、謹言、

正月廿二日

信濃守

(鍋島)
勝茂(黒印)

(茂辰)
多久美作殿

進之候】

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。鍋島式部の表記により年次の上限は承応元年となる。本書状の内容から、勝茂が在江戸、茂辰が在国と考えられる。承応元年以降勝茂歿年の明暦二年までの間で、勝茂が正月に在江戸であるのば、承応元年・同三年である(明暦三年正月は勝茂・茂辰ともに在江戸)。なお、「足の痛も和候之条」について、承応三年に比定される四七号(二月十二日付)に、「歩行不自由ニ候つるも大形能候条」との記載がある。

四五五 鍋島勝茂書状(折紙)

為用所、嬉野与三兵衛召寄候、於趣者、以手頭、申遣候間、被承届、如

書立、被申付、尤二候、さ候て、懇ニ可被改置候、我等儀、九月時分者、定而可被下 御暇候之条、罷下候節、見聞之上、談合候て、可相究候、然者、右用所にて、与三兵衛召寄候処、各存寄之儀共被申候段、彼者申候ニ令承知、兼日之覚悟、案中ニ存候、随而』万用所共候、今度此地ニ而、面ニ談合候へて不叶用所ニ候間、（多久安順）長門事別而太儀ニ存候へ共、かろく」と被相誘、六月末其元被打立、可被罷上候、必待申候、悉皆与三兵衛口上ニ申候条、不具候、恐々謹言、

信濃守

（元和五年）
五月十九日

（鍋島）
勝茂（花押）

長門殿
（諫早直孝）
右近殿
（鍋島茂勝）
主殿殿
（須古信明）
下総殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久安順・諫早直孝等に宛てた書状。須古信明の表記（元和九年法体、影庵）により、元和九年以前である可能性が高い。花押型は、二六三号（元和二年六月十三日付）、二六九号（元和六年七月二十日付）に類似している。

坊所鍋島家文書四三八号（佐古一二、二月二十五日付勝茂より鍋島道虎宛）は、鍋島直茂一周忌や徳川秀忠の上洛の記事があり、元和五年に比定される。同史料に、秀忠上洛の先立として京都に入っていた勝茂は、嬉野与三兵衛を京都に上らせる指示をしている。同様に元和五年に比定される坊所鍋島家文書四四一号（佐古一二、五月十二日付勝茂より鍋島道虎宛）に、嬉野与三兵衛が勝茂の元に道虎からの言伝を届けたことが記されており、さらに「我等罷下儀、九月中ニハ下着可申候」とあり、本書状の内容と合致する。これらことから本書状の年次は、元和五年に比定される。勝茂は京都か。安順等は在国である。

四五六 鍋島勝茂書状（折紙）

爰許為見廻、一人被相越、殊瀬一給、被入念候儀、満足申候、何様料理可申候、我等事別而息災候て、毎日鷹野ニ罷出、休息申候条、心安可被存候、何も期面前之時候、謹言、

信濃守

十一月廿六日

（鍋島）
勝茂（花押）

（多久安順）
美作殿

進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。茂辰の狩場見舞いに対する礼状であるので、勝茂・茂辰ともに在国と考えられる。多久家文書における美作の表記の初出は寛永四年（三六八号）であり、伊平太の表記は寛永二年に比定される一八九号に確認できるので、年次の上限は、寛永二年である。下限は勝茂の最後の参府年から明暦元年である。花押型は四〇号（寛永十三年）、一四二号（寛永十九年）、一一六号（正保三年）等と類似している。

四五七 鍋島勝茂書状（折紙）

七月十八日の返札相届、令披見候、

一此中、江戸上方借銀返弁之儀、利足払二而も不仕候哉、承度存候通、先日申遣候処、借銀返弁之様子、以書立、被申越、披見、得其意候、一当年耕作之儀、是又先書ニ申遣候処、蔵入并諸郡共ニ満作ニ候て、此中者所々より少虫なと見候由候へ共、于今者、左様成儀も無之由、被申越、大慶ニ存候、当夏麦之毛上能候つる故、百姓有付候て、』
「由、得其意候、」

一爰元少篇も無相替儀候、我等腹中今程すきと能候て、切々 御城へ罷

出候間、少も氣遣有間敷候、委可申遣候へ共、今時分別而取紛候付而、大形申候、何も期後音候、謹言、

八月十九日

勝茂（編患）（黒印）

多久美作殿（茂辰）

諸岡彦右衛門尉（茂之）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・諸岡茂之に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰・茂之は在国である。一条目について、寛永十二年または寛永十四年と推定される三四九号（五月二十五日付、勝茂より茂辰・茂之宛）に「此中方之江戸上方借銀之内、我等罷上候而方已来、利息払にても不仕候哉、承度候」とある。また二条目についても、同史料に、「当年耕作、在々仕付候而可然体ニ候哉、当春者麦之毛上能候つる由承候、諸郷百姓共有付候哉、是又承度存候」とある。このことから、本書状は三四九号に対する国許からの返信を受けて書かれたと考えられる。年次は、寛永十二年または寛永十四年となる。「」の部分には不鮮明で解説不可。「御書物写」（鍋一五二—一〇）収載の同史料該当箇所は、「耕作念入候付而一入能候」と記す。

四五八 鍋島勝茂書状（折紙）

已上、

一書申遣候、仍其元へ羈のすハリ然々無之故、若物ニ羈を取飼候儀、難成付而、備前へ鷹を遣、羈ニ取飼申度由、於爰元、新太郎殿（池田光政）へ御面ニ申候へハ、御心能、師走廿日比、備前へ鷹遣候様ニ可相越由御申、満足申事候、就其、時分老鷹ニ連差越候様ニと、鷹奉行共へ』申遣候条、其方三人より、備前之家老両人所へ書状相副、可被差越候、為其、案文遣候、我等鷹師ハ無功ニ候条、あなたの鷹師ニ肉当相頼候由、口上ニも申達候様ニ可被申付候、何も期後音候、謹言、

八月十五日

信濃守

勝茂（鍋島）（黒印）

鍋嶋若狭殿（茂綱）

多久美作殿（茂辰）

諫早豊前殿（茂敬）

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は江戸。茂辰等は在国。江戸において池田光政と面談し、備前へ鷹を遣わし訓練させることを申し入れ、了承を得たと伝えている。池田光政は、国替えに

より寛永九年八月に鳥取より岡山に移っている『池田光政公傳』芳

烈公年表「二一頁」。勝茂が寛永九年以降、八月に江戸にいる年は寛

永十一年、十四年、十五年、十六年、十八年、二十年、正保二年、

四年で、池田光政は寛永十一年、十五年は国元にいる。両者が八月

に江戸にいる年から、年次は寛永十四年、十六年、十八年、二十年、

正保二年、四年のいずれかとなる。

四五九 鍋島勝茂書状（折紙）

改年之吉兆、目出度申納候、仍為祝儀、白麻十帖給、幾久と令祝着候、爰許無相替儀、我等事無異ニ候条、心安可被存候、何も期後音候、謹言、

正月廿一日

信濃守

勝茂（鍋島）（黒印）

多久出雲殿（茂矩）

進之候』

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂矩は在国。年次は、茂矩が生まれた寛永七年以降で、長門に改める明暦二年二月以前となる。

四六〇 鍋島勝茂書状（折紙）

牟田六郎兵衛・大塚内蔵允、昨十七日当地罷着候、

一此方より申遣候一つ書二銘々点合之趣、具見届、并兩人口上之段々、

令承知候、当末之儀、可然様ニ其元談合之様子承、尤ニ存候、

一爰元より如申遣候、惣上ケ之儀者相止、当年七部之出米ニ被相究之由

承届、尤ニ存候、如被申越候、七部之儀者、前々も有之たる儀候間、

是ニハ世上之批判悪敷有之間敷候条、睨七部ニ儀定、可然存候、

一親類家中借銀之儀、来年惣四部二合之出米ニ而返弁申、引残借銀於有

之者、今度可差出由申遣候銀之』内ニ而すへ替、本銀計、年々□返納

申候様ニ、可然候ハん哉之由被申越、是又尤ニ存候間、其分ニ可被申

付候、次ニ其元より被申越候一つ書ニ、銘々点合候て遣候条、可被得

其意候、恐々謹言、

信濃守（黒印）

（寛永六年カ）
八月十八日

勝茂

（多久安順）
長門殿

（謙早直孝）
石見殿

（鍋島茂綱）
主殿殿

（須古信明）
影庵

（神代常規）
対馬殿

（鍋島茂賢）
伊豆殿

（鍋島長昭）
市佑殿

（成富茂安）
成兵庫

（石井茂盛）
石修理

（大木統世）
大兵部

まいる

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。勝茂は江戸。安順等は国元。寛永六年と推定される五月十日付の書状（四六二号）・覚書（二六五号）で、蔵入と親類家中の借銀返済のため、家臣の知行を全て召し上げる「惣上げ」を提案していたが、多久安順等の意見を受けて七割の出米に変更する旨を伝えている。（城島正祥一九八〇年／二一七頁、高野信治二〇〇二年／二二八頁）。年次は、城島説・高野説に従えば二六五号、四六二号の関連から寛永六年と考えられる。

四六一 鍋島勝茂消息（折紙）

なをく、めてたくかしく、

ふみくハしく見まいらせ候、さ候へハ、鍋嶋主税(清長)むすこに名付申度よし候て、犬塚九郎さへもん相こされ、その意を得まいらせ候、名の儀、彦仁(清長)王と付しかるへくそんし候間、そのたん申きかさるへく候、誠にく幾久しくとめてたく存まいらせ候、そもしふう婦よろこひ申さるへきと、すいりやう申候、我等事』一両日中に其元まかりかへる事候間、いつれもその節、めんを以、よろつ申まいらせ候へく候、めてたくかしく、

しなのゝ守

(明暦元年)
十二月十四日

(鍋島)
かつ茂(黒印)

多久美作所にて

つほね

申給へ

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰室鍋島氏(天性院)の局に宛てた書状。勝茂は、一両日中に其元に罷り帰ると伝えていることから領内。天性院の局は在佐賀。鍋島清良の子が誕生したことを祝い、彦仁王(図書・清長)と名付けたことを伝えている。彦仁王の生年から年次は明暦元年。「石田私史」によると、明暦元年十二月九日から十六日にかけて勝茂は白石に赴いており(佐近八―三/三五五頁)、前述の領内とは白石であったことが分かる。

四六二 鍋島勝茂書状(折紙)

啓一書候、仍蔵入之借銀過分ニ成立、漸々打重候ハ、返弃之了簡、可難成儀、眼前ニ付而、何と分ニ候而可然候ハん哉、片時も闇敷存、影庵(須信明)・伊豆・修理へ、於此地、大形令談合、其上を以、其元惣談次第ニ可被相究之由、可申遣と存候処、何も被立入、相談ニ而、親類家中当毛押上ニ候て、返納可申ニ被相究候趣、書立并影庵・修理口上之趣具承届、令安堵候、弥右之通ニ儀定尤ニ存候、此中より、『親類家中共ニ手前不相成儀を能存候処、如此之段、誠に、無残所覚悟、不浅存候、さも候へハ、来年暮蔵入物成並并物出米ニ而、親類家中之借銀返弃之儀被申越、一段尤ニ存、可然儀候、是又其分ニ必可被申付候、細碎手頭を以影庵・修理口上ニ申遣候間、可被承届候、恐々謹言、

信濃守

(鍋島)
勝茂(花押)

(寛永六年乙)
五月十日

長門殿

(多久安順)

石見殿

(謙早直孝)

主殿殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久安順等に宛てた書状。勝茂は江戸。安順等は国元。勝茂は寛永六年に蔵人と親類家中の借銀の皆済計画を指示しており、本号と同日付の勝茂覚書（二六五号）が「細碎手頭」を指すと考えられる。二六五号、四六〇号との関連から年次は寛永六年と考えられる。

四六三 鍋島勝茂書状（折紙）

為年頭之祝儀、白麻十帖給、幾久と令祝着候、其許何も無事之由、珍重存候、爰許無相替儀、我等事、無為ニ候て、切々登 城申、仕合能候間、心易可被存候、』猶期後音候、謹言、

信濃守

（慶安元年）
壬正月廿三日

（鍋島）
勝茂（黒印）

（茂辰）
多久美作殿

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸。茂辰は在国。年次は、閏正月より慶安元年。

四六四 鍋島勝茂書状（折紙）

急度申遣候、手前証人村田伊平太伯父主膳儀、今度爰許へ罷越、伊平太屋敷へ、不遂案内、はいり罷有、剩伊平太へ被為拝領候御扶持方、千俵米之為御訴訟、身ニ不懸儀を、差出、御老中并証人御奉行衆へ罷出、申上之由候、我等抱之屋敷ニ参居、理不尽なる様躰付而、其段御老中、証人御奉行衆へ申上、とくと被聞召届候、右之通候条、若伊平太家来之者、此御地へ召寄候』儀も可有之候、自然罷上者候ハ、堅可差留候、其上ニ而も、頻人数余多於罷上者、我等申付緩ニも罷成かと存候へ共、討果候儀も遠慮共候条、不相構、指上せ可申候、さ候ハ、右有体、山崎（正信）権人殿へ早々以使者、申入、可然候、為其、飛札を以、申遣候、謹言、

信濃守

（正保二年）
十二月五日

（鍋島）
勝茂（花押）

（茂敬）
諫早豊前殿

（茂辰）
多久美作殿

（茂綱）
鍋嶋若狭殿

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。年次は、龍造寺主膳によ

る公儀への千俵米訴訟について記しているため、正保二年に比定される(佐近二一／七二八～二〇頁)。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。

四六五 鍋島勝茂書状(折紙)

已上、

一書申遣候、仍其地松尾山為住持、日億弟子尊重院、可被差越之由、中山(法華経等)從御住持、我等へ御届ニ候条、何様ニも、本寺より之御差図之外、有之間敷由、返答申入候、就其、尊重院其元被罷下候間、三院家より事六借不被申、熟談有之様ニ、其方より申達可然候、何も出雲監物・中野(政利)兵右衛門尉方可申遣候、謹言、

八月五日

多久美作殿

信濃守

勝茂(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。年次は、茂辰が家督を相続した寛永十三年以降で、中野政利が寛永十七年二月には数馬と改称しているので、それ以前。寛永十三年だと八月は勝茂在国ゆえ候補から外れる。勝茂の花押は寛永年中、十

四年まで使用していると考えられるものであるため、寛永十四年の可能性がある。

四六六 鍋島勝茂書状(折紙)

一書啓候、去年、於其地も如申候、北嶋外(曾虎)記事、今度有馬陣中稼之段、具ニ承届有之儀候、就其、其方迄断之趣申越、得其意候、我等儀、来夏ハ可罷下候条、其節迄、相扣候様ニ、可被申候、為其、一筆申遣候、謹言、

七月十三日

多久美作殿

進之候

信濃守

勝茂(花押)

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。年次は、天草・島原一揆(島原の乱)の戦功により北島智虎が増されたのが寛永十六年(佐近八一／四三四頁)。勝茂も「来夏ハ可罷下」と記しており、同じく北島の恩賞問題について言及している二四一号でも「来年我等帰国迄者相扣候様ニと申遣候」と確認され

ている。また、勝茂の花押も寛永十六年〜正保三年において使用していると考えられるものであるため、寛永十六年に比定される。

いると考えられるものであるため、上限は寛永十六年か。よって、寛永十六年〜正保元年の間で、勝茂が在江戸である寛永十六、十七、十九、正保元年のいずれかであろう。

四六七 鍋島勝茂書状（折紙）

今月朔日之飛脚参着、書状令披見候、仍山城守祝言之儀、如申遣候、万手輕候而、正月廿九日首尾能相澄候由被申越、千秋万歳目出度存候、我等夫婦之太慶、推量可被申候、其元何も可為悦と存候、』万々期面前之時候、謹言、

四六八 鍋島勝茂覚書（折紙）

検見之者名付

鍋嶋又兵衛（貞徳）

深江吉右衛門尉

大隈主馬

堤源右衛門尉

石井伝右衛門尉

満野三右衛門尉

浅井権右衛門尉

葉利左衛門尉

犬塚惣兵衛（宅長）

辻五右衛門尉

嬉野与右衛門尉』

成富藏人（安利）

吉嶋五郎左衛門尉

二月廿三日

多久美作殿（茂辰）

諫早豊前殿（茂敷）

鍋嶋安芸殿（茂賢）

進之候

信濃守

勝茂（鍋島）（花押）

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰等に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰等は在国。年次は、鍋島茂賢が正保二年二月十一日に歿するので、下限は正保元年。勝茂の花押は、寛永十六年〜正保三年の間で使用して

右之内、無差合者を、検見割付之書立のことく、一備二人宛、校量を以、為後日、検見可被申付候、今度新敷検見申付候者二ハ、堅誓紙被申付可然候、右人数之外ニも可然と被存候人、於有之ハ、其通ニ可然候、已上、

寛永十四年
霜月十二日

鍋島勝茂
信濃守 (黒印)

多久美作殿
(常親)
神代伯耆殿

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰・神代常親に宛てた覚書。天草・島原一揆(島原の乱)に際して寛永十四年十一月に鍋島市佑が使者となり、江戸の勝茂から国元の茂辰等に検者割付等が届けられている(左近一―二ノ四八六―四八九頁)。

四六九 鍋島勝茂書状 (折紙)

為改年之祝儀、白麻十帖給、幾久と令祝着候、爰許無相替儀、我等事無為二候之条、心安可被』存候、何も期後音候、謹言、

信濃守

正月廿七日

鍋島
勝茂 (黒印)

多久出雲殿
(茂矩)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂矩に宛てた書状。出雲の呼称から、年次は寛永八年から明暦二年の間である。

四七〇 鍋島勝茂書状 (折紙)

一書申遣候、

一爰元無相替儀、我等事無為二候て、節々登 城申儀候間、万心安可被存候、

一一昨日、於 御城、御能被仰付、子共同前ニ致登 城、見物可仕之旨、上意之段、御奉書被下、罷出、終日見物申、忝仕合共候事、

一作之面、慰ニ見申事候、若其元へ古キ面於』有之者、相尋、可被差越候、
(謙早茂惣)
(鍋島茂忠)

不相知候共、ふるき面にて可然さうなるハ可被差上候、悪候ハ無用候、家中ニも自然者可有之と存候、為心得候、何も重而可申遣候、謹言、

信濃守

寛永二十年九
五月十日

鍋島
勝茂 (黒印)

多久美作殿
(茂辰)

進之候

【解説】

鍋島勝茂より多久茂辰に宛てた書状。勝茂は在江戸、茂辰は在国。年次は寛永二十年か。「美作」(寛永二年四月十一日以降)の表記から上限は寛永二年、鍋島茂宗の歿年月日(正保二年四月五日)から下限は正保元年だが、この間の五月八日に江戸城での能張行が確認できるのは寛永十七年と寛永二十年である(徳川実紀「寛永十七年及び二十年五月八日条」。寛永十七年は公卿門跡の饗宴で、二十年は諸大名に見物が許されている。勝茂は、寛永十七年は五月十一日に賜暇帰国しており(六月二十六日着、佐近一一二／一六一頁)、本号二条目の古面を送れと指示する内容は、帰国直前に出された書状としては不自然に思われる。寛永二十年は四月に参勤し翌二月まで江戸にいるため、こちらの方が蓋然性が高い。

四七一 鍋島忠直書状(折紙)

卯月八日之書状、令披見候、如被申越候、我等母輒産被申、満足申事候、

(鍋島勝茂室徳川氏)

当地無相替儀、何も息災二候条、心安可被存候、猶期来喜候、恐々謹言、

五月廿五日
(寛永五年)

多久美作殿
(茂辰)

進之候
】

肥前守

忠直(花押)
(鍋島)

「興国院様」
(押紙)

【解説】

鍋島忠直より多久茂辰に宛てた書状。忠直は在江戸、茂辰は在国。年次は寛永五年。本書状は、忠直の母(鍋島勝茂室徳川氏、高源院)の出産について、茂辰が「卯月八日之書状」で祝意を表したことに對する忠直の礼状で、茂辰が「美作」(寛永二年四月十一日以降)となっているため上限は寛永二年、忠直の歿年月日(寛永十二年一月二十八日)より下限は寛永十一年である。この間高源院は、寛永二年十月十一日と同五年三月二十二日に出産しているが(乙成と直長、佐近一一二／六〇頁・佐近一一一／九九頁)、寛永二年の乙成では生まれ月が合わない。寛永五年の直長の出産については、「勝茂公譜考補」に「御上様御産以後御血心モアラセラレス、就中御子様ニモ御息災ニテ…」(佐近一一一／三六五頁)とあり、安産であったとする本文の内容とも合致する。

四七二 鍋島光茂覚書（折紙）

進之候」

今廿八日、為 上使、稻葉美濃守殿御出、被下御暇、種々拝領、為御礼、登 城候処、首尾好 御目見、且又、長崎御番、如例年、可相勤旨、被 成 上意、重畳難有仕合候、此段親類家老共へ可相達候、』将又、長崎御 番人数等、諸事如例年、無迦様心遣尤候也、

二月廿八日

光茂（鍋島）（花押）

多久長門殿（茂矩）

【解説】

鍋島光茂より多久茂矩宛てた覚書。光茂は在江戸、茂矩は在国。年次は、稲葉正則の老中在任期間（明暦三年九月二十八日〜延宝八年一月十二日）から、上限が明暦四年、下限が延宝七年。

【解説】

鍋島忠直より多久茂辰宛てた書状。年次は寛永五年か。本書状は、忠直が茂辰に嫁した姉（天性院）の出産を祝ったもので、年次の上限は、茂辰が「美作守」（寛永二年四月十一日以降）となつていから寛永三年、下限は忠直の歿年月日（寛永十二年一月二十八日）から寛永十一年となる。「水江事略」によれば、この間茂辰の子は寛永五年（千）・寛永七年（茂矩、十月十五日）・寛永八年（鶴、十月八日）・寛永十年（安胤、六月十二日）に生まれているが、本文書の子の誕生月は二〜三月頃と考えられるため、生まれ月から茂矩以降の子は除外され、寛永五年の千の誕生時のものであろうと推定できる。この時忠直は在江戸、茂辰は在国。

四七三 鍋島忠直書状（折紙）

一書令啓達候、其方内儀（多久茂辰、斎藤氏）、輒産被申候由承、目出度存候、然者、為祝儀、

青銅三百疋、令進之候、祝意迄二候、何も秀嶋彦兵衛可申候、恐々謹言、

肥前守

三月十日（寛永五年カ）

忠直（鍋島）（花押）

多久美作守殿（茂辰）

興国院様（押紙）

四七四 鍋島忠直書状（折紙）

為年頭之祝儀、杉原十帖給、幾久と令祝着候、此地無相替儀候条、心安可被存候、猶期後喜候、恐々謹言、

肥前守

三月十一日

忠直（鍋島）（花押）

多久美作殿 (茂辰)

進之候』

「興国院様」 (押紙)

【解説】

鍋島忠直より多久茂辰に宛てた書状。年次の上限は、茂辰が「美作」(寛永二年四月十一日以降)であることから寛永三年、下限は忠直の歿年月日(寛永十二年一月二十八日)から寛永十一年。忠直は在江戸、茂辰は在国。

四七五 鍋島光茂書状(折紙)

今月朔日有田左馬助所へ之書状、令披見候、仍我等疱瘡、輒様ニと被存候而、御伊勢・彦山権現・白山八幡へ、毎年代参之立願被申、当年之成就御祓御供被相越、令頂戴候、心入之段別而満足申候、尚期後音候、謹言、

極月廿九日

多久美作殿 (茂辰)

進之候

翁介 (鍋島光茂)

(花押)

【解説】

鍋島光茂より多久茂辰に宛てた書状。『佐賀県史料集成』は文書名を「鍋島翁介_{直忠}書状」としているが、有田孝紀が「左馬助」と称しているので寛永五年以降の文書であり、差出書の翁介は、元和八年十二月二十六日に元服し官職・偏諱を得た忠直ではなく、その子光茂となる。本文書は、父忠直が疱瘡で早世(寛永十二年一月)した後のものと思われるので、年次の上限は寛永十二年頃、下限は光茂の元服(慶安元年十二月)前の正保四年。なお、「勝茂公譜考補」には、正保三年十一月二十二日に、光茂の疱瘡回避または軽症を祈願し、伊勢大神宮に神領として現米二〇石地を寄進したとの記事がある(佐近二―二七三二頁)。

四七六 鍋島光茂書状(折紙)

猶以、大炊殿屋敷へも使者差出、祝儀相達、首尾能候而令満足候、已上、
今度おせん祝言付而使者被相越、為祝儀、樽代銀子式枚到来、幾久と令祝着候、今月七日首尾好相調、我等太慶此事候、委曲使者可相達候、謹言、

丹後守

(寛文四年)
二月十四日

(鍋島)
光茂(花押)

(茂矩)
多久長門とのへ』

【解説】

鍋島光茂より多久茂矩に宛てた書状。光茂は在江戸、茂矩は在

国。年次は寛文四年。光茂女せんの祝言については、「寛元事記」

の寛文四年の部分に「一、於仙様、土井大炊頭利重ニ御祝言御屋敷 柳原」

(佐近一―三ノ二五頁)とあり、「綱茂公御年譜」には「同月(寛

文三年正月)、公御姉於仙様、土井大炊頭利重殿へ御縁組、翌年御

婚礼」(佐近一―三ノ五三八頁)とあって、寛文三年に土井利重と

縁組、翌四年に祝言が行われたことがわかる。

四七七 鍋島光茂書状(折紙)

尚々、遠路にても手跡計ハ逢心ちすとななめ可申候、以上、

終書状ヲ以も不申、無音心外之至候イタリ、何もふ事ニ候ハんと珍重ニ存候、

如何、なに事被仕候や、我等儀そく才ニ、切々登『城、其外公儀〇無

つとめ候間、可心安候しせむま 別、隙ノ刻、酒宴の折く、弥其方とももの事存出シ

〇事候うはさ甲、をかしき事ともちと聞度存候、ここもとにても少々有之事候、

万々当暮罷下、面ニ可申候、謹言、

三月廿一日

(鍋島)
光茂(花押)

(茂矩)
多久出雲殿

諫早豊前殿

鍋嶋伊織殿

(北島周庇)
北嶋大力殿

(多久安彦)
鍋嶋伊平太殿

【解説】

鍋島光茂より多久茂矩等に宛てた書状。居所は、「当暮罷下」と

あることから、光茂は在江戸、茂矩らは在国。年次の上限は、「光

茂」の表記より慶安二年。下限は、茂矩が多久出雲と称しているこ

とから明暦元年。

四七八 鍋島光茂書状(縦紙)

(編裏結封上書)

(墨引) 多久美作殿

進之候

(鍋島光茂)
丹後守

尚々、先日出雲守へ言伝申候様ニ、歌道執心之上、作意寄用ニ候処

ニ、点を取可被申候儀、残念ニ存候、必追付、誰そ公家衆へ点取可

被申候、其段者、面二徳と相談可申候、又申候、先日之歌を、万一我等読候とか可被存、去書物之内ノ誹諧哥なから、見出まゝ、不図書付遣候、かゝる名人之歌を、愚拙詠など被存儀、迷惑ニ存候、菟角々々近日中待申候、已上、

一書令啓候、隼人佐(鍋島茂元)へ題遣候処ニ、早々出来再現、不馴事ながら面白存候、然者我等歌道初心之通、見せ為可申、隼人哥ニも疎之筆を加申候、

尤彼方へ被相越可給候、将又内々者来ル廿四日、順長老同道(瑞岩慶順)可被申由、約束申候へ共、炎天時分、遠路被相越候儀、太儀ニ存候条、来月緩々と可申入と存候、此段彼方へも可被申越候、其方者程近、其上少々用所候

条、順長老詩出来候者、内田弥右衛門尉へ被相尋、指図次第、持参待申候、次ニ愚詠見申度由、弥右衛門尉へ度々被申聞、承届候、安事候へ共、先書ニ申遣候如哥ニ而、中へ見可被申歌共無之候、乍然、直能(鍋島)帰国候者、一会之刻、見せ可申候、ケ様ニハ乍申、願者只今題を被相越候者、何とそ読候而見可申候、必々此返事同前ニ、題も待申候、委敷者期面前之時候、謹言、

六月十九日 光茂(鍋島) (花押)

【解説】

鍋島光茂より多久茂辰に宛てた書状。居所は、光茂は在国、茂辰は在国（佐賀以外）。年次の上限は、鍋島直能の名乗りより承応元

年、下限は、瑞岩慶順の歿年より明暦三年。そのうち、光茂が在国なのは、承応元年および承応三年。

四七九 多久茂辰カ詠草（豎紙）

初雪

〔異筆〕
「もか」

なかむれは遠乃峯より我庭の

ひとつにうつむ今朝の初雪

へたてつる梢をけさハふりしきて

目なれぬ山や初雪の庭

〔註1〕

冬枯の木すゑも今朝ハ春めきて

花をそおもふ庭の初雪

今朝見れはいつも同じけしき哉

〔註2〕 草木もわかすつもるしら雪

板屋もる時雨も夜半に音たへて

衣手さむき今朝の初雪

〔註3〕

時ならぬ梢も花にみよしのゝ

よしのゝ春やつもるしら雪

山家雪

ふる雪に麓のみちも埋れて

けふり(種)そしるき谷のかくれ家

さなきたにとふ人もなき柴の戸もは

なを世にうとまく雪のふる道

寄雪恋

おもふこと人はかくともしら雪の

きゆるはかりのわかこゝろ哉

〔異筆〕
「御」

〔異筆〕
「雪かそれかなにと水仙銀臺花

見やれば庭に冬の夜の月」

〔異筆〕
〔右井忠俊〕
「如自」

〔異筆〕
「いづれも／＼珍重ニ奉存候」

〔註1〕
〔異筆〕
「唯々幾度も庭のはつ雪よろしく奉存候初雪の庭同前ながら

詞読よからず候」

〔註2〕
〔異筆〕
「只雪と計ノ題ニ可然哉雪朝望など、申題にて可有御座哉」

〔註3〕
〔異筆〕
「風景取分面白御事ニ奉存候」

【解説】

多久茂辰筆と思われる詠草。年代および居所ともに不明。異筆の

「如自」は佐賀藩御歌書役を勤めた石井忠俊と思われる。

四八〇 多久安輝書状（折紙）

猶々、此中脇差之儀申上候処ニ、貴様御秘藏之脇差并十文字、今度御越被下、忝次第、申上も大形ニ御座候、右脇差之儀者、此中承及候切物にて、拙者本望、不過之奉存候、随分秘藏可仕候、次ニ柄さめ之儀、当分其元無御座ニ付而、長崎へ被仰越、此脇、爰元御越可被下由、是又忝奉存候、以上、

〔手紙〕
〔多久茂辰女流〕
岡部対馬様奥方様御平産ニ付而、御祝儀為可被仰入、今度野田孫左衛門被仰付、先月廿七日、当地参着仕、貴札之趣、具ニ致拝見、則御進物等之儀、斎藤作左衛門へ与左衛門申付、相談為仕候、追付、作左衛門方方被申付、万結構ニ相調、先月晦日ニ、御状并御祝儀物、某致持参候而、御銘々様へ首尾能差上申候、丹波様・対馬様御夫婦様、御太慶不浅儀ニ御座候、左候て、右之御』点合、可被差出候条、使罷出候様ニと被仰聞、一篇者辞退為仕候得共、重畳之儀ニ付而、今月四日ニ、孫左衛門罷出、御点合御状請取申候、尤与左衛門も孫左衛門へ相副遣候、別而首尾能御座候而、対馬様御夫婦方金子など致拝領、右衛門殿へも御目見仕、万仕合能御座候而、我々迄も太慶ニ奉存候、委細孫左衛門口上ニ可被聞召上候条、不能詳候、恐惶謹言、

多久権之佐

(寛文元年)
三月八日

(安輝)
安宗 (花押)

(多久茂矩)
長州様

貴報

【解説】

多久安輝より多久茂矩に宛てた書状。居所は、多久茂矩は在国、多久安輝は在江戸。年次は、「岡部対馬」の表記から、上限は万治三年。下限は、「多久権之助」の表記から寛文三年。右衛門は万治三年十二月九日出生(五四七号・五五五号・五五九号・五〇二号)しており、「御祝儀」が「岡部対馬守様御奥方様御平産」のためのものであり、「右衛門殿へも御目見仕」とあることから、右衛門出生の祝儀と考えられるため寛文元年。

四八一 多久安輝書状 (折紙)

猶以、某も向後者、若殿様へ(鍋島綱茂)似合之御奉公をも申上度奉存候、其段ハ、先書ニ申上候間、定而可被聞召上候、此方銀子、殊外手間申候儀、多久十左衛門・田代兵右衛門尉、委細心得申候間、彼者共申上候儀も可有御坐と致存候、以上、

追而致啓上候、仍、某儀、弥軍法弓法等之稽古、相勲申儀ニ御座候、夫

二付而、弥内証不弁ニ迷惑仕候、如御存、某私銀など少々御座候を、某傍之者共、又ハ作州様・貴公様(多久茂辰)、御当地御越之時分、御供仕候者共、当分手間申之由、断り申二付而、無拠借用仕らせ候、段々ケ様之類ニ而、于今ハ、私銀少も無御座、何共、拙者難義、』此時ニ御坐候、去年以来、其許も以外きんの由承及候、於然者、弥右銀子返弁難成、可有御座と、推量仕候、乍然、此方不弁ニ候へば、何事もかへりみ不申候、早々右銀返弁仕候様ニ有度、致存候、此間も、連々申上候へ共、余り之御事ニ、又々如此ニ御坐候、近来御六ヶ敷可有御坐候へ共、催促之儀、弥無御失念、被仰付可被下候、奉願候、猶期後音、不能詳候、恐惶謹言、

多久采女

五月九日

(安輝)
安宗 (花押)

(多久茂矩)
長州様

参人々御中

【解説】

多久安輝より多久茂矩に宛てた書状。居所は、安輝は在江戸、茂辰・茂矩は在国。年次の上限は、「多久采女」の表記から寛文元年、下限は、安輝が証人の役目を終え帰国する寛文五年。

四八二 多久安輝書状（豎紙）

（端裏結封上書）
〔墨引〕 長州様進上

多久采女
（安輝）
安宗

猶々、此段罷出可申上儀ニ御座候へ共、色々仕廻かね申候段、乍略儀如此ニ御座候、次ニ須古・武雄・しほ田あたり、今度之逗留中ニ、可参と存候、不苦儀、可有御座哉、是又御報ニ可被仰下候、先申上候ハんを、昨晚之御草臥などハ不被成御座候哉、おつきさまも御機嫌能、被成御座候哉、承度奉存候、以上、

昨晚者、珍布慰仕、本望此御事ニ御座候、然者、昨日御噂如申上候、明日方多久へ可罷越と存候、左様ニ御座候へは、逗留中、鳥などを打、又ハ猪狩共仕度御座候、左様成在所を少々被指免被下度、奉存候、於然者、どこ／＼を御赦免可被遊哉、御返事ニ可被仰下候、恐惶謹言、

（寛文六年）
正月廿五日 安宗（花押）

【解説】

多久安輝より多久茂矩に宛てた書状。安輝・茂矩ともに在国。人質であった安輝が江戸より帰国して以降のものと考えられるため、年次の上限は寛文六年である。「おつきさま」は茂矩女の「次」であり、寛文六年十二月に歿しているため、年次の下限は寛文六年。よって、年次は寛文六年に比定できる。

四八三 多久安胤書状（豎紙）

（端裏結封上書）
〔墨引〕 長州様進上

多久兵庫
安胤

昨晚者、拙宿被成御光儀、緩々と被成御座、別而忝奉存候、随而、祈禱も貴公様御帰被成候て、弥弊帛（幣）を振、殊外より申候、乍然、為何はくしやうも不仕候、唯胸かいたみ申候由、切々申候、左候而、谷口坊きりやう可被成御座由申候得共、無校量候ニ付而、種々散化被仕候へ共、今朝迄相易儀も無御座候、今晚も相易儀御座候ハ、段々可申上候、（多久茂辰室鍋島氏）か、様御機嫌も、昨晚ハとく御休被成候之由候、某も夕部之草臥故、未東へも不罷出候、御食なども、先程迄ハ御上り不被成由候、兎角相易儀御座候ハ、従是可申上候、次ニ御預被召置候遠目かね、只今持せ致進上候、鮫弥此脇致伺公、拝領可仕候、猶期貴面上候、恐惶謹言、

卯月七日 〔兵庫〕安胤（花押）

【解説】

多久安胤より多久茂矩に宛てた書状。安胤・茂矩ともに在国。茂矩が「長門」であることから、年次の上限は明暦二年。「かゝ様」（多久茂辰室鍋島氏、天性院）が存命であることから、年次の下限は寛

文七年。

四八四 多久安胤書状（豎紙）

（端裏捺封上巻）

一

兵庫

（墨引） 長州公進上

安胤

先刻者、化痰丸之儀、被仰下候へ共、留主故、御使ニ不差上候、唯今罷
帰候而、承候故、一包致進上候、恐惶謹言、

正月十三日

安胤（花押）

【解説】

多久安胤より多久茂矩に宛てた書状。安胤と茂矩は近い場所にお
り、ともに在国か。茂矩が「長門」であることから、年次の上限は
明暦二年。安胤の歿年月日から、年次の下限は元禄元年。

四八五 多久安英書状（豎紙）

（端裏捺封上巻）

一

多久縫殿

（墨引） 長州様進上

安英

猶々、此書中ニハ付不申儀ニ候へ共、申上候、先日志摩殿へ面談候

節も、貴公様先年方御願故、御透之鷄など御仕不被成候、今時分ハ

御請役共ニ候へハ、多久へ御越被成候事も成かね候、願成就養生遊

ベニ、大だくま御越候様ニ仕度候、志摩殿於分別者、長門を進メ可

申候由、申候へハ、如何様共、安キ御事候、殊ニ鶉も三十五ハ居

申由候、二月時分方先キハ、いつも居不申候、於被成御越ハ、如何

様共仕可然由、被申候、先日方ハ、ケ様ノ次而共無御座、不申上候、

只今存出候故、如此ニ御座候、以上、

新暦之御吉慶、幾久目出度御儀不可有尽期と、珍重ニ奉存候、随而、一

昨夜・昨朝、喜左衛門を以、兩度之御内意承届、思召入之処、御尤奉存

候、昨日ハ新左衛門へ被遊御面談候由承候、定而問所之儀共、貴公様思

召寄之首尾ニ而、可被相達と奉存候、弥其上ニも某へ可被仰付様子ニ御

座候哉、承度意得申候、弥於被仰付者、先以、御請令延引、問所之段、

手頭ニ而各迄内談仕、其上ニ而も被仰付候ハ、念入可申覚悟ニ御座候、

手頭も地取仕召置候、可被仰付様子候ハ、先内証ニ懸御目、其上ニ而

差出可申候、兵庫殿へも、私気色故、使を以、荒増承合候処ニ、指而六

ケ數所も無御座、太抵付候品ニまかせ仕候ハ、能可有御座候、任せ候而、

不成所御座候、其段面ニ可申聞候、夫迄之儀之由候、某存候ハ、其上猶

心遣ニ意得申候処、有御座儀共、御座候条、何之道、一篇ハ為内談、手

頭差出可申と意得罷在候、尤弥御下知次第ニ可仕候、恐惶謹言、

正月八日

安英（花押）

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。安英と茂矩は近い場所におり、ともに在国か。安英の表記が「修理」から「縫殿」に変化するの、同じく「縫殿」と表記される鍋島茂泰が歿する寛文八年八月九日以降と推測される。そのため、安英が「縫殿」と表記される本書状の年次の上限は、寛文九年となろう。年次の下限は、安英の歿年月日から貞享元年である。

四八六 多久安英覚書（切紙）

（編裏上書）（多久茂矩）
「長州様進上」

（多久安英）
「縫殿」

寒気時分ニ候処ニ、別而御機嫌好、方々被遊候由承、目出度奉存候、私もそろ／＼得験氣申儀ニ御座候、今ノ通りニ御座候ハ、最早別条無御座かと致存儀候、次ニ某為養生、江戸罷越、可然被思召、御暇之儀も、（相良及妻）求馬殿などへ被相達可被下候旨、幸至極ニ奉存候、弥便宜ニ急度申参り、御暇之儀、相濟候ハ、氣分次第、春ハ罷立候儀、一刻も急敷意得申候条、近々被仰登被下候様ニ有度、奉存候、於然ハ、（鍋島光茂）殿様御発足前、小川舎人方へ内証申含召置候間、某方も、舎人計ニ、早々御暇首尾能相澄候様ニ頼入候段、右被仰越候便ニ、書状遣申度候、近日中ニも被仰越候

ハ、前を以、被仰知被下度候、此段為可申上、如此御坐候、以上、

十二月十一日

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた覚書。安英は在国か。茂矩は在江戸か。安英の表記が「修理」から「縫殿」に変化するの、同じく「縫殿」と表記される鍋島茂泰が歿する寛文八年八月九日以降と推測される。そのため、安英が「縫殿」と表記される本書の年次の上限は、寛文九年となろう。年次の下限は、相良及真の歿年月日から延宝六年もしくは同七年である。

四八七 北島周虎書状（豎紙）

（編裏封上書）

「（墨引）長州様進上」

喜多嶋外記
（周虎）
□□」

一両日者、少御咳気心ニ被成御座由候、今晚渡、御気嫌如何被成御座候哉と、申上御事ニ候、随而、銀子余り手つかへ、及難儀候故、勘兵衛手前と談合仕候処ニ、被聞召付、銀子百目被下、別而忝奉存候、誠ニ常之時分之老貫目程之様ニ被存候、旁罷出候て、可申上ヲ、二三日腫物少痛心ニ御座候故、以参上も不申上候、先以、右御礼為可申上、如此ニ御座

候、恐惶謹言、

霜月廿二日

(北島)
周虎 (花押)

【解説】

北島周虎より多久茂矩に宛てた書状。周虎と茂矩は近い場所におり、ともに在国か。周虎は、少なくとも万治三年正月二十三日には「大力」と表記されており(五九九号)、その後、「外記」と表記されるようになったと考えられることから、本書状の年次の上限は万治三年。年次の下限は、周虎の歿年月日から延宝元年。

四八八 多久安英書状 (豎紙)

(編裏封上書)

修理

(墨引) (多久茂矩)
長州様

(多久)
安英

進上

万之人の御跡をしまい被申たる所を承居申候つほね使成けりニ而、我身ノ名聞利欲之ため、さいはい仕候事、何方以御いや被思召候、此段貴公様へ仰置ニ、荒増御書物之内と哉覽ニ、被仰置候、我々方も折々申上、御失念無御座様ニ仕候へ、深々御頼被成候由、御涙御なかし被仰聞置候、尤此謂、可為御合点之前候処ニ、此分も不入申上事ニ候へ中、光陰如箭

にして日数を送り申候程、か様御事のみ存(出)し、御床敷罷成、色々事

共案廻り申候へハ、不入事迄申上御事(候)□□、将亦、か様被召仕候女

子共、御葬礼相澄申候ハ、定而宿々ニ可被差帰と奉存候、然ハおにし事、納所ノ宿ハ子供皆々百姓共之由ニ候、つほね脇ニ被召仕候者之所ニ、

永々もさ様之在所ニ引入居申候所、世上之聞え、彼是如何ニ致存候、又

中嶋二兵衛所ハ他所之儀候へハ、如何被成物ニ而御座候哉と奉存候、其

外之女子共、若キ者共ノ縁ニ付候ハて、か様之節、宿ニ久々居申候へハ、

させ候さる事共仕出物之由、作州前々方御咄ニ折々承事候へは、定而御

傍近ク被召仕候女子共、縁ニ御付被成候迄ハ、其許被召置ニ而も御座候

と、誠以御堅慮可被遊儀を、推参至極成申事ニ而候へ共、不楽敷さ之俣

□出シ、存寄候事ヲ又申上候ハねは、結句物ニ似申候故、不入推参而已

申上儀ニ候、只々か様ニ御成被成、御跡之事ヲ色々案廻リ見申候

ニ、今方ハ大男ニ不似合、あまへ事なども誰ニ相候て可申哉、今方ハ内

証ノ利欲細々事共迄、誰ニせんしや、う可申哉と、物々ニ問廻リ、何ニ付、

ケニ付、痛入、世間肩せはき事ノミニ候、于今、弥無他事物、一腹一生

之兄弟ニ而御座候、□方先キハ細々事迄も、弥新敷乍申事、貴公様を可

奉頼候、内々さ様ニ御意得被成可被下候、此先キハ、ぬい・せんたく・

いとほり之事迄、其許おつほねをいびり可申儀、乍迷惑、打頼申斗候、

扱々何かニ付、歎敷事のみ御座候、猶奉期拜顔之時候、恐惶謹言、

(寛文七年乙)
六月八日

安英 (花押)

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。ともに在国である。茂矩・安英等の母天性院（寛文七年六月二日歿）の死去後の自らの心情を述べる。天性院が死去して間もない様子から、年次は寛文七年か。

四八九 多久安英書状（堅紙）

（編裏封上書）

（墨引）

長州様 （多久茂矩）

安英 （多久）

進上

修理

猶々、機色次第、明晩明後日渡、砥川へ罷越、夫方そろくくと別府へも可罷越かと意得申候、但今朝ハ、昨日殊外機色悪敷候故か、鷹なと見二小やニ参候も、よろくと仕躰ニ候、右之通ニ御坐候ハ、一両日中ニハ罷成間敷候、今日只今迄之躰ニ御座候ハ、何とそ仕、明日ハちよつと致参上、可奉得尊意候、将亦此間煩罷在、夜白物案罷居候ニ、誠推参至極、無用成儀ニ候へ共、某しゝめ貝ノから一はいも無御座候、当介迄ニ、御子様達之儀ニ付而、目出度意得申候儀、乍恐申上度儀御座候、如何様ひそかに被聞召上可被下候、以上、此間者御見舞をも不申上、御無音申上候、近日者御振付など、自然く

被指出候由、五三日ハ春風なからはけしく御座候而、何と哉覽、誰も機色ニ復り申躰候へハ、一入無御心元奉存候、拙者機分も痰症と相見え、

一両日ハ然々も無御坐候、乍去、昨日方者、今日之機色、少能御さ候、殿様御下国、程無御坐候処、か様ニ相煩申候而ハ一入迷惑ニ致存、節角

養生仕儀ニ御座候、昨日など之様ニ御坐候ハ、万一江戸御使者被仰付候而も、罷成間敷様子ニ而、別而迷惑ニ意得申候、乍去、若於被仰付者、

たとい船中道中ニ而相果候共、申分間敷覚悟ニ御座候条、其段ハ内々さ様ニ被思召可被下候、然ハ、此方ニ而引入養生仕候而も、はきくと仕

たる事も可有御座様子ニ而も無御坐候間、砥川・別府間ニ参、緩々と氣をも延申、養生仕度候、若機色能御さ候時分ハ、御鷹隼鷓共見物仕、五

位、又ハ御法度はつれニ而、鶉など仕見申度候、只今之様子ニ御座候ハ、

五七日之間ニ程遠クなど参候儀、成左右ニも無御座候条、中村近所ヲ、

小筒ニ而、雀など仕候儀、か様之類、被差免被下度候、尤当春秋中御越

被成候節、御法度之さハリニ罷成候様ニハ、被差免候共、無心仕間敷候、

か様ニ申上候而も、罷越候儀も不定ニ御坐候、又彼地ニ而鉄炮鷹など仕

候儀も、不相知事候へ共、被差免候と御座候へハ、心広ク罷越度候、万

一江戸へ罷登儀ニ而も可有御座候へハ、其前御下り前と申、旁養生仕

見申度候故、申上事ニ御座候、恐惶謹言、

三月二日

安英（花押）

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。ともに在国である。安英は病気がちであるが、藩主鍋島光茂の帰国に当たつての自身の覚悟と、光茂の帰国までは養生に努めることを述べる。光茂は明暦三年の家督継承後、万治元年四月に初入国、それ以後は概ね隔年で二月末から三月初に賜暇があり、四月帰国である。本書状の年次は安英の「修理」表記から寛文五年〜同八年となるが、その間で光茂の帰国の年は寛文六年・同八年である。

四九〇 多久安英書状（堅紙）

（編裏結封上書）

（墨引）

長州様

安英

修理

進上

猶々、昨日ハ殿様千栗被遊御参詣、御機嫌能御帰城被遊、以下迄目出度奉存候、御往来御供仕、扱々遙々ニ永々走り、くろふを仕候、乍去、何も太儀など仕候など、御馬ノ上ニ而連々千左衛門へ被成御意、千栗ニ而も勘解由へ被遊御噂候段承、此ほどの脇ニ御座候□遺仕候処ニ、無別条相調、能仕合と致存候、御供番衆何も精を出し被申、気味能有御座御事候、此段昨晚今日も罷出、可申上之処ニ、

此ほど方かけ気ニ御座候上ニ、片道御供仕、御帰ニ高尾方御供仕、

何も早道ニ而御座候之故、五躰散々すくみ、于今平臥ニ罷有候故、

不能其儀候、此段旁為可申上、先以、如此ニ御座候、以上、

一昨晚、勘兵衛ニ而被仰聞候儀、早々罷帰、か様へも可申上ヲ、御休

被成候時分ニ罷成、殊ニ老人番ニ而御座候故、不能其儀候、然ハ右精紙

之儀ニ付而、御心入も御坐候通、御尤御同意奉存候、其故、先夜、勘兵

衛私宅へ被仰付候時分、右之我々へ申聞せ候処、定而貴公様へ被思召入

御座候而、被遊たる儀と見え申候、か様へハ御好みニ相申間敷と、前

角も噂仕候、乍案中、か様へハ御好不被成、御けし被成候、さ候へハ、

貴公様へ被思召入処も有御座左右ニ、乍憚、奉存儀候、殊ニ、頓而其許

へ御移り被成事候へは、見聞之儀、か様并貴公様江御同前ニ可申上候

と御座候ハ、可然左右ニ奉存候、其段を御合点被成様ニ、可申上□ハ

有御座左右ニ奉存候、右精紙之儀、いつ成共と被仰候へ共、内々ハ、早々

も被仰付候へかしの御内存左右ニ見え申候、次ニ昨日ハなしも被差上、

一入御満足被遊之由、昨今も被仰下儀共候、慶法師兄弟も、昨日外記殿

之所之様ニ被遣、御案堵之由ニ候、脇々方も一段御事ニ致存事ニ候、実々

昨日か様御家むね上ケ御座候由、是以目出度奉存候、旁吉事計ニ而、

か様御氣も晴、御養生ニ御成可被成と、太慶御同意之御事ニ御座候、

恐惶謹言、

卯月廿一日 安英（花押）

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。ともに在国である。年次は安英の「修理」の表記から寛文五年〜同八年であるが、本文中より多久茂辰室鍋島氏（天性院、寛文七年六月歿）が存命であることが分かるので、寛文五年〜同七年に絞られる。さらに追而書からは鍋島光茂が在国であることも分かるので、年次は寛文六年または同七年となる（佐近一―三／二七頁）。

四九一・追三七 多久安英書状（折紙）

猶以、明朝ハ夜内方つい切へ参、夜明不申前ニ、古鷹ハ夜内能御さ候条、のほせ申召置、夜明申候而方段々御鷹共ニ取飼可申候と何も吟味仕儀候、多分三四つハ取飼申儀も可有之与意得申候、次ニ、弥六左衛門鷹殊外氣前能、其段ハ九郎兵衛鷹ニもおとり申間敷物ニ御さ候、乍去最前方目利之ことく上り申間敷物ニ而気毒ニ意得申候、乍然節角太衛門統量仕上ケ可申と仕儀候条、いか様上り申儀も可有御坐と申候、大形ハ今之様子ニ候ハ、上りかね可申と我々ハ見及申儀ニ候、兎角御鷹之様子共段々可申上候、私も十四日ニハ可罷帰と致存候、御鷹共ハ爰許只今之様子ニ御座候ハ、一兩日中ハ跡ニ召

置、段々取飼申様ニも可仕かと奉存候、最早月の真中ニなり申候へハ、佐賀邊へハ小鴨ニ而も無取掛候へハ、少々間成共、爰元へ被召置候ヲ、増可申かと奉存候、此段ハ重而可請御意候、若一兩日中ニ鳥も尽不申候ハ、何も召連可罷下候、已上、

一兩日爰許者一際寒申候、其元ニ而御機嫌如何被成御坐候哉、此程者医者衆杯被召集、御薬之御相談共御座候由承候、相替吟味も御坐候而、御薬倍御相応之御心も御坐被成候哉承度奉存候、（多久茂辰）作州御事も益御機嫌御別条不被成御坐候哉、是又承度奉存御事御坐候、其外其表相替儀共無御坐候哉と奉存候、私儀も弥達者ニ罷在、御かけニ御鷹共ニ而養生仕計ニ御坐候、

一一昨九日朝、舞鶴・柳鶴（小坂部）邊鳥を見せ申候へ共、殊外之大霜ニ而、田堀からめ申候故、仕合無御坐、取飼不申候、
一昨朝、柳鶴・（篠切、許島郡）つい切へ参り申候処ニ、小鴨一二百計・真鳥ハ二つ居申候ヲ、古鷹巢鷹ニ而』のほせ申、段々ニ御鷹共放し申候所ニ、太兵衛黒符小鴨老つ、九郎兵衛鷹一つ、松左衛門鷹一つ、弥七左衛門兄三つ当り落しすみ鳥ニ迄なし申候へ共、人多ク取掛り少々無調法之儀も御座候而一つ取飼申候、手前ニ居申候桑の中山巢鷹一つつゝ古鷹ニ真鳥雉老つ、小鴨老つ、都合一羽ニ九つ取飼申候、右古鷹取申候真鳥・小鴨ハ生もき仕召置候近来之鳥数ニ而私遊山ハ無此上奉存儀候、太衛門鷹も問ニ放し申候所ニ、小鴨浮候而居申候ヲ、せめかふせつかみ申

候へハ、新小鴨二而候へハ、本方取留申儀ハ不罷成、小堀ニ浮居申候ヲ、据上ケ申候、扱々手はしき仕様無類之儀と何も申御事二候、九郎兵衛鷹も殊外能御さ候、餘りまてかり申候而、上り不申候故、追羽無御坐、漸一ツ取飼申候、志久鷹も最早付申気味ハ止申左右ニ相見え申候黒符も、弥能上り、小鴨ニハ如何ニもしみくと御座候、最早真鳥仕見申度時節と、何も申事候、先羽振、扱も懸御目申度社、奉存候、ちらりくほたかのごとく上り居申候か、幾羽も落し、す早ク鳥ニ中り、見物物ニ而御座候、古鷹ハ夫程之小鴨多ク御座候ニ、何もノ鷹落シ申候所ニ、古鷹計真鳥に落し中り、上迄のほせ申候、今壹つ之鴨も取へ可申物二候へ共、是もちと多人数取掛候故、如右二候、

一今朝も随分取飼可申と存、罷出候所ニ、上み方下へ参候故、つい切之小鳥はらい申くり悪敷御座候而、一羽も不仕、残念ニ意得申儀候、因茲、太兵衛鷹、九郎兵衛鷹ニ、昨朝之真鳥・小鴨、丸はし飼申召置候、

一御鷹共ニ鈴無御坐候而、大事之鷹共ニ候所ニ、笑止ニ意得申候、太衛門鷹・弥六左衛門鷹ニハ付不申、九郎兵衛鷹ニハ、かなすノ様成鈴付居申、おかしき音色共ニ而、先鈴方もなり不申、何も物わらい仕事候、大鷹鈴御座候ハ、二つ三つ被指越被下度、奉存候、鷹匠共も同前ニ意得申候之由候へ共、此程申上候へハ、無御坐由ニ候故、不及力罷有と見え申候、

一昨朝取せ申候小鴨五つ、指上申候、二つハくづし、昨朝何も之鷹ノ下

餌ニ仕候、今朝丸はしニ飼申候、鴨・小鴨も、小鴨ハくづし候て、真鳥ハ両胸両足共二十連之鷹下餌ニ仕候故、四つハ差上不申、残ル五つ只今持せ差上申候、

一此程被仰付候鷹、仕合無御坐候故、いまた仕候而も差上不申候、寄せ不申候条、近日中ニハ、多分打テ申間敷かと奉存候、何も段々付合之様子可申上候、恐惶謹言、

修理

霜月十一日

安英(多)(花押)

長州様(多)

進上

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。年次は安英の「修理」の表記から寛文五年と同八年となるが、最後の箇条に「此程被仰付候鷹」とあり、これが藩主鍋島光茂の命令を指すのであれば、光茂在国の寛文六年・同八年のどちらかとなる。なお、『佐賀県史料集成』では「相見え申候黒符も」の直前で前欠としているが、内容から見て追三七号と接続するため、ここでは接続した状態で翻刻を掲載した。

四九二 多久安英書状（豎紙）

（編纂格封上巻）

修理

（墨引） 長州様進上（多久茂矩）

安英（多久茂）

猶々、御鷹罷越候様ニ御申候様ニと被思召上候へは、別而忝仕合と奉存候、何も明後日罷出、万可申上候、以上、

明日、於小城、加州方我々へ御茶可被下之由、被仰下候故、何も申合罷越候、御在国中、連々在郷などへ参候儀、如何と致存候故、明朝橋野権兵衛二見舞申、彼地方岡へ可罷出と致存候、然ハ納所・戸川近辺にて、御隼共羽振一覽仕度候、於御分別者、山之井先二連罷越候様ニ申付度、奉存候、若さ様ニも御さ候へ者、次而二遊山仕度候、今晚罷出、此段可申上と致存、兎角不申上候得共、おまつ罷下候ニ付而、今夕作州御面談被成候、夫ニ此方罷有様ニと御座候、何時御用可相澄哉、相知不申候故、不能其儀候、恐惶謹言、

霜月七日

安英（花押）

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。安英・茂矩・多久茂辰は在国。安英・茂辰は下屋敷、茂矩は城内の上屋敷にいるか。下限は茂辰の歿年より寛文八年。上限は「修理」の表記より寛文五年。

四九三 多久安英書状（折紙）

猶以、昨晚夜更候而る拜見仕、今朝ハいまた作州御目覚不申候故、申上候通り之御点合不申上候、御目明候ハ、様子見つくり、細々可申上候、今日之御仕合、さそと奉察御事候、昨夜加州方大之儀被仰候故、申上候、定而今朝被聞召上候ハんと奉存候、有躰常々ニ而御座候ハ、御供仕罷越、さやうの御事共も見物可仕物をと、御浦山布さ、可被成御察候、明日ハ加州方被召寄候、作州へ申上被遣候ハ、あなたへ罷出、明晩ハ早めニ参上可申上候、何も貴面ニ而、御仕合之様子可承候、若又小城へハ参候ハす候共、其元へハ罷越候様ニと被仰候、相澄罷有候条、其地へハしかと可罷越候、以上、
将亦、拙者一匆す、中り能御座候而、御望深く被思召上候由、殊外笑止ニ奉存候、あわれ御前様御誂之一匆す、よくあたり申候へかしと、奉存斗二候、次ニ兵庫殿へ御伝筆之段、是又随分御書中を見せ申、なくさませ可申候、

昨日者預貴札、辱奉存候、某も昨日者加州方被召寄、罷出、さ候而、蔵人所へ夕部夜更候迄罷有、御書ハ罷帰候而方社、奉拝見候、於此方、作州弥御機嫌無御別条、昨日ハ当地も殊外寒申候へ共、少も御痛不被成、御機色能被成御座候、御食事なども百二十め迄程上り申候、昼ハ縫殿殿父子御出候ニ御出合、御亭主振由ニ而御座候、か、様も弥御機嫌能、御別条

無御座、旁当地御心安可被思召上候、先以貴公様御眼氣、御機色無御別条、昨朝ハ早々砥河迄被相越、海上鉄炮之御仕合之段被仰聞、扱く〜と驚申候、四放御はつし被成候由、夫ハ余リニ而御座候、返々結構之御仕合、御浦山敷、又ハさやうニも、御中絶なから、あたり申事ニ而候哉と、申上御事候、扱又大鷹共御仕合之段被仰聞、是又承届、二郎左衛門鷹手きわ之通り、無類たるへきと奉存候、細々御書中之趣、随分作州へ御咄可申上候、猶明晩罷出、万々可申上候、恐惶謹言、

将監

極月十七日

(多久安英)
安明(花押)

(多久茂矩)
長州様

尊報

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。安英・茂矩・茂辰は在国。安英・茂辰は下屋敷、茂矩は城内の上屋敷にいるか。上限は「長州」の表記より明暦二年。下限は「将監」の表記より寛文五年。

(墨引)

(多久茂矩)
長州様進上

(多)
安英

今晚三平縁辺、扱又明晩之御礼御点合旁、西之丸ニ可被仰付候条、晩氣ニ罷出候様ニと、先刻被仰下候、拙者儀、今朝方腹中氣罷有、晩元西之丸ニなと參、万一久敷など居申候儀、難成奉存候、尤其御方へハ、後刻何とそ可罷出候、西之丸ニ被仰付候儀、右之様子ニ候へハ、難成奉存、別人被仰付にても御座候ハんと、先以、如此御座候、恐惶謹言、

三月四日

安英(花押)

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。安英・茂矩は在国。上限は「長州」の表記より明暦二年。下限は「将監」の表記より寛文五年。三平は不明。

四九五 多久安英書状(折紙)

猶々、此脇ハ、為御養生、(紙川、小坂郡)戸川ニも御越可被成旨、御尤ニ奉存候、(多久茂辰)作州御事も、七日八日比迄ハ、此方御逗留可被成物と見え申候、其時分、戸川御越被成候ハ、何様某も可相越候、何も奉期拝面之時候、以上、

覚左衛門を以之御口上之段、承届候、先以、御湯治御相応被遊候由、何

四九四 多久安英書状(堅紙)

(編裏結封上書)

将監

方目出度奉存候、(多久安順室鍋島氏) 徳寿院さま、(多久茂辰室鍋島氏) かゝ様、其外何も御堅固ニ被成御座旨、

是又一段之御事ニ奉存候、爰許、作州御事も別而御機色も能、毎朝御鷹野被遊儀ニ候、今朝も只今迄ハ三つ取申候、御跡ニ而仕申候様ニと被仰候而、二連ハ未仕申事候、定而今二つ三つハ、夕解迄ニ取可申と致存儀ニ候、次ニ、今一兩日、大鷹御仕被成候ハ、一朝か二朝か、隼御仕被成度被思召候、さ候へハ、三日之白ハ、定而其元ニ而も仕申間敷と被思召候、於然者、四日朝方御仕可被成候条、三日之白、此方隼共、被指越、可然由、被仰候、鷹共差合など無御坐候ハ、皆共ニ被指越、可然奉存候、此段、某手前方可申上由、被仰聞候刻、覚左衛門被仰付候故、如斯ニ御座候、恐惶謹言、

十一月朔日

(多久茂辰)
長州公

進上

多久将監

(安巻)
安明 (花押)

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。安英・多久茂辰は領内の狩場、茂矩は在佐賀。年次の上限は「長州」の表記より明暦二年だが、茂辰は明暦二年九月に勝茂の参勤に伴い江戸へ行っているので、勝茂歿後で帰国後の明暦三年。下限は多久安順室鍋島氏（徳寿院）の

歿年月が万治三年十月であることから万治二年。

四九六 多久茂辰覚書（折紙）

(二) 追□申候、一昨日ハ兵庫茶屋ニ主水、市正兄弟、(鍋島武興) 其外六七輩被参、連歌など御坐候而、あかき内ニ料理も出、及深更候迄、しみたる大酒ニ而御座候を、物音計承候、又昨晚ハ元祐祝儀申、殊外機嫌能候、今朝も屋敷ニ被罷出候処、くひをふり、機嫌能、ちと美僧ニも成被申候、為御慰、申入候、以上、

御念入細々之書状、其元へ参候様ニ披見候而慰申候、先以、天気も晴あかり候条、打続遊山も可有之と目出度存候、仍鷹之雉子・鶉被遣、かけ置慰申事候、定而雉子・鶉もはやうすく成候ハんと存候、新右衛門鶉、羽ふりも能候由承、太慶申候、今日渡ハ、此方方見廻之衆も可有御座候条、何様可有御馳走候、塩田へも九左衛門被仰付之由、一段可然存候、次ニ我等気色も大抵弥別条無御座候、宵ノ間、自然ニ積ノ心御坐候計にて候、さして重キ儀ニ而ハ無之候、御心遣有間敷候、為見廻、連々人を給、夜前も市介被仰付、御念入之儀と申事候、将又詠歌共到来、何も面白存候、乍去、哥道上り候ニ付、猶以吟味も有へき事候条、些存寄之通書付、自是持せ進入可申候、以上、

無別条候故不及判形候、

三月十四日

美作(多久茂辰)

長門殿(多久茂辰)

御返事

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。茂辰は在国、茂矩は領内の狩場か。年次の上限は「長門」の表記より明暦二年。下限は「市正」が倉町鍋島家の鍋島直廣（万治三年二月歿）であれば万治二年、直廣嫡男の鍋島茂村（寛文七年十二月歿）であれば寛文七年となる可能性がある。

四九七 多久茂辰書状（堅紙）

「(編裏捺封上書)

水ヶ江

（墨引） 多久長門殿御宿所(茂辰)

茂辰(多久)」

猶々、先刻弥平兵衛へ被仰付候、折節、積心ニ候つれ共、内々存候分ハ申達候、如何、御聞届、御納得候哉と存事候、万珍重、以、上、

新春之御慶、就中、当年ハ太慶之事のみニ而、千喜万悦、幾久と目出度存候、仍佳例之振舞、吉日ヲ撰、来ル十二日ニ可仕候、目出度御出、尤

二候、当出生殿ハ日も不晴候条、先以無用か、お長事も今時分瘡瘡之氣も有之時分ニ候、風などニ当り候てハと用捨ニ候、其段ハ其方校量次第ニ候、右為可申入、用自筆候、謹言、

正月九日

茂辰（花押）

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた書状。茂辰・茂矩は在国。年次の上限は「長門」の表記より明暦二年。「当出生殿ハ日も不晴」とあるが、これは「ひはれ」（「火晴れ」の意か）産の忌みがあること。男児は三十日目、女児は三十三日目に宮参りをする。九州各地でいう『広辞苑』が明けていないことを指し、具体的には、「お長」の弟である彦仁王の出生後まもなくという意味と考えられる。よって、年次の下限は彦仁王の歿年月日（寛文八年七月二十日）から寛文八年。このうち、明暦三年正月は茂辰が在江戸なので除外される。なお、「お長」は茂矩の女であり、勝茂女ではない。

四九八 多久茂辰覚書（折紙）

※六四一号より繋がる。六四一号を参照のこと。

四九九 多久茂辰書状（折紙）

猶々、次而二申入候、此五六月ノ比、鹿ノ子定而余多可有之候、何とそ被仰付、二つ三つ 御取せ可給候、若キ時方かひ申度存候へ共、面白キ差合ニ而、終二本をり不申、于今ハ不苦由ニ候条、手近クかひなつけ、東之屋敷鶴鳥や廻ゆるし候而、見申度候、此段頼申候、可及判形候へ共、臥り申時分ニ候故、不及其儀候、以上、

御心二入、人を給、殊其元之様躰、見申様成細書、只今四つノ未到来、披見、再三慰申候つ、仍我等気色、昨日などハ、此已前ニも無之様成気色ニ而御座候、今日者少痰ノ心共候つれとも、食も沢山ニたへ、其外気色別条無御座候、今朝者吉日ニ付而、先日噂申候書物之取付祝ニ、兵庫・（多久安胤）外記・蔵人など寄合、祝申候、彼者共も頓而其地罷越之由ニ候、然者鹿（北島勝忠）沢山ニ有之由、数年彼山ニ鹿を立度存候ニ、安堵之至、此上無御座候、何とそ気色養生申、一目見申度との念願ニ候、狝之仕合悪敷、手など負、

小城之様ニ余多参候由、返々も残多事ニ存候、随而昨日ハ家中之者共不残御振舞之由、別而目出度、珍重ニ存候、明日小給之者迄も食被下之由、一段之儀ニ存候、』犬塚三郎右其地被罷越、常光坊兩人ニ而、口をたゞかれば候段、見申様ニ候而、おかしく存事候、先以其方気色も一段能候由、さ様ニ可有之と存候、我等目計を遣、山ノしけり、つゝしなど之躰、扱又鹿の青草ニ食候様躰共、見申度事迄ニ候、只今臥り申時分ニ候故、返

事早々申入候、折々其元之様子承度存候条、其方方ハ六借も可有之候か、（多久安佐）修理手前方成共、手頭などニ而折々様子可承候、三郎右、常光坊へも一伝申候由、可有御心得候、恐々謹言、

三月廿七日

（多久茂矩）美作

（多久茂矩）長門殿

御返事

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた書状。茂辰は在佐賀（水ヶ江か）。茂矩は在多久領（領内の山中で狩猟中）。茂辰の歿年月日（寛文九年一月六日）より、寛文八年以前。多久安英が修理を称しているので、寛文五年以降。なお、四月五日（年次未詳）付の茂矩宛茂辰（愚溪）書状（六六五号）では、領内の天山山麓における狩りの様子が、本状同様に茂矩から茂辰へ伝えられていたことが窺える。

五〇〇 多久茂辰覚書（折紙）

柳川方之書状、得と可為披見と存候、然者ちと抜かね候心持之はり合を書載被申候へ共、いかにも無別条、同意と、珍重ニ候、返事ハ指而無別条事候条、追付相当之返事いたし、今晚も飛脚を帰し申度候、各へも此

状御廻し之上二候ハ、夜も更可申か、如何候て可然哉、付衆など見届、吟味之上、先以返事申、明日右書状并返事之躰も、各御覧候様ニも可然哉、於同意ハ、右之書状、此方へ被遣候ハ、案文仕候而、相談可申候、先大抵為相談、以指紙申候、以上、

八月七日

(奥切封上巻)

(墨引)

長門殿

水ヶ江

参

【解説】

多久茂辰より同茂矩に宛てた覚書。本状は、柳川藩より佐賀藩にあてて飛脚によって届けられた書状への対応方を、茂辰と茂矩の間で相談している過程での一通（指紙）であると考えられる。柳川からの書状の中味は、両者間の何らかの懸案についての回答であったと推測され、「ちと抜かね候心持ち之はり合」を含む、若干微妙な表現もあつたようであるが、結論としては佐賀からの提案に対して「同意」とするものであつた。これを、最初に茂辰が確認し、次に茂矩へ回した上で、今後の鍋島家内での確認の段取りや柳川への回答文案については、茂辰が茂矩に提案することとし、同意を求めている。したがって、茂辰は水ヶ江の多久家別邸。茂矩は佐賀城内の多久家

上屋敷にいると推定される。茂矩の「長門」改名（明暦二年二月ころ）後、茂辰歿以前なので寛文八年以前。また寛文四年八月には茂矩は在江戸なので除く。

五〇一 多久茂辰書状（折紙）

只今市左衛門ニ申残候、明日之儀、自然雨などふり申候ハ、時ハ朝方一日何時も能御座候条、雨之はれ間ニ御出可然候、若又食時分迄大雨なと二候ハ、先御飯など少御上り、はれ間を御待候様ニ可然候、いつれ天氣能候ても、常之食時分ニ料理可申候条、朝をきなど被成候儀ハ御無用二候、

右之通可被申候、以上、

三月十日

福地神右衛門 まいる』

水ヶ江

【解説】

多久茂辰より茂矩の傍にいる福地神右衛門に宛てた書状。茂辰は在水ヶ江。福地神右衛門は近いところに居ると思われる。市左衛門や福地が多久茂矩の使として、翌日の茂矩の水ヶ江屋敷訪問の相談のために水ヶ江の茂辰のもとへ訪れたとすれば、佐賀城内の多久屋

敷に茂矩がいる可能性が高い。市左衛門も茂矩の家臣と思われる。
茂辰の隠居後で、茂矩も茂辰も佐賀にいとすれば、万治元年以降
寛文八年以前（寛文二年を除く）。

然候、可為御心次第候、

右書状ノ日付ハ、吉日ニ候間、十一日ノ日付ニ可仕と存候、為御心
得候、以上、

(多久茂矩)
長州 まいる

(多久茂辰)
水ヶ江

五〇二 多久茂辰覚書（折紙）

覚

一江戸進物、

(岡部老)
右衛門殿へ 三部、

(岡部与右)
対州御夫婦へ老部宛、

右、右衛門殿へハ二部も可然候へ共、合テノ数悪敷候間、右之通ニ
相しめ申候、其方も可為同前候、

一先刻も如申候、対馬殿へ之御点合ハ、其方御報ニ御心得可被仰越候、

我等方ハ奥方へ之書状ニ右之御点合可申候、

五〇三 多久茂辰詠草（折紙）

一進物之誘やうニ、折紙ニ老部ヲをしつけ、其下ニ誰様へと、めい／＼
書候て、書状と一つニ包可申と存候、さ候て、其元迄可□□、

一首詠吟、感情不浅候、爰元万首尾好、我等も無事ニ相勤候条、可心安
候、為返哥、一両首、

一文箱ニハ入、伝右衛門尉迄可被遣候、為御心得候、』

鴈かねとつれて帰らん我もまたやかて越路の春をわすれで

一奥方ハ〔肉月偏に懐の右側〕妊之祝儀ハ、先便ニ、我等ヨリハ先祝而
と申候て、小判十両遣之候、

いつこにもへたてぬ空の月なれば千里もおなじなめ成らん
又狂ニ

一此脇、祈祷など仕、札ヲ上せ可申と存候、其方方ノ音信ハ何にても可

へたゝると思ふ心ぞ隔也無ニ亦無ニ千里同風』

正月十一日

犬塚之哥人へ

(多久茂辰)
水ヶ江之住

【解説】

多久茂辰より某へ宛てた詠草。「犬塚之哥人」については未詳だが、文面より、多久茂辰のことを指すか。多久茂辰の居所は佐賀から離れた地点。あるいは長崎か江戸等か。「千里同風」とあるので、江戸ほどの遠隔地か。「爰元万事首尾好、我等も無事ニ相勤候」との記述から、茂辰の隠居前の遠隔地での作歌とすれば、明暦三年以前。とくに、「やかて越路」が、茂辰の還暦到達を指すとすれば、明暦三年の茂辰の最後の江戸参勤中の感懐を述べたものである可能性もある。

五〇四 多久茂辰覚書（折紙）

些気色も能候由、目出度存候、先日之占ニも、今日未ノ日、善し悪したるへき之由申候、今朝占申候へハ、申酉ノ時分、ちと如何敷儀見え申候へ共、定而能候ハんと存候処、今晚又々考見申候へハ、以外占悪敷御座候、乍案中候、乍去、百里ノものを驚し、大難を通つテ後吉、と申辞御座候条、頼母敷存候、兎角、葉廻りかね可申様子ニ候、自然又、何とそ

少も御座候ハ、神妙丹をかみくたき、御のませ有へく候、』たとへハ人参膏又ハしんふ湯ニも、様子ニよつて、をとり不申覚御座候、独参湯なと之参りかね候所ニも相達葉にて候、さ様之儀、林庵などハ存申間敷候条、自然之時ハ、其方御かみ候而御のませ御覧有へく候、名譽ノ葉ニ而候、さ候而、べりハ、事つまり候時ハ、猶も灸たるへく候、余り之事ニ存寄候条、申遣候、以上、

八月廿三日

(多久茂辰)
美作

又申候、

日も時も、ひつじ申酉いぬまで悪布候、夫過候ハ、漸々ニよく可有御座候、葉もまいり可申候、占ニも風前ノ灯ノことしと御座候、いつれ八月九月きらい月二候、いか様今度ハ快氣可申かと存事候、目出度候、

(多久茂辰)
長門殿 まいる

【解説】

多久茂辰より同茂辰に宛てた覚書。茂辰も茂辰もともに居所未詳。両者近接していると推測されることから、ともに佐賀か。年次は、茂辰の表記と茂辰の歿年から、明暦二年から寛文八年の間。「今日未之日」とあるが、明暦二年から寛文八年までの間で、八月二十三日が未の日であるのは、寛文六年と同七年。また、「御かミ候而御のませ」とあるので、小児の病氣への対応を述べているとすれば、茂辰

の子のことと推測される。寛文四年ころに頻出する「徳龍」(五〇五号・五〇六号・五〇八号・五一九号・五三五号・六一二号・六六五号・多久家所蔵文書全八七号)であるかどうかは確認を要する。七月一九日(寛文四年)付茂矩宛茂辰書状(多久家所蔵文書全八七号)では、「徳龍機嫌之儀、林庵より委申上候様ニ申付」とある。

五〇五 多久茂辰室鍋島氏(天性院)消息(折紙)

猶々、こま／＼申候はん、今日たより候よしうけ給候、大かた申候／＼、まつ／＼めてたく、かしく

七月十五日の日付にて文みまさか殿へ遣候ニ御事つて、くわしくうけ給

(多久茂辰)

(上聞 長門熊毛郡)

候、しかれば、そもし事きけんよく、七月十五日ニかみのせきへつき申され候よし、めてたく思ひまいらせ候、此ほとハ、うちつゝき、いまにも天きあしく候て、こゝもとよりハそののみあんし申候、此わきハ、さためて天きもなをり候ハんと、大さかへはや／＼『御つきのさう、まぢまいらせ候、そもしきしよくよく候よし、何々／＼うれしく思ひまいらせ候、こゝもとにても、いつれもきけんよく候まゝ、御心やすかるへく候、とくりうひとしほきけんよく候、これ又御心つかいあるましく候、今日ハ、吉日にて、上やしきへ大はんにやの御きたう申候よしにて候、こゝもとの御事ハいつれも御心やすかるへく候、／＼、万めてたく、か

しく、

七月十九日

(寛文四年)

多久

(茂矩)

なかと殿

まいる

(多久茂辰室鍋島氏)
かゝ

【解説】

多久茂辰室鍋島氏(天性院)より多久茂矩に宛てた消息。天性院は佐賀、おそらく水ヶ江か。茂矩は参勤出府途次。宛名に多久とあるが、この場合は苗字を意味すると思われる。文中「御事つて」とあるが、寛文四年七月十九日付茂矩宛茂辰書状(多久家所蔵史料全八七)に、先に茂矩から茂辰に届いた書状を「かゝにも見せ申候」とある。本書状は、同日付けなので、このとき参勤途次の茂矩から茂辰に届いた書状の文面を天性院も読んだことを示すか。「水江事略」で、茂矩は、「將軍家の御判物を賜ハる御礼」として、寛文四年七月七日に佐賀を出発し、八月上旬に江戸着府、八月十五日に江戸城登城將軍拜謁、翌十六日も登城とある。七月九日付茂矩宛天性院書状(五〇八号)および日付不明茂矩宛茂辰書状(五三五号)では、参府の労をねぎらうとともに、七月八日の轟木通行時の大風についての記事があり、また八月二日付茂矩宛茂辰書状(六一二号)でも、

江戸への無事到着の報や「公儀首尾能御札」の報告を心待ちにしていると述べている。一連の寛文四年の茂矩江戸出府に関わるものであると思われる（「江戸幕府右筆所日記」の寛文四年七月十五日にも対応する御目見記事あり）。したがって年次は寛文四年に比定できる。

五〇六 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息（折紙）

ひかん中日と申、うの日と申、かた／＼吉日にて、とくりうめしつれ、八まんへ参申候、まいりげかうとも二一入きけんよく、のりものうち（白也）ニたち候てうれしかり申、ついになき候へて、もとり候てもいよく／＼きけんよく候、わか身もまつあさあなたへまいり、つれ候て御みやへまいり、又上やしきへ同せんニかへり候て、いわい候て、晩までい申、めしなどたへ、日くれもとにかへり申候、天きまでもよく、何事もしあわせよく候て、御うれしく思ひまいらせ候、いつれもやかて御くたりにて』候はんまゝ、御けんもしにてよろつ申へく候、こゝもとの事ハすこしもかわる事なく候まゝ、心遣あるましく候、くゝ、めてたくかしく、

八月九日

多久

なかと殿

まいる人々申給へ

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）より多久茂矩に宛てた消息。天性院は在佐賀、おそらく水ヶ江。茂矩は佐賀以外の場所（寛文四年とすれば江戸）。宛名に「多久」とあるのは、茂矩の苗字を意味する。「ひかん中日と申、うの日と申」とあるが、明暦二年から寛文六年までの間で、八月上旬に彼岸の中日と卯の日が一致するのは、寛文四年の八月八日（彼岸の中日がこの日であることについては『松平大和守日記』の記事に、八月五日が「彼岸入」となっていることによる）。また、『日本暦日便覧』では、この年は八月三日が秋分であり、当時は、秋分から数えて三日後が彼岸の入りであり、この間、「没日」もないことから、この年の彼岸入りは八月五日となり、これとも一致する（内田正男一九八一年）。「かたかた」はどちらにしてもの意味か。於鶴と茂辰が孫の徳龍の面倒を見ている状況は、寛文四年七月から八月にかけて確認される（五〇八号・五三五号・五〇五号・多久家所蔵文書全八七号・六一二号）。年次は、天性院と茂辰が、彼岸中日と卯の日の一致する八月八日に、水ヶ江の屋敷を出て、佐賀城内の多久家上屋敷に立ち寄り、そこで徳龍を預かり、八幡宮に参詣していると推測されること、かつ茂矩が江戸にいて帰国が近い状況から、寛文四年である。

五〇七 松平忠房室鍋島氏（永春院）消息（折紙）

御相たん申候処ニ、いかにももつとも二覚しめし候との御事にて候、
せうくハ成かね申候首尾にても、わか身かやうのたのみなき身に
て候へは、何とそく御そもしなと身ニ引かけ御たんかう候て、首
尾よく相すみ申候やうニ、ふかくたのみ入申候、此よし申候はん
ため、わさと一筆申遣候、かしく、

（鍋島直朝）

いつみの守様御立にて候まゝ一筆申入候、まつく今度ハ久々にて御
ともめされ御上り候へとも、しみくしき御事も候へて、さいくめ
んたんをも申さず、いとまこいの時分も別而そうくにて、かすく
御残多き、今にそれのみ申暮しまいらせ候、かいろく御無事ニ、御国
もとへ御つき候御さう、頓而く承候ハんと、めてたく待申事にて候、
御名代としてさん宮なされ候よし、いとまこいの時分すくけうけ給、

一しほめてたき、万首尾能御つとめ候ハんと、悦申事にて候、

（相良及真）

一いとまこいの時分、あらまし申候鍋嶋市正妹之義、其後もとめいとま
こいニまいられ候ゆへ、くわしくたつね申候処ニ、小川とねりそうり
やうへのゑんぐみハ、しかと相され申候よし申され候ニ付、もとめへ
なひくわか身心中のとをり、とくとものかたりいたし候、それニ付、
右の妹之義、何とそわか身もらい申度そんし、しさい之義ハ、いつみ

様へとくと御物かたり申上候まゝ、其許にてよろしき様ニ御たんかう
候て、丹後守殿へも御申上、さしのほせられ被下候やうニ、ふかく
（鍋島光茂）
たのみ入申候、我身事、たよりなき身にて候へは、せめてかやうのち
かきおやこをも手もとによび候て、首尾よきゑんニも付候て、わか身
行末迄のたよりニいたし度そんし候、もつともいつみ様能御そんしの
ことくニ、上脇衆などには有付可申との心入にてハ夢く御さ候ハす候、
ちとすぢめ是有もの、主殿との家老ニ御入候へは、きやうの物ニしつ
（松平忠房）
け置候ハゝ、わか身たよりニ成候事ハ此うへ有間敷と■そんし候ニ付、
いつみ様へも、かしく、
（マ、）

二月十五日

（松平忠房室鍋島氏）
おぼ

多久

（茂矩）
なかと殿まいる

申給へ

【解説】

松平忠房室鍋島氏（永春院、長）より多久茂矩に宛てた消息。永
春院は在江戸、茂矩は在国。年次の上限は茂矩が長門守となる明暦
二年、下限は相良及真が歿する延宝七年もしくは同八年が考えられ、
文面から鍋島直朝が江戸を発ち帰国の途中であることが分かるが未

詳。

五〇八 多久茂辰室鍋島氏 (天性院) 消息 (折紙)

猶々、もはや天きもなをり候まゝ、ひよりよく、やかて大さかへ御
つき候ハんと、めてたき吉さう、まちまいらせ候、まつく、とゝ
ろきよりハ、一たんのしろねり、たか、なよしのすし一たる給候、
御うれしく思ひまいらせ候、いつれもしやうくわん申へく候、もは
いまよりくたりの時分、はやくとなしまいらせたくこそ存候へ、
く、いつれも此わき、こまく申へく候、きうひんゆへ、大かた
申候、く、万めてたく、かしく、

ひきやくたより候ようけ給候、一筆申まいらせ候、来ル七日ニハ、天
きよく候て、きけんよく御うちたち、よろこひまいらせ候、いよくそ
もしきしよくよく候や、御心もとなく、うけ給たく思ひまいらせ候、わ
かみも七日にハあといわい申候とて、ゆるくと上やしきへあまいらせ、
いわい申候、とくりうも一しほきけんよく候、きのふ方ハイやましいさ
ましく、きけんよく候よしにて『候まゝ、御心やすかるへく候、今はん
ハつほねとまりニ上やしきへ遣候、わか身ふう婦、そもしつほねも、そ
の外いつれも何事候ハす候、これ又御心やすかるへく候、まつく、八
日の日ハ大風ふき候て、いかゝそもしきしよくにもあたり候ハて、きけ

んよくとゝろき御たち候やと、心もとなく存候ところに、将けんよに入
候てより、やうくかへり候に、きけんよく御たち候よし承、よろこひ
まいらせ候、めてたくかしく、

(多久茂矩
なかと殿まいる

七月九日 人々

(多久茂辰室鍋島氏
かゝ

【解説】

多久茂辰室鍋島氏 (天性院) より多久茂矩に宛てた消息。天性院
は在国。茂矩は、文面から江戸へ向かう途中。年次の上限は茂矩が
長門守となる明暦二年、下限は天性院の歿年 (寛文七年六月二日)
の前年である寛文六年が考えられるが、この間の寛文四年七月七日
に、茂矩は佐賀を発つて江戸に赴いており (『水江事略』茂矩譜、
本消息の文面にも七日に出立した旨が記されている。したがって、
本消息の年次は寛文四年に比定される。なお、五三五号参照。

五〇九 ゆき消息 (折紙)

猶々、御めみえの仰いたし候へは、しなの殿むねつまと仰候て、
十二月二ハ七八度も、廿七日まで、きうし御すへ候つれとも、御め

みえの事仰いたし候て、きしよくもすき／＼とよく候て、けふ二

ハさたも仰候ハす候、此よしふうちゐんへも御申とゞけ候へく候、

いろ／＼申たき事候へとも、にわか(飛)のひきやく(飛脚)にて、御めみえの事

計二下申候ゆへ、大かた二申入候、いつよりも、こゝもとハ』めて

たき春にて御入候、そこもとにても御いわいなされ候へく候、めて

たくかしく、

おもてより飛きやく下候間、一筆申候、卅日の仰出たしにて、此十五日、

おやこ四人ながら御めみえなされ、めてたきとも何とも、さらに／＼申

つくしかたくそんし候、そこもとの御よろこひ、上下とも二のゝめき候

ハん事、おしはかりまいらせ候、古年みそか七ツ時分までハ、もはや年

内にて候ハぬと、めいわくせんはんニ申くらし候処へ、御とうはん(当番)

あへ(阿部重次)ひつ中殿より御つかひにて、さぬき殿へ、』し(鍋島勝茂)なの殿御出候へとの

御事にて、何事にて候哉らんと、又きつかいニきつかいかさねあんし申

候へは御定にも御くんはうそむき申、一はんのりいたし候ゆへ、

しゆつしをとゝめさせられ候へとも、つねくし(律義者)なのりちきしやにて

候ゆへ、さう／＼めしいたされ、御しやめん(赦免)なされ候とをり、いづれも

御としより中御そろいにての仰わたしにて、こゝもとのよろこひ、つね

の正月にてあらず候、めてたき、十五日の御めみえのしや(仕合)わせよく候事、

一かたならぬいわい、御すもし候へく候、かしく、

寛永十六年
正月十五日

お

多久

みまさか殿(茂辰) まいる

申給へ

ゆき(高源院侍女)

【解説】

鍋島勝茂室徳川氏(高源院) 侍女ゆきより多久茂辰に宛てた書

状。居所は、鍋島勝茂は在江戸、多久茂辰は在国。年次は、本文の

「御しやめん」が寛永十五年末の天草・島原一揆(島原の乱)の逼

塞の赦免を指す(佐近二一／六七一頁) (三八号・四四七号)こ

とから、寛永十六年(松田和子二〇一九年)。

五一〇 鍋島勝茂室徳川氏(高源院) 消息(折紙)

(前欠) 御さ候ハす、せめてわかみかやう二候てい申候内ニ、さしゆる

し候ハすハ、のちハゆるし候ハん人もあるましきとそんし候、わか身な

からへ候内ニと、かやうニ申候事にて候、何の道にも、たんこ殿(鍋島光茂)よきや

う二との事にてこそ、たいせい院殿もおほせ候事にて候まゝ、よく／＼

御きうりやう候て、しかるへきやうニ御たんかう候へく候、なをこま／

＼申たく候へとも、此ふみさへ、この四五日、きしよくせう／＼よく候

ゆへ、やうくおもいたちかゝせ申候、何事をそんし候ても、き殿あし
く候へハ、やくニたち申さす候、万めてたく、かしく、』

三月十三日

右

(鍋島勝茂室徳川氏)
かうけん院

多久

(茂辰)
みまさかの守殿

まいる、人々

【解説】

鍋島勝茂室徳川氏（高源院）より多久茂辰に宛てた消息。高源院
は在江戸か。茂辰は在国。年次の上限は、勝茂継室が高源院を称し
ていることから、勝茂歿（明暦三年三月二十四日）の翌年万治元年、
下限は高源院が歿した寛文元年になる。

五二一 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息（折紙）

なをく、さためて右之やうすとも申遣ニ、きゑもんハそこもとへ
遣候やと、きうりやう申まいらせ候、くわしき事ハ、きゑもんそん
し申され候へく候、こまくハいそき候まゝ、まつく大かた申候、
く、

(稱代久長)
くましろきゑもん、まいり候よしうけ給候まゝ、一筆申まいらせ候、

此ほとハゑん(田藏院)そうゑん与兵へかへりニ、こまくの御ふみ下され候、

はいけん申まいらせ候、ことにそこもにて御ならい、御うち被成候

のし一ゆいはん、わけ物一つ下され候、かたしけなくそんしまいらせ

候、何ともく見事にてこそ候へ、く、

一そもしさまとさまへ御申上られ候御わび事のとをり、此廿七日のあ

さ、かいの守殿・山しろ殿(鍋島直忠)兩人申候て、申上られ候よし、うけ給候、

いまたとかくの御事も仰られす候よし、うけ給候、しかくの御さけ

んにても御さ候ハす候よし、うけ給候、めいわくとも申へきやう候ハ

す候、あわれく御わひ事のとをり、御ふんへつ被成、よきやうあい

すみ候へかし「(甲)申候へ、かいの守殿・山しろ殿へも、□

のとをりニこそ申まいらせ候へく候、とかくそもしさま、こゝもとへ

御かへり候ハてハ、しかとの御事ハあいすみ申ましき物をとにて御さ

候、かいの守殿・山しろ殿も、何とそそもしさま御ためニもよきやう

ニあいすみ申候やうにとの、ことの外の心かけ(甲)候、く、(興賢)（供日）

一とくしゆゑんさまも、ひとしほ御きけんよく御さ候、よかくにちにハ、

いらい申候て、こゝもとへいれ申上候、おせんもこゝもとへよひ申候、

おつるニハ、みまさか殿うちにて御さ候ハ、いらい候て、ふう婦な

からよひ申候ハんニ、るすにて候へハよひ申候ハす候、いらいまてに

と申候て、せいろうちうの物など申候て、にこりさけそへ遣候、ひた殿(鍋島直忠)

ふう婦なから、よかのしもいやしきへその日ハまいり、なくさみ申され候よし、うけ給候、よかいやしきことの外きに入候とて、よろこひ申され候よしにて候、く、めてたくかしく、

九月卅日

方

多久茂辰
いつも

みまさか殿

多久茂辰室鍋島氏
か、

まいる、申給へ

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）より多久茂辰に宛てた消息。天性院は在佐賀。茂辰の居所は不明ながら、勝茂に近いところに居ると思われる。鍋島直澄が寛永十二年十二月に甲斐守となるので、翌十二年が年次の上限になる。多久茂矩は明暦二年二月に長門守を称するので、その前年の同元年が年次の下限といえるが、茂辰が正保三年十一月に罷免されるので、同年以前になるうか。あるいは、内容から推して茂辰の罷免直前のものか。なお、五二二号も関連すると思われる。

五二二 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息（折紙）

猶々、いつれもやかて御かへり候はんまゝ、御めんにてこま／＼申候へく候、右のしらかとりうつめ、御しちねんなく御もとめ遣さるへく候、めてたくかしく、

此ほどの御ふみ、たしかにうけとり、はいけん申まいらせ候、とゞさま方御ねん比の御ふみ、ことに御たかのかも二つ・ふな十遣され候よし、かたしけなき御れいのをり、くわしくこ少将へ申まいらせ候、とゞさまもことの外御きけんよく、われ／＼へもさい／＼御いんしんなど下され候、御心やすかるへく候、

一そもしさま御事、此廿日比ハこゝもとのやうに御さ候はんよし、とゞさま御申候てこそ、めてたくまち申御事にて候、

一さきに、かたそよりのしらかの事申遣候へハ、五しきいとこの事にて候や、又しらいとの事にて候哉と御たつね候、いと御の□事』にてハ候ハす候、ねり候はんかたそよりのしらかの事にて候、たゞ、かたそよりの白しらかと仰候ハ、しれ申へく候、

多久茂辰女
一おつる事、りうつめくろく御座候を、かい申候はんよし申候まゝ、御とゞのへ遣さるへく候、代銀すなわち遣へく候へとも、ねたんそんし候はんまゝ、まつ／＼御かい候て遣候ハ、代銀ハのち二遣へく候よし申候まゝ、御しちねんなく、上々のりうつめ一まき、御もとめ候て遣さるへく候、

一こゝもとねこあまりおゝく御さ候て、さしき二いろ／＼きたなき事し

ちらかし、まい日まい夜、あらいはり候てゐ申、何ともたい事申候、もはや人のとりて候ハ、となたへも遣へく候哉、此御返事ニ仰遣へく候、く、めてたくかしく、

十月十日

方

(多久茂矩)
いつも

(多久茂辰)
みまさか殿

(多久茂辰室鍋島氏)
か、

まいる、人々

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）より多久茂辰に宛てた消息。天性院は在佐賀。茂辰の居所は不明。年次は、茂辰女つるが生まれた寛永八年を上限とし、多久茂矩は明暦二年二月に長門守を称するので、その前年の同元年が下限といえるが、茂辰が正保三年十一月に罷免されるので、同年以前にならうか。五一一号も関連すると思われる。

五二三 多久安順室鍋島氏（徳寿院）消息（折紙）

(多久茂矩)
なをく、いつもへも、とうせんニ申候よし、御心へあるへく候、水かへニも、おやこなからそく才ニ、我みもきけんよく候ま、御こゝろやすかるへく候、めてたくかしく、

御さううけたまはりたきおり、(天下雅楽助之)うたの介にて、そこもとかわる事なく、おやこなからきけんよく候よし、ひとしほめてたく申候、くうしやうのとをりも、くわしくうけたまはり、もつともニそんし候、なにさまたにかう申へく候ま、御こゝろやすか』るへく候、こまく申たく候へとも、いそきのた方にて、大かた申候、く、よろつめてたく、かしく、

七月廿一日

(多久安順室鍋島氏)
とくしゆゐん

方

(多久茂辰)
みまさか殿

まいる

【解説】

多久安順室鍋島氏（徳寿院）より多久茂辰に宛てた消息。徳寿院は在国しており、茂辰の居所は不明。年次の上限は茂矩の生年より寛永七年。下限は茂辰の隠居により明暦元年。茂辰と茂矩が一緒に出掛けている状況から長崎警備時か。

五二四 多久安順室鍋島氏（徳寿院）消息（折紙）

かへすくも、もしきけんよくおハし候よしめてたく申まいらせ候、こゝもともかわる事候ハす候、我みもきけんよく候ま、御心

やすかるへく候、よろつめてたくかしく、

せん中きけんよく、そこもととゞき候やと、御さううけたまはりたくそ

(多久茂辰室鍋島氏)

んし候おり、いつもかゝへ遣され候ふみに、何事なく、二日のあさ、

(謙早)

いさはやへつき候よしうけたまわり、めてたく申候、そのうち、へつし

てほめき候ゆへ、くわくらんころに候つれとも、

(霍乱)

やかてよく候よしハ

うけたまはり候へとも、ひとしほほめき候へハ、きしよくいかゝと、そ

れのみころ』もとなくそんし候、

(深堀)

そもしもふかほりより、御さうした

いニ、こし候やうにと、

(鍋島勝茂)

しなの殿おほせおかれ候よしにて、いまたそこ

もとへとうりやう候や、

(長崎)

なかさきにてもしあわせよく候ハんと、おもい

まいらせ候、かさねて御さううけたまはるへく候、なをめてたくかしく、

方

(多久安順室鍋島氏)
とくしゆゐん

(多久茂辰)
みまさか殿

まいる

【解説】

多久安順室鍋島氏（徳寿院）より多久茂辰に宛てた消息。徳寿院

は在国しており、茂辰は長崎への道中。年次は長崎警備の年である

寛永十九年、正保元年、正保三年と、ポルトガル船が来航した正保

四年。

五二五 豊臣秀吉室浅野氏（北政所）侍女ひがし消息（豎紙）

つきしぬ御悦とり寿けまいらせ候、さしたる御事ニも御入候ハねとも、

(龍造寺高房)

(豊臣秀吉室浅野氏)

とう八郎殿、いつも／＼まん所さま御ほめ候御事にて候、それさまよく

御そたて候ゆへに、ゆく／＼とよきわもしにて候とおほせられ候、それ

さまの御いせいまで、あかりまいらせられ候御事にて候、この一おり、

とう八郎殿くるしからず候ハゝ、まいらせられ候て給へく候、めてたく

かしく、

(切封上書)

「墨引」

より

(鍋島直茂室石井氏)

御かもしへまいる

ひかし

申給へ

【解説】

豊臣秀吉室浅野氏（北政所）侍女ひがしより鍋島直茂室石井氏（陽

泰院）に宛てた消息。北政所は大坂または京都、陽泰院と龍造寺

高房は在上方。内容から六四四号・六四六号と一連のものと考えら

れる。年次の上限は文禄の役が始まる天正二十（文禄元）年、下限

は秀吉存命の慶長三年。

五一六 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息（豎紙）

（編纂結科上巻）（多久茂辰）
「（墨引）なかと殿 まいる （多久茂辰室鍋島氏） か」

さきよりハおハしまし、はるくにて御けんもし申、御うれしく思ひま
いらせ候、しかれば、（江戸）とへのほり候ちやこへこつかい銀の御事、
（多久茂辰）みまさか殿へたんこう申候へは、そもし方ハ銀子三まいくれ候へのよし
仰候、みまさか殿方も銀子二まい御くれ候、わか身方も老枚くれ候やう
にとの御事にて候、さやうニ御心へあるへく候、く、又いかの守、
（鍋島直徳）いつみよつきニなり候しうきニ、そこもとへハ何そまいり候ハす候や、
わかみへハ金子老部多申候か、いか、申たるものにて候するや、そこも
と方も、かしまへよろこひ二人はしもつかハし候や、わかみもいとまこ
いしうきかたくニ、まちとさきになり候てより、遣候へきとそんし候、
たんかう申まいらせ候く、めてたくかしく、

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）より多久茂矩に宛てた消息。天性院
は在国、茂矩は不明。文中鍋島直朝の継嗣が「いかの守」となった
祝儀の相談と、直朝の参勤に祝儀送ることを伝えている。直朝には
長子直孝と第二子直條の男子があり、両者とも幼名は伊賀とされる
が、直條の自伝「感往録」『楓園家塵』第一二二冊）には「小名は

右京」とある。明暦二年、五歳の直孝が佐賀藩主鍋島勝茂に拝謁し
ている（井上敏幸・伊香賀隆・高橋研一編『肥前鹿島岡福山普明禅
寺誌』七七頁）ことから、当初は直孝が継嗣であったと考えられる。

「いかの守」が直孝であれば、直孝は寛文元年以前に高源院により
常陸と改名し、寛文九年に出家した（前掲書六一・七九頁）。直條が
継嗣となった時期は不明だが、寛文三年、九歳で鍋島光茂と叔父で
ある鍋島直澄に拝謁している。寛文十二年、直朝の跡を継ぎ直條が
四代鹿島藩主となった（前掲書一四〇頁）。一連の経緯について、直
孝の年譜である「断橋和尚年譜」（前掲書八〇頁）は、病弱であった
ことから弟に世子の位を弟に譲って出家した、と伝えている。年次
の上限は茂矩が長門を称する明暦二年、下限は天性院の歿年から寛
文七年となる。このうち直朝が参勤するのは明暦二年、万治元年、
万治三年、寛文二年、寛文四年、寛文七年（『御年譜直朝公』峰松正
輝編『鹿島史料集』上巻二二頁）で、直條が光茂と直澄に拝謁して
いる寛文三年には直朝は参勤していない。このため、本状における
「いかの守」は直孝と推測され、明暦二年の可能性が高い。

五一七 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息（折紙）

（前代直長）なをく、山と殿方ハ、わか身へハかも二つやり申され候、そもし

さまへがん御やられ候間、そこもとへ遣候く、まつくめてたく
かしく、

御ふみかたしけなくそんし候、ことに一たんのまつらいわし、くしら二
色、とくしゆゑんさま、こゝもとへつかはし候、かたしけなく存候、し
やうくわん申へく候、これよりこそ、御きしよくなとうけ給候ニ、人遣
候ハんを、いまた何かとひまなしいたし、人をも遣さす候、そこもとへ
御上し』御さ候事も、二三日のうちにてハ御さあるまじきよしにて候哉、
そこもとハほうなどあしく御さ候か、いかく、こゝもとへ御かへり、御
とし御とり候ものにて候する哉、さやうの御事もうけ給たくそんし候、
まつくめてたくかしく、

廿一日

方

(多久茂矩)
いつも

(多久茂辰)
みまさかさま

(多久茂辰室鍋島氏)
か

御返事まいる

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）より多久茂辰に宛てた消息。天性院
は在国しており、茂辰の居所ははっきりしないが、日付のみ記され
ていることを踏まえると、天性院からさほど離れた場所にはいない。
年次の上限は茂矩の生年から寛永七年、下限は神代直長が左京に改

称する寛文四年十月（六八四号、佐古二四／蓮池鍋島家四二号）以
前。

五一八 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息（竪紙）

(編纂結封上巻)
「墨引」 (多久茂矩)
なかと殿

(多久茂辰室鍋島氏)
か

方

まいる人々

夕部、(相良及喜)もとめ申され候やうす、つほねにて仰候、とくとうけたまはりと
け候、まつくときとくときうりやうなと申へく候間、もし、もとめ今日わ
たりも、そこもとへまいられ候ハ、そのとをり仰らるへく候、こゝハ
大事のところにて候ま、(多久茂辰)そもしも一兩日中に、さためてこゝもとへお
ハしまし候する、又みまさか殿・ひやうこなとへも、(多久安胤)たんかうなと申へ
く候間、さやうに御心へあるへく候、もし又、さ京今日わたりもこゝも
とへまいられ候ハ、(多久茂辰)たんかうなと申、まつくきうりやうなと申候て
よりの事ニ、さやうニ御心へあるへく候、明日わたりハ、さためてこゝ
もとへおハしまし候する間、御けんもしにて、(多久茂辰)たんかう申へく候、く
めてたくかしく、

【解説】

多久茂辰室（天性院）より、多久茂矩に宛てた消息。天性院は在佐賀、茂矩は佐賀近郊。年次の上限は茂矩が長門を称する明暦二年、下限は「さ京」が鍋島茂和であれば茂和の歿年から寛文二年、神代直長であれば天性院の歿年から寛文七年。

五一九 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息（豎紙）

（彌葉封上書）
「墨引」 （多久茂矩） なかと 殿まいる （多久茂辰室鍋島氏） か

人々申給へ

けさよりハたひく人をつまはり候、御うれしく思ひまいらせ候、わか身きしよくもよく候まゝ、御心やすかるへく候、そもしもとくりうもきけんよく候よしうけ給、御うれしくそんしまいらせ候、さ候へは、きつねつかれのやうなるもの候まゝ、もし、（問い葉） 仕事のきつねつきにてか候する、うけたまはり候へハ、（嘆ぎ葉） そもしといくすりニ、かきくすり御そんし候やうニいつそやつるたてんえもん女はうはま申候ニうけ給候まゝ、おいり候ハゝ、たゝいま遣へく候、もしたれにて候哉と、ふしんニもかおもい候ハん、たくのしたの女にて候、さやうニ御心へあるへく候、めてたくかしく、

多久茂辰室鍋島氏（天性院）より多久茂矩に宛てた消息。天性院は在佐賀、茂矩は不明。「つるたてんえもん」は多久家中か。年次の上限は茂矩が長門を称する明暦二年、下限は天性院の歿年から寛文七年である。

五二〇 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息（折紙）

なをく、まつ申上候ハんを、今ほと御きけんよく御さ被成候や、（多久安順室鍋島氏） とくしゆゑんさま御きけんよく御入候よしにて、よろこひ申候、いそきくめてたくかしく、御むつかしなから、あねさまへも御同せんニ申上候、く、

一筆申上まいらせ候、しかれば、（鍋島光茂） こん日、たんこさまこゝもと御こしなさるへきにて候へとも、何のようひをもいたし不申候ゆへ、御用などを申上候ハす候、さりながら、（短息） まつたけ何とたんそく申候ても御さ候ハす候、なかさきまで申こし候へ共、御さなきよし申候、もし多久より『まいりあひ候て御さ候ハゝ、少くたさるへく候、そのためふみして申上まいらせ候、めてたくかしく、

八月十五日

（多久茂辰） さくしうさま

（多久茂矩） なかとの守
（多久茂辰室鍋島氏） か

【解説】

人々御申

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）より多久茂辰へ宛てた消息。長門の表記により、年次の上限は明暦二年である。徳寿院（多久安順室鍋島氏）の歿年月（万治三年十月）より年次の下限は、万治三年となる。鍋島光茂の動向はつぎのようである。光茂は、万治元年三月家督以後初めて暇、四月五日佐賀着である（佐近一―三／一三・二一〇頁）。万治二年「徳川実紀」五月二十六日条に、参勤・拜謁の記事があり、在江戸が確認できる。万治三年、時期は不明であるが、長崎当番年であるため帰国したと思われる。本消息では光茂・茂辰ともに在国であるので、万治元年・同三年のいずれかの可能性が高い。

五二二 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息（豎紙）

（編裏封上書）
「（墨引） なかと殿

（多久茂矩）
まいる御返事

かへすく、ひこいちちるんへんきれ、へちかた方、ゑと・上かたよ

りはしもすみ候事にて候や、又いかやうのやうすともにて候や、は

やくうけたまはりたくそんし候、又かゝの守殿へもたんかうなど

方

（多久茂辰室鍋島氏）
かゝ

申候事にて候や、とかくくしもしへあひまいらせ候へて、しれ
申ましきと存候間、なり候ハ、御出まち入まいらせ候、めてたく
かしく、

たゝいま、ふみくわしく見申候、つ（鍋島直之）の守殿（縁辺）るんへの儀、御てんあひな
さるゝよし御申候、とのすちニ、ゑとへ御返事ハなされ候や、おちつき
申さす候間、たんかう（談合）の申やうも、きうりやう（杖置）も候ハす候、そもしすき
候ハ、御しろもとりか、又ハはんもとか、こゝもとへ、ちとおハしま
し候へ、それかなり候ハすハ、ひやうこ（多久安風）か、しやうけんか（多久安慈）にて、とくノ
と、やうすを仰つかハし、たんかうのですちなとも、あらましなりと
も仰つかハし候へく候、一ゑんおちつき申さす候、めてたくかしく、

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）より多久茂矩へ宛てた消息。多久茂
矩・茂辰室鍋島氏ともに在国である。『蓮池藩日誌』寛文四年（直之
公）に、「家老諫早豊前ノ女ヲ納メテ夫人トスルノ約アリ、故有テ果
サス」とある。また五七六号は、茂矩が鍋島光茂の使者として参府
すること記されており、寛文四年と推定されるものであるが（「水江
事略」によると、茂矩は寛文四年七月佐賀発、九月下旬帰国、同史
料に「ひこいち事わつらい」により諫早茂敬のもとに戻ったとある。
これらのことから鍋島（蓮池）直之と彦市の破談は寛文四年頃と考

えられる。さらに五七六号には、直之の次の婚姻相手として、鍋島（小城）直能の女千鶴が候補になっていることが記されている。このことについて、五七四号には、直之と千鶴の婚姻話がでたのは「きよねん（去年）」で、直之が断つたとある。五七四号では多久安英の表記は「しゅり（修理）」であるが、本消息では「しやうけん（将監）」である。さらに寛文五年に比定される五四五号（二月三日付）では「将監」であることから、「将監」から「修理」と表記が変わるのは、寛文五年以降と推測される。本消息の年次は、五七四号・五七六号の内容を考慮すると、寛文四年の可能性が高い。

五三二 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息（折紙）

なをく、わか身きしよくハ今ほといよく候まゝ、御心安かるべく候、そもし事、二三日かい気心二候よしうけ給候、一しほ心もとなくそんし、（誰分）（養生）かいぶんやうしやう申されへく候、つきに来朔日、そこもとまいり候はんよし、此ほと申遣候へとも、朔日ニは水ケ江御しまひかね候はんよし二候まゝ、いよく九日ニくたり候はんと思ひまいらせ候、さりながら、それもそのときの『きけんしたひに申へきと思ひまいらせ候、めてたくく、

御ふみたまはり、御うれしく見まいらせ候、まつくきのふハ、（鍋島光茂）たん

こさまより、（多久安順室鍋島氏）徳寿院さま御ゆつり乃御ちきやう、あいかわらすわか身へ下され候よし、仰出し候とをり、（相良及意）かたしけなくそんしまいらせ候、右御礼之儀、（鍋島常就）なかつかさ・もとめさうたんニ而、市のすけさし上、二百疋しん上申され、しゅひよく御すまし候や、一たん御うれしく思ひまいらせ候、さて又、あいのこる御地きやう、そもしへ御かそう仰つけられ候よし、これ又かたしけなき事とそんしまいらせ候、（加増）右かたくえ、そもし今朝御出、御れい御すまし候や、これ又一たんめてたく思ひまいらせ候、めてたくかしく、

（多久茂矩）
なかと殿

御返事

方
（多久茂辰室鍋島氏）
かゝ

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）より多久茂矩に宛てた消息。多久安順室鍋島氏（徳寿院）は、多久大配分領一万石九斗（内検高）の内五〇〇石の化粧田を所持していた。また知行高に含まれない、鍋島直茂や陽泰院（直茂室石井氏）から譲られた化粧田八〇石余を所持していた。明暦二年、この八〇石余の内、詫田と瓦河内を天性院へ、残りを茂辰・茂矩へ譲ると決められた。徳寿院の歿後、万治三年十月二十八日、茂矩が詫田と瓦河内を含む天性院の化粧田を確認している（城島正祥一九八〇年／一一四～一一七頁）。さらに万治

三年十月二十八日付の、多久茂矩がたかお（天性院侍女）に宛てた「徳寿院様御譲之地之事」があり、詫田と瓦河内の知行を記している（「御書物写」鍋〇一五―一〇）。これらのことから本消息の年次は万治三年頃と考えられる。多久茂矩・天性院は在国許、鍋島光茂は長崎当番年にあたるため、番役を勤めるため帰国したものと推測する。

五三三 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息（堅紙）

（端裏封上書）

（墨引）

多久茂矩
なかと殿

多久茂辰室鍋島氏
かゝ

御返事まいる

たゞいまかんひやうへにて、ねん比の口上、こまゝの文、御うれしく見まいらせ候、しかれば、わかみてつかへに候する間、何事なりとも心まかせ二つかい申、なくさみ候やう二と候て、銀子二貫め給候、誠に／＼そこもと色々いりめかち二候て、それをこそせうし（笑止）ニ存候ニ、わか身へまでせいゝと銀給候て、誠にいたみ入まいらせ候、わか身ハとうふんハこともかけ候ハす候まゝ、そこもとのやうニも遣候するを、心さしニて給候を、かへし候へハ、何とやらん候まゝ、とゞめおきまいらせ候、これにて、何事なりとも申たき事とも申候て、なくさみ候すると、かす

く御うれしく思ひまいらせ候、いつれも此■■■■御けんもしにて、万申承へく候、く、めてたくかしく、

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）より多久茂矩に宛てた消息。天性院・茂矩は在国許。年次の上限は長門の表記から明暦二年。下限は天性院歿年の寛文七年。明暦二年二月から四月、寛文元年九月から同二年四月、寛文四年七月から九月は、茂矩が上府のため除く（「水江事略」）。

五三四 多久茂矩書状（折紙）

猶く、定而最早今時分ハ可被成御帰館と、御左右承度、御待遠ニ奉存儀ニ御座候、已上、

（鍋島氏）

一書致啓上候、仍去二日、城州御方ニ而被仰渡候者、御家中不入造作、無之様ニ、先様ヱリ之儀、城州へ被為仰付、御法度之条数、貴公様御留主之儀ニ候条、成富十右衛門尉、神代喜右衛門尉へ、為拙者、相触可申由、城州御意ニ付而、右両人へ申触候、右御法度之御書立、為御披見、写候て進入仕候、猶奉期貴面、不能詳候、恐惶謹言、

多久出雲守

霜月五日

茂明(茂矩) (花押)

作州様(多久茂辰)

参人々御中

【解説】

多久茂矩より多久茂辰に宛てた書状。茂矩は在国、茂辰は不在であるが近辺にいる。本書状の年次は、茂明と出雲の表記より寛永十三年以降、明暦元年までとなる(「水江事略」)。成富十右衛門が長利(茂安男)であれば、慶安三年五月歿であるので(「系図ナノ部」鍋二二一—一〇)、年次の下限は慶安二年となる。十右衛門が茂陸(長利養子、諫早茂敬男)であれば、承応三年諫早家よりの江戸証人となり旧姓復帰(三二八号、三月十一日付)、寛文の中頃帰国、再び成富姓となるので(佐近八一—二七三頁)、年次の下限は、茂陸が江戸証人となる承応三年頃と考えられる。

五二五 多久茂矩書状 (豎紙)

一 (端裏結封上巻)

(墨引)

作州様貴答(多久茂辰)

茂明(茂矩)

多久出雲守

猶々、詩作之法、御座候ハ、早々御持せ可被成候、定而、先刻ハ

間二而、申違へきと奉存候、以上、

貴翰之趣、具ニ致拝見候、然者、先刻申上候ハ、しさつ之はう二而ハ無(瑞巖慶順)之候、順長老之御作候詩作之法之儀二而御座候、其御方へ御座候ハ、早々御持せ可被遣候、恐惶謹言、

七月十九日

茂 (花押)

【解説】

多久茂矩より多久茂辰に宛てた書状。「茂明」の表記から年次の上限は寛永十三年、「出雲」の表記から下限は明暦元年である。書状の内容から茂辰・茂矩は在国と考えられる。「水江事略」寛永十四年、寛永十八年に、瑞巖慶順が茂矩の読書之師であることが記されている。

五二六 多久茂矩書状 (折紙)

猶々、上使(指カ)拔さわり罷成候二付而、不罷越様ニと被仰候通、別申

聞候、以上、

御状之趣、具奉得其意候、然ハ、隣端哀成躰共ニ御座候故、鷹なども御仕不被成之由、御尤二候、自然、上使御通二候ハ、其時分、道橋被仰付候二付而、方々御かけ行被成候儀、御気色悪敷御座候条、難成被思召

上之由候、夫二付而、某罷越候様ニと被仰候、則も罷越候へ共、『今晚
八万仕廻かたく御座候条、明朝早々罷越、悉皆可申上候、恐惶謹言、

出雲守

十二月十五日

茂(多久茂)
(花押)

作州様

参人々御中

【解説】

多久茂矩より多久茂辰に宛てた書状。茂辰・茂矩ともに在国か。
年次について、「茂」の表記より寛永十三年を上限と仮定する。下限
は出雲の表記により明暦元年である。寛永十四年は天草・島原一揆
(島原の乱)により除く。また寛永十七年は、十二月に茂辰が上府
しているので除く。鍋島勝茂による上使通行時の指示が記された書
状に、寛永十六年の馬場利重・大河内正勝(一一五号、二月十九日
付)、同年の兼松正直(二四三号八月九日付、三七三号九月十七日付)、
同年の太田資宗(二五〇号六月晦日付、二五五号七月五日付、二一
六号九月九日付)、正保二年の新見正信(二二七号六月二十五日付)、
正保三年の日根野吉明(一一六号十月二十六日付)などがある。

五二七 多久茂矩書状(折紙)

猶々、殿様御事、今日桑名(伊勢桑名郡)より宮へも御船方鍋田通(尾張愛知郡)御渡海、御

着已後も益御機嫌能被成御座候条、可御心易候、於其元、其方儀弥

無事、其外一門中、無相替儀候半と存候、弥皆々無異ニ共候哉、便

二承度存候、此書中之趣、(鍋島清長) 図書・主膳・外記、(北島則虎) 其外勘解由親子など

へも、序之折、伝言申候段、兵庫殿・民部殿間より御達可然候、七

之介父子へも一伝申候段、御心得可然候、以上、

一筆申遺候、(鍋島光茂) 先以、殿様御事、今度ハ別而御機嫌好、中国路も如御日

積、御越被成、大坂御発駕已後も御勇健、被遊御旅行、恐悦可為御同意

と存候、我等事も船中已来、気色勝不申候へ共、面白つくニ只今迄ハ御

供申罷越事候、乍然明日渡よりハ、御旅行之道度遠御越被遊儀候故、江

戸迄御供立ニ罷越候儀、気色任所存間敷様子ニ而、令迷惑事候、併太抵

者、只今迄之気分、無別条候条、心遣被申儀ニてハ無之候、実々伏見・

大津へ御借銀主共大勢罷出、事六借、何角申候へ共、面白つくニ漸申宥、』

差戻申候、其後大津御通之時分、石部源蔵出入之町人罷出、御直ニ訴訟

可仕といたし候得共、御陸目付之者能致心遣、無別条、相澄申、悦申事

候、ケ様之儀も、我等へ事六ケ敷申掛候へハ、色々取合も難仕儀共、可

有之候へ共、ケ様之儀も何角迦、我等取合不申候而相澄候首尾ニ成、只

今迄ハ災難をも遁、仕合ニ存事候、其外御供立太抵無別条候間、可御心

易候、細々之儀ハ、被下候衆杯、咄御聞候半と存候、何事も江戸より委

細可申遺候条、不能詳候、恐々謹言、

長門

(貞享二年カ)
十月廿七日

(多々)
茂矩 (花押)

(多々茂文)
伊豆殿

(多々安應)
兵庫殿

(多々安應)
民部殿

【解説】

多久茂矩より多久茂文等に宛てた書状。茂矩は、参勤で愛知県鍋田付近に逗留中。多久茂文等は、国元である。「水江事略」によれば、光茂の参勤に茂矩が同行するのは、寛文元年、同十一年、天和元年、貞享二年である。年次は、茂文が伊豆を称する延宝六年以後の天和元年、貞享二年のいずれかと考えられる。宛名に、茂辰四男安英(貞享元年歿)が記されていないことから、安英歿後の貞享二年が有力。「御屋形日記」によると鍋島光茂・多久茂矩は貞享二年十月一日江戸を発ち(「御屋形日記」一、六三頁)、十月二十二日大坂を発している(同七十九頁)。

追而、書状相認候而、ほし多ひ相見え候付而、御内方之者へ相副申候、以上、

昨晩者、預貴札、致拝見候、先以御機嫌御別条無御座由、珍重ニ奉存候、私儀も昨今ハ気色無別条罷有事候、寒ニ痛み、何方へも罷出、致養生罷在候、明日者日和など能候ハ、そろそろ鶴など仕見可申かと存事ニ候、仕合之儀共、重而此方より可申上候、然者、昨晩采女(多々安應)へ被仰聞候御書面、今朝致拝見、一々御尤之儀ニ奉存候、夫ニ付而、采女へも、先キ以、心持之儀共申聞儀候、今日其元罷越候条、弥御直ニも可被仰聞と奉存候、随而今日爰元市ニ候条、何ぞ御料理ニも相成候物、差上』度存、色々見合申候へ共、能物無御座、何をかなと存候志迄、為御慰、しき・ゆす・大根、指上申候、次ニ御内方被召仕候者共へ、御くハせ被成候而、被成御覽御慰ニも哉と、さわら二つ、是又差越申候、御慰ニも相成候へハ、幸ニ存候、今日渡之御機嫌之躰、御返事ニ可被仰聞候、恐惶謹言、

長門

十月廿四日
(多々茂文)
茂矩 (花押)

作州様

進上

【解説】

五二八 多久茂矩書状 (折紙)

多久茂矩より多久茂辰に宛てた書状。在所は両者とも国元と考え

られる。多久安輝は、承応三年から証人として江戸に赴き、寛文五年帰国し、のちに民部と改める。年次は、安輝が佐賀に戻った寛文五年以降で、茂辰歿年より寛文八年以前。関連として多久家所蔵文書五四号（佐古一〇）は、同日付けの茂辰から茂矩宛書状で本状の返書と考えられる。

五二九 多久茂矩覚書（竪紙）

（編裏封上書）

（墨引）

兵庫殿

まいる

（付巻）多久茂矩
「玄山様」

猶々、其方気色如何、能候而、御用共被相達儀二候哉、弥無迦御心遣、不能申入候、只今取込候て、少隙之時分、御報待入申候、以上、上使、段々首尾能御通之旨、令承知、別而目出度存候、当地定而無別条、追付御発駕可被成と存候、弥無迦様二御心遣、尤二候、小田二而も、一入首尾好様子共、定而縫殿方注進可申と存候、此方之者共方申来候様子、貴殿迄申遣候様二と、昨日申付候、定而御聞候半と存候、昨晚今朝之当地うつら之様子、相替儀共無之候哉、若様子有之儀共御聞付候ハ、其元隙次第、可承候、旁為可申承、如此二候、以上、

【解説】

多久安胤より多久茂矩に宛てた覚書。安胤、茂矩ともに在国。上使の通行の様子を伝えている。年次の上限は、多久安英が寛文八年八月以降に縫殿を称することから寛文八年、下限は安英が歿する貞享元年。

五三〇 多久茂矩書状案（折紙）

猶々、右貴様如御心遣、豊後之儀、惣様無心元在所二候、殊きりしたん出候儀、同国之儀候条、彼表為聞合、扱又天然欠落者、其外不慮之儀共有之時、此方より心遣之便二相成候様二と致吟味、豊後此方御領分へも、別用所之儀共も幸有之ニ付而、代官差越、承合儀二候、右ハ如何ニも小人数二而、手軽ク差越召置たる儀二候、万一不審成儀など可有之時分、申送之ため、心遣迄ニ如右二候、内々左様ニ可有御心得候、其元方も若思召寄之儀共候ハ、長崎表御聞合候上、可被仰越候、已上、

態宿次二而之御状、具ニ拝見、別而御心二入、御心遣之段、乍案中存候、如御紙面、豊後境、細川越中殿御領内、きりしたん出申候由、於其地も取沙汰有之由候、其段、此間深江吉右衛門方此方申越候付而、彼地之様

子をも今程承合半二候、惣而豊後方角、(天女義經)前代屋形より始、一国きりした

ん宗門二付而、大村有馬などの類二、宗門再発之者有之而ハと思召之由、

御尤二存候、大抵彼地之様子も相替儀無之、肥後領分之儀ハ何も被搦捕、

被相仕廻たると相見え申候、彼所近所脇々之領二も、少々有之左右成様

子共二而、今時分穿鑿有之と見え申候、今迄ハ百姓等迄二而、差而心遣

など可有之様子二ハ相見え不申候、乍然、此先如何様之儀共可有之哉、

無心元存事候、爰元よりも町人』遣置承合候、若替儀共候ハ、其元へ

も可申越候、尤長崎御政所へ、実正之儀共、肥後表方注進可有之候条、

心得二可相成儀共ハ御聞繕、可被仰聞候、先申候ハんを、(光茂)殿様御事、

少御咳気心二御坐候へ共、右肥後之様子など被聞召付、防州室積方陸御

上り被成、去ル二日、(豊前在敷郡)内裏被成御着、今晚ハ轟木御一宿被遊、明五日二

可被成 御入城之由申来候、追付其地へも可被成御見廻候条、可被得其

意候、御見廻之御時分ハ、先立而、(利由)下村七右衛門被仰付、与兵衛殿へ御

尋被成儀二候、為御心得候、猶期後音、不能詳候、恐惶謹言、

(茂矩) 多久長門

六月四日

鍋嶋志摩様

御報

【解説】

多久茂矩より鍋嶋志摩（茂里〔寛文元年歿〕、或いはその子茂春）

に宛てた書状。茂矩は佐賀。志摩は長崎。細川綱利領肥後国の豊後

境で、切支丹が捕縛されたことに関しての情報と、光茂が江戸から

帰国し轟木に到着したことを知らせている。光茂の家督相続から明

暦三年以降。「徳川実紀」には、万治三年八月十四日条で「豊後・肥

後での切支丹捕縛し、投獄した者を放去せしむべし」の記事あり。

また、万治三年に比定される七月二十一日付の五五九号文書では、

「(鍋島光茂)たんこもせん月七日二何事なくつき申され候よし」と、六月七日

に光茂が佐賀に到着したことが触れられている。

五三一 多久茂矩書状（縦紙）

(端裏封上書)

（墨引） 作州様 (多久茂矩)

長門

茂矩 (多久)

猶々系図見え不申候儀、我等迄も迷惑二内々存候処、出申、別而目

出度奉存候、何も一兩日中罷出、可申上候、以上、

従是、可申上と奉存候処、御懇之貴札、忝致拝見候、先以、夜前ハ結構

なる取持共二而、(馳)殊外之地走に候、而次第之首尾ハ可被聞召上と奉存候、

今朝者、御東江被召出、色々被入御心候儀共二而、何も忝見物など仕

候、別而 殿様も御機嫌も能被成御座、下以も太悦此事候、随而、先日より見え不申候系図、被御覧出之由、扱々珍重ニ奉存候、右之故、御氣かゝりニ被思召之由候処ニ、一段之儀、太慶無此上奉存候、何も罷出、御面ニ而、万々可申上候、恐惶謹言、

九月十三日

茂矩（花押）

【解説】

多久茂矩より多久茂辰に宛てた書状。茂矩、茂辰ともに在佐賀。勝茂、光茂の別邸御東を訪ねたこと。系図が見つからないと案じていたが、見つかり安堵したと知らせている。年次は、上限が茂矩が長門を称する明暦二年、下限が茂辰の歿年月から寛文八年。

五三二 某覚書（折紙）

羨敷候覚 （付箋）（多久茂矩）
「玄山様」

一朝寝起に青々としたる山見やり、雉の方々ニ羽打候など聞、目を醒し候事、

付、近所ニ立出候へハ、いそろノ花など咲こほれ、卯花も茂りたる藪ノ、露など持候而居申ニ、もりたる木ノ上ニハ、鶯の法花経と啼候体、見申度事、

一野山などにつゝしノ咲こほれ、真赤ニ真青ニ、面白キにほひなどノいたし候体、扱又、雲雀ノ方々囀、わきノ山ニハ松蟬などノ大夫とのをとなへ候を聞様ニ候而、見申度事、

一朝晩、郭公 なたかすかなるも有、耳もひしけ候様なるも可有之と、是又承度事、

付、蚊ノ一つもぶめかさる事、

此外ニ者、些気色入候条、右程ハ不存候、乍去、

一天山ノ狩、』

一片せき、

一帰りニ早船之事、

右之外者、色々様々、筆ニも難及候、以上、

卯月十日

【解説】

ある人物（多久茂矩の付箋有）の好む所を書き上げたもの。年次不詳。

五三三 某覚書（折紙）

（付箋）（多久茂矩）
「玄山様」

追而、只今、近年珍敷なる震申候、其元如何と申事候、徳寿院其外、

（多久安順室鍋島氏）

気色ニもあたり不申候条、可御心安候、以上、

御念入御使、殊鷹之鴨二羽・市之鯛、送給、御志と存候、何様、明朝天

神祭振舞ニ出し可申候、随而、夜前手頭ニ而申遣候、如何、相届申候哉、

右手頭ニハ、鶴所々御仕有間敷由、申越候へ共、其元隼しる御仕候儀、

難成由候、於然者、鶉之儀、屋形近所、川のほり・くつ崎迄ハ、可有御

仕候、雁ハ縦我等罷登候共、鉄炮ニ而打可申用所、無御座候条、随分鉄

炮ニ而御打可然候、』我等西目へ可相越儀も、睨不相分候、爰元相易儀も

無之候条、緩々と可有御休息候、以上、

霜月廿四日

【解説】

受発給者不詳の覚書。『佐賀県史料集成』では付箋「玄山様」により多久茂矩書状としているが、発給者は藩主の鍋島勝茂・光茂または多久茂辰で、茂矩は名宛人の可能性もある。年次も不詳だが、「徳寿院」がみえるので、多久安順歿後・安順室徳寿院存命中の寛永十九年から万治元年の間。文中で翌朝の天神祭や起きたばかりの地震のことに言及しており、受発給者はいずれも在国で、比較的近くにいると思われる。

五三四 多久茂矩書状（縦紙）

（墨引結封上巻）

（墨引）

（多久茂辰）
作州様

参

長門

（多久茂辰）
茂矩

貴札拝見仕候、先刻申上候儀共ニ付而、明後日吉日候条、大抵ヲ御相談可被成候条、可罷出之旨、奉得其意候、従御前之御用副、無御座候ハ、別ニ差合無御座候、何様罷出、御相談可申上候、次ニ長崎仕組之書立、名書迄、書分候を、可差上之由被仰候、則、神右衛門手前ニ御座候を、御使ニ相渡申候、被聞召上処も御座候ハ、神右衛門可差上候、恐惶謹言、

卯月十四日

茂矩（花押）

【解説】

多久茂矩より多久茂辰に宛てた書状。茂矩と茂辰は共に在国、当時藩主も在国か。年次の上限は長門茂矩から明暦二年、下限は茂辰存生により寛文八年。なお、日付と差出書は文書の袖に書かれている。

五三五 多久茂辰書状（折紙）

（付箋）（多久茂矩）
「玄山様」

猶々、山階弥右衛門道中も首尾能咄被申、京都へ被相送候哉、冷水
二而難儀申候様子承、わらひ申事候、城須賀事も定而道中無別条、
京都へ被送候ハんと存候、さ様之儀も、便二可承候、靄田事、其元
より之到来次第、迎二罷上度と申事候、以上、
得便宜、令啓達候、仍、何時大坂着二而、海道弥機嫌能、何比江戸御着
候哉、扱又、公儀御首尾能、被相達候哉、左様之儀、日々夫而已案申事
候、於此地、無別条、我等夫婦弥堅固二候、徳龍事も、其方発足之日ハ
何と哉覽、機嫌不然々候つれ共、翌日より別而機嫌能、息災二御座候、
其外、家内、無替儀由候、扱又、兄弟共何も無事二御座候条、可御心安
候、將又、（重前企救郡）内裏方之書状、具二披見、大慶申候、然者、轟木打立之日ハ
曲天氣二而、爰元も如形之大風二而、其方機嫌など無心元存候処、無別
条、』翌晩内裏着、追付乗船二而、十日之朝、殊日和能、順風二而、下関
出船之由承、爰元何も別而令満悦候、定而其日ハ上関着か、猶夫方も先
迄か、可為御越と存候、翌十一日も爰元ハ能日和二而御座候条、右両日
二、如形行船二而、室近ク迄も可為御越と存候、乍去、晩方二ハ爰元ハ
順風少あらく御座候条、如何候つる哉と、何も申合候、扱又、十三日晚
よりハ爰元雨天、十四日五日迄、水出候程之大雨二而、其元之儀而已案
申候、右両日ハ何方二御滞留候哉、定而』（後欠）

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた書状。本文書は後欠で、『佐賀県史料集成』は文書名を多久茂辰書状とするが、多久茂辰書状が正しい。年次は寛文四年。

本文書の受給者は、幕府がらみの用件で江戸に向かつており、某月上旬に出立、同日に内裏（大里）を出船している。書かれている内容は、十三～十五日の荒天や徳龍の話題等、多久家所蔵文書全八七号七月十九日多久茂辰書状（茂矩宛）の示す状況と符合しており、本文書は、同年同月、右八七号と同様に、茂辰が江戸に向かう茂矩に宛てて国許から発した書状と考えられる。

「水江事略」によれば、多久茂辰の存生中茂矩の江戸参府は三度あるが（明暦二年二～四月・寛文元年九月～翌四月・寛文四年七月～九月）、七月出立を示す本文書と時期が合うのは寛文四年である。このとき茂矩は寛文印知の御礼の使者として参府している。茂矩の行程は、関連史料の五〇・五〇八・六一二号も合わせて整理すると、七月七日佐賀発、八日轟木発、九日晚大里着、十日大里発・上関着、十五日上関発であり、本文書は前掲の関係史料等から寛文四年七月十五～十九日の間に発せられたものと考えられる。なお、「水江事略」によると、茂矩は八月上旬着府、十五日登城、同月下旬江戸発、九

月中旬に帰国している。

五三六 多久茂矩書状（堅紙）

（端裏結封上巻）

長門

（墨引） 作州様（多久茂辰）

参

茂矩

御作事御氣被入、御氣色御快被成御座候段、被仰聞、太慶不過之奉存候、石之上之儀被仰聞候、今少之儀候条、何方安キ御事たるへく候、其元方被仰聞候ハ、随分相調候様、役者共へ可申付候、将又、今時まれ二候兼好法師之掛物、御持せ被下、何様秘蔵可仕候、明後日も則御掛物かさり可申と存事候、何も以貴面、可申上候、委細ハ巴行へ申含候条、彼者可申上候、恐惶謹言、

十一月十二日

多久茂矩（花押）

【解説】

多久茂矩より多久茂辰に宛てた書状。茂矩と茂辰は共に在国、當時藩主も在国か。年次は、茂矩が長門となっており茂辰が存生のため明暦二年から寛文八年の間。なお、本文末尾の「委細ハ」以下、日付と差出書までは追而書の位置に書かれている。

五三七 岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息（折紙）

猶々、もんどさまも、今月廿日時分二も御□□候はんかとそんなし候、

あなたへたのみ申候文とも二は、日つけ十五日といたし候へハ、そ

んしの外、御たちものひまいらせ候事にて御さ候、日つけいかうち

かひ申候事、右のやうすにて御さ候、何れもさま、さやう二覚しめ

し下され候へく候、さくしうさまへ申上候御詠歌、御かきなされ下

され候はんよし仰られ候、せつかくまちないらせ候ま、やかてあ

そはし下され候へく候よし、御つたへたのみ上申候、めてたくかし

く、

一筆申上まいらせ候、御あつらへの源氏のもし、くさりかき申候ま、

進しまいらせ候、もはやかやうの事も、今程はうちたへ、かきまいらせ

候ハす候ま、ことの外ふいてきに御さ候、いか、御氣にいらせられ

候はんやと、御心もとなくそんなしまいらせ候、地かみもせつかくねんを

入申候か、これもさしてけつかう二は御さなく候、御きに入候ハす候ハ、

又々仰られ下され候へく候、さくしうさまへ、りよくわいなから御ひ

とつ二申まいらせ候、私詠にて御さ候を一しゆかき上まいらせ候、わた

くし御らん被成候とお□□めし候へと、仰られ候へく候、おみつ殿へも

一つみ進し申候、これも私詠ともにて御さ候ま、さやう二御心え、

御らん候へと申度御さ候、御めい／＼文にて申入候はんか、もんどさま(備宜)御ひんぎに文進し申候に、こま／＼申候まゝ、かはる事御さなく候ゆへ、

御ひとつニ申まいらせ候、御ゆるし下され候へく候、めてたくかしく、
(寛文四年)後五月廿七日

方

まいる おばさま(多久茂辰室鍋島氏)

まん(岡部与貞室鍋島氏)

人々御申上

【解説】

岡部与貞室鍋島氏(まん、真常院)より実母の多久茂辰室鍋島氏(天性院)に宛てた消息(茂辰の娘まんは小城藩主鍋島元茂の養女となつたため、実母を「おばさま」と呼ぶ)。まんは在江戸、天性院は在国。年次は寛文四年。

まんが江戸に上つた寛永十六年以降で多久茂辰存生中(寛文九年一月六日歿)に閏五月がある年は正保二年と寛文四年だが、正保二年だとまんはまだ九歳で、本号のような内容の消息の書き手としてはそぐわない。また、本文末尾や追而書でまんが十五日付の書状を託したとする鍋島武興は、寛文印知に伴う判物改のため大木知昌・石田惟之と共に参府しており(佐近八一／四三二頁)、本書状が寛文四年であることを裏付ける。

五三八 岡部与貞室鍋島氏(真常院) 消息(折紙)

なを／＼、さくしうさまへ申上候、せんどハ御たんさくあそはし候て下され、折／＼なかめ入、かたしけなく御ゆかしくせんしくらし

まいらせ候、(岡部与貞室)ゑもん事せい人申候事、一度御めにかへ申たくねかひ

まいらせ候、かしく、

又ひやうこさま御事、いつそや比ハ御ちひやうおこりまいらせ候由(安風)

承候か、いまほといかゝ御さ候や、御心もとなくせんしまいらせ候、

御しんもしさまも御そくさいニ御さ候や、御事つてと申たく御さ候

／＼、

西三郎兵へくたりニて御さ候まゝ、文にて申上候、こゝほとへのほり申候時分ハ、そこ御ほとへ御いとまこひニまいり申候ニ、わざと御よひな

され候て、御めんニて、わたくしへの御事つて、口上にてこま／＼承、

かたしけなくせんし上候、おはさま方の御事つても、くわしく承申候、

今時分みなさま御さけん能御さ候事、めてたく存まいらせ候、(多九茂)なかとさ

ま五もしさまも、うつしく成人のよし、めてたさ、御まへさまかた御

まんそくと、おしはかりまいらせ候、此たよりニ、御めい／＼さまへ、

へちニ文進し度御さ候へ共、ちととりこみまいらせ候事御さ候て、りよ

くわいなから御ふさた申候、御ひとつニいたし候事、御ゆるしくたされ

候へく候、まつく(鍋島直能)あもしさま御事、道中舟中御きけんよく、先月十三

日ニそこもとへ御つきのよし、めてたさ、御そもしさまかたさも久々ニ
て御けさんあそはし、御まんそくの御事とそんし上候おばさまへ申候、

いつも口くセのやうニ御さ候へとも、いまほと何とも人すくなにて、こ
とかきまいらせ候まゝ、何とそ御たんかうなされ、あたかもとしのより

たる』女子一人御のほせ下され候へく候、はやく(小督)まいり候やうニかな
とねんし申候、こかう一人ニて、何ともことかけ、こかうもひやうしや(病者)

ニて御さ候へハ、わつらいかちニのみ御さ候て、万事おさへたるやうニ
御さ候、こゝもとニても、一人としはへのもの、をき申たくハ御さ候へ

共、あにさま方、(鍋島直能)兩人もし下され候ハ、にわかニいだし候事も成かた
く御さ候ゆへ、それニさしあい、(江戸)今たゑとよりもおき申さず、つかへた

るやうにてことかきぬまいらせ候、そこもとよりさへ、はやく下され候
へは、まつくすこしハ心やすく成申候事にて御さ候、此よし、よくノ

なかとさまへ、御ふう(多久茂辰・豊)婦さまにて御たんかう被成、はやく御のほせ
被成下され候へかしと、ねんし入まいらせ候、こゝもとにて、(多久茂辰)うねめ殿

一たんと御そくさいニ御さ候、わたくしともゝそくさいニ御さ候、ゑも
ん事もことの外物くしくせい人いたしまいらせ候、御心やすくおほし

めし下され候へく候、めてたくかしく、

まいる (多久茂辰) さくしうさま

ま (岡部与貞室鍋島氏) まん

おはさま

人々御申

【解説】

岡部与貞室鍋島氏（まん、真常院）より実父母の多久茂辰夫妻に宛てた消息。まんは在江戸、茂辰等は在国。年次は寛文四年。

本文冒頭に見える西三郎兵衛は小城藩の家臣で、「直能公年譜」によれば、寛文四年に直能の御暇帰国の在着使者として参府、六月二十五日付の老中奉書を受領している（佐近二一／六一三頁）。西は参府前に茂辰夫婦に面会してまんへの言伝を預かってきたとみられ、本文書は幕府への御礼を終えて帰国する西に託されたものである。

なお「直能公年譜」は直能の西ノ丸着を五月二十三日とするが、所引の老中奉書には「先月廿三日在所到着」とあり、直能の帰国日は閏五月二十三日と考えられる。本文中に「あもしさま御事、道中舟中御きけんよく、先月十三日ニそこもとへ御つき」とあり、日付の齟齬があるものの閏五月を先月と言っているので、本号は寛文四年六月の発出であろう。

また、本文中に見える「こかう」（小督）は、まんが小城鍋島家の養女になった寛永十六年当時から付いていた古参の女房で、岡部与貞に入興した際もつぼね（局、寛文四年三月歿）と共にまんに随い

岡部家に入っている(佐近二一／四四五頁)。つばね歿後のまん付の女房の手配のことは、五四四・五四八・五四九・五四三・五五一号の真常院消息や五五三・五五八・五六五号の天性院消息草案等で経緯が知られ、翌寛文五年二月三日付真常院消息(五四五号)では小城鍋島家から後家が一人派遣されていて(まさきと名付けられる)、一応の決着をみている。なお詳細は五五一号の解説を参照。

五三九 岡部与貞室鍋島氏(真常院)消息(折紙)

なをく、(鍋島直徳)かいの守さまも、御しゆひよく、御いとま出まいらせ候、(首尾)やかてそこ御ほとへ御くたり(下)にて御さ候ハんと存まいらせ候、(高源院 鍋島勝茂継室)ばさまも一たと御きけんよく御さなされ候、(達者)ことしハひとしほ御たつしや二御さ候まゝ、御心やすくおほしめしなされ候へく候、(多久安輝)こんの介殿も御そくさいに御さ候、(息災)わたくしとも一たんと(機嫌)きけんよく申候、(多久茂辰)さく州さまへもへち二文進し候ハんか、御返事も御むつかしくと御事つて申候、御ゆかしさ』と仰られ下され候へ候、(多久茂矩)なかとさま・ひやうこさま・おみつ殿、(多久安輝)其外みなくへ、御事つて二、よきやう仰られ下され候へく候、こまく申上候ハんか、ちととりこみ申候まゝ、大かた申上候、くれく、今ほど、御まへさまかた御きけんよく御さ候や、うけ給たくそんしまいらせ候、

めてたくかしく、

(鍋島直徳)あもしさまより御のほせ候ししや、(使者)帰りまいらせ候まゝたより御うれしく、文にて申あけまいらせ候、そこ御ほと、(徳寿院 多久安順室鍋島氏)とくしゆ院さまはしめ、御ふうふさま其外、みなく御きけんよく御さなされ候よし、めてたくそんしまいらせ候、『ひさしく文の御たよりもうけ給候ハす、御物遠に存まいらせ候、(鍋島直徳)あにさま御事も、道中御何事なく、(見文字)そこもとへ御つきにて、御けもしあそハし、(満足)御まんそくの御事と、をし計まいらせ候、めてたくかしく、

七月卅日
(万治三年)

水かえにて

まいる おはさま
(多久茂辰室鍋島氏)

人々御申候

満
(岡部与貞室鍋島氏)

【解説】

岡部与貞室鍋島氏(まん、真常院)より実母である多久茂辰室鍋島氏(天性院)へ宛てた消息。居所は、真常院は在江戸、天性院は在国。年次の上限は、多久安輝が証人として在江戸となる承応三年、下限は徳寿院(多久安順室鍋島氏)の歿年より万治三年、そのうち、鍋島直澄が七月に就封の暇を賜る年が万治三年であることから、年次は万治三年。

五四〇 岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息（折紙）

なをく、御まへさま御ふたりさま、その外みなくさま、御そく
さいニ御さ候や、御返事ニうけ給申候へく候、そこもとにしの丸ニ
て、せんつる殿いよく御無事ニ御せい人のよし承、御うれしくそ
んしまいらせ候、さためてそこ御ほとへハさ牛くおハしまし候
ハんと、そんなしまいらせ候、めてたくかしく、

あまりこの中は、うちたえ御ひんきも承候ハす候まゝ、よきた方御うれ
しく一筆申上まいらせ候、御まへさま、さく州さま、いよく御機けん
よく、なかとさま其外何れも御無事ニ御さ候ハんと、めてたくそんな
いらせ候、時分ながら、けしからぬあつきにて御さ候か、そこ御ほとに
は、いかく御さ候やとそんなしやりまいらせ候、御そもしさま御きしよく
もいやましよくならせられ候や、御きまほしき、そののみ御うわさ申
上まいらせ候、さくしうさまも御きけんよく御さ候や、へちニ文進し申
度御さ候へとも、にわか（一應外）の事にて、文かす』したゝめ候事、心あわた
しく御さ候まゝ、りよくわいなから御ひとつニ申上候よし、よくく仰
られ候て下されへく候、なかとさま・ひやうこさま・大りきさま・
将監殿・おみつ殿にも、御心えなされ候て、こまくと仰られ下され候
へく候、いつれもさま、いつもく御なつかしき、御うわさまで申くら

しまいらせ候、こゝもとにて、うねめ殿も一たんと無事ニおハしまし候、
わたくしもおやこながらそくさいニいまいらせ候、御心やすくおほし
めし上られ候へく候、めてたくかしく、

七月三日

水か江

まいる おはさま

人々御申

【解説】

岡部与貞室鍋島氏（まん、真常院）より実母である多久茂辰室鍋
島氏（天性院）に宛てた消息。年次の上限は、右衛門の出生後であ
ることから寛文元年、下限は、安輝が証人として在江戸であるため
寛文五年。居所は多久茂辰、茂矩は在国。

五四一 岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息（折紙）

なをく、今のまゝにてそたちまいらせ候ハ、末はんしやういた
し候ハんと、よろこひまいらせ候、いまほとハ、やうしやうくすり
なども、一あなたのみまいらせ候て、たへさせ申候、さてく、
おはさまの御事、あもん事、そこもとにてもいかほど覚しめし候

ハんと申候ニ、多もん事、一しほ御残多、覚しめし下され候よし、
文のうちみまいらせ候て、さこそと、いと涙をなかしまいらせ候、
御まへさまへ御なけきかけ申候事、わたくしの御ふかう申候にて
御さ候と、一入くちをしさなから、さらにせいなき事、申もかいな
き事にて御さ候、さきのたよりに、なかとさま方、てんせう院さま
(天性院、多久茂辰至鍋島氏)
御かたみもの共一箱、御のほせ下され候、ま事ニ『わたくしハと
(形見)
をく二い申候に、よくそおほしめしつけ候事と、□たしけなく
そんな候、御かたみの物とも見申候ても、いと涙のみにて、御す
かたを見申候心地いたし候、くれくれ太郎多もん物かたりニも、御
そもしさまことの外御つより被成、御きけんよくみへさせられ候
よし申され候事承、かすくよろこひ入まいらせ候、めてたくかし
く、
丹後さま御ししや二てのほり申候多そい太郎多もんとう人、御そもし
(鍋島光茂)
さまより御事つて御たのみ被成候よしにて、私かたへわざとまいり、文
ともとけ申され候、御事つてのとをりも、くハしく承まいらせ候、今
程そこもみなさまなから御きけんよく、ことに御そもしさま御事、け
つく此中方御つよりなされ候由、御ふみに仰下され、数々御めてたさ、
うちつゝきあしきしあわせとも御さ候へは、御そもしさまをこそ、一入
御たのもしく、千とせのほともかきりなく、朝夕ねんしくらし申候に、
(気色)
御きしよくよく御さ候事承、むねあきたる心ちいたし、よろこひ上申候、

いよく御ゆたんなく御用しやうあそはし、御つよりなされ候やう二
なされへく候、こゝほど、わたくしとも三人なからそくさいニ、おつち
事むまれつきことの外物つよく御さ候、めてたくかし、
(寛文七年乙)
九月十五日

多久

まいる さく州さま

御返事

まん
(岡部与貞室真常院)

【解説】

岡部与貞室鍋島氏(まん、真常院)より実父である多久茂辰に宛
てた書状。年次は、天性院の歿年月日が寛文七年六月二日であるこ
とから、寛文七年の可能性が高い。居所は、多久茂辰は在国。

五四二 岡部与貞室鍋島氏(真常院) 消息(折紙)

なをく、こゝもとにても、高源院さま一たんと御きけんよく、
(多久安藤)
こんの介殿も御そくさいに御さ候、わたくしも、はんしやうの後、
いよくきけんよくの申候まゝ、御心やすく覚しめし上られ候へく
候、又春の御しう儀と仰られ、文下され、いく久しくと、めてたく
なかめ入まいらせ候、

一さく州さまより、こかう・つほねへ、銀子一まいつゝ、御しう儀下され候、又、三さへもん・久ゑもん・さくひやうへニ、百疋つゝはいりやういたし候、御まへさまより、右何れの物ともへ百疋つゝ下され候、誠に御ふうふさまにて、『としよりとともへ、めい／＼御いわ井下され、まことにかたしけなさ、一かたならぬ御心つかい、申上候はんやうも御さなく候、それ／＼も、かたしけなかり、わたくしよりよく／＼御礼申上候へと申まいらせ候、ことさらこかう・つほね・久ゑもん事、ひとしほかたしけなかりまいらせ候事、大かたならぬ御事にて御さ候誠に三人ながら、わたくしへのほうかう、ことの外ねん比に御さ候に、そこ御ほど御ふたりさまより御懇に御あなされ、一色つゝはいりやう申、数々かたしけなかり申候へは、かさね／＼わたくしへの御おんのほと、申つくしかたく、かたしけなくそんし上候、かやうの御事も、御めにかゝり候てかな、『御礼も申上たさ、朝夕／＼そんし候たるまでにて御さ候、申上たき御事山々ながら、御らん被成候事御むつかしくと、ひかへまいらせ候、くれ／＼おひた／＼しく御いわ井下され、した／＼までへ御しう儀下され、いく久しくといた／＼きまいらせ候、めてたさかさね／＼、かしく、御とを／＼のところ、(多九夜夜) さく州さま、(多九夜夜) なかとさまら、(多九夜夜) 態御ししや御のほせなされ、御まへさま方も、(多九夜夜) 文かたしけなくそんし上候、ことに御三人さまより、御もくろくのことく、めい／＼御しう儀下され、かす／＼かた

しけなさ、いく久しくまん／＼ねんも相かわらすと、いわ井入まいらせ候、さりながら、あまりおひた／＼しき御事にて、いたみ入まいらせ候、御まへさまよりは、(同部身男某) ゑもんかたへ、うつくしき』うふき三つ三百疋下され候、かたしけなくそんし上候、さくしうさま方へ、ゑもんかたへ大せつの大判一まい、のもし一箱下され候、いく久しく、としたけ申候までのたからと、一入かたしけなさ、いた／＼かせまいらせ候、わたくしへも銀子五まい、御たるさかな、御まへさま方も三百疋下され候、かたしけなくそんし上まいらせ候、なかとさまよりも、わたくしへちりめん二まき、ゑもんかたへハ銀子一まい、ちりめん三まき下され候、誠に御めい／＼さまより色々さま／＼の御心つかい、かたしけなさ、ふて二つくし』かたく、御心さしのほと、あさからす存上まいらせ候、わたくし事も、はんしやうまへ、ことの外わつらいまいらせ候て、あやうき命もうけ、たやすくはんしやういたし、御まへさまかたへも御よろこひあそはし候事、うす／＼御うれしさにて御さ候、ゑもんもことの外せい人いたし、物々しく、もはや物かたりなどいたしまいらせ候を、御まへさま御ふたりさまへ、ちと御め二かけ申たさ、朝夕こかう・つほねと申くらしまいらせ候、ほど遠く御さ候へは、(同部身男) そんしてもかなわぬ御事やと、(同部身男) 申まいらせ候御事にて御さ候、『まつ申上候ハんと、(同部身男) 丹波さま・つしま殿への御事つて、くハしく文のをり申つたへまいらせ候、御おや子ながら、こま／＼と御事つて、かたしけなき由、我身よりよく／＼御礼申進し候へと

の御事にて御さ候、丹波さま・対馬殿よりも、御そもしさまへ文まいらせ候、まつ／＼そ御ほど御ふた所さまはしめ、いつれも／＼御きけんよく御さなされ候よし、うれしくそんしまいらせ候、めてたくかし、

水かえ

方

まいる (多久茂室鍋島氏)
おぼさま

(岡部与貞室鍋島氏)
満

御返事御申候

【解説】

岡部与貞室鍋島氏（まん、真常院）より実母である多久茂辰室鍋島氏（天性院）に宛てた消息。年次は、岡部与貞男（右衛門）の出生が万治三年十二月九日、高源院在世中（寛文元年九月歿）かつ「春の御しう儀」と本文中にあるので、寛文元年である。多久茂辰・茂矩、天性院は在国。まん、高源院、岡部与賢・与貞は在江戸。

五四三 岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息（折紙）

猶々、さく州さま一たん御きけんよく御さ候よし、御うれしくそんし上候、御事つてのとをり、くわしく承と／＼け申候、へち二文進上候はんか、右申候ことく、いそきゆへ、これもやう／＼二かき申候、わけいか／＼とそんし候、こゝもとにても、(岡部与貞男) 多もん・わたくし、

そくさい二み申候、／＼、うねめ殿も御そくさい二御さ候、／＼、菊月廿四日の御日付にて、御こま／＼との文、かたしけなくはいけんいたし候、御そもしさま御事、道中舟中御無事ニ、はや／＼御国もとへ御つきのよし仰られ、ひとしほめてたくそんし上候、そこもとへ御くたりつき候ても、いよ／＼御機けんよく御さ候事、御めてたく存候、さく州さま・おはさま、みな／＼さまも、御そくさいにて、御そもしさままぢうけまいらせられ候よし、(多久茂矩女) ことにひもしさま御成人にて、御そもしさま何より御まんそくあそはし候ハんと、こなたよりおしはかりまいらせ候、仰のことく、此中ハおもはすふと御のほりなされ、跡さきなき事ニゆる／＼と御物かたりとも申上、御うれしさにて御さ候、さりながら、ふか／＼ならいわろく成候て、いと／＼御なつかしさいやまし申候、おぼさまへの御事つてのとをり、くわしく仰られ候よし、さやうにて御さ候ハんとそんし候、(因貞尾) いんてい事ハもはやこりはて申候、いやにて御さ候、さて』(鍋島直能) かゝの守さまへハ、今た御けさんなされ候ハす候よし、さやうにて御さ候ハんとそんし候、さて又、おはさまよりくたされ候女子の事、さしあい御さ候て、まつ下され候ましきとの御事、いかやうのさしあいにて御さ候や、本丸かたのさしあいにて御さ候や、又西丸へ御ゑんりよのさしあいにて御さ候や、御心もとなき、承度御さ候、とかくそこもとなくたされ候人ハ、さしていそかぬ事にて御さ候ま、(多久茂) いつにても、うねめ殿へまいらせられへく候、もはや我身よりもらい上申候事ハ、そこもとに

ても御さた御むようにて御さ候、ちとおもハしき物も御さ候時分、うねめ殿かたへ御のほせやらせられ候へく候、今ほとうねめ殿かたへ申候下女の事、もし人二見せ候てか、わたくしの見申にてか、き二入候ハ、もらい申候へのよし、かたしけなく御さ候、さりながら、とてももらい上候ハんニ、こゝもとへも、もはや久しくのほりゐ申候ものにて御さ候、ことに、私ハもらい候ても、そのまゝ、そはへつかい、心やすく万事ないせう事も申つけ候もの、ほしく御さ候まゝ、いかにしても、あのとをりの女子ニては成申ましく候まゝ、いかゝとそんし候、さりながら、うねめ殿おちへ、とくとたんかういたし、』かねくかたき万事よきものニても御さ候ハ、もらい申へく候まゝ、そのやうすハ、かさねての御たよりニ申上へく候、おはさまへも文進し候ハんか、きうびんにて御さ候まゝ、まつく御そもしさまはかりニ申上候、かゝの守さまよりも、いかゝ、よきとしより兩人御さ候て、御のほせ候やもそんし候ハす候、とかく、せつかくたんそくなされ候へとも、あにさまき二入申候としより、（翁島直徳）一円御さ候ハす候よし御申候、御そもしさま御しつねん被成候と仰られ候事ハ、おはさまいつそや比、わたくしへつかわされ候ハんとおほしめし、たれやらんの後家よはせられ、かみなともたてさせ被成候へとも、ひやうしやにて御さ候まゝ、とてもこれハ御のほせ被成候事なるまじきよし、御そもしさまも仰られ候へとも、何とそなされ、そのとしよりを、あにさま方御のほせ候とし方兩人まいり候ひとりハこれともか、よきし

あわせにて御さ候まゝ、御のほせ被成候ハ、よく御さ候ハんかと、おばさま方かゝの守さまへおほせられ、御かつてんならば、こんどその人御のほせくたされ候やうニかなと、御物かたり候事にて御さ候、さきのたよりも、おばさまへ』此とをり申進し候まゝ、おはさまへ仰られ候ハ、御かてんにて御さ候ハんとそんし候、たゝしあにさまへ仰られにくき事にて御さ候ハ、それハせひなき事ニ御さ候、とかくく御そもしさまの御か中うちの人を一人もち候へは、すなはちつほねよみかへり申候とそんし候ハんニと、これのみねかいまいらせ候、もつとも西丸かたのしゆも、をろかハ御さ候ハねとも、いつかたやらん又ちかいたるやうニ御さ候、此文御らん候ハ、そのまゝ火中たのみ入申候く、くれくそこもと方下され候女子、さしあい申候よし、かすく残多さ、山々にて御さ候、うねめ殿かたの女子の事、とてもなり申まじきとそんし候、さりながら、又うねめ殿おちニも申候て見候へく候、とかく私ニと、をしいたし候て下され候事ハ、もはやく御むようニなされ候へく候、御そもしさまかたへも、御むつかしき事かけ候てハ、わたくしのかへりて御ふかう、めいわくニそんしまいらせ候まゝ、しせんなり申候事ならばと申候、たゝしした心ハ、うねめ殿ニさへ、よき女ほうしゆ御のほせなされ候ハ、こゝもとニてもらい申候ハんと、ねかいゐまいらせ候、めたくかしく、

（寛文四年）
神無月九日

多久

方

まいる (多久茂矩)
長門さま

(岡部与貞室鍋島氏)
まん

御返事 人々御申

【解説】

岡部与貞室鍋島氏（まん、真常院）より多久茂矩に宛てた消息。

年次は、茂矩が鍋島光茂の使者としての務めを終えて江戸から帰国したことが記されているため、寛文四年に比定される（「水江事略」）。

多久茂辰・茂矩、天性院、鍋島直能は在国。まん、多久安輝は在江戸。

五四四 岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息（折紙）

なをく、さくしうさま・なかとさま・ひやうこさま・外記さま (北島周虎)

将監殿・おみつ殿その外御よしさまかたへも、御事つてと仰られ (多久安巻)

下され候へく候、此文たよりにわかニ承候まゝ、いそきかき申候まゝ、
わけいかゝとそんし候、くれく右のやうす、とくと御かてんあそ
はし、あにさまよりの仰事、おさきよくかてん申され候やうニあそ
はし下され候へく候、こゝもとのやうす、なかく今ほとどのなんぎ
さ、ふてかみにも申つくしかたく御さ候、多とよしかき申候ものハ、

すこしふそく御さ候へは、いとまもらいて申候まゝ、たのみなく

御さ候、そこもとよりも、かならず一人下され候へく候、おさ

きの事ハかくへつにて御さ候、く、めてたくかしく、

かいの守さま御のほりにハ、三月十三日の御日付にて、御筆にての文、 (鍋島直能)

御こまゝとなかめ入まいらせ候、其許にて、御ふうふさまはしめみな

く、御きけんよく、ことに長門さまへよき御五もしちまいらせられ (多久茂矩)

候よし、御まへさまかた、いかほと御まんそくあそはし候ハんと、おし

はかりまいらせ候、又やかてめてたき御事御さ候ハんと、御事、うちつゝ

きよき御事候やと、私一人のやうによるこひまいらせ候、今度は御する

く、とよき御わもし御たんしやうの御さうを、せつかくまち入まいらせ

候、ひやうこさまの御新もしさまは、御くわい人にて御さ候つれとも、 (多久安巻)

御なかれ候よし、御残多き、さそと、御まへさまの御心中、をしはかり

まいらせ候、さりながら、又やかてめてたき御事とも御さ候ハんと、い

は申入まいらせ候、ひやうこさま御事も、作州さま』此中御さ被成候御 (多久茂矩)

やしきに御うつり候よし、これ又一たんニそんしまいらせ候、御そもし

さま御事も、いよく御きしよく御ほんふくなされ候、あなたこなたと

あそはし、かいの守さまこゝもと御のほり被成候いとまこひふるまい

など、そこもとへもあそはし、はすのいけニも御さ被成候よし、よく／

の御機けん、わたくし一人のやうに、うれしく存上まいらせ候、万

御めてたき事ニ御ひまなしの由、何よりの御事とそんしまいらせ候、か

いの守さまも御無事ニコニコもとへ御つき被成、めてたさ、さりなから、
今たわたくしハ御目にもかゝり申さす候ゆへ、そこもとの御物かたりも
くハしく承申さす候、いかさまやかて御めニかゝり候はんまゝ、万御物
語申承候ハんとそんし候、まつそく(論島光茂女)丹後さま御ひもしさま御しうけん、
しゆひよくすませられ、ニコニコもとにても御めてたくよろこひまいらせ候、
今度の御しうけんハ、丹波さま色々御きも入にて御さ候つるゆへ、一し
ほ私めてたさ、御すもし被下候へく候、ニコニコもとみなくそくさいニ、
右衛門事、日にましちゑくしく成人申候まゝ、御心やすくおほしめし
上られへく候、うねめ殿事もそくさいにておはしまし候まゝ、御きつか
いなされましく候、一左様ニ御さ候へは、此中より申候女子の事、いかゝ、
御心あても御さ候や、うけ給たく御さ候、私つほね事、なか／＼のわつ
らい、能も御さ候へて、三月廿一日ニめてたく成申候、わたくしもいか
ほとこの四五ねん心つかいいたし、いかゝとあんし申候ニ、心よくわう
しやういたし、なけきの中よろこひにて御さ候、さりながら、誠ニ私
をたいせつかり申候物にて、ならぶ物なくたのみ申候ニ、このものニは
なれ申候て、手もちからもなく、あまの子なかしたるていにて、万事心
つかいのみいたしまいらせ候、よのつねのものさへ、なくてそ人はこひ
しきとやらん申候ニ、いやまし、かのもの申をき候事、しをきの事、お
ろかならぬ心にて御さ候つるにと、一しほそんしいたし、かなしさも、
をしさも、いやまさりまいらせ候、ちか／＼の道にて御さ候ハ、申上

たき事数かきりなく御さ候へ共、文などにハかゝれ申さす候、うねめ殿
折／＼御出候て、やうす御らんし候事にて候、あいらしく、さす／＼う
ねめ殿御みまい候事、うれしく御さ候、それニつけ、こかうも年より申、
もとよりひやうしやにて御さ候、此中より、あにさま(論島直能)へも、かはりの
事など申をき候、いまにハ、かゝの守さまより、こかうとつほねと兩人
のだい、何とそ二人下され候やうニと、わひ事申まいらせ候事にて御さ
候、今たしかとの御返事ハ御申候ハねとも、まつ御かつてんとみへ申候、
とかくぬしの御くたり候て、その人からも御らんし候てより、御のほせ
候ハんとこの事にて御さ候、さも御さ候へハ、その兩人御のほせ候うち、
一人は高源院さま御つかいなされ候おさきさためて御まへさまよく御そ
んしにて御さ候はんまゝ、此人ほしく御さ候と、あにさまへも申候へは、
一たんよく御さ候へく候、さりながら、その身のほり候ハんと申へき
事もしれ申さす候と、あにさま御申候ゆへ、私申候ハ、たといいやと申
され候とも、何とそむりニ御ことわり仰られ、一人ハこれを御のほせ下
され候やうニと申候まゝ、そこもとへ御くたり候ハ、おさきへもさや
うニ御申候ハんとそんし候、しぜん、かゝの守さま方仰られ候に、御わ
ひ事などおさき申され候ハぬやうニ、たい／＼御まへさま仰きかせられ
をかせられ、あにさまより右の通御申候ニ、かしこまりかてんいたし候
やうニ、御さいかくたのみ上申候、めてたくかしく、

まいる おはさま
(寛文四年 多久茂辰室鍋島氏)

まん
(岡部与貞室鍋島氏)

御返事 人々御申

【解説】

岡部与貞室鍋島氏（まん、真常院）より実母の多久茂辰室鍋島氏（天性院）に宛てた消息。真常院は在江戸、茂辰室は在国である。

江戸藩邸にいた与貞室付の女中の死去を受け、後任女中の江戸派遣を依頼する内容であり、関連文書の整理については、五五一号の解説を参照。本文中に「三月廿一日二めてたく成申候」とあり、これは、与貞室付の女中がこの年の三月二十一日に歿したことを示しているが、寛文四年に比定される閏五月十五日付の多久安英宛岡部与貞室鍋島氏消息（五四八号）に「つほね」がこの年の「三月廿一日（果）二はて申候」とあつて対応することから、本消息の年次は五四八号と同じ寛文四年に比定できる。なお、「丹後さま御ひもしさま御（祝言）しうけん」とあるが、これは、寛文四年二月七日に行われた鍋島光茂女仙と土井利重の婚姻（佐近二一／六一二頁）を指している。

五四五 岡部与貞室鍋島（真常院）消息（折紙）

猶々、こゝもとにても、うねめ殿御そくさいニ御さ候、わたくしも

おや子なからふしにてゐまいらせ候、今度のほり申候としより、心中ハ今たしかとそんし候ハねとも、まつ見かけにあわしく御さ候、ことの外かるかるとなけきそうなる人ニて、わたくしうれしきにて御さ候、いかさま、あにさまの御ゑり候て、御のほせ候ほとにて御さ候まゝ、さのみをろかハ御さ候ましきかと、うれしきにて御さ候、のほり申候にも、中やしきへのほり候女子に下され候金子などにもまして、たくさんに御心つけ、万事わたくしへ下され候とて、ことの外なる御心入、ふてにも申つくしかたく、あれほともけつかう二なされ候事やと、中／＼わたくしハいたみ入、せうしき、お手まへもことしなとハ』なり候ハす候ニ、わたくしニ御かゝり、過分の銀子御つかい候事、めいわくニそんしまいらせ候事ニて御さ候、折もよく御さ候ハゝ、御まへさまよく御礼仰られ候て下され候へく候、こかう事も、いまたたくし候てハ成かたく御さ候ニつき、まつこのたひハとめまいらせ候、いく／＼ハくたし申候ハんとそんし候か、いかゝあにさま御申候ハんやとそんし候、いろ／＼申ニ申されぬあち御さ候、わたくしハとめ申たくも御さ候、又ハくたし申たくも御さ候、一円心中はかりにて、人ニいわれぬ事の御さ候にて、さつとくたひれ申候、かやうの御たんかう、御ちか／＼にて御さ候ハゝ、物之すちよきやうニいたし候ハん物をと、口をしさ山々にて御さ候、あにさまこゝもとへ御さ候へは、らちあき申候へとも、これさへ御

るすにて御さ候へハ、申』へきかたなく、めいわくいたしまいらせ候、かさねて又一人も御のほせ候ハんとハ仰候へとも、いかゝとそんし候、こゝもとにて、つしま殿も、手前さん(兩部手直)なりかたく候と申され候ゆへ、此中より又々人もおほかたへらし、八九人ほどに成まいらせ候て、きのとくさにて御さ候、さりながら、わかみ二つきたるひんぼうハ、いつくのはてにてもおなし事と、おもひすていまいらせ候事にて御座候、さやうの事二つき、又こかうもち候ハねはならぬ事も御さ候て、ふんへつわけかたくい申候事にて御さ候、何を申、何をそんし候ても、ほととをく御さ候へは、かいてもなき事にて御さ候、申上たき事山々ながら、をしきふてとめまいらせ候、めてたくかしく、

今度、(佐賀城内小城屋敷)西丸より女子しゆ御のほせ候うち、私へもとしより一人御のほせ給候、そのさいりやういたし候ものとも、くたり申候まゝ、一筆申上まいらせ候、私そはへのほり申候としよりも、一円有かね申、今までをそなわり申候へとも、あ二さま六十人ほど後家とも御あつめ、やう(編島直徳)一人御多らみ、御のほせ候事にて御さ候、此人こゝもとへのほり申候みきり、御まへさま二もまいり、御めみへいたし、御懇に御ちかゝと』仰下され、ことに金子壱部はいりやうさせられ候よし申候て、かたしけなかりまいらせ候、ま事二御ことおほく御さ候事そんし候二、よくそあそはし候事と、私も数々かたしけなく存上申候、御まへさまもいよゝ

御きけんよく御さ被成候よし承、数々御めてたくうれしくそんし候、のほり申候としより、名もまさきとつけ申候、此まさき二たつね申候へハ、御まへさま御事、御年よりハいかう御わかゝしく見えさせられ候よし申候て、何よりうれしくそんしまいらせ候、』御機けんよく御さ候へはこそ、さやう二御わかやきなされ候事と存まいらせ候、さくしうさまもいやまし御きしよくよくならせられ候や、文へち二上申候ハんか、今度ハあにさまへ色々用とも御さ候て、とりこみ申候まゝ、御ひとつ二申上候、なかとさま・ひやうこさま・外記さま・将監殿・おみつ殿にも、御そくさい二御さ候や、右申候ことととりこみ、御めいゝ文進し申さす候、私へ今度としより御のほせ給候て、よろこひまいらせ候、そこもとにてきかせられ、いつれさまよき事やと、仰られ候ハんとそんしまいらせ候、』こゝもとへ女子のほり申候事、そこもとへはやゝきかせられ候いて、うねめ殿へ女子も御のほせ進せられ候ハぬとの御事、誠によきつめてにて御さ候二と、わたくしもひとしほのこりおほくそんしまいらせ候、このとし方ともほり申候事、私さえそんし申さす、中々二おもひたえ候てみ申候に、ふとのほり申候てうれしき、きもつふしまいらせ候やう二御さ候、めてたくかしく、

二月三日

まいる おばさま

人々御申上

まん

【解説】

岡部与貞室鍋島氏（まん、真常院）より実母の多久茂辰室鍋島氏（天性院）に宛てた消息。真常院は在江戸、茂辰室は在国である。

小城鍋島家より江戸へ派遣された女中である「まさき」について報じている。寛文四年三月に亡くなった与貞室付の女中の後任人事に
関連するものであり、関連文書の整理については、五五一号の解説を参照。年次については、北島周虎が「外記」と表記されていることから万治三年以降、多久安輝が在江戸であることから寛文五年以前となる。本文中に「あにさまこゝもとへ御さ候へは、らちあき申候へとも」とあることから、鍋島直能は江戸におらず、在国と考えられる。上記の期間のうち、直能が二月三日時点で在国なのは、寛文元・三・五年（佐近二一／五九五〜六二二頁）。これらのうち、上述した通り、内容から見て与貞室付の女中が亡くなった寛文四年三月以降のものであると考えられるため、本消息の年次は寛文五年に比定できる。

五四六 岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息（折紙）

なをく、にしの丸にても、（鍋島直能女、千鶴）せんつる殿一入御そくさいに御せい人

のよし承、かすくめてたく、よろこひまいらせ候、ことしハ五つ
ニ御成候よしにて、御ひもときにて御さ候とて、あもしさまつほね
より、おせん殿御かもし、わたくしかたへも給候、かすくいわい
入、まんくねんと、むすひまいらせ候御事にて御さ候、御ちかく
にて御さ候ハ、何かの御事も申承候ハん物をと、いつもく御
うわさまで申くらしまいらせ候、くれく御まへさまかた御さけん
よく御さ候や、すい分と御くすりなどあかり、御身のつよく御さ候
やうニあそはし候へく候、又卯月廿三日には、こんの介殿よりつしま
殿御ふるまいなされ、しゆくさまくの御ちさうの事、対馬殿も
ことの外のまんそくかりにて御さ候、わたくしまても御うれしさ、
数くかたしけなく、よろこひまいらせ候御事にて御さ候、めてた
くかしく、

（鍋島直能）
あにさま御のほりには、そこ御ほとよりハ文もくたされ候ハす候、今度
御るすいの物とも、くたり申候ま、一筆申上まいらせ候、御ふたりさ
まなから、いよく御きけんよく御さ候や、うけ給たくそんしまいら
せ候、あにさま御事も御さけんよく、こゝほとへ御つきなされ、久々に
て御けもしいたし、御うれしさ、御すもしなされへく候、あにさま御物
かたりニうけ給候へは、御そもしさま御ふたりさまなから、ことの外御
としよらせられ候よし、数く御せうしにそんしまいらせ候、もはや跡
の事ハ、何事も御わすれなされ、このさきハ御心を御のへなされ、御ふ

たりさまなから御そくさいに御さ候やう二あそはし候へく候、御ふたり
さまへ御めいゝ文上申たく御さ候へとも、にわかになかき申候まゝ、
まつゝ御ひとつ二申まいらせ候、なかとさまも、ちと御わつら』ハし
く御さ候由承、かすゝ御心もとなくそんしまいらせ候、なかとさま・
ひやうこさま・おみつ殿、其外みなゝさまへも、御事つて申候よし、
仰られ下され候へく候、たのみ上申候、こゝほとにても、高源院さま一
たんと御たつしや二御さ候、こんの介殿も御そくさいに御さ候、折ゝ
御あいらしく御みまい、右衛門かたへも、正月にはやたて、今月せつく
にも、かふとなくたされ、かたしけなくそんしまいらせ候、ゑもん』
事も、一たんとそくさいにて、せい人申まいらせ候、此せつくにハ、ひ
としほにきゝしく、いわいまいらせ候御事にて御さ候、御まへさまか
たへ御めになかき申たく、そんしまいらせ候、わたくしもそくさいにおま
いらせ候、御心やすくおほしめし上給へく候、めてたくかしく、

五月六日

さく州さま

まいる

おはさま

人々御申

【解説】

岡部与貞室鍋島氏（まん、真常院）より実父母である多久茂辰夫
妻に宛てた消息。与貞室は在江戸、茂辰夫妻は在国である。参勤し
た鍋島直能と対面したことについて報ずる。与貞室は鍋島元茂の養
女であり、直能は兄にあたる。岡部与貞の男子右衛門（万治三年十
二月九日生、五四七号解説）が本文中に見えること、高源院（寛文
元年九月六日歿）が存命であることから、寛文元年に年次比定でき
る。「直能公御年譜」によると、追而書で五歳となったとされる直能
女・千鶴は明暦三年生とされる（佐近二一／五八二頁）こととも
一致する。一方で同じく「直能公御年譜」によると、直能は寛文元
年は四月二十七日佐賀発、五月下旬江戸着となっているが（佐近二
一、六〇二頁）、本消息から五月六日の時点で既に直能が在江戸で
あることが分かるので、参勤の記事に誤りがあるものと考えられる。

五四七 岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息（折紙）

返々、こかうもつほねも、今度のほねをり、いつもなから申候はん
やうも御さなく候、つほね事ハ、ゑもんヲだきかゝへ、夜白いね申
候ハて、たいきいたしまいらせ候、何ともむこらしく御さ候、又あ
にさま方、しうげんの時分より、せう久ゑもんと申候物、御つけ被
成候、これはいしや心も御さ候、其外万事よき物にて、こんどハひ

としほきやくもおほく、とりこみ申候に、女に成、おとこに成、夜
白ほねおりまいらせ候、かやうの事も、あにさまハ、おとこの御事
にて御さ候、たれそほねをりとも申物御さなく候て、わたくし一人
にて、れいも申つくしかたたく御さ候、万事の事、わたくしハしやく
はいに御さ候、こかう・つほね・久ゑもん三人にて、よきやう二た
んかういたし、こうぎヲとちめくれまいらせ候、御まへさまハ、ち
と御ことは仰られ下され候へく候、たのみ上申候、く、又、いつ
(編島直)
みさまも御あいらしく』仰られ候、めてたくかしく、又々、ゑもん
事あいらしく御さ候、御まへさま御ふたりさまへ、御めにかけてく
そんしまいらせ候、く、

(編島直能)
あにさまよりししや御のほせなされ候に、御こまゝの文、御めつら
しき、詠入まいらせ候、そこ御ほとにて御ふたりさまはしめ、みなさ
ま御きけんのよし、かすく御めて度そんしまいらせ候、こゝほと
にても、(編島勝茂後孫龜川氏)
高源院さまことしハ一たんと御きけんよく、(多久安輝)
こんの介殿も御
そく才二御さ候、御心やすく覚しめしなざるへく候、仰られ候ことく、
わたくし事も、十二月九日に、たやすくむすこはん生いたし、うちつゝ
き、おや子なからきけんよく、ちの道心もすこしも御座候ハす、はや
く』ひたちまいらせ候、はんしやうまへにハふとたんニせかれ、こ
との外あやうくわつらいまいらせ候へとも、(編村一庵)
一あんのかけにて、はや
くきしよくとりなをし、はんしやうの時も何事なく、おや子とも二

なからへまいらせ候、一あん事、ひとしほ心かけ申され、くすり給候
て、よろこひまいらせ候御事にて御さ候、誠に此中、そこもと御ふ
たりさまなから、いかほと御あんしなされ、御くろうになり申候に、
おや子なからそくさいに成申候て、わたくしも御うれしくそんしま
らせ候、そこもとにて、御きとう御りうくわんなど、御たて下され候
御かけゆへと、ひとしほかたしけなき、有かたくそんしまいらせ候、
一今度はんしやういたし候に、まへかと、(徳孝院 多久安順後孫)
そこもと、とくしゆ院さま・
御まへさま御ふたりさま・(多久茂矩)
なかとさまハ、色々下され候ゆへ、御かけ
にて手つかへなく、ゆるくとうきをとちめ、一入』御かけのほと、
かたしけなき、申つくしかたくそんしまいらせ候、こゝほとにては、

(編島勝茂後孫龜川氏)
はゝさまひとしほ御よろこひ被成、つねくさへ御さ候、はんしやう
まへかた方、女御つけなされ、そのうちハことさら一入御心につけさ
せられ、七夜にも、おや子かたへ、こそてその外色々下され、にきく
しく御さ候て、御うれしき、よろこひまいらせ候、はゝさまの御まん
そくかり、大かたならすにて御さ候、こんの介殿も御あいらしく、御
しう儀など給候、七夜のうちも、さいく御みまい、あんしんなど給
候、かたしけなくそんしまいらせ候、(松平忠房室編島氏 氏)
ときはばしおはさま方も、こと
の外の御懇、ばゝさまにもおとらすなされ候まゝ、いつそ、文しんせ
られ候ハゝ、ちと御礼仰られ下され候へく候、あにさまハ、御るす
にても御さ候に、うふきその外、しゆくさまく、こゝほとにて、

にきくしきやうにと、そこもとより御するぬの人に御申候て、おひたしく『御いわい候て、御うれしき、いつもながら、こんどはひとしほ人めもおほく御さ候に、御心入のほど、よろこひまいらせ候御事にて御さ候、かやうの御礼も、ちきに申たく御さ候へとも、何とやらんけいはくらしく、口からのやうに御さ候まゝ、御むつかしなから、御けもしの折ふし、御はなしのやうに仰られ候て下され候へく候、たのみ上申候、

一丹波さま・対馬殿への御事つてのをり、くわしく申まいらせ候、御

おや子ながら、わたくしよりよく申進し候へと仰られ候、丹波さまことの外御よろこひ、御とりもちなされ候ゆへ、家中しゆまでもことの外とりもちまいらせ候て、にきくしきにて御さ候、く、めてたくかしく、

右

満岡部与貞室鍋島氏

水かえ

まいる おぼさま(多久茂辰室鍋島氏)

人々御申 御返事

【解説】

岡部与貞室鍋島氏（まん、真常院）より実母の多久茂辰室鍋島氏（天性院）に宛てた消息。与貞室は在江戸、茂辰室は在国である。

十二月九日に与貞男子の右衛門某（天逝）を出産したことについて報ずる。文中「対馬守」は岡部与貞であり、与貞は万治二年十月二十七日、従五位下対馬守に叙任。また出産に際して徳寿院（多久安順後室、まんの実の祖母、万治三年十月十四日歿）から祝儀が送られたとされていることから、万治二年十月から同三年の間に絞られるが、鍋島直能が在国であること（直能は万治三年五月六日江戸歿、六月十二日佐賀着、佐近二一、五九六く五九七頁、七夜の祝いのことも述べられているので、万治三年の十二月十五日過ぎに書かれたことが分かる。なお、「とききはしおぼさま」は松平忠房室（鍋島勝茂女・長）であるが、深溝松平家の上屋敷が常盤橋にあるのは明暦三年く寛文七年であり（木村充伸他二〇〇八年）、矛盾はない。

五四人 岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息（折紙）

猶く、こかうへ御懇の御事つて、申きけ候へハ、過分かりまいらせ候、いつもく御わすれなく、御事つて候御事、御しほらしさと申まいらせ候、くれく女子の事、よくく御かてん候て、御申上候へく候、御そもし・おみつ殿(多久茂辰女)、よくそく御きも入、御たんかうめされ給、かたしけなくそんし候、いかさま、二三ねんのうち二御のほり候はんまゝ、御めにかゝり、つもる御事申へく候、此文火中

く、かならず人めいやにて候、めてたくかしく、又大かたおばさまの御心あて御さ候よし御申候か、たれ人の事にて候や、きまほしく候、かしく、

(編島武興) なへ嶋もんと殿御つかいとして御のほり候につけ、こま／＼との文給

御うれしさ、御けさんのやうに詠入まいらせ候、そこもと、さくしう

さま・おはさま・長門さまはしめ、何れも御機けんよく、御そもした

ちも一たんと御無事の由、めてたく申候、なかとさま御ひもしも、い

よ／＼あいらしく御成人の事、さやう二候ハんと、みまいらせ候たさ、

いかほど御うわさのみ申くらしまいらせ候、まつ／＼、何にても御一

人御もちなされ候へは、よき御事にて、ない／＼二も申候に、又々や

かてはん』しやう申人□□□□□□、うちつゞき、よき御しあわせと、

めてたくそんし候、爰許にても対馬殿・右衛門・わかみ、一入／＼そ

くさい二さふらい申候、丹波さま御事も御そくさいにて、やかて大き

か御はん二御のほり候御事にて候、御るす中いか／＼と、心もとなくあ

んし候うへ、あにさまも御いとまにて、もはや御くたり被成、わか身

たよりなき、御すもし候へく候、

一ない／＼の女子の事、おはさまよりの文二もくハしく仰下され候、承

とゞけ申候、ことの外御心かけ御たんそくあそはし候よし、さやうに

て候ハんと思ひまいらせ候、おはさま御一人御かてん被成候ても、な

かとさま・さくしうさま御ふんへつ候ハねはならぬ事のよし、これ又

御心入のほときつし入、ふかき御事かんし入申候、たゞし、さやう二

はかり仰られ候てはならぬ事にて候、もはやそこもとへもしれ申候ハ

んとそんし候、わか身つほね事も、三月廿一日二はて申候、我身こと

かき、かなしきとも、残多きとも、さらに申つくしかたく、あまりの

事二ぼうせんといたしぬまいらせ候、このまへ、ここもと』に御のほ

り候時も、大かたやうすとも御見とり候ハんとそんし候、我身事、な

けキ申候ハ申におよはず、万事さはきたる物候、ちとふんへつも有物

にて、こゝもとたんばさまの御ふうふも、いゑのたからハつほねにて

候とて、ことの外御よろこひ候ほど、何事もよき物にて候つる二、あ

たら事とも、何ともくれまといひ申候、今ほとハ御そんし候ことく、

やう／＼一人御入候候へとも、これハかくへつかわりたる心にて、万

事我身くろふ大かたなき事にて候、今さらかやうの事申ハをろか成事

ながら、ことの外ねぢけたる人にて、我身ため二成物にても、ぬしの

氣に入候ハねは、をりたゞへられぬほとにくみ、いかやうのいきすて

物にても、ぬしさへきに入候へは、人になんをもしはせぬていにて、

ことの外いゑうちもさう／＼しく、いな物にて候、かやうの事、御ふ

たりの御人さまたちへ申事ハ、けつく、くをかけ申候事にて候まゝ、

御そもし心はかりにておほしめし、いかさまやうす御さ候とみへ候

まゝ、はやく／＼何にても、としはへのもの、ことしうち二人御のほ

せやらせられ候やう二と、折／＼御申上給候へく候、なかとさまへハ、

御ないせうにて、そと御申候てもよく候へく候、いと人すくなに御入候、又右のとをりにて候ゆへ、わか身二してつかい申候物も候ハす、
氣のとく、万事の事、ほそかくしたるていニいたし候』つほねわつらい候て、はやくしに申候事も、たれゆへと覚しめし候や、廿六ねんか間、にらまれ候て、あけくには、にらみころし申候、わつらいのうち、色々の事とも御入候事、中くおそろしき、かやうの事、やくたにもなき事ながら、一たひかたり申度御入候、そのゆへ、中くはらのたち申候て、つほね事心にハそんし候へとも、口には申もいて候ハす候、此ふみ火中く、いかやうの人の見候てか、我身心をはかり候ハんと、はつかしく御入候、あまりむねのくるしき、御そもしへはかり申候、とかくうねめ殿御そんしにて候、とかくわか身ハ今に人のよしあしにもかまい申さす候、はやくそこもかたのもの、ほしく御入候まゝ、何とそことし明ねんのうちニ、御のほせ下され候へかすと、
(北島直徳)
ねかい申候、けきさま御事も道中御無事ニ、そこもとへ御つきのよし、
めてたく存申候、ゑもん事、御めにつかけ、我身も一度なから、ゆるくと御物語申、御うれしくそんし候、めてたくかしく、
此ふみ、ちといかしき時かき申候まゝ、わけいかとそんし候、
(寛文四年)
後五月十五日

多久

将監殿

(安英)
岡部与貞室鍋島氏
まん

まいる 御返事 人々御申

【解説】

岡部与貞室鍋島氏(まん、真常院)より弟の多久安英に宛てた消息。与貞室は在江戸、安英は在国である。安英の名が「将監」の頃(寛文四・五年頃まで)で閏五月があるのは寛文四年のみであるので、年次は寛文四年に決まる。長年召し使ってきた女中「つほね」の死去を報じ、同じく長年召し使ってきた女中某に対する強い不快を弟に打ち明けている。なお、この消息を託した鍋島武興は与貞室から見て従兄弟にあたり、実姉自性院(承応三年歿)の夫でもある。校訂は『佐賀県史料集成』による。

五四九 岡部与貞室鍋島氏(真常院) 消息(折紙)

なをく、(鍋島直徳) かいの守さまハ、おさき事ハすこしもく御かまいなき事にて御さ候く、(鍋島直徳) あにさまよりも、此比文まいり申候か、せつかく御か中うち御たんそく候へとも、一円おもハしきのか有かね申候由ニ御申候まゝ、(多久後辰室鍋島氏) 御まへさまさへ御たんかうなされ候ハ、右の人ハ成申候ハんとそんし候、たといその人わつらい申人にて御さ候とも、こゝもとにて、いかやうにもくやうしやう申させ候ハんとそ

んし候、しぬる命ハいつくのはてにてもおなし事にて御さ候、こかうほとひやうしやハ御さ候ハねとも、とやかくと今までなからへお申候、つほねハそくさいなるものにて御さ候つれとも、かやうニ相はて申候事ハ、しやうとくのやくそくとそんし候、しにさへいたし候ハすは、せう／＼のわつらいハ、わたくしはすこしもめいわくニハそんし申ましく候、ふせり候て成ともお申され、万事わたくし身のおへのおさへさし引、いゑのおもしニ成候てくれ申され候へは、へち二いごきはたらき申さても、としよりハくるしからぬ事にて御さ候、そのうへ今一人、あにさまよりものほり申候ハんまゝ、兩人にて万事とちめくれ候へは、わたくし心やすく御さ候事、覚しめしやらせられ下され候へく候、そこもとにてさへ御さ候、こゝハゑとのうき地にて御さ候ニ、わたくし一人かやうニいたしお申候へは、あまのこなどのやうにて、よるかたなく、ちからなき事、つほねい申候ハねは、一しほかなしく、うち／＼の事すみかね申候まゝ、なかとさまにて仰られ候としより、せひ／＼今度下されへく候、御ふうふさまのみ上申候、／＼、さくしうさまへへちニ申上候ハんか、やしきうつりわきにて、とりこみいもし□、御ひとつニ申候、うねめ殿一たんと御そくさいニ、わたくしへねんころの事にて御さ候、かいせん坊もこゝもとへお申候うち、ねん比申され候まゝ、よく御みなされ、た』のみ申上候／＼、めてたく、返々かしく、おみつ殿

こま／＼御事つて申候、御ゆかしき／＼と申度御さ候、かしく、かいせんほうくたり申され候まゝ、よき御たよりと、一筆申上候、御まへさま御ふうふさまはしめ、みな／＼御そくさいニ御さ候ハんと、めてたく存上まいらせ候、長門さまも、爰許御たちなされ候まゝ、さためて御かい道も御無事ニ、そこもとへ御つきにて御さ候ハんと、おしはかり、めて度存まいらせ候、今度ハ、そんしの外、とくと御目にかゝり候事、何よりうれしくそんしまいらせ候、こゝもとにて、うねめ殿御そくさいニ、わたくし』とも三人ながらそくさいニお申候、右衛門事、日にましわろさまさり、せい人申候、御心やすくおほしめし被下へく候、さやうニ御さ候へハ、丹波さま、今まで御さ候やしき御かへ候て、桜田さいわいはしのちかくニ成、わたくしとも、今月六日ニうつりまいらせ候、けつく此中うちのやしきより、たいていハせまく御さ候へとも、私お申候所ハ、いゑつくりなとよろしく御さ候て、まつうれしく御さ候、何より中やしきのちかくにて、これひとつのよろこひにて御さ候、明ねんハ、又しふやと申候所ニ下やしき御さ候、それニわれ／＼はうつり申候か、もはやさくし御さしかゝりまいらせ候、あなたこなたと身をあつかい申候事、やかましき人すくなにハ御座候、つほねハをり申さす、万事私人の心くろふせわの事、覚しめしやらせられ下さるへく候、それニ付候ても、そこもと方の女、はや／＼ほしさにて御さ候、』

一ない／＼申候おさき事、今度かいの守さま御そは七郎多もんかたへふみやり申候、七郎多もんよりも、かいの守さまも御ゐにて候まゝ、私かたへ何とそのほり申候やう二と申やり候へ共、もはや高源院さま御ためとて、かみをまるめ申候ものゝ、一度御ほとけと申かわし候事、又かへ候てをち申候事、今生一たんの事二ハかへられ申さす候まゝ、いかほど申候ても、のほり候事ハ成申ましきとの、かたきふみのかきやうにて御さ候まゝ、さやうのふんへつならは、たといのほり候ても、おもしろくも御さなく候まゝ、もはやいらさる事にて候、こゝもとよりもよひ申ましきよし、七郎多もん二も、私より申やり候まゝ、御まへさまもさやう二御心えなされ、もはやおさき事御とめ被成へく候、一なかとさま御のほり二仰下され候としより、ひやうしやにて御さ候まゝ、こゝもとへ下され候事、とうふんハ成かね申へきよし仰られ候、何とそ御まへさま御そは二よはせられ、『きあいのやうすもとくと御らん 被成、すこしにてもかるみたるやう二御さ候ハゝ、すき／＼と能成候ハす候とも、何とそその人御のほせ下され候へかしとそんし候、しさいハおさきのほり申さす候まゝ、あにさまも又さらためて御たんそく候ハゝ、又々てま入、とてもことし中二は、こゝもとへのほり申候事も成申ましく候まゝ、あにさまへ御たんかうなされ、そこもと方ハない／＼仰られ候わかき女一人下され候、あにさまより御のほせ候やう二、御たんかう被成へく候、御まへさまよりあにさまへハ、おさ

(鍋島茂室徳川氏)

き事、もはやのほり候事成申ましきよしきかせられ、かう／＼の物御さ候まゝ、これともおさきかわり二よく御さ候はんや、もしかゞ殿か中二兩人まで有かね候ハゝ、一人はこれにもめされ候はんやと、あにさまへ御たんかうなされ下され候へかしとそんし候、さやう二とも御さ候ハゝ、私ハいかほど／＼うれしく御さ候へく候、めてたくかしく、

(寛文四年)

九月八日

方

まいる さくしうさま

(岡部与貞室鍋島氏)
まん

(多久茂辰室鍋島氏)
おはさま

人々御申上

【解説】

岡部与貞室鍋島氏（まん、真常院）より実父多久茂辰と実母多久茂辰室鍋島氏（天性院）に宛てた消息。真常院は在江戸、茂辰・天性院は在国。「つほね」（寛文四年三月二十一日歿）の死去と、代わりの侍女を所望する内容等から、年次は寛文四年。一連の関連文書として、五四八号・五三八号・五四四号・五五三号・五五八号・五六五号・五八七号等がある。

五五〇 岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息（折紙）

なをく、(多久茂矩) なかとさまへも、(藤本良昭) そうしん殿御むすめ子、女ほうしゆの

やうにてめしをかれ候よし、やかて御わもしもうけまいらせられ候

やうにと、いわい入まいらせ候、御もしさま御事も、此中なか

の御わつらいにて、御りうくわん御きとう二御入めかちに御さ候よ

し、さやう二御さ候ハんと、御もつとも二そんし上候、わたくしへ

何そつかハされ下されたく覚しめし候へ共、御心はかりのよし、か

ならずくさやうの御心つかいあそはし候ましく候、しせんこゝも

と手つかへのときハ、いつにてもこなたよりもらひ上申へく候まゝ、

さやうの御心つかい御むようにて御さ候、(岡部与直) 対馬殿への御事つて、く

ハしく文』のとをり申候へく候、わたくし方又よく申上候への御

事にて御さ候、まつ申候ハんと、(船島直能) こんどあにさま御くたり御みやけ

と御さ候て、わたくしへ金子百両下され候、誠につねく大やうな

る御人にて御さ候に、御心さしいかほとくかたしけなくそんしま

いらせ候、そのうへ丹波さま御手まへつかへ申候につき、(岡部長寛) 対馬殿よ

りあにさまへ御用御申候へハ、今た御つき候て二三日の事にて御さ

候二、すなはち二百両又対馬殿へまいらせられ、かさねくの事、

あまり御おんふかく御さ候事、わたくしもせうしにそんし候、さり

ながら、こゝもとのくわいふん、ふてにもつくしかたく御さ候、御

そもしさまも『きかせられ、さそよき事やと覚しめし候ハんと存候、

明ねんそこもとへ御くたりのしふんハ、よくくうれしかり申候と

をり、(多久茂辰孫崎島氏) 御まへさま方御礼仰られ下され候へく候、たのみ上申候、お

とよりきよねんまてハ、(多久茂辰) さくしうさま、なかとさま方の御かけ

にて、手まへこつかいゆふくといたし候に、ことしハ又あにさま

方かやう二下され候まゝ、手まへもゆふくと御さ候ハんと、うれ

しく御さ候、御まへさまも御心やすくおほしめし上られ候へく候、

まつくこゝもとにても、(多久茂輝) うねめ殿御そく才二御さ候、わたくしも

おやこなからふしにゐ申候、(岡部与直) めもんせい人の事、御めにかけ申たく

御さ候く、『この一つみ、まことにくおそれかましき事ながら、

わたくしあつらへのかたひらにて御さ候か、ことの外かうとう二御

さ候、御まへさまめし候ハゝ、よく御にあいなされ候ハんかと、進

上申候、わたくしも二度きまいらせ候て、ちとふるく御さ候へとも、

あまりやわらかにて、きまいらせ候て心よく御さ候まゝ、夏あつき

時分、ひとつめさせられ候によく御さ候ハんとそんし候、御きに入

候ハすハ、(多久茂辰女先) おみつ殿へつかわされ候へく候、あまり何をかなとの御

事計にて御さ候、めてたくかしく、

返々こかう・つほねへ、いつもく御懇に御み下され候御書はいり

やう申候とて、過分かりまいらせ候、つほねもちときあいきよねん

よりよく成、うれしく御さ候、御まへさまも御心やすく覚しめし上

られ候ハんと、おそれながら申上候、く、めてたく、

あにさま御のほりには、御こまくの文下され、かたしけなき、なかめ

入まいらせ候、そこ御ほど、御まへさま御ふうふさま・なかとさまはし

め、何れも御きけんよく御さ被成候よし、数々御めてたくそんし上候、

ことに御そもしさま御きしよく、御すき〜と御ほんふくあそはし候よ

し、なによりうれしき、』わたくし一人のやうによるこひまいらせ候、誠

に御ちか〜にて御さ候ハ、御けもし申上、あなたこなたといたし候

はん物をと、くちをししくそんしまいらせ候、ほととをく御さ候へハ、心

計にて、御ちやにてもあけ候事成かね申候やと、いつも〜申まいらせ

候事にて御さ候、さりながら、御ふたりさまながら、御きけんよく御さ

候との事承候へハ、うれしさにて御さ候、そこもとへも、』御ま子さまた

ちへ色々御いわい事のみ御さ候て、御まんそくあそはし候よし、さやう

にて御さ候ハんと存候、こなたよりもいかほとよろこひまいらせ候、西

丸おせん殿事も、はもしなとさせまいらせられ候よし、めてたさ、そこ

御ほどへもさい〜御出候て、ことの外心よく御さ候よし、一たんの御

事候やと、うれしさにて御さ候、せん〜とか〜さまへにまいらせられ

候よし、さそ』御まへさま、折につけ候て、むかしの事覚しめし御いた

し被成候ハんと存候、あにさま御事も道中舟中御きけんよく、こゝもと

へ今月十九日二御つきにて、わたくしまんそく覚しめしやらせられ下さ

れ候へく候、そこもとの御はなしとも承まいらせ候、めてたくかしく、

水か江にて

まいる (多久茂辰室鍋島氏)
おばさま

ま (岡部与貞室鍋島氏)
まん

御返事 人々御申

【解説】

岡部与貞室鍋島氏(まん、真常院)より実母多久茂辰室鍋島氏(天性院)に宛てた消息。まんは在江戸、天性院は在国。年次の上限は、鍋島直能女千鶴(明暦三年生)の成長を喜んでいる内容から明暦二年。年次の下限は「つほね」(寛文四年三月二十一日歿)が存命なので寛文四年。直能の参勤の江戸到着日を「今月十九日」と記していることから、年次は寛文三年四月に比定される(佐近二一、六一〇頁)。

五五一 岡部与貞室鍋島氏(真常院) 消息(折紙)

あまり久しく御た方うけ給候ハす候ま、御ゆかしく、一筆申上まいら

せ候、今ほと御そもしさま・さくしうさま・長門さまはしめ、みなさま、

御きけんよく御さ被成候や、御聞まほしさにて候、なかとさま御ひもし

も、いよ〜御成人の事とそんし候、西丸千つる殿御そくさい二成人に

て御さ候やとそんしまいらせ候、こゝもとにても、うねめ殿御無事二御

さ候、私おやこながら、一たんと無事にてゐまいらせ候、御心やすく覚

しめし下されへく候、さくしうさま・長門さま・ひやうこさま・外記さま・

(多久安英)
將監殿・おみつ殿にも、へち二文して申度候へとも、きうひんにて御さ

候まゝ、御事つて申候よし、よきやう二御つたへ下され候へく候、

(佐賀城内小城屋敷)

西丸より御のほせ被下候ハんと仰候女としより共も、何方へつかへ申

候や、一円今たのほり申さす、わたくし万事心つかいことかけの事、御

(推量)

すもし被下候へく候、せん度のたより二申上候、そこもとへをかせられ

候としよりの事、めてたくかしく、『くわしく申上候か、くわしくきか

せられ、御かてんにて御さ候や、もし御たんかうもなされ、よきしゆひ

(鍋島直能)

にて、あにさまも御心よく御かてんにて、その後家のほり申され候やう

二かなと、ねんしまいらせ候、たゝし、あにさまとさやうの御たんかう

も、御心をきならぬ事にて御さ候ハゝ、かならずく御さたなされま

しく候、ありやう二、ちと文にて仰られ下され候へく候、そこもとのし

ゆひ、こゝもとよりハ一円はかりかたく、そんし申さす候まゝ、ちかい

たる事も御さ候ハんとそんし候、そこもと方すくに女子下され候事、さ

しあい候よし仰られ候まゝ、かすくふしんさ、あにさまへの御ゑんり

よに候や、又本丸へ仰いられ候事、むつかしく御さ候ての事にて御さ候

やと、数くあんしまいらせ候、しせんあにさまとのいき候にて、さし

あい御さ候よし、仰下され候ハゝ、ありやう二、此御返事二御申やり、

たのみ上申候、又さやう二とも御さ候へは、こゝもとにて、わたくしの

心もちも入申候事にて御さ候まゝ、少もくくるしからぬ事にて御さ候、

おみつとのへ』こまくと文御かゝせつかわされへく候、まち入まいら

せ候、とかく、わたくしほど、ちいさきとき方、あなたこなたとつかへ

たる心つかいいたし候物も御さ候やと、かなしく御さ候、さりながら、

(茂辰・天性院)

御まへさま御ふたりさま、御そくさい二さへ御さ候へは、わたくしハ何

事もそんし候事御さ候ハす候、ゑもん事、日にましそくさい二成人申候、

(岡部与貞男)

御きつかいなされましく候、返々、今ほとこゝもとにてほうきぼし出申

候、その外色々せつのみ申候て、なにとやらん心をそろしさにて御さ候、

こまくと申候ハんか、きうひんゆへ、そうくと申上候、く、めてたく

かしく、

(寛文四年)

霜月七日

方

水か江にて

まいる おばさま
(多久茂辰・鍋島氏)

まん
(岡部与貞男・鍋島氏)

人々御申上

【解説】

岡部与貞室鍋島氏(まん、真常院)より実母である多久茂辰室鍋

島氏(天性院)に宛てた消息。まんは在江戸。多久安輝も在江戸。

多久茂辰、天性院、多久茂矩、北島周虎、多久安英、みつは、在国。

徳龍、千鶴も在国。鍋島直能も在国。多久茂辰と天性院の間の三女

まんは、承応三年六月に岡部与貞と婚姻。両名男である「ゑもん」

出産は、万治三年十二月（五五五号参照）。多久茂辰と天性院の間の次女鶴は、小城の鍋島直能室となり、明暦三年に千鶴を出産後死去（佐近二一／五八二頁）。多久安輝の在江戸は、承応三年六月から寛文五年十月。年次は、右衛門出産後ということと、安輝が在江戸であることから、寛文元年以降寛文四年以前。この期間で、十一月に鍋島直能が在国中なのは、寛文二年と同四年（佐近二一）。同じく多久茂矩が在国中なのは、寛文二年・三年・四年（「水江事略」）。したがって寛文二年もしくは同四年となる。さらに、「わたくし万事心つかいことかけの事」は、まんの文面より、寛文四年三月二十一日に、まん付の「つぼね」が死去したこと（五四八号）と関連する可能性が高い（本項末の関連文書一覧参照）。また、「殿中日記（内閣文庫）」では、寛文四年十月から十二月にかけてほうき星の出現した記事がある。以上より、本消息は寛文四年に比定できる。

※寛文四年まん付女房「つぼね」死去後の女房補充の件について関連文書整理

・五四八（寛文四年）閏五月十五日 まんより多久安英へ

「つぼね」が三月二十一日に歿したことを記す。

・五三八（寛文四年 六月末カ）まんより多久茂辰・天性院へ

天性院から「どしのよりたる女子一人」の派遣をとりはからってもらえるように依頼している。

・五四四（寛文四年）月日未詳 まんより天性院へ

この年三月二十一日に、江戸の岡部藩邸にいたまん付の「つぼね」の死去の後、まんは、もう一人の「こゝろ」の老齢化もあり、二人のかわりを江戸に送ってもらえるように、養家の小城鍋島家と母天性院に求める。とくに、ひとりについては高源院（寛文元年九月五日卒）に江戸屋敷で仕えていた「おさき」（印貞尼）を指名。義兄の鍋島直能および天性院から、おさきを説得してもらうように依頼している。

・五五三（寛文四年）月日未詳 天性院より鍋島直澄への案文

おさきが、蓮池に仕える予定を理由にして、まんの申し出を断ってきたので、天性院は、弟の蓮池藩主直澄に対し、まんからの依頼を説明し、おさきを蓮池へ置くことを断念するように求めた書状。この時、おさきは、佐賀領内の西郷にいた。

・五五八・五六五（寛文四年か）天性院より鍋島直能への案文

おさきをまんが召し使うにあたり、関係する藩主鍋島光茂および蓮池藩主鍋島直澄からの了承等を得ることについて、天性院と直能との間で談合がなされている。直能は、この年、閏五月二十三日に江戸より佐賀城西丸に帰着している（佐近二一／八九七頁）。五五三は、この時、直能に託される予定であったと思われる。

・五八七（年月日未詳、寛文四年か）天性院より鍋島直能への案文

おさきの一件に関してのまんや鍋島直澄からの連絡を待っている。このと

き、まだ直澄は帰国していない。

・五四九 (寛文四年) 九月八日 まんより天性院へ

まん自身が、おさきの身の振り方について直澄からの構いはないことを確認し、それをおさきに伝え、あらためて江戸に来て仕えるように頼んだが、やはり固辞された。それをうけて、まんとしては、もはやおさきについては断念することを伝える。その上で、小城からの新たな女房について、たとえわずらうとしても構わないので、そちらの話を進めてほしい旨を伝えた。

・五四三 (寛文四年) 十月九日 まんより多久茂矩へ

天性院より女子が下される予定が急遽とりやめとなった理由について尋ねる。また、小城からの「よきとしより兩人」の件との関係についても尋ねる。

・追三四 (寛文四年) 十月十一日 まんより天性院へ

安輝宅の下女が候補にのぼる。

・五五一 (寛文四年) 十一月七日 まんより天性院へ

「佐賀城」西丸(小城屋敷)より御のほせ被下候ハんと仰候女としより」のその後の状況を尋ねる。天性院と鍋島直能との「たんかう」が支障なく行われているのかについても尋ねる。

・五四五 (寛文五年) 二月三日 まんより天性院へ

小城鍋島家より後家壱人派遣。「まさき」と名付けられる。

五五二 岡部与貞室鍋島氏(真常院) 消息(折紙)

(多久安應)

猶々、うねめ殿事も一たん御そく才二御さ候、御た方の折ふしハ、御むつかしなから、うねめ殿ところまで文まちまいらせ候、せめて／＼文見まいらせ候て成とも、御ゆかしさをはらし申候ハんとせんし候、もはやならぬ事とはおもひきり、文とも何かと申候へは、御めにかゝりたきねんくわんのみにて御さ候、くれ／＼御そもしさまきけんよく御さ候や、うけ給度候、こま／＼申候ハんか、ちととりこみ申候事御さ候て、大かた申まいらせ候、めてたくかしく、又、(多久安英)しやうけん殿・おみつとのへも、文まいらせ候たく御さ候へとも、こん度ハ文かす御さ候ゆへ、おそれながら御ひとつ二申候、久しく御ふみも給候ハぬか、いかゝ、御そくさい二とも候や、御なつかしく御さ候よし、よく／＼申度御さ候、めてたくかしく、

たより御うれしく、一筆申上まいらせ候、この中ハ、久しく文もくたされ候ハす、御ゆかしさ、さためて御とりこみ被成候事か、又ハ御きしよくにてもあしく御さ候ての事かと、数々あんし、御心もとなさのまゝ、さしたる御事ハ御さ候ハね共、申入まいらせ候、今ほど、御ふうふさま(多久茂矩)なかとさまはしめ皆々さま、御きけんよく御さ候や、御まへさま御きし(多久茂辰・岡部鍋島氏)よくいかゝ、うちつゝきよくならせられ候や、そののみそんしくらし申

候、そこもとにしの丸せんつる殿も、御そく才に』御せい人にて、

(鍋島直能多久氏)

むかしの御人によくにまいらせられ候よし承、みまいらせ候たさ、御ゆ

かしさにて候、御まへさま、さそ、いにしへの事覚しめしいたし候はん

と存上候、なかとさまへも今た御子さま御いてき候ハす候や、御きかま

ほしく御さ候、ひやうこさま・おみつ殿へもいか、めてたき事なども

御さなく候やその御そうのみまちまいらせ候、大りきさま御わもし、御

まへさま御手前にてそたてまいらせられ候よし、さそ御成人にて候はん

とそんし候、こゝもとにても、わたくしゑもんそくさい二い申候、右衛

門せい人申候事、一度御めにかげ申度御さ候、めてたくかしく、

菊月晦日

まいる おばさま

人々御申

【解説】

岡部与貞室鍋島氏(まん、真常院)より実母である多久茂辰室鍋

島氏(天性院)に宛てた消息。まんは、在江戸。天性院、茂辰、茂

矩、安胤、充、北島周虎は、在国。千鶴は、佐賀城西丸小城屋敷。

安輝は在江戸。年次は、まん「多もん」(右衛門)が生まれている

(万治三年十二月七日生)ことから寛文元年以降。多久茂矩に子が

生まれていないことから、少なくとも寛文三年以前(五五一号等参

照)。したがって、寛文元年から寛文三年の間。なお、文中の「むかしの御人」とは、すでに故人となっている鍋島直能室多久氏(千鶴母)のことを指す。

五五三 多久茂辰室鍋島氏(天性院) 消息草案(折紙)

わさと二筆申まいらせ候、はるく御ふみしても申候ハす候、今ほとき

けんよく御入候や、うけ給りたくそんし候、こゝもとにてかわる事なく、

わか身もそく才二るまいらせ候、つ(勝茂)の守事も、さかしく、今ほとハ

しほたへまいり、ゆさん申され候よし二而候、ほととをく候へハ如何候

ふさたのみ二候ところニ

茸われをもりけ給候ハす候さかしく申され候よしハ、あなた方おり

文給候ニうけ給、御うれしく思ひまいらせ候事にて候、次二高源院御

そはへい申候かゝの守家中、あんちう清右衛門むすめ、さいこう二い申

候おさき、今ほとハ丹後さま方すこし御ふち被下い申候、をかゝの守家

中のものにて候ハは、しかれハ、おまん方へつほねはて申候ニ、つけ人

すくなく、なにか二付なんきなるやうすに、』かのものをのほせたきよし、

おまん方も申候ゆへ、かゝの守方丹後さまへも申上られ候へは、すこし

も御かもひ被成さるよし二而候、さも候へハ、そもし蓮池へおき候はん

よし御申候二付、おさき方ことわり申たるよし候、それに付て、かゝの

守も、いかゝ候はんやと存られ候とみへ候へ共、わか身方そもしへハ申

わけ候はんまゝ、ことにつほねはて候後ハ、おまん事かき候事にて候間、ものことなんき二候よしをうけ給、わか身も一入なけかしくそんし候間、のほせ申されしかるへきと申候、かゝの守ニさやうニ御こゝろへ被成有へく候、此たん、かゝの守・おまん方もことわり申されへきとそんしまいらせ候、めてたくかしく、そもしもわか身ニ御たいし、御ふんへつ候へく候、めてたくかしく、

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）より鍋島直澄に宛てた消息の草案。宛名は明記されていないが、文面より天性院の弟にあたる蓮池藩主直澄と推定できる（五五八号・五六五号文書では、天性院から小城藩主鍋島直能に対して、この書状を託していることがうかがえる）。居所は、天性院は在国。鍋島直澄は在江戸。「おさき」については、寛文四年の一連の関連文書の中に位置づけることができる（五五一号解説末整理参照）。したがって、本消息案は、寛文四年のものとは比定できる。直澄世子の鍋島直之が、寛文四年に初入国『蓮池藩日誌』していることとも一致する。また、直能は、寛文四年であるなら、前半は在江戸。閏五月二三日に佐賀城西丸着（佐近二一／八九七頁）。

五五四 多久安輝消息（折紙）

猶、おまんさまも一しほ御きけんよく御さ候まゝ、これまた御

心やすくおほしめし上らるへく候、めてたく、

たより御さ候まゝ、一筆申上まいらせ候、まつ、そこもといつれも御

けんこに御さなされ候よし、めてたくそんし上候、こゝもと、

かう源院さま一しほ御きけんよく御さなされ、それかしもそく才にまか

り居候あいた、御こゝろやすくおほしめし上らるへく候、まつ、

御まへさま御事、春しふん、きふ、と御わつらいなされ候へとも、御

くすりさうわういたし、御くわいきなされ、そのち、また、御ふ

しよくに御さなされ候よし、ひやうこさま方おほせきかせられ、千はん

御こゝろもとなくそんし上候、さりながら、今程御きけんよく御さ候よ

しうけ給、めてたくそんし上候、なをかさねて、めてたくかしく、

（多久茂辰室鍋島氏）
かゝさま

まいる 人々御申給へ

【解説】

多久安輝より多久茂辰室鍋島氏（天性院）に宛てた消息。差出は明記されていないが、在江戸の人物で、天性院の子であることから、

安輝と考えられる。安輝と岡部与貞室鍋島氏は在江戸。天性院は在

国。多久安胤は在国。安輝の在江戸は承応三年六月から。高源院歿は寛文元年九月。したがって承応三年から寛文元年の間と比定できる。

五五五 岡部与賢消息（折紙）

一筆申まいらせ候、そこもといつれもいよ／＼御そく才二御さ候よし、

めてたくそんし候、こゝもと、かうけんみんさまいよ／＼御たつしやに、

この介との御けんこ二、とう名つしまの守所にも、おや子なからふい

二候まゝ、御心安かるへく候、ゑもん、ことのほかせいしんいたし、御

とうせんにまんそく』申事二候、しかれば、せんとハゑもんしゆつさん

いたし候二つき、ゑん路御ししや、ことに色々御みんしんにあつかり、

かたしけなくそんしまいらせ候、これより金三百疋しんしまいらせ候、

まことに御しうぎまでに候、なをめてたく、かさねて申入候へく候、め

てたくかしく、

おかへ

三月廿八日

多久美作殿

御内さま

まいる

【解説】

岡部与賢より多久茂辰室鍋島氏（天性院）に宛てた消息。岡部与賢は在江戸。天性院は在国。高源院・岡部与貞室鍋島氏・同男「ゑもん」（右衛門）・岡部与貞は在江戸。右衛門の出生は、万治三年十月九日（五四七号・五五九号・四八〇号・五〇二号）。右衛門出生直後の記事なので、寛文元年。

五五六 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息草案（堅紙）

（前欠カ）

一本丸こ少将、御まへさま二うかゝい候てくれ候へのよし申され候、こ

少将子とも、此中ハ三人もち申候てい申候、兩人ハおんなこにて御さ

候、一人ハむすこにて御さ候、かしらのむすめハ、少将本丸へめしい

たされ候時分方、わか身とり候て、めしつかい候、のこり兩人の子と

もへハ、とゝさま方御ふちくたされ候か、やともとへ此中めしおき候

むすこへハ、さも御さ候へハ、このむすこ、ふるとし、わつらい申、

あいはて申候二付、むすめ一人、やともとへめしおき候、さやうにも

御さ候へハ、かのむすめ、今ねん十二二なり申候、ことの外みめあし

く、ぶきりやう二むまれつき申候へとも、もはや十二三二もなり申候物を、やともとへ一人めしおき候か、何ともめいわく二そんし候、人よりなきなどを申たてられ候てよりハ、人のよめこにもとりかね申候間、くるしからす候ハ、こ少将本丸へや二よひ候て、めしおきたく御さ候か、いか、くるしかるましく候哉、ちとうか、い候てくれ候へのよし、申上られ候、そこもとへ申上すニ、へや二よひ候てめしおき候て、しせん人くちち、とよさまめしつかハれ候やう二申候など、きこしめし上られ候へは、何ともあてかいもちかい、めいわく二そんし上候間、申あくる御事にて候、わか身も、このむすめ、きりやうなとよく候ハ、よくハ候ましきと申へく候へとも、ことの外ふきりやう二御さ候間、とよさま御めのつきさうなるものにも御さ候ハす候間、申上候、いか、くるしかるましく候哉、た方の時分、御しつねもなく、仰くたされ候へく候、

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）より某へ宛てた消息の草案。宛名は明記されていないが、佐賀城奥向き責任者の小少将の依頼で、佐賀城奥向の立ち入った問題についての判断を江戸へ問い合わせている。

「御まへさま」と呼びかけており、天性院母の高源院である可能性が高い。天性院は在佐賀。高源院は在江戸。小少将は在佐賀城本丸。

年次は、上限が高源院が江戸に移った元和八年、下限が勝茂歿の明暦三年。

五五七 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息案（竪紙）

一筆申入まいらせ候、しかれば、おくの事、ちからとのきけんあしく候よし承候、ちたい、おくのふてうほう成もの二候間、さやう二あるへきとすいりやう申候、そもしそんしのことく、そこもとへ遣候時分、おくのをとしよりふん二相付遣候よし、みまさか殿御きつけ、ふべんふてうほうのものとみへ申候ま、としよりやくなど申候儀、なりかたく候はんま、へち人をあいつけ候やうにと御申候へとも、おりふし、にわかにさやうの人もこれなく、つきにハ、そもしちいさきときより、つきみ申たるものに候ま、まつ此もの二被成へきよし、とくしゆゑんさま御申候ゆへ、そのとをりニきちやう申候、しまり、ちから殿きになど入申さるるものを、一日もめしおき候儀、かへつてふうふためにもまかりならず候、又おくのものなく、ほうこう申たるものにて候間（後欠）

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）の消息案。後欠であるが、この部分と全く同じ文面を含む消息案が五八一号である。すなわち、五八一

号は折紙二枚から成っているが、このうち一枚目の下段途中までを
写したものが本消息案である。したがって、本消息案については、
五八一号の解説を参照されたい。

五五八 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息案（竪紙）

此ほと、ふみ進し候御返事のとをり、つふさに見まいらせ候、まつそも
し御おやこなから、いよ／＼そくさいに御入候よし、めてたく思ひま
らせ候、つきに、おさき事、たんこさまよりハなにの御かまいもなきよ
しにて候や、一たんの事二候、しかれば、（鍋島直忠）かいの守殿方はすのいけへお
き候はんよし申され候、おさきより申わけ候とハ申ながら、かいの守殿
へおまん方と／＼け候ハてハ、いか／＼候はんやのよし、もつとも御事、
（御部手直室鍋島氏）

そのとをりニしかるへく候、わかみよりも又、』右のやうすにて、おまん
なんぎ申候ま／＼、さしつめそもし方御のほせ候やう二と、わかみ方申た
るよし、申遣へきとそんし候、そのうへにてハ、かいの守殿もへちてう
あるましきとそんし候、さやう二御心へ、そもし方もそのとをり、かい
の守へも仰遣さるへく候、かいの守へ遣候ふみ、かき候て、そこもとへ
遣候、そなた方のふみ同せんニ、ゑとへ遣へく候、いづれも此わき、こゝ
もとへ御こし候ハ／＼、御めんにて申うけ給るへく候、まつ／＼めてたく
かしく、

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）の消息案。文中の「そもし」は鍋島
直能で、同人に宛てたものと思われる。年次は、光茂が丹後守とな
る慶安元年が上限で、天性院が歿する寛文七年が下限か。この間、
寛文四年三月に方に付属のつぼねが死去し、その後任に上げられた
のが「おさき」である。この件に関連するのが寛文四年と推定され
る五五三号で、本消息も寛文四年と推定される。なお、五五一号の
解説を参照されたい。なお「右のやうすにて」以下の文章は猶々書
の位置にある。

五五九 鍋島勝茂室徳川氏（高源院）消息（折紙）

猶／＼、こゝほとこんの助一たんとふしニ成人申まいらせ候ま／＼、
（多久安輝）
御心やすく候へく候、ふち事もおり／＼そこもとへまいり申候よし、
そもしへつして念比のよし、申つかわしまいらせ候、過分かり候、
我身ひとしほうれしく候、むすめ事もそくさいのよし、一たんの事
と思ひまいらせ候、又か／＼の守事もふしニそこもとへつき申され候
よし、一たんの事』にて候、（鍋島直忠）かいの守事もおもひかけなくはやく御
いとま出、誰もこゝもと二候ハて、ちからなくめいわく申候、さり

なから、さためて、やかて、(鍋島直朝)いつみまいり候はんと思ひまいらせ候、

かしく、

又申候、(岡部与兵衛鍋島氏)二月方くわい人にて御申候、かゝの守くたり時

分ハ、きしよくあしく御申候つるか、いまほとハかるく〜と御申候、

しんしやくニそんし候つれとも、廿一日ニ我身おひをつかわしまい

らせ候、さまをも人申候まゝ、ゑんりよニそんし、色々しんしやく

申候へとも、(岡部与兵衛)たんばせひと申され候ゆへ、かなひ候ハてつかわし申

候、かやうのめてたき御事、うれしきと思ひまいらせ候、みまさか

殿へハ御物かたり候へく候、かしく、

七月廿一日

さいく〜文うれしく思ひまいらせ候、まつ〜そこもと相かはる事なく、

とかくふしのよし、めて度思ひまいらせ候、(鍋島光茂)たんこもせん月七日ニ何事

なくつき申され候よし、めて度思ひまいらせ候、我身もかわる事なく、

いよ〜きけん能候、まつ〜申まいらせ候はんを、(多久茂徳)なかと事しやうそ

うけニ御申候よし、かす〜御心もとなく思ひまらせ候、』さりながら、

もはや大かたよく御申候よし、めて度思ひまいらせ候、まつ申まいらせ

候はんを、いつも給候、つき候とて、み事成ぬの一たん給候、御うれし

く思ひまいらせ候、あかく花ニそめまいらせ候御事にて候、(北島勘鹿)また大力む

すこふしニ成人申候はん、めて度そんし候、かしく、

方

七月廿一日

(万治三年)
(鍋島勝茂室徳川氏)

みまさか殿

(多久茂徳)
御うもしへ

御返事

まいる申給へ

【解説】

鍋島勝茂室徳川氏（高源院）より多久茂辰室鍋島氏（天性院）に宛てた消息。高源院は在江戸、天性院は在国。年次は、光茂が丹後守となる慶安元年が上限で、高源院が歿する寛文元年（同年九月六日没）が下限となる。文中に「おまん」懐妊のことがみえるが、同人は万治三年十二月九日に男子を出産しているので（五四七号参照）、本消息は同年に比定される。また、姫路本「右筆所日記」によれば、鍋島直能の下国に触れているが、同人は万治三年五月に江戸を発ち、六月に佐賀に着いており、さらに「せん月」〓六月七日に光茂も佐賀に着いた旨も述べられており、両人の動向とも矛盾しない。

五六〇 しゃうよ消息（豎紙）

(編纂結末書)

方

(墨引) たかをさま

しやうよ

御申上

返々、御しひつにてまてきたされ候、あさからす、くわふん二心へ申あげ候、又々てまへ二めつらしき御さかな、はいりやう申あげ候、まこともよろこひ申事、大かたならずにて御さ候、御せんしかるへきやう二御ひろう、たのみあけまいらせ候、かやう二あたるよにて御さ候へハ、御かけすりの事のみ、わつらいのやう二心へ申候

二、御かけとおかみあげ申候、

御しよ、かたしけなくはいけん申上候、御もふきなは、御ころ二かけさせられ、御かけすりの御事、(掛 祝)もんときまへ御持なされ候てきたされ候、さうくうちやふり申候への御事、御さかせなされ候、いまにわたくしそんし申事ハ、御かけすりの御事はかりにて御さ候に、ま事二御ころ二かけられ、御おやさまの御事とハ申ながら、わたくしため二、かたしけなき御事、申あげへきやう御さなく候、ことに、もんとさまへ御てかたの御事までも御申くたされ候、これ又ふかくとそんしあけ申候、かさねてそなたより御さうしたい二、てまへ二御さ候かきものも、御め二かけ候へく候、わたくし事、これをしまい申候へハ、もはやそんし申事御さなく候、御かけとふくをなかし、御しよをいくたひも、いたゞき申上候、御めてたく、かしく、

【解説】

「しやうよ」より多久茂辰室鍋島氏(天性院)付の侍女たかをに宛てた消息。「しやうよ」の居所は不明、たかをは在国。鍋島武興には多久茂辰女の千が嫁しており、「しやうよ」はその侍女か。とすれば、本消息は、実母天性院に対する女千の意を侍女が奉じているものとなろう。年次の上限は決めがたい。千の存命中と考えれば、千は承応二年七月二十六日に歿しているため(「多久家系図」)、年次の下限は承応二年となる。

五六一 岡部与貞室鍋島氏(真常院)侍女小督・局消息(折紙)

加州様御のほりのおりふしは、御前さまより御ねん比に御あ被成御書、(鍋島氏)ことにみ事の御たはこ・御てぬくいはいりやういたし、ありかたくそんし上候、先々其許さま御ふた方さま・御子さまかた、御機けん能御さ被成候よし、おそれながら御めてたく申あげまいらせ候、(多久茂辰)ことに御うへさま御わつらいも、はやく御すきと』ならせられ候よし、是又一しを御めてたさ、申も大かたにて御さ候、加州さま御事、御きけんよくこもとへつかせられ、(岡部与貞室鍋島氏)こなた御うへさま御壱人さまの御まんそくに御さ候、(江戸)ま事にこの中は、御ちからの御一もんさまかたは御さ被成候ハす、よろつ御た方なく、ま事二あまの子なかしたるふせいに御さ候、こと

さら御手まへまでも御手つかい御さ被成候て、わたくし共も、いかほと
くめいわくかりまいらせ候所に、今度 かゝの守さまつかせられ候み
やけと御さ候て、(岡部与貞)対馬さま多金貳百両、御うへさまへ同百両進せられ候、
ま事二くこの間は御ふへんのみ御さ被成、御めいわく二而御さ候つ
るに、かやうに御かせいあそはし進せられ、めてたくく、御まへにて
の御まんそく、私共までもうきあかりまいらせ候、其許さまへもきこし
めし上られ候て、御ふたかたさま御まんそくの御事二覚しめし上られ候
ハんと存上申候、こゝもと二てもうねめさま一しほ御さけんさまよく、
こなたにても大州さま』(岡部与貞・岡室鍋島氏)御ふた方さま・ゑもんさま、一たんく御さけ
んの御事二御さ被成候、ゑもんさまいやまし御うつくしく、万御りはつ
に御さ被成候を、御ちかくにて御さ候ハ、御めにかけてあげ申へき物
をと、申上くらしまいらせ候、此よし御つみての折ふしは、いかほとも
くよろしきやう二仰上られ被下へく候、わたくしとももふし二ゑん申候
や、大き申候とて、御こまくとの 御ゑにて御さ候、ま事二ありかた
くそんし上申候、かやうの御事もおりくくわふんかり申候由、仰上さ
せられ候て可被下候、そもしさま一とゑにたのみくまいらせ候、めて
たくかしく、めてたくかしく、

御返事

(小督) つかう

まいる 御つほねさま
御ひろう

つほね

【解説】

岡部与貞室鍋島氏（真常院、多久茂辰女、鍋島元茂養女、まん）
侍女小督・局より御局に宛てた消息。宛所の御局は茂辰室天性院の
侍女か。文面から、多久安輝が在江戸であることが窺え、同人が証
人として江戸にいた承応三年六月から寛文五年十月までが、年次の
範囲と考えられる。安輝は、寛文元年に比定される五月六日付真常
院消息（五四六号）では「こんの介」であるが、寛文三年四月には
采女を称しているので、寛文元年五月から同三年四月までの間に年
次の上限が求められる。一方、真常院の局が寛文四年三月二十一日
に歿しており（五四八号）、これが下限となる。文面に鍋島直能が江
戸に到着したことがみえているが、右の上限と下限の内では、直能
は寛文元年四月二十七日に佐賀出立、五月下旬に江戸着、同三年三
月二十五日に佐賀出立、四月十九日江戸着の二度の参府があった
（「直能公御年譜」）。そして、本書状と内容に重なる部分があり、寛
文三年に比定される五五〇号に、「今月十九日」に直能が江戸に着い
たとあることから、これは寛文三年の参府といえる。従って、本消
息の年次は寛文三年に比定される。小督・局および真常院は在江戸、

御局および天性院は在国許。また、多久茂辰は在国許、岡部与貞・鍋島直能・多久安輝は在江戸。

五六二 鍋島清良室多久氏 (円融院) 消息 (豎紙)

(編纂結科上巻) (多久茂辰) 「墨引」 まいる さく州さまにて

人々御ひろう 方 (鍋島清良室多久氏) みつ

返々、ちからとのへ、とかつきたるやうニおほせられ候てハ、よくも御さあるましく候、これまたたのみ上まいらせ候、めてたくかし

く、ちからとのも申され候まゝ、わたくし申候ハ、さやうなる事ハ、おもてかたひとほ成ても候、ことにわたくしか、をくのしんしやうの所へうけとり申へ候まゝ、さやうの心つかいハいらざる事に候まゝ、さやうニ心へ申され候やうニ申候、さも候へは、こゝもとハとりなかめ候て、けつか(らカ)う口しく出はも御さ候やうニとある事ニて候、とりなかめ候て、のちニなり、あちのこちのとじきたち候てハ、ひとしほくちおしく御さ候か、こゝハいかやうニかよく候ハんとおほしめし候や、ひそかに御たつね申上候、せう／＼ハ何とあるわけもおほせられず、をくの儀をきつとそこもとのやうニもつかハし候やうニ、かわりの事ハちから殿きうりやうしたいとおほせられ、わたくしまで御ふみはしもくたされ候

やうニ、ありたく御さ候か、こゝハいかやうニ御さ候ハんや、御たつね申上候、をくのちから殿へりよくハいなる事とも申たるを、またふうふのたんかうニて、しゆひよくいとまもくれ候ハんやうにとのたんかうニて、また／＼こゝもとへい申のよし、きこしめされ候、いよ／＼きとくなる事しゆひよくさいわいニおほしめし候、さりながら、とりなかめい申候てハ、よくもあるましきとおほしめし候まゝ、まつ水かへのやうニもまいり候やうニとおほせられ候て、わたくしへ御ふみばしも下され候てか、よく候ハんと存申候、とかく／＼御たつね申上候、

一筆申あけまいらせ候、しかれば、奥野事、昨日も御ねん比ニおほせられ、おり所の事までもおほせ付らるへきよし御申、かたしけなくそんな上候、さも候へは、をくのしゆう申事、昨日もたつね上申たるやうニ、此さきゆる／＼との事ニても候ハん、とかくそれも、(鍋島清良)ちから殿したいニ申候やうニとおほせられ候まゝ、さやうニおちつきい申候、さりながら物のやうすを見申候へは、ことの外ねん比に、けつかうつくニて、おり所などの事ともあいすめ候ハんその内ハ、とりなかめ遊しおき候やうニとの物を、とにて御さ候ゆへ、けさよりわたくし申候ハ、をくのひきとり申候事、此五、六日の内二人なといたし候て、よき日をちからとのも見申され候て、しゆひよく御出のやうニ、まついたし候ハんと申候へは、まつ御まい(はじ)やく御さ候ハん、いつニてもいそかわしからぬ事ニて候まゝ、まつひかへ申候へ、とし方なともたんそく申、又をくのい候所も

きうりやうなど申候はんよし、めてたくかしく、

【解説】

鍋島清良室多久氏（円融院、多久茂辰女充）より茂辰に宛てた消息。円融院は在佐賀、茂辰も在佐賀か。円融院侍女「をくの」（奥野・おくの）の処遇について語られており、五五七号、五八一号の多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息案と関連し、同時期と考えられる。したがって、五八一号の解説より、年次の上限は明暦元年十月晦日、下限は寛文七年六月。

五六三 岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息（折紙）

返々、丹波さま御事も御きけんよく、昨日こゝほど御うちたちにて御さ候、（鍋島直能）あにさまもそこもと御きけんよく御たち被成候之よし、やかてこゝほどへ御つき』にて御さ候はんと、御うれしき、せつかくまちまいらせ候御事にて御さ候、こま／＼ハ、なをかさね／＼めてたくかしく、

（岡部与貞）丹波さまより、そこもと御三人さまへ、御しう儀に文進せられ候まゝ、一筆申入まいらせ候、わたくしよりも、『わさと右衛門いわいましてに、百疋代金子壱部進しまいらせ候、まことにいく久しく、まん／＼ねんも』

あいかわらすとの御しるしにて御さ候、まつ申上候はんと、そこ御ほとみなさま御きけんよく御さ候由、かす／＼めてたく、うれしくそんし上まいらせ候、こゝほどにても、（鍋島勝茂後室徳川氏）は／＼さま御めてたく一たと御きけんよく、其外かはる御事なく、わたくし』とかく一たとそくさいニ、ゑもんもことの外せい人いたし、物／＼しく御さ候ヲ、御そもしさま御ふたりさまへ御めにかけて申たさ、いつも／＼申くらしまいらせ候、めてたくかしく、』

（寛文元年）卯月四日

をかへ

まいる おはさま（多久茂辰室鍋島氏）

つしまの守（岡部与貞）

人々御申候

内

【解説】

岡部与貞室鍋島氏（まん、真常院）より多久茂辰室鍋島氏（天性院）へ宛てた消息。真常院は在江戸。天性院は在佐賀。右衛門の生年月日と鍋島勝茂後室徳川氏（高原院）の歿年月日より年次は寛文元年となる。

「直能公御年譜」（近二一／六〇二頁）では寛文元年、直能は四月二十七日に西の丸を出発、五月下旬に江戸に到着したことになっている。しかし本状では四月四日時点で既に佐賀を出発しもうすぐ

江戸に到着することから、「直能公御年譜」の記述が誤りと考えられる。なお、本消息は散らし書きで書かれている。

御申給え

【解説】

五六四 岡部与貞消息（折紙）

猶々、御事おほき中ニ、内々ものまてめい／＼御しうき下され、くわふん、かたしけなくそんしまいらせ候、以上、

終に文ニても申うけたまはらす候へとも、一筆申入まいらせ候、まつ／＼

そこもといつれも御そく才のよし、めてたくそんし候、さやう候へハ、

こゝもと女とも、きうとうよろこひいたし、ことになんしたんしやう仕

候儀きこしめされ、御しうきと候て、わたくしかたへ金子三部をくり下

され、ならひニせかれ方へも、うふき三つ・金三部、』めい／＼に下され、

まことに遠路おほしめしのほと、一しほかたしけなく、幾久しくといわ

い入申事候、みまさか殿・なかと殿よりも、いろ／＼御しうきとも下さ

れ候間、よきやうニ御申下され候へく候、猶かさねて／＼御礼申上へく

候／＼、めてたくかしく、

三月二日

多久美作様

御内さま

五六五 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息草案（堅紙）

岡部与貞より多久茂辰室鍋島氏（天性院）に宛てた消息。岡部与貞は在江戸、天性院は在佐賀。年次は男子（右衛門）誕生を「旧冬」としていることから、翌年の寛文元年となる。

猶々、おまんへ御のほせ候としより女子、又々へちニも御たんそく

候はんよし、これ又一たんの事にて候、おさき一人にてハすみ候ま

しく候間、いよ／＼御たんそく候て、御のほせしかるへくそんし候、

かしく、

此ほと
おとよふみ進候御返事のとをり、つふさに見まいらせ候、まつ／＼そ

もしおやこながら、いよ／＼そく才ニ御入候よし、めてたく思ひまいら

せ候、次ニおさき事、丹後さま方ハなにの御かまいもなきよしにて候や、

一たんの事ニ候、しかれば、甲斐守方蓮池へおき候はんよし申され、お

さき方申わけ候とハ申ながら、甲斐守へおまん方とゞけ候へてハ、いかゞ

候はんやのよし、尤の御事、そのとをりにしるへく候、わかみよりも又

右之たうすニ而、おまんなんき申候まゝ、さしつめ、そもし方御のほせ

候やう二と、申たるよし、申遣へきとそんし候、そのうへにてハ、かい

の守もへちてうあるましきとそんし候、さやう二御ころへ、そもし方もそのとをり、かいの守へ仰遣わさるへく候、かいの守へ遣候ふみ、かき候て遣候まゝ、そこもと方御こし候へく候、めてたくかしく、

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）の消息草案。宛所は鍋島直能か。天性院は在佐賀、宛所の人物も在佐賀。五五八号とほぼ同文で、本状が草案と考えられる。文中の「かいの守遣候ふみ」は五五三号をさす。年次は五五三号と同じ寛文四年。

五六六 ゑんしやう院消息（折紙）

なをく、御あいきやうの御きたうハ、ふとうのほう七日、やくしのほう七日、あいせんのほう七日にて、三七日にあいさたまり申候、はたまた、仁百足代くたされ、かたしけなくそんしあけまいらせ候、御ふみくわしく見上まいらせ候、今ほと一しほ御そくさいに御さなされ候よし、めてたく申あけまいらせ候、ことに御たんしやうの御りうにんさま、きしうさま方御やうのよし、かすくめてたくそんしあけまいらせ候、

一御ころもちの御きたうのよし、こまくあそハし遣され、くわしく

はいけん申上、かつてん申あけまいらせ候間、御きたうの儀せい

申、御ふ・御まほり、』来月十二日にしん上申へく候、又月まちも十二日に、くししたいにりうくわん申、まい月おかみ申上へく候、又御あいきやうの御きたうハ三七日にあいさたまり申候、入くハいつもの御きたうのことくにて御さ候、その上に入申候物ハ、別にかきたて、しん上申候、たゝいまの御ふみ、ひきちらし、たれにてもしらせ申ましく候間、御ころやすかるへく候、万めてたくくかしく、

七月晦日

御返事

ゑんしやうゐん

【解説】

ゑんしやう院（圓正院）か。「寺社差出」當山派山伏由緒下／九十九頁より多久茂辰室鍋島氏（天性院）宛ての消息。天性院は在佐賀。年次は岡部与貞室鍋島氏（真常院）の生年より寛永十四年。

五六七 てい雪消息（折紙）

わたくしこそ、とし明候てよりも、そもしさままでも、ふみしてさへ、御めてたさをも申上まいらせ候ハす、御ふさたにうちすきまいらせ候御まへ方御書下され、こと二』うつくしきもめん下され候、かたしけなく

いたゞきまいらせ候、そこ御ほどさまにて、御ともく御きけんよく御

さなされ候よしうけ給、『まこと二く何よりめて度申上まいらせ候、此

御かたにても、かうけんめん様一しほ御きけんよく御さなされ候、此は

るは山しろさま御こしなされ、ひさくにて御けもしあそはし、御まん

そくの御事にて、ひとしほ御きけんもよく御さなされ候ま、御心やす

くおほしめし上られ候やうニ、御申上なされ候へく候、つしまさまにて

も、とし内御たんしやうあそはし、よきわかこさまにて、御めてたさ

く、そこ御ほどさまにても、さこそ御まんそくニおほしめし上られ候ハ

んと、かすく』をしはかり上まいらせ候、わさと御ししやしんせられ、

大かたならすかたしけなかりまいらせられ候、御うふきも一たんよく

候ハんとの御事にて、こゝもと御ふく屋にてとゝのへさせ、

よさへもんへわたしまいらせ候、いましふん御おやこさまながら、『一入

御きけんよく、御しんもしさまも、あとの月二こなたへも御出なされ候、

まこと二く御めてたさ、申上つくしかたくそんし上まいらせ候、かれ

これよくく御とりなしたのみ入まいらせ候、めてたくかしく、

三月五日

水かへにて

御つほねさま

御ひろう

てい雪

【解説】

てい雪より多久茂辰室鍋島氏(天性院)の侍女御局へ宛てた消息。

てい雪は鍋島勝茂室徳川氏(高源院)侍女。てい雪は在江戸、御局

は在佐賀。岡部与貞・真常院の子右衛門が生まれ、高源院と鍋島直

弘が存命であることから年次は寛文元年。

五六八 岡部与貞消息(折紙)

一ふて申入候、そこもと相かわる御事御さなく、いづれも御そく才二御

さなされ候や、承たくそんし候、せんとはせかれたんしやうにつき、い

ろく御しうきとも下され、かたしけなくそんし候、此方よりもししや

にて御しうき申たく候へとも、』とをくの事二候へハ、そんしなから延

引申事候、わさとばかり二三百足しんし申候、まことにく御しうきの

しるしはかり二御さ候、めてたくかしく、

おかへ
つしまの守

卯月三日

みまさくさま

御内儀さま

まいる 申給へ

【解説】

岡部与貞より多久茂辰室鍋島氏（天性院）に宛てた消息。男子誕生の祝儀に対して返礼を送るという内容である。五五九号（万治三年七月二十一日付）、五四七号（万治三年）、五六七号（寛文元年三月五日付）によって、岡部与貞室鍋島氏（まん、真常院）が万治三年十二月九日に右衛門を出産したことがわかる。五六四号（寛文元年三月二日付）は、多久家からの祝儀に対する岡部与貞の礼状で、本消息はこれに続くものと考えられるため、年次は寛文元年となる。多久茂辰・天性院は在国。岡部与貞の居所については、寛文元年と推定される四八〇号（三月八日付）で、佐賀からの祝儀の使者が二月二十七日に江戸に着いたことがわかるので、礼状である五六四号が三月二日付であることにより、在江戸の可能性が高い。

五六九 松平忠房室鍋島氏（永春院）消息（折紙）

なをく、御そもし様御そく才の御事、かすくめてたくそんし候、
（祝儀）
御しうきと御仰られ候て、十てう下され候、かたしけなくそんし候、
さりなから、まつ一両ねんハ、いつかたよりも御しうきなとうけ不
申候はずにて候ゆへ、御めんしん申あけまいらせ候、』かさねてハこ

なたより申あけへく候ま、そのをりハそなたよりも下さるへく候、
まつその内ハ、たゞ御ふみはかり下され候へく候、なをはる長に申
あけへく候、めてたくかしく、

あらたまりまいらせ候はるのめてたさと御仰られ候て、文下され候、か
たしけなく、めてたくそんしまいらせ候、そこもと、とゞ様はしめ、御
そもし様、御子かた、その外』いづれも御そく才の御事、数くめてた
くそんしまいらせ候、こゝもと、かゞ様はしめみなく無事に御さ候ま、
御心やすくおほしめし被成へく候、めてたくかしく、

方

まつ平

多久

主殿頭

あね様
（多久茂辰室鍋島氏）

内
（松平忠房室鍋島氏）

御返事

【解説】

松平忠房室鍋島氏（長、永春院）より多久茂辰室鍋島氏（天性院）
に宛てた消息。年次の上限は、松平忠房・永春院の婚姻時期（寛永
十年七月）より寛永十一年である。本文より、勝茂が在国とわかる
ので、年次の下限は明暦二年となる。天性院は在国、永春院・鍋島
勝茂室高源院（徳川氏）は在江戸である。

永春院は追而書で、天性院からの祝儀に対して、「二両ねんハ、いつかたよりも御しうきなとうけ不申候」と述べている。年次の可能性として、慶安二年二月忠房の丹波国福知山への加増転封がある（「寛政譜」、「断家譜」によると福知山前藩主稲葉紀通は乱心自殺）。同年と仮定するならば、鍋島勝茂は十月十三日参勤のため佐賀登であり（佐近八―三／二七七頁）、春は在国である。

五七〇 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息案（折紙）

なをく、わかさ殿・ふせん殿、せう人のかわりハ、此中方こしらへる申され候、ひこにおふ事ハ、たゞいま方こしらへ申儀ニ御さ候間、すこしハあとたち申にて御さあるへく候間、そのたんハさやうニ御心へなされ候て下さるへく候、
一筆申上まいらせ候、しかれば、ひやうこの介事、かねくひやうしやにて御さ候、ことにすねんつめ申候間、こうぎ御しあわせしたいニ、御かへ被成候ても下され候やうにと、ないく存上候所に、とし内、せう人しゆ、かわりのきとも御さ候時分、ひやうこの介儀も仰上られ候やうニうけ給候、誠にくわかみほんまう、一入かたしけなく申上まいらせ候、とくしゆゐんさまも一入の御まんそく、大かたならずニ御さ候、』さやうニも御さ候へハ、かわりの儀ハ、今ねん八つ二なり申候こむすこ、

ひこにおふ、さしのほせ申へく候、こしらへさうさのぎハ、みまさか殿てまへ方ハなりかたく御さ候間、わか身何となりとも申候て、さしのほせ申へく候間、御心やすくおほしめし上られ、ひやうこの介さしかへられ、御くたし候て下され候へ、たのみ上まいらせ候、ひこにおふさしのほせ申候事、いつにても、そこもと方のきよいしたいに、のほせ申へく候間、さやうニ御心へなされ下さるへく候、

【解説】

差出・宛所を欠くが、江戸証人の交代についての内容により、多久茂辰室鍋島氏（天性院）による消息の案文と推定される。一四七号（承応二年十二月二日付）、三三八号（承応三年三月十一日付）によると、多久安胤から多久安輝への江戸証人交代は承応三年である。本文に安輝（彦仁王）について、「今ねん八つになり申候こむすこ」と記されていることから、安輝の生年（正保二年）より年次は承応元年と推定される。同年、鍋島勝茂・光茂は二月に暇、勝茂は四月五日、光茂は四月二十一日帰国である（佐近一―二／七七―一頁）。多久茂辰・天性院は在国である。「ふせん（豊前）」について、諫早茂敬は承応元年五月十五日歿。嫡男茂真も豊前を称する（「同格系図」鍋一四一―二二）。

五七一 多久茂辰室鍋島氏（天性院）覚書（折紙）

一 かゝさま御本け、うけとり申候事、
（鍋島勝茂室徳川氏）

一 かゝさま御すゝけ二ついで、御きたうの事、御れいに、きん三両遣候

事、御わつらいつき、ねのとし正月廿一日、
（慶安元年）

一 ちくうよひ、かゝさま御すゝけのうらかたさせ、御あしハたち候ハて
（呼） （占カ）

も、御命の所何事あるましきやの事、

又、此くれに、とうぢ被成へきや、いかゝの事、
（湯治）

わか身

一本け、ほそのを遣候事、
（膳）

一 大しやうあんへ、まき物御れいニ遣候事、』

一 おつちくやうのため、銀子遣候事、
（供養）

又、二郎多もん・けきへ、ころし候日たつね候て、多とへ申上へき事、
（大塚） （松懸）

同■としもたつね申へき事、

一 大しやうへ、おちやうくわい人ニ、三月四月五月み月間にも、くわい
（兵） （松平忠房室鍋島氏）

人ニなり申され候御ふ遣へきや、それかなり申ましきと申され候ハ、
（符）

そこにて、かゝさま御きたう御たのみ被成候するとの御事、

【解説】

本覚書は、つぎのように五七三号（慶安二年）と共通する事項に

ついて記されている。①一条目と五七三号三条、②二条目と五七三

号二条、③三条目と五七三号二・四・五・六条、④四条目と五七三

号七条、⑤五条目と五七三号八条、⑥六条目と五七三号九条、⑦七

条目と五七三号一条。すなわち①②③④⑤は、鍋島勝茂室徳川氏（高

源院）の足治癒の祈祷について、⑥は高源院の侍女「おつち」の供

養について、また⑦は松平忠房室鍋島氏（長、永春院）の懐妊の祈

禱について記されている。このことから、本覚書は多久茂辰室鍋島

氏（天性院）が、五七三号で高源院から伝えられた内容を書き留め

たものとわかるので、年次は慶安二年である。同年、勝茂は十月十

三日佐賀発、十一月十一日江戸着である（佐近八一三／二七七頁）。

五七三号九条により時期は二月頃と推測できるので、勝茂は在国で

ある。天性院は在国、高源院・永春院は在江戸である。

五七二 鍋島清良室多久氏（田融院）消息（豎紙）

一 （端裏封上書）

方

（墨引） 又申上候 人々御ひろう みつ

（鍋島清良室多久氏）

昨日そこもにて御うハさ申候御事ハ、けさよりも、うハさも不申候、

ことに此ふみの御返事ハ、まつひそかにくたさるへく候、そのうへにて、

それをおちつき候て申へく候まゝ、さやうニ御心へ被成給へく候、め

てたくかしく、

【解説】

鍋島清良室多久氏（みつ、円融院）の消息。宛所を欠く。円融院は在国である。年次の下限は、円融院の歿年月より寛文九年閏十月となる。

五七三 多久茂辰室鍋島氏（天性院）覚書案（竖紙）

かゝさま方、御手前さまへ仰つかわされ候条々書付さし上申候、かゝさまへ仰上られ候御こゝろえのため候、

我等へかゝさま書付被下候通二而候、此段も信州へ御面談のみきりハ、御はなし被成候ハ、可然存候、

一大しやう院と申山ふしにて、（長、松平忠房室鍋島氏）おちやう御きとう、信濃さま御たのみ、子ノ年九月方、いまに御ふう給候、（符）月のさわり、それ方月〳〵に成申候、信濃さまおほしめし候ハ、子ノ出き候まで、御ふう給候、きたう申候様ニと、おほしめし候と見え候て、こゝもとへも、いまたきたうのしるしなきよし仰こし候、（松平忠房）そもし存候ことく、きよ年五月二、とのもん殿御下、いまゝて子なと出き候事、思ひかけもこれなく候間、三月まで御ふう給候て、やうす御らん被成候てのうへニ、又此秋方に

ても、暮方も、御もちいさせ候ハ、よく御さ有へく候、

一 わか身あし、（足）子ノ年正月廿一日方おれ申候、年の上の事にて、大しやう院もうけ取申候とハ申ましく候へ共、（水ヶ江）水かへときやう弟候て、卯月

ニハ大しやう院へたつねみ申、まかり成ましきよし申候ハ、せひにおよはず候、もし年ニも来年ニも、きたう申、（足立）あしたち申候様ニと、

うけ取候ハ、ひそかに生月日などかき付、よくのり付二候て、わたし申されへく候、入具ハ、まつ、とうふん三両遣候、

一 水かへへ、わか身本け一本遣候、こゝもとへ返し候ハて、其ちニめしおき候へと、御わたし有へく候、

一 水かへあねへ申候ちくうを、あね所へめしよせ、わか身あし、此分にて一代たち申ましきや、又らい年、らい〳〵年ニも立申へきや、よく

かき物御らん候て給候へと申度候、

一 あしたち申さぬ事、かくし候ても、いらさることにて候、命さへよく候へは、あしハたち候ハす共、何と申へきや、ありていを申こされ候へと申度候、

一 水かへあねへ申候、今年暮にも、（湯治）とうじ申へきか、又ひかへ「」もよくうらない遣へく候、

一 水かへあねへ、（膳）本け又ほそのを遣候、わか身此なりニ成候間、よき便ニて遣候也、

一 水かへうもしまで、大しやう院へまき物遣、おちやう御きたう御ふう、

きよ年方給候、月のさわり人なみ二候て、きとく成御きたうと、まんそく申候、きよ年暮に、文してれい申候はんを、すゝけゆへ、いまゝてふさた申候事、水かへ二別に文遣候事、

一水かへへ、銀子百目遣候、此中はわすれ候て、おもひ出候ぬに、十四年はかりにも成候、わかみめしつかい候つじと申候女、此二月十三日

夜明十四日ニ、ゆめ二見申候、我身申候へ、此中しつねん申候て、い

とまとらせ候ハす候、いつかたへも、ほうかう申候へ、御城又大なこ

んさまかたへハ、むようにて候よし申候へハ、まゆつくり、きわすみ

をき候て、かのこニきわはく入候小袖をき候て、ゆめ二見申候、まつ

さき次郎右衛門尉と、大つか外記兩人候て、ころし申候間、おさまり

所有へく候、両のあしのうらをわり申候と、次郎右衛門申つる間、よ

くたつね候て、次郎右衛門尉ぢふんの様ニいたし、おさまり候寺にて

心さし候やうニ而、とかく仏くわゑ候やうニ、ころし候日、いつにて

候やも、たつね候て、こゝもとへ申こさるへく候、かのつちハ、とり

のとしにて五十三にて候、ころし候時分、たしかに子ノ年の秋にて候

つるか、そもしことおほく候間、あねへ此かき物見せ申さるへく候、

とふらい入候ハんと、右之銀遣候、

とのも殿

あ「」

一ひつしの年、卅一、生月二月十三日五つ時、

いの年

一おちやう生二月二日、みつのへいぬの日、さるの時、

此あいしやう、水かへあねへたのみ申候、二所三所にてうらない候て、子出き候ハぬあいしやうとみえ申候、ゆるく〜とれん〜ニかき付給へく候、

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）の覚書案。鍋島勝茂室徳川氏（高源院）から伝えられた内容を記したものの。一つ書きの主体は高源院である。宛所を欠くが、本文一行目の「御手前さま」は、多久茂辰を指すと考えられる。年次は、松平忠房の生年（元和五年）より、三十一歳となるのは慶安二年である。同年、勝茂は十月十三日佐賀発、十一月十一日江戸着である（佐近八―三〇二七七頁）。本文九条目より、本消息案は二月頃と推測できるので勝茂は在国である。天性院も在国である。

高源院は自身の足の治癒、女である松平忠房室鍋島氏（長、永春院）の懐妊を、祈祷により成就しようとしている。九条目では、高源院が、十四年程以前に「つじ（つち）」という侍女を、松崎次郎右衛門・大塚外記に殺害させたことが語られる。本覚書案により、五七一号を解釈し年次比定することができる。

五七四 多久茂辰室鍋島氏（天性院）侍女局消息案（堅紙）

わさと一筆申まいらせ候、しかれば、かゝの守むすめ千鶴（鍋島直能）ゑん（三浦直次室鍋島氏）へんの事を、きよねん（去年）申あけ候、そのたん御しつねん（失念）もなく、ことに御やうしに（養子）まてなさるへきと候て、かいの守へおほせかけられ候ところに、つ（鍋島直澄）の守より（重々）ちうく御ことハリ申上られ候二つゐて、あ（相濟）いすみ候ハす、御まへにも御のこりおほく思しめし上られ候よし、此ほと、ひやうこ（多久安英）をもつて、御ねん比（懸）に仰下され、誠二く御事おほくも御さあるへきに、御心にか
けられ候たん、ふか（深々）くかたしけなく存上まいらせ候、此ゑんへんあ（黍）い
すみ候ハさる事、のこりおほくは候へとも、御心にかけれられ候うへ二て
の事に候へは、ちからにおよハす存まいらせ候、さも候へは、此中より、
千鶴事につゐて、色く御ころにかけられ候御事、かゝの守一入かた
しけなくそんなせられ候につき、右御れい申あけへきたため、むら川傳（村川貞彦）ゑもん、
そもしまて、つかいに申つけられ候、しかれば、せん年むすめ事（鍋島光茂）、とのさま
打たのみ上（頼）みまいらせ候間、しかるへきを御らんしあわされ下され候や
う二と、申上めしおき申され候へは、かさねく申上はす二ても候ハす
候ゆへ、こんとも、たいていの御れいまでを申上、千鶴ゆくすゑの事、
こまくハ申上られさると見えまいらせ候、さも候へハ、ゑんへんのあ
いての事ハ、御らんしあわせられしたい、いつ二てももの事二て候、まつ
く千鶴を御子ふんに御とり被成、さ候て、さきさまはいよくとのさ

ま御らんしあハされ、しかるへきやうにあそはされ下され候やう二、ふ
かくたのみ上まいらせ候、加賀の守方ハ、わさとこんとハ、たいてい
までを申上られ候、わかみもそもしまて、よくく申候てくれ候へとの、
そんなし入二て候、わかみも右ねかいのとをりに候へは、ほんもうちうへ
なくそんなしまいらせ候、此おもむき、御まへ御つゐでの折、何とそ御
ふんへつ被成候やう二申上られ給へく候事、ふかくたのみ上まいらせ
候、くわしき事ハひやうこ（多久安英）しゆり申候へく候、

【解説】

差出人、宛名を欠くが、五八二号と内容が酷似しており、それに
従えば多久茂辰室鍋島氏（天性院）侍女局より相良求馬に宛てた消
息の案。居所は、局は、佐賀水ヶ江屋敷、求馬は不詳だが鍋島光茂
の側近くと考えられる。天性院の意を奉じたものであり、五二一・
五七六号と関連し、鍋島直能女で天性院の孫に当たる三浦直次室鍋
島氏（千鶴）の縁組を気遣っている。五二一号では、蓮池の鍋島直
之と諫早の彦市の縁談が不調になったこと、五七六号では、直之と
千鶴の縁談に触れている。年次は、上限は多久安英が修理を称して
いることから、寛文五年。下限は天性院の歿年から寛文七年。

五七五 千栗山僧正某消息(折紙)

返々、出雲さま(多久茂矩) 御ち(折袴)子さま御きたう、御心やすかるへく候、先

ニハきんす(金子)おくり下され候、御きたうの事と御さ候ま(願)、おほせ二

まかせ、めてたふうけとりまいらせ候、めてたく、

又申上候、御ち(願)子さま御くわん書の事、八まん宮へ御くうしとり

申候へ(願)ハ、ゆみのくしおりさせられ候間、御くわんじよいたし上ま

いらせ候、

御ちやあけまいらせ候、めてたく(願)、

一筆申上まいらせ候、此ほと御うへさま方御つかい下され候、こんと、

いづもの守さま長さきへ御こし、御きつかいにおほしめし上られ候、

御つ(氣遣)くなく、御しあハせよく御さなされ候やう二との御事、御尤の

御事二候、おほせまでもなく候、わかみ身二かけ、せい(誠精)く申上候へ

く候、

一やちかへ御まほりの事、御申なされ候、先日御使二申上候やう二、先

年大僧正さまにて、く(公方)はうさまやちかへの御『まほり御したゝめの

時、御ことハリ申上、いづもさまやちかへの御まほりととのへ申、し

じやうくわうと申御きとうにて、大そう正さまたのみ、かいげん申上

候て、その御まほり上候へく候、さためて御もちなざるへく候、此上

うへのやちがへと申事御さなく候へとも、又こんども御『まほりと

のへ上候へく候、長さき二つかハさるへく候、ふうのま(開眼)、乃田市の

助まで御と(病後綱)けなされ下さるへく候、又御きたうの御事うけたまハリ

候、おほせまでもなく候、今月五日、吉日にて御一もんそうの御きと

うを、わかさの守殿方おほせ』つけられ候て、五だんのごま、いま二

せい(尊合行法)く申上候、此五日、吉日ゆへ、いづもさま御きたうをも、五大

そんがうぎやうはうをはしめをき申候間、今ほと御一もんそうの御き

たうせい(結願)く申上候間、此御きとうけつくわんいたし候てより、せい

く申上候へく候、此御きたうにも、一しほ御ち(願)子さま御事、せい

く申上候間、御心やすくおほしめし上らるへく候、

一まつ申上候はんを、出雲守さま御りんひやうけ二御さ候よし、さき二

うけたまわり候間、六月廿六日(業師)方やくしのほうおこない申候、御もく

ろく、』又出雲さま今月の御きたう申上候御守もくろく、此五日二上申

へきとそんし候へとも、こ(願)もととりこみ申候ま(願)、先日の御使二此

よし申上候、今日吉日二御さ候ま(願)、何も同前二あけまいらせ候、け

に(願)やくし二御りんひやうの御くわん書申候をも、くわんじよ上申

候、是ハ江上のやくし、又ちりくのやくしに、りうくわん申上候、此

よし御申上たのみまいらせ候、めてたく(敷)かしく、

七月九日天しや日

ちりく山

そう正

二の丸御うへさま

(多久茂辰室鍋島氏)

御つほね

人々申給へ

【解説】

千栗山僧正某より多久茂辰室鍋島氏（天性院）侍女局に宛てた消息。千栗山僧正某は千栗八幡宮、天性院は在佐賀。正保四年、ポルトガル船二艘が長崎に来航し通商再開を求める。九州の大名には長崎警護が要請され、茂辰・茂矩父子の長崎行きが命じられた（「水江事略」）。矢違えの御護はこの時のものと考えられる。また、一年の中で吉日とする天赦日^{てんしやにち}、秋は戊申の日とされ、正保四年の七月九日が戊申の日にあたることから、年次は正保四年と考えられる。

五七六 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息案（折紙）

今度^{多久茂辰}なかと御ししやニ仰つけ、のほり申候まゝ、よきたよりと、一筆申まいらせ候、まつくそことも何事なく、そもし御そくさいニ、その外一門中ふしのよし、めてたく思ひまいらせ候、こゝもとにてもかわる御事なく、殊^{鍋島氏之}につの守とのも一入さかしく御入候まゝ、御心やすかるべく候、わか身も一たんとしよくよく、あつさにもいたみ候ハす候まゝ、御心遣あるましく候、しかれば、ひこいち事^{謙早茂敬}、わつらいのよしにて、つ

の守ちやくまへ、ふと、ふせんところのやうニまいり候よし、わか身もはるくをしうつり候てよりうけたまはり、おとろきまいらせ候、いかやうの『事ニてとも候や、にかくしき事とこそ思ひまいらせ候へ、もし今度のひこいちわつらい、ほんふく申さす候ハ、しうけんもとり申ましきと、せうし千はんニそんし候、さそもしきびあしく御入候ハんと、御こゝろのうちをしはかり、そのミ申くらしまいらせ候、此わきハ、きしよくもよく候て、しうけんもしゆひよく候ハんと申まいらせ候、もし右のゑんべん、わつらいゆへ、あいはつれ候へは、一しほのこりおゝき事ニ候、さりながら、万いちはずれ候ハ、此わきハ、とかくおつつけ、ゑんへんも相すみ候やうに、御心遣候ハんとそんし候、さ候へハ、いつかたなど方よめを御とり候事も、むつかしきことと申、一門間いよくちかへに成、御心やすき事ニ御さ候間、かゝの守^{鍋島氏}ひめせんつる□』よめに御とり候やうにありたく思ひまいらせ候、もしかやうニなと候へハ、わか身ほんもう此うへ候ハす候、いまよりさきのしれぬ事を、かやうニ申候事、あまりさきまわりたる事のやうに候て、いな物ニ候へとも、へちかた方申入るゝかたも候へハ、あとうちニ成まいらせ候まゝ、まつ内せう申しおき候、此たんハ、かゝの守もふかくこのしゆひにありたく存らるゝ事ニ候、わか身方ついても候ハ、御うハさ申しおき候へのよし申され候、わか身もかやうニもかなど、ねかいまいらせ候、此やうす、なかとも御物かたり申へく候、／

、万めてたくかしく、

【解説】

多久茂辰室鍋島氏(天性院)の消息案。内容から鍋島直澄宛と推定される。天性院の居所は在佐賀。直澄は在江戸。年次は、寛文四年に多久茂矩が鍋島光茂の使者として上府していること(「水江事略」)、また彦市(諫早茂敬女)と鍋島直之の婚姻が破談となり、千鶴(鍋島直能女、三浦直次室鍋島氏)が次の候補として名が挙げられていること(五二二号・五七四号)から、寛文四年。なお、校訂は『佐賀県史料集成』による。

五七七 多久茂辰室鍋島氏(天性院) 消息案(切紙)

(前欠) 申おとし申候まゝ、またく申上候、(奥野)をくの事、ゆるくと候て、いとまもくれ候て、その内ニまた、おちよ所も、いつれなみたてられ候事か、またきひわろく御さ候、ことにふかく御ねん比の御事ニ御さ候まゝ、はやくそこものやうにもつかはしたく御さ候く、ちから殿もしんより申さてハと存られ候へは、いま出し申はす二ても候ハす候、さやうにて候はんゆへからこそ、きけんもそこない申候まゝ、じきたち候て、くらし申候事、またきつかい申候、と

かくく此よしも、昨日の御たつね申上候時ニ、わたくしきうりやうかわり申候まゝ、またたつね上候、

【解説】

多久茂辰室鍋島氏(天性院)の消息案。内容から鍋島清良室多久氏(円融院)宛と推定される。天性院の居所は在佐賀。円融院は姉川鍋島家の屋敷か。年次の下限は、天性院の歿年月より寛文七年六月。上限は、「をくの」の記事が五五七号・五六二号・五八一号と関連すると考えられることから、明暦元年十月晦日以降の可能性が高い。

五七八 てい雪消息(折紙)

返々、たき事御いとま下され、御ほん丸まで遣され候か、もはやひまあき、そこ御ほとなにもまゐり候て、こゝもとの御事、御物かたり申上候や、いかゝとそんしまいらせ候、めてたくかしく、(前部与貞室鍋島氏) おまんさま、(多久安藤) こんの介さま、一たんと御そくさいニ御さなされ候、おりへしあわせゆへ、こんの介さま御心つかい、御ことかき、せうしニそんし上申候、めてたくかしく、
たより御さ候まゝ、一ふて申あけまいらせ候、いつそやは、御ねん比

二、御こまゝとの御書下され、かたしけなくいたゞきあけまいらせ候、そこ御ほどさま、御とりゝ御きけんよく御さなされ候よし、何れも度申あけまいらせ候、ひやうこさまも、ことしハ御ちひやうかるゝとおこらせられ候よし、一たんの御事に申しあけまいらせ候、こなたにても、とれさまも御きけんよく御さなされ候、かうけんゐんさま御事も、此秋の比方、せんゝと御すしの』いたみもうすらき、此二三ねん、さしつめ候てい申候御ねつ、さめ申候て、此ふゆハことのほか御きけんよく、夢のやうに御さなされ候つる御心しかと御なりなされ、いまほとハ、よみ物など御させ候て、きかせられ候ほどの御きしよくにて御さ候まゝ、御心やすくおほしめし上られ候へく候、御しよくなども、むらなく、あさはんとも二、大かた五十めほとつゝあかり申候、いつもふゆハつよくおこり申候ゆへ、一しほきつかいニそんし上候へとも、『御ねつよくさめさせられ候まゝ、ことしは大おこりハ御さ候ましきと、よろこひ申候御事にて御さ候、さりながら、すねんの御事にて御さ候、御としのうへと申、よろつゝ御心ハすみ候ハす、ことのほかの御よわりにて、かた時もゆたんなききつかいのみにて、日をおくり申候、くわしくかいの守さま御物かたりあそはし候へく候、(神代直珠)やまとさま御こしのしふん方ハ、はかゝよく御さなされ候まゝ、まつゝ御心やすくおほしめしなされ候へく候、いかやうにあそはし候て成共、一ねんなりとも御命ものひさせられ候

やうにかなとの、ねかいまで』御さ候、まつ申上候ハん、たいせつなるうちまきしんせられ、さむく御さ候よハ、いかにも少つゝ御かゆ二いたしあけ申候、御心さしとおほせられ、御しやうくわんあそはし候、御ちきに御れいおほせられ候まゝ大かたニ申あけまいらせ候、(長、松平忠房室錦島氏)とのも様の御うへさまも、ことしハほとゝをく、(松平忠房)とのも様御るすゆへ、(浅草)あさくさと申所ニ、御下やしき御さ候に、御うつりなされ候、こゝもと方ハ二里半ほど御さ候ところにて御さ候、かいの守様もそこもへ御くたりなされ候、(錦島直朝)いつみさま御一人御さ候へとも、これも御やしきへたゝり申候、何共』かともた方すくなき事、御すいりやうあそはしなされへく候、なかゝれと、何おもいけん、よの中の、うきを見するハ、命也けり、と申候事、いまにゆきあたり申候、さりながら、何の御やくニハたち候ハねとも、何とそなからへて、御そはのしゆの、はやしをそしの事なりとも申候て、御ほうこうにいたし候ハんとのねんくわんにて御さ候、けつくまた、わたくしのやうなるもの、い申候て、かうけんゐんさまの御なのたち申候事ニて候ハんかと、そんし候事も御さ候、とかく心のほどハ申上ゑす候、わたくしハ、からかうらい方まいり申候ものも』をなし事にて、たゝ一人ものにて御さ候へは、としハよりつまり申候、いよゝ我身のためとそんし候事ハ、何事ニつて候ても、露ほとも御さ候ハす候、たゝ一すしニ、かうけんゐんさまを、わたくし命かきり見とゞけ上申へき心さし方外、御さ候ハす候、

人ハ何ともおほしめしたきやうニおほしめし候へと、うちはたし候て、
い申候へは、何の心つかいも御さ候ハす候、おかしく候、
此文御らんなされ候ハ、すなわち火に御くへさせなされ下されへく
候、めてたくかしく、

霜月七日

左

しん上

てい雪

たかを殿

御ひろう

【解説】

鍋島勝茂室徳川氏（高源院）侍女のてい雪より多久茂辰室鍋島氏
（天性院）侍女のたかをに宛てた消息。居所は、てい雪・高源院・
岡部与貞室鍋島氏（真常院）・多久安輝・鍋島直朝・松平忠房室鍋
島氏は在江戸、たかを・天性院は在佐賀、鍋島直澄は在国もしくは
帰国途中。年次の上限は、深溝松平家の中屋敷が浅草へ屋敷替えす
る年（五四七号、木村充伸他二〇〇八年）より明暦三年。下限は、
高源院の歿年より万治三年。

五七九 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息案（竖紙）

一筆申入まいらせ候、まつく、此間ハはるく御ふさた申、ものとを
にうちすきまいらせ候、しかれば、こんと、りうたいしと（熊泰寺）ゑんさうゑん
出入ニ付、色々ことむつかしきよしうけ給候、おんなこの、やうすハか
つてそんし候ハす候、ことに御しをきの事などに、少も何かと申はす二
てハ候ハねとも、ゑんさうゑん事ハ、まへくよりそんしたる人にて、
せんその月きなどに、御ちやたう（茶湯）をもさせ申候しゆつけ二て候、さ候へ
ハ、右出入、つかうの取さた、ゑんさうゑんのこる所なきひか事はかり
申候ニ成まいらせ候よしうけ給候、かやうの事ハ、いろくまきれ候事
も御入候、もしハしさいも御さ候所に、をしつけ候て、めいわく二など
成候へハ、何ともこのりおほき事二候てう、つかうの成ゆき、ゑんさう
ゑんもすこしハくわいふんのこり候やうニ、御きもいり』たのみまいら
せ候、さうしてハ、御しをきの御さしあひとも二さへ成申候ハすハ、さ
うはうの口をもこまかに御きわめ、しさいともあるへき事ハ、御ねんを
入られ、ありていニ、いづれもよく御きんみ候やうニありたくそんし候、
かやうニ御さ候うへニてハ、ありていよりほか御さなく候間、ゑんさう
ゑんひか事をおし候て、よきやう二とたのみ申にてハ、かつて御入候ハ
す候、もつとも、少もおろかハ候ましく候へとも、まんいち、下にて物
まきれ、をのくやうすよく御き候ハす候て、ゑんさうゑんひか事は
かりニなど成候へハ、ふひんの事二候ま、いづれも御ねんを入られ候
やうニ、そもしたのみ入まいらせ候、

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）より某に宛てた消息の案。宛先は佐賀藩中枢の人物か。天性院弟の鍋島直澄等が考えられる。天性院は在国。宛先の人物は居所不明。天性院が歿する寛文七年が下限。寛文四年十月に「龍泰寺円蔵院出入」について高伝寺以下の「五箇寺」から「円蔵院被申分」が非分である書物が出されている（六八九号）。これを上限とすることができる。円蔵院村良が龍泰寺と争論を起し、その咎で刑死するのは寛文九年二月とされている（佐近一〇—二／一六一頁）が、これは天性院および多久茂辰の死去後である。寛文六年には村良の藩主への直訴事件が起きている（佐近一—三／二—三六頁）。また、「五箇寺」と多久茂辰の関わりについては六〇九号に見え、「円蔵院へ異見之事」については六八五号に見える。

五八〇 松平忠房室鍋島氏（永春院）消息（折紙）

猶々、此文よく御らんわけ候て、（多久茂辰）みまさか殿、（多久茂辰）なかと殿へ仰られくたさるへく候、めてたくく、

別紙ニ申入候、みまさか殿よく御そんしの儀にて候まゝ、（森盛院 鍋島勝茂）そもしさまもさためてたひ／＼きかせられ候ハんと、（森盛院 鍋島勝茂）そんしまいらせ候、たいせい院

さま御かくれ候ハぬまへかた、御ゆいごんの御かき物、丹後守殿へ御わたくし被成候きさみ、御ゆいもつの御かき付御さ候ニ、わたくし事、江戸ニひとりものニなり候て、ゐ候へは、行末かわゆくおほしめし候よし、つね／＼も仰られ候、其御こゝろ入にて、わたくし一人ニは、御ゆいもつ金三千両被下候ハんよし、御かき物ニあそハされ候、此やうすハ、（鍋島勝茂 徳川氏）いつみノ守様、みまさか殿など、いかにもよく御そんしの事にて御さ候、わき方ハ、三千両までハいらさる物と、（鍋島勝茂 徳川氏）そんしられ候しゆも』御さ候つるよし、後々うけ給候、右の御かたみ金三千両くたされ候様ニと有事、かゝさまたつてたいせい院さまへも仰上られ、しかと其通ニ相すみ候て、一度ニハ、とうぶん金子も御さ候ハぬ間、三千両之内、千両ハさつそくくたさるへく候、残式千両ハ、五百両つゝ四年にくたされ候ハんよしまでも、こまかに仰おかれ、扱御かくれ被成候時、五十日たち候へは、やかて丹後守殿方、岡部宮内御つかひ候て、千両被下、宮内にて仰くたされ候も、たいせい院さま仰おかれ候ことく、残二千両は、五百両つゝ、四年にくたさるへく候まゝ、さやうニ心え候へと御仰給、其意ヲ急候てゐ候処ニ、酉の年ハ千両くたされ候てすみ申候、あくるとし戌ノ年方、来年まで、』四年ニ成候事にて候まゝ、御ゆいごんのとをりならば、さういなく、とし／＼五百両つゝ被下、来丑のとしまでニ、式千両相すむはずにて候へとも、右の事、宮内にて仰くたされ候後、こん日までハ、とかくの義つゝ承候ハす候、たとひ御かねハくたされ候ハずとも、何の

しさいにて、くたされ候ハぬと有事ハ、いかにしても仰きけられさうなる儀にて御さ候処に、其後うむの御さた御さなく候、わたくしそんなし候は、もはや久しき事にて、たんこ殿ハ御しつねん被成、した方ハたれそ申上候人御さ候ハて、か様ニ成行申候と見え申候、誠に御ゆいもつにくたされ候金ヲ、わたくし手前々、かやうニ申候事、さたのかぎりとはそんし候へとも、『そもしさまもおほしめし候て御らんしくたさるへく候、おや方もらい申候かたみヲ、よみきやし(説消やし)ニなし、うちすて候事、あまり(曲)きよくもなく、む念ニ御さ候ゆへ、はぢをかへりみず、そもしさまにて御さ候ゆへ、心のほとヲ申進しまいらせ候、此御ゆいもつ金の事、其わきニ、(松平忠房)とのも殿御たつねゆへ、有ていヲ申まいらせ候ゆへ、さきく、もはやいかほとまいり候やとたつね申され候ニ、何とも返事もいたしにくき事ニて御さ候、惣してにて候へは、此金子ハかくべつの事にて候ま、さういなくくたされさうなる事にて候へとも、もはやさたもなく成行まいらせ候ま、ちとくみまさか殿へ此よし仰られ、山城守様など(鍋島直忠)も御たんかう候て、丹後守殿へ』仰上候て、其うへにて、丹後守殿御口ふりヲうけ給度そんしまいらせ候ま、いまほど、みまさか殿などハ、かやうの事ハ、かつて御そんし候ハぬよしハ、うけ給候へとも、まへ方御そんし被成候御ふし(不備)やうニ、ちとく御きも入候て、いかやうニもよきやうニ御たんかうなされくたされ候様ニと、そもしさまひとへニたのみ入候ま、みまさか殿へよくく仰られくたさるへく候、なかとノ守殿

へも、右のやうすヲ、いかにもく、とくく御物語候てくたさるへく候、御むつかしなから、たのみく入まいらせ候、此年月は、さためて御ゆいげんをば御ちかへ候ましきとそんしゐ候へとも、『もはや来年まで四年ニすみきり申候金子ニて御さ候へとも、とかくの御さたもうけ給候ハねは、あまりくむげなる事ニそんし、中くニとそんし、心のほとを申進しまいらせ候、みまさか殿へよくく仰られくたさるへく候、こん度、(鍋島直忠)かいの守様へもあらまし申候へとも、かいの守さまなどハ、御きも入候ても、けつくもとほり申ましきよしにて候、山城さまへハよく仰られ候はんよしニて御さ候、かいの守様・みまさか殿・山城守様など、御うちより、よきやうニ御たん□□候て給候やうニと、仰られくたさるへく候、めてたくかく、

(分治三年)
七月十六日

又まいる

(多久茂辰室鍋島氏)
あもし様

□□

(長、松平忠房室鍋島氏)
ちやう方

【解説】

松平忠房室鍋島氏（長、永春院）より多久茂辰室鍋島氏（天性院に宛てた消息。長は、在江戸。天性院は在国。年次は、鍋島勝茂死去の明暦二年の「あくるとし戌ノ年来年まで四年」とあることよ

り、今年は万治三年となる。

五八一 多久茂辰室鍋島氏 (天性院) 消息案 (折紙)

猶々、おくの事、水か江のやうニさうくつかハさるへく候、く、

一筆申入まいらせ候、しかれば、おくの事、ちから殿きけんあしく候よ

しうけ給候、地たいふてうほうなるものニ候間、さやうニこれ有へきと

すいりやう申候、そもしそこもとへ遣候時分、おくのをとしよりふんニ

相付遣候よし、みまさか殿御きつけ、ふへんふてうほうのものとみへ

申候間、年よりやくなとつかまつり候事、なりかたく候はんま、へち

人を相付候やうニと御申候へとも、おりふし、にわかにはさやうの人もこ

れなく、つきにハ』そもしちいさきときなつきぬ申たるものニ候ま、

まつ此ものニ被成へきよし、とくしゆゑんさま御申候ゆへ、そのとをり

ニきちやう申候、しまり、ちからとのきになと入申さるるものを、一日

もめしおき候儀、かへつてふうふためにもまかりならず候、又おくのも

なかくほうこう申たるものにて候間、もはやくつろけ申候やうニしか

るへく候、さも候へは、水かへニよきいゑやしきあき候てゐ申候間、こ

れにめしおき、ゆるりとまかりぬ候やうに申つけへく候、みまさか殿も

右とうせんニ御申候、さ候て、そこもとへハ、たれニても、にやわしき

人をたんかう候て、めしおかるへく候、』そもし事、さきさま、いよく

何事もちから申され候ことくにしかるへく候、ぬいとのおふうふ、御ねん
比の事と申、そもしも子のおやニ候間、ちからもあしきやうニハつかま
つられましきと、われらふうふながら、心やすく存まいらせ候、もし又
よろつめいなくなる儀ともに候折ハ、少もようしやなく、ふうふかたま
て、ありやううけ給るへく候、めてたくかしく、

【解説】

多久茂辰室鍋島氏 (天性院) より鍋島清良室多久氏 (円融院、み

つ) に宛てた消息の案。天性院は在水ヶ江か。みつは、姉川鍋島家

の屋敷か。年月日未詳茂辰宛みつ消息 (五六二号) は、この直前に

天性院に宛てたものと推測される。また五五七号は、本案文の前半

と同じもの。年次は、みつが「子のおや」となったときを上限とす

ると、少なくとも明暦元年十月晦日 (「御家老系図」鍋島文庫) 以降、

下限は、天性院の歿する寛文七年六月二日以前とすることができる。

五八二 多久茂辰室鍋島氏 (天性院) 侍女局消息案 (縦紙)

此よし、御つゐてしたい、しゆひよきやうに御申上給るへく候、く

わしくハひやうこ・しゆり申へく候ま、大かた申候、く、万め

てたくかしく、

わさと一筆申まいらせ候、しかれハ、(編島直能)かゝの守ひめせん千穂つるゑんへんの

事、(編島直之)つの守に御すめ被成下され候やうにと、きよねん申上候、そのたん

御しつねもなく、御やうしニまてなざるへきと候て、(編島直道)かいの守へおほ

せられ候所ニ、つの守より、ちうく御ことわり申上られ候につゐて、

相すます、(編島光茂)御まへにも御残多おほしめされ候よし、此ほど、(多久安胤)ひやうこに

て御ねん比におほせ下され、まことにく御ことおよくも御さあるへき

に、御心につけられ候御事、かたしけなく存上まいらせ候、此ゑんへん

相すまさる事ハ、わか身も一しほ』のこりおほく候へとも、御心につけ

られ候うへにての事ニ候へハ、ちからおよはするまいらせ候、さも候へ

は、せん羈事、とのさまをうちたのみ上るまいらせ候、かゝの守よりハ、

(村川貞啓)先年むらかわてんゑもんをもつて、さきさまの儀、御らんしあわせられ

たい、ゑんへんをも相くまれ下され候やうに、とかく、かのむすめ事、

ひとへにうちたのみ上候よし、そもしまて申上めしおき候、しかるうへ

に、何かと御むつかしき事を申上はすニて候ハす候ゆへ、今度御心に入

られたる御れいを申され候つゐてにも、先年申上候やうに、いよくせ

んつる事、御まへニさし上申候まゝ、いかやうとなりとも御らんしあわ

され、ゑんへん相くまれ下され候やうにと』まてを申上たるよしニ候、

しかれば、かゝの守心入も、ゑんへんの事ハさきさまのしあわせしたい

の御事ニ候、まつく御やうしニなされくたされ候へハ、ほんもうに存

上候よし、(多久茂辰室編島氏)わか身より、そもしまて、たのみ入候てくれ候やうにとの内

存ニ候、わか身も同せんニ、かやうニかなとねかいまいらせ候、ちか比

存候まゝの御事ニ候へとも、まつく御子ぶんニなされ下され候へは、

かゝの守事ハ申におよはず、わか身らうこのほんもう此うへなく存候、

さ候て、行すゑのぎハ、御みあわせしたいに、しかるへきやうにふか

くたのみ上まいらせ候く、めてたくかしく、

(相良及真)さから 水かへ

もとめ殿 つほね

まいる

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）侍女局より相良及真に宛てた消息の

案。天性院は水ヶ江、相良及真は、光茂の側近であるので光茂と同

行していると思われる。五七四号と内容はほぼ同じものであるので、

五七四号の年次比定から、寛文五年より同七年の間。

五八三 其覚書（折紙）

入物之事

一あいそめのきん十二尺

一たんひき

(鍋島勝茂・同藩尾川氏)

一 御ふう婦さまの御きる物のうわまへのいと、みすちつゝ入申候、
一 御かみけ、御ふう婦さまのすこし入申候へ共、さやうにハなにかたく
そんしあけ候間、御さ候へてもくるしからず候、

一 おしとりののは二
一 ちんかう、すこし、

一 おひ、二すし、』

たゞし、そうしてハ、御ふう婦さまのなされ候おひ入申候へ共、何にて
もくるしからず候、

そのほかハ、いつもの御きたうの入くにて御さ候、めてたく、
来月十二日に御申なされ候御ふ、(符)しん上申へく候、

【解説】

某より某宛の書付。詳細未詳。五七一号・五七三号と一連の祈禱
に関わるものであれば、多久茂辰室鍋島氏(天性院)による慶安二
年ころのものとも推測できる。

五八四 多久茂辰室鍋島氏(天性院)覚書案(豎紙)

口上おほへ

(多久茂矩)
一 なかと事、こんと、ゑとへとも二めしつれらるへきよし、わか身もさ

いわいニそんしまいらせ候、なかと事、かねくちやうきに御さ候まゝ、
おりくまにあいかね申へく候と、一しほあんしまいらせ候、ことに
地たいふてうはうもの二候へは、ゑと御からうやく、(家老役)しゆひよくつと
め申候事、せんはん心もとなくそんしまいらせ候、おほそれながら御
ころをそへられ、かのもの身上の儀、はんたんだのみあけ候よし、
申あけたく候事、

(多久安英)

(鍋島光茂)

一 しゃうけん事、しやくはいの時分は、たんこさまへつして御ねん比に
きよいなされ、誠にありかたくそんしめまいらせ候、いまには、しき
ふてまへ方さしかへし申され候に付て、いたつら二内にめまいらせ候、
何の御はうかう申上事も候ハす候、それ二つけ、しゃうけんしんしや
うを、』あけくれあんしまいらせ候ゆへ、きりよくもつきはて、わつら
いも出申候とおほへ申候、誠に存のまゝの御事二御さ候へとも、我身
ながらへる申候内にめしいたされ、何になりともめしつかハれ下され
候へは、生々世々あん^と此うへ御さあるましく候事、

右のをむき、せひをかへりみす申上る事に候間、たんこさま御ま
へ、そもししゆひよきやう二、御ひろう候て給るへく候、我身あい
わつらいぬ申、そもしへの御用申おさめと存まいらせ候間、御ひろ
うなりかたく候とも、此事何とそかない候やう二、ふかくたのみ
入まいらせ候、めてたく、

(寛文元年)

閏八月朔日

なかと

(鍋島直澄)
かいの守殿

(多久茂辰室鍋島氏)
は

まいる

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）より鍋島直澄に宛てた覚書案。天性院は在国。年次は、茂矩の鍋島光茂への参勤供奉（「水江事略」と、閏八月であることより、寛文元年。寛文元年九月二十八日に光茂は参勤に出発している（佐近一一三／二三〇頁）。直澄は、寛文二年には在国している『蓮池藩日誌』ので、前年の寛文元年の光茂参勤には同行した可能性がある。

五八五 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息草案（竖紙）

おほせのことく、とゞさま御わつらい、つゐに御はん（とりなをし）被成候へて、御しきよ被成、われくちからおとしのほど、御すいりやうあるへく候、とほうもなきていにて御いり候（みまいらせ候）、そもしもさそ御のこり多おもひ候（みまいらせ候）と、おしはかりまいらせ候、みまさか殿御事も、めてたくとゞさま御ともにて御くたりをこそ、まちまいらせ候ニ、すけなく御こつの御とも申くたりにて、せひなき御事、御のこり多さ、かすかきりもなくそんしまいらせ候、さりながら、みまさか殿かねくにあてかい、もとおりよき

とき御とも申のほりにて、御わつらい内、ひたと御そはへうちそひ、御やうしやう被成、わか身（みまいらせ候）はんもり候おもてかたにて候へハ、何やうニ存候ても、ならさる事にて候に、せめてほんもうニそんしまいらせ候、かゞさま御事も、御くしおろさせられ候よしうけたまはり、一しほかなしき、かれこれなみたはかりにてくらしまいらせ候、申まてなく候へとも、かいふんかゞさまへかうく申さるへく候、こゝもとよりハ、何やうニおもひまいらせ候ても、本（やく）りにたち候ハす候、わか身みやうだいと存候間、かいふん心かけ申さるへく候、みまさか殿（こゝもとのやう）たり申下、さそ御のこり多候ハんと申御事ニ候、ものかたりとも、くわしくうけ給候、一しほ御けんさん申たき、かすくにて御いり候、しかれば、たんはさ（岡部与重）まより、とゞさま御しきよ被成候御とふらいニ、御ねんころの御ふみ被下候ま、御返事ハわさと申上す候、そもしよりしかるへきやうニ仰候て給候へく候、たのみ入まいらせ候、

なをく、とくしゆあんさま御きけんよく御さ候、みまさか殿御ま（徳寿院、多久安福後室鍋島氏）ちうけ被成候てしほ御よろこひ被成候へく候、（候てこそ）

水かへ

おまんへ

おは

まいる

かゝ様

多久こんの介（安藤）

まいる

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）より岡部与貞室鍋島氏（真常院）に宛てた消息草案。与貞室は茂辰室の実子である。茂辰室は在国、与貞室は在江戸である。茂辰室の父鍋島勝茂の死去直後、明暦三年四月頃のものである。紙背から元は茂辰五男安輝書状の包紙であったことが分かる。

五八六 多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息草案（豎紙）

一筆申上まいらせ候、しかれば、六月十一日、川（川副八田）そい八たきおんにて、
こなた様御（鍋島元茂）かちう、みやち五さへもんくみの物二人と、お川（小川助道）いちさへもんくみ、ひてしまけん（秀島）ゑもんと、けんくわいたし、たかいにきりやい、あいて一人ハすなわちあいはて申候、ひてしまけん（乳兄弟）ゑもんと申ものハ、うはひとり子にて、わか身（鍋島勝茂）ちきやうたいにて御さ候へハ、へつしてかわゆくそんし候、まげてとく様へ、いのちの儀、御わひ事申上候へハ、わかみへ御たいし、けんゑもんぎ御たすけ候よし、かろう中へも仰（さ）わたし候、さりながら、いま一人のあいて、ておいまかり候か、これも右のてにてあいはて候ハ、けんゑもん儀も、せつふくしかるへきよしにて御さ候、まつもつて御ふんへつ被成、あんくわいにいのち（さし）本ゆるされ、よろ

こひ申候所ニ、此も一人のあいて、ほとへ候て、此ほとあいはて申候よし二候、いま二ハ、とく様へも申あけられず、又わか（鍋島茂徳）かさ殿などへも申候へハ、したにてハ、たすけ申候よし、なりかたきよしにて候、いま二なり候て、かのけんゑもんせつふく申候儀、はしめよりもいよくせうしふびんのていに御さ候ま、こなた様御ふんへつ被成、あいたすけられ候やうに、かろう中までも仰こされ候ハ、わか身いのちを御たすけ被成候とそんし、一入かたしけなくそんし上へく候間、せひともく御たすけ被成候て下さるへく候、く、めてたくかしく、

かへすく、み（宮崎政安）やさきり兵へひくわんも、ておい申候てい申候、これもさん（い）ぜん仰いたしの時、けんゑもん同せん二と仰いたされ候、くわしきやうすハ、わかさ殿方仰らるへく候間、こまく申（あ）じくるにおよはす候、かへすくもけんゑもんいのちの儀、ふかくたのみ上まいらせ候、く、

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）の消息草案。宛所を欠く。茂辰室は在国。川副八田祇園社の祇園会に際して、茂辰室の乳兄弟「ひてしまけんゑもん」と小城家中宮地五左衛門組の者が起こした喧嘩について、「けんゑもん」の助命を嘆願する内容である。宮地五左衛門は

寛永五年時点で小城家中の組親として確認できるので(佐近二一一、一一九頁)、本文中「こなた様」は鍋島元茂であることが分かる。従って、本消息は宛所を欠くが、実兄である元茂本人に宛てたものか。宮地五左衛門組下の者の八田祇園会における喧嘩については、元茂公御代御政事之部」(『成立期の小城藩と藩主たち』所収)に次のようにある。

一宮地五左衛門与衆之内、八田ノ祇園絵にて正保仁年か二、二之丸つほねの子ト喧嘩仕候、両方ニ方人老人宛御座候、五左衛門組之衆ハ二人ナカラ相果申候、相手之者兩人ハ果不申候而罷有候由、風聞御座候、子細ハ心得不申候、

これによると、喧嘩は正保二年のこととなる。「二之丸」は多久家を指すので、「つほねの子」が茂辰室の乳兄弟「けんゑもん」として矛盾はない。また本消息の追而書によると、「けんゑもん」に加勢をした宮崎利兵衛政安の被官は負傷したものの存命であるので、相手方の二名の死と併せて状況が合う。政安は勝茂室が岡部家より入興の際に肥前を訪れ、のち寛永十二年に新知二五〇石、正保五年閏正月歿とされるので(佐近八一―一/五二八頁)、この喧嘩を正保二年のこととしてやはり矛盾はない。

本消息では、「けんゑもん」は茂辰室の父鍋島勝茂の命令により一度は助命されたものの、その後しばらくしてもう一人の相手方が喧

嘩の負傷がもとで死んだために、再び「けんゑもん」の処分が問題になっていることが分かるので、本消息は、夏の祇園絵での喧嘩の後、少なくとも数か月は経過した正保二年の冬頃から正保三年にかけて書かれたものと考えておく。なお正保二年は、勝茂は二月末もしくは三月初に参勤のために佐賀を發ち、三月二十九日に江戸に着いた(一七三三号)。その後は在江戸で翌年五月に帰国のために江戸を發つ(四二二二号)。一方元茂はその間は一貫して在江戸と考えられる(佐近二一一)。

五八七 多久茂辰室鍋島氏(天性院) 消息草案(豎紙)

一筆申入まいらせ候、そのうち小人遣も申候小す候所ニおり、御まわしめ給り御うれしく思ひまいらせ候今ほど、いよ／＼きしよくよく候や、うけ給たくそんし候、しかれば、おさき事(印直)二つゐて、かいの守(鍋島直徳)、さて又おまん方、返事などもまいり候ハす候や、おさき方ハいろ／＼わひ事とも二而■候へく、さ候へハ、へち二御たんそく御申候ハてハ、事すみ候ましくとそんしまいらせ候間、又候や御ゆたんなく、御たんそくあるへく候、ゑんへんの事、かいの守方之返事のとをり、九郎右衛門にて、申遣申遣し候、とかくかいの守くたり申され候てならてハ、事すみ候ましくとそんし候、くわしくハ御けんさんにて申へく候、

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）の消息草案。宛所を欠く。茂辰室は在国。「おさき」という女房の処遇などについて述べたもの。寛文四年の五四九号・五五三号では死去した岡部与貞室（万）附女中の替わりに、与貞室が江戸でおさきを召し使うことを望んだが実現しなかつたことが分かり、本消息もその一連のものと推測される。

五八八 多久茂辰室鍋島氏（天性院） 消息（縦紙）

今日より、きやうたらに、しんこん仏みやう、十日のあいだ、となたへよみ申ましく候、もしその内ニ、子ともものうへに、一めいをうしない、又ふりよのあくじさいなん候ハ、そのうへにてハと本々候、その間ハ、心をなくさめ、そましたちへ何となりともうちまかせ、やうしやう申へく候、のちくのため、かくのこことく二候、めてたくかしく、

六月十九日

（多久茂矩）

なかと殿

（多久安應）

ひやうことの

（多久安英）

将けんとの

まいる

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）より多久茂矩等男子たちに宛てた消息。全員在国であると考えられる。宛所の長男茂矩の表記が「長門」となっていることから上限は明暦二年、四男安英の表記が「将監」となっていることから、下限は寛文五年となる。なお三男周虎と五男安輝が宛所に現れないが、周虎は北島家を継いでおり、五男安輝は寛文五年十月まで証人として在江戸である。

五八九 多久茂辰室鍋島氏（天性院） 口上書案（縦紙）

口上がき

一とうなつはしめ、将けん身上（多久安應）の儀二つゐて、ひやうこをもつて申入、そのうへ、ひやうこより手かしらをあいわたし候やうす、いまた御せんへ（鍋島光茂）は申上られず候や、其後とかくの事もうけ給候す候、さためて、御せんのしあわせ御見合候かと存まいらせ候、

一将けん身上の事、せんねん、やまさきかんさへもんをもつて、御懇の御おほせきかされ、かたしけなく存るまいらせ候につゐて、さきにも、もとめへ、ひやうこにても申候こことく、かつてちきやうなど被下候事、いそぎ申にてハ候ハす候、さきさまハ、さためてめしつかハるゝ

まいる

にてもあるへく候へとも、わかみ事も、きんねんハ別而びやうしやに
なり候へは、ふとわつらいなどさし出候ハ、あとニよきしあわせに
仰付られ候ても、わか身存せざる事ニ候ま、なり申事ニて候ハ、
ちきやうハとうふんおほせ付られす候とも、将けん身上の儀、此』中
申候ことくニ相すみ、めし出され候しゆひニ候へハ、それをうけたま
ハリ、もはやおちつき申事ニ候、此たん、もとめへうちたのみ申候間、
いかやうニなりとも、右ねかいのことく、もとおり候やうニありたく
存候、申上やうの儀も、とかくしゆひよきやうニありたく存候ま、
もとめけうりやうのとをり、(容赦) ゆうしやなくうけ給たくそんし候、
一とうなつ、もとめへ申入候、(秦盛院、鍋島勝茂) たいせい院様方、わか身ニ被下候ちきや
う、物なりハ、百五十石にて候、これをしたちニ候て、将けん御ほう
こう申つき候やうニありたく存候ぎ、これ又此中申入たる事ニ候、し
かれは、右を下地ニいたし、御ほうこう申つき候てよりハ、そのみふ
りたちしたい、さきさまハ御らんしかけしたい、身上さうたうに仰付
下され候やうニありたくそんし候、これ又、その心得ニてお申さるへ
く候、とかく、将けんため、よきやうニ、ばんたんたのみ申候間、心
にかけられ給候やうニ、おりくもとめへ申さるへく候、已上、

霜月廿三日

(相良)
さから

(定玄)
市ゑもん

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）より相良定玄に宛てた口上書案。茂
辰室は在国、定玄の居所は不明である。四男安英の仕官についての
希望を伝える。茂辰室の父鍋島勝茂の死後と考えられることから、
年次の上限は明暦三年、安英の表記が「将監」となっていることか
ら下限は寛文五年となる。

五九〇 多久茂辰消息（豎紙）

一十八の年より今年まで四十年、なに事なくよりあい申、ことに長門か
とく、めてたくあいつき、(威光) いくわうもよく、しよ人もうやまひ、さて
又、(多久安應) 兵庫・外記・将監、(北島周臣) 何もしゆひよく御ほうこうニ仕付、(多久安英) その外む
すめとも、それくしつき、さき様ハマこともあまたいてき、しそん
はんしやうれきせんにて、めてたき儀、(繁盛) 此上御さなく候、さて又、一
しやうかい、ふそくの儀なく、(歴然) いしよく万心にまかせ、(衣食) のこる所なき
くわほうのものにて候、(果報) なかんづく、近年ハ長門かうくゆへ、いゑ
ゑ其外、万事心のまゝに、らくくとあいすぎ、世ニまれなるくわほ
うものにて、一つもふそく御さなく、めてたきわか身ニ候、

付り、その方も右同前の事二候、しぜん、ぐちにて、なをのそみた

らさるやうニおほしめす事もあるへく候へ共、にんけんのならひ、

のそみハあと方又してハをこり、ついにみたさる物二候、よくく

その御かつてん候て、もしあくねん(悪念)をこり候時ハ、うちすてく、

いかにもらくくと、一しやうかい、めてたく御くらしあるへく候、

一われら身まかり候て、ほんぶんでんぢ、いかにもめてたき所二いた

り申へく候間、其方事も、百年のち、りんじうの時ハ、あみた仏を

一ねんしんじつに御ねんし、御たのみ候ハ、そのあん』だうによつ

て、我らいたり所ニ御いたり候ハん事、れきぜんふんみやうたるへく

候、少も御うたかひの心あるへからす候、

付り、りんじうの時ハ、しやかも、くはんおんも、あみたも、其と

く同し事二候間、御心したい二候、たし、あれこれ御ねんし候儀

ハ、ねんりきうすく御さあるへき事、

一我らしご、いよく何事も長門へ打かけられ、その外子共(都合)へたんかう

候て、此中のことくニしかるへく候、さ候て、子共(厄介)やくかいにならさ

る御きうりやう、かんよう二候、さて又、めしつかはるゝ女子以下、

その外しよにんニいたりて、じひをほんに、あはれみふかくなさるへ

き事、しそのきたう(祈禱)たるへく候、めてたく以上、

寛文四年

霜月一日

多久茂辰
愚溪(花押)

多久茂辰室鍋島氏
天性院

久田妙長

参

【解説】

多久茂辰より内室鍋島氏(天性院)に宛てた消息。ともに在国。

内容は長年連れ添った妻に宛てた遺言となっている。宛所は「天性院久田妙長」と法名になっており、この頃に逆修を行ったか。

五九一 多久茂辰覚書(折紙)

おほえ

一其方御わつらひおこり申候もとハ、すねん、なに事二ついても、其方

被仰候儀ニ、われらさハリ申、はらたて候けいきにより、そのすゑノ

ハ、いろく御うたかひ出申候よし承、おとろき入申候、そうして、

ふうふハ七世のゑんと申候、本よりあしく不存候、殊泰盛院様御子と

申、三十年あまり打そひ申、子共あまたれきく御座候上ハ、少もお

ろかに心得不申候、いまにハとしもより候まゝ、なしみもいよくふ

かく成、一入たいせつに存候事候、此儀、日本国中大小の『神ほとけ

をかけ奉り、少もいつはりなく候、夫に付、ほかのつくるひ八日にま

しうすくなり、しんしつハイよ／＼ふかく候ゆへ、何事も心やすく申事も、ゆうしや御さなく候、われら地たいいちあしく候上ニ、病者ゆへ、つね／＼きみしかく、こらへ申へき事もこらへ申さず、さためて無理なる事のみにて候ハんと存候、そのうちに、しせん其方かつてんあしき事共ハ、よろつ心得のために申たる儀も御さあるへく候、又世間のきこえ、おもハくにつけても、其方ため、あしかるへき事ハ、たいせつに御さ候ほど、』なを以、申はずに候、泰盛院様御ゆかりと申、（多久安順）長門母の事ニ候へは、万よきやうニ存候て、申たる事共も御座あるへく候、さやうの事も、いまには不入事候、われらあしき所ハ御ゆるしあるへく候、尤心中へち条なきかく（別）ニ候間、此さき、少も御心つかいあるましく候、

（多久安順室満徳氏）一徳寿院様ニいたつて、数年おろかなくかう／＼ニ御座候、就中、水ヶ江のやうニ御座候てよりハ、よるひる其方御心つかひ、御かう／＼、まことにのこる所なく、廿四かうにもおとり申まじき心かけに候ゆへ、世間にも、我等夫婦、かう／＼に御さ候』よし申たる由ニ候、それとても、我等何そ申上るかう／＼も御さなく候、たゞ其方一人の御心つかいゆへ、とくしゆゑんさまも御きけんよく、われらも心中ニかんし入、へつしてまんそく申候、しかる所ニ、此二三年ハ、まへ／＼のこともにも御さなく見え申候ま、いますこしの間たるへく候間、何やうの事候とも御くたひれなく、御かう／＼候て給候やうにと、れん／

＼申候、そうして、としよりとわらんへハ、おなしものにて、すこしの事もきかけ、はち申物ニ候、しかれば、とき／＼ハ御みゝにも入、何とおほしめすへきかと存候事とも、少々ハめにかゝり申候、きよねんの』はる時分よりハ、いらさるなかいきなされ、一入御めいわく、御はつかしく候き、など、れん／＼御申候間、もつたいなき事を御意なされ候、百までハなにの御心つかひなく、御心御やうしやう候様ニと申上候、此たん、子ともへも被仰たるよし候、夫につき、いかやうニおほしめしいられ候ての御事にやと、まことに身にしみ入存候、われら事、ゆうちの時々、（幼稚）（多久安順）天そう御ふう婦の色々御心つかひ、申つしかたく、御かうおん、うみ山ニ候ゆへ、日々御重おんわすれ申さす候、あまりの事ニ、御かう／＼も不足のやうに存候、今二ハ、』やくニたつ事にても候ハす候、もはや心にもかゝり申さす候うへハ、其方御はれ候とある儀ニおよひ申さす、われらさへ心はれ候へハ、なに事もなき事候、いよ／＼御心に御かけあるましく候、

一十左衛門むすめ事、正月廿四日か、御いはい所ニ御参候、其方声、外へきこえ申候間、御まいり候やと申、内へ参候時、大戸ノ口にてあい申候、其方被仰候ハ、多久のむすめ、こゝもとへ御よひ候てめしおかれ候へと被仰候ま、かれハもとよりわれらかまい申事にて御さなく候、いけ置候事ハ、長門など存候て、十左衛門へくれ申ところ、なにとてさやうニ』被仰候やと申候へは、なくさみニしかるへく候よし

候おほせられ、さ候て、われらもなにかのと申候へとも、はらたち候てハ申さす候、いな事を御申候、おとろき申たる斗二候、此段、外ノ座多んニ居申候もの、くハしくうけたまハリ候、あまりおちつき申さす候ゆへ、其後つほねをよひ、さきより右のとをり被仰候、爰元へめしよせ候事、なにのゆうもなき事候、しせんひとへ心に、又々さやうニ申され候ハ、子共へ申、さしとゝめ、しかるへく候、かゝのなぐさみに成候ても、いらさるものに候、けいほしニ』さへ、時により、けたうなどゝ申され候、其上ニかれらまでゐ申候ハ、かゝの大けたうニ成、さんくゝの事たるへく候と申候事ハ、其方たを存候て、かたくゝに申候、是又其ふんにて事すみたる事候、いまに何たる存分も無御座候、尤めしよせ見申たくも御さなく候、いきてゐ候へハ其ことく、しに候へハそのことく、少もわれらかまい御さなく候、
右ハ子共申ニ承、点合ノため申入候、
かゝやう生ニさへ成候ハ、何やうの事も可仕候、

【解説】

多久茂辰より多久茂辰室鍋島氏（天性院）に宛てたと思われる覚書。年次は、多久茂矩のことを「長門」と称しており、かつ、徳寿院（多久茂辰養母）存命中のことであるため、明暦二年く万治三年と考えられる。茂辰の居所は、覚書の内容から勝茂に同道して江戸

へ上っている、あるいは勝茂臨終のときとは考えにくいいため、在国であろう。

五九二 多久茂辰書状（折紙）

先日、面ニも如申候、ましないにも成、しかるへく候ハ、めしつかい候女子とも、のこらすのけ申へく候、殊其内二人三人などハ、弥以やすき事候、われらつら御覧候事、きにあたり申候者、見まいにも不参、かゝみ候ても、居可申候、内々いかほと心遣仕、御煩能候やニと存事候、願書などこそ見せ申さす候、かゝ煩平愈のため、大崎ノ観音堂を、銀子五十枚ほどにて立入候、修造仕へきと、はや山取申付置候、か様』之事も、気色可然やうニとの事迄ニ候、此外ハ、子共色々立願祈禱申候条、別ニ不仕候、少もおろかに不存候、此よし、気けん次第二申たつすへく候、以上、

五月七日

将監との

めうち

なかと

つほね

まいる

美作

【解説】

多久茂辰より多久安英・多久茂矩の女性奉公人に宛てた書状。年次は、茂矩のことを「長門」と称していることから明暦二年が上限。

また、安英は寛文四年霜月朔日時点では「将監」であることが確認できる（五九〇号）が、寛文五年頃に「修理」と改称するようなので（五二二号）、下限としては寛文五年となる。茂辰が天性院を氣遣い茂矩、安英の女性奉公人に書状を遣わしていることから、茂辰、茂矩、安英いずれも在国であろう。

五九三 多久茂辰覚書案（折紙）

おほえ

一左平次屋敷はいりやう御礼の儀、来ル十五日ニ、中野とうへもんをもつて申入候事、

一お久方屋しき御礼の儀、左平次わたまし前ニ、源兵衛などをもつて申

上られ、しかるへき事、付り、撰州御屋しきへ、お久まかり出られ候

儀ハ、ぢやう氣二候へハ、まかり出らるゝニおよはす候事、

一お久ちやうきやうしやうのため、此方まいられ候儀ハ、気色も少々よく候ハ、ちよつと蓮池左平次屋しきへ見まひ、それよりすくニ此方

まいられしかるへき事、付り左平次所へまいられ候とも、撰州へまかり出られ候儀ハ無用』いたさるへく候事、

一ちやう氣やうしやうのため、此方へまいられ候儀、撰州へわれら方申上候儀ハ、お久此方参られ候上にて、申上へきと存候事、

一此せつ、つかひの儀、石井二ゑもん・中野とうゑもんにて申上へく候事、

□こゝもとへ、やうしやうのため□こされ候へハ、我等やしきの儀ハ、つかへ所これあるニ付て、居所の儀、いづれも相談の上、ゆきゑ屋し

きとりすまひ、しまりのらち』あき申さゝる間、居られ候て、その身並めしつかひの女両三人のふんハ、われら方、はんまい等、心つかひ

いたし候しゆひニ、我等きやうたいとも、ゆきゑ一もんしゆ相談の上、相しめをき候間、さやうニ御心へあるへく候、もつとも、おりくハ

我等屋しきへ見まひニ参られ候儀ハ、こゝろしたいの儀候事、
（直島 神崎郡 鍋島之治）

一右衛門殿なわとりへうつられ候時、そもし方撰州へ御ことわり申、一所へまいり候時分、さいせんハ、となたへ居申候やうニとのしゆひニ候や、久しき事ニて不覚之ニ候ゆへ、たつね申候事、

【解説】

多久茂辰のものと考えられる覚書。年次は、鍋島直之が撰津守となる万治三年十二月二十八日以降で、蓮池の屋敷について言及して

いる内容等から直之は在国と考えられるため、寛文四年または七年
であろう『蓮池藩日誌』(二二―三頁)。

長門(花押)

五九四 多久茂矩・多久安胤連署覚書(折紙)

念仏之儀ニ付而、被仰聞候御書付、致拜見、奉得其意候、段々御書面之
御理屈ハ御尤ニ奉存候、然者、かゝ様御事、(多久茂辰室鍋島氏)従此中之御念願ニ而、兩人
へも深々御頼被召置候、今ニ成、かゝ様御志を破候儀、迷惑ニ奉存候、
其上、念仏を御申させ、被聞召候へハ、御詭言妄語なども止、御正念ニ
被為成、御養生ニも相成儀ニ候、夫も都合之指合ニも罷成儀ニ候ハ、
如何様ニ被仰候而も、被相止候様ニと、可申上候へ共、御養生ニも罷成、
指而指相』処も有御座間敷かと奉存候、尤今ニ行あたりたる儀ニ而も無
御座、此中より、不断院隠居も折々被成御面談、其身も無御懈怠、念仏
御申被成たる儀ニ候へハ、是以、行あたり後生御ねかい被成候ハ、相成
間敷かと、吟味仕事候、尤さハかしく大かねをならし、御きりよくなと
御つかれ候やうニ仕事ニ而ハ、曾而無御座候、殊不断院も、今朝昼、兩
度、念仏修行被申、今昼被罷帰候、今晚も、貞雪正円ハかりニ念仏御申
させ、如何ニも物しつかなる事ニ而候、若至御臨終ハ成次第之儀ニ候、
已上、

五月廿九日

兵庫(花押)

作州様

尊答

【解説】

多久茂矩・多久安胤より多久茂辰に宛てた覚書。年次は、天性院
の臨終を気にしていることから、その歿年の寛文七年に比定される。
居所はいずれも在国。

五九五 多久茂辰室鍋島氏(天性院)覚書(折紙)

一日ほうさま方の御かたみのいんす、二つ、
一たいせいゐんさま方、すくろくかけニくたされ候ゐんす、二つ、
一たいせいゐんさま方下され候ゐんすの大きくさり、一つ、
一たいせいゐんさま方、御かたみニくたされ候大はん、十まい、
右、なかと殿へ遣候てめしおき候、めてたふく、
とりのとし

九月八日ニわたし候、

「天性院様方御譲之金子、御書付天性院様御自筆也、」

【解説】

多久茂辰室鍋島氏（天性院）の覚書。鍋島勝茂の歿後に、娘である天性院が譲り受けたものを、その息子である多久茂矩に遣わす内容であり、年次は勝茂の歿年である明暦三年（酉年）に比定される。居所は天性院、茂矩ともに在国。

五九六 成富権右衛門・野田市佐連署覚書（切紙）

覚

判銀貳貫目御用ニ付而、当時借用申上候、当暮、直段次第、米ニ而も、銀ニても、御返上可申上候、為後日筈如件、

明暦貳年

八月廿八日

たかを殿

野田市佐（順盛）（黒印）

成富権右衛門尉（俊貞）（黒印）

参

【解説】

野田順盛・成富俊貞より多久茂辰室鍋島氏（天性院）の侍女たかを宛てた覚書。野田と成富は多久または佐賀に居り、たかをは佐賀。天性院の化粧田について、承応元年の時点で多久大配分領の

内検地高一万石九斗、徳寿院の化粧田は約五〇〇石、天性院は五〇

余石であった。万治三年に徳寿院が死去した後、約三〇〇石を天性院が相続し、残りは多久領へ編入され、その一部が多久安胤に与えられた。寛文七年に天性院が死去した後、三〇〇石を多久安英が相続した（城島正祥一九八〇年／一四〇―一八頁）。年次は明暦二年。

五九七 多久安英覚書（切紙）

覚

金子沓部、数百（黒印）、慥ニ請取申候、此代として、銀子三貫匁之内方、沓貫七百目御取可被成候、為後日、筈如此ニ御座候、以上、

承応三年

十二月十三日

かゝさま（多久茂辰室鍋島氏）

鍋嶋伊平（多久安英）「」

【解説】

多久安英より多久茂辰室鍋島氏（天性院）へ宛てた覚書。安英、天性院ともに佐賀か。年次は承応三年。署名部分について、現状では欠損があるが、『佐賀県史料集成』では「伊平太（黒印）」となっている。また、本文の「数百」の横に捺されている黒印の印文は

「真」であり、六〇〇号の安英の黒印の印文も「真」である（ただし、両者の寸法は異なる）。

銀子貳貫目、(黒印) 借上候、右返弁之儀、来万治四年方、同、(黒印) 七年迄、一ケ年ニ、銀五百目宛、四ケ年ニ、右貳貫目之銀子、無相違、返弁可仕候、已上、

五九八 北島周虎覚書（切紙）

覚

(多久茂辰室鍋島氏) かゝ様方被下候銀子老貫目、慥ニ請取申上候、為後日、筈如此ニ候、已上、

明暦元年

十二月二日

たかお

まいる

(北島周虎) 大力（黒印）

【解説】

北島周虎より多久茂辰室鍋島氏（天性院）侍女たかおに宛てた覚書。周虎、天性院ともに在佐賀。年次は明暦元年。

五九九 北島周虎覚書（切紙）

覚

正月廿三日

(多久安胤) 兵庫様

(多久安英) 将監殿

（黒印）

(北島周虎) 大力（黒印）

【解説】

北島周虎より多久安胤・多久安英に宛てた覚書。三者ともに在佐賀。年次は万治三年。六〇〇号と同年同日付で、本来は一連の文書であり、本状が前書、六〇〇号が奥書だったと考えられる。

六〇〇 多久安胤・多久安英連署証文（切紙）

(北島周虎) 右如前書、銀子貳貫目、大力借用申上候儀、我々存候、若滞儀御座候砌者、為兩人、無不納様ニ、心遣可仕候、為後日、奥点合如件、

万治三年

正月廿三日

(多久安英) 将監（黒印）

兵庫(多久安胤) (黒印)

たかを殿

参

【解説】

多久安英・多久安胤より多久茂辰室鍋島氏(天性院)侍女たかを宛てた証文。年次は万治三年。五九九号と同年同日付で、本来は一連の文書であり、五九九号が前書、本状が奥書であったと考えられる。

六〇一 多久茂辰詠草(折紙)

寄月述懐

独のみ、物思ふ身のなからへて、月に見えぬる、影も恥かし、

古郷月

草枕、夢もむすはぬ袖の露にあわれをとふや、ふる里の月、

花恨

あふ事も、としに稀成春たにも、散て別し、花やうらみん、

枕嵐

古里の夢ハ嵐に覚はてゝ、枕に残る人の面かけ、

いつくとも、枕にちかき鐘音ハ、あらしやつれて、われをとふらん、

晴間月

さためなく、晴くもりぬる雲間より、出入月や、あわれよの中、
うかりける旅ねの床の草枕、あわれととふや、久かたの月、』

九月十三夜

なからへは、こよひの月にめぐり逢、これやかきりと、詠あかしつ、
昔みし、わか身やあらぬ、月やあらぬ、こよひの空ハ同じ空にて、
とわす語

よりぬけん、まきの柱に打むかひ、とハす語を慰にして、

千笑々々

【解説】

多久茂辰の和歌。居所は不明。年次の下限は茂辰の歿年から寛文九年。

六〇二 多久茂辰詠草(豎紙)

茂辰(多久)

朝鶯 心たくミニ而詞たらず、

朝日かけかすみもふかき山里の

かきねをちかみうくひすそなく

夕蛙 同、

われならて惜む物から夕暮に

春もふけぬと鳴かハつかな

郭公 珍重々々、

〜一こゑのおほしかなさにまよひ入

みちをはつけよ山時鳥

萩風

野守ならてハ萩あるましき様ニきこゆ、
其うへ、初ト先同ぬんノかまいにや、

野もりにハ誰かつくへき初秋を

まつをとつるゝ萩のうハ風

萩露 ロノほとにや、

伊ろあるハをのかこゝろかめには見て

折手にもろき萩の上の露』

時雨 めつらしき作意、

〜いつハりのなきいにしへそしらまほし

なにゆへかくは時雨そめけん

逢恋

いつのよにむすひし種かおもハすも

今こよひとけにし花の下紐

別恋

おきわかれ又と契しことの葉（五）

なからへとこそけにとかたらめ

山家 あしからすきこゆ、

ひとりすむ深山のいほのあけ暮ハ

みねのあらしや友となるらん

祝言 よみおほせず、

すくなりし御代のさかへは呉竹を

千よ万よにたくへてそ見る

二点光茂（編者）

内長一

【解説】

多久茂辰の和歌詠草。鍋島光茂が批評を加えている。茂辰、光茂

ともに居所不明。年次の下限は茂辰の歿年から寛文九年。なお、校

訂は『佐賀県史料集成』による。

六〇三 納富賢忠書状（折紙）

追而申上候、彼者無緩者ニ候之条、進上申候、御番之定共、可被仰

聞候、口能不及申上候、万々致伺候可得尊意候、く、

態用疎札候、仍旧冬被仰聞候題目之儀、雖侘言申候、無御分別候、年始之御祝儀、荒増総州迄ハ申上候へとも、又々可被仰聞之由、承候之間、于今延引、且者長陳、且者若輩、心外至極候、尤御上意相背間敷之由候之条、可為御意候候、自今以後、為御愁訴申上候、彼江里山ハ筆之立跡も無御座候之間、御分別を以、御城御番敷、御陳之御供敷、兩条二一ヶ条、折々御分別を以奉頼候、今程其表境目ニて候間、御上意背間敷候、相治候ハ、御分別を以、可得貴意候、恐惶謹言、

三月十二日

賢忠(花押)

(奥封上書)

納富二郎左衛門尉

(墨引) 長信様参

賢忠

進覧人々御中

【解説】

納富賢忠より多久長信に宛てた書状。居所、年次ともに不明。なお、年次の上限は「長信」の表記から天文二十三年(「水江事略」)。年次の下限は、長信の歿年より慶長十八年。

六〇四 龍造寺隆信書状(折紙)

從其元「」嶋寄之領内、人馬之道、可被作候、又志久・八戸米地下(許島郡)人、早々□被召直候て、可「」彼村統路次、是又人馬輒往返候様、道之儀可被仰付候、不可有油断候、随而貴「」へ書状遣候、從「」飛脚可被差遣候、返事到来候者、可持せ給候、恐々謹言、

八月廿九日

□信(花押)

(奥封上書)

山城守

和泉守殿

隆信

申給へ

【解説】

龍造寺隆信より多久長信に宛てた書状。居所、年次ともに不明。なお、年次の上限は「山城守隆信」との表記から天文十九年(佐古三ノ龍造寺一一四・一一五号)。年次の下限は隆信の歿年より天正十一年。なお本書状は、長信が関わる土木工事の一つとして、鈴木敦子が紹介している(鈴木敦子二〇一一年)。

六〇五 龍造寺隆信書状(竪紙)

先日塚崎之「」其故年少「」今少望二候「」一荷得御意「」かしく、

〔奥封上書〕
〔墨引〕長信まいる

〔申給へ力〕
「 』」

【解説】

龍造寺隆信より多久長信に宛てた書状。居所、年次ともに不明。

なお、年次の上限は、「長信」の表記から、天文二十三年（「水江事略」）。年次の下限は、隆信の歿年より天正十二年。

六〇六 多久茂辰書状（堅紙）

〔端裏封上書〕
〔墨引〕長門殿

水ヶ江
愚溪（多久茂辰）

猶く、我等も今日は東之屋敷ニ参候而、遊山可申と存事候、気色
弥無別条候条、可御心安候、

為氣伸、其元被相越之由、尤之事候、別而羨布候、定而景など能、気も
晴候ハんと存候、一両日者逗留も可然候ハんか、心次第遊興尤候、次ニ
使之験ニ、菓子并一種南都酒小德利一進之候、可有賞翫候、かしく、

七月四日

愚溪

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた書状。茂辰・茂矩はともに在国である。茂辰は水ヶ江屋敷（東屋敷以外）に居り、茂矩は近郷に他出中と考えられる。年次の上限は、愚溪の表記により明暦三年。下限は茂辰の歿年月より寛文八年である。

六〇七 多久茂辰書状（堅紙）

〔端裏封上書〕
〔墨引〕茂矩

方
愚溪（多久茂辰）

猶く、廿七日之振舞、其方指合ニ候へハ、指而不急事候間、のへ
可申候、若主水被参候者、弥如約束、ふるまへせ可申候、若何とも
不定事候ハ、是又後日ニしかとのべ可申候、将又、先夜之詠哥、
少なをし、又右ニ見せ申候処、殊外保美無残所候、就夫、書付進候、
以上、

川上へ御越、如何儀定ニ候哉、依首尾、廿七日晩之ふる舞ニハ指合たる
へく候か、然者、其方も兵庫も留主之儀ニ候ハ、采女所之振舞ハ後日
ニ可仕と存候、内々左様ニ御心得尤ニ候、勿論、兵庫一人不有合迄ハ弥
振舞申候へと申事候、随而おつき気嫌いか候哉、承度候、我等気色ハ
天気ニも痛不申候、可御心安候、其方気色ハよく候哉、委細返事ニ可承
候、かしく、

(寛文六年)
二月廿五日

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた書状。茂辰・茂矩は在国である。多久安輝も在国しているので、本書状は、安輝が帰国した寛文五年十月以降である(「水江事略」)。「おつき」について、「多久家所蔵文書全」九五号(佐古一〇、茂辰より茂矩宛、九月十四日付)は、「おつき」の様子を尋ねる書状であり、「小児二而御座候」とあるので、茂矩娘の次を指すと考えられる。本書状の年次は、次の歿年月(寛文六年十二月歿)より寛文六年となる。

六〇八 多久茂辰書状(豎紙)

(墨引) 長門殿 (多久茂矩)

返事

水か江

愚溪 (多久茂辰)

先刻之書状披見申、別而案申候、此中も度々不思議成ゆめ共見申、占なと仕見申候処、必く御煩之事共差出可申哉と、内々存たる事候、只今も大抵ヲ考見申候処、中ほどの大事二見え申候、もはや能御座候者、有御別条間敷候、よしあし一きりハ事過たるやうニ候、いつれ今日より秋迄ハ、ちと御煩有之筈候、御腫物などニ候へハ苦かるましく候、(疫病)ふきれ

いたたくひニ而候者、ちとむつかしき御病体と見申候、御祈禱之事ハ、其方ハ此中も毎月御札被差上之由候、世間ニしれ候ても不苦候者、我等其外子共同前ニ、銘々御祈禱申、打むかへ候ても人を上せ可申哉、とくと案し申事候、定而御煩ハたハことなど被仰、うつかりとしたるおれものゝやう成御様体にて候ヲ、(相良及良)求馬などもかくし被申ニ而候ハんかと察申候、いつれ其方も御校量候て、明日市佐などをも被遣候ハ、弥相談可申候、為御心得候、かしく、

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた書状。茂辰・茂矩ともに在国。茂辰は水ヶ江屋敷に居る。年次の上限は、愚溪の表記により明暦三年。下限は茂辰の歿年月より寛文九年である。寛文元年九月から翌二年四月、寛文四年七月から九月は茂辰が上府のため除く(「水江事略」)。

六〇九 多久茂辰書状(豎紙)

(墨引) 長門殿 (多久茂矩)

参

美作 (多久茂辰)

追而、江湖頭などノ儀、先刻内記ニ而如申候、其段者、内々美作各へも得と御相談可申由、被申候、彼段之儀者、各さして無御構儀ニ

候由、さつと被仰候ても可然候、是又為御心得候、

(神代直長)

今晚和州へ各御参会ニ付而、我等も可罷出由、御内意之段承候へ共、先刻も如申候、今日者終日なやみ、中く出仕難成候、若冷敷成、雨などふり撫候者、機分なをり候事も可有御座候、万一罷出候へて不叶首尾二候者、重而御内意次第、可罷出候、弥先御究之段々、別座ニ而五ヶ寺之衆へとくくと落つかせ御申、其後御参会尤存候、さ候て、自然江湖頭などの儀、被申衆御座候者、其段ハ後日御相談可申候、先如沙汰、一通り并悪僧共ノ仕置等御相談ノため候之由ニ而、取切御相談尤二候、此段者、主水殿へもとくと被仰合、和州へも被示合可然致存候、為御心得候、以上、

六月廿三日

(花押)

【解説】

多久茂辰から多久茂矩に宛てた書状。茂辰・茂矩ともに在国である。六八四号(二十三日付)は同日の書状と考えられる。本書状では、神代直長が大和と称し、鍋島種世が内記と称している。神代直長は、寛文四年に比定される「蓮池鍋島家文書」四二号(佐古一四、十月十八日付)では左京と表記されるので、本書状の年次の下限は寛文四年となる。鍋島種世が内記を称するのは、少なくとも寛文三年六月十二日(佐古二四／五番御掛硯誓詞書写一／二〇号)以降、

本書状作成年月日までの間と考えられるので、本書状の年次は、寛文三年または四年となる。六八四号の内容を含めて考えると、五ヶ寺との揉め事は、六八九号(寛文四年十月二日付)に記載される、龍泰寺と水ヶ江屋敷の近くに所在する円蔵院との争いが関係している可能性があるが、詳細は不明である。

六一〇 某覚書案(竖紙)

於先様、家中之者共跡式之儀、其子依振立覚悟、知行之多少、其人相当ニ可申付候条、此旨、家中之者へ不残、慥ニ可申渡候也、

寛九

二月朔日

南里与左衛門尉

吉岡三左衛門尉

参

【解説】

差出人不明、南里与左衛門尉・吉岡三左衛門尉に宛てた覚書案。南里・吉岡は在国と思われる。本覚書の年次は、差出人が多久茂辰の場合、寛文九年では歿後となるので、寛永九年となる可能性が高

い。また差出人が多久茂矩の場合は、寛文九年となる。南里・吉岡両家は、元龜元年多久長信が多久入城する以前からの多久家家臣で、茂辰の代のはじめ頃まで家老職にあつた家柄である『水江臣記』一六一・一六二頁。

六一 多久茂辰覚書（切紙）

一昨日、源右衛門ニ而之書状之点合、何角候而不申候、今度加賀守殿御通り一卷、首尾能段ハ不能申候、内々賞翫申度候処、鉄炮之鴨送給、当年之初物ニ而、無他事度々ニ賞翫申事候、何も近日可被罷帰由候条、以面可申候、右書状之点合迄ニ、如此候、以上、

十月廿一日

（多久茂辰）
美作

長門殿

参

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。茂辰は在国、茂矩は領内にて鉄砲獵中である。年次の上限は、茂矩が「長門」を称していることから明暦二年、下限は茂辰歿年月より寛文八年。

六二 多久茂辰書状（折紙）

猶々、先書ニ御加筆之通、（多久安候）兵庫・外記・将監・蔵人へも申聞候、先書之返事ニハ此点合書落候条、只今申入事候、次ニ、（北島周虎）公儀首尾能御礼相澄候御到来、（多久安候）早々承度候、（小田長昌）万吉、以上、

一筆令申候、仍其方儀、弥機嫌能、海陸無事ニ、何時江戸被罷着候哉、扱又、御老中様方へも被罷出、公儀御首尾能候段早々承度御吉左右待申事候、海上天氣悪敷候而、大坂着、案之外、可為遲着候、未大坂着之到来をも不承、無心元存事ニ候、定而海道も急被申、可為苦勞儀、令察候、』下々迄無障候つる哉、夫而已案申候キ、随而、於此地、無相替儀、我等夫婦一段息災ニ、殊徳龍今程別而機嫌能、身もつよく見え、少ハ成人申たる由申候、可御心安候、猶期後喜、不能詳候、恐々謹言、

美作

（寛文四年）
八月二日

（多久）
茂辰（花押）

（茂矩）
多久長門殿

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた書状。茂辰は在国、茂矩は在江戸、或いは江戸に向けて移動中である。年次は、寛文四年、光茂領知判物拝領御礼の使者として多久茂矩が江戸に遣わされており、本状

はこの時のものと思われる。「水江事略」によれば、茂矩は寛文四年七月佐賀を出発し、八月上旬江戸に着き、十五日登城、九月帰国とある。

日限相考、当地発足可申覚悟二候、早々可有御面談と珍重二候、何も頓而以御面、万可申承候、目出度、恐々謹言、

美作

(寛文二年)
三月八日

(多)
茂辰(花押)

(多)
長門殿

御返

六一三 多久茂辰書状(折紙)

猶々、かゝ方も同前二被申候、次ニ、将監方書状相越、披見申候、

江戸御発足前、御先ニ罷立、伊勢参詣仕、大坂ニ而可奉待由、各御

存ニ而其段議定申由、一段可然儀二候、此段別紙を以可申候へ共、

同前ニ申入候、御心得可被仰聞候、次ニ、靄田市郎兵衛も二月廿一

日江戸罷着由承届、得其意申候、以上、

二月廿三日之御状披見、仍御首尾能、御暇被遣、如例御拝領物、尤長

崎御番被 仰付、御太慶被遊、何も被致恐悦由、御尤ニ存候、於此地、

右御到来折角奉待候処ニ、別而目出度、欣躍此事二候、然ハ三月十日前

後、江戸可為御発足由候、定而四月上中旬之間、可為御国着と、目出度

奉待御事候、御迎船も追付伊万里出船申由候、其方乗船も此中より伊万里

へ指廻召置候、尤同前ニ出船申付事候、随而其方別而息災ニ御坐候由、

何方目出度、安堵申候、将監、権之佐も無事ニ御坐候段、珍重二候、於

此地弥無替儀、我等乍夫婦、別而無事ニ御坐候条、可御心安候、其外弟

共無事ニ御坐候、兵庫儀ハ、今度内裏迄、御迎頭人千葉右京兩人ニペリ、

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた書状。茂辰は在国。茂矩は鍋島光茂と帰国途中。上限は茂矩が長門と称する明暦二年、下限は寛文四年閏五月の五四八号では、安輝の呼称が采女となっていることから、それ以前の寛文三年となる。この間、参勤に茂矩が同行しているのは、寛文元年の参勤が該当する。寛文元年光茂の参勤の供として江戸に行き、翌二年四月帰国していることから年次は寛文二年と考えられる。

六一四 多久茂辰書状(折紙)

尚々、殿様御機嫌も能、其方御前首尾など能、御公儀も能相調候

哉、其段早々承度存候、其外大抵相替儀共無之候哉、返事ニ可承候、

以上、

態用飛札候、仍去廿八日、九日打続天氣悪敷候条、長崎御着も可為御延引哉と案申候キ、

(鍋島光茂)

殿様御機嫌能、下々迄無別条、長崎御首尾能御仕廻被為成候哉、扱又其方儀気色も能、毎事被相勤候哉、承度、為御迎飛脚申付候、何時、可為

御帰城候哉、是又承度存候、将又我等気色も弥別条無御坐候、此大雨

二、指而痛不申候条、可御心安候、其外替儀も無御坐候、何も頓而懸御

目、可申承候、謹言、

五月朔日

(多久茂矩)

長門殿

美作

茂辰(多久) (花押)

御宿所

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた書状。茂辰は在国、茂矩は在長崎。

上限は茂矩が長門と称する明暦二年、下限は茂辰の歿年月から寛

文八年。この間で、光茂の長崎警備見廻りは、万治元年、同三年、

寛文二年、同四年、同六年が該当する。

六一五 於保胤宗軍忠状 (豎紙)

(証判)

(五条良氏)

「一見了、(花押)」

肥前国於保弥五郎胤宗軍忠事、

右為 朝敵誅伐、去八月廿七日御出小城之城仁、同十月二日御発向豊州

(日田郡)

(府) (大分郡)

日田城、同国府中之時、令致忠節候了、即豊前国宇佐并城并於所々、令

致宿直警固於、

(筑前郡) (珂郡)

令抽忠勤候了、然早下賜御判、為備後代

亀鏡、粗恐々言上如件、

正平十年十一月 日

進上 御奉行所

進上 御奉行所

【解説】

於保胤宗が征西府に提出した軍忠状。袖に五条良氏が証判を加え

る。年次は正平十年(南朝年号、北朝は文和四年)。この頃九州では

南朝方が隆盛であり、同年八月には九州探題一色直氏が南朝軍に大

敗して中国地方へ逃れる事態となっていた。深堀記録証文や木屋文

書等に本号と同時期の軍忠状が見え、『大日本史料』六一―二十―一八

頁)、それらによると九州南朝軍は同年十月に豊後の日田永敏を攻撃

した後十一月にかけて豊前各地を転戦して博多に至っている。本文

書を提出した於保胤宗と証判を与えた五条良氏も、共に博多在津中

である可能性が高い。

なお、本号以下六三四号まで、於保氏の家文書が混入している。於保氏は肥前高木氏庶流の在地領主。肥前国の執行職を保持していた。鎌倉時代には幕府の地頭御家人となり、南北朝期にはその時々北部九州で優勢だった勢力に従って軍事行動を行い、室町時代は肥前千葉氏、戦国時代には龍造寺氏に属した。於保氏については、石井進一九七〇年（二八五頁）、森本正憲一九八四年（二二二頁）、宮島敬一九九九年（一〇三頁）等を参照。

御判」とあり、差出書に異筆で「タカウチ」の注記があるが、日下の花押は直冬のものである。年次は貞和六年（南朝は正平五年。北朝は貞和六年二月に觀応と改元したが、直冬は独自に貞和の年号を使い続けた）。本文に見える「両殿」は足利尊氏と直義のことで、当時直冬は父尊氏と敵対していたが、九州の在地勢力を動員するため、尊氏・直義の意を受けているかのように僭称したものである。直冬・宗喜共に在九州か。

六一六 足利直冬軍勢催促状（小切紙）

（端裏書）
「□□

高氏將軍御判」

為奉息兩殿御意、既所打立也、急速馳參、可致忠節之状如件、

（足利尊氏・直義）
（異筆）
「タカウチ」

貞和六年九月□七日

（足利直冬）
（花押）

於保五郎殿

（押紙）
「高氏將軍御判」

六一七 大友義鎮書状（切紙）

對蒲池近江守、入魂之趣、淵底令存候、每事倍、其堺之儀、可然様調儀

憑存候、於時宜者、定而鑑盛可申談之条、不能巨細候、恐々謹言、

五月十一日

（大友）
義鎮（花押）

於保右衛門大夫殿

【解説】

大友義鎮より於保右衛門大夫に宛てた書状。蒲池鑑盛と協力して筑後方面の静謐をはかるよう要請している。年次は天文十九年。「義鎮」の名乗りは元服した天文九年から出家して宗麟と号するようになる永禄五年まで見られるが、本書状はその内容から、義鎮が二階

【解説】

足利直冬より於保宗喜に宛てた軍勢催促状。端裏書に「高氏將軍

崩れの変によって大友氏の家督を継いだ天文十九年二月が上限となろう。また蒲池鑑盛の官途は同年閏五月二十九日以前に「近江守」から「武蔵守」に変わると考えられ、これが下限となるため、本書の年次は天文十九年で確定できる。この年三月には大友氏の家督交替の混乱に乗じて肥後の菊池義武（義鎮の叔父）が反乱を起こしており、蒲池鑑盛は大友方として鎮庄に当たった。この書状はそのような状況を背景として出されたものと考えられる。義鎮・於保右衛門大夫共に居所は不明。

六一八 於保宗喜軍忠状（豎紙）

凶徒等為退治、去正月十三日、豊前国御発向之間、肥前国於保五郎宗喜、最前馳参致忠節候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

貞和七年四月廿一日

（於保）
藤原宗喜

進上 御奉行所

（証判）
「承了、（少式頼尚）
（花押）」

【解説】

於保宗喜が足利直冬の陣営に提出した軍忠状。奥に少式頼尚が証判を加える。年次は貞和七年（正平六年・観応二年）。この前年から

頼尚は直冬を奉じ、幕府が派遣した鎮西管領一色道猷・直氏勢力と抗争していた。於保宗喜・頼尚共に在九州。

六一九 今川貞世書下（豎紙）

肥前国在庁官執行職事、譜代之由所及其沙汰也、然者早留守所未補之間、且令存知、任先例、可相従国役之状如件、

永徳二年十月廿日

（今川貞世）
沙弥（花押）

（於保右）
彦蔵丸所

【解説】

九州探題今川貞世（了俊）が彦蔵丸に肥前国の執行職を安堵した書下。年次は永徳二年（弘和二年）。執行職を「譜代」と言っているので彦蔵丸は於保氏の一族と考えられるが実名は不詳。系図にみえる胤宗の子宗家あたりが該当するか。居所は今川貞世・彦蔵丸共に在九州。

六二〇 於保胤宗軍忠状（豎紙）

（押紙）
「千葉胤繁判

興常 一 (証判) 二見了 (五条良氏) (花押) 一

於保因幡守殿

肥前国於保弥五郎胤宗申軍忠事、

右去年十月、馳参于山鹿、御共仕、破却香月城郭之時、令致散々合戦、

同坂井御共仕、致宿直警固、令付御着到候畢、然早下賜御判、為備後代

龜鏡、恐惶謹言、

正平十二年二月 日

進上 御奉行所

【解説】

於保胤宗が征西府に提出した軍忠状。年次は正平十二年（延文二年）。袖に五条良氏が証判を加える。九州南朝軍は正平十年に九州探題一色道猷・直氏父子を長門に追い、その後今川貞世が九州探題として下向するまで隆盛を極めた。於保胤宗・五条良氏共に在九州。

六三二 足利直冬感状（豎紙）

【解説】
常見家長が於保因幡守に対し、千葉胤繁による所領安堵（六三〇号）を施行した書下。年次は応永三十四年。於保氏の当主は系図によれば前号に見える胤宗の孫にあたる宗氏から宗親・宗繁の三代が因幡守を称するが、本号宛名の因幡守が誰に該当するかは不詳。常見家長・因幡守共に在九州か。

属筑後孫次郎資尚手、致忠節之条、尤神妙也、弥可抽戦功之状如件、

観応三年壬二月三日

於保五郎殿 (宗喜)

(足利直冬) (花押)

六三一 常見家長施行状（折紙）

佐嘉郡於保之地頭分事、三月十日任御判旨、相違不可有状如件、

応永卅二年三月十日

常見

家長（花押）

【解説】

足利直冬が於保宗喜に与えた感状。年次は観応三年（正平七年）。直冬・宗喜共に在九州か。

六二三 千葉胤紹知行安堵状（堅紙）

早可令領知、

肥前国佐嘉郡之内、本領当知行事、守先例、拝領不可有相違之状如件、

永享十一年三月廿七日

平（花押）
（千葉胤紹）

於保因幡守殿

【解説】

千葉胤紹が於保因幡守に与えた知行安堵の書下。年次は永享十一年。胤紹・於保因幡守の居所は在九州か、不詳。なお当該期の千葉氏の発給文書については、大塚俊司二〇〇九年（六八頁）を参照。

六二四 藤原家定請文（堅紙）

（藤原家定）
「高木彦六家定請文 正安二八廿八」
（高木彦六）

肥前国御家人於保四郎入道代宗秀申、宇佐遷宮随兵役事、任被仰下候旨、

可明申由、相触面々候之处、於高木少納言阿闍梨・於保左衛門太郎・平

野三郎入道・笠寺三郎入道跡者、請文如此候、至北村恵性房者、当敵方

候之間、不相触候、富田五郎入道跡者、依不令存知在所候、不令催促候、

以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

正安二年八月廿五日

（高木）
藤原家定（花押）
請文

【解説】

高木家定が宇佐遷宮随兵役に関する訴訟当事者の状況を報告するために提出した請文。提出先は当時肥前守護を兼帯していた鎮西探題金沢実政もしくはその下部組織か。年次は正安二年。家定は在九州。

六二五 千葉胤繁書状（折紙）

本領の事二候へとも、はたになく候間、人二とらせて候、たうけの事ハ、さしおかれへく候、した■れうけんを申すへく候事候、恐々謹言、

七月廿五日

（千葉胤繁）
胤繁（花押）

於保因幡守殿

【解説】

千葉胤繁より於保因幡守に宛てた書状。年次は未詳。胤繁・於保因幡守の居所は在九州か、不詳。

応永二年潤七月廿五日

左京大夫(今川貞臣) (花押)

六二六 懷良親王令旨 (豎紙)

肥前国河上社末社一品宮本司増勝申、(新)□善光寺長老并長福寺明億房・悲

田院預所等神用対捍事、重申状三通如此、彼輩背度々催促、無沙汰云々、

早相尋実否、載記請之詞、可注申之状、依 仰執達如件、

正平廿二年九月三日

左少将(池尻胤房) (花押)

於保弥五郎殿(胤宗)

〔就河上社 正平 左少将之御判〕(押紙)

【解説】

今川貞臣が南大保豊前守宗家(於保宗家か)の所領を安堵した書下。年次は応永二年。今川貞臣・宗家共に在九州。

【解説】

於保胤宗に対し河上社領の訴訟案件の実否究明を命じた懷良親王の令旨。池尻胤房が奉じる。年次は正平二十二年(貞治六年)。懷良・

於保胤宗は在九州。

六二八 於保胤宗申状・足利直冬安堵裏書 (豎紙)

(端裏書)「たかうちしやうくん□」

肥前国於保弥五郎胤宗謹言上

欲早預御吹挙、賜安堵御下文、全当知行、山田東郷内富田屋敷本宮田(佐賀郡)

地等事

右所領者、胤宗帯次第証文等、無当知行相違之地也、然早下賜安堵御下文、為全当知行、粗言上如件、

貞和六年十一月 日

(以下裏書)

(端裏書)「高氏將軍御判」

任此状、可令領掌、若構不実者、可処罪科之状如件、

六二七 今川貞臣所領安堵状 (豎紙)

南大保豊前守宗家申本領事、(於保力)

肥前国安富庄内田地三町、屋敷式ヶ所、車之村車之村内、(又留間 佐賀郡)同国神崎郡直

山内屋敷五ヶ所、広野、勲功賞地事、

不可有領掌相違状之、(マ)如件、

貞和六年十一月廿八日

(足利直冬)
(花押)

永享十一年)とは花押が一致しないため同一人物と断定し難い。受
発給者ともに在九州か。

【解説】

於保胤宗が所領の安堵を求めた申状に、足利直冬が安堵の裏書を
加えたもの。『佐賀県史料集成』は直冬の裏書のみを採っているが、
本史料集では胤宗の申状を補って翻刻した。年次は貞和六年(正平
五年・観応元年)。直冬・胤宗共に在九州。

六三〇 千葉胤繁所領安堵状(豎紙)

肥前国佐嘉郡於保之地頭分之事、任先例、知行相違不可有状、如件、

応永卅二年三月十日

(千葉胤繁)
平(花押)

於保因幡守殿

六二九 千葉某所領安堵状(豎紙)

肥前国佐嘉郡之内、於保司幡守本領事、守先例、知行不可有相違状、如
件、

永享二年四月廿日

平(花押)

(因)
於保司幡守殿

【解説】

千葉胤繁が於保因幡守の所領を安堵した書下。年次は応永三十四
年。この文書は同日付で常見家長によって施行されている(六二一
号)。差出書には「平」の姓のみ記すが、六二五号の「胤繁」と記名
のある書状と花押が一致することにより実名が判明する。受発給者
ともに在九州か。

【解説】

千葉某が於保因幡守の本領を安堵した書下。年次は永享四年。発
給者の「平」は千葉氏の当主と思われるが、千葉胤紹(六二三号・

六三一 平左兵衛尉某書下(豎紙)

肥前国法浄寺弥太郎尚康申、苅田事、重訴状具書如此、如状者、安德判

官代三郎入道、背向度催促、不及散状云々、早尋問実否、可被執進請文、若猶不叙用者、載起請之詞、可被注申候也、仍執達如件、

正和元年十二月八日

(平) 左兵衛尉(花押)

(宗秀) 於保八郎入道殿

(長季) 国分又二郎入道殿

【解説】

平左兵衛尉が於保宗秀と国分長季に訴訟の論人の召文違背について実否究明を命じた書下。年次は正和元年。平左兵衛尉は実名不詳であるが鎮西探題金沢実頭代の奉行人であり、名宛人の両名は訴訟処理の過程で鎮西探題の命令を執行するために現地に派遣された使節。受発給者共に在九州か。

六三二 於保種宗注進状案(豎紙)

注進

(文永十年) 就去年八月三日 関東御教書、被尋仰下、肥前国御家人於保四郎種宗

所領於保村地頭職・同国執行職等事、

合

惣領本田数参拾式町式段、

一 於保村 (仮名号、安松) 代々令勤仕御家人役地也、

肆町陸段、

平野三郎貞宗、自於保次郎宗益之手、代々令相伝領知之間、於関東御公事者、相隨惣領種宗、所勤仕也、

一 式町伍段、

種宗舎弟五郎左衛門尉 (權) 口光、得種宗祖父於保太郎宗高 (後日改名、号宗長) 讓状之間、

御家人役、以同前也、

一 宗益次男貞益入道 (法名、寛心) 跡、

成道寺庄 (本所八幡、弥勒寺) 田地等、 (後欠)

【解説】

於保種宗が於保氏の所領を記載し鎌倉幕府に宛てて提出した注進状。年次は文永十一年。本文中に見える「去年八月三日 関東御教書」は、鎌倉幕府が各国守護宛に御家人の所領の保有状況を調べて報告するように命じたもの。宗像神社文書等の類例から該当の関東御教書が文永十年八月三日に出されたことがわかる(鎌倉遺文一六七二〜一六七四号、『中世法制史料集』第一卷三三四頁)。本号は後欠だが、右の関東御教書を施行した肥前守護武藤資能に対して於保種宗が差し出したものである。石井進一九七〇年(三七五頁)・

森本正憲一九八四年（九七頁）参照。受発給者ともに在九州か。

【解説】

於保胤宗の軍忠を賞した懐良親王の令旨。五条良氏が奉じる。年次は正平八年（文和二年）。懐良・胤宗共に在九州。

六三三 足利直冬感状（豎紙）

（端裏書）
「高氏將軍御判」

馳参之条、尤神妙也、弥可抽戦功之状、如件、

貞和七年三月廿八日

（足利直冬）
（花押）

於保五郎殿

【解説】

足利直冬が於保宗喜の馳参を賞した感状。年次は貞和七年（正平

六・観応二年）。直冬・宗喜共に在九州。

六三五 多久茂辰書状（折紙）

爰元我等気色も無別条候、其方も機嫌能候哉と申事候、昨日も如申

候、そろ／＼とハたま／＼御暇被申次而二候条、遊山尤二候、以上、

其地被相越、可為遊山処、くせ事二而拍子相違、残多次第二候、乍去、

世間万事か様成物二而候、次ニ、昨日兵部被指越、書状披見、折節食時

分ニ而、被下かけ、則返事之案文仕、書出し候を待罷居候処、副嶋宇右

衛門書面之趣も書候而、存ながら我等へ不申聞、其内ニふら／＼と致居

眠罷居候時分、ひく／＼とこハつくろひなと仕候へ共、我等答不申二付

而、別用所を相仕廻、暮元ニ硯相副、判形可申由申候二付而、誠二にへ

あかり、躍あかり、絶言語、腹立申候へ共、延引申候、定而右返事を折

角可被相待处、此仕合、兎角可申様無之候、右返事之案文書せ申候時分、

兵部も其座ニ罷居、大形打つれ座を立申候条、ふら／＼と眠申候内二も、

定而判形なしニ、飛脚ニ而差越候かと、心澄にて、少気色も悪敷御坐候

故、枕引よせ寝申候、其後聞次番之者、客人など御坐候由申聞せ、又使

六三四 懐良親王令旨（豎紙）

致軍忠之条、尤神妙、弥可抽戦功者、依 （懐良） 將軍宮御気色、執達如件、

正平八年九月十八日

（五条良氏）
修理権大夫（花押）

高木於保弥五郎殿

など御坐候時も、おそみ申候得共、一円書状ノ判之儀不被申聞候、其時

分八部やなど二被罷居候と相聞え申候、惣別並ノ人ならハ、長州様(多久茂矩)へ之

御返書出来申候段、眠候内ニ高らかに被申候ハ、致判か、判形なしニ

成共、飛脚にて遣候様ニと申答ニ候、か様成大うつけ成』仕合、誠ニ絶

言語候、責而之取所ニハ、此先彼うつけ者之尺を存候条、此方より心遣

可仕意得ニ、可然儀と存事候、将又右近殿中陰、来ル十二日迄有之由候、

其方方も、為名代、吉左衛門罷越、香典之儀、翁介殿・豊前殿へ承合、

其並ニ仕候様ニと申付候、多分壹枚か壹部かたるへきと存候、我等方も

名代可申付と存候、然者、香典ハ壹部たるへく候、兵庫・大力・将監よ

りも、使を以、十帖か廿帖か遣候様ニ申付候、寺ハ蓮池天福院之寺之由

候、左様ニ可有御心得候、其元之儀、兵部にて如申候、御暇被申上候次

而ニ候之条、緩々と休息可被申候、』用所之儀、別紙ニ申入候、恐々謹言、

か様ニ書載申候へ共、当分用所も無之候条、別紙ハ相扣候、有御不審

候、以上、

霜月十日

美作(多久茂矩) (花押)

長門殿

御宿所

【解説】

多久茂辰より多久茂矩へ宛てた書状。茂辰・茂矩ともに在国であ

り、茂矩は遊山中である。年次の上限は、茂矩が「長門」と表記さ
れていることから明暦二年、下限は、茂辰の歿年月日から寛文八年
である。この間、寛文二年十一月に鍋島直守が亡くなっており、本
文の記述と合致する。よって、本書状の年次は寛文二年。なお、六
五六号には、直守の死去前後の様子が書かれている。

六三六 多久茂辰覚書（折紙）

口上

ゆり之儀承届候、手前ニも悪敷たつを、兵庫を初、外記・修理・采女へ

十七八本遣し、手前二者上々計をゑりぬき、百四五本御座候、其内十四

五本者、花漸ク一つ持可申かと存候、ゆりも交植付召置候、其外ニも、

花持不持ノゆりハ五本も十本も可有之と存候、然者、本花壇ニ此中つぐ

み参、あせり散し申候ニ付而、其内いまた出不申ゆり四五本も御坐候、

右之内ニ、花数卅程付候か一本御坐候、十一二付候か二三本御坐候、い

またとれ共知レ不申候条、十二三付申候内一本、又三つ四つ付可申を二

本、都合三本程、何様進入可申候、只今者漸さし出申時分ニ候条、じつ

と「(かしげ)」候へハ出切不申物ニ候、一尺ものひ上り候而方可遣候、其

時分者、土をも持せ、様子存候者可遣候条、御植させ有へく候、只今之

使ニ、御手前ノハ上使へ被遣たる由ニ候へ共、御失念と相聞え候、其時

分、御手前ノを可被遣と候つれ共、此方方三本可遣候条、はちを御作せ被遣候様ニと申、花五つ六つ付候を老本、二つ三つ付候を二本、上々〔老〕り候而三本、植付進入申候儀、分明ニ而候条、其元ノハいか様土ノ内ニ可有之と存候、普請などノ次而ニ、ふみたくり候儀者不存事候、さ様之所にて無之候ハ、元ノ所能御見せ候ハ、土深ク候ハ遅ク出申候条、可被入御念候、さ候而猶も御用ニ候ハ、外記・修理・采女へ遣候内、大キニ候か四五本者可有御坐と存候条、是も御取有へく候か、若又数別而ノ御望ニ候ハ、当花過』候而方ハ卅本も可遣候、但是者花前ニ不罷成候、当分ならハ、先二三本進入申へく候、為御心得候、以上、

二月廿七日

上やしき〔多久茂矩カ〕

水ヶ江〔多久茂矩〕

まいる

【解説】

多久茂辰より「上やしき」(多久茂矩カ)へ宛てた覚書。茂辰の居所は国許の水ヶ江屋敷。年次の上限は、多久安輝が寛文五年十月に帰国して以降と考えられるため、寛文六年。下限は、茂辰の歿年月日から寛文八年。なお、欠損部分の校訂は『佐賀県史料集成』に拠った。

六三七 多久茂矩書状(折紙)

已上、

御状具ニ致拜見候、爰元罷登候翌日ハ、請御意不申候つれ共、晴氣山狩申候、鶉居不申候而、然々取せ不申候、右之在所方外、鶉仕不申候、此脇狩申候するも、兼而被差免候在所ニ而、鷹仕可申覚悟ニ御座候、右之分にて候条、手前鷹も然々取入不申候、』又別府廻〔小坂郡〕ノ穂田、もはや一所も無御座候、自然山付などニ、少々穂田有之分ニ御座候、其外多久原辺〔小坂郡〕ハ見不申候、定而可為同前と存事ニ候、将又、差下候鷹も二放ニ二つ仕候、是も如御意、此後ハ仕間敷候、尤鴨・鷺之儀ハ、罷越候時分、被仰聞候条、打申儀者不及申、ねらひ候ても見不申候、随而殿様〔鍋島勝茂〕十二三之比も可被成御帰城候哉、さ候へ者、御隙も明申候間、被請御意、当地御越可被成由、御尤ニ奉存候、其時分、御慰之さわり二万不相成様ニ可仕候、昨日御意之由ニ而、与三兵衛御鷹据、此方相越申候、今朝鴨一つ取せ差上申候、次ニ花祭山〔佐賀郡〕にて昨日猪狩仕、取申候猪ノ肢老つ、是又差上申候、何も御面』之刻、可申上候、恐惶謹言、

出雲守

十月九日

作州様〔多久茂矩〕

茂明(花押)〔多久茂矩〕

貴報

極月廿二日

【解説】

多久茂矩より多久茂辰に宛てた書状。茂矩・茂辰ともに在国であり、茂矩は多久周辺、茂辰は佐賀城か。鍋島勝茂も、三々四日で佐賀城に戻る範囲に居る。年次の上限は、茂矩は「茂明」と表記されていることから寛永十三年、下限は、茂矩が出雲守であることから明暦元年。

【解説】

差出・宛名ともに不明の覚書。年次も不明である。なお、現状では折紙一紙のみが残存しており、下段右端には小さく「二」と墨書があることから、本来は計二枚の覚書であったと考えられる。

六三八 某覚書（折紙）

（前欠）をし下し候様之つよき葉ハ、必跡後悔もやと存候、殊胸膈ニハつかへ指而見え不申候、下腕ノ当リノ事と見え申候条、只上部ノ痰火ヲしつめ、あいしらい候葉ナト、可然様ニ存候、尤初ハ寒氣ニ当ラレ、于今ハ熱ニ変し候かト存候条、ベリ、当分ノ痰火ヲをさへ、氣ヲ順シ申薬にて、腹中もくつろき、熱氣なども引申候ハ、則補薬ニ而補立候気味ニすき申候、兎角被仰候様ニ、一方ニ倉著有間敷事ニ候、一右ニ如申候、初ハ寒ニ感し、痰ノ証ハ歴然ニ候、其寒内ニ伏し候而、次第ニ氣力ぬけ申気味と見え申候、傷寒など之心遣も油断有間敷事ニ候、占ニも葉あてなど、細々とハ無御坐候条、右大抵にて、旁相談之外』有間敷候、以上、

六三九 鍋島貞村書状（豎紙）

（端裏捺封上書）
（多久茂辰）
（端裏捺封上書）
（多作州様）

人々御中

貞村

其後者不致御見廻、奉背本意候、随而皆木山之儀ハ、此中御談合仕、相澄申候、古賀林之事ハ、先日從紀州拙者へ為被下御状ヲ、懸御目候ニも無御坐候処、古賀林ニも皆木山同前ニ制札立申候由、天道ヲ今日承候、定而拙者も細々と為存申儀と可被思召儀、何とも迷惑至極ニ奉存候、皆木山・古賀林両所、御請之在所トハ申ながら、先日御談合不仕候処、如此之仕合、無是非奉存候、ケ様之次第、^{（犬塚）}犬三郎右殿ニ而、彼々と可申分と奉存候へ共、折節病氣ニ而不及事候、左様ニ候へハ、余り延引ニ罷成候故、先大形書状を以申上候、委ハ犬三郎右殿ニ而可申述候、恐惶謹言、

霜月廿三日

貞村（花押）

【解説】

鍋島貞村より多久茂辰に宛てた書状。貞村・茂辰の居所は不明。古賀林・皆木山はともに多久近辺である〔日本歴史地名大系 佐賀県〕の「別府村」の項目。

年次の上限は、鍋島元茂が「紀州」と表記されているため、元和五年。下限は、貞村の歿年月日から正保元年。なお、六四〇号は、鍋島貞村が宛所となっており、皆木山に関するものであることから、本書状との関連が推測される。その場合、本書状の年次は、六四〇号の年次である寛永六年から正保元年と一致することになる。

付言しておく、『佐賀県史料集成』は本書状を某書状とするが、寛永十九年に比定される閏九月二十三日付の堤八兵衛宛鍋島貞村書状（佐賀県立図書館所蔵「堤家文書」。佐古一六／二五九頁）と署名・花押が一致するため、鍋島貞村の書状である。

六四〇 某書状（豎紙）

猶々、皆木山御狩場ニ罷成候儀ハ、則在所之者共へも申越候、為御存知候、以上、

従 紀州様、貴様へ被遣候御書、具致拝見候、仍皆木山之儀、元来如何

様之子細共、拙者ハ心得不申候、長門代之内、已前ハ請山ニ而御座候処、

生三存命之時分、（鍋島道虎） 紀州様へ被申上、被下たる由申来候、然者、内々も

御慰ニ御狩をも被成候様ニと存、手寄之拙者山共、別而稠敷法度ニ申付、猪をたて召置事ニ候へハ、勿論不能御口能、如何様ニも御意次第ニ可然候、次ニ此間長門已来押領仕不罷居儀ハ、幾度も御前へ申分度存事候、

此段ハ其御心得尤候、委細三郎右衛門尉口上ニ申入候、恐惶謹言、

霜月十二日

鍋嶋式部様（貞村）

【解説】

某より鍋島貞村に宛てた書状。貞村の居所は不明である。

年次の上限は、文中の記述から鍋島道虎の歿後のものと判断でき、道虎の歿年月日から寛永六年。下限は、貞村の歿年月日から正保元年。なお、六三九号は、貞村が差出となっており、皆木山に関するものであることから、本書状との関連が推測される。その場合、本書状の差出は、六三九号の宛所である多久茂辰の可能性が考えられる。

形式・筆跡を見る限り、本書状は原本と思われるが、貞村宛のものが多久家文書に伝来している理由は不明である。六三九号との関連で多久家にもたらされたものであろうか。

左衛門迄可被仰越候、以上、

十月十三日

(多久茂辰)
長門殿

(多久茂辰)
美作

参

六四一・四九八 多久茂辰覚書(折紙)

一筆申候、其元被相越鷹之仕合など、如何御座候哉、其外何様之遊山共候哉と、承度存候、仍平戸熊沢八郎兵(熊沢)・甚五大夫兩人方方、飛脚二而音信二候、其方へも銘々進物なと有之由候、定而吉左衛門方様子可申越候、さも候へは、八郎兵方方鶴田方へ参候書状、為御披見、指越申候、鶴望と相聞え候、然者、其方へ参候書中二、鷹所望之儀など見え候へハ、無申事候、さなく候ハ、我等此中仕立可申と、留置候鷹を、可遣哉と存候、但、其方方も可被遣哉、』若其方方鶴被遣儀二候ハ、無申事候、次二我等鷹も昨日得と見申候処、殊外形を見をとり申候、修理(多久安英)手前二鶴一つ御座候が、きハもちと増申たる由候条、是二も可仕かと存候、為内談申入候、次二甚五大夫方方も、鶴田方へ之書状二、鶴所望とハ無之候へ共、鶴之儀なと書載被申候条、是もちと望かと存候、然ハとれとなし二御兩人の方へと候て、鶴二連かこ鷹にて被遣度事候、一連ハ我等鷹か、修理手前之鷹か、一連ハ其元へ御切かハせ候内、御多り候ても、』被遣哉、是又内談申候、いつれ今時分日みしかく候条、明日漸返事、又鷹之誘なと相仕廻、明晩返事渡、明後朝罷立候様二可仕と存候、次二彼飛脚へ取せられ候物之儀も、銀子拾匁程宛も可然哉、三人ながら夫丸通之者之様二承候、若高下も候ハ、夫二応、少之差別も可有之か、御校量之通、吉

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。『佐賀県史料集成』では、六四一号と四九八号を別々の文書としているが、筆跡・内容・紙背の記号から見て、六四一号、四九八号の順に繋がる。茂辰と茂矩は比較的近接したところにおり、鷹狩りの話題もあることから、在国中と考えられる。多久安英が「修理」と表記されていることから、年次の上限は寛文五年であり、茂辰が存命中であることから、下限は寛文八年である。

六四二 多久安英書状(竖紙)

(多久茂辰書翰島氏)
今度か、様御遠行之儀、扱もく、老少不定愛別離苦とハ申ながら、此中ハよ所之様二承候、今身二取而初而頭然仕、扱もく、無定御事、如夢幻とハ能申来候、今二三十年ハ存命二も被成御座候御年之齡之処二、はかなき御病二御囚われ、数年之御苦も可有御座二、万御勘忍被成、今か様

二はかなく被為成御事、借候（借之）而も無甲斐事なから、御残多御事、臥転なき号申計候、乍然、数年之御念願、又脇々方も念願仕候御臨終御正敷御正念ニ、御往生被成候儀、歎之中之本望ニ御座候儀、御同前ニ候、くり返々、彼ニ付、是ニ付、時々物々ニか々様御なつかしく罷成、草臥入申事のみニ候、御病中あせぬくい申候手巾御座候を、取出見申候へハ、洗申候へ共、何所哉覽ニ御病中之御匂移り居申、心わろくも有御座、又御なつかしく匂ひ候てハ、ひつひらみ、匂ひ候てハ、大いきつき、ばか成為躰ニ候、某儀中ニも御恩深く、殊ニ当年迄廿七正月ハ御同所ニ而年を重、万事か々様御預ケニ徒世を送り、あますさへ、頃、太分ノ御地行迄、御預ケニ拝領仕、私ハ何と仕候て、御重恩ヲ報たてまつるへきやと、口惜、案煩申計ニ御座候、只今ハ別ニ可仕様無御座、責而之事とて、御経書写之間々ニ光明真言をとなへ、闇然と仕、日を暮申迄ニ御座候、ケ様ニも惣躰草臥、腰ひさ痛申物ニ而も候哉と、此方兄弟中へ寄合、いな事と申儀ニ候、次ニ、か々様つほね儀、御存生之内、某へもおみつへ（多久茂辰充）も被仰置候ハ、其身何かとも御成被成候ハ、家屋敷などを被下、御扶持（多久茂矩）持など被下、御かくまい被成候儀ハ、か々様御跡之聞えたため、又ハ貴公様御不佐汰被成所之聞えニ而も御座候条、如何様ニ候而も不苦候、被召仕候者共へ、さいはい御手くさ并惣御道具細々之物迄え、かもし少ニ而も御跡之さいはいを誰哉覽此跡何（後欠）

【解説】

後欠のため、差出と宛所は不明であるが、「今度か々様（多久茂辰室鍋島氏、天性院）御遠行之儀」「当年迄廿七正月ハ御同所ニ而年を重」とあることから、天性院（寛文七年六月二日歿）の歿後間もない頃に、多久安英から「貴公様（多久茂矩）」に出された書状だと考えられる。よって年次は寛文七年。安英・茂矩は在国。また、本書状は六九七号と関連する。

六四三 豊臣秀吉室浅野氏（北政所）侍女くらだ消息（豎紙）

御ほしめしより候て、いろくもくろくのことく、れうしかひうちまき御しん上候、いつもく、御こまくと御心いれ、かすく、御はつかしなから、御うれしく御ほしめし候、御うへさまより、よくくこほへまいらせ候て、申せとの御事にて候、大かうさま御るすにて、こほと御さひくの御事にて御入候ま、ちとく御まいり候へかすと、よくく申せとの御事にて候、かへすく、さいくの御心つかい、御はつかしなから、御うれしく御ほしめし候よし、よく申とて候、ちとくならず御ほしめし候、御たちハ、こほと、御さひくの御事にて御入候ま、まちまいらせ候、返々、さいくの御心つかい、かすく御うれしく思ひまいらせ候、大かうさま御るすにて、御はつかしき人も御入

二て候まゝ、ちとく御まいり候へく候、まち入まいらせ候、めてたく、
かしく、

(奥切封上巻)
一(墨引)

九月廿一日

(名護屋)
なこやより

(龍造寺周家室龍造寺氏、鍋島清房継室)
けいきんさままいる

くろた

申給へ

【解説】

豊臣秀吉室浅野氏(北政所)侍女くろたより龍造寺周家室龍造寺氏(鍋島清房継室、慶闇尼)に宛てた消息。「大かうさま御るす」とあることから、北政所・豊臣秀吉は在大坂か。侍女くろたは在名護屋、慶闇は在国。年次の上限は、文禄の役が始まる天正二十年、下限は秀吉存命中の慶長二年。

六四四 豊臣秀吉室浅野氏(北政所)侍女ひがし消息(豎紙)

(豊臣秀吉室浅野氏)

北政所さまへ、御ふみのやう、申あけまいらせ候、まことに、昨よ

(龍造寺周氏)

ひは、とう八郎殿御まいりの御事にて、一たんとまへもしさま御きけんよく、御しつけ、よろつ、御ほめなされ候御事にて御入候、かたしけなかりまいらせられ候よし、よくく申あけまいらせ候、さいくまいら

せおはしまし候へとの御事にて御入候、たこくの御事にて御入候まゝ、
さいく御まいり候ほど、いもしからせられ候はんまゝ、御せいも大き
二なりまいらせられ候へハ、ならざる御事にて御入候まゝ、おさなきま
へハ、さいく入まいらせられ候ほど、いもしさいろく申給へ、めて
たく、かしく、

(奥切封上巻)
一(墨引)

(鍋島直茂)
なへしまかゝのか□殿

(鍋島直茂室石井氏)
御かもしへまいる

ひかし

申給へ

【解説】

豊臣秀吉室浅野氏(北政所)侍女ひがしより鍋島直茂室石井氏(陽泰院)に宛てた消息。陽泰院・龍造寺高房は在上方。内容から六四六号と一連のものと考えられ、年次の上限は文禄の役が始まる天正二十(文禄元)年、下限は秀吉存命中の慶長三年。なお、北政所の居所については、『織豊期主要人物居所集成』によると、天正二十年の一月から四月までは不明、五月から十二月までは在大坂、文禄二年から四年までは京と大坂を行き来している。

六四五 豊臣家侍女五消息 (豎紙)

御ころに入候て、(孝蔵主)かうさうすまで、文・御いんしん、かすく、御うれしく思ひまいらせ候、(豊臣秀吉)大かうさま御るすにて、こゝほとさひく、御すもし候へく候、やかて御くたりと申候まゝ、御うれしく思ひまいらせ候、返々、さいくの御おとつれ、御うれしさにて候、なを、かうもしより御ほせ事候へく候、このこもし一かさね、うつくしくも候へて、御はもしなから、まいらせ候、なをこれより申候へく候、

(奥切封上巻)「墨引」 なこやより

五

(龍造寺周家室龍造寺氏、鍋島清房継室)けいきんまいる

かへし

【解説】

豊臣家侍女五より龍造寺周家室龍造寺氏(鍋島清房継室、慶闇尼)に宛てた消息。侍女五・孝蔵主は在名護屋、慶闇は在国。年次の上限は、文禄の役が始まる天正二十(文禄元)年、下限は秀吉存命中の慶長三年だが、この間、孝蔵主が在名護屋で、かつ秀吉が留守中なのは、天正二十(文禄元)七月二十三日から同年十月三十日まで
の間(『織豊期主要人物居所集成』)。

六四六 豊臣秀吉室浅野氏(北政所) 侍女ひがし消息 (豎紙)

(龍造寺高徳)とう八郎殿御せいしん候やと、御うはさおほせられ候、この御ふく、(羽柴秀勝)かめ山のちうなこんさまのにて御入候まゝ、とう八郎殿へまいらせられ候、御かさねも御入候へて、いかゝとおほせられ候へとも、くるしくも御入候ハぬと、我々申あけまいらせ候へは、まいらせられ候、はるにとう八郎殿をちとくこなたへ御しん上候へく候よし、おほせられ候、又我身わたしくへも、しゝら大まきたまハリ候、御うれしく思ひまいらせ候、めてたく、はるニハ、とく御悦申うけ給候へく候、かしく、

(豊臣秀吉室浅野氏)北政所さまへ、うつくしき御ふく一かさね、御しん上候、ひろう申まいらせ候、ことしハ御ちんかたく、御こと御しけく御入候はんするに、御心に入候て御しん上の御事、一たんとよろこひ御ほしめし候、よく、我身より心へまいらせ候て、申との御事にて御入候、かしく、
(奥切封上巻)「墨引」 大さか

より

(鍋島直茂)なへしま殿

(鍋島直茂室石井氏)御かもしへまいる

ひかし

申給へ

【解説】

豊臣秀吉室浅野氏（北政所）侍女ひがしより鍋島直茂室石井氏（陽泰院）に宛てた消息。散らし書きで書かれている。北政所・ひがしは在大坂、陽泰院・龍造寺高房は在京都。「御ちんかた〜」とあることから、年次の上限は文禄の役が始まる天正二十（文禄元）年、下限は秀吉存命中の慶長三年。「かめ山のちうなこん」は天正二十年九月九日に朝鮮で歿した羽柴秀勝のことだと思われるが、秀勝の歿後、遺品の「御ふく」が高房に下賜されたか。六四四号と関連する。

【解説】

鍋島常貞より荒木伝左衛門・同清五左衛門に宛てた覚書。藩主の鷹場において鶴を使うことを多久家に免許する旨が書かれている。「卯ノ十月六日」付であることと、茂矩が「出雲」と称していることから、年次は寛永十六年または慶安四年。茂辰・茂矩はともに在国。

六四七 鍋島常貞覚書（竪紙）

覚

杵嶋郡 御鷹場之内、戸川一職（砥川、小坂郡）、南ハ柳津留方小田へ参候大道方北之内山切り、西ハ小田東ノ町口より花祭（杵嶋郡）へ参候道切、右在所、多久美作守殿・同出雲守殿へ、鶴御遣ひ候儀、被差免候条、可被得其意候、已上、卯ノ

十月六日

鍋嶋玄番（常貞）（黒印）

荒木伝左衛門殿

同 清五左衛門殿

六四八 神代勝利書状（竪紙）

隆信様江 勝利公方之御状一（押紙）

（前欠）江武種被仰談御分候者、於拙者、可目出度候、鴨打新左衛門尉方、種々被申事、御推察之前候、一昨日、細碎、納富右京亮殿へ申述候、定而可有御披露候、御納得、可為大慶候、恐惶謹言、

極月十八日

勝利（神代）（花押）

隆信進覽（龍造寺）「」

【解説】

神代勝利より龍造寺隆信に宛てた書状。居所は不明。年次の上限は「隆信」の表記から天文十九年、下限は神代勝利の歿年月より永禄七年。

六四九 毛利輝元書状（切紙）

〔（押紙）政家様輝元公方之御状〕

其面之儀、被及御手切之由、其聞候、実正之趣、為可承之、令申候、此口之儀、香春岳之事、詰寄之候、落去不可有程候、可御心安候、於様子者、（無田孝高）・（小牟川）隆景、可被相達候、猶入江与（龍造）三兵衛尉任口上候、恐々謹言、

十一月廿二日

輝元（毛利）（花押）

龍造寺民部太輔殿

御宿所

【解説】

毛利輝元より龍造寺政家に宛てた書状。年次は、本文の「香春岳之事」が、高橋元種が守る香春岳攻めを指すと考えられることから、天正十四年。

六五〇 龍造寺胤栄消息（竪紙）

なおく、わりなくきこしめし〔「わけられ」〕かたしけなく候、又ちうせつも、ふちうも、いらさるよし候、ちうせつこそたち申へく候よし、そんし候へ、とかく御みつからにて申上候へく候、

（龍造寺家書）あきかね御身体事、（龍造寺家書）かう忠御すちめゆへに、なにとやとそんし候まゝ、さまくのむつかしき御事、申まいらせ候に、かのけちのふん御さり候よし、うけ給候、めてたふこと候へ、くれく、かう忠御あやしきを、いぬのふしとなし候ハ、われく共見〔「まいらせ候する」〕「事、くちおしく候まゝの事にてこそ候へ、かの心中に、なさけのこるき候ハす候、いよくしかるへきやうニ御ふんへつあるへく候、なおく、ことはに申上候、

〔（奥切封上書）〕

（墨引）

あねさま御返事

御申給へ

ふせんのかみ

たね栄

たね栄（龍造寺胤栄）（花押）

かしく、

【解説】

龍造寺胤栄より鍋島清房室龍造寺氏（慶閭）に宛てた書状。居所は不明。年次の上限は内容から龍造寺家兼歿後の天文十五年、下限は胤栄の歿年より天文十七年。なお、『歴代鎮西志』には、天文十七年に龍造寺鑑兼が「同姓西館一族」との不和の仲裁を胤栄に依頼し、胤栄が隆信の母慶閭に紛争解決に向けての斡旋を依頼していることが記されており、その際の書状が六五〇・六五一号と考えられる。

(鈴木(宮島)敦子二〇一三年) 欠損部分の校訂は『佐賀県史料集
成』によった。

六五一 龍造寺胤栄消息 (竪紙)

(石井忠房)
昨日藤兵衛尉へ申候たいもく、いかゝ御分へつ候や、とてもあきかね御
(余儀)
事、そたてまいらせ候間、よきなく御分別あるへく候、かの御身たいも、
はやくおちつき候やう二あり度候、此儀にてさゝゑへく候、御心得の
ためニ申まいらせ候、たゝかのちかひの事ハさしすてられ、かぢふちうえ
たいし、おほしめしよらるへく候、よくゝきのふ申まいらせ候まゝ、
くハしからず候、かしく、

三月十二日

(龍造寺胤栄)
たね栄 (花押)

(奥切封上書)
「 (墨引)

方

(鍋島清房室龍造寺氏「まいるカ」)
あねさま 「人々

たね栄

「(給)」

「

【解説】

龍造寺胤栄より鍋島清房室龍造寺氏(慶園)に宛てた書状。居所
は不明。年次の上限は龍造寺家兼歿後の天文十五年、下限は胤栄の
歿年より天文十七年。六五〇号と関連する。

六五二 鍋島忠直書状 (折紙)

六月廿二日勘解由・玄番之書面、具二令披見候、美作・伊勢菊輒痲瘡
(鍋島直茂室石井氏)
被仕候由、別而満足申候、殊ニ陽泰院様御達者ニ被成御坐候、其外何も
無事ニ候由、大慶此事候、此地無相替儀、かゝ様御腫物もすきと能御』
(鍋島勝茂室藤川氏)
坐候条、心安可被存候、尚期後音候、恐々謹言、

肥前守

(寛永四年)
八月十四日

(鍋島)
忠直 (花押)

(安順)
多久長門守殿

御宿所

【解説】

鍋嶋忠直より多久安順に宛てた書状。忠直は在江戸、安順は在佐
賀。多久茂辰が美作を称するのは寛永二年から同四年までのうちで
あり、これが年次の上限幅となる。下限は、陽泰院の歿年(寛永六
年正月八日)の前年である寛永五年となる。この間で、茂辰・伊勢
菊の痲瘡罹患のことや陽泰院の健康のこと、六月二十二日付の書状
のことなど、同内容の記述がみえる三六八号が寛永四年に比定され
ることから、本書状も同年に比定される。

六五三 鍋島忠茂書状（豎紙）

以上、

一書申入候、昨日信州（鍋島勝茂）より生三御使にて、知行被下、此中、我等望罷居候者共、手之者二可召遣由、被仰聞、誠以、外聞実儀、忝存事候、是とも、兼々御取合故たるへきと存事候、先此謂可申上と、一書此式候、悉皆期貴面之節候、恐惶謹言、

七月十二日

忠茂（黒印）

一（奥結封上書）（墨引）

鍋和泉守（鍋島）

多長州様（多久安順）

忠茂

人々御中

【解説】

鍋島忠茂より多久安順に宛てた書状。忠茂・安順とも在佐賀か。年次の上限は忠茂の和泉守叙任の慶長七年になるが、徳川秀忠の小性を辞し肥前に帰国した同十三年以降か。下限は同人歿年の寛永元年となる。文中に鍋島勝茂から忠茂に知行が宛行われたことがみえ、これが藤津郡内二万石分与のこととすれば、慶長十五年となる（寛政譜）。但し、『鹿島志』は慶長十四年のこととしている。また、藤

津に知行を得たことを鍋島道虎に伝えた忠茂書状（佐古／坊所五八三・五八四）について、『佐賀県史料集成』では「慶長十四年カ」としている。

六五四 鍋島直能書状（豎紙）

一（編裏結封上書）（墨引）
多長門様 参

方 賀

猶々、心事期貴面之時、不能詳候、以上、

先月者芳翰、其節在郷へ参候時分にて、不能則報候キ、仍此一軸、用捨ニ存候へとも、しきりに御所望故、もたしかたく、進之候、可被所哥悟候哉、多罪々、猶々期面話之時候、恐惶謹言、

霜月廿四日

直能（鍋島）

【解説】

鍋島直能より多久茂矩に宛てた書状。直能・茂矩とも在国。年次は、茂矩が長門守を称する明暦三年が上限、直能が歿する延宝七年が下限となる。

六五五 多久茂辰覚書（切紙）

（多久茂辰室鍋島氏）

御状披見申候、仍か、機嫌弥能候段、目出度存候、然ハ此中之病証、今少引残申由候、宗貞葉別而相応申之由、さ候ハ、漸々ニ可為本復と、太慶此事二候、弥其元機分ニ合候様ニ慰被申、養生無油断様ニ、不能申候、将又、其方儀、五三日中ニ、先以可有御帰由候、乍去、か、機嫌も能候へは、我等見廻申ニ不及儀二候、爰元ニ而も、如例年あつさ二痛、朝とく存立候ハねは、東之屋敷へも參得不申、はだにて臥り居申事候条、其地相越候儀ハ、いかにも不定之儀二候、水ヶ江表御番之儀ハ、我等相勤申事候条、か様之次而ニ、其方儀も緩々と其地御休息、尤二候、医者などの儀者、宗貞手前方委書立遣候ハ、夫ニ而も澄可申候、道仙儀ハ此程も被參たる由候、又用所も候ハ、被相越候様ニも可然候、我等其地見廻為可申なとニ御帰りハ、曾而御無用二候、か、気色、然々無之時ニ、其方・兵庫間ニ被罷帰候ハ、我等見廻可申と申たる事二候、さ様ニ可有御心得候、兵庫へも此段可被仰聞候、次ニ其元川ニあゆ立不申由、笑止成事ニ、古賀之川ニハ魚少々見え申由候へ共、我等上り候時ノためニ、無御手付由、得其意申候、乍去、其元俄ニ客人など候て、肴など入用之時ハ、なけあみ計御打せ、御取候て可然候、為御存候、次ニ瓜御用ニ候ハ、何時も上屋敷迄差紙可被遣候、爰元ニも方々方もらハれ候瓜も、如例年、一度ニ多ク無之、少宛落申候、御用之時分ハ、明日ノ御用ニ候ハ、前之日可被仰遣候、以上、

六月廿日

（多久茂矩）
長門殿

御返報

（多久茂辰）
美作

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。茂辰は在佐賀、茂矩は在多久。年次は、茂矩が長門守を称する明暦三年が上限、茂辰室鍋島氏（天性院）の歿年（寛文七年六月二日）の前年である寛文六年が下限となる。天性院の病状について述べられており、同人の歿年に近い時期のものであるうか。

六五六 多久茂辰覚書（切紙）

（多久）

兵部ニ而之書状、披見申候、仍曲到来ニ而、別而之朦気たるへきと令察候、此儀ニ付而、殿様へ御詞など申上首尾ニ而無之由、求馬殿内証之通、勿論之儀ニ存候、尤被罷下、誰ニ御弔可申方も無之事候、為名代、兵部蓮池へ被指越候者、夫ニ而相澄申事候、被罷下可然存候者、自是社、可申入候、不及夫儀と存、兎角不申越候、弥緩々と廿日迄ハ逗留被申、可然存候、其内、自然御公用之儀候ハ、各別之儀ニ候、然者、其方其

元二而之作法之儀、案し申候処、聖人君子などハ』物忌之躰も可有之か、平人之儀と申、適之儀二候条、少々手迦二、大鷹など一寄二寄合させ見被申候儀、扱又、近所二鶉之はまりなど有之を、一寄二寄合させ見被申候儀ハ、目二も立不申、沙汰も有之間敷事候、さうみ二而隼之鳥など追行候儀、二三日ハ如何ニ存候、尤猪狩不可然存候、七日過申候ハ、猪狩などもやうく苦間敷と存候、尤家中之者振舞之儀ハ、七日之内二而も不苦存候、乍去、七日過候て方ハ、一段可然事候、此段為心得、飛脚二而申入候、委者兵部罷帰候時分、可申候、以上、

霜月九日

長門殿

御返事

美作(花押)

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。茂辰は在佐賀(水ヶ江か)。茂矩は在多久。茂矩が長門と称し、茂辰が在世中なので明暦二年以降寛文八年以前である。この間、寛文二年十一月に、蓮池藩主鍋島直澄の庶長子の鍋島直守が歿している『蓮池藩日誌』。茂矩の承応三年に歿した先妻は直澄の養女であった。本状の翌日に作成された茂矩宛茂辰書状(六三五号)と併せて検討すると、多久に滞在中の茂矩のもとに蓮池からの訃報が急に届いており、それへの対応を水

ヶ江の茂辰に相談していることがうかがえ、直守の死歿の前後の状況と一致する。したがって、本状は、寛文二年に比定できる。

六五七 多久茂辰覚書(切紙)

追而、面二荒増如申候、飯米を乗せ候船差廻候儀、市佐方李允(多久茂辰)へ相談申、明朝出船申由候、上乘ハ福地弥左衛門か、藤崎神兵衛かたるへく候、右之船者、深堀二掛置、上乘之者計御番所迄罷越、吉左衛門・勘兵衛二点合候様ニと申付候、自然、追付被罷帰儀二候者、供之内方一人被残置候か、又ハ樋口八郎右衛門などへ頼置候か、又ハ存之町人など、其地へ居申候ハ、さ様之者二仕払之儀頼申候様ニ、可被仰付候、自然、其元案外米難払儀候者、御蔵方定而御米など段々可参候条、帰宅之後、爰元役人衆へ相談申、米替ニも可然候、此段、市佐方委可申入候条、不具候、以上、

三月十一日

長門殿

参

美作(花押)

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた書状。茂辰は在佐賀、茂矩は在長

崎。長崎にいる茂矩へ、茂辰が諸事の取り計らいや指示を出していることから、長崎番役に関わることを推測される。茂矩については、「水江事略」では、寛文三年三月八日に、命じられて長崎に出動していることが確認できる。

六五八 多久茂辰覚書（切紙）

為機嫌見廻、人を給、御念入之儀、過分ニ存候、我等気色別而能、脈躰なども一渥つより候由、林庵申候、それニ相応申、何之申分も無之候条、可御心安候、随而、昨朝ハ小城通被相越、村川鷹別而逸物申、鴨五つ被取飼之由、一段之仕合ニ候、隼ノ逸物ハ、殊外、慰ニ罷成物ニ候、定而気も晴、養生ニも能可有御坐と、目出度存候、鳥も数見え候由、珍重ニ候、古賀ノ川ニ而も、仕合能鴨打被申之由、是又一段之仕合ニ存候、鶉なども定而居可申候、旁慰之儀、羨布存事候、采女初而其地罷登、さそ面白かり候ハんと推量申候、此脇ハ、山狩なども可有之と存候、能比之猪取申候ハ、おろし候而、味試、皮厚クやハラカニ、み赤ク』可有之猪之四五尺程候ハんを、一丸申請度候、無御失念頼申候、次ニ猪ノ油膏薬ニ入候由ニ而、おみつ方用所之由申来候条、是又御取せ可被遣候、是ハ何時にても可然候、無御失念、可被仰付候、次ニ鷹鳥鴨かけ候而慰被申由、尤ニ候、今時分ハ七日八日間ニハ損し不申候条、逗留中御集、扱

又御料理尤ニ候、此方へハ只今真鳥計八つ所持申候、五日十日ノ間ハ用所無御坐候、さ様ニ可有御心得候、御帰之時分ハ大鷹之丸さし鳥二つ三つ可給候、塩鳥ニ仕度候、将又、一昨日方昨日ハ、花鳥ニゆりなど植直し、風ニも当り候へ共、少も痛不申候、然ハゆりも数多ク罷成、上々ノゆり先百本、扱又一つ葉其外取集卅八本、又ちこゆり八十七本、惣合式百廿五本植立、満足申事候、猶逗留中互ニ可申承候、以上、』

霜月十一日

長門殿

御返事

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。茂辰は在佐賀。茂矩は在多久。年次は、人質として江戸にあつた多久安輝が帰国しているので寛文五年以降。茂辰の在世中なので寛文八年以前。茂矩からの多久での狩の報告を心待ちにしている。

六五九 多久茂辰覚書（切紙）

一

長門殿

水ヶ江

参

寒痛み候哉、ちとふる付候て、漸夜中かゝり書申候故、こまかに吟味ハ不申候、大抵おどし事ノやうニ候てハ、きけ申間敷候条、中之ケ条ハのせ申候、御不到着之儀候者、弥平兵（彌平）へ可被遣候、面ニ可申候、いつれてニ申たる事ハきけ不申候条、ちと本ノ事ませり候てハと、得と案しとゞけ候事ハ、気色不快候故、難成、あら／＼案文申候、此上ハ能可有御吟味候、以上、

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。両人は近接したところにいると思われる。ともに在佐賀とすれば、茂辰は水ヶ江、茂矩は城内の上屋敷か。年次は、茂矩の「長門」の表記と、茂辰の在世中であることから明暦二年から寛文九年の間。茂辰の体調は良好とはいえない。

上、

霜月四日

長門殿（多久茂辰）

参

愚溪（多久茂辰）

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。茂辰は水ヶ江、茂矩は多久にいると推定される。年次は、茂辰が愚溪を称していることから、明暦三年以降、在世中なので寛文八年までの範囲にある。

六六一 多久茂辰覚書（切紙）

「墨引」（端裏捺封上書）

長門殿参（多久茂辰）

美作（多久茂辰）

六六〇 多久茂辰覚書（切紙）
（前欠）万可御心安候、幾日も御心次第、其地逗留（多）、御養生肝要ニ存候、将又、其地珍敷肴送給、内々好物と申、何様料理可申候、次ニ見祐へ鹿肢被為拝領、別而忝由、我等迄申事候、右旁御点合迄ニ、用手紙候、以

占、段々書物など見究申候処、弥当分別条有間敷候、明日ハ些気重ク候共、明後日明々後日方ハ、先一渥能可有御坐と見え申候、薬もきゞ可申様子ニ候、然者、先いつもの天神とほたけ（火焚）ニ御立願可然候、又家内丑寅ノ方ニ而、狐ニ膳など御すへ有へく候、大抵ハ時例方発たる煩ニ候、又手足腰などいたみ、頭など重ク可有御座候、吐乳などもいか様有へき証ト見え申候、其外、先刻申候ニ替事無之候、但、先程ハ占も六借様ニ申

候へ共、悪敷星皆迎レ、能星ニ多あたり申候、御氣遣有間敷候、来正月ノ末、二月ノ比、又々煩出可申様子ニ候条、前廉方其心遣有へく候、何レ一兩年之間ハ、すきとハ御座有間敷様ニ見え申、迷惑申候、乍去、指而別条ハ有間敷候条、可御心安候、以上、

極月廿二日

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。ともに在佐賀。茂矩が「長門」とされていることから上限は明暦二年、茂辰存生であることから下限は寛文八年となる。ある者の病気に關する占いの結果を伝えたものであるが、「吐乳」とあることから乳児であることが分かり、茂矩の子どもに關するものか。当該期の茂矩の子としては、寛文八年二月六日に亡くなった俗名不詳の女兒、寛文六年十二月二十五日に亡くなった女兒（おつき）、寛文八年七月二十日に亡くなった男児（彦仁王か）がある。寛文四年に比定される五〇六号には「徳龍」と呼ばれる乳幼児が現れるが、これは右の女兒いずれかに該当するか。なお、「ほたけ（火焚）」とは竈神を指す。

六六二 多久茂辰覚書（切紙）

先刻被遣候詠哥共、遂一覽、いつもノ事ニ、存寄をむさと書付候、此内月照紅葉の哥、悪敷とニハあらず候、我等も不落着ニ候条、稽古ノ為、又右などニ御見せ可有御吟味候、右之内、月照菊の一首、神祇之哥、此二首ハ、誰之前ニ御出シ候而も苦間敷と存候、以上、

九月廿五日

長門殿参

【解説】

多久茂辰より多久茂矩にあてた覚書。ともに在佐賀。茂矩が「長門」とされていることから上限は明暦二年、茂辰存生であることから下限は寛文八年となる。

六六三 多久茂辰覚書（切紙）

此程者返事計ニ而、終ニ以一人も見廻不申候、弥機嫌別条無御坐由、目出度存候、今日ハ定而風も無之、日和も暖ニ候条、機嫌も能、鷓など御仕有へきと察申候、但隼之仕合者、今朝大霜ニ而候条、川鳥ならてハ有之間敷と存候、旁仕合之儀も、御返事ニ可承候、昨晚者市ノ物と候而、何も好物之物共被相越、今朝随分料理、めしなども沢山被下候、内方へも結構ノ物被下、何も料理、忝由申事ニ候、我等儀、気色弥無別条候間、

御心遣有間敷候、昨日も如申候、指而用所も無之候条、態林庵御帰し候儀ハ弥御無用たるへく候、随而兼而好物かと覚申候条、こち三進入申候、是式ながら、於御賞翫者、可為本望候、以上、

十月廿五日

(多久茂矩)
愚溪

(多久茂矩)
長門殿参

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。ともに在佐賀。茂矩が「長門」とされていることから上限は明暦二年、茂辰存生であることから下限は寛文八年となる。

六六四 多久茂辰覚書（切紙）

(瑞裏切封上巻)
「長門殿 参

(多久茂辰)
愚溪」

先日給候香橘丸、折節二用申候、殊外気色一方之助ニ罷成、重玉之薬ニ候、もはや今少ニ罷成候条、五百粒も可給候、以上、

霜月廿一日

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。ともに在佐賀。茂矩が「長

門」とされていることから上限は明暦二年、茂辰存生であることから下限は寛文八年となる。香橘丸は消化促進や止瀉に用いられる。

六六五 多久茂辰覚書（切紙）

昨日之仕合、委細披見、見る様ニ候而、一入羨敷存事候、今日者天山狩之由、殊相源・大木正左・中野又兵など被参候由、奇特成儀と申事候、

随分可有御馳走候、我等気色弥無別条候、可御心安候、徳龍機嫌も、今朝渡、弥無別条由申候、是又可御心安候、委細重而可申候、以上、

卯月五日

(多久茂辰)
愚溪

長門殿参

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。ともに在国で、茂矩は本文から天山に狩りに出かけたことが分かり。茂辰は水ヶ江の多久屋敷に居るものと考えられる。年次は、本文中に寛文四年に比定される五〇六号等に乳幼児として現れる「徳龍」に言及があることから上限は寛文三年頃、茂辰存生であることから下限は寛文八年となる。

六六六 多久茂辰覚書（折紙）

（端裏切封上書） 多久茂辰

「（墨引） 長門殿

参

（多久茂辰） 美作

┌

只今覚左衛門ニ而口上ニ申候へ共、不申達儀も可有之候条、申入候、此方へも、今日登 城之儀申来候、一昨日方一きわ養生申体ニ候へ共、夜前方ハ咳気迄加り、今朝も氣重く、うつか^と仕たる体ニ候、此分ニ而ハ、中々出仕罷成間敷と存候、殊食後ニハ日々氣色悪敷、積差発候、旁難成儀ニ候、若出仕可罷成機分ニ候ハ、遅めニ成共可罷出候、内々左様ニ御意得、御傍三人へも可被相達候、就夫、大木兵部方出仕前ニ此方被参候様ニと申遣候条、被参候ハ、拙者存候通ハ物語可申と存候、為御心得申入候、以上、

七月廿三日

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。茂辰、茂矩ともに在国。年次の上限は茂矩が長門を称する明暦二年（七月は在国）、下限は茂辰の歿年から寛文八年。ただし、寛文四年は茂矩が七月七日に江戸へ向けて佐賀を発っているため除外される。

六六七 多久茂辰覚書（折紙）

（端裏切封上書） 多久茂辰

「（墨引） 長門殿

参

（多久茂辰） 美作

┌

手鑑之事、承届候、明日座ニ御かさり可有由、一段可然候、年内も可遣と存候処、色紙手鑑をしなをし申候所御座候へ共、仕切不申、于今延引申候、然者、今夕すきとをし立、今夜中か、明朝早天か、持せ可進之候、切手鑑ハもとより出来居申候、短尺手鑑者、四五枚程はき候て、札取ニ、今月初、上方へ上せ申候故、当分明候而、不足ニ見え申候条、先皆之衆へ御見せ候事ハ、御無用と存候、迎之事ニ、すきと成就候て、日記も相揃、追而進入可申候、為御心得候、以上、

正月廿二日

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。茂辰、茂矩ともに在国。年次は、茂矩が長門を称するのが明暦二年二月頃なので翌三年以降だが、同年正月は茂辰が在江戸なので、上限は正月に両者とも在国である万治元年。下限は茂辰の歿年から寛文八年。ただし、寛文二年は正月に茂矩が在江戸なので除外される。

六六八 多久茂辰覚書（切紙）

（端裏切封上巻）

「（墨引）」

（多久茂矩）
長門殿

参

（多久茂辰）
美作

「

従長崎、帰帆之到来御座候ハ、追付、可為 御発足由承候、然者、今日者、大抵出行ニ用申日ニ而候へ共、十月之節ニ入ニ候条、如何ニ候、又明日ハ別而嫌申日ニ候間、今明之 御発足ハちと如何ニ存候、責而明夜、鳥鳴候てよりハ可然候か、大事之御事ニ候間、（相良茂辰）求馬殿迄、従其方、内意可被仰哉、為御心得、申入候、以上、

九月廿三日

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。茂辰、茂矩ともに在国。年次の上限は茂矩が長門を称する明暦二年、下限は茂辰の歿年より寛文八年。「御発足」が①勝茂の場合は明暦二年、②光茂の場合は万治二、寛文元、三、五、七年に絞られる。茂矩が同道する寛文元年の可能性がある。

六六九 多久茂辰覚書（切紙）

（端裏切封上巻）
「（墨引）」 長門殿

参

（多久茂辰）
美作

「

昨日者緩々と咄申、為悦之至ニ候、後二案し候へハ、其方用所などハ然々不相達、わき事計申たるかと存事候、重而吟味をも可申候、次ニ今晚、依体、（御）誹諧など可仕と存候、夜ななれニ料理申度候、若鷹鳥有合申候ハ、何ニ而も一つもらひ可申候、以上、

極月十六日

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。茂辰、茂矩ともに在国。年次は茂矩が長門を称する明暦二年以降だが、同年十二月は茂辰が在江戸であるため、上限は十二月に両者とも在国である明暦二年。下限は茂辰の歿年より寛文八年。ただし、寛文元年は十二月に茂矩が在江戸なので除外される。

六七〇 多久茂辰覚書（切紙）

（端裏切封上巻）

「（墨引）」

（多久茂矩）
長門殿

「

（多久茂辰）
水ヶ江

昨日之朝之鷹鳥、先以珍敷鳥ニ候、五位鷺・よし五位之外ニハ出申間敷

様子ニ候、殊毒気など有間敷物体故、今晚焼せ候て賞翫申候処、中々味あさくうまく、不断たへ度鳥ニ候、尤我等も賞翫申、霧田溪隱も同前ニ賞翫申候、是ハ自然けが候てもおしからぬ衆にて候故、如此候、一大事ニ存候、其方参り候ても大事ハ有間敷物ニハ候へ共、其段ハ曾而無用ニ候、誰そへ御くハせ御覧候様ニと、たゞ残し少進入申候、べり、関東ニ有之よし五位と申物ニ而可有之と存候、殊外あさくうまき物之由、内々承及候、上ニも上り申物之由候、必左様之物ニ而可有之かと存候、則凶をも写、進之候、いか様名相知可申候か、御手前ニ被召置、可被相糺候、以上、

三月廿六日

【解説】

多久茂辰から多久茂矩に宛てた覚書。茂辰は在国しており、茂矩の居所は不明。年次の上限は茂矩が長門を称する明暦二年、下限は茂辰の歿年より寛文八年。

六七二 多久茂辰覚書（切紙）

昨日之御返事披見申候、然者、先二三日中ニ可有帰宅かと被思召之由、それも一段可然候、惣而宿二ましたる所、日本国中ニハ無御座候、但時々

立出候も一段面白候、いか様ニ成共、御心次第ニ可然候、次ニ此酒、此中大坂へ申越、昨日伊万里方到来申候、未タすハリ不申候故、酒しかと不仕候へ共、地酒方ハはつきと仕候、自然参候儀も御座候哉と、先少進入申候、何そ相副度候へ共、折節似合敷物無御座、不能其儀候、将又、昨日給候王余魚、殊外味能魚ニ而、無他事、賞翫申、飯をもたへすまし申候、御志と存候、我等気色、弥無別条候、其方機嫌、返事ニ可承候、以上、

霜月五日

【解説】

多久茂辰の覚書で、宛先は不明。茂辰は在国。年次の下限は茂辰の歿年より寛文八年であるが、六六〇号（霜月四日付）の関連であれば上限は茂辰が愚溪を称する明暦三年、下限は茂辰の歿年より寛文八年。

六七二 多久茂辰覚書（切紙）

（端裏切封上書）
一（墨引）

（多久茂矩）
長門殿

（多久茂辰）
水ヶ江

御返事

御状披見申候、仍睨白状申たる由、埒明可然儀と存候、兎角段々不審成者二而候処、天道之理二而、其理端々顕レ候事、奇特成儀と存候、悉皆ハ此脇可申承候、以上、

七月十一日

【解説】

多久茂辰から多久茂矩へ宛てた覚書。茂辰は在国しており、茂矩の居所は不明。年次の上限は茂矩が長門を称する明暦二年、下限は茂辰の歿年より寛文八年。

六七三 多久茂辰覚書（切紙）

（端裏切封上書）
「（墨引）

（多久茂矩）
長門殿

（多久茂辰）
美作」

自然、為御使、誰そにても此方被参儀二候者、今日者、少癩指発、何と哉覽、気色不快二而、御使へ相対なと申儀、難成存候条、若左様之首尾二も候ハ、其方御内意被仰、明日之儀二も有度存候、扱又、何時二而も、自然、求馬殿被参儀二候ハ、能次而二候条、不取敢、料理を出し可申候条、前廉御聞合、可示給候、尤其方儀も旁二御出候様二と存候、為御心得、申入候、以上、

五月六日

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。茂辰、茂矩ともに在国。年次の上限は茂矩が長門を称する明暦二年、下限は茂辰の歿年より寛文八年。

六七四 多久茂辰覚書（切紙）

昨日之御指紙披見申候、先以機嫌能、鷹野被申由、目出度存候、我等気色も弥無別条候条、可御心安候、惣而志久（丹島郡）・北方（同郡）ハ、隼共ちといやかり申在所二候、殊急二など御せり候ハ、鷹もくさり可申と存候、鴨丸はし御かハせ、そろ／＼と白二のり候様二可然候、赤毛ハ弥以可被入御念候、次ニ上瀧せり一つと送給、則賞翫申事候、鴨之儀は当分賞翫申度用所も無之候条、涯分御集、御帰之節、可有御持参候、将又小のりしと、数仕候由、余之鷹之口餌ニ如何程も御とらせ可然候、鶉之儀、自然仕合も候ハ、御取かひ候而可給候、以上、

霜月廿九日

（多久茂矩）
長門殿

（多久茂辰）
美作

御返事

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。多久領内（志久・北方）の鷹場の状況を知らせていることから、茂矩は多久領内に居り、茂辰は佐賀に居ると考えられる。年次の上限は茂矩が長門を称する明暦二年、下限は茂辰の歿年より寛文八年。

六七五 多久茂辰覚書（切紙）

（端裏切封上書）

「墨引」

（多久茂辰）

長門殿

参

ふ

（多久茂辰）

美作

一

寒天ニ候へ共、指而痛不申候、可御心安候、然者、手前庭籠ニはなし申度候而、小鳥之儀、此中多久へ申越候へ共、一切もとをり不申候、其方逗留中、被仰付、御取せ候て可給候、用所へ、へましこ、二三、へきほう白、二三、へかしらたか、二、へほうけノ、二、よく、むねノ毛はつきと御座候、此内ましこハとりにく候共、余ノ鳥ハ安キ事候、へ山から、二、なども可然候、其外ハとれ次第二候、頼申候、以上、

霜月十三日

美作

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。居所は茂辰は佐賀、茂矩は多久。年次の上限は「長門」の表記から明暦二年、下限は茂辰の歿年から寛文八年。

六七六 多久茂辰覚書（切紙）

（端裏切封上書）（多久茂辰）

「長門殿」

参

（多久茂辰）

一

御傍求馬方を始、段々ニ御着、祝之料理被成可然存候、其方病中ニ候へ共、相伴などハ候ハす共、亭主ふりノ申付様も可有之儀ニ候、色々馳走ニ而無之候共、ざん／＼と一通り御振舞、可然存候、存寄候条申入候、以上、

六月廿八日

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。居所は茂辰・茂矩ともに佐賀。年次の上限は「長門」の表記から明暦二年、下限は茂辰の歿年から寛文八年。本文中に「祝之料理」とあることから藩主の江戸からの帰国と関連する可能性もある。

六七七 多久茂辰覚書（切紙）

（端裏封上書）（多久茂辰）
「長州」

（多久茂辰）
水ヶ江

参

今朝渡、気色弥快様ニ候、可御心安候、仍、包板調合候間、進入申候、次そてつ、用所次第、六七本も可有御座候、可有御取候、以上、

二月十六日

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。居所は茂辰・茂矩ともに佐賀。年次の上限は「長州」の表記から明暦二年、下限は茂辰の歿年から寛文八年。

（多久茂辰）
長門殿

参

【解説】

多久茂辰より多久茂矩に宛てた覚書。居所は茂辰・茂矩ともに佐賀。年次の上限は「長門」の表記から明暦二年、下限は茂辰の歿年から寛文八年。

六七九 某覚書（堅紙）

御蔵銀之鍵、我等へ被相預置候条、銀子出入之節ハ、時々承届、差出候様、御直ニ被 仰聞、右鍵被相渡置候事、
子五月

【解説】

御蔵銀の鍵に関する覚書。作者、年次ともに不明。子年とあるため、作成者が多久茂辰であれば、茂辰が「国元諸事仕配」を命じられる寛永十二年から正保三年の間である、寛永十四年。

六七八 多久茂辰覚書（切紙）

（副島力）
只今、宇右衛門を以、示給候趣、承届、得其意申候、則宇右衛門ニ而点

合可申候処、彼者儀ちと用所候て、多久へ申付候、其故、指紙にて申入候、以上、

五月十七日

（多久茂辰）
美作

六八〇 鍋島直澄消息 (豎紙)

(端裏封上書)

多久茂辰室鍋島氏

「(墨引)

あね様

(鍋島直澄)
かいの守

人々申給へ

」

なをく、われらも明日方西目へ參申候、いつれまかりかへり候て
方、御めんにて、よろつ申上へく候、

一筆申まいらせ候、せん日御出なされ候へとも、いつもなから一入ふち
ようはう二候て、いまに御のこりおほくそんし候、しかれば、御やくそ
く申上候あぶらの方、たゞいま持せ上候、われらひそ^(秘藏)うの方二候間、人
へ御おそへ有ましく候、めてたく、かしく、

【解説】

鍋島(蓮池)直澄より多久茂辰室鍋島氏(天性院)へ宛てた消息。

直澄・天性院はともに在国である。直澄が「かいの守(甲斐守)」を
称するのは寛永十二年十二月晦日であり、その時点では在江戸と
思われる。よって、年次の上限は寛永十三年。「西目」が蓮池支藩領
のうち塩田役所を置いて治めたとされる藤津・杵島・松浦郡内の領
地を指すのであれば、蓮池支藩成立の寛永十六年以降である可能性
が高い(『塩田町史』上、三五四〜三五五頁)。年次の下限は天性院
の歿年より寛文七年。また、直澄は『蓮池藩日誌』によると、寛文
五年に隠居して義峰と称したとされるので、それを考察に含めると、

下限は寛文五年となる。

六八一 鍋島直澄消息 (豎紙)

(端裏封上書)

「

(墨引)

(多久茂辰室鍋島氏)
あね様

(鍋島直澄)
かいの守」

方

猶申候、かゝ様への金子、さうくさし上られ、御ころさし御も
つとも二そんしまいらせ候、めてたくく、

きのふ使を以申上候ニ、かゝ様へ御こうりよくのき、そもしさまもつ
とも二おほしめし候よしにて、すなわち、使のものへ小はん三両御わた
しなされ、たしかにうけ取申候、わたくし方の金子同前ニさし上可申候
所ニ、それかしひましたい、御めし下さるへきよし、かたじけなく存候、
今ほといろく隙入の事共御さ候間、此わき、ひまあけ候て方しこうい
たし御めし下さるへく、めてたくく、かしく、

【解説】

鍋島直澄より多久茂辰室鍋島氏(天性院)に宛てた消息。直澄・

天性院ともに在国である。年次の上限は、「かいの守(甲斐守)」の
表記により寛永十三年。下限は鍋島勝茂室徳川氏(高源院)の歿年
より寛文元年。「多久家所蔵文書全」三九号(多久茂辰宛、高源院消

息、正月十日付／佐古一〇）は、高源院が送金を依頼し、勝茂に貸した金子の返済を要求するものであり、本消息と関連する可能性があるが、詳細は不明である。

座候条、伺公仕、旁可申上候、恐惶謹言、

爪根痛候故、用印判候、

霜月七日

茂文（黒印）

六八二 多久茂文書状（豎紙）

（端裏結封上書）

「（墨引）

長州様

多久伊豆

参尊報

茂文」

猶以、明晩之儀ハ、多久へ御越前二而、御仕舞方御ふた／＼と可被成御坐奉存候、某儀も、はしなと取候儀、殊外不自由御坐候間、明晩、御料理被下候儀者被相延、重而二も可被遊哉、其段ハ御勝手次第、可然奉存候、次ニ、私爪根之腫、無御心許被思召上候由、少も別条御坐有物に而ハ無之候条、御心易可被思食上候、何も明晩、貴面上ニ可申上候、以上、

尊書拝見仕候、弥明後日ハ、多久御越可被遊と被思召上候、左候へハ、此程差上申候鷹鳥、御料理可被仰付候、明日ハ御越前二而、押詰り候条、今晚罷出候様と被仰下候、何様参上可仕候へ共、今日御城参会之儀申分候故、其御方罷出候儀、遠慮致存候、御書中ニも、今日之寄合申分候故、今晚之儀ハ被相延候様ニと奉存候者、明晩之儀ニも可被遊由、被仰下候条、旁今晚之儀ハ被差延可被下候、明晩者、何之道、御見舞申上覚悟御

【解説】

多久茂文より多久茂矩へ宛てた書状。茂文・茂矩ともに在国である。年次の上限は、「伊豆」の表記により延宝五年。下限は茂矩歿年月より元禄二年である。また、茂矩の隠居前とすれば貞享二年となるが、同年と天和元年は茂矩在江戸のため除く。なお『御屋形日記』天和二年十一月九日条に、茂矩多久入部の記事がある。十一日四日には、茂矩・茂文ともに多久入りの知らせが多久屋形に届いていたが、実際には茂矩だけが多久入りしており、本文の状況と合致している。

六八三 多久茂矩覚書（豎紙）

覚

一其方為を存、傍之者共申候儀、何様氣ニ逢不申候共、能々承、其者弥重而も存寄申能様、可被仕候事、
一家中之者共懇ニ被仕、頭立候者共弥疎略ニ不被仕、万一、存寄杯申候

儀有之時ハ、能可被 承立候事

一 馬乗下、仕習可被申候事、

一 書よみ仕習候事、付り、判形之事、

一 朝夕之膳之時分、無行儀ニ無之様ニ、可被相嗜事、

万吉

卯月廿日

伊豆殿 (多久茂文)

長門 (多久茂矩)

【解説】

多久茂矩より多久茂文に宛てた書状。年次の上限は、「伊豆」の表記により延宝六年。下限は茂矩の歿年月より元禄二年。茂矩は貞享三年四月に隠居であり、本文の内容からはそれ以前と考えるのが妥当か。細川章「多久聖廟」の創設者多久茂文の人間像（『佐賀藩多久領古文書に見る地域の人々』所収）に延宝八年十二月二十六日付の茂矩の覚書（木下平五左衛門・今村東右衛門宛）が紹介されている。その内容は、本覚書と同様に、茂文の素行や行儀、日常生活の注意を記したものである。茂矩の居所は不明。茂文は在国である可能性が高い（『水江事略』によると、茂矩歿年までに茂文が出国するのは、元禄元年八月の長崎行きのみである）。

六八四 多久茂辰書状（縦紙）

一 (墨引)

長門殿参 (多久茂矩)

方

美作 (多久茂辰)

雨ふりとをり候へハ、少機分もなをり申候、然者、御究之段々、五ヶ寺之衆へ、前かと被為聞候後、各御参会之前かとニ参合候様ニ、御左右あるへく候、少々ハ気色ヲをさへ候ても可罷出候、依体、五か寺ト各トノ間ニ、我等入用之事も可有之かと存候、不及夫候へハ、尤幸之儀ニ候、罷出候事、ふつと不相成気分ニ而ハ無之候間、其御心得尤ニ候、かしく、

廿三日

（花押）

【解説】

多久茂辰より多久茂矩へ宛てた書状。茂辰・茂矩ともに在国である。本書状は内容から、六〇九号と同年同日のものと考えられるので、年次は寛文三年または四年となる。六〇九号の解説参照。

六八五 某覚書（縦紙）

田蔵院へ異見之事、彼方口内証之儀、不存候而、盆前と申入候、然ハ、盆過候て、余しほぬけ候ハぬやうニ御心遣尤ニ候、次、長もし事、于今 (多久茂矩)

も表裏候と占二見え申候、しまり、彼ことニきハまり申へく候、別ニ少々
占二出申候ハ、刀盗ノ事とハ見え不申候、為御心得候、以上、

【解説】

差出、宛所、日付を欠くが、『佐賀県史料集成』では多久茂辰書状
としている。茂辰は在国。上限は茂矩が長門と称する明暦二年、下
限は、差出人が茂辰ならば、茂辰の歿年から寛文九年。

六八六 多久安胤書状（豎紙）

（端裏結封上書）

（墨引） 長州様

兵庫

進上

猶々、願正寺方昨日点合御座候而、無何事書物引被申候、於此上ハ、
高伝寺方も別条御座有間敷と心得申候、今日も弥書物ひかれ候やう
ニ、高伝寺へ可申遣と存事ニ御座候、将又、先日之隠元軸物、金拾
一両ニハ放可申物ニ御座候、於被成御取者、急度金子被遣可被下候、
某ノ二仕、留置申候故、商人よりこハれ申候間、申上御事候、以上、
昨晚者阿波殿へ被成御出、能御酒を被為上候、今朝より之御機嫌如何と
申上御事候、某事ハ長座仕候へ共、指而気色ニも崇不申候、然者某役儀

二付而御断申上候儀、先日も申候様ニ、求馬方へハ相達申候、
織部へハ未兎角も不申候間、乍慮外、從貴公様、右両人之衆へも能被
仰
含可被下候、於然者、某も明日渡も罷出、両人之衆へも可相達と奉存候、
何も晚元罷出、可申上候、恐惶謹言、
十二月十七日

十二月十七日

（付箋）
「兵庫」（花押）

【解説】

多久安胤より多久茂矩に宛てた書状。安胤は在国、茂矩も安胤か
ら隠元の軸物代金の受け渡しについて依頼を受けているので近い
ところにいると思われる。「書物」を願正寺、高伝寺が「引」とい
っており、「高伝寺並びに五箇寺より書物指上」られた六八九号よ
り以後に出されたものと考えられる。年次の上限は茂矩が長門と
称する明暦二年、下限は相良求馬の歿年から延宝六年、または同七
年。

六八七 多久安胤書状（豎紙）

（端裏結封上書）

（墨引） 長州様

兵庫

尊報

（多入）
安胤

尊書致拝見候、仍昨夕者致伺公、奉得□意、
本望ニ奉存候、随而、盆二

(多久茂矩)
作州御夫婦へ兄弟中方御酒肴差上、祝上可申と、昨晚御相談申上候、左

様二候へハ、昨晚、(北島周虎)大力、作州御方へ罷出候処ニ、来十五日晩、かゝ様

を大力・(多久安胤)将監・(小田長昌)蔵人・某寄合、御振舞申上、其上三而、蘆田二琴を弾せ、

御聞被成候様二仕可然由、作州御噂之由、従大力申遣候ニ承候、就夫、

弥其通ニ可仕と申合儀ニ御座候、作州へも様子次第、軽キ御酒肴を差上

可申哉と相談仕事候、但右ハ議定不仕候、貴公様方も御酒肴被差上、御

祝被成候ても可然哉と奉存候、其段ハ御校量之外御座有間敷候、盆過申

て方ハ、何之道、其御方々御夫婦御振舞被成たる脇、我々共も段々ニ御

膳を上可申と奉存候、此段ハ別段ニ可仕候、左様御心得被成へく候、今

日ハ何方へ罷有、書中僉有之体ニ御座候、恐惶謹言、

七月十三日

(付箋)
「兵庫」(花押)

【解説】

多久安胤より多久茂矩に宛てた書状。昨夕会つたとあり、安胤、

茂矩ともに在佐賀。年次の上限は、茂矩が長門と称する明暦二年、

下限は、北島周虎が寛文四年十一月一日付の五九〇号では外記と

呼ばれていることから寛文四年以前となり、「水江事略」によれば、

寛文四年七月に茂矩が江戸に行くことから寛文三年。

六八八 多久安胤書状(豎紙)

(端裏封上書)
「(墨引) 長門公進上公 進上 兵庫

(多久)
安胤」

猶々、貴公様御事、今日渡ハ御機嫌御別条無御座由、目出度奉存候、

某気分、昨今ハ快愈之議ニ御座候、可貴意安候、以上、

唯今御使被下、殊為被為御念、御籠重一組、結構之御酒一徳利、被掛貴

意、忝奉存候、何様夫婦寄合、無他事賞味可仕候、御礼之儀ハ、明日、

以拝顔、可申上候条、書中疎略之体ニ御座候、恐惶謹言、

六月十一日

(付箋)
「兵庫」(花押)

安胤

【解説】

多久安胤より多久茂矩に宛てた書状。明日会うとあることから、

安胤、茂矩ともに在国。年次の上限は、茂矩が長門と称する明暦二

年、下限は、安胤の歿年月から元禄元年。

六八九 多久安胤書状(豎紙)

(端裏封上書)
「(多久茂矩) 長州様

進上

多久兵庫
安胤」

其後者某煩ニ取紛、御見廻をも不仕候、然者、昨夕主計此方被參候、娘縁辺ノ儀、御立前ニ申上召置候を、来ル六日天赦日ニ御座候条、彼方へ、無御失念、被仰入被下候様ニ有度由、某へ物語ニ御座候、此段為可申上、如斯ニ御座候、次ニ龍泰寺・円藏院出入ニ付而、円藏院書物上り次第、一御心遣被成、可被成御覽之由、先日被成御意候、然処ニ昨日從高伝寺并五箇寺、以連判、書物被指上候、右辻へ、此間、円藏院方被指上候書物ニ、五箇寺拵及違変候故、御訴訟申上由、書載被申候、随夫、違変無之子細其外、円藏院被申分、段々非分ニ候由ノ書物ニ御座候、委細ハ事長ク御座候故、不及書載候、就夫、手前ニ延引仕物ニ而も御座間敷候故、今日、以付衆、政所へ指出儀ニ御座候、左候へ共、此書物出候て方ハ、貴公様御拵被成候儀も、跡事ニ可罷成と存、円藏院書物早々被指出候様ニと、昨日申遣候得共、何方へ被罷出、于今手前ニ參不申候、此段ハ御心得ニ可罷成と、申上儀ニ御座候、惣而ハ致伺公、申上度存候へ共、気色耽共無御座故、荒増以書状、如斯ニ御座候、乍例病中、書中埒明申間敷と存候、若難聞儀御座候ハ、誰ぞ被仰付候ハ、其者ニ而可申上候、恐惶謹言、

(寛文四年)
十月二日
(付箋)
「兵庫」安胤(多久)(花押)

【解説】

多久安胤より兄の多久茂矩に宛てた書状。茂矩・安胤は共に在左

賀。年次は寛文四年。本文中に「来ル六日天赦日ニ御座候」とあり、冬の日(甲子の日)が十月六日となるのは、慶長二年の後は寛文四年、その後は享保十九年であるため、寛文四年に決まる。龍泰寺と円藏院の訴訟については五七九号・六〇九号等参照。

六九〇 多久安胤書状(豎紙)

一 (端裏封到上書)
長州様

尊報

多久兵庫

安胤

猶々、かゝ様御機嫌も弥能被成御座候、御脈ハ今朝ハ御取らせ不被成候、明朝者宗雲(松永)此方ニ而可有御座候条、御脈之御様体、明日可申上候、以上、

尊書致拜見候、今晚者御気色少悪敷被成御座ニ付而、不被成御出之由、奉得御意候、御用之儀も、明日御出被成、可被相達之由、一段可然奉存候、夫方ハ作州兎角之御噂も無御座候、明日者昼程方、勘解由殿・監物殿・作州、東之於御屋敷、御茶湯被成候条、於被成御出ハ、暮申候而方御光儀被成、可然奉存候、何も期貴面之時候、恐惶謹言、

三月廿二日
(付箋)
「兵庫」安胤(多久)(花押)

【解説】

多久安胤より兄の多久茂矩に宛てた書状。茂矩・安胤は共に在佐賀。年次の上限は、茂矩が長州と記されており、かつ三月二十二日に在国していることから明暦三年、下限は天性院（多久茂辰室鍋島氏）が存生のため寛文七年。

六九一 多久安胤書状（縦紙）

一 （端裏結封上書）（多久茂矩）
長州公

進上

多久兵庫

安胤

今日者主水殿申請候二付而、小々姓之儀申上候処ニ、又四郎・又七被遣、（鍋島武興）首尾能相閉目、忝奉存候、主水殿も五ツ時分迄被罷居、座も殊外しミ申候、随而、又四郎儀、正月方初而参候二付而、主水殿帰之以後、盃事仕候、夫ニ又七も同前ニ罷有、盃など被下、（多久安彦）将監も同座被罷居候（二カ）口、少も猥儀無御座候条、可貴意安候、又四郎計ニ而候へハ、所申上無御座候へ共、又七参候ニ、盃など被下候儀、如何敷存、一筆如斯ニ御座候、何も明日罷出、万般可申上候、恐惶謹言、

二月十四日

（付箋）
「兵庫」 安胤（花押）

【解説】

多久安胤より兄の多久茂矩に宛てた書状。茂矩・安胤は共に在佐賀。年次の上限は、茂矩が長州と記されており、かつ二月十四日に在国していることから明暦三年、下限は安胤らの弟安英が将監と呼ばれていることから寛文五年。

六九二 多久安胤書状（折紙）

一筆啓上仕候、

（鍋島勝茂）信州様海陸御機嫌能、

先月廿一日、江戸被遊御着候、

飛脚只今参着仕候、

（鍋島光茂）丹州様江右之御祝儀、

明日各より被仰上首尾御座候、貴公様御事ハ、御在所御越被成御座候条、以使者、右御」祝儀被仰上、相澄可申と、中野数馬（政利）へも相談仕候、右付而、貴公様被遊御帰宅、御祝儀被仰上ニハ及申間敷由御座候、恐惶謹言、

多久兵庫

安胤（花押）

（明暦二年）
十一月八日

（多久茂矩）
長州様

進上

【解説】

多久安胤より兄の多久茂矩に宛てた書状。茂矩は在多久、安胤は在佐賀。参勤で江戸に向かった鍋島勝茂が無事着府したとの知らせ

を受け、光茂への祝儀の手配について茂矩に連絡している。年次は、茂矩が長州と記されるため明暦二年が上限で、これ以降の勝茂の参府は同年のみ(翌三年江戸で死去)となるので、明暦二年に決まる。

六九三 多久安胤書状(竖紙)

(編裏結封上書)
〔墨引〕 長州様

兵庫

進上

安胤

猶々、先刻ハ致伺公候へ共、御留主故、不掛御目候、今夕渡も致参上度奉存候へ共、今日方々仕、病後草臥、不克其儀候、何も明日明後日間ニ遂参上、万々可申上候、以上、

先刻者掛御目候へ共、早々之体ニ而残念ニ奉存候、然者、先日も申上候江源武鑑、御借被下度候、次ニ貴公様御上前屏風、今明日御借可被下候、手前ニ誘申本ニ仕儀候、恐惶謹言、

五月朔日
〔兵庫〕 安胤(花押)

【解説】

多久安胤より兄の多久茂矩に宛てた書状。茂矩・安胤は共に在佐

賀。年次の上限は、茂矩が長州と記されているため明暦二年、下限は安胤の歿年から元禄元年。

六九四 多久安胤書状(竖紙)

(編裏結封上書)
〔墨引〕 長州様

多久兵庫

進上

安胤

猶々、此方我々罷在、段々御客人取合申事候、今晚も罷出へく候へ共、無抛指合之上、気色なども睨共無之候条、無其儀候、以上、

御供養首尾能相澄、目出度奉存候、然者、性空院御堂参被成候ニ、從左京殿、貴公様へ御伝言被成候、今日可被成御堂参之處ニ、御気色睨共

無之候故、其儀無御座候、左候へハ、明朝ハ主水殿御振舞被成候ニ、貴公様も被成御出候様ニと被仰候へ共、御不定之御口振ニ候、別ニ誰も無御座候条、少々之御指合御坐候共、被成御出候へハ幸ニ被思召候、此段、

先程途中ニ而御面談被成候ニ可被仰候へ共、途中ニ候故、不被仰候、此段、為某可申上由、性空院被仰候、何も明晩渡罷出、万々可申上候、恐惶謹言、

九月十二日

〔兵庫〕(花押)

【解説】

多久安胤より多久茂矩へ宛てた書状。安胤・茂矩はともに在国。

神代直長は寛文三年九月二十一日時点で、「大和守」と称しており、本書状では「左京」とあるため、年次の上限は寛文四年。年次の下限は鍋島武興の歿年月日から延宝三年。この期間のうち、多久家関係者で歿した人物といえ、寛文七年六月二日に歿した多久茂辰室鍋島氏（天性院）がいる。このことを踏まえ、本書状は寛文七年のものと推測しておく。なお、天性院の葬礼については、次の六九五号に見える。

六九五 多久安胤書状（堅紙）

（編裏結封上書）

（墨引）

（多久茂矩）
長州様

（多久安胤）
兵庫

進上

（付箋）
「兵庫」

猶々、不珍物二候へ共、伺御機嫌申御詞之驗迄ニ、重物二段致進上候、次ニ、一字一石字数を積候処ニ、某書申分、凡二万字程ニ而候、唯今漸千一二百も書申候へハ、中々右之石之分共ニ而ハ、近日なと、出来申儀ニ而無御座候、自余も可為同前候条、以其御心得、石を御取らせ候儀、役者へ被仰付可然奉存候、以上、

其後御物遠ニ罷過候、今日渡、御機嫌如何被成御座候哉、承度奉存候、

某儀者、此間持病差発、其後ハ持病ハ能御座候へ共、腹中散々之体ニ而、

今日渡ハ赤白痢ニ罷成、何共草臥申儀ニ御座候、先々久円様御葬礼日限も、来ル十二日ニ相々申候由、一段之儀ニ奉存候、天氣も其時分ハ能可有御座と奉存御事候、随而、御精進御あげ候やうニ候て、今晚、從作州、御着被進たる由候、某へも御着被下筈ニ候、就夫、貴公様御上ケ被成儀ニ御座候条、某も同前ニ上可申と致存儀ニ御座候、乍然、如御存今程一字一石書申候儀ニ候へ共、朝ハ精進を仕、晩ニハ作州仰之様ニ上り可申と心得申候、其御方ニハ如何様ニ被遊候哉、承度奉存候、次ニ、かゝ様御葬礼之仕組も、大形出来仕之由候、昨晚も御龜などハ参見申候、如何ニも結構ニ出来立申儀ニ御座候、此間も致御見舞、御機嫌を承度奉存候へとも、かやうニも、ひさふしハなへ申物ニ候やはと、一円気色いな物ニ而、御無音而已ニ罷過、御床敷奉存儀ニ御座候、如何、御悼之御哥などハ無御座候哉、某などハ一円知不申候、乍去、口から出るをまゝに、五六首もつゝりあつめ居申候、如何様掛御目、御褒貶を可承候、猶奉期向顔、毫端不具候、恐惶謹言、

（寛文七年）
六月八日

（多久）
安胤（花押）

【解説】

多久安胤より多久茂矩へ宛てた書状。安胤・茂矩はともに在国。

多久茂辰室鍋島氏（天性院）の葬礼に関するものであり、天性院の

歿年月日から、寛文七年に比定できる。

貴報

六九六 多久安胤書状（折紙）

猶々、外記事も首尾能江戸相仕廻申候由、申来候段、被仰聞、別而

目出度存事ニ御座候、定而最早海上ニ而、追付帰国可仕と申事候、

次ニ熟瓜一籠忝、請取申候、以上、

今度 殿様長崎御越ニ付而、為御機嫌伺、金持市介被差越、預貴札、致

拜見候、仍其御地弥無相易儀、作州御夫婦・貴公様・おつき殿、其外兄

弟中、皆以御勇健之儀ニ御座候由、目出度奉存候、於此方も無別条、殿

様御事も昨三日朝、長崎御着被遊、於御奉行所も御首尾能、左候而、

両御番所・深堀へも被成御見廻、御機嫌能被成』御座、目出度奉存儀ニ

御座候、殊ニ戸町ニ而ハ又々緩々と本陣へ被成御座、御直ニ御懇之 仰

渡共ニ而、難有仕合、某太慶御察可被成候、次ニ某共代之儀、頓而可被

差易之由、是又御直ニ被仰聞候、就其、生織部方へ相尋候処ニ、隼人・

十大輔ニ相澄、御帰城被遊候へハ、追付被差立之由候而、悦申儀ニ御座

候、万般市介ニ申合候条、不能審候、恐惶謹言、

多久兵庫

七月四日

長州様

安胤（花押）

【解説】

多久安胤より多久茂矩へ宛てた書状。安胤は、長崎番に赴いてい
る鍋島光茂にしたがっており、長崎にいる。茂矩は在国である。年
次の上限は、北島周虎が「大力」ではなく「外記」と表記されてい
ることから、万治三年。年次の下限は、多久茂辰室鍋島氏（天性院）
が存命中であることから、寛文六年。この期間で光茂が長崎番を務
めたのは、万治三年・寛文二年・同四年・同六年である。これらの
うち、寛文六年には、周虎が光茂着国の使者として参府しており（佐
近一―三／三三六頁）、本書状の内容と一致するため、本書状の年次
を寛文六年と推測しておく。

六九七 多久安胤覚書（折紙）

昨晚、作州へ申上候様ニと被仰聞候儀、今昼申上候、

一 林庵儀、被仰進候通ニ被仰付、可然被思召候事、

一つはね居屋敷之儀、長永屋敷・嘉慶屋敷ハ可然も不被思召候、大嶋源

右衛門儀、長左衛門屋敷之様ニ御移被成候条、此屋敷、可然被思召候

事、

一つほね娘縁辺、御家中ニも被相澄、以来つほねかためニもと被思召候
段申上候、一段可然、被思召候、御校量ニ左様ニ被仰付可然由候、
一御傍之者へ御加増・御加勢之儀ハ、此脇被遊為可被遣之由候、
一助市身上之儀、屋敷之儀、貴公様も御同意候由、珍重ニ被思召候、屋
敷明のき候儀も、急なる儀ニ而ハ無御座由ニ候、

一羈田作事之儀、材木此中被仰付被召置候条、指渡候様ニ、早々可被仰
付由、被仰候段申上事、

一笠印へ御加勢之儀ハ、此脇、御面ニ得と可申上候、御状之儀ハ内記方
遣可然由候、

右之段、罷出可申上を、些腹中氣ニ御座候上、草臥入罷在候、別条
無御座故、罷出不申上候、次ニ各々御用之儀ニ付而、今昼散々御し
か（りカ）口ニ逢申候、某も如形向座ニなをり申候へとも、御理屈ニハ不罷
成儀、御察可被成候、此上ニハ、如何様ニも貴公様御心次第ニ被仰
付、首尾か能左右ニ奉存候、以上、

六月廿三日

兵庫（花押）

長州様

進上

【解説】

多久安胤より多久茂矩に宛てた覚書。茂辰・安胤・茂矩は在国。

年次の上限は「長州」の表記より明暦二年、下限は安胤歿年の元禄
元年。なお、本書状は六四二号と関連し、「つほね」は天性院付きの
女房であることから、年次は寛文七年。

六九八 多久安胤書状（豎紙）

「（墨引）」

長州様

尊報

方

兵庫（多久安胤）

猶々、貴公様御事、能御酒などをも被為上候、今朝方之御機嫌如何
と奉存候、某事も昨晩ハ御座相澄迄可罷居之処ニ、夜ルハせきつよ
く御座候而、早目ニ罷帰、非本意奉存候、今朝方ハ気分無別条候間、
可貴意安候、何も晩元尊顔を以、万々可申上候、唯今取紛、御返事
大形ニ御座候、以上、

如仰、昨晩者、被下候甲之祝迄ニ、先日樽肴致進上候を御披被成、緩々
と御祝被成、殊ニ御機嫌能、御酒などをも被聞召上、手前太慶、不過之
奉存候、右之御礼ニ、某社、今日も早々罷出可申上候処ニ、市正殿へ連
歌興行ニ参、延引仕候、何も後刻遂参上、万々可申上候、恐惶謹言、

二月十二日

「兵庫」安胤（花押）

【解説】

多久安胤より多久茂矩に宛てた書状。安胤・茂矩は在国。年次の

上限は「長州」の表記より明暦二年、下限は安胤歿年の元禄元年。

「市正」が倉町鍋島家の直広であれば、直広の歿年より下限は万治

三年、その子息の茂村であれば、茂村の歿年より下限は寛文七年。

六九九 鍋島之治書状（竪紙）

（端裏捺封上巻）

「（墨引）長門様

鍋嶋帯刀

参人々御中

之治」

猶以、医師其外召仕候者ともへも色々被為拝領、重畳被為入御念候儀、忝次第二奉存候、已上、

一筆致啓上候、然者、女共平産、男子出生仕候御祝儀と御座候而、福地甚右衛門方被仰付、御目録之通、銘々色々被為拝受、寔以、幾久忝奉存候、致伺公、御礼可申上候へとも、先甚右衛門方ニ而如斯御座候、恐惶謹言、

七月十一日

之治（花押）

【解説】

鍋島之治より多久茂矩に宛てた書状。之治・茂辰の居所は不明。

年次の上限は「長門」の表記より明暦二年、下限は茂矩歿年より元

禄二年。

七〇〇 神代常利室鍋島氏（性空院）消息（折紙）

なをく、夜中ゆへ、何事も大かたニ申上候、かしく、

御事おほく御さ候はんニ、とくく御きうりやうなされ、御こまくと御ふみくたされ候、かたしけなくはい見申上候、せん書ニ申上候ものほり申へきか、のほり申ましきかと、御たんかう申上るにてハ御さ候ハす候、たとひわつらひ御さ候ハす候とも、のほり申候事、まかりならさるニ、ぎちやういたしめ申候、そのゆへ、御きけんあしく御さ候とも、うむに』成申ましく候、しかれハ、ねかわくハ御きけんニもさわり候ハす、きこしめしもわけられ候やうの御返事、御きうりやう被成下され候やうニとこそ申上候ニ、たゞいまの御ふみ見申、一ゑんおちつき不申候、とかくゆるくときうりやうとも申へく候、めてたくかしく、

方

（多久茂辰）
さくしうさま

（性空院、神代常利室鍋島氏）
しやうくうみん

人々御中

【解説】

神代常利室鍋島氏（性空院）より多久茂辰に宛てた消息。性空院・

所とも不詳。年次についても不詳。

茂辰ともに在佐賀か。年次は、常利室鍋島氏（鍋島勝茂女伊勢菊）が性空院を称していることから、常利歿後であり、同人歿年の正保二年が上限となる。下限は、茂辰が歿する寛文九年となる。内容から見て、明暦二年に勝茂が最後に参勤する直前の状況を指す可能性もある。

七〇一 某書状（豎紙）

（端裏上書）

□一

猶々、無音申計無之候、平家之本之儀、さりかたきかた方御申候条、さて／＼申上候、

其以来、不申承候、少々はなし申度候へ共、菟角打紛、無音のみにて過し申候、随而、はんの平家之本、さるかたより御所望候、貴殿御手前ニ無御座候者、□□□之御宿へ、此人を御をしへ被成候て可被下候、我等人をハ態付不申候、はんのすりき□無御座候□被仰候て可被下候、奉頼候、恐々謹言、

五廿一日

□一（黒印）

【解説】

某書状。「平家之本」の所在を照会した内容であるが、差出人・宛

追加分

追一 某詠草（豎紙）

（二三五八）

末広き家のさかへにあふき哉

君は千代ませ我も千秋

祝きの今日そ千秋楽遊

菊をかさして舞おとる庭

類葉も御座も茂ると

菊の酒

露のめくみのかゝる此時

萬歳

【解説】

和歌の詠草。作者未詳。多久茂辰、もしくは多久茂矩であろうか。

追二 多久茂矩消息（豎紙）

（二三五九）

（端裏結封上巻）

（墨引）

かゝさま

人々御中

しけのり

方

返すく、御前さま御こゝろやすめにて、わたくしひとしほくま
んくそく此上御さなく候、めてたく、く、

左京とのよりの御ふみはいけん申上候、内々御こゝろにかけられ候事二

而御さ候二、へつしてしゆひよく御さ候て、わたくしまてこのやうなる

めてたき事御さなく候て、ひとりにてよろこひ申まいらせ候、さきほと

もいろく御さうたん申候事も入候はず、かたく御まんそくのほとお

しはかりまいらせ候、いづれも御めにかゝり、よろつめてたく、

かしく、

極月一日

茂矩（花押）

【解説】

多久茂矩より多久茂辰室鍋島氏（天性院）に宛てた消息。天性院は在国か。茂矩の居所不明。神代直長からの書状に言及されている。

直長が大和から左京の表記にかわるのは、寛文三年九月二十一日か

ら同四年十月十八日の間。したがって本書状は、少なくとも寛文三

年以降、鍋島光茂室松平氏（栄正院、寛文五年六月二十三日歿）の

生前なので、寛文四年以前。この間で、直長と栄正院に関わる案件

としては、光茂と栄正院の間の男直利（寛文四年四月十九日生）が、

直長の養子として寛文六年八月に迎えられていることがある（佐近

一―四／一一頁）。この件と関わりを考えて、寛文四年のものと推測

しておく。

追三 鍋島勝茂書状案（折紙）

（二三九三）

※三三九号の案文につき、本文・解説略。

追四 鍋島光茂書状（縦紙）

（二四一八）

（端裏封上書）

（墨引）

多久出雲殿

まいる

丹後守

一

猶々、茂辰（多久）へやくそくの哥可遣と存内ニ、神そ失、残多候、初二ハ
そとあしき所候故、なをし候はんため、とりかやし候而よみなをし
置、此比見候へハ、うせ候故、如此仕合候、此由其方方も可被申候、
以上、

此前其元へ参候由故、申遣候、

はまた千兵衛尉風雅道に心さし有由、及聞ぬ、ちとくきかまほし、貴
からすして高德ニましハるならひなれハ、早々可々々々、謹言、近日中ニ、

神無月

七日

光茂（花押）

【解説】

鍋島光茂より多久茂矩に宛てた書状。光茂と茂矩は近接したところにいると推測される。光茂が丹後守の表記であるので慶安二年以降、また茂矩が出雲の表記であるので明暦元年以前。両者が近接した位置にいたので、光茂が初入国した承応元年（四月二十一日着佐賀、十月十一日発佐賀）の可能性がある。

追五 てい雪消息（折紙）

（二四一九）

猶々、めてたく、

三月廿九日の日付にてふみ給候、めてたく見申候、たんこさかゆかゝり候て、ひとしほきけんよく候よしきゝ候て、我身まんそくのほと何事かこれに過候ハんと存候、そもしたちはしめ候て、かちういづれもまんそくのほとすいりやう申まいらせ候、そもしこと上のせきへ御こし候よし、きゝ候て、めてたく申候、今時分ハたんこも国もとへ下り、さそやにきくしく候ハんと申まいらせ候、なをかさねてめてたく、かしく、

卯月十四日

ハ

多久いつも殿へ

雪

まいる

御返事

【解説】

てい雪（鍋島勝茂室徳川氏へ高源院）侍女より多久茂矩に宛てた消息。高源院の意をてい雪が奉じたものであり、高源院は在江戸。鍋島光茂の酒湯の記事があるので、承応元年、光茂が初入部の際、途次で痲瘡にかかり、上関で療養し、四月二十一日に着国した時のもの（佐近一―三／一九九頁）と分かる。茂矩は、光茂の帰国に従っており、三月二十九日の時点では上関にいる。

追六 多久安輝書状（折紙）

（二四二〇）

態一書致啓上候、仍而当夏爰許詰ニ罷越候藤崎惣右衛門事、今月初比方相煩、去十七日ニ不凶相果申候、就夫、右代人之儀、追付被差登可被下候、乍然、此方詰居申候堤源七事、ひたい髪取申候ても不苦年はへニ罷成候条、彼者を右代人ニ被仰付度致存候、さ候ハ、霧田与左衛門』子三四郎、爰元へ召連居申候条、彼者を源七代りニも可仰付哉、御推量次第、作州様へも被成御相談被仰付可被下候、猶、御報ニ可被仰聞候、恐惶謹言、

十一月廿日

長州様

参人々御中

多久権佐

安宗（花押）

【解説】

多久安輝より多久茂矩に宛てた書状。安輝は在江戸、茂矩は在国。茂矩は明暦二年より長州の表記、安輝が、権佐より采女の表記にかわるのは、寛文元年五月から同三年四月の間、したがって本書状は、明暦二年から寛文二年の間に比定できる。

追七 多久安輝書状（縦紙）

（二四二二）

尊札忝奉拝見候、然者三月尽、今日候条、御一興可被相催之旨、御尤ニ奉存候、随分参上仕、連御坐席可申候、恐惶謹言、
三月廿九日
安宗（花押）

多久采女

安宗

長州様

進上 尊報

【解説】

多久安輝より多久茂矩に宛てた書状。安輝と茂矩は近接したところにおり、在国中と考えられる。安輝が江戸証人を終えて帰国する寛文五年十月以降なので、本書状は少なくとも寛文六年以降に比定できる。

追八 多久安輝書状（豎紙）

（端裏封上書）

多久采女

（二四二三）

（墨引）

長州様
（多久茂矩）

安宗
（安輝）

進上

明晩者弥御光儀可被遊哉、かゝ様御事も随分御出可被成由候、次二先日
倉町新左衛門方へ御前様被遊候、陽句之対被仕候様ニと被仰候、就夫、
乍悪句具御一覽之由にて、昨晚被遣申候、只今差上申候、恐惶謹言、

応鐘四日

安宗（花押）

【解説】

多久安輝より多久茂矩に宛てた書状。安輝も茂矩も在国。安輝の在国中なので寛文五年以降である。また、多久茂辰室鍋島氏（天性院）が在世中なので寛文六年以前となる。倉町は、寛文九年十月、

西山宗因を多久屋敷に迎えての百韻興行に、多久安胤とともに出席している（佐賀の文学編集委員会一九八七年／二五頁）。

追九 多久安輝書状（折紙）

（二四二六）

先刻者御使被仰付、御懇之御言葉忝奉存候、先以今時分弥御機嫌能被遊御休息之段、珍重之至ニ奉存候、於拙宿も何も無事ニ罷有候条、乍慮外貴意安可被思召上候、随而蓮生寺方へ被仰聞候一儀、今日多久市佑兩人ニ而申達候処ニ、別而被入御心御懇之御意之段、重畳難有仕』合可申上様無御座由、我々共迄深々被申候、誠以殊外之太慶ニ而安堵ニ被存御事候、右委細之儀ハ此方被遊御帰館候て方掛御目可申上候、已上、

十一月十六日

（奥封上書）

（墨引）

長州様
（多久茂矩）

多久勘助
（安輝）

【解説】

多久安輝より多久茂矩に宛てた書状。両者ともに在佐賀か。蓮生寺は、佐賀岸川町の一向宗寺院を指すか。安輝が勘助と表記される時期は未詳だが、佐賀に戻っているので、寛文五年以降と比定できる。

追一〇 多久安胤書状（豎紙）

（二四二七）

（端裏結封上書）

多久兵庫

（墨引）

長州様
（多久茂矩）

安胤

尊報

猶々、屋形へ御出、可罷出候共噂仕間敷候由、奉得其意候、貴公様御通被成時分、乍御六借御使者被下候ハ、夫次第ニ可罷出候、何も期尊顔之時候、以上、

尊墨致拝見候、如仰今日者日和荒、貴公様御気色如何と奉存候、某事も指而気色別条無御座候条、可貴意安候、然者、御直ニ御用之儀御座候条、（多久茂辰室鍋島氏）晩元か、様御方へ罷出儀可相成哉之由被仰聞候、一時之儀ニ可有御座候者、随分罷出可奉得貴意候、何事も以貴面可申上候、恐惶謹言、

十月十七日

安胤（花押）

【解説】

多久安胤より多久茂矩に宛てた書状。両者ともに在佐賀。茂矩が長州の表記であり、また多久茂辰室鍋島氏（天性院）が在世中であることから、明暦二年以降、寛文六年以前に比定できる。

追一一 多久安胤書状（豎紙）

（二四三〇）

（端裏結封上書）

多久兵庫

（墨引）

長州様 進上
（多久茂矩）

安胤

猶々、か、様御気色、大抵今日共ハ口起立之時之様ニ有御座由、御噂ニ候、左候而、今晚も未御食なども上り不申、如何様ニ共被成可然候ハん哉と、夫耳申計候、随而甲州御出之時分、（多久茂辰）作州も御出合被成、か、様御気色、御養生之儀、其外御疑など有之次第、得々と被仰談候、一段能首尾と奉存御事ニ御座候、次ニ、今日者中射■せり合有御座由承候、如何様ニ相べり候哉、中射乍御六借御写御越被下度候、以上、

昨日者私宅被成御光儀、忝奉存候、暫々ニ遂拝顔、御用等略奉得貴意、本望ニ奉存候、（多久茂辰室鍋島氏）仍か、様御機嫌、今日者しか、も無御座候、今夕甲州被成御出、色々被仰候へ共、一円御聞分不被成、一円やくたい無御座、結局御むつかしかり被成候、何共、手々つき申たる儀を迷惑かり申計ニ候、某事も気色未しか、も無御座候へ共、不罷出候へハ、か、様御不審御立被成由承候条、甲州御出之時分、一時罷出、掛御目申候、大抵様子之儀ハ、凡夫之御使ニ可被聞召上候条、不及委細候、恐惶謹言、

五月廿一日

安胤（花押）

【解説】

多久安胤より多久茂矩に宛てた書状。両者ともに在佐賀。茂矩の長州との表記より明暦二年以降。多久茂辰室鍋島氏（天性院）が存世中であることから寛文七年以前。

追一二 多久安胤書状（豎紙）

一 （編裏結封上巻）

（多久茂矩） 長州様 進上

安胤

（二四三二）

多久兵庫

態致啓上候、作州御機嫌も相続能被成御座、先以悦申候事候、御気色如何様ニ被成御座候哉、承度奉存候、随而、内々明日渡某儀御連之由可被遣之由、先日御噂被成候、就夫、兎角養生仕儀ニ御座候、乍去、昨日方風引かへし、夜も得々と□余りかね申躰ニ而、何とも迷惑仕儀ニ候、少々之気色ニ候ハ、先ニ成候而罷成間敷候条、明日参申候てみ申へく候と致存候、於其儀者明朝食脇其御方迄可致参上候、若不罷成儀ニ候者、（北島扇匠）大力を可被仰付哉、又二三日者遅なをり申候ても某気色次第参申物ニ而御座有へく候、兎角御意次第可仕候、右之御相談致延引、（鍋島直澄）甲州も御不審ニ被思召儀も■申御事候、猶、奉期貴面上之時候、恐惶謹言、

八月廿六日

安胤（花押）

【解説】

多久安胤より多久茂矩へ宛てた書状。両者ともに在佐賀。茂矩の長州という表記と、茂辰の在世中であることから、明暦二年以降寛文八年以前。

追一三 多久安輝書状（豎紙）

一 （編裏結封上巻）

（多久茂矩） 長州様 進上

安輝

（二四三四）

多久勘助

今朝渡者別而寒申候而御機嫌如何と奉存候、然者、昨日申上候左近殿存入之儀、（相良及誓）昨晚求馬殿へ重松善左衛門・宮田千右衛門を以、（鍋島武興）主水殿方相談ニて候処ニ、今日、貴公様□御相談仕、其上ニ而主水殿へ直談可仕由之返事ニ候、（鍋島光茂）元来 殿様仰出之筋、求馬殿能存之前ニ候故、先以主水殿方も求馬殿計ニ相談候由候、（鍋島茂宗室多久氏）昨晚妙芳院方之御文、扱又只今蓮生寺より手紙得申候、為御心得懸御目候、右を見申候へ者、左近殿存入ハ尤至極之儀ニ候へ共、（鍋島直明室鍋島氏）殿様御上国前年内ニおはつ殿御祝言相澄候様ニと被仰出候儀と申、廿日之日限、右差合故延申たる儀ニ候へハ、（鍋島直能）加州も深思召入、悪敷ハ有御座間布かと、乍憚致存候、求馬殿へ御相談被成、為御内意、

如此御座候、主水殿ハ成次第と存候てと相見え申候へ共、妙芳院老後之

儀ニ候へハ、明後年ニ相延候得者、御存生ニ可有之儀も不相知、何とそ
年内ニ相澄申候様ニと深々之事ニ候、家中之者共も、与中之者も、年内
ニと深々存候と□□□、此段も罷出可申上候得共、昨晚妙芳院へ気色を
押参申候故、今朝渡も頭痛、散々躰御座候条、不罷出候、恐惶謹言、

(延宝元年)
極月廿四日

安輝 (花押)

猶々、西ノ丸年寄中之心入、蓮生寺、自分之様ニ被[■]之様ニと、
只今申遣候事候、以上、

【解説】

多久安輝より多久茂矩に宛てた書状。両者ともに在佐賀。鍋島主
水家に小城藩主鍋島直能の弟直朗が養子入りする件についての話題
であるので、少なくとも前代の主水家当主鍋島武興の歿する延宝四
年七月より前。また、光茂女初と直朗との祝言の日程が近いことに
も触れている。「大幸少式及鍋島系図」によると、この祝言は、延宝
元年十二月二十九日に行われている。従って、本状の年次は、延宝
元年である可能性が高い。

〔端裏封土書〕

喜多嶋外記

〔墨引〕 (多久茂矩)
長州様 進上 周虎

おつたとの御機嫌今朝方ハ弥能被成御座候通承、誠以目出度儀可申上様
無御座候、不及申上儀ニ御座候へ共、あかり候物、御ち[■]いななどの儀、
医者共並御傍之者共へも弥念を入候様ニ被仰付可然奉存候、某儀も昨晚
渡りハ振付、頭痛など御座候而、気色散々ニ御座候故、不罷出候、今日
者気色ハ別条無御座候得共、夜中方腫物殊外痛み差出、歩行弥不自由ニ
御座候故、罷出候ても御機嫌不承候、随而、此中御相談仕、召置候大膳
判形之儀ニ付而、(鍋島茂村)市正殿^ル附衆を以、貴公様へ御内談申上度由、一昨日
か某迄被申候得共、御差合之儀申相延候て召置候、如何、一兩日中ニも
被罷出候様ニと可申遣哉、御尋申上儀ニ御座候、恐惶謹言、

八月廿六日

周虎 (花押)

【解説】

北島周虎より多久茂矩に宛てた書状。両者ともに在佐賀。周虎が
外記と表記されているので万治三年以後、周虎の歿する延宝二年以
前。

追一四 北島周虎書状 (豎紙)

(二四三五)

追一五 多久安英書状 (豎紙)

(二四三八)

修理

(墨引) 長州様 進上

(多久茂矩) 安英

今日渡雨天ニ御座候、御機嫌如何、被成御出候哉承度計候、次慶法師儀、当夏ふらくと煩罷有、此二三日ハ機色少重めに御座候而、しけにて御座候哉、虫二而も御さ候哉、腹中せき申候、就夫か、様殊外御心遣被成、夏中御不食ニなと被成御坐候か、就中五三日中御めし不被聞召、漸朝晩ニ常之者ノ一口よりも少ク被聞召、昨朝などハはかりめニ仕候ハ、五勿も被聞召、夕部ハ慶法師殊外機色悪敷腹せき申、気なども取失申左右ニ有御座たる儀候、其故ニ昨晚之御食終ニ上り不申、尤一兩夜ハいよく御ねいり不被成、殊外ノ事ニ而候、見上申而もうかくと何と哉覽御目ノ様子なともいな物ニ而笑止ニ致存候、某ハちと昨日ハ機色悪敷、昨晚氣一時罷出候、(多久安英) 兵庫殿・外記殿ハ御城方直ニあなたへ御出、終日御さ候条、定而被及御覽、御前へも被仰上ニ而ハ可有御座と奉存候、唯今之様ニふかく御心遣被成候ハ、御煩など差出申、左右ニ致存一入心遣之儀、御同前ニ奉存候、右之様ニ煩罷有候ヲ、外記殿所之様ニなと被遣候ハ、猶御心遣まさり可申と致存候へハ、唯今ハ御薬ニ而之御養生肝要ニ奉存候、然ハ、御薬之御吟味なども入可申と奉存、定而御兩人被及御覽被仰上ニ而ハ可有之候へとも、某見及又傍之者共へも得と尋、承、心遣之余り、此段申上御事候、何も明日罷出、万々御相談可申上候、恐惶謹言、

七月廿七日

安英(花押)

猶々、慶法師只今何方へ被遣候迎も御心遣之かるみ申ニ而ハ有御座間敷候へとも、若又御遠さかり被成候ハ、能物ニ而か可有御座候段、是ハならぬ御事ニ而御さ候、乍去、外記殿心遣など入申所にてか可有御座と、乍無用ニ致存迄ニ候、夫を申候而も慶法師何方へ参り候而居申間敷候、笑止成事ニ而、先様何と御さ候するやと案られ申御事候、兎角只今ハ、御薬方外御養生之手立有御座間敷と致存、先申上御事候、兵庫殿など昨日も被及御覽、御相談をも可被成なと被思召儀も御さあるへき所ニ、私方かやうニ致御相談候所、何と哉覽御さ候へ共、心遣ニ意得申候へハ、先為御意得申上事候、就是御面ニ御話など可申上と奉存儀共御さ候、今日ハ聞■申候条、明日罷出万々可申上候、以上、

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。両者ともに在佐賀。年次の上限は、安英が修理を称していることから、寛文五年。年次の下限は、多久茂辰室鍋島氏(天性院)が在世中であることから、寛文六年。なお、寛文六年もしくは同七年の四月二十七日と比定されている茂矩宛安英書状(四九〇号)には、本書状と同様に「慶法師兄弟」や天性院に関わる記述が見られる。

追一六 多久安英書状（豎紙）

（二四四〇）

一 （端裏結封上書）

修理

（墨引）

（多久茂矩）
長州様進上

（多久）
安英

（多久茂辰室鍋島氏）か、様御機嫌、昨日者能分ニ被成御座候、然処ニ、昨昼、常之湯ニ麦ヲ加申たる御湯ヲ私ニ御作らせ、被聞召上、加減も悪敷御座候と見え申候、又麦ニ而此程御食傷之様ニ被成候故ニ而、とかめ申たる儀ニ而御座候哉、今朝ハ御痰心ニ御座候而、御むつき之心被成御座候、余り之儀ニ而ハ無御座、御食も、なめし三十匁御湯ヲ打入レ、仕候ヲ、三度上り申候、御脈も今朝ハ昨昼之ことく数御座候而、打切レなとも少ハ有御座由候、就夫、弥御養生御薬之吟味可有御座事ニ致存候、林庵も本方同前ニ奉存儀候、然ハ晩元医者共御集メ被成、御前ニ而一御吟味仕候ヲ、被聞召上候様ニ可然奉存候、目庵儀も今昼之御脈見申候様ニ仕事候条、彼者も被召寄間、私・居盛四人ニ而、銘々存寄被聞召上、御薬なども相トメ申度由、林庵も申事御座候、兵庫殿・外記殿医者心有御座御事候条、御集り候様ニ被成ニ而も可有御座哉、兎角さ様ニも可然被思召上儀候ハ、昼之間ハか、様御機嫌伺申ため、扱又御用も御座候、晩御休被成候而方五つ時分、林庵も被召寄候ハ、罷出ニ而可有御座候、此段林庵もか様ニかなと申上、私共も同意ニ奉存候故、如此御座候、恐惶謹言、

五月四日

（花押）

追而、右少御むつき御座候由、貴公様へも申上候ハぬ様ニ、御見舞いなと被成候へハ、結句御六借御座候と被仰候条、今日之御見舞ハ御無用ニ可被遊候、我らへも昼之間などハ参候ハぬやうニと被仰事候、是ハ一昨日兵庫殿内方終日不遠慮ニ御傍付副御座候ニ、御こり、又さやうニなと候てハと、我々までも御留被成■と見え申候、以上、

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。安英・茂矩ともに在国で、安英が母多久茂辰室鍋島氏（天性院）の容体について報告していることから、安英は水ヶ江の多久家屋敷、茂矩は佐賀城二ノ丸の多久家屋敷に居るものと思われる。年次の上限は、安英が「修理」を称していることから寛文五年、下限は天性院存命中（寛文七年六月二日歿）であることから寛文七年となるが、天性院の容体が思わしくない様子から、寛文七年の死歿の直前の可能性もある。

追一七 多久安英書状（豎紙）

（二四四二）

一 （端裏結封上書）

修理

（墨引）

（多久茂矩）
長州様進上

（多久）
安英

猶以、求馬方も被召寄、御しかり被成候、脇ニ御居へ可被召置由、

是以御傍年寄と申、先キ以之為、旁如何ニも能有御坐候、孫右衛門儀与頭之儀候へハ、是又可然思召候、弥御しかり被成候時分、かろく敷無御坐候様ニと、返スく被仰候、事長ク申上、殊之外草臥申、殊今晚作州（多久茂辰）へ罷出候へハ、書中急ニ相調申、旁不気力之時分ニ候へハ、御落着難被成儀共可有御坐、可為書中と奉存候へ共、先以荒増成共為可申上、如此ニ御座候、兎角其御方被仰上候、逆之様ニ御しかり被成ニ相ヅリ申候、

（神代直臣）
左京殿御事、今日ハ被入御隙候付而、今夕暮方罷出、漸只今被仰遣候一儀相達申候、左京殿方之御返事ニハ、只今某を以被仰進候様子細々被聞召届候、然ハ、内々ハ、三郎兵衛儀、御国為御仕置、少々ハ重ク被仰付様も可有御坐と、被思召候、乍然、此間方貴公様内々被思召候様子も御坐候、其上求馬方（相良及重）打柅被申様子相応仕、御同意ニ被思召候、一々御尤ニ思召候、今ニ成、さ様ニ御堪忍難被成可有御座候所ニ、御家御為被思召、右之通り御しかり可被成由、乍御案中御尤至極、あなたへも如何も御同意ニ思召候、若又脇々方やわらかニなと申成人御座候而、御不気味ニなと被思召候儀出来仕候へハ、夫ハ又、三郎兵衛などニ御くらへ被成儀ニ而も無御座候、惣而ハ盜等口事（抄）佐汰などハ相違、三郎兵衛儀ハ殊外ニ不届ニ被思召候へ共、右之段々ヲ被聞召候へハ、深キ御心入と、此上別ニ有御座間敷、しかと御同意被成候条、早々年内ニも稠敷御しかり被成可然、被思召候、さ候而、三郎兵衛請付かるく敷など無御坐候、

御しかり被成候脇、かるく敷世間打廻候ハぬ様ニ、御老中様方御しかりニ而、殿様御同前之様成物ニ候条、其段ハ求馬などへも兵庫殿・我々方も耳を吹、兵庫殿などもさ様ニ被存可然由、某申達□様ニと御座候、扱又利左衛門・正左衛門も御しかり被成儀も申上候、其段も可然とはかりニ而ふかくと御点合ハ無御座候、其外先キ以之儀共も申上候、如何ニも御尤ニ被思召候、さ様之儀事新敷ニ及不申儀ニ候へ共、弥其身之御使ニ而も是以御尤候儀、先日も被仰遣、只今も被聞召届由ニ候、其外御物語共も御座候へ共、太抵別条無御座、右之辻ニ候、先此段申上候、明日昼過時分罷出万々可申上候、恐惶謹言、

師走廿七日

安（花押）

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。ともに在国であるが、本文中より藩主の鍋島光茂は在国でないことが窺える。安英が「修理」を称していることから、上限は寛文五年、下限は多久茂辰存生により同八年となる。そのうち十二月時点で光茂が在国でないのは寛文五年・同七年である。

追一八 多久安英書状（豎紙）

（二四四三）

東古賀修理

極月九日

安英〔花押〕

〔墨引〕

〔多久茂矩〕
長州様進上

〔多久〕
安英

猶々、寒申候程彼ノ御仕合ハ可有御坐候へ共、如何ニ御坐候而も、

雪風初寒難絶様子ニ御坐候へハ、路次も悪敷、旁此方方御光儀被遊

様ニトハ申兼候、御心次第於被成御来光ハ、幸至極奉存候、尤不被

成御出ととも、何之用意も不仕候条、其段ハ迷惑仕事ニ而も無御坐

候、今日雪降申候ハ、明日ハ多分雪とかし降可申かと何も申事候、

天氣能御吟味被遊、御出行御尤ニ奉存候、已上、

扱々、此間方侘之屋を掛御目候御縁無御坐、私如何様之心当もや違申候

哉と、身を恨申御事ニ御坐候、今日者随分と奉存候処、空打曇、雪氣之

氣色ニ而、最早首をなげ、明日と申候ても、天氣相替申間敷候へハ、十

五日方前ニ掛御目候事、罷成間敷候、然ハ、たゞみもふるく、其外住あ

らし申たる草之庵、何も興も無御坐御事ニ而可有御坐処、昨晚も寝られ

不申、案明申候、乍然、今日之天氣爰許ニ而吟味仕候へハ、多分終日自

然々雪ニ而可有御坐物ニ候、彼所へは今朝方沖ハ風吹申候故、木の下

之畠ニ而そろくはみ仕、右之左右之木ニいつかふせく付キ申事ニ御

坐候条、雪風ニ而副御坐候ハ、御仕合ハ弥増り可申と奉存候、乍然、

如何ニ御坐候而も程遠ク、別而寒し申、万一右之御遊山も存候俣ニ無之

時ハ、御苦勞と申、残念不大形候、此上ハ御心次第御光儀奉待候、為其

如此ニ御坐候、恐惶謹言、

〔解説〕

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。ともに在国。茂矩の表記が

「長州」となっていることから、年次の上限は明暦二年、下限は安

英（貞享元年九月十六日歿）の存世により天和三年となる。

追一九 多久安英書状（豎紙）

（二四四六）

〔端裏結封上書〕

修理

〔墨引〕

〔多久〕
茂矩公進上

〔多久〕
安英

昨今渡御機嫌弥御別条無御座候哉、承度奉存候、返々昨日者御残多奉存

候、作州方も被聞召付、一段之御客を請申候由ニ而、種々被掛御意候得

共、徒ニ成申たる儀共候、昨日者左京殿此辺被成御出、此方へ御出被成

儀もやと意得申候へ共、無其儀御帰被成候、御目ニも掛り不申候、御鷹

之御仕合大形之由、先剋承候、次ニ昨今両朝鹿江扱又此辺方々走廻り申

候へ共、鴨一円見え不申、氣之毒之儀候、太右衛門仕之御鷹、扱々いれ

物ニ而御坐候、右鷹初入ニ今取飼不申、笑止ニ意得申候、只今申様ニ御

坐候ハ、氣前もなくれ可申候哉と、あたら御鷹ニ候へハ、笑止意得申

候、太右衛門共も如何様ニ意得申候哉、内々ハ何方へ参り候て成共、取

入せ度可存奉存候、然ハ、貴公様御事、年内ニ別符(小坂郡)・志久間(杵島郡)ニ御越被成

候儀も難成被思召上候由、昨日之御返事ニ被仰聞候、さ候て、別符へ被

遣、一両朝も取飼、御鷹共へ取立せ申候ハ、年内先つ一切り志久へ被

遣、仕入召置候て、来春御越被成候節も、御鷹共しみくくと御坐候而、

御慰ニも可相成と奉存候、不凶御越被成候ハ、只今之御鷹ニ而被思召

上候様ニ、御慰も御坐有間敷左右ニ意得申候、若さ様ニ而可然も被思召

上候ハ、此方へ被成御出候儀、十二之比ニ被遊、明後六日ニ罷越、

七日方十日一日比迄四五朝仕申、さ候而、十五六之比方四五日志久へ被

指越候而ハ如何可有御坐哉、於然ハ某も同前ニ罷越、見物仕度意得申候、

年内御鷹仕申、春ノ鳥数之差合ニハ相成間敷と奉存候、但、太右衛門共

如何意得申候哉、申分も被聞召上、若御鷹共被遣、某も参候様ニと被思

召上候へハ、一入太慶ニ奉存候、右旁為可申上如此ニ御坐候、恐惶謹言、

師走四日

安英(花押)

追一〇 多久安英書状(豎紙)

(二四四七)

一 (端裏結封上書)

将監

(墨引)

(多久茂矩)
長州様進上

(多久安英)
安明

二三日者不能貴面上、其方御見廻ニも不致伺公、御無音ニ罷過御事御坐

候、貴公様も何と哉覽御機色御不快由承、無心元奉存御事候、先以兵庫

殿首尾能被相仕舞、御着目出度致存候、定而御悦ニ可被思召上と奉存候、

某儀も昨日渡漸かけん仕直シ申候処ニ、昨晚兵庫殿着ニあちこち仕候故、

今朝方ハ又少悪敷罷成、致迷惑候、併、今晚者少能分ニ御座候条、可貴

意安候、次ニ、(相良及茂)求馬被仰談候一慰之儀、何日ニ相澄申候哉、如何様之次

第共ニ御仕廻被成候哉、不及ながらも案申事候、将亦、善左衛門へ被仰

付候儀、如何、善左衛門も知人ニ成、習掛り申候や、おそく候ハ、出

来合申間敷候、是又案申事候、某も今晚之様子ニ候ハ、明日渡致伺公

御咄可申承候、御機嫌承、旁可申上ため如此ニ御座候、恐惶謹言、

(承応二年力)
六月六日

安明(花押)

(多久茂辰)
猶々、昨晚作州御前へ罷出申候へハ、其方へハおとり御座候由、被

聞召候、如何様之儀候やと、御尋被成候儀、誰か申上候やと、不審

ニ意得申事候、某もさ様之儀ハ此程ハ不承候、小うたなどハ取拵御

座候、定而さ様之儀も可有御座候と、御取合仕、召置候、か様之儀、

ならしも無御座ニ、余りはやくしれ申候事、ふしんニ致存候、く、

以上、

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。ともに在国。安英が「修理」

を称していることから、年次の上限は寛文五年、下限は多久茂辰存

命により同八年となる。

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。ともに在国。安英が「将監」を称していることから、年次の下限は寛文五年となるが、本文中「兵庫殿首尾能被相仕舞、御着」が、多久安胤が江戸証人の役目を終えて帰国したことを指すとすると、年次は承応三年となる。

追二 多久安英覚書（切紙）

（端裏切封上書）

「（墨引）」

（多久茂矩）

長州様尊報

（多久茂辰室鍋島氏）

将監

（多久安英）

安明」

（多久茂辰室鍋島氏侍女）

（二四五二）

尊書奉拝見候、一昨晚かゝさま被仰たる儀二付而、たかを存し分御座候由、被聞召上、笑止被思召上候通り、御尤ニ奉存候、某へハ昨朝面二段々申、此段貴公様へもおつほねを以可申上と存候由、涙をたらし一々申候通り承、尤至極二而、御返事なきめに相申候、就夫、先以爰元へ被成御出候而方ハ、御相談も仕かたき事共も有之左右ニ致存、食脇可罷出と致存時分、預貴札候、一昨晚之様子、其方罷出さまニ兵庫殿へ参、咄申上候而、貴宿可致伺公儀候、何も拝面二而御相談可申上候条、大形申上候、以上、

十月十七日

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた覚書。ともに在国。茂矩の表記が「長州」となっていることから、年次の上限は明暦二年、安英が「将監」を称していることから、年次の下限は寛文五年となる。

追三 多久安英書状（豎紙）

（端裏結封上書）

「（墨引）」

（多久茂胤）

茂矩公進上

（多久茂胤）

猶々、昨晚兵庫殿へ、究者之儀二付而、御得意被成候へ共、昨晚者、

（多久茂辰）

兵庫殿休み被申、今朝方も作州御前へ居申、面談不仕候故、未申達候、さ様御心得可被成候、以上、

将監

（多久安英）

安明」

（二四五二）

今朝、与賀・川副近辺ニも某者ニ鴨居申候哉、見せ申候処ニ、三立候て四立候て見え申候由申事候、然者、御鷹隼共、戸川へ然々尽鳥見え不申候ハ、此方参候様ニ被仰付物にてハ有御座間敷候哉、乍去、今朝与賀之方ニハ飛驒殿被成御出たる由候、川副ニハ隼人殿被罷出たる由候条、明朝も右之通りニ居可申哉ハ心得不申候、今朝居申候由申候故、為御心得申上御事ニ御座候、恐惶謹言、

師走廿五日

安明（花押）

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。ともに在国。多久安胤が江戸証人を終えて帰国していることから、年次の上限は承応三年、安英が「将監」を称していることから、年次の下限は寛文五年となる。

追二三 多久安英書状（縦紙）

（二四五三）

一 （編纂結封上巻）

（墨引）

（多久茂矩）
長州様進上

安明（多久安英）

将監

昨日より者罷出、不奉伺御機嫌、毎日御城被成御詰、御草臥、扱又御気色如何と奉存候、次ニ、内々今晚渡御見舞可仕と致存候、乍然、今時分者陸ニ而者難成、馬ハ今日迄ハ何も差合申、人なと無御座、不成其儀候、今晚御気色能被成御座、御不楽も被成御坐候ハ、馬か人か勘兵衛共手前方申付候ハ、何様可得貴意候、兎角明朝罷出、万々可申上候、今夕之儀、御報次第可仕候、恐惶謹言、

八月十七日

安明（花押）

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。ともに在国。茂矩の表記が

「長州」となっていることから、年次の上限は明暦二年、安英が「将監」を称していることから、下限は寛文五年。

追二四 多久安英書状（縦紙）

（二四五四）

一 （編纂結封上巻）

（墨引）

（多久茂矩）
長州様進上

安明（多久安英）

将監

昨日方者御見舞とも不申上、御機嫌如何被成御座候哉、承度奉存候、某儀、一昨晚方咳気心ニ御座候故、終日も御見舞不申上候、昨晚方ハ能御座候条、乍恐可貴意安候、次ニ、求馬（相良及藤）ハ之御進物之通り、又佐内衛門尉（福地方）之儀、神右衛門へ申置候、如何被聞召上候哉と申上事候、随而、求馬祝言ニ弥右衛門・久大夫ハ勝手ニ参居申、可然左右ニ被思召之由、作州被仰候、此段貴公様方被仰付候様ニと有儀候条申上候ハ、内々さ様ニも可然かと被思召候か、久太夫ニ其段此程被仰聞候得共、願ハ我々通り参候儀、迷惑ニ致存候由申上候段、御暇仕候へハ、御前方御意之段申聞候ハ、いなとハ申上間敷と被思召候と被仰候、さ候へハ、被仰付ニ而可有之候哉、昨日方致失念申上す候、某儀も今日求馬へ見舞可申と致存候、晩元兵庫殿方作州御夫婦御振舞ニ而御座候条、明日渡罷出、万々可申上候、恐惶謹言、

（万治三年九）
極月七日

安明（花押）

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。ともに在国。茂矩の表記が「長州」となっていることから、年次の上限は明暦二年、安英が「将監」を称していることから、下限は寛文五年であるが、本文中に相良及真の祝言について言及があり、これが鍋島直朝養女との婚姻を指すとすると、年次は万治三年となる（佐近八一―二四三頁）。

追五 多久安英書状（堅紙）

（二四五五）

「端裏捺封上書」

（墨引） 長州様 尊報

安明

将監

尊書奉拝見候、如来意寒氣二候得共、作州御機嫌無御別条、一両日ハ如何ニも一渥能分ニ被成御座、弥御同前ニ奉存候、然者、御用事共十七日迄ハ、中務・求馬雁入之由被申候、就夫、其間二三日西目ニ雁打、扱又鷓共羽振被成御覧、御越被成度思召上られ候由、御尤ニ奉存候、一両日之儀ニ候ヘハ、作州御機色之別条有之儀ニ而ハ無之候条、必御越被成、江戸以来之御氣を被延可然奉存候、拙者儀、今日鹿江大膳ヘ作州方御使ヘ被仰付、参居申候、殊外之追月ニ而隙入申候条、少ハ延引可仕と致存候、相仕舞御返事申上、相仕舞候ハ、罷出、得々と御相談可申上候、

又御書中之儀、作州ヘ随分御咄申上、其あたりも御相談可申上と奉存候、些よひ気嫌ニ而御座候故、書中大形申上候、恐惶謹言、

極月十四日

（花押）

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。安英・茂矩ともに在国で、安英が父茂辰の様子を伝えていることから、安英は水ヶ江の多久家屋敷、茂矩は二ノ丸の多久家屋敷に居るものと思われる。年次の上限は茂矩の「長州」の表記から明暦二年、下限は安英の「将監」の表記から寛文五年となる。また「江戸以来之御氣を被延可然」とあることから、茂矩は江戸への参府から帰国して、それほど時が経っていないことが分かる。明暦二年から寛文四年までの間に茂矩が江戸に参府したのは、明暦二年・寛文元年・寛文四年の三回であるが、明暦二年の参府は四月下旬に佐賀着、寛文元年の参府は翌二年四月十五日に佐賀着、寛文四年の参府は九月下旬に佐賀着であるので（「水江事略」）、寛文四年の可能性が最も高いか。

追六 多久安英書状（堅紙）

（二四五六）

猶々、かゝ様御事も、昨日渡ハ殊外か様ニ能被成御座候由、何も申

事候、昨夜緩々と御休被成たる由候、先以可貴意安候、以上、昨日者夜前迄近日之遊山仕たると申御事二候、随而、貴公様へ者、能御弓御求被成、一段之御事二奉存候、然者、次郎右衛門方御取被成候御弓、今日仕候而見申度候、是非此者二而御借可被下候、為其如此御座候、何も貴面上二而万々可申述候、恐惶謹言、

五月十三日

(多久安英)
安明(花押)

(奥封上書)

将監

(墨引)

(多久茂矩)
長州様進上

安明

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。安英・茂矩ともに在国で、安英は水ヶ江の多久家屋敷、茂矩は二ノ丸の多久家屋敷に居るものと思われる。年次の上限は茂矩の「長州」の表記から明暦二年、下限は安英が「将監」を称していることから寛文五年となる。

扱々承付候ハ、可致伺公物をと申計候、かゝ様御機嫌、今朝方ハ別而能御座候、昨夕之御食者、何もしさいと有儀も無之ニ、被聞召(小田長直)由ニ而、不被為上候、次二十七日之儀、奉得貴意候て、藏人へ存分一筋く二候、今日之儀、余仕かゝり居申候条不罷出候、明日罷出、万々可申述候、恐惶謹言、

五月十四日

安明(花押)

【解説】

多久安英より多久茂矩に宛てた書状。安英・茂矩ともに在国で、安英が母天性院の様子を伝えていることから、安英は水ヶ江の多久家屋敷、茂矩は二ノ丸の多久家屋敷に居るものと思われる。年次の上限は茂矩の「長州」の表記から明暦二年、下限は安英が「将監」を称していることから寛文五年となる。

追二七 多久安英書状(堅紙)

(二四五七)

(端裏封上書)

将監

(墨引)

(多久茂矩)
長州様尊報

(多久安英)
安明

尊書致拝見候、如来意、昨晚者殊外御咄入申たる由、今朝鶴田咄ニ承候、

追二八 某詠草(堅紙)

(二四九〇)

(付箋、後筆)
「玄山様」
(多久茂矩)

文月の中の五日、玉祭とて過にし事とも思ひつゝけるハ、しる人そ思ひしるらん文月の中の五日の夕暮のそら

玉祭比と有へきや、相談申候、

狂句取あへす

なけてこそ雲にも月の丸つぶて

【解説】

某詠草。付箋に後筆で「玄山様」とあり、多久茂矩に関連するものか。国許での詠草と思われる。

追二九 某書状（折紙）

（二四九二）

（付箋、後筆）多久茂矩
「玄山様」

為見廻次左衛門被指越、御念入之儀ニ存候、

一我等気色弥無別条、如何ニも気力つよく御坐候、ちと痰多候迄ニ而御

座候、是も皆切レ出候へハ、跡者無別条候、

一其方気色も積疝気など御座候而、腹中痛など少々有之ニ付而、薬を被

用之由尤ニ候、自然鷓などつかハれ候晚、執気など出、少やみ候事共

可有之か、我等此中左様之儀、連々御座候、其時ハ何方香葛湯相応申

候、為心得申入候、

一昨日日和能、多久原鷓野仕、別而仕合能鳥数』仕、慰被申之由、目出

度存候、鶉も数居申、狩之次第細々被仰越、書中披見申慰申候、次ニ

去年進入申候鷹、手きわ能取申候由、一段満足申候、弥可有御秘藏候、

一覚兵衛儀昨日罷立、目出度存候、彼者へも直ニ様子細ニ申聞、扱又平

原へも書状など遣、委頼申候条、弥首尾能候ハんと存候、然者、

対馬殿奥方へ其方より結構之音信、別而可然儀と、我等も満足申候、
（岡部与貞室鍋島氏）

次ニ覚兵衛儀、最前方飛脚ニ候て可指登由、申談候へ共、書状を書候

て見申候へハ、右為御礼飛脚差上申候と、書載申候者、書面ちと疎早

二聞え申候故（後欠）

【解説】

後欠により差出・宛所を欠くが、付箋に後筆で「玄山様」とあり、

多久茂矩が差出、または宛所であるか。差出・宛所ともに在国と考

えられる。茂矩が差出であれば、宛所は茂矩の弟である多久安胤・

北島周虎・多久安英・多久安輝のいずれかか。また茂矩が宛所であ

れば、差出は茂辰か。本文中「対馬殿奥方へ其方より結構之音信」

が、岡部与貞室鍋島氏（真常院）の出産（万治三年十二月九日）へ

の祝儀であるならば、寛文元年春頃の書状ということになる。

追三〇 某覚書（折紙）

（二四九五）

出行吉日

廿日丙戌 「玄山様」
(付箋、後筆) 多久茂矩

此日、太公遇文王之日也、卯ノ時出行大吉トアリ、

又、周公出行八天ノ日取ニ、

廿日、主見貴人、万事大吉、

戌ノ日、吉慶星、天慶星、天解、天医、益後、

其外、多ク吉日ニ当ル、其上、寅・午・戌トテ三合吉日ニ而候、

丙ハ、歳徳、金貴、儀蔵などニも当リ、万悪日ニ当リ不申候、

宿も廿日ハ星宿ニテ病療治などニ吉ト御座候、

時、虎・卯・辰・巳・午・未迄吉、

第一明日迄ノ大つちニ而、さめて一兩日ハ気色ニも当リ申物ニ候条、

得と気色を被繕御越之事、可然存候、為御心得申入候、明日も能日ニ

而ハ候へとも、些心ニ懸リ申事御坐候、若中段などおもハしからず候

へハ、猶いやニ存候へ共、』中段能候ニ付而、不苦存候、願者、廿日ニ

可有御議定歟、

(寛文八年)
十月十六日

【解説】

付箋に後筆で「玄山様」とあり、多久茂矩が差出もしくは宛所の覚書と考えられる。某人の「出行」(出向くこと、もしくはは旅に出ること)にあたって吉日を調べて伝えたものの控えか。茂矩に

関係する覚書とすれば、茂矩存生中の寛永七年から元禄二年の間で、十月二十日が「丙戌」に当たる年は、寛永十九年と寛文八年があるが、寛文八年の方が妥当であろう。

追三 某覚書(折紙)

(二四九八)

(付箋、後筆) 多久茂矩
「玄山様」

夕部之占如形見考候へ共、一円大抵合点ニ不參候、多久茂矩女徳龍煩ニ付而占仕候時より右之者煩卦躰ニ見え申候、如何様血之道之煩ニ而瘡腫物之類か之様ニ見え、又ハ驚候心ニ而、血上り火動候煩ニ候、一月計ハ煩可申か、夫も過候ハ、重キ煩出可申物ニ候、徳龍威光つよく候故、彼者煩も軽ク御坐候、さなく候ハ、つよく煩可申候、まども彼者母など立候立願之たゝりも御座候、又傍輩間をちとのろひ候が、却而今ハのろハれ候心見え申候、尤狐やら何やらかやら色々之事と見え申候、畢竟一円難及筆候、若又此中月水など留り居申候が下り残多存機分ニ而、血氣』動候様ニも見え申候、煩ハいかにも軽き煩と大事之煩と半分宛見え申候、万一ハ疱瘡疹など未仕候ハ、左様之序ニ而も可有之候、さ様ニ無之候ハ、瘡腫物之類如何様可有御座候、其外直り日色々細ニ見分申事候へ共、左様ニハ六ヶ敷候而、見分不申候、弥祈禱精誠可然候、殊更宿へ御帰し候様ニ承一段之儀ニ候、大抵彼者など煩ハ其方為ニ可然躰ニ見え申候、委

ハ御面ニ而可申候、以上、

六月十二日

【解説】

某覚書。付箋によれば、差出もしくは宛所は多久茂矩か。茂矩の女である徳龍が本文に見え、「彼者」が徳龍の母であるとすれば、これを茂矩が「彼者」と書くのは不自然であり、差出は茂矩以外的人物（多久茂辰か）となり、宛所は茂矩とならうか。

差出と宛所の人物の居所は不明であるが、内容から見て、互いに近距離の場所にいる。寛文四年に比定される八月二日付多久茂矩宛多久茂辰書状（六一二号）に「徳龍今程別而機嫌能、身もつよく見へ、少ハ成人申たる由申候」とあり、徳龍の生年は不明であるものの、寛文四年時点で生まれて間もないことが窺われる。よって、徳龍の名が見える本書状の年次の上限は、寛文四年頃といえよう。年次の下限は、茂矩に係する書状とすれば、茂矩の歿年月日から元禄二年となる。なお、上述の通り、仮に差出が茂辰であるとすれば、下限は茂辰の歿年から寛文八年とならう。

〔付箋 後筆（多久茂矩）〕
「玄山様」

一 祈祷ノ日、色々指合かましく候而、今月中ニハ吉日見え不申候、ちと差合所も候へ共、今日者星吉慶星ニ而候条、先お八幡へ機嫌早々能御座候様ニとかるく立願など御立可然哉と存候、

時ハ未・申・酉、吉、

一人置之事、廿七日丙寅可然かと存候、

一 祈祷坊主之事、口上ニも如申候、御八幡ニ而御鬮取せ、夫次第ニ御議定有へく候、それも今日などはいかゝ候、黒日ニ而候へとも、所求必得日ニ候条、明日などハ御鬮御取せ可然候、さ候而被仰入候、日ハまた吉日次第たるへく候、其内ニも祈祷をと』思召候ハ、先此中方被仕付候衆ニ先様之儀となしニ御あつらへ可然候、以上、

（寛文八年カ）
正月廿二日

【解説】

某覚書。付箋によれば、差出もしくは宛所は多久茂矩か。差出および宛所の居所は不明だが、近距離にいる。年次の上限は決めたが、下限は茂矩に係する覚書とすれば、茂矩の歿年月日から元禄二年。元禄二年以前に限った場合、本文中にあるように正月二十七日が丙寅となるのは、慶長六年と寛文八年のみであり、付箋を手がかりとすれば、寛文八年の可能性が高い。

追三三 鍋島茂村書状（竪紙）

（二五〇四）

（端裏封上書）
「（墨引）」

鍋嶋市正

（多久茂矩）
長州様 ■■

茂村

（付裏、後筆）
「茂村公」

錦山様

猶々、三原右衛門御伝書之通申聞、別而忝由申上ル御事ニ御座候、
自是早々可申上之処ニ、御報ニ相成迷惑仕候、何も明日可明日尊意
候、以上、

尊札忝拜見仕候、如仰今日者御来儀被遊、緩々と被成御座、本望ニ奉存
候、為御礼被示下、御いんきん之至ニ御座候、何も明日致伺公御礼可申
上候、恐惶謹言、

二月十三日

茂村（花押）

【解説】

鍋島茂村より多久茂矩へ宛てた書状。茂村・茂矩はともに近距離
におり、在国と見てよい。年次の上限は、茂矩が「長州」と表記さ
れていることから明暦二年、下限は茂村（寛文七年十二月歿）が存
命中であることから、寛文七年。なお、付箋の「錦山様」とは六代

邑主の茂村のことであるが、誤りである。

追三四 岡部与貞室鍋島氏（眞常院）消息（折紙）

（二五一五）

なをく、わたくしももらい候て、まつなかへ（長柄）のものをり二いた

し、二三ねんもつかひ候て見申、心たてさへよく御さ候ハ、ねん

くハそはちかくニも心やすくつかい申候ハんとそんしまいらせ

候、こかうもわたくしとおなし心に申候ま、うれしく御さ候、ま

事ニちかくニうねめ殿おはしまし候て、何かのやうをも申てうれ

しく御さ候、さくしう様ニも文上候ハんか、此文いそきかき申候ま、

まつ御ひとつニ申上候、なかと様よりの文ニかすく御事つてか

たしけなき、おすもしのことく久しく文下され候はて、御ゆかしさ

も一入候て、御うらみニそんし候事かすく申候、』さりながら御き

けんよく御さ候事さへ承候へハ、めてたくそんし上候よし仰られ下

され候へく候、ひやうこ様・外記様・しやうけん殿・おみつ殿にも

よくく御事つてと仰られ下され候へく候、くれくいまほとみな

く様御きけんよく御さ候事めてたくそんしまいらせ候、こゝもと

にてもわたくしとも三人ながらそくさい二い申候、めてたくかしく、

一筆申上まいらせ候、長門さまより文被下候に、御こまの御事つて

くわしく承申候、そこもにて御ふたりさまはしめみなくさま御機け

んよく御さ候よし、数〱御めて度存候、なかとさま御事も、道中舟中何事なくはや〱そこもとへ御くたりつきのよし、何よりめてたく〱〱御まへさまかた御まんそくの御事とおしはかり上申候、御ひかしもさそ〱御成人にて、と〱様まちうけまいらせられ候ハんと見まいらせたく〱〱候、こ〱もとにてもうねめ殿（多久安胤）一たんと御無事ニ御さ候、さやうニ御さ候へハ、長門さまよりの文のうちに御事つての事くわしく承と〱け申候、ない〱〱の女の事さしあい御さ候ま〱、こ〱もとにてうねめ殿かたの下女見申候て、きに入候ハ〱もらいまいらせ候へのよし』仰下されかたしけなくそんし上候、すなはちその文、うねめ殿おちよひまいらせ候て見せ、うねめ殿にもとくとたんかういたし候へハ、さしてやくニたち候ハんとはそんし候はね共、そこもと方さやうニ仰られ候うへ、いかやうにもとり候てつかい申候やうニと心よく申され候、おちもその女つれ候てまいり候ま〱、わたくしも物かけより見申候か、いかにもきたなけなき女にて御さ候ま〱、もらい候ハんとそんし候、うねめ殿かたへ』はそこもと下女御のほせまいらせられ候へく候、もらい申候さへ御さ候ま〱、まつそこもとより女御のほせなされ候よしより、わたくしほとり申へきとのたんかうニすめ候事候、めしをき候ま〱私ニくたされ候とおほしめし、うねめ殿かたへはや〱一人御のほせつかわされ候へく候、めてたくかしく、

（寛文四年）
十月十一日

ろ

まいる
おばさま（多久茂辰室鍋島氏）

人々御申

まん（岡部与貞室鍋島氏）

【解説】

岡部与貞室鍋島氏（まん、真常院）より実母である多久茂辰室鍋島氏（天性院）に宛てた消息。真常院は在江戸、天性院は在国である。北島周虎の表記は少なくとも万治三年正月までは「大力」であり、本消息では「外記」となっていることから、年次の上限は万治三年。多久安胤の表記が「ひやうこ」であるため、年次の下限は寛文五年。文中に見える「ない〱〱の女の事」は、寛文四年に比定される閏五月十五日付の多久安英宛岡部与貞室鍋島氏消息（五四八号）に見える。また、本文から多久茂矩が江戸から国許へ下っている様子が見て取れ、寛文四年には八月下旬に江戸を出発し、九月下旬に着国していることから、本書状の状況に合致する。以上のことから本書状は、寛文四年に比定できる。

追三五 実相院（カ）消息（折紙）

（二五二六）

なを〱、いまほと御そく才のよし、めてたくそんし上まいらせ候、何かと候て、折〱も申上候へて御ふさた申上事候、此よしよくそ

御申上たまはるへく候、めてたく、く、

其後、御文しても御左右うけたまはり候ハす、御ふさたの御事、いま

ほと御うへさま御きけんよく御さ候よしハ、たひくうけたまはり、一

入の御事ニそんし候、此方にて無事ニ罷ある事、それかしくわんると

しゆへ、つかへ申、何ともめいわくニ候、さりながら、上之御事ニ候へ

者、可仕やう「候、』それニ付、此方とうりういたし、時分を以、

才かいたし候て見申度そんし、おいとまの事申上候処ニ、しゆひよく

仰いたされ、かたしけなき御事候、さ候へ者、少ハとうりう仕候而見可

申と存候、それニ付、さいしやう事（字問）かくもんのため、此方よひ申候、此

よし御ついでの折、仰上られたまはるへく候、そのため申入候、めてた

くく、かしく、

三月五日

しつさうゐん

たかをとの

まいる

【解説】

「しつさうゐん」（実相院か）より多久茂辰室鍋島氏（天性院）の

侍女である「たかを」へ宛てた消息。「しつさうゐん」の居所は京都

か。「たかを」は在佐賀であろう。多久家文書における「たかを」の

初見は明暦元年十二月であり（五九八号）、本消息の年次は、少なく

とも明暦二年にまで遡る。年次の下限は、天性院が存命中であると
考えられるので、寛文七年。

追三六 某詠草（堅紙）

（二五七二）

いくはるもかはらぬいろの桜花君かなかめの千代にひかれて

久かたの雲か霞かさくら花さかゆくいろハ万代の春

みわたせは花ハさくらの八重一重けふ九重のみやことそおもふ

千代のみや猶もさかへん君か代にあへる桜ののとかなる陰

いそのかみふるきやしらのさくら花妙なる色ハ神御慮

みよしのをうつしてそ見る花そのゝ桜も君かひかりならずや

なにしおふよしのゝ花をいま爰にうつすも君か心なりけり

あまのはらも色にそみ香にうつるふとおもふ心ハなにかひさくら

よろつよもかハラぬ色の桜こそ君かよわいそともにさかへん

のとかなる春の日くらしなかわれハなをおもひそふ花の下陰

色哉

池水に汀のさくらうつりきて浪さへ花のさかり也けり

【解説】

某詠草。差出や年次は不明。奥が一部欠損しており、元々は、そ

ここに作成者などが記されていたか。

神無月八日

安明(花押)

追三七 多久安英書状(折紙)

(二六〇九)

※四九一号より繋がる。四九一号を参照のこと。

【解説】
多久安英より多久茂矩へ宛てた書状。安英と茂矩はともに在国であり、近い距離にいる。年次の上限は、茂矩が「長門」と表記されていることから明暦二年、下限は安英が「将監」と表記されていることから寛文五年。

追三八 多久安英書状(縦紙)

(二六六六)

一 (端裏結封上書)

将監

(墨引) 長州様

安明

進上

┌

追三九 多久安胤書状(縦紙)

(二六六七)

一 (端裏結封上書)

兵庫

(墨引) 長州様

安胤

進上

┌

猶々、早々可罷出と意得、今朝も右衛門報二而申上候、右之首尾候て、不罷出候故、其段為可申上如此候、右先報二而申上候儀被聞召上儀と申御事候、何も後刻早々相仕舞候ハ、罷出、万々可申上候、今晚者、兵庫殿申合可致伺公致と致存候処ニ、作州御相伴仕候様ニと御座候二付而、無其儀候、兵庫殿者多分今夕無御心物ニ而可有御座と致存候、御用之儀、作州御物語得と承届罷有儀二候、明日も兵庫殿気分次第罷出、得と可承候、某儀者今晚參、早々相仕舞候ハ、別ニ御用共も
■御座候条、可罷出儀も可有御座、今夕不罷出候ハ、同晩旁致伺公可奉得尊意候、恐惶謹言、

一 二三日者御無音ニ罷過候、内々今晚者罷出御機嫌可承と存候処ニ、妙法院作州御方へ被成御出候ニ隙入、其後ハ御咄とも御座候故、今夕之儀不罷出候、今晚渡之御気色如何被成御座候哉、御返事ニ被仰下度候、何も明日者可罷出候条、貴面上ニ而万般可申上候、恐惶謹言、

卯月廿九日

安胤(花押)

【解説】

多久安胤より多久茂矩へ宛てた書状。安英と茂矩はともに在国であり、近い距離にいる。年次の上限は、茂矩が「長州」と表記されていることから明暦二年、下限は多久茂辰が存命であることから寛文八年。

追四〇 某書状（豎紙）

〔端裏捺封上書〕

（墨引） 美作守殿

（多久茂辰）

貴報

方

（二六六八）

唯今当地珍敷雪魚三尺一折為御音信送給候、御懇志頓而賞翫可仕候、先以市左衛門尉口上之趣承届候、一入本望■候、明日者■御差返（鍋島直弘方）城州御方罷出、被仰せ知候様子御■者自是可申遣候、不及御返候、恐々謹言、

三月卅日

■（花押）

【解説】

某より多久茂辰へ宛てた書状。差出・宛所ともに居所は不明であるが、近距離にいる。年次の下限は、茂辰の歿年月日より寛文八年。「城州」が鍋島直弘とすれば、その歿年月日から寛文元年が下限と

なる。なお、花押は違うものの、追四四・追四五号と差出は同じと思われる。

追四一 多久安胤書状（豎紙）

〔端裏捺封上書〕

（墨引） 長州様

（多久茂矩）

進上

安胤

（二六六九）

猶々、今日渡御姫御機嫌如何御座候哉、是又御返事ニ被仰聞度候、（諫早茂真方）明日者弥多布施へ御出被成儀ニ御座候哉、承度奉存候、然者、豊州其外付衆中方一色宛持参物有之由、唯今去方承付候、貴公様も何ぞ御持参被遊儀ニ御座候哉、御返事ニ被仰聞度候、従某者是式一種用意可仕と心得申候、右為可承合如斯ニ御座候、恐惶謹言、

三月十七日

■（花押）
「兵庫」

【解説】

多久安胤より多久茂矩へ宛てた書状。安胤・茂矩ともに在国。年次の上限は、安胤の帰国以降なので、明暦元年。下限は、安胤の歿年月日から、元禄元年。文中の「豊州」が諫早茂真とすれば、茂真

の歿年月日から、下限は寛文十二年となる。

追四二 多久安胤書状（豎紙）

（二六七二）

〔端裏結封上書〕

多久兵庫

（墨引） 長州様

安胤

猶々、求馬方へハ被相延度御口能之段、得其意申候、其段別而長門へ可申聞候、此通ニ返事仕候条、其御方方睨々御点合被成可然と存候、以上、

只今求馬方より書状参申候、為御一覽指上申候、次ニ、二三日者御咳氣（相良及巻）心ニ被成御座候由承候、今日渡之御機嫌如何被成御座候哉、御返事ニ被仰聞度候、某事も昨晩方少痛かし申候故、今日渡可遂御見廻候、恐惶謹言、

八月三日

〔付箋〕 兵庫 安胤（花押）

【解説】

多久安胤より多久茂矩へ宛てた書状。安胤・茂矩ともに在国。年次の上限は、安胤の帰国以降なので、承応三年。下限は、相良求馬の歿年月日から、延宝七年。

追四三 多久安胤書状（豎紙）

（二六七四）

〔端裏結封上書〕

多久兵庫

（墨引） 長州様

安胤

尊報

猶々、求馬殿腫物も漸々和キ申由ニハ候へ共、未睨ハ無之由内々ニ申候、以上、

尊書致拜見候、先程求馬殿へ参候所ニ、未腫物然々も無之、臥り罷有候故、面談不仕由ニ付而、逢不申候、用所之儀ハ不急儀ニ候、兎角御立前ニいつにて可相澄由ニ御座候、就之如何様之用所ニ候哉も不相知候、尤貴公様方之御伝言も不申達候、恐惶謹言、

九月十七日

〔付箋〕 兵庫 安胤（花押）

【解説】

多久安胤より多久茂矩へ宛てた書状。安胤・茂矩ともに在国。年次の上限は、安胤の帰国以降なので、承応三年。下限は、相良求馬の歿年月日から、延宝七年。

追四四 某書状（豎紙）

（二六七六）

猶々、四郎兵■へも可仰聞候一儀、御夫婦さまへ申入、御念御申可被成候、其上之儀ハ憑所へ被仰進事、弓矢八幡御■あるましく候、
く、かしく、

御延引候由、不及御申候、く、為御存候、かしく、

返々、工藤権左衛門尉・太郎右衛門尉へも御しらせられ、先ハ蔵方之人江相副申候由候、太郎右衛門尉事可被仰聞候、以上、

以前申入候様ニ長州御夫婦さま御意計ニ候、書物之事も御申可然候、わらひ候事、かやうに御申あるましく候、恐惶謹言、

八月十七日

（奥控封上書）

（墨引）

主膳殿

采女殿人々中

■ ■（花押）

方

」

【解説】

某より主膳・采女に宛てた書状。差出は追四〇・追四五号と同じと思われる。主膳は多久茂順か。

内容を見る限り、「長州御夫婦」は存命中のようであり、これを多久安順夫婦と解釈するか、多久茂矩夫婦と解釈するかが判断しがた。前者と解釈した場合、本書状は安順の歿年月日から寛永十八年

以前のものとなり、この場合、采女は他の多久家文書に多く見える

多久安輝（正保二年生）と考えることはできず、同名の別人を想定する必要がある。一方、後者と解釈した場合、茂矩室鍋島氏は承応二年正月に茂矩と婚姻したのち、翌年四月に歿するため（「水江事略」）、一見すれば本書状は承応二年のものということになるが、正妻の死後に「御夫婦」と他者から見なされうる妾等がいた可能性は否定できず、俄かに承応二年とすることは慎重になる必要がある。

追四五 某書状（豎紙）

（二六七七）

（端裏封上書）

■ ■左衛門尉殿

まいる

昨日之書物四郎兵衛手前ニ可被召置候、さやうニ無之候へハ、又主膳殿・

采女殿同前ニ両人も下り候へハ不叶候、一刻も早々主膳殿下り被成候様ニ可被申候、又書物ハ兩人使衆書加へ申候、四郎兵■ ■わたし■ ■

事候条、九郎左衛門尉へもしらせ可被召置候、一向不念ニ而候、く、恐々謹言、

八月十二日

■ ■（花押）

【解説】

某書状。宛所は判読できない。差出は判読できないものの、追四

○・追四四号と同じ人物と思われる。

内容から見て追四四号との関連が考えられ、年次も同じ年となる

う。追四四号の解説参照。

✦
解題
・
論說編
✦

解題

小宮 木代良

本報告書の対象とする多久家文書卷子本について

本報告書は、佐賀県重要文化財の多久家資料（『佐賀県重要文化財多久家資料及び後藤家文書目録』多久市郷土資料館、二〇〇三年参照）のうち、卷子一〇〇本分に収められている七四六通の文書（『佐賀県重要文化財 多久家資料及び後藤家文書目録』（多久市郷土資料館、二〇〇三年）のうち、多久家文書一〇書状の部分）を対象としている。以下、これを卷子本と呼ぶ。一九五八年に、多久龍三郎氏より多久市立図書館に寄贈された多久家資料の一部である。この卷子本は、当初は九冊の折帖に収められていたが、のちに元の折帖九冊をさらに細かく分けた現在の卷子一〇〇本に仕立て直されている。まだ折帖九冊の状態であった一九六四年から一九六九年にかけて、佐賀県立図書館編の『佐賀県史料集成』第八巻・第九巻・第一〇巻に翻刻刊行されているが、この時の刊行文書数は七〇一通であり、四五点は刊行分から外されていた。今回、この分についても、翻刻の上、報告書に加えることとした。

多久家は、佐賀鍋島藩の重臣の家である。今回報告分の対象とした巻

子本収載文書七四六通のうち、六割を超える四六二通が、佐賀藩初代藩主鍋島勝茂（一五八〇年生〜一六五七年歿）発給のものであり、多くは、同時期の多久家当主の多久安順（二五六三年生〜一六四一年歿）、およびその後を継いだ多久茂辰（一六〇八年生〜一六六九年歿）にあてたものであるのは、多久家が、この時期、佐賀藩政の中枢にいたことを反映している。次に多いのは、多久茂辰発給文書（五五通）、茂辰室天性院（一六〇八年生〜一六六七年歿）発給文書（三四通）、および茂辰と天性院の子女たちの発給文書（一〇〇通余）である。茂辰発給分以下のほとんどは家族宛のものであり、そこでは、おもに一七世紀中頃を中心とした多久家の家族関係をうかがえるやりとりが交わされている。さらに、中世の在地（佐賀郡）の武士である於保家に関わる史料群等もこの中に含まれている。

近世前期における佐賀藩大身家臣多久家について

多久家は、元龜元（一五七〇）年の梶峰城への入部以来、幕末にいた

るまで小城郡多久地域の領主であった。龍造寺隆信（一五二九年生〜一五八四年歿）の弟長信（一五三八年生〜一六一三年歿）を初代とし、中世の領主多久氏（前多久氏）の支配のあとに入部したので、後多久氏とも呼ぶ。近世の佐賀藩領は、戦国大名龍造寺隆信によって拡大していった北部九州の領国のうち、本拠地の肥前東部一帯を中心とするが、天正十二（一五八四）年の隆信の戦死後、肥前東部の支配領域と家臣団結合の維持、および公儀権力との交渉に力を発揮した鍋島直茂に実権が移動した。直茂は、隆信の家臣であり、縁戚でもあった。豊臣政権や徳川政権にもこの領国における政治的実権を認められていた。そして、慶長十二（一六〇七）年の龍造寺当主家の実質的な断絶以降は、直茂の嫡子勝茂を初代藩主とする体制が確定した。一方で、長信の嫡子で、その家督を天正十八（一五九〇）年に引き継いでいた安順は、他の多くの龍造寺一族同様に、直茂およびその嫡子鍋島勝茂による藩政運営に協力的な姿勢を取り、その後の鍋島氏中心の佐賀藩の体制を支えていく役割を率先して果たした。慶長十二年の龍造寺家当主急死後、左に述べるように、安順は、それまでの龍造寺をあらため、多久氏を名乗るようになる。

卷子本中、勝茂から安順に宛てた文書は、勝茂発給文書四六二通のうち、連名の宛名分も含め、慶長期から寛永前半にかけての一一〇通である。安順は、初名六郎次郎、その後、龍造寺与兵衛と称しており、初め

の諱は家久であった。慶長十二年九月六日の龍造寺高房歿直後と推測される「廿五日」付の鍋島道虎宛鍋島直茂書状（坊所鍋島家文書五〇号）では、「与兵」と呼ばれており、慶長十二年十二月二十七日付書状（願正寺文書一七号）では、「長門守家久」と署名している。この間に与兵衛から長門守への呼称の変化があったことが確認でき、龍造寺から多久への変更も同時期に行われたものと推測される。

茂辰は、安順の家督を寛永十三（一六三六）年に継いでいる（多久家文書四八号）が、そのしばらく前より、勝茂の指示により、藩政に関係しはじめており、寛永十二年六月二十三日には、「於国許、諸事仕配之儀、多久美作守へ弥申付」旨の覚書が勝茂から出され（多久家書物什物方指出五号）、さらに寛永十四年二月には、「家中惣仕配」を命ずる勝茂からの「申渡条々」が渡されている（多久家文書三三三号）。その後、茂辰は、正保三（一六四六）年九月二日、多大な私借銀を作ったことを勝茂に申し出て、同年十一月十七日に罷免されるが、それまでの十数年間、藩政の中心にあつて、初の「請役」家老としての役割をはたしていたと位置づけられている。勝茂から茂辰に宛てられた文書は、右の期間を中心として、卷子本分中の勝茂発給文書四六二通のうち、連名の宛名分も含め二八二通を占める。茂辰は、（寛永二年）四月十一日付の勝茂書状（一八九号）において伊平太と呼ばれており、（寛永四年）八月十九日付けの勝茂書状（三六八号）では美作と呼ばれている。したがって

茂辰の呼称は、この間に伊平太から美作へと変化したと考えられる。その後、勝茂歿直後の明暦三年に、隠居して剃髪し、愚溪と称するようになる。

なお、当初、安順は、武雄の後藤晴明の子である茂富（一五八五年生〜一六五九年歿）を養子としていた。卷子本中にも、勝茂から茂富に宛てられた慶長から寛永期の文書が一六通あるが、寛永五年に茂富は安順の勘気を蒙り、勘当されている。その後、茂富の実子である茂辰が、安順の養子とされている。

茂辰の室天性院は、勝茂の次女であり、茂辰との間に多くの子女が生まれた。天性院発給の消息草案等が三四通伝来している。天性院の長男である茂矩（一六三〇年生〜一六八九年歿）は、明暦三（一六五七）年に家督を継ぎ、貞享三（一六八六）年に隠居した。卷子本分には、一通の茂矩文書があり、また勝茂から茂矩に宛てられた文書も連名の宛名分も含めて二七通ある。長女の自性院（一六二八年生〜一六五四年歿）は、佐賀藩重臣の横岳鍋島家の鍋島武興に嫁した。次女の南祥院（一六三一年生〜一六五七年歿）は、勝茂の養女となり、天性院の異母兄で小城藩主元茂の長子である鍋島直能に嫁している。二男安胤（一六三三年生〜一六八八年歿）は、正保元年から承応三年までの間、幕府への証人として江戸におり、卷子本分には、帰国後に茂矩等宛に書かれた二四通の書状がある。三男周虎（一六三六年生〜一六七四年歿）は、佐

賀藩士の北島家に養子に入っており、四通の書状を残している。三女真常院（寛永十四年生）は、鍋島元茂の養女となり、幕府旗本の岡部与貞に嫁している。卷子本分には、天性院に宛てた一九通の消息がある。四男安英（一六三九年生〜一六八四年歿）には、二八通の書状が残されている。四女円融院（一六四〇年生〜一六六九年歿）は、佐賀藩重臣家の坊所鍋島家の鍋島清良に嫁し、二通（一通は茂辰宛）の消息を残している。五男乙千代は天逝している。六男安輝（一六四五年生〜一七一三年歿）は、承応三（一六五四）年から寛文五（一六六五）年にかけて安胤と交替で幕府の証人となり、江戸にあった。九通の書状を残している。多久家は、このあと、さらに茂矩の家督を、藩主家から茂文（佐賀藩主鍋島光茂の四男、一六六九年生〜一七一一年歿）が嗣ぎ、以後、幕末まで多久の領主として続いていく。今回、研究の対象とした卷子本に登場する最後の多久家当主は、この茂文であり、茂矩より茂文への訓戒状（六八三号）等がある。

卷子本多久家文書の成立について

卷子本の前段階である折帖は、昭和九（一九三四）年の東京大学史料編纂所の相田二郎による調査の際には十冊仕立てであり、九冊以外に一冊が存在していた。その一冊は、「多久家所蔵文書全」と名付けられた鍋島文庫本の写本収載の資料一〇六点と一致することが、『佐賀県史

料集成』の解説で指摘されている（「多久家所蔵文書全」は、『佐賀県史料集成』巻一〇に翻刻されている）。これを遡る明治十七（一八八四）年、修史館の久米邦武による史料調査が行われ、その時の史料蒐集目録では、「多久」の「多久家蔵」とされる「多久文書写」は小城郡の部に「十五冊・八百十四通」と記載されている。これは、久米の「鎮西文書探訪日記」によると、多久に赴いての原本の史料調査によるものではなく、佐賀の鍋島邸事務所で、後述の「多久家有之御書類写」十五冊を見せられた時のものである。

なお、昭和九年調査時においては、折帖十冊分の文書以外に、「国分寺分 一卷分古文書写」と題された一卷に収められた文書の写九点、さらに個別の十二点の史料（勝茂条書類七通や朝鮮国王書等）が提示されているが、これらの史料のうち、勝茂条書の五通は、未成巻分で「佐賀県史料集成」に、七一一号・七一三号・七一四号・七一七号・七一八号として翻刻されているものである。未成巻の近世初期の文書自体は、現在、数十通あるが、昭和九年時点には、さらに多くの未成巻文書があった可能性も推測させる。

現時点において、以上のデータからだけでは、昭和九年時点での折帖が、いつどのように成立していたかについて、遡って検討することは困難である。

折帖十冊のまとめりが、いつの時点に、だれによって、どのような経

緯で形成されていたか。このことについて、今後のさらなる調査と検討が必要であるが、ここでは、若干の見通しのみを述べておく。本文史料編でも明らかなように、多久家の佐賀藩内における居所は、領地の中心の多久にある屋形と、佐賀城内の上屋敷（二丸屋敷）および佐賀城南堀の南側の水ヶ江屋敷の二ヶ所であり、この三箇所の間で、当主や隠居した当主、その一族が活動していた。したがって、文書が現用のものとして身近な場所に保管されている状態の第一段階から、現用価値を失い、処分されるものと、保存されるべきものに選別されている第二段階にいたる過程を想定する場合、それらの移動は、この三箇所の間で進んでいったと推測される。とりわけ、第二段階に入るに際して、長信以降、多久家の家格と歴史を根拠付けるものが、特別に扱われたであろうことは想像に難くない。数は少ないが、龍造寺長信に宛てた同隆信の書状（六〇四号・六〇五号）を始めとして、歴代の佐賀領主からその後の多久家歴代に宛てられた書状が圧倒的に多いのは、それを物語っている。

さらに、この卷子本分の特色としては、茂辰・天性院夫妻を中心とした子供達とのやりとりが多いことがあげられる。茂辰隠居後のやりとりや、天性院から諸方にあてた消息の案文等については、おそらく第一段階では、水ヶ江屋敷で蓄積されたものが多かったのではないか。また、家を嗣ぎ城内上屋敷に入った茂矩への家族たちからの書状もまた多いので、上屋敷に宛てられたものも相当数含まれている。茂辰・天性

院、および、他の兄弟姉妹たちも、それぞれ独立した別家を立て、あるいは婚家の人として一生を終えている。茂矩のあとを嗣いだのは、藩主家から養子として入った茂文であり、当主としては、その後の血縁とは途切れている。したがってこれらの家族の間で交わされた文書群が、保存すべき史料として認識され、第二段階に入ったのは、おそらく茂矩から茂文への当主の交替のある貞享三（一六八六）年前後の時期であると思われる。とくに、茂文単独宛の文書は、茂矩からの訓戒状のみであり、それも茂矩のもとで作成した案文である可能性がある。以上から、このまとまりの保管をはかったのは、家督を引き継いだのちの茂文ではなく、水ヶ江屋敷に隠居中の茂矩という可能性が考えられる。

整理のされ方を見ると、折帖の第一冊から第六冊までは、勝茂の文書が集中的に納められており、第七冊と第八冊は茂辰・天性院を中心としたものとなっている。そして、第九冊は、於保文書や毛利輝元文書等、一見、多久家との直接関係のないものも含めて、もつともバラエティに富んでいる。そして、「多久家所蔵文書全」の部分は、もつとも多久家にとって古い時代の龍造寺家当主や多久家の祖としての長信、直茂の文書を多く含む。おおよそのところ、整理の順序としては、過半を占める勝茂文書を第一冊から第六冊までに集めたのち、ひとつには現在の茂矩の家族に関わるもの（第七冊・第八冊）、多久家の淵源に関わるもの（「多久家所蔵文書全」）をそれぞれ集約しようとしたが、なか

なか完璧を期すことはできず、最後には残った雑多なものが、於保文書等も含めて第九冊としてまとめられたのではないかという想像も可能である。全体的に、勝茂文書を年次順に整理しようとした形跡もほとんど見られないことなどからも、きちんと一通ずつ考察しながらまとめられたものではないとの印象が強い。

多久家史料の整理と写本作成・引用の歴史

いっぽう、右に見たものをさらに上回り、多久家には、江戸時代を通じて、安順・茂辰期の彼らの職務に関わる文書が、大量に伝存していたはずである。それは、卷子本の中に確認できるものも少なからず重なるが、それ以上の大量の藩政に関わる覚書類・書状類からなり、おそらく現用文書段階では、城内の上屋敷に蓄積されていたものが多かったのではないかと推測される。片倉日龍雄氏の研究によると、茂矩歿の翌々年の元禄四（一六九一）年末ころから、多久の多久屋形では、「御家記録役」が家老から任命されていたことが、「御屋形日記」に記されている（多久古文書学校編『多久古文書の村史料叢書 第一冊 小城鍋島家肥陽旧章録 第一集』〈以下、『古文書学校編 肥陽旧章録』〉解題、二六頁〜二七頁）。この時、同時に佐賀屋敷における下役も命じられている。史料群が、多久の屋形および佐賀の上屋敷・水ヶ江屋敷においてどのように保管されていたかについては即断しがたいが、整理作

業について、少なくとも多久の屋形の役所が統括しようとしていたということがうかがえる。

多久家における史料の整理は、その後、多久家の家史である「水江事略」の編纂につながっていったと考えられる。また、後述の「肥陽旧章録」につながる「多久日記」と呼ばれたような編纂物も、このような多久家内の整理事業から生まれていったと推測できる。卷子本中の文書のみならず、それ以外の文書も、これらの多久家による編纂物に引用され、あるいはその典拠とされている。

さらに、佐賀本藩においても、多久にある藩政初期の文書群への関心が高まっている。当時、数種類の多久家文書の写が本藩においても作成された。以下に鍋島文庫本中の関連史料に記された識語を示す。

① 鍋島文庫本「多久家書物 御什物方指出」上・下（鍋〇一五／一）
（表紙）
「多久家有之候御書類 写」

一 十三番

御什物方御記録写

多久美作家有之候古キ御書類・書附類、差出候を写置之」

「明和九辰年御改正御仕組之節、多久美作家有之候古キ御書類書・書付類差出候を写置之、」

② 鍋島文庫本「多久家書物写」全十九冊（鍋〇一五／一）

一冊目

「多久家書物 一」

共十九冊

小城邑主直堯之所蔵多久氏蔵秘書、有故在小城、余遊小城見之、密借写焉、

此書、在彼、称多久日記、最秘之、曩者借多久氏之所蔵而、雖写之、与此書大同小異、以或漏彼、加此者故、今復写之、使彼此相補焉、余又勸官所御什物方、使写之、深玩其所記、則寢足以識

国家創基之微意而中有記機事者、故濫不許他人見云、

天保癸卯夏

藤茂真識之、

「三冊目

小城侯直堯之所蔵多久氏書、密写之焉、此書、在彼、称多久日記、侯之最所秘、曩者借多久氏之所蔵而雖写之、与此書大同小異、以或漏彼、加此者故、今復写之、使彼此相補焉、深玩其所記、則寢足以識

国家創基之微意而中有記機事者、故濫不許他人見云、 藤原茂真識、

天保癸卯夏

③ 鍋島文庫本「多久家有之御書類写」全十五冊（鍋〇一五／一）

一 十三番

嘉永六癸丑年

多久家書十五冊

御什物方有之候を内々写

④ 鍋島文庫本「多久家有之御書物写」全二十三冊（鍋〇一五／一〇）
識語等は特にない。

右の①の識語では、明和九年に、多久家から什物方に差し出された古い書類・書付類の写本が作られ、それが什物方に保管されていたことが記されている。

②の識語では、天保十四（一八四三）年夏に、鍋島茂真（佐賀藩当役家老）が、それ以前、多久家より「多久氏蔵秘書」を借り出して作っていた写と、最近小城藩主から借写した同本の写を対校して、この十九冊本を作り、さらに藩の什物方にも写を作らせたとしている。ここで注目されるのは、本来多久にあった「多久氏蔵秘書」が、天保十四年の時点では、「有故在小城」という事態になっているということである。

③は、嘉永六（一八五三）年に什物方であったものを写したとする。前述のように、この写は、冊数と点数が一致することからも、明治十七年九月十六日に、佐賀の鍋島邸事務所において、修史館の久米邦武等に示された「多久文書写」であると考えられる。

以上、識語のない④を含めていずれも大部のものである。試みに③と、現在の卷子本を比較すると、『佐賀県史料集成』翻刻分の折帖第一冊目から第六冊目までの一部と一致するものが多いが、折帖七冊目から九冊目の分とは、あまり重ならない。前者は勝茂書状が中心であり、

後者は、茂辰とその家族との間の私的な文書が中心である。

前出の『古文書学校編 肥陽旧章録』の解説のうち二一頁～二五頁では、各冊の構成を精緻に分析され、右の①～④は、いずれも鍋島茂真が関係しており、とくに②と④は、小城にあった「多久日記」と呼ばれていた文書群から写され、さらに②と④の収録文書に通し番号（一～八一四）をつけて再編集したのが③であると結論付けられた（以上、片倉日龍雄氏の執筆部分）。現在、鍋島文庫に残されているこれらの写本類のすべてが、鍋島茂真を中心とした活動によるものであるとされている。天保以降における鍋島茂真の史料調査活動をあらためて明確にされている。ただし、①に関しては、明和九年において多久家から「多久美作家有之候古キ御書類書付」が本藩へ差し出され、それを写し置いたことが識語に明記されていることを無視することができない。この美作は、明和九年当時の多久家当主であった多久茂孝にあたる。②の識語で、「曩者（さきには）」「多久氏之所蔵」を借り、これを写した、と茂真が述べていることが、この明和九年の出来事に当たる可能性が高い。前述のように、多久家内での「御家記録役」の職務の中で、多久家に伝来した文書群を整理して作成した編纂物、あるいはその整理された原本そのもの等が形成されていたとすれば、それを鍋島治茂襲封直後、藩政改革開始の時期である明和九年に、藩政成立期の前例を求めるために多久家の史料を調査しようとしたことが想像できる。

その後、多久家にあった「多久氏蔵秘書」は、天保十四年までのあいだに、何らかの事情(※)により、小城藩に移動している。この「多久氏蔵秘書」の内容については定かではないが、小城藩で「多久日記」と呼ばれていたことから類推すれば、文書の原本そのものではなく、おそらく片倉氏が推定されるように「御家記録役」で編纂されたものの方であつたと考えられる。片倉氏も引用されている細川章氏の研究(「多久家文書の中の金ヶ江三兵衛」『佐賀藩領多久家文書にみる地域の人々』、文献出版、二〇〇〇年)によれば、安政六年の「御屋形日記」に、多久家が、小城藩にある「肥陽旧章録」を密かに借りだして写を作成しているとの記事がある。この時も、小城にある史料は、「多久日記」と呼ばれているとある。前述の片倉氏の研究でも、鍋島文庫本の②・④等と、「肥陽旧章録」の相関関係が高いことを指摘されている。「御家記録役」における成果が、江戸時代後期には、多久家から、小城藩や本藩にも移動していたということだろうか。

天保十四年冬に完成した「鍋島勝茂公譜考補」の記事には、約二十箇所の「多久家書」「多久差出」とされる典拠史料の注記が記されている。ここでいう「多久家書」が、それ以前に提出されていた(例えば明和九年の多久家からの差出、あるいは天保期の茂真の活動によるか)多久家伝来の史料群を指すのかもしれない。同様に幕末に本藩において注目されてきた坊所鍋島家(『坊所鍋島家文書未刊分―鍋島道虎関係―』解

題参照)からの差出史料と並んで、依然から注目されていた多久家文書が「鍋島勝茂公譜考補」の典拠とされたことは、当時、すでに、佐賀鍋島家成立期を理解するための核心、茂真の表現を借りれば「国家創基之微意」が、多久家文書の中から読み取れるとの認識が強くあつたことを示す。

ここで、あらためて、多久家文書の原本群自体の多久家内における伝来状況について考える。近代以降、明治十七年の修史館による九州採訪にあたつての久米の「鎮西文書採訪記録」では、九月二十三日に「使ヲ多久ニ馳セテ古社寺旧家ニ文書ノ有無ヲ報道セシム」とあるが、翌日「多久ヨリ報書至リ、文書ナキヲ以テ巡回ヲ略ス」とし、翌日は、小城を出発したのち、多久領を素通りして松浦郡へ入っている。写本である先述の鍋島文庫本③を九月十六日に佐賀の鍋島邸で確認したのちに、原本への関心はそれほど大きくない。これに対して、昭和九年の場合は、折帖十一冊以外にも、系図類、「水江事略」・「肥陽旧章録」(安政六年に小城藩から借写したもの)・「丹邱邑誌」等が多久邸において提示され、二日間の調査が行われている。近世期においては、多久茂矩の歿後ころから「御家記録役」において、原本の調査・整理が行われ、「多久日記」あるいは「肥陽旧章録」につながるような写本作成等による成果物が作成されたと思われる。しかし、その後の経過は、成果物の方に関心が移り、幕末から明治前半にかけては、文書原本への関心はそ

れほど大きくないような印象を受ける。昭和九年の相田による調査は、その間の古文書原本への関心の高まりを反映しているともいえる。近世前期のものについて、様々な成果物中の写しが多いのにもかかわらず、原本としての伝来の確認できるものは、折帖や卷子に仕立てられたもの以外には少ないと感ずるのは、こうした事情によるものだろうか。

本報告書の対象である卷子本のうち、とくに後半部分は、茂矩期に、茂矩の父茂辰を中心とする家族の記憶を残すための史料集として構成された印象が強い。これは、「御家記録役」における文書選定の基準とは明らかに方向性が異なる。依然として、卷子本の前身となった折帖の成立事情を明確にすることは困難であるが、現時点では、折帖は、茂矩晩年のころに、多久家の当事者としての茂矩自身の手によって、水ヶ江龍造寺家につながる多久家のそれまでの歴史を再確認するものとして作成されたものであり、さらに茂矩の私的な家族関係によるバイアスも感じられる。ただし、たとえそうであったとしても、結局全体として佐賀藩成立期の政治主体の中心である藩主書状を多く含むものとして、のちには佐賀藩全体からも注目される史料群となった。また、逆にいえば、佐賀藩成立期の重要な史料でありながら、右の茂矩の基準から外れて折帖に入らなかった史料が多数残されたが、それは、「御家記録役」においてきちんと拾われていき、「肥陽旧章録」等に反映されていたともいえる。

※「多久氏蔵秘書」が小城藩に移動したことについて、現時点では明確な理由を確認できない。これに先立つ天保七年、多久家の十代当主茂澄が牢人を命じられ領地を没収されるという事件があり、申し渡しの翌日に、子の四歳の茂族に改めて領地を与えるということで落着いたが、その後しばらく、多久家当主は幼主のままとなった。小城藩主鍋島直堯の室は、茂澄の姉であり、小城藩が多久家の危機に際しているらと関与した可能性があり、その中で「多久氏蔵秘書」が移動したことも考えられる。

文書中の注目される記述

勝茂の書状が多いため、勝茂の居所に関わる記述が多い。それは、参勤や上洛のみならず、公儀普請、長崎番役等に伴う異動等、佐賀藩の公儀軍役負担とも関わり、かつ、居所移動だけではなく、それに伴う安順や茂辰への指示の具体的な内容を含んでいる。上洛は、関ヶ原戦後の伏見等へのものに始まり、寛永十一（一六三四）年の家光の上洛にいたるまで確認できる。公儀普請は、江戸城・名古屋城・大坂城に関わるものが多い。寛永十九年に始まる長崎警備の番役のための出勤に関わる記述は、その後正保期をピークとして詳細である。

また、勝茂と、安順および茂辰との間の藩内の支配向きに関わるやりとりは、この史料群の特色となっている。とりわけ、茂辰への、寛永後

半から正保三年（一六四六）にかけての勝茂書状にはそうした記述の密度が高い。

一方、これらの、勝茂発給文書を中心とした直接に政治向きの史料とは別に、茂辰や天性院、および茂矩やその兄弟姉妹たちを中心とした、おもに正保期ころよりもあとと推測される書状類には、一見して家族間の機微に関わる記述が多い。これも、本文書群の大きな特色である。天性院が、藩主勝茂とその室高源院の次女として、勝茂の晩年や死歿以降も国許にあった（寛永元年に上杉家に嫁いでいた勝茂の長女の市は、寛永十二年に死歿）ということは、天性院の他の兄弟たちが三支藩主等を初めとして藩内の政治的に重要な位置についていく中で、多久家の政治的位置にも大きな意味を与えていったと思われる。天性院の兄弟たちへの複数の消息草案には、それが強く感じられる。また他家に嫁いだ娘たちや母親の高源院との間の消息、夫の茂辰から天性院に宛てられた消息、茂矩へ兄弟たちから出された書状には、家族間の心の動きが赤裸々に記されている。

今回の「読みなおし」の目的と経過

一九六〇年代における『佐賀県史料集成』による多久家文書折帖分等の刊行は、佐賀藩成立期の重要な政治史料としての多久家文書の研究への利用を格段に進めた。それ以前の研究においては、「勝茂公譜考

補」等の編纂された家史類が中心であった。『佐賀県史料集成』に先行してなされた城島正祥氏の研究は、文書中心の「肥陽旧章録」収録の文書類を核にしたものであり、その段階でも革新的なものであったといえる。『佐賀県史料集成』の登場、さらには、坊所鍋島家文書の『佐賀県史料集成』による刊行によって、より広い範囲の人々にとって、一次史料である文書一点一点からの研究環境が改善された。城島氏が「肥陽旧章録」で引用していた文書を、『佐賀県史料集成』の整理番号に置き換えて確認するということが、個々人にとつての研究の出発点となることもあった。しかし、『佐賀県史料集成』は、編纂者三好不二雄氏の個人的な献身に負う部分も多く、時間的制約からも、年次比定や人物比定等についての情報が不足している。

これまで述べたように、多久家に残されていた近世初期の文書史料を、後世の人々が、整理し、分析していくという営為は、世代をこえて息長く続いてきた。『佐賀県史料集成』の刊行は、その過程の中の大きな一歩である。さらなる一歩は、次の世代によって踏み出される必要がある。世代を越えた営為を単純な繰り返しとしないためには、先人の作業の成果を足場としつつ、さらに将来につなげていく工夫が必要となる。『佐賀県史料集成』に限らず、近世に成立した「肥陽旧章録」等に欠けていたのは、文書一点一点のメタデータの不足である。具体的には、そのほとんどを占める無年号文書の年次比定、差出・宛名を初めとする

登場人物の人名比定と、それぞれの居所の推定、これらの要素は、検討の過程において、互いに複合的に関連しあい、またそれぞれの文書間でも重層的な関連が生ずる。私たちは、それらを改めて検討し、あらたな成果をメタデータとして文書に付すための共同作業が必要であると考
え、これを「読みなおし」と位置づけた。そして、二〇一四年四月に多
久家文書研究会を立ち上げた。開始に先立って、多久市郷土資料館にお
いて同館所蔵の卷子本等を高精細画像のデジタルカメラで撮影し、そ
のデータを研究会参加者で共有した。メンバーおよび日程、具体的な研
究進行の手順と、これまでの成果は、左の通りである。

☆メンバー

・二〇一四年度の開始時におけるメンバーは、以下の十名である。

- 小宮木代良（東京大学史料編纂所）
- 佐藤孝之（東京大学史料編纂所）
- 及川亘（東京大学史料編纂所）
- 大園隆二郎（多久古文书村村長、二〇一五年度までの参加）
- 西村隆司（多久市郷土資料館、この年度のみの参加）
- 本多美穂（佐賀県立図書館）
- 松田和子（佐賀県立図書館）
- 清水雅代（佐賀県立図書館）
- 藤井祐介（佐賀県立博物館）

○野口朋隆（昭和女子大学、二〇一五年度までの参加）

・二年目（二〇一五年度）に、左記のメンバーの新規の参加があった。

○志佐喜栄（多久市郷土資料館、前年度の西村隆司氏と交替）

○大平直子（佐賀市文化財課）

・三年目（二〇一六年度）には、左記のメンバーの新規の参加があった。

○田久保佳寛（小城市教育委員会文化課）

○佐藤紘一（鳥取県立図書館、この年度のみの参加）

・四年目（二〇一七年度）には、左記のメンバーの新規の参加があった。

○石津裕之（東京大学史料編纂所）

☆研究会の開催

第一回 二〇一四年九月五日～同七日（於東京大学史料編纂所）

第二回 同年十二月十二日～同十四日（於多久市郷土資料館）

第三回 二〇一五年七月二十四日～同二十六日（於東京大学史料編纂
所）

所）

第四回 同年十一月十三日～同十五日（於多久市郷土資料館、十一月十
五日午後はシンポジウム開催）

第五回 二〇一六年六月二十四日～同二十六日（於東京大学史料編纂
所）

第六回 同年十二月九日～同十一日（於多久市郷土資料館）

第七回

二〇一七年七月十一日～同十三日（於東京大学史料編纂所）

二〇一七年度までの参加）

- 第八回 同年十一月二十五日～同二十七日（於多久市郷土資料館、一月二十六日午後はシンポジウム開催）
- 第九回 二〇一八年六月三十日～七月二日（於東京大学史料編纂所）
- 第十回 同年十月五日から同七日（於多久市郷土資料館）
- 第十一回 二〇一九年六月十四日～同十六日（於東京大学史料編纂所）
- 第十二回 同年十一月八日～同十日（於多久市郷土資料館）
- 第十三回 二〇二〇年九月二十六日（Zoomによるオンライン開催）
- 第十四回 同年十一月二十一日（Zoomによるオンライン開催）
- 第十五回 同年十二月五日（Zoomによるオンライン開催）
- 第十六回 同年十二月十八日（Zoomによるオンライン開催）
- 第十七回 二〇二一年一月二十二日（Zoomによるオンライン開催）
- 第十八回 同年三月十九日（Zoomによるオンライン開催）
- 以上の十八回で、卷子本分七〇一点の検討の一度目を終えたが、報告書作成を念頭に、以下、再度確認のための研究会を継続することとした。
- 第十九回 二〇二一年六月十二日（Zoomによるオンライン開催）
- 第二十回 同年七月三十一日（Zoomによるオンライン開催）
- 第二十一回 同年九月十八日（Zoomによるオンライン開催）
- 第二十二回 同年十月十六日（Zoomによるオンライン開催）
- 第二十三回 同年十一月二十七日（Zoomによるオンライン開催）

- 第二十四回 二〇二二年一月八日（Zoomによるオンライン開催）
- 第二十五回 同年二月十二日（Zoomによるオンライン開催）
- 第二十六回 同年四月九日（Zoomによるオンライン開催）
- 第二十七回 同年五月十五日（Zoomによるオンライン開催）
- 第二十八回 同年六月十一日（Zoomによるオンライン開催）
- 第二十九回 同年七月九日（Zoomによるオンライン開催）
- 第三十回 同年八月三日（Zoomによるオンライン開催）
- 第三十一回 同年八月二十日～二十一日（於東京大学史料編纂所）
- 右のうち、第十三回から三十回までのZoomによるオンライン研究会開催は、コロナ感染拡大への対応である。
- ☆読み直しの具体的な手順
- まず、メンバーの分担分を定め、高精細史料画像をもとにした史料翻字分の確認、人名比定、人物の居所比定、年次比定等を行った。その成果は、データ化し、共有フォルダにあげておき、共同での読み合わせを行う前の一定期間中に、共有フォルダ（*teamfile*を使用）にあげられた分を、全員で校閲、要修正点等を書き込んでおくこととした。Wordを用いて行う段階では、その校閲機能を用いて、相互の質問のやりとりも書き込んでおいた。読み合わせの場では、原本史料等も見ながら校閲内容の最終確認を行った。以上の手順は、最初から確立していたわけではなく、PDFも含めて様々な道具立て等を試す中から最終的に決まっ

ていった。

☆これまでの成果

二〇一七年度開催のシンポジウム（「多久家文書を読みなおす2 近世前期における公儀軍役負担と佐賀藩」二〇一七年十一月二十六日、於多久市東原庁舎、八〇名参加）における四報告を論文としてまとめ、『近世前期の公儀軍役負担と大名家』（小宮木代良編、岩田書院、二〇一九年三月）を刊行した。同書には、二〇一五年度開催の多久家文書共同研究成果報告シンポジウム（『多久家文書を読みなおす』二〇一五年十一月十五日、於多久市東原庁舎、九〇名参加）からも四報告を論文文化して掲載した。

今回の「読みなおし」から「分かった」こと

今回の「読みなおし」において「分かった」ことの第一は、「読み合わせ」という作業の重要性である。これは、近世における営為ともつながる。複数のメンバーによる「読み合わせ」により、史料群の中のひとつひとつの文書が、互いに重層的かつ複合的な意味を持っていく過程を経験した。一人で史料に向かい続けても、「読み合わせ」におけるほどの発見はなかなか得られない。このことは、私たちに共同研究というものの意味をあらためて気づかせてくれる。また、かつて多久家や佐賀藩による多久家文書へのコンタクトが繰り返されていたことは、こう

した「読み合わせ」が何度となく繰り返されてきたであろうことを想像させる。

過去における「読み合わせ」の成果を、次の「読みなおし」のために引き継いでいく必要がある。ただし、それは、結論のみの継承ではなく、考証過程の継承をとまわなくてはならない。近世以来の史料考証における「按文」の技法は、そのような認識から生まれた。現在において、デジタルデータを介在させた「読み合わせ」を行う場合も、考証過程も含めた情報をメタデータとして付加し、次の「読みなおし」にそなえる必要がある。

なお、多久家文書の「読みなおし」から「分かった」ことの二つ目は、近世成立期における大名発給文書が大量に含まれる大名家臣史料の発掘、あるいは「読みなおし」の必要性である。今回のメンバーとともに、佐賀藩家臣坊所鍋島家文書を次の「読みなおし」の対象とする準備を進めているところである。

鍋島光茂の「初御目見」の時期をめぐって

本多美穂

はじめに

本稿では、佐賀藩の二代藩主となった鍋島光茂（幼名翁介）の「初御目見」（将軍拝謁）がおこなわれた時期について論ずる。

光茂が祖父・初代藩主勝茂の後継に決まる過程については、これまで光茂の公式な年譜である「寛元事記」に拠って叙述されることが多かった。しかし、多久家文書の関係史料を検討することにより、その年次は修正されるべきことがわかった。本稿は、この史料集の付論として、多久家文書を「読みなおす」ことによって新たに判明した事実の一端を紹介するものである。

鍋島忠直の逝去と後継問題

寛永十二年一月二十八日、佐賀藩初代藩主鍋島勝茂の嗣子忠直が痲瘡により急逝した。二代藩主となることを期待されていた忠直の享年は数えで二十三歳、あまりにも早すぎる死だった。

忠直には、後に小城鍋島藩の初代藩主となる異母兄元茂がいた。元茂

は、勝茂が側室岩との間に設けた長男である。しかし、勝茂が徳川家康の養女菊姫（高源院、実父は岡部長盛）を後室に迎えたことにより、二人の間に生まれた忠直が嫡子となった。

その忠直の死により、再び勝茂の後継問題が生じた。忠直の遺児翁介（光茂）は数えで四歳、満年齢ではわずか二歳八か月の幼児である。勝茂と高源院の間には忠直の弟千熊（後の初代蓮池藩主鍋島直澄）もおり、忠直の逝去時には二十一歳になっていた。勝茂と高源院が、直澄を次の藩主にと考えたとしても不思議はない。

結果的には周知のとおり光茂が二代藩主を継ぐことになるが、後継が決まる過程はなかなかドラマティックである。その経緯は、元茂の信念と、光茂の乳母小倉女の献身を軸とする物語として、「寛元事記」や「元茂公御年譜」等、藩主の年譜類にも取り上げられ広く知られている。これらの元となったのはおそらく「葉隠聞書」第五に載せられた左の記事であろう。

一、忠直公御卒去の時、翁介様は四才に被_レ為_レ成候。御幼少に候へば、勝茂公「御家督 甲州様え可_レ被_レ進」と御夫婦様御相談にて、先惠照院様を甲州様に御婚札被_レ成候。其時上臈小倉殿（元来下総守殿一門也）鬱憤にて御供不_レ仕候。翁介様御養育に夜白心を尽し、片時も離不_レ申候。御食事は干物の御汁、花鯉の外には何にても上不_レ申、一人にて守立被_レ申候。然所に甲州様御取立の義、御家中上下ともに合点不_レ仕候様に詮義候に付て、美作殿態江戸被_レ罷越、「翁介様を差置、甲州様御取立の義、御家中合点不_レ仕」通被_レ申上候。勝茂公被_レ聞召、「尤の義に候へども我等無_レ余命候へば、幼少の嫡子にては、長崎番相澄間敷候」よし被_レ仰候。美作殿被_レ申候は、「夫は翁介様物立不_レ被_レ成節、甲州え御譲り可_レ被_レ成候。御家中請合不_レ申儀は何分に被_レ思召候ても不_レ相叶」通被_レ申上候に付て、御納とく被_レ成候。然共御前様思召共にて、御老中御招請被_レ成候。其日紀州御出、小倉殿被_レ召出、「翁介殿御為にて候間、明日御座え不_レ凶翁介どのを抱候て、罷出可_レ申哉、定而御立腹にて科をも可_レ被_レ仰付」と被_レ仰聞候へば、「本より一命を捨罷在候」由受合申候。翌日、^{一説土井大炊頭殿}酒井讚岐守殿初御老中御出、御夫婦様御盃事相濟、讚州盃御控の時分、甲州様御呼出可_レ被_レ成と被_レ仰談置候処、紀州相図被_レ成候に付て、小倉殿御座え罷出、翁介様を被_レ懸御目候。紀州差図、「肥前守忘形見にて候。懸御目置候間、御盃被_レ下候様に」と御

申候に付て、御老中方御悦び、「ケ様の御子御さ候こと、終に不_レ承、扱々めでたき御事、能御世継にて候」と被_レ仰、御盃事相澄申候。此上は御夫婦様可_レ被_レ成様も無_レ之、御議定被_レ成候、（後略）

（日本思想大系『三河物語 葉隠』三七八〜三七九頁）

右の記事には人物や時間的な前後関係に錯誤があつて所々矛盾も生じているのだが、大要は以下のとおりである。

- ① 忠直逝去後、忠直の子光茂がまだ幼少だったため、勝茂夫妻は忠直の同腹弟の直澄を次の藩主にと考え、忠直室惠照院を直澄に再嫁させることにした。
- ② しかし元茂や光茂の乳母小倉女、鍋島家の家臣たちは、光茂を差し置いて直澄が次期藩主となることに納得せず、多久茂辰（安順の誤りと思われる）が江戸に上つて、光茂を継嗣とするよう勝茂らを説得した。
- ③ それにより勝茂夫妻も光茂を後継とすることを一度は認めたが、やはり直澄をとの思いが強く、老中を招いて盃事の際に直澄と対面させ、直澄の家督継承を既定のものとしようとした。
- ④ そのことを察知した元茂は一計を案じ、小倉女に命じて、光茂を抱いて老中たちの盃事の席に連れてこさせ、光茂を「忠直の忘れ形見

である」と紹介して、世継と認める老中らの言質を取り、光茂が次代藩主となる道筋をつけた。

右の記事には明記されないが「葉隠聞書」第五―一二七（前掲書三八四頁）ではこの時の老中招請を「寛永十三年」としている。藩主の年譜類はいずれもこれに倣い、「寛元事記」も寛永十三年条に「土井大炊頭殿へ御面談 付リ、小倉女之事」の項目を設けて当該のエピソードを載せ、翌寛永十四年条には「初テ御目見」として、光茂が外祖父松平忠明の願いによって將軍徳川家光に拝謁した様子を次のように詳述する。

一寛永十四年丁丑御歳六

初テ御目見

一松平下総守忠明御願ニ依テ、家光公へ光茂公初テ御目見被成候、御幼年ニ御座被成候故、御乳人^{高山卯兵衛}并小倉、家光公御目通迄奉付、納富九郎兵衛ハ御次迄罷出、御前ニハ忠明御同道被成候処ニ、是へく／＼ト上意ニ付テ御膝元迄御出被成候、此時御熨計御拝領、何ソアイラシキ物ヲト上意ニテ犬ハリコ御拝領、于時間及タルヨリ利発ナル生付ト上意被成候、其節御熨計トハリコト兩ノ御手ニ御持、御退出被成候

（佐近一一三／四く五頁）

同様の記事は「勝茂公御年譜」にも見える（佐近一一二／六九頁）。ところが、「勝茂公譜考補」は、「翁助様御目見」を寛永十四年と記したうえで、「旧記二八、十二年十一月、翁助様御歳四歳ニテ、初テ御内方ヨリ將軍家光公へ、御目見ノ事ヲ載タリ、如何」という異説を載せている（佐近一一二／四〇六頁）。また「光茂公譜考補地取」には、「寛元事記」とほぼ同じ記事の後に、「按ニ、公初テ御目見ノ儀、書拔・葉隠扱又旧記ノ内ニ、寛永十二年霜月御年四歳ノ時ト有テ、十四年ノ説一向見ル所ナシ、猶可考」との按文がある（佐近一一三／一八九頁）。この按文は、朱字で「不及」とあつて全体が抹消されており結局不採用となつたことが知られるが、「勝茂公譜考補」や「光茂公譜考補地取」が編纂された天保年間（天保十二く十五年頃）には光茂の「初御目見」を寛永十二年とする説もあつたことを示している。そして再度「葉隠聞書」を検索すると、寛永九年の光茂誕生から明暦三年までの出来事を略述する「光茂公（金丸氏より写）」と題する記事には確かに「同（寛永）十二年乙亥、初テ御内方より家光様に御目見」とあり、光茂の「初御目見」を寛永十二年とする記述がみつかると（聞書第五一九六、前掲書三七二頁）。つまりは「葉隠聞書」の中でも年次に矛盾が生じているのである。

成立期の佐賀藩において、勝茂の次代の藩主を誰にするかは非常に大きな問題であつたはずである。ましてや勝茂の嫡子忠直が急逝した寛永十二年は、龍造寺高房の遺児伯庵が龍造寺家再興を幕府に訴えていた時

期であり、その行方によっては藩の存続自体が危ぶまれる状況下にあった。だからこそ「葉隠聞書」でも光茂が継嗣に決まった経緯を詳しく取り上げたのだろうし、その立役者となった元茂の年譜にも詳細に記されたのだと考えられる。しかしながらこの一連の出来事がいつのことだったのか——光茂が初めて將軍家光に拝謁して勝茂の後継と正式に認められたのがいつだったかについては、前述のとおり年譜類や史書によって寛永十二年から十四年とするものがあり、定まっていないのである。

多久家文書に見える「翁介」の「御目見」

この問題の解決に手がかりを与えてくれるのが、今回読みなおしをおこなった多久家文書の二月十四日付鍋島勝茂書状（三〇四号、多久茂辰宛）である。史料編にも掲載しているが、再度引用しよう。

正月十三日之書状参着、令披見候、仍、翁介旧冬仕合能、御目見申候、
為祝儀、遠路態使者被差越、令祝着候、殊翁介所へ、右為祝儀、太刀
馬代金子沓部被相越、念入候段、幾久と目出度存候、何も期後音、不
具候、恐と謹言、

二月十四日

美作殿

進之候

信濃守

勝茂（花押）

本文から、「翁介」が前年の冬（十〜十二月）に首尾よく將軍に拝謁したこと、その祝儀の使者が佐賀の多久茂辰のもとから正月十三日付の書状と共に江戸の勝茂のもとへ到着したことが知られる。右に引用した勝茂書状は、この茂辰の祝儀に対して、二月十四日付で出された勝茂の礼状である。

この文書について、『佐賀県史料集成』は、年次を「慶安二年カ」としている。本文に「翁介旧冬仕合能 御目見申候」とあるのを、光茂元服時の將軍拝謁（慶安元年十二月二十二日、佐近一一三／七頁）に係るものと推定したためであろう。しかし、本文書の差出書の勝茂の花押は、寛永四年八月頃から寛永十四年八月頃まで使用が確認できるもの（三六八号・四六五号等）と同型であり、寛永十五年以降は使用された形跡がない（寛永十五年六月以降は明らかに形が変わる。三五二号他）。また勝茂は光茂元服時の將軍拝謁の様子を慶安二年一月十八日頃に国許で聞いており、同年二月も引続き在国中である（佐古／有田家三三三号・三六号）ことから、『佐賀県史料集成』の比定には従うべきでない。それでは、この書状はいつ出されたものだろうか。年次を検討してみよう。

右のとおり、差出書の勝茂の花押型から、三〇四号文書の発給時期を、ひとまず寛永四年から寛永十五年までの間に置くこととする。

「翁介」は光茂の父忠直も用いた幼名であるが、忠直は元和八年に高源院らと共に参府し（佐古十二・十三／坊所七二三・九七六号）、同年十二月二十六日に肥前守に叙任、將軍秀忠の偏諱を得て忠直と名乗るようになっていたので（佐古十八／坊所補遺一・二号）、寛永四年以降に「翁介」とよばれるのは、忠直ではなく光茂である。そうであれば、この文書はまさに光茂の「初御目見」に関わるものである可能性が高いと思われる。

光茂は寛永九年五月の生まれであるから、三〇四号文書の発給時期の上限は寛永十年となる。ただし、勝茂嫡子忠直の存生中に、乳児の光茂が將軍に拝謁する事態は考え難いため、「旧冬」の拝謁は早くとも忠直が歿した寛永十二年以降であろう。以上により、光茂の「初御目見」は寛永十二年から十四年の間におこなわれたと推定でき、本文書の発給時期は寛永十三年から十五年の三か年に絞られることになる。

先述のように、「寛元事記」等の藩主の年譜類は、光茂が初めて家光に拝謁した年を寛永十四年とする（佐近一一三／四・一八九頁、同一一二／四〇六頁、同二一一／一七九頁）。寛永十四年冬に拝謁したのであれば本文書の年次は翌寛永十五年ということになる。

しかしながら、寛永十五年二月といえは、前年十月に起こった天草・島原一揆（島原の乱）の攻防が熾烈を極めていた時期である。寛永十四年十一月十四日に幕府は九州諸藩の大名に対して子息か舍弟を派遣する

よう命じており（『江戸幕府日記』同日条）、佐賀藩では勝茂の子元茂と直澄が相次いで九州に下り（佐近一一二／八五頁）、勝茂自身も翌寛永十五年一月十二日に江戸を発し同月末に有馬に到着している（佐近一一二／一二七・一三〇頁）。

その後二月二十八日の総攻撃で原城が陥落し戦いが終結するが、勝茂は下向後元茂・直澄らとともに終始在陣していたのであり、二月十四日時点で江戸から国許に札状を出している本文書とは状況がまったく合致しない。従って、本文書の年次は寛永十五年ではありえず、年譜類の「寛永十四年初御目見」説は否定される。

それでは「寛永十三年」説はどうか。寛永十三年に元茂と小倉女による老中への対面があり、同年冬に光茂の將軍拝謁が叶ったとすると、この文書の年次は寛永十四年となる。

この前後の勝茂の動きを確認すると、寛永十三年六月二日に江戸を發し十日に四日市に到着（一一二四号）、二十五日佐賀に帰着している（三二〇号解説参照。七月二日付鍋島勝茂宛細川忠利書状、『細』二〇／忠利三一一七号）。同年九月九日に發した覚書（二七五号）には「来春、郡々手分候て相改め、我等上国前、二月中ニ、様子可承候」とあって、翌寛永十四年三月以降の「上国」（国許から江戸に上ること）を示唆している。同十四年三月二十日にはまだ国許にいて諸算用の確認をしているが出立間近と思われる（三二二号）、その後国許を發ち閏三月五・六日には京都に

滞在(一一七・二四〇号)、閏三月十八日に江戸に到着している(三三〇号)。すなわち、寛永十四年二月十四日には勝茂は在国であり、これもまた江戸から国許に礼状を出している三〇四号文書とは状況が合致しない。従って、本文書の年次は寛永十四年でもないため、寛永十三年冬に「初御目見」が叶ったとは認め難いのである。

以上のように、三〇四号文書の発給年次は寛永十五年でも十四年でもない。とすると、三〇四号文書は寛永十三年発給の可能性を残すのみとなり、「旧記」が伝えていた、そして「光茂公譜考補地取」の編纂者からは否定された「寛永十二年十一月」の「御目見」の可能性が俄然真実味を帯びてくるのである。

念のため、寛永十二年から十三年にかけての勝茂の動きについても確認しておこう。

「葉隠聞書」によれば、勝茂は寛永十二年一月二十八日の忠直の訃報を石薬師(現・三重県鈴鹿市)で聞いたとされる(前掲書三四六頁、聞書第四一六九。なお「葉隠聞書」は「勝茂公御下国に石薬師宿御泊」と記した上で「此義相違。今年、勝茂公御着府也」と注記する)。その後勝茂は江戸に上り、同年五月七日には多久安順とともに江戸にいたことが確認できる(二二一号)。

勝茂はそのまま翌寛永十三年六月初めまで江戸に滞在し(二八五・四〇・一〇七・四二二号等)、前述のとおり六月二日に江戸を発して帰国の

途につく(二二四号)。つまり前掲三〇四号の勝茂書状が発出された二月十四日は、寛永十三年であれば勝茂が江戸にいたため状況に矛盾は生じないのである。

従って、本文書は寛永十三年二月十四日に発出されたことが確定でき、前年冬に実現した光茂の「御目見」に関連するものと考えるのが妥当である。すなわち光茂の「初御目見」は、寛永十二年の冬、同年一月に勝茂嫡子忠直が痲瘡で急逝したその年のうちにおこなわれたのである。

ちなみに、多久家文書の一八六号と二二二号はいずれも三〇四号と同じ二月十四日付の鍋島勝茂覚書で、光茂に祝儀を送った家中の名を書き上げたものであり、これらも三〇四号と同じ寛永十三年に比定できよう。

結びにかえて

多久家文書三〇四号鍋島勝茂書状の年次比定を手掛かりに、光茂の「初御目見」の時期が、「寛元事記」等の年譜類が記す寛永十四年ではなく、忠直が逝去した寛永十二年であったことを示した。この時光茂は満三歳六か月前後である。そのうえで改めて「寛元事記」の「初テ御目見」の記事を見返すと、家光から下賜された熨斗と犬張子を両手に持って退出する幼い光茂の姿が違和感なく受け入れられるだろう。

本稿で述べたことは、これまでおこなってきた多久家文書の「読みなおし」で得られた成果の一端である。実にささやかな成果ではあるが、

このような事実の確定・蓄積を継続していくことによって、歴史叙述はより確かな、より豊かなものになっていくと思う。これから始まる坊所鍋島家文書の共同研究においても、引続き新たな事実が明らかになっていくことを期待したい。

鍋島勝茂の居所と行動について

及川 亘

本稿は佐賀藩初代鍋島勝茂の出生から死没までの居所と行動についてまとめるものである。前稿「『坊所鍋島家文書』に見る鍋島勝茂等の慶長・元和期の居所と行動について」（石津・及川・小宮・佐藤編『坊所鍋島家文書未刊分―鍋島道虎関係―』東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二〇―五、二〇二一年）では、「坊所鍋島家文書」（佐賀県立図書館所蔵）を用いて同文書の残存状況の良い慶長・元和期について鍋島直茂・勝茂・忠茂・元茂・忠直等の居所と行動をまとめたが、本稿ではその際の誤りを訂正しつつ、本書史料編の成果を活用して、勝茂の天正八年の出生から明暦三年の死没までを取り扱うことにした。

勝茂の生涯については、藩政時代に編纂された「勝茂公御年譜」（享保年間、以下「年譜」）・「勝茂公譜考補」（天保年間、以下「考補」）があり、『佐賀県近世史料』（以下『佐近』）第一編第二巻として刊行され、広く研究に活用されている。それらの成立については『佐近』の解題に詳しいが、特徴の一つとしては家中から広く徴した書状・覚書等の一次史料も典拠として引用しており、前近代の編纂としては高い実

証水準を持っていることが挙げられる。

多久家文書研究会でも文書の年次比定や勝茂等主要人物の居所を確定するために、先ず「年譜」・「考補」を参照したが、寛永期前半以前は詳しい記事を欠く年も多く、また研究会において「多久家文書」を読み進めてゆくに従って、「年譜」・「考補」の誤りが指摘されることもあった。そこで本稿では、出来る限り「多久家文書」・「坊所鍋島家文書」等の一次史料（書状・覚書等の文書類）に基づいて記述することを目指し、「年譜」・「考補」等の編纂物の記事についてはなるべく一次史料による裏付けをとることを心掛けた。

引用史料の内、「坊所鍋島家文書」を用いた部分については、基本的に前稿での記述を踏襲した。前稿で誤っていた箇所については特に断ってはいないが訂正した。「多久家文書」については、本文中に年次比定や勝茂の居所について根拠を示していないが、本書史料編の解説によった（筆者の理解不足による誤りもあるかもしれないが、それは全て筆者の責任に帰する）。従って、特に寛永期以降の「多久家文書」を典

拠として記述した部分は多久家文書研究会での成果に全面的に依拠するものであることをお断りしておく。また研究会メンバーの方々には全般に亘って種々ご教示をいただいた。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

附記 本稿は科学研究費補助金・基盤研究(B)「近世統一政権の成立と天下普請の展開―中近世移行期史料の研究資源化を通じて―」(課題番号一七H〇三三八二、研究代表者及川亘、二〇一七―二〇二一年度)および同基盤研究(C)「徳川政権の公儀の確立と城郭建設―無年号文書から公儀普請を読み解く―」(課題番号二二K〇〇八七二、研究代表者及川亘、二〇二二年度)の研究成果の一部でもある。

《凡例》

本稿では典拠等の注記は本文中の【】内に示す。省略記号等は以下の通りである。

- ・典拠とする書状・覚書類は「何月何日付誰某書状」等と日付と差出を記すが、勝茂の書状については日付のみ示す。
- ・「多久家文書」は本書史料編の文書番号により【多々号】と示す。
- ・『佐賀県史料集成 古文書編』は「佐古」として「巻数/文書群名・文書番号」を示すが、第一―一四卷所収の「坊所鍋島文書」につ

いては、単に刊本の文書番号を漢数字で【坊々号】と示し、同一八・二二卷所収の補遺分については【坊一八補々号】等と示す。同様に『佐賀県史料集成 古文書編』第一四卷所収の「有田家文書」については【有々号】と示す。

- ・『坊所鍋島家文書未刊分―鍋島道虎関係―』所収の「坊所鍋島家文書」については【坊未々号】(アラビア数字)と示す。
- ・「勝茂公御年譜」は「年譜」、「勝茂公譜考補」は「考補」とし、『佐賀県近世史料』の編冊頁を【佐近二―二〇〇頁】と示す。他の『佐賀県近世史料』所収史料についても、編冊頁を同様に記す。
- ・『佐賀県近世史料』第八編第三冊所収(二四一―三九九頁)「石田私史」は【石田】とする。
- ・『大日本史料』第十二編は【十二編】と示す。
- ・『大日本近世史料 細川家史料』は【細々】/忠利々号】等と冊次と文書番号を記す。
- ・『福岡県史』近世史料編細川小倉藩(一)～(三)所収の小倉藩細川家の「日帳」は【細川「日帳」一〇〇頁】等と冊頁を示す。
- ・「寛政重修諸家譜」は【寛政譜】巻々】と示す。
- ・家康の居所については『参考文献』に挙げる「藤井二〇二〇」も参照した。
- ・秀忠等の居所については『参考文献』に挙げる「藤井編一九九四」

も参照し、【『居』秀忠】等と示した。

《参考文献》

- ・石津裕之・及川亘・小宮木代良・佐藤孝之編『坊所鍋島家文書未刊分―鍋島道虎関係―』（東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二〇―一五） 二〇二二年
- ・及川亘「現場監督する大名―多久家文書にみる公儀普請―」（小宮木代良編『近世前期の公儀軍役負担と大名家』岩田書院） 二〇一九年
- ・及川亘「坊所鍋島家文書」に見る公儀普請（『近世統一政権の成立と天下普請の展開』東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二―一―一八） 二〇二二年
- ・大平直子「童造寺高房の叙任と江戸詰めについて」（『佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要』第九号） 二〇一五年
- ・大平直子「多久家文書にみる大坂冬の陣後の城割普請」（小宮木代良編『近世前期の公儀軍役負担と大名家』岩田書院） 二〇一九年
- ・北島万次編『豊臣秀吉朝鮮侵略関係史料集成』1～3（平凡社） 二〇一七年
- ・佐藤孝之「元和九年秀忠上洛の江戸出立日をめぐって」（『十七世紀前半西南諸藩における大規模軍事動員』東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二―一―一六） 二〇二三年
- ・白峰旬「豊臣七将襲撃事件（慶長4年閏3月）は「武装襲撃事件」ではなく単なる「訴訟騒動」である―フィクションとしての豊臣七将襲撃事件―」（『史学論叢』第四八号） 二〇一八年
- ・白峰旬「関ヶ原の戦い関連の鍋島家関係文書についての考察」（『史学論叢』第四九号） 二〇一九年
- ・藤井讓治『徳川家康』（吉川弘文館人物叢書） 二〇二〇年
- ・藤井讓治編『近世前期政治的主要人物の居所と行動』（京都大学人文科学研究所調査報告第三七号） 一九九四年
- ・本多美穂「鍋島光茂の「初御目見」の時期をめぐって」（本書所収） 二〇二二年
- ・松田和子「めでたき春―寛永十六年正月勝茂親子の將軍御目見え―」（小宮木代良編『近世前期の公儀軍役負担と大名家』岩田書院） 二〇一九年
- ・松本長一郎「慶長期の駿府城修築」（『地方史静岡』第一号） 一九八三年
- ・水野伍貴『関ヶ原への道―豊臣秀吉死後の権力闘争』（東京堂出版） 二〇二二年

*

*

*

天正八年

勝茂は天正八年十月十一日、直茂と石井忠常女との間に龍造寺城（後の佐賀城）の石井義元の屋敷で生まれた【「年譜」・「考補」佐近一一二／一・一七八頁】。幼名伊勢松。

天正十七年

「年譜」・「考補」によると、龍造寺隆信の母慶閭尼（鍋島清房後室龍造寺氏）の計らいで、隆信次男江上家種の養子となり、蓮池小曲に館した【佐近一一二／四・一八三頁】。

天正十八年

秀吉より三根・藤津両郡の内九千石を与えられた。八月に人質として実母石井氏等とともに大坂に上り、伊平太と名を改めた【「年譜」・「考補」佐近一一二／六〇七・一八五頁】。

天正十九年

「年譜」・「考補」によると、母等とともに大坂に詰めた【佐近一一二／七・一八六頁】。

天正二十年／文禄元年

「年譜」・「考補」によると四月下旬に秀吉の朝鮮出兵に従って肥前名護屋に下着した【佐近一一二／七・一八六頁】。

文禄三年

「年譜」・「考補」によると、二月に秀吉の吉野山花見に供奉した【佐近一一二／七・一八七頁】。

文禄四年

「年譜」・「考補」によると、父直茂とともに伏見に詰めた。二月十四日、秀吉より戸田勝豊女（秀吉養女）との婚姻を命ぜられ、従五位下信濃守に叙任、豊臣姓を賜った【佐近一一二／八・一八九頁】。

文禄五年／慶長元年

「年譜」・「考補」によると、前半は父直茂とともに伏見に詰め、二月上旬、伏見において戸田勝豊女と婚姻した【佐近一一二／八・一九〇頁】。六月十八日付書状【多一八〇号】は朝鮮出兵から国許に戻った多久安順に宛てたもので、勝茂が伏見から発したものと考えられる。

秀吉は明との和議が破れたことにより再度朝鮮への出兵を決意するが、今回は勝茂も従軍することになり、直茂に先立って十月二十日もしくは十二月に伊万里より渡海したとされる【佐近一一二／八・一九〇

頁】。

慶長二年

「年譜」・「考補」によると、朝鮮に渡海した勝茂は正月には竹島（金海）に在番した。巨済唐島での加藤嘉明等と李舜臣等の海戦に参陣し、初手柄を挙げたとされる【佐近一―二／八―一〇・一九四―一九五頁】。これは四月または七月のこととされ、はっきりとしないが、七月十四日から同十六日にかけて戦われた巨済島漆川での海戦【北島二〇一七／三―五六〇頁】を指すか。八月には毛利秀元に従って黒田長政等とともに全羅道南原を攻略するが、その際勝茂は直茂とともに「加耶山」の城を攻め落とした。その後、八月二十二日には慶尚道・忠清道の境の「金溝・金堤」まで攻め、二十日余り「康津」に在陣して竹島に戻った【佐近一―二／一―一三・一九五―二〇一頁】。その後は竹島に在番したものと思われる。

慶長三年

「年譜」・「考補」によると、直茂とともに朝鮮で越年し、竹島に在番した。正月、直茂とともに加藤清正等が籠城する蔚山城の救援に赴いた。八月に秀吉が死去し、九月には小西行長が西方の最前線の順天城から撤退する。その際、立花宗茂と寺沢広高が後詰をしたが、鍋島勢は加

勢せず、勝茂は直茂の指示により、後学のために戦況を観察しに赴いたとされる。十二月上旬には帰朝、博多から佐賀には寄らずに伏見に参府したとされる【佐近一―二／一四・二〇二―二〇三頁】。

慶長四年

「年譜」・「考譜」によると父直茂とともに正月を伏見で迎えたときれる【佐近一―二／一五・二〇七頁】。慶長四年正月二十七日付覚書【坊一二九号】では、鉄炮二〇〇挺等を国許より指上すよう指示しており、在上方（伏見カ）であることが裏付けられる。前年八月の秀吉の死後、政権は徳川家康と石田三成をそれぞれの中心として分裂し、特に年明けには家康と伊達政宗の私婚問題をめぐって他の五大老も巻き込んで軍事的な緊張が高まっていた【水野二〇二一】。

二月後半には家康と前田利家が和解することにより、とりあえずは軍事的な衝突は避けられたとみえ、直茂・勝茂は三月五日付書状【佐古七／鶴田六七号】で、「京都無相易儀候、（中略）内府公・大納言殿御間、今程一段よく御成候様子」と国許に報じている。しかし同書状には「我等下向之儀、今少見合候て御暇申上、可罷下と存候」ともあり、直茂・勝茂の帰国はもう少し状況を見定めてからと、予断を許さない状況であったことが分かる。

勝茂は閏三月一日付書状【坊一三九号】では「此方別条無替儀」とし

ているが、三月末の伏見・大坂は、「一昨日ヨリ大坂ニ雜説有云々」【「言經卿記」慶長四年三月二十九日条】、「今夜伏見一段さハキ申」【「北野社家日記」慶長四年三月二十九日条】等という不穏な状況であった。

前田利家が、閏三月三日に病死すると、諸大名による石田三成糾弾の動きが急速に高まった【白峰二〇一八・水野二〇二二】。同七日付書状

【坊一四〇号】では、利家の死去を報ずるとともに、上方の様子はそれまでは「相易儀無之」であったものが、「石治少今すこし被仰事共候けに候」と、三成をめぐる相論が続き、それはやがて「御無事」になるだろうが、「たゞ今も弓鎗取あわせ騒動之儀、大坂ふしみ共ニやみ不申候躰候」という情勢であり、国許でも油断しないように指示している。また同九日付書状【坊一四一号】では、昨八日に三成の処遇が決まり、当面「御静謐」となる見込みなので、戦争に備えて先に指示した鉄炮の者の上落は控えるように書き送っている。勝茂は三成が失脚して佐和山に蟄居するまでの状況を伏見にあつて目の当たりにしていたことが分かる。

国許の鍋島道虎に宛てた閏三月二十六日付書状【坊一四二号】では、上方の情勢はいよいよ静まってきたので、直茂には帰国の暇が出、一兩日中に大坂より出船する予定であるとしている。勝茂は伏見に残り、卯月六日付有田茂成宛書状【有五号】・六月五日付多久安順宛書状【多一七八号】等により、在上方であることが確認できる。

九月二十八日には家康が大坂城西ノ丸入城するが【藤井二〇二〇】、「年譜」・「考補」によると、勝茂は家康を見舞うために伏見から大坂に早駆けしたが、家康には面会できず、そのまま伏見に戻ったとされる【佐近一―二ノ一五・二〇七―二〇八頁】。いったん国許に戻った直茂は十月に再び上洛した【同上】。その後は両者ともに上方に居ると考えられる。

ところで、「年譜」・「考補」によると、本年は勝茂正室が初めて男子を生んだとされる【佐近一―二ノ一五―一六・二〇八頁】。おそらくこの記事により、勝茂男子の誕生に言及のある三月二十六日付鍋島道虎宛鍋島直茂書状【坊四号】の年次は『佐古』では「慶長四年カ」とされているが、慶長六年の項に後述するように、この文書は慶長六年のものである。勝茂は慶長三年の少なくとも秋までは朝鮮に在陣しているので、慶長四年初めに男子誕生は不自然であり、「年譜」・「考補」の誤りと考えられる。

なお、本年の四五月頃に勝茂は実名を「清茂」から「勝茂」に改名した【本書人名一覧、鍋島勝茂の項】。

慶長五年

「考補」によると、正月には直茂・龍造寺高房とともに大坂玉造の屋敷に居たとされる【佐近一―二ノ二〇八頁】。三月には慶閏尼の訃報を

上方で受ける。この時は多久安順も在上方か【多一九四号、三月十七日付書状】。その後家康は上杉景勝攻めのために大坂を進発し、直茂は家康の命により帰国したが、勝茂は家康に従って関東に下向することとなった。

七月初旬に龍造寺高房とともに多久安順・須古信明等を従えて大坂を出陣し、近江愛知川まで進軍したところで、石田三成方の関所に止められ、八日市近辺に滞留した【佐近一―二〇頁】。七月下旬に大坂に引き返した勝茂は、結局西軍に参陣することとなった【佐近一―二〇―二二頁】。後欠で月日・宛所を欠くが慶長五年に比定される鍋島直茂室陽泰院の消息【坊五一―二号】は、勝茂が毛利吉政とともに大坂城で秀頼に謁見し、秀頼よりは腰物を拝領し馬廻衆を附けられるとともに、毛利輝元よりは安国寺恵瓊を介して知行の加増が約束されたことを報告している。これは佐賀藩が西軍に取り込まれる過程を示すものとして興味深い。

「考補」によると、勝茂は八月一日には西軍の諸将とともに伏見城を攻め落とし、伊勢に転戦して八月二十二日に安濃津城を抜いて、北伊勢能代に在陣し、東軍方の長島城と対峙したとされる【佐近一―二〇―二二―二三頁】。しかし、在大坂の陽泰院が勝茂に従って在陣中の龍造寺清兵衛に宛てた八月二十三日付消息には、「おとゝい、まつくくさつまで御ちんかへのよし」とあり、八月二十一日の時点で近江草津に在

陣中であつたと考えられ【佐古七／田尻二五四号、白峰二〇一九】、伊勢への進軍は八月下旬以降か。その後、九月十四日には大垣城を攻めていた宇喜多秀家等から合流を求められるが、長島城への対応を理由に伊勢に留まり、九月十五日の関ヶ原での決戦に参加することはなかった【佐近一―二〇―二二―二三―二四頁】。

家士の久納茂俊等に関ヶ原を偵察させて西軍の敗北を知った勝茂は、能代の陣を引き払い、九月十八日には大坂玉造の屋敷に入った。九月二十五日には伏見城で家康に謁見し、立花宗茂の筑後柳川城を攻めることを命じられた【佐近一―二〇―二二―二五―二六―二七頁】。

九月二十九日付書状【佐近一―二〇―二三頁】によると、翌日すなわち九月晦日（慶長五年九月は大の月）には大坂を出船する予定であった。十月十四日には直茂とともに佐賀を進発し、同二十日に柳川で立花勢と戦い、これを破った【佐近一―二〇―二二―二四―二五頁】。柳川での戦いの前日には直茂等とともに連署で陣中の法度を定めている【佐古二六／有馬雜記余事所収、白峰二〇一九】。次いで十一月には島津攻めに加わるようになったが、和睦により帰陣した【佐近一―二〇―二二―二四―二五頁】。

なお、十二月二十六日付鍋島茂里宛閑室元信書状【佐古二六／有馬雜記余事所収、白峰二〇一九】では、直茂は家康より伏見への参府を求められており、程なく出国したものと思われる。

慶長六年

正月を国許で迎える。「年譜」・「考補」によると、春に直茂に肥前三十五万七千石余りが安堵され、早々に直茂・勝茂父子は参府したとされるが【佐近一―二／三一・二四一頁】、以下に述べるように勝茂参府は誤りである。

二月五日付鍋島直茂書状【坊四一六号】は、「島津御成敗之儀、相のひ可申由」とあることから慶長六年に比定できるが、直茂は上方での留のために借銀をしたので、島津氏征伐の兵糧として取り置いた米を早々に上方に運送するように国許に指示しており、この時点で直茂は上方にすることが分かる。また「信州いつにてもかハリ次第二可罷下之由承候へ共、秋冬時分までハ、定而其元にて気相可養生と存」とあり、勝茂が参勤すれば直茂が交替して国許に帰ることになるが、勝茂は病気のために国許で養生していることが分かる。直茂は秋頃までは上方に逗留することになった。その後、直茂が帰国した時期は不詳である。また三月二十六日付鍋島直茂書状【坊四号】は、「内府様(家康)去廿三、ふしみ御うつり被成候、(中略)同廿五、致御目見、一段と忝被成御誕候間、可心安候」と、直茂の伏見での参勤の様子を伝える。この書状は『佐古』は「慶長四年カ」としているが、三月二十三日に家康が伏見に入るのは慶長六年である【藤井二〇二〇】。また国許での検地に

ついで、もし打出(増分)が出るようであれば、使者をもって勝茂に伝えるとしている。その他にこの書状からは勝茂に男子が生まれたことが分かる。元茂は慶長七年生であるから、別の早世の男子(伊勢松カ)ということになる。

またこの年直茂は、小川市左衛門という者の家督を継ぎ、小川半介直房と名乗っていた次男忠茂を江戸へ証人として遣わした。二月五日付鍋島直茂書状【坊四一六号】ですでに、「信州弟居候由□聞候間、彼者召よせ如何由」とあり、勝茂弟を証人として差し出すことが打診されていたと分かる。直茂は慶長六年五月十五日付の覚書で忠茂に江戸詰の心掛けを説いているので【「考補」佐近一―二／二四一頁】、五月には忠茂の江戸詰めが決まったものと考えられる。また勝茂に対しても慶長六年六月二十五日付の覚書を遣わし、普段の心掛けを説いている【「考補」佐近一―二／二四二頁】。これらはともに口上を用いて両人に伝えられており、覚書がもたらされた時点では、勝茂・忠茂の二人とも国許にいたと考えるのが自然である。

その後は、当年のものと考えられる八月十二日付鍋島忠茂書状【坊未149号】では、勝茂の病気は八月の時点でおおむね快気したことも述べられる。しかし勝茂は参勤せず、閏十一月末の時点でも在国であり【坊一一四八号、閏十一月二十八日付閑室元佑書状】、年末も在国である【坊未69号、十二月二十八日付田中吉政書状】。

なお、「考補」にはこの年のこととして、勝茂が参勤の途次に桑名に立ち寄ったことが記されるが【佐近一一二／二四四頁】、引用史料は慶長十五年のものであり、慶長六年に江戸に参勤したという徴証はない。

慶長七年

勝茂は正月を国許で迎え、早々に参勤する。正月二十日付書状【坊一八九号】によると、参勤の途次、この日に下関に着いたことを国許に報じ、「内府様」（家康）上洛の沙汰はないが、大坂に着けば分かるだろうとしている。家康が將軍になる前で正月に上洛するのは慶長七年である【藤井二〇二〇】。勝茂は遅くとも二月初めには伏見に着いたものと思われる。

その後、六月二日付書状【坊一七六号】では、「昨日朔日方御普請二相部候」とある。六月一日に本工事が着工するのは、慶長七年の伏見城の公儀普請である【「当代記」】。この書状が慶長七年に決まると、それと関連すると考えられる四月二日付書状【坊一七二号】・五月二十七日付書状【坊一七五号】・六月一九日付書状【坊一七七号】・六月二十一日付書状【坊一七八号】が慶長七年のものとなり、勝茂は二月に上洛して以来一貫して伏見に詰めて、家中の普請衆の指揮をとっていたことが分かる。

また、坊一七八号からは直茂が在国であることが分かる。さらに「愛

元御普請墓行候は、各御暇可被下由候、御普請八月十日比は可相澄積候、其節は藤八郎殿も御暇出可申と存候」とあって、普請が八月十日頃には終わりそうであること、その際には在洛であった「藤八郎」（龍造寺高房）への賜暇もあるであろうことを国許に報じている。これは「考補」の「九月廿八日、藤八郎殿御下着、今度初テ御暇出ル」【佐近一一二／二四五頁】という記述とも合う。

また、在国の多久安順に宛てた八月十六日付の書状【多二四六号】は、「御普請」が八月十六日の時点で「御普請」が済んでいることとともに、在伏見の家康生母大（伝通院、慶長七年八月二十八日歿）の病氣のために賜暇が遅れそうであるという内容から慶長七年のものと分かるが、この書状では、この後国許に戻る予定となっている。

なお「年譜」・「考補」・「元茂公御年譜」で諸説あるが、この年の十月または十一月に蓮池城において勝茂男元茂が誕生したとされる【佐近一一二／三二・二四五頁、佐近一一一／七頁】。

慶長八年

慶長八年は二月に家康が征夷大將軍となる。勝茂も伏見に詰めて家康に供奉したと思われるが、正月頃の動向は不詳である。しかし將軍となった家康の命により長崎奉行として下向することになった小笠原一庵と面会している【坊七六九号、年月日欠書状（後欠）】。小笠原一庵

が長崎奉行となるのは慶長八年の四月のことなので【『十二編』慶長八年四月是月条】、勝茂は少なくともこの時点では在伏見である。

五月頃には七月に秀頼の祝言が行われることが決まり、直茂の上洛も取り沙汰される【坊二一〇号、五月十二日付覚書】。その後勝茂は、七月二十一日・七月二十七日・八月七日・八月十一日・八月十二日と、上方から頻繁に国許の道虎に書状を書き送っている【坊二二三号〜二一七号】。これらの書状からは、閑室元倍等の取り成しにより直茂の参勤が免除されたこと、昨年入部した龍造寺高房が在国であること、七月二十八日に秀頼の祝言が執り行われ、家康の江戸下向までは上方に留まる予定であるが、八月中旬頃には下国できそうなので迎えの船の用意をさせたことなどが分かる。ところが実際には家康の江戸下向は遅れ、十月十八日に伏見を出発し【藤井二〇二〇】、勝茂は同二十日頃に大坂を発つこととなった【坊二二一号、十月三日付書状】。この間、七月には勝茂室戸田氏が国許で亡くなり【坊五六七号、九月一日付鍋島忠茂書状、「年譜」佐近一一二／三二〜三三三頁、「考補」佐近一一二／二四七頁】、勝茂も九月から上方で病に臥せった【坊二一九号、九月十四日付書状、および坊二二二号】。

勝茂は十月末か十一月初には佐賀に着いたと思われるが、花押型から慶長八年のものとは比定できる十一月十四日付書状【多八六号】によると、帰国後も病気は快然しなかったことが分かる。なお勝茂は帰国後、

佐賀城二の丸に入り、本丸には名目上の国主である龍造寺高房が居住したと考えられる【坊二一九号等】。

慶長九年

佐賀で正月を迎えたと思われるが、三月には家康の上洛に合わせて伏見に参勤した。家康は三月晦日に伏見に着いたが、勝茂は近江石部に向いて家康を迎えている【坊二二七号、四月十三日付書状】。当年に比定される三月五日付書状【多一五号】では三月七日または八日に佐賀を出発する予定であったことが分かる。

五月には直茂・高房（藤八郎）の上洛も取りざたされるが【坊二二九号、五月十八日付書状】、直茂は四五月頃病気を煩っていた【坊二二七号・坊二二九号】。高房は六月二十六日に出国し【多一四九号、七月八日付書状】、八月十一日に伏見で家康に謁見するが【坊二三九号、八月十二日付書状】、高房も一時体調を崩したようである。その後直茂も出国するが、閏八月七日の時点でもまだ伏見に到着していなかった【坊二四二号、八月二十八日付書状、および坊一〇九五号、閏八月七日付田中吉政書状】。

閏八月十四日付鍋島直茂書状【坊三七号】では、直茂が伏見にいることが確認でき、十三日に「藤八郎」（高房）が「諸大夫二被仰出」されたこと、家康は十四日に江戸に向けて伏見を発ったこと、直茂自身はそ

の日のうちに大坂に移動して、翌日秀頼に謁見した後、十六日か十七日には大坂から出船する予定であることを国許に報じている。閏八月二十三日に直茂・勝茂父子と「駿河守」に任官した高房は揃って佐賀に着いた【佐古一〇／多久家所蔵文書全六八号、閏八月廿五日付鍋島直茂書状、および多二七号、閏八月二十五日付書状、大平二〇一五】。坊三七号・坊一〇九五号・多久家所蔵文書全六八号・多二七号は閏月により慶長九年と決まるが、それと状況の合う坊二二七号・坊二二九号・坊二二九号・坊二四二二号も同年に比定できる。

閏八月二十五日付書状【多二七号】では、勝茂は九月中には高房に伴して江戸に参勤する予定であるとしているが、実際に十月六日付書状【坊二四四号】では前日に長門下関に着いたことが分かる。

十月二十七日付書状【坊二四七号】は、「將軍様(家康)御上洛之儀、年中相延、正月三日江戸御動座之由」とあり、將軍となった家康が正月に上洛するのは慶長十年のことであるから慶長九年に比定できるが、これによると「駿河守」(高房)は当二十七日に京都から江戸に向けて出発し、勝茂も随行した【坊二四六号、十月二十六日付書状、坊二四七号、および一一五二号、十月二十五日付閑室元信書状】。両名は十一月十日に江戸に着き、十四日に秀忠に謁見、十五日に家康に謁見した【坊二四八号、十一月十六日付書状】。その後は江戸で越年したと思われる。

慶長十年

慶長十年は四月に秀忠が將軍職を襲う。家康は正月九日に江戸を發ち【藤井二〇二〇】、秀忠は遅れて二月二十四日に江戸を發つ【『居秀忠』。「年譜」・「考補」によると、勝茂は家康・秀忠に供奉して、伏見に詰め、五月十八日に伏見において岡部長盛女(家康養女)と再婚、六月に夫婦ともども賜暇、帰国したとされる【佐近一―二／三三〇三四・二四九〇二五二頁】。当年に比定される二月十六日付書状【多二二号】では、すでに伏見に詰めていることが分かる。この年は所見に乏しいが、江戸から国許に送られた十一月五日付鍋島忠茂書状【坊五七三三号】では、十一月には勝茂在国であることが確認できる。なおこの書状では、十月二十八日に家康が江戸に帰還したこと、高房夫妻が江戸で息災であること、翌年三月一日から江戸城の普請が始まること等が報じられる。この書状は家康の江戸到着の日付から慶長十年のものであることが分かる【藤井二〇二〇】。

慶長十一年

正月を国許で迎えた勝茂は、三月の江戸城普請に合わせて参勤した。慶長十一年正月二十日付覚書【坊二五九号】は大坂で作成されており、正月十七日に大坂に着いたとする正月十八日付書状【坊二五八号】と状

況が合う。数日を大坂・伏見で過ごし、その後二月五日に遠江金屋着【坊二六一号、二月六日付書状】、二月十一日に江戸参着、翌十二日に家康・秀忠に謁見した【坊二六二号、二月二十日付書状、および坊五〇九号、二月十九日付龍造寺高房書状】。坊五〇九号は在江戸の高房が江戸城の公儀普請に言及していることから慶長十一年に比定できるので、これと状況の合う坊二六一号・坊二六二号も同年に比定できる。

この年の江戸城の普請は五月頃に終わるが【『十二編』慶長十一年五月是月条】、江戸から国許に送られた五月五日付鍋島忠茂書状【坊五七五号】では、鍋島家への割り当ても五月中旬頃に完工するだろうとされている。

七月二十八日付鍋島忠茂書状【坊五七六号】では、公儀普請が終わったので勝茂の屋敷の普請を行うとしているが、鍋島家が出役した江戸城の普請で七月以前に終了したのはこの年だけなので、この書状もやはり慶長十一年に比定できる。この書状からは七月時点では勝茂が直茂とともに在国であることが確認できる。

その後は「年譜」・「考補」に所見はなく、「坊所鍋島家文書」・「多久家文書」にも該当する文書は今のところ見当たらない。

慶長十二年

正月を江戸で迎えたか国許で迎えたかは不明である。ただし二月二

十七日付鍋島忠茂書状【坊五七七号】には、在江戸の高房が正月頃より腹中を煩い、治療の効果も見られなかったところ、急に病状が悪化したとあり、また「精ハ加州へ申上候」としていることから、二月末には勝茂は忠茂とともに在江戸であると考えられる。慶長十一年に比定される二月十九日付龍造寺高房書状【坊五〇九号】では高房本人が病気にについては特に記していないことからすると、五七七号は慶長十二年のもので考えられる。高房の父龍造寺政家の三月十七日付書状【「考補」佐近一―二／二五六頁】にも、高房の病状について勝茂からの二月二十八日付の書状が届いたとあり、勝茂の在江戸が確認できる。

「年譜」・「考補」によると、高房は三月三日に内室（直茂養女）を殺害し自身も自害しようとした【佐近一―二／三五・二五五―二五六頁】。公式には「狂疾」とされ、本復することなく九月六日に死去した。それから程なく父政家も十月二日に死去した。勝茂が国許の直茂に宛てた三月二十日付覚書【坊二六八号】からは、それへの勝茂の江戸での対応の様子が分かる。その後、有田茂成宛の閏四月十三日付書状【有一号】は帰国途中で出されたと考えられるので、四月下旬には国許に着いたものと思われる。

「考補」によると、幕府は龍造寺一門の諫早道安・多久安順・須古信明の三名を召喚して高房亡き後の家督について意見を徴し、家督を勝茂に与えることを決めたとされる【佐近一―二／二六二頁】。勝茂が国

許から伏見に出張中の有田茂成に宛てた六月十四日付書状【有六号】では、「今度之御礼」としての勝茂の江戸参勤が話題となっており、諫早道安以下三名が、国許を離れて間もなく帰国予定であるとしている。両者を合わせて考えると、書状の「今度之御礼」とは勝茂の家督継承への御礼であり、幕府が勝茂への家督継承を決めたのは五月頃であると判明する。

その後、九月十五日付本多正信書状【「考補」佐近一―二／二六一頁】は、高房「狂疾」により代りの証人として江戸に遣わされた政家・男村田八介の無事と高房の死去を伝えるが、この書状の宛所は直茂と勝茂になっており、ここからも勝茂の在国が確認できる。また本年のものと推定される十一月十四日付某書状【坊末115号】や極月十七日付書状【有一六号】でも勝茂の在国が確認でき、勝茂は国許で越年した。

なお、「年譜」・「考補」によると、九月二日に勝茂女市（後に上杉定勝室）が誕生した【佐近一―二／三五・二六三頁】。

慶長十三年

正月を国許で迎えた。駿府城普請のために多久安順を派遣するが、正月二日付書状【多二五七号】によると、安順は元日に佐賀を発ち、勝茂も駿府城普請のためにやがて佐賀を発つ予定であることが分かる。二月二十七日付鍋島忠茂書状【坊五八〇号】によると、二月十日頃には病

気療養のために江戸より帰国することになった弟忠茂と伏見で面会したことが分かる。実は慶長十二・十三年の駿府城普請では駿府への大名本人の出役が停止されており【松本一九八三】、この時駿府に詰めたとされる福地六郎右衛門に三月二十三日付で出した書状【「考補」佐近一―二／二五三頁】から、少なくとも勝茂は駿府には参勤しなかったことが分かる。この年は家康・秀忠の上洛もなく、勝茂がこのまま伏見に留まったとは考えにくいので、その後江戸へ参勤したのか、国許に戻ったのか両方の可能性があるが、同書状には同時に福地に海月を送ることが述べられているので、この時点で勝茂は国許に戻っていた可能性の方が高いと思われる。なお「考補」では駿府城普請への出役を慶長十二年のこととして、この書状も慶長十二年のものとしているが、佐賀藩が出役したのは慶長十三年の三ノ丸の普請である。

なお、この年は十月十一日に勝茂女鶴（後に多久茂辰室）が誕生した【「佐賀藩歴代藩主略系図」佐近一―六付録】。

慶長十四年

本年前半の勝茂の動向については所見がない。当年に比定される七月二十三日付書状【多二五号】は国許で出されている。「考補」によると、「黒船」が入津した時には勝茂は在江戸であったとするが、【佐近一―二／二六七頁】。「黒船」（ポルトガル船）が長崎に入津するのは

七月頃なので【『十二編』慶長十四年七月二十四日条】、「考補」の記述はやや不審である。その後、十一月一日付鍋島忠茂書状【坊五八二号】・十一月十日付同時書状【坊五八三号】でも直茂とともに在国が確認できる。

慶長十五年

正月九日付書状【坊二七七号】は日付の月の部分に虫損があるが、「今年尾州御普請」と名古屋城普請の予定に関する言及があることと虫損部分の残画から慶長十五年正月ものであると推定され、また参勤途中の伏見か伏見を出てから間もない時期に出されたものと考えられるので【及川二〇二二】、勝茂は前年末に国許を出発し、正月下旬には江戸に着いていたものと考えられる。

二月二十五日付書状【坊二七八号】によると、この時点で在江戸であり、駿府を訪れた秀忠に供奉する必要があるか本多正純に問い合わせていることが分かる。秀忠は同二十日に江戸を発ち同二十四日に駿府に着いている【『十二編』慶長十五年二月二十四日条】。この秀忠駿府滞在中に名古屋城の普請が正式に発令され、駿府に供奉した助役の諸大名は直ちに名古屋に赴いた【『十二編』慶長十五年二月是月条】。勝茂自身も名古屋に赴き、自身の担当した丁場（工事箇所）の竣工間際まで現地に詰めた。勝茂が現地で多久茂富に指示を与えた書状が「多久家

文書」に残されている【多二七二号・多二八三号等】。

その後、九月には工事がほぼ終わり、助役の諸大名も帰国もしくは江戸参勤の途に就いたが【及川二〇一九】、勝茂はやや遅れて名古屋を発った。九月十九日付書状【坊二八六号】では、「爰元御普請」が大方完了したので、来る二十七日か二十八日に出発し、伏見に五日間逗留してから下国するとしており、「爰元」は名古屋を指す【及川二〇一九】。国許に着いたのは十月二十日頃であろう。その後は、十二月十二日付閑室元佶書状【坊一一九四号】で年末も在国であったことが確認できる。

勝茂が名古屋に滞在している間に、国許では勝茂男彦太郎が六月十日に、同じ時期に重臣の鍋島茂俊、八月八日に重臣の鍋島茂里が死去し、勝茂はこれらの訃報を現地で受け取った【坊二八三号、七月七日付書状、坊一一八一号、七月二十二日付閑室元佶書状、および坊未166号、八月十日付鍋島道虎書状案】。

慶長十六年

正月を国許で迎えたと思われる。「年譜」・「考補」によると、この年は国許では、正月に藩財政強化のための「三部上地」と家中への知行判物発給があり、三月には上洛する家康に供奉するために自らも上洛し、六月には竣工なった佐賀城本丸へ移徙したとされる【佐近一一二／二七一～二七二頁】。

「本丸土手普請」に言及があることから本年のものとは推定される正月十二日付書状【坊二九二号】では、領内には居るものの鷹狩か何かに出かけていることが分かる。

また、三月十二日付閑室元佶書状【坊一一八七号】には、勝茂が無事に京都に着き、前日の十一日には自亭にて振舞ったとある。これには「御所様（家康）御上着之儀も近々由」とあり、三月中旬頃に家康が京都に到着するのは慶長十六年のことと考えられるので【藤井二〇二〇】、この書状は慶長十六年に比定でき、「年譜」・「考補」の記事が裏付けられる。坊一一八七号の続報と考えられる三月晦日付閑室元佶書状【坊一一八八号】も慶長十六年のものということになる。坊一一八八号では勝茂は近々江戸に下向する予定であるとしている。

家康の上落は後陽成天皇の讓位と後水尾天皇の即位に伴うものであった。三月十七日に入京し、二十八日に秀頼を二条城に迎えて会見、四月十二日に後水尾天皇の即位があり、翌日参内してこれを祝賀し、同十八日には京都を發つた【藤井二〇二〇】。勝茂の上落・参府もこの家康の動きに合わせたものである。

四月二十八日付書状【坊二八〇号】、同日付閑室元佶書状【坊一一六一号】、五月四日付書状【坊二九五号】の三通は、上落後の勝茂の動向が把握できるものであるが、以下に述べるように、慶長十六年に比定できる。坊二八〇号には「我等儀、本佐（本多正信）・同上（本多正純）」

御さしつ候間、円光（閑室元佶）御供申、今度江戸罷下候」とあり、本多正信・正純父子の指示により閑室元佶とともに江戸に下向する予定となっている。坊一一六二号にも勝茂と元佶が同道して江戸に向かうことが記されており、これらは同便で国許にもたらされたものである。坊二九五号はより具体的で、「我等事、江戸罷下、將軍様（秀忠）致御目見え、可然之由、本佐・同上州御指南二候条、円光寺御供申、中山道罷下、江戸隙明候ハ、東海道罷上、於駿府、又々大御所様（家康）御目見え申、可罷上之由、右御兩人御指南二候、早々打立申度候へとも、円光寺社家二付而、于今被入御隙儀候間、来ル九日十日間ニ、伏見可罷立候、其元へ下着は七月末たるへく候き（儀）と校量候」とある。これによると、勝茂は元佶と同道して中山道經由でまず江戸に参府し、秀忠に謁見した後、東海道を上つて駿府に参府して家康に謁見する予定で、元佶の京都での所用が済むのを待つて五月九日・十日頃に伏見を發ち、国許には七月末には着く見込みとなっている。これらの内容は、秀忠の將軍襲職の慶長十年四月から元佶の寂する慶長十七年五月の間で、慶長十々三・十五・十七年は本稿で述べる勝茂の動向と合わない。慶長十四年は、元佶が四月に駿府で開催される論議に聴衆として参加するために四月十三日頃に京都を發つので【『十二編』慶長十四年三月是月条】、やはり三通の書状と状況が合わない。可能性が残るのは慶長十六年のみである。なお、五月十一日付閑室元佶書状【坊一一六二号】には、「信州、御意

にて御在京候間、外聞実儀可然候条、可為御満足候」とあり、この在京中のものと考えられるが、ここからは実際には五月十一日時点で勝茂・元信はまだ京都を発つていなかったことが分かる。

「考補」には勝茂は六月に佐賀城本丸に移徙したとあるが【佐近一一二／二七四頁】、江戸・駿府への参府後の帰国時期については、やはり慶長十六年のものと考えられる七月七日付閑室元信書状【坊二一九〇号】では、「今度信州御下向候而、御両殿（家康・秀忠）へ被成御目見、御仕合能御帰国候」とあり、勝茂は遅くとも七月七日の時点では駿府を離れ下国していたことが分かる。六月中に佐賀に着き、佐賀城本丸に入つた可能性もある。

その後、八月十八日付の閑室元信宛書状【佐近一一二／二七五～二七六頁】には、「来春拙者儀、為御目見罷上儀候ハ」とあり、勝茂は年内は在国の予定であった。勝茂宛の霜月三日付閑室元信書状【佐近一一二／二七六頁】でも勝茂の在国が確認できる。

慶長十七年

正月を国許で迎えた。この年は佐賀藩にとって重大な出来事として岡本大人事件が起こる。本多正純の与力岡本大人が、ポルトガル船を爆沈させた有馬晴信から恩賞斡旋にかこつけて多額の金品を詐取した事件であるが【『日本史大事典』岡本大人事件の項目】、その恩賞の対象

とされた場所が当時佐賀藩領であったので、佐賀藩も事件に巻き込まれることとなった。

閑室元信がこの事件に関する駿府での情勢を報じた勝茂宛の正月十日付書状、直茂・勝茂宛の正月二十三日付書状、正月二十五日付の多久安順・鍋島道虎宛書状【佐近一一二／二八一～二八二頁】等から、勝茂が正月に在国していることが確認できる。

前年の段階では、勝茂が当春に参勤する予定であったが、佐賀藩ではまず多久安順（当時家久）を駿府に派遣して事件への対応に当たらせた。在駿府の閑室元信に宛てた二月十九日付多久安順・鍋島道虎書状案【坊未163号】では、安順は間もなく出発する予定となっているが、二月二十六日付道虎宛安順書状【坊八二三号】から、道虎の見送りを受けた安順がこの日国許を発つたことが分かる。その後、安順は三月十二日付の閑室元信宛書状【佐古一四／三岳寺二三号】で、一両日中に大坂に着津するが、このまま駿府に向かって問題ないか問い合わせている。上方に詰める勝屋采女佑の三月十八日付書状【坊八九六号】からは、安順が三月十三日に伏見に着き、翌十四日に伏見を発つたことが分かる。安順は駿府には四月一日に着き、翌日家康に謁見、家康の名を憚って、名を「家久」から「安順」に改めたとされる【「水江事略」】。

岡本大人事件における佐賀藩の無事を受けて勝茂の参勤も懸案となるが、閑室元信に宛てて出された三月十二日付直茂・勝茂連署書状【佐

古一四／三岳寺一―号】では、元佶よりは当初指示された秋の参勤を五六月に早めるよう示唆されたことが分かる。また同日付の元佶宛直茂・勝茂連署書状【佐古一四／三岳寺一―号】では、秀忠の駿府行きの記事に対して勝茂はいつでも参勤する用意があることを伝えている（秀忠の駿府行きの記事から、この書状の年次も慶長十七年である【『居』秀忠】）。一方で卯月十日付の直茂・勝茂宛元佶書状【佐近一―二／二九九頁】では、「当年信濃殿参府ハ、一円ニ御無用」と、勝茂の参府は不要であるとの家康の意志が伝えられている。

この後、閑室元佶は五月二十日に駿府で死去するが、それと関連する六月四日付勝茂宛直茂書状【佐近一―二／二九一―二九二頁】、七月十六日付直茂・勝茂宛本多正信書状【佐近一―二／二九二頁】で勝茂が在国であることが確認できる。

慶長十八年

「年譜」・「考補」によると、六月二日に佐賀城二の丸において嫡男忠直（翁介）が誕生、八月に唐津城主寺澤正成（広高）を饗応し、十月に参勤したとされる【佐近一―二、四五―四六頁、二九七頁】が、本年は「坊所鍋島家文書」・「多久家文書」等に所見がない。

慶長十九年

「考補」によると、勝茂は江戸で正月を迎え、江戸城普請に従事した。また国許では白石での作事が予定されている【佐近一―二／三〇一頁】。勝茂が江戸城普請のために正月に在江戸であったことは、前年末に江戸に着いた細川忠興が国許に送った正月九日付書状【『細』一／忠興五九号】に、「鍋島（勝茂）・山内土佐守（忠義）・堀尾帯刀孫（忠晴）など我々と一度ニ此地ニ被参候、定而此衆などハ此地ニ打詰テ御普請中有度候由、御年寄衆迄可被申と推量申候」とあることにより確認できる。

慶長十九年の江戸城普請は四月八日に根石が据えられる【『十二編』慶長十九年四月八日条】。三月二十八日付書状【坊三五七号】では来月四五日頃に根石を据える予定としており、状況が合うのでこの書状は慶長十九年のものと考えられる。また九月頃までは普請が続くだろうと予想されている。従って、公儀普請が四月頃に始まり九月頃までは続くだろうとの江戸での状況と国許での白石作事の件に合致する勝茂書状、二月六日付【坊三五四号】・二月十二日付【坊三五五号】・三月十二日付【坊三五六号】・五月二十六日付【坊三五九号】・五月二十七日付【坊三六〇号】・七月六日付【坊三六五号】・七月二十二日付【坊三八八号】の年次は全て慶長十九年となる。勝茂は一貫して在江戸である。

公儀普請は八月には完了し、暇が出れば帰国する予定であったが【坊

三六八号】、十月に大坂に家康・秀忠が出馬することになり、暇が出た大名は一旦帰国し、改めて参陣せよとの命令であったが、勝茂は結局そのまま江戸から大坂に参陣することになった。「考譜」にはその顛末が記される【佐近一―二／三〇五―三〇六頁】。年末の十二月二十一日付書状【坊三六九号】等は、大坂の陣が落着し、二十四日に家康が上洛、秀忠も伏見に入ったこと、自身も大坂城の城割普請を命ぜられそうではあるが、正月二十日頃には国許に着くであろうことを報じている。

慶長二十年／元和元年

勝茂は大坂在陣中に新年を迎える。鍋島道虎宛の正月十五日付書状【坊三七〇号】には、「爰元御普請」について述べられているが、これは大坂城の城割を指しており【大平二〇一九】、年次は慶長二十年に決まる。秀忠が来る十七日に大坂から上洛することや、自身も四五日後には割り当てられた普請を完了し、暇が出次第帰国する予定であることが報じられる。勝茂はこれとほぼ同内容の書状を多久安順にも出している【多二五三号、正月十五日付書状】。

その後勝茂がいつ頃帰国したかは分からないが、一旦帰国し、大坂夏の陣に参陣する。「年譜」・「考補」では、五月一日、狩りに出ていた勝茂が出先で幕府の出陣命令に接し、直ちに帰城、大坂へと出立したとあるが【佐近一―二／四九・三一九頁】、同年のものと推定される四月

二十九日付書状【坊三七五号】では、同日筑前秋月まで来ていたことが分かる。「田筑（田中忠政）其外之衆も、無人之躰にて、追付可被罷上之由承候間、船中も急候て可罷上と存候」とあり、勝茂本人も急ぎ参着することを優先して先ずは必要最低限の軍勢で参陣したと思われる。「年譜」・「考補」によると、秀頼が自害した五月八日、勝茂はようやく西宮に着き、多久安順等が率いる主力軍は五月十九日頃に室津まで進出した【佐近一―二／四九―五〇・三一九―三二〇頁】。

大坂落着の後、勝茂は京都もしくは伏見に詰める。六月十三日付書状【坊四五一号】では、秀忠が翌月初めには「被入御馬」、家康も駿府に「還御」との風聞により、勝茂自身の帰国も近いことを期待しているが、閏六月朔日付書状【坊三七六号】では、家康・秀忠は八月頃までは上方逗留の見込みで、諸大名に対する賜暇も決まったことはないと報じている。七月三日付書状【坊三八三号】では、一日に二条城で家康主催の能楽が張行され秀忠に相伴して見物したこと、また七夕には伏見城で能楽が張行される予定であり、その際に暇が出るとの風聞があること、家康・秀忠の駿府・江戸帰還については、盆前はなく、いつ頃になるか分からないことが報じられる。「年譜」・「考補」では七月十五日に暇が出たとされる。なお、七月七日は伏見城で諸大名を集めて「武家諸法度」が發布されたので【『十二編』元和元年七月七日条】、その後順次諸大名に暇が出されたものと考えられる。暇の後、勝茂が帰

国したか江戸に下向したかは判然としないが、少なくとも閏六月末の時点では勝茂は国許に帰るつもりであった【坊三八二号、閏六月二十五日付書状】。

その他、今回の上洛中の勝茂書状としては、六月二十四日付【坊三八五号】、もう一通の閏六月朔日【坊三七七号】、六月五日付【坊三八八号】、六月十二日付二通【坊三七九号・坊三八〇号】、六月二十日付【坊三八一号】、六月二十五日付【坊三八二号】の鍋島道虎に宛てた書状がある。いわゆる一国一城令の発布により蓮池城を破却すべきこと、上方滞在が長引きそうなので、贈答用の海月を送るべきこと、逗留中に医師中庵と契約したこと等が国許に伝えられ、国許では直茂夫妻の無事、勝茂女市が腹をひどく煩ったが本復したと、忠直も煩ったが本復したとなどが分かる。

「年譜」・「考補」によると、七月十五日に暇が出たとされる【佐近一―二／五一・三二六頁】。その後、下国して参勤したか、直接江戸に下ったかは分からないが、年末には在江戸であった。十二月二十八日付書状【坊三九三号】は江戸から出された書状であるが、国許の直茂が少々煩い、勝茂女鶴が軽い疱瘡を煩ったとある。夏に契約した医師の中庵が国許で診察したことが記され、また元和二年の書状であると考えられる十二月十三日付書状【坊三九二号】とは状況が合わないことから、この書状は元和元年のものと考えられる。

なお、「年譜」によると十一月十二日に勝茂男直澄（千熊、甲斐守）が誕生した【佐近一―二／五一頁】。

元和二年

勝茂は前年内に参勤し、正月を江戸で迎えたが、三月十日付勝屋茂為書状【坊八八七号】、三月十七日付書状【坊三八七号】、三月二十八日付書状【坊三八八号】から、三月には駿府で病床の家康に供奉していることが分かる。その後、四月二十二日付書状【坊三八九号】に「將軍様二三日中ニ還御之由」と、四月二十六日付書状【坊三九〇号】に「將軍様明廿七日被成還御之由」とあるが、秀忠は四月十七日の家康薨去の後、四月二十七日に江戸に帰着しており【『居』秀忠】、これらの書状は元和二年に比定できる。勝茂自身の移動については言及がないことから、勝茂は駿府滞在のままであろうか。本多正信・正純父子と相談して五月の節句時分には「爰元」を出発したいとしている。

その後、五月十五日付書状【坊三九一号】には、「平右衛門・彦兵衛元和元年之算用相澄罷上候間、啓一書候」とあり、この時勝茂は上方に逗留中であると考えられるので、予定通り五月の上旬に駿府を出発したものとと思われる。また、家康百箇日供養に言及があることから元和二年に比定できる六月三日付玄純覚書【坊一一三二号】には、「昨日御父子様（直茂・勝茂）被仰聞候様子」とあることから、勝茂は六月には在国

である。六月四日付鍋島忠茂書状【坊六一五号】でも、「信州も定而今時分は可為御着国と存候」としている。

勝茂は八月まで国許で過ごし、八月二十七日に在江戸の元茂との婚姻が決まった仁王（鍋島茂里女）を伴って佐賀を発つ【「元茂公御年譜」佐近二一／三七頁】。九月一日に下関着【坊八七〇号、九月一日付鍋島泰書状】、九月十四日大坂天満着【坊三九四号、九月十四日付書状、および坊一八補三四号、十月五日付広木外記書状】、翌十五日に京に上り、しばらく逗留した後【坊八七一号、九月十六日付鍋島泰書状】、江戸には十月五日着、翌六日に秀忠に謁見した【坊三九五号、十月十日付書状】。仁王はやや後れて十月十六日に江戸に着き【坊三九六号、十月十八日付書状】、翌十七日に元茂と祝言を挙げた【「元茂公御年譜」佐近二一／三八頁】。

十二月六日付の持永茂成書状【坊九〇三号】、相良貞次書状【坊九一七号】、大塚惣兵衛書状【坊九一八号】の三通によると、勝茂と元茂夫妻が江戸で息災であることが分かるが、特に坊九〇三号は、この間在江戸であった元茂にも帰国の許可が幕府から下りる見込みであり、正式に暇が出るのを待つ状況であることを報じている。

元和三年

正月を江戸で迎えた。元茂が江戸参府後初めて帰国し、それを見送っ

た勝茂にも帰国賜暇が取り沙汰されるが【坊一八補三三号、正月二十五日付下村茂充書状、および坊八五七号、二月二十二日付鍋島茂泰書状】、結局は江戸に逗留し、六月の将軍秀忠の上洛に供奉することに決まる【坊九〇二号、三月九日付茂斎書状、および坊八五〇号、三月二十五日付鍋島泰書状等】。その間、正月二十四日には江戸城に登城し、秀忠が鷹狩で獲た鶴の料理を相伴し、雁二羽を拝領した【坊四〇二号、正月二十六日付書状】。二月十九日には幕府年寄衆を自亭に招いたが、一昨年の火事により罹災した他家の屋敷よりも見苦しいため、先ずは書院数寄屋を作事することとなった【坊四〇三号、二月二十二日付書状】。四月は久能山から日光に遷座した東照宮へ秀忠が参拝したのに続き、二十二日に勝茂も参拝のために江戸を発った【坊八五一号、四月四日付鍋島茂泰書状および坊八五二号、四月二十四日付鍋島茂泰書状】。この間、国許では四月六日に勝茂女亀が誕生している【「佐賀藩歴代藩主略系図」佐近一—六付録】。

六月には秀忠が上洛する。鍋島家でも四月頃から上洛の具体的な日程について情報を得るよう努めた【坊九三六号、四月十八日付石尾右馬助書状、坊九三〇号、五月六日付岩村小右衛門書状、坊一八補三二号、五月六日付相良五兵衛書状、および坊八五三号、五月十一日付鍋島茂泰書状】。勝茂は五月十六日に江戸を発つ計画もあったが【坊八五三号】、結局六月八日に江戸発、同二十一日に京着、相国寺に入った【坊四〇六

号、六月二十二日付書状、坊八六七号、六月二十一日付鍋島茂泰書状、坊六二二号、六月二十三日付鍋島忠茂書状、坊末122号】。

鍋島家では今回の勝茂の上洛供奉に合わせて嫡男の翁介（忠直）を秀忠に初目見得させることとなり、土井利勝の内諾を取り付け、七月二十日頃には国許を出発し八月一日頃には京都に着くよう国許に指示した【坊四〇六号／坊四〇八号、七月一日付書状】。忠直は七月十九日に国許を発ち【坊四一〇号、八月四日付書状】、八月十二日に伏見城で秀忠に初目見得、そのまま暇を賜り、勝茂にも八月二十九日に暇が出た【坊六二四号、九月十二日付鍋島忠茂書状】。忠直の初目見得について、「考補」が三月二十八日に伏見においてとするのと、「元茂公御年譜」が七月十九日に佐賀発、江戸においてとするのは、それぞれ半分は正しく半分は誤りである。勝茂・忠直父子は賜暇の後は国許に下り、勝茂は八月十五日に佐賀に着いた【坊六二五号、十月三日付鍋島忠茂書状、九月二十三日付鍋島直茂書状、佐近二一一／五四頁】。忠直の佐賀下着の日は明らかでない。勝茂・忠直父子はそのまま国許で越年した。なお、九月六日付で秀忠から領地判物を受領している【「考補」佐近二一一／三三三頁、坊六八二号、十一月二十二日付鍋島元茂書状】。

ところで、この年は勝茂の男子と思われる「松法師」（「寛政重修諸家譜」にいう松吉か）が麻疹に罹った。坊四〇二号で勝茂は松法師を道虎の元で養生させるよう指示しているが、二月二十二日付鍋島茂泰書状

【坊八四九号】には「松師殿御煩無御快気、不及是非仕合、可申上様無是候」とあり、亡くなったものと思われる。

元和四年

正月を国許で迎えた。数年来の直茂の病状は一進一退で、本多正純からは「緩々と被成御在国、御養生御申候様」【坊六八八号、閏三月十三日付鍋島元茂書状、および坊末29号、四月十日付持永茂成書状】にと伝えられた。六月には三日に父直茂が亡くなったが、十九日に男子直弘が生まれた【「年譜」・「考補」佐近一一一／五一・三三四～三三五頁】。

その後、八月中旬に国許を発ち、八月二十一日には下関に居た【坊四三〇号、八月二十一日付書状】。九月九日には在京し【坊四三二号、九月九日付書状、坊四三五号、九月九日付書状】、中山道を経由して九月二十一日には信濃佐久郡望月まで到達した【坊末97号、九月二十一日付石井茂清等書状】。江戸には九月二十五日に着き、同二十七日に秀忠に謁見、十月二日より日光に参詣した【坊六三六号、十月六日付書状、坊八一一号、十月二日付勝屋茂為等書状、および坊末62号、十月十一日付三位局消息】。十月には諸大名衆に賜暇の風聞があつたが、結局賜暇はなかった。勝茂は仮に暇が出たとしても江戸で越年する覚悟であつた【坊四三二号、十月十七日付書状、および坊一八補三五号、小川四郎兵衛書状】。

元和五年

正月を江戸で迎えた。勝茂は正月二日に登城し秀忠に謁見、元茂は翌三日に登城し秀忠に謁見、五日に勝茂・元茂・正茂（忠茂男）が家光に謁見した。

五月に秀忠の上洛があり、勝茂も供奉した。勝茂は四十九日に暇を賜り、同二十二日に江戸発、五月上旬に京着した【坊四六七号、六月十八日付書状】。なおこの坊四六七号は折紙二紙にわたるものであるが、一紙目と二紙目の接続が誤っており、前半と後半は別々の文書である。ともに勝茂書状であることには問題はない。前半は在江戸の元茂（元和五年十二月に従五位下紀伊守）を「三平」とし、また先に見た元和三年の上洛とは日程が異なっていること、また追而書に元和五年の鍋島茂綱と忠茂女菊の婚姻について言及があることから、年次は元和五年であり、五月十日頃の書状ということになる。なお、文中に秀忠の上洛について「今月八日」もしくは「十五日」としており、実際に秀忠は元和五年の上洛では五月八日に江戸を發つ【『十二編』元和五年五月八日条】。後半は文中に「八月両月」とあり、閏八月があることから元和九年である。『佐古』が元和九年に比定しているのはこのことによる。

在京中の勝茂は、五月十二日付【坊四四一号】・七月十六日【坊四四二号】・七月二十二日付【坊四四三号】の各書状で、秀忠の参内（七月

二十五日参内）、秀忠女和子の入内の風聞（実際には元和六年入内）、翌年の公儀普請（大坂城普請）の実否、直茂一回忌とそれに伴う高伝寺作事に関する指示等について国許に伝えている。秀忠は参内後間もなく江戸に下向するだろうとの見通しもあったが【坊四四三号】、実際には大坂・尼崎・郡山・奈良と巡見し、伏見を發つたのは九月十八日である【『居』秀忠】。

勝茂への賜暇の時期ははっきりとしないが、八月上旬はまだ在伏見である。八月六日付石井茂清書状【坊八八二号】には、八月四日・五日両日に伏見において能があり、勝茂も出仕し見物したとあり、これは伏見城での能の日程から元和五年と決まるので【『十二編』元和五年八月四日条】、八月六日時点では勝茂は伏見に逗留していることが分かる。また秀忠の江戸下向が九月二十日頃になるだろうとして、進物用の肴を伏見に送るように指示していることから、しばらくは暇が出ないことを見込んでいたことが分かる。

一方で、九月五日付鍋島忠茂書状【坊六四一号】は在江戸の忠茂から飛脚を使って上洛供奉後の勝茂着国を見舞うものである。文中に忠茂女が在国であることが記される。後述するように忠茂女菊が鍋島茂綱と婚姻するために江戸から国許に向かうのは元和五年正月のことであり、忠茂は寛永元年八月に歿することから【「年譜」佐近一―二／六十頁等】、この書状は元和五年か同九年の勝茂の上洛供奉の際のものである。

るとすることができる。また元和九年と確定できる八月二十七日付小少将消息【坊五三九号】では、上洛中の勝茂への賜暇の情報がまだ江戸に届いていないことからすると、この忠茂書状は元和五年の可能性が高い。それならば、勝茂は遅くとも九月上旬頃には国許に着いていたことになる。

その後、十一月には勝茂は在国であった。十一月十九日付岡部長盛書状【坊九四八号】は、勝茂の在国・「三丸様」（直茂室）・「本丸」（勝茂室）が揃って在国（勝茂室は元和八年に江戸移住）で、「来春大坂御普請」とあることから、大坂城普請は元和六年の普請を指し、この書状の年次は元和五年に確定できる。

元和六年

正月を国許で迎えた。大坂城普請に関する記述から本年に比定できる二月二十六日付岡部長盛書状【坊九四九号】により、在国が確認できる。

この年は大坂城の公儀普請があり、佐賀藩も出役した。当主である勝茂や元茂が大坂に詰めることはなく、多久安順・鍋島茂綱等を現地に派遣した【坊九四九号】。坊所鍋島家を継いだ道虎男茂泰も前年末頃から上方に上り【坊八九八号、十二月五日（元和五年）付勝屋采女佑書状】、年末近くまで現地に詰めた【坊一八補二五号、十二月七日付宮部善右衛

門尉書状】。

八月七日には筑後柳川城主田中忠政が嗣子なく死去し、田中家が改易された【『十二編』元和六年八月七日条】。勝茂の舅である岡部長盛も柳川城接収に加番し【坊九五〇号、九月二十四日付岡部長盛書状】、佐賀藩らも陣中見舞いの品等を贈った【坊八四六号、九月二十四日付鍋島道虎注文、および坊未170号、十二月二十三日付鍋島道虎覚書等】。

勝茂は十一月に参勤する。国許を出た日は分からないが、大坂には十一月十八日に着き、二十日に大坂城の自家の普請丁場を巡視し【坊九五八号、十二月七日付岡部長盛書状、八三二号、十二月七日付諫早直孝書状、および有二三号、十一月二十三日付書状】、伏見を経由して江戸には十二月十七日に着き、同十九日に秀忠に謁見し、翌二十日に秀忠が鷹狩で獲た鶴を拝領した【坊四五九号、十二月二十八日付書状、坊一八補一四号、十二月二十六日付神代民部少輔書状、および坊八七九号、十二月二十八日付石井茂清書状】。

なお、国許では八月三日に女子伊勢菊が誕生した【坊九八四号、八月十七日付岡部長盛書状、および坊七一一号、八月二十九日付鍋島元茂書状】。また翁助（忠直）は十一月に疱瘡を煩ったが快気を得た【坊九五六号、十一月二十七日付岡部長盛書状等】。

元和七年

正月を江戸で迎えた。正月二十三日夜の徳川義直の上屋敷の火事により、佐賀藩の上屋敷も類焼し【坊六四六号、正月二十五日付鍋島忠茂書状、坊七一五号、二月一日付鍋島元茂書状、坊七一六号、二月二日付鍋島元茂書状、および坊九七〇号、二月九日付岡部長盛書状】、勝茂・忠茂・元茂はみな下屋敷に移った【坊六四九号、三月六日付鍋島忠茂書状】。

旧冬参勤したばかりの勝茂であったが、二月十九日には暇が出た【坊四六一号、三月四日付書状、および坊六四八号、二月二十二日付鍋島忠茂書状】。すぐには江戸を発たず、三月十日頃に江戸出立の予定であった【坊四六一号】。実際にいつ頃江戸を発ったかは分からないが、五月には国許にいることが確認できる【坊九七三号、五月十九日付岡部長盛書状】。その後は在国である。

元和八年

正月を国許で迎えた。正月二十二日には伊勢仁王（直朝）が誕生した【坊七二二号、二月十九日付鍋島元茂書状、坊六五九号、二月二十一日付鍋島忠茂書状および「年譜」・「考補」佐近一一一、五二・三四一頁】。

この年の江戸参府は室岡部氏や嫡男翁介（忠直）等を連れた旅となった。「年譜」・「考補」は三月二十七日佐賀を発つたとするが、二月十日付鍋島元茂書状【坊七二二号】に、土井利勝の内意として三月末の

出国でよいとするのと符合する。その後、五月二十六日付岡部長盛書状【坊九七六号】によると、五月三日に大坂着、同七日伏見着、在京中の岡部長盛と面会し、同二十五日伏見発、妻子たちは翌二十六日に伏見を発つた。この長盛書状から、勝茂が江戸に連れて行ったのは室岡部氏・翁介（忠直）・市・亀であったことが分かる。江戸に着いた日付は分からないが、五月二十一日付鍋島元茂書状【坊七二四号】によると、六月十日頃に到着の見込みとなっている。江戸着後は六月二十日に父子揃って秀忠に謁見した【坊八九〇号、六月二十八日付勝屋茂為書状】。なおこの参勤には多久安順が随行しており、安順は十一月の段階でも在江戸である【坊八二四号、十一月十六日付多久安順書状、「水江事略」等】。

その後は在江戸で、年末の十二月二十六日に翁介は秀忠の命により元服し、従五位下肥前守に叙任され、忠直と名乗ることになった【『十二編』元和八年十二月二十六日条】。忠直が在江戸で「翁介」と呼ばれるのは、この元和八年だけである。

元和九年

正月二日、勝茂・忠直・元茂は揃って登城し、秀忠に謁見した【坊九一〇号、正月八日付持永茂成書状】。

勝茂は二月二日に女子長（後に松平忠房室）が誕生する。前年末の忠

直の叙任、元茂男直能の誕生、そして長の誕生と慶事が続き、「坊所鍋島家文書」にはこれらに関連して正月から三月にかけて江戸から届いた書状が多数残されている。長は鍋島茂泰の養女となることが決まったが【坊未82号、三月八日付しんよ消息等】、本年は方角が悪いとの勝茂室の意向により、下国は翌春まで延びたか【坊八九三号、三月十四日付勝屋茂為書状】。

この年は五月に秀忠が、六月に家光が上洛し、七月二十七日に家光が將軍職を襲うが、勝茂もこれに供奉した。將軍父子上洛の風聞は早くからあったようだが、正月には鍋島家でも三月初め頃上洛との情報を得ていた【坊八九一号、正月十六日付勝屋茂為書状】。二月に松平忠直（家康孫、室は秀忠女）が隠居させられる事件【『十二編』元和九年二月十日条】が起こったこともあり、秀忠の上洛は延引し、五月二十日に江戸を出立した。五月二十一日付鍋島元茂書状【坊七三二号】等により秀忠出立の正確な日付が分かる【佐藤二〇一三】。勝茂が江戸を発つたのは五月十三日であった【坊七三二号／坊五三八号、年月日欠小少将消息（前欠）】。勝茂の京都着の日付は分からないが、六月八日の秀忠入京を京都で迎えた【坊四六六号、六月九日付書状】。勝茂への京都での賜暇の時期もはっきりとしない。六月中のものと思われる勝茂書状【坊四六八号】では、勝茂は八月に下国と見込んでいる。その後、七月二十八日付書状【多二五四号】では「其地（佐賀）へ可罷下も、又江戸へ参上

可申儀も、睨不相究候」と、賜暇後の行き先ははっきりとしないが、閏八月十日頃の賜暇を見込んでいる。しかし、閏八月二十七日付小少将消息【坊五三九号】には「しなの殿もいまたこのち（江戸）御下とも、又そこもと（佐賀）へ御下ともあひしれ候ハす候」とあり、八月二十七日の段になっても、勝茂への賜暇の日程はもとより、勝茂が賜暇の後江戸参府するの帰国するのといった情報も江戸に届いていなかったことが分かる。結局は一旦国許に戻り、年末に参勤する【坊未105号、二月六日付山崎勘解由佑書状】。

なお、この年は勝茂女市と出羽米沢城主上杉定勝との婚姻が決まる。市の婚姻相手については秀忠継室浅井氏が中心となって検討された。春には決まるかと思われたが【坊九一一号、三月二十日付持永茂成書状】、ようやく五月初め頃に上杉定勝と決まった【坊五三八号、年月日欠小少将消息】。この小少将消息は年月日欠であるが、勝茂の江戸出立の五月十三日と秀忠の江戸出立の五月二十日の間に書かれたものである。勝茂在京中も秀忠の婚姻許可が出るよう土井利勝や酒井忠世と図った【坊四六八号】。土井利勝からは祝言の時期は十一月頃との内々の沙汰もあり【坊五三二号、年月日欠高源院（勝茂室徳川氏）消息（後欠）】、勝茂室徳川氏は、上洛中の勝茂が江戸に下り、市の祝言を済ませて年末に下国することを期待していたが【坊五三九号】、年内の祝言とはならず、勝茂は下国した。ところで、坊五三二号は後欠で差出がな

く、『佐古』では「高源院消息」としている。一方、坊五三九号の差出である小少将は勝茂室付の女房でこの消息も勝茂室の意思を記したものである。これは一紙目を欠くが、内容的に坊五三二号に接続すると考えられる。坊五三二号も差出に合わせて「小少将消息」としておくのが適当と思われるが、とりあえず『佐古』に従っておく。

元和十年／寛永元年

勝茂は前年末に国許を発ち、正月十五日に江戸に着いた【坊末105号、二月六日付山崎勘解由佑書状、および正月二十四日（寛永元年）付柴田覚右衛門等書状（「山内家文書」長帳甲六所収）】。正月二十一日、市は上杉定勝と華燭の典を挙げた【坊五三三号、年月日欠高源院消息（前後欠）、坊六六一号、正月二十九日付鍋島忠茂書状、および坊七三四号、二月五日付鍋島元茂書状等】。三月二十五日には定勝夫妻等を自亭に招き、宴を催した【坊八九九号、四月十二日付関清長書状】。

この年は大坂城普請があり佐賀藩も出役した。二月一日に根石置きがなされ本工事が始まったが、佐賀藩では総責任者として諫早直孝を派遣し、勝茂・元茂は在江戸のままであった【坊八四一号、二月九日付諫早直孝書状】。六月頃にはほぼ工事が完了し、諫早直孝も六月十日頃に帰国の途に就いたと見られる【坊一八補三二号、五月二十五日付川副太兵衛尉書状】。

八月二十八日付書状【坊四八六号】で勝茂は、翌月に秀忠が江戸城西丸へ、家光が本丸へ移徙する予定であり、その後暇が出るであろうと国許に報じている。前年將軍職を家光に譲った秀忠は寛永元年九月二十二日に西丸に移徙するが、家光の本丸移徙は同十一月であったとされるので【『東京市史稿』皇城篇第一】、坊四八六号も寛永元年に比定してよいだろう。

また、年月日欠の勝茂室高源院消息【坊五三〇号】では、多久茂辰と結婚することになった勝茂女鶴の祝言を正月にすべきことを勝茂から国許に指示したことが分かるが、「ことしハ、むすめふたりをゑん二つけ、むすこまでももうけ候て、われく／＼そんしのまゝ成御事にて候」ともあって、勝茂室は慶事の重なった一年を喜んでいいる。この娘のうち一人は鶴のことであるが、もう一人は正月に江戸で上杉定勝と祝言を挙げた市のことを指す。息子も出産したとあるが、これは「寛政重修諸家譜」に「卿公」と現れる男子を指すのだろうか。この消息を寛永元年冬のものと考えると、「水江事略」が多久茂辰と鶴の婚姻は寛永二年正月二十八日のこととするのと状況が合う。『佐古』は生まれた男子を元和八年正月二十二日生の直朝に当てるのか、この消息を「元和八年カ」とするが、文中に忠直が「肥前守」として現れる。忠直が肥前守に任ぜられるのは同年の十二月二十六日のことであり、可能性がないわけではないが、縁付いたとするもう一人の娘が誰にも該当しなくなるので、やはりこの

消息は寛永元年に比定するのが妥当だろう。

坊五三〇号が寛永元年に決まると、鶴の多久茂辰との婚姻は寛永二年ということになり、同じく鶴の翌正月の祝言に触れている十一月二十八日付鍋島元茂書状【坊七三二号】も寛永元年のものとなるが、この書状で元茂は江戸で勝茂が息災にしていることを報じている。勝茂は少なくとも十一月末までは在江戸だったことになる。

寛永二年

正月を江戸で迎えたと考えられる。正月二十八日、国許では勝茂女鶴と多久茂辰が婚姻した【寛永元年の項、および多一八九号、卯月十一日付書状】。多一八九号は江戸から出されたものであり、五月には帰国の暇が出るであろうとしている。前年に勝茂の女婿となった上杉定勝の年譜によると、実際に五月十三日に勝茂が江戸を発したことが分かり【『定勝公御年譜』巻二、寛永二年五月十二日条】、状況が合う。

「考補」によると、勝茂は鍋島茂賢を江戸に呼んで茂賢所持の鎧を献上させ、この鎧をもって六月一日に嫡男忠直の鎧初を行ったとされるが【佐近一一二／三五七～三五八頁】、上述の状況と合わず、不審である。鎧初の年月日が誤っているか、あるいは勝茂不在で行われたか。

また同じく「考補」によると、多久安順は八月二十日より三日間江戸に参府して、藩財政のことについて勝茂に諫言し、その時に出されたの

が寛永二年八月二十一日付覚書【多三六九号】であるとされるが【佐近一一二／三五九頁】、やはり江戸で出されたとするのは誤りであると考えられる。

寛永三年

正月を国許で迎えたと思われる。「元茂公御年譜」には、勝茂は正月十六日に江戸に向けて参勤したとある【佐近一一一／一〇二頁】。

本年は大御所秀忠・將軍家光の上洛があり、六月二十八日付書状【多三五六号】によると、勝茂は先立って上洛し、六月二十日に入京した秀忠を近江追分に迎えたこと、元茂も六月上旬には上京していたことが分かる。「元茂公御年譜」に従うと、勝茂はいったん江戸に参府し、元茂と前後して上洛したことになるが、一方で、豊前小倉の細川忠利は五月十三日に国許（小倉）を出船し【細川「日帳」一／一二二頁】、五月十九日に海路大坂に着いている【『細』九／忠利二〇八号】。忠利は小倉出立前の五月八日に勝茂に対して飛脚を送り、その飛脚が三日後の十一日に帰着している【細川「日帳」一／一一七・一二〇頁】ことから、これが佐賀に居る勝茂との参勤に関する情報交換のためのものであったとすると、勝茂はこの時在国していたことになり、忠利同様にこの時期に国許から直接上洛した可能性の方が高いことになる。

なお、上洛中の八月二十七日に従四位下侍従に昇叙した【『寛政譜』

卷八百二十三、佐近一一二／三六二頁】。今回の上洛での勝茂への賜暇の時期は明らかではないが、家光は九月二十五日に京都を発し【『居』家光】、秀忠は十月六日に京都を発しているので【『居』秀忠】、その前後までは京都に詰めていたと思われる。九月二十二日付書状【有二十六号】は京都から出されたと考えられる。

細川忠利には家光より九月二十六日に暇が与えられ、十月十七日に小倉に着いているので【『綿考輯録』卷三十】、勝茂にも同じ頃に暇が与えられたか。その後、勝茂が江戸に参府したか帰国したかは定かでない。

寛永四年

正月を江戸で迎えたか国許で迎えたかはっきりしないが、「考補」では勝茂は二月二十一日に江戸を発足したとされる【佐近一一二／三六三頁】。これに従うと、江戸で越年して、三月下旬には在国であったと考えられる。一方で、八月十九日付書状【多三六八号】は江戸から出されたものであり、これによると国許からの六月二十二日付の書状を請取ったとあるので、六月頃には在江戸であったものと考えられる。二月の帰国が正しいとすると、立ち戻り江戸に参勤したということになる。

九月十六日には江戸城西の丸での秀忠の茶会に臨席した【『東武実録』寛永四年九月十六日条、および多三七四号、九月十九日付書状等】。十月十二日付で姉の多久安順室が勝茂に書き送った消息【多四三〇号】か

ら十月も在江戸であることが分かる。

寛永五年

小倉藩細川家の「日帳」によると、勝茂は旧臘江戸を出立し、元旦は下関で迎えた【細川「日帳」一／三三八頁】。数日後には国許に着いたと考えられる。

本年は大坂城の公儀普請に出役するが、勝茂本人は現地に赴かなかった。小倉藩の「日帳」によると、七月二十四日に細川忠利から勝茂に遣わされた飛脚が同二十七日に戻り、その時期に勝茂が領内で鷹狩りを行っていたことが分かる【細川「日帳」二／六五・六八頁】。七月二十七日付で大坂に詰めている鍋島長昭に宛てた書状【佐近一一二／三六七・三六八頁】も、佐賀から出された。

「考補」は本年江戸参勤とする【佐近一一二／三六五頁】。翌正月は在江戸と考えられるので、八月以降に参勤したこと自体は確かであるが、時期は定かではない。

寛永六年

正月八日に母の陽泰院（石井氏）が死去するが、正月二十七日付覚書【佐近一一二／三七一〜三七三頁】で、侍女等の処遇に関する指示について、勝茂本人の帰国を待つように述べている箇所もあり、正月を江戸

で迎えたものと考えられる。

その後、当年のものと推測される五月十日付覚書【多二六五号】、八月十八日付書状【多四六〇号】は、ともに江戸で出されたものである。

寛永七年

「元茂公御年譜」によると、七月一日に勝茂と元茂が連れ立って江戸城に登城し、家光に謁見したとされるが【佐近二一一／一二六頁】、それ以外には勝茂の居所を確定させる所見に欠く。

寛永八年

「考補」によると、正月二十一日に江戸城に登城し家光の茶会に臨席したとされ【佐近二一一／三七七頁】、五月晦日には「巢鶏〔鷄カ〕」を家光より拝領し、謝礼のために登城したとされる【同上】。またその間の五月十日付覚書【多三二一号】も江戸で出されたと考えられるので、五月の在江戸は確実である。その後、江戸では七月二十九日に嫡男忠直が松平忠明息女と婚姻するが、【佐近二一一／三七六頁】、八月九日付書状【多三三四号】はこの婚姻の祝儀に関するもので、江戸から出されている。

一方で、寛永八年九月二十五日付覚書【多二八一号】は、江戸で出されたものか国許で出されたものか定かでない、八・九月頃帰国の可能性

も残る。それ以降については所見がない。

寛永九年

正月を江戸で迎えたと考えられる。「元茂公御年譜」によると、勝茂は三月末に帰国したとされ【佐近二一一／一三四頁】、元茂が勝茂側近の勝屋茂為に宛てた申五月十日付覚書【同上】に書き込まれた勝茂自筆の返答に「当暮参上之刻」とあることから、この覚書を受取った時点で勝茂は在国であり、年末には参勤の予定であったと考えられる。

六月一日に肥後熊本城藩主藤忠広が改易されるが、その城地請取には佐賀藩も出役した。「考補」によると、勝茂本人も七月十八日に多久安順・諫早直孝等を率いて佐賀を出馬したが、幕府上使の命により領内の千栗より帰城し、肥後へは安順等を派遣したとされる【佐近二一一／三八一・三八四頁】。江戸城で諸大名に通達された際に勝茂もその場に居たと述べられておらず【佐近二一一／三八〇頁】、「元茂公御年譜」に記される状況と合う。忠明の改易を伝える六月三日付の勝茂宛の老中連署奉書【同上】も国許で受取ったことになる。

その後、時期は分からないが、予定通り年内に参勤した。極月七日付書状【多一八七号】では、翌年の幕府国廻上使への対応を江戸から国許に指示している。

寛永十年

正月を江戸で迎えた。当年のものと推測される卯月十九日付書状【多二二九号】は江戸から出されたものであり、江戸での無事と八・九月頃の西国衆への賜暇の風聞を伝えている。

七月十九日に勝茂女長が江戸で松平忠房と婚姻した。そのことを国許に伝える八月朔日付書状【多一五九号】は江戸から出されたものである。

その後の動向については所見がない。

寛永十一年

「元茂公御年譜」によると、正月十三日に箱根に到達し、同十五日に江戸に着く予定であった【佐近二二一／一五二頁】。これが正しいとすると前年末には佐賀を出立したことになる。

本年は七月に將軍家光の上洛・参内があり、勝茂・忠直・元茂も先立って上洛した。「考補」・「元茂公御年譜」によると、勝茂は五月十一日に忠直を伴って江戸を出立、京都七条の新屋敷に入り【佐近一一二／三八六・三八七頁】、元茂も七月十一日の家光入京に先立って京都八条唐橋の屋敷に入ったとされる【佐近二二一／一五二頁】。

上洛後の賜暇については、「年譜」・「考補」・「元茂公御年譜」は、勝茂は八月二日に忠直を伴って中仙道經由で江戸に下向、元茂は東海

道經由で江戸に下向したとするが【佐近一一二／六五・三八七頁、佐近二二一／一五六頁】、家光の江戸帰還に関する記述と勝茂・忠直・元茂が同じ場所にいることが分かる記述があることから、本年の上洛時のものと考えられる七月二十六日付鍋島隼人（茂貞）等宛書状【有二八号】では、勝茂は八月には帰国の見込みとなっている。また小城家中の水町貞弘が国許の鍋島貞村に宛てた閏七月十九日付書状【佐近二二一／一五五・一五六頁】によると、勝茂には言及がなく、忠直と元茂は江戸に戻り、帰国はしない予定となっている。後述するように勝茂は寛永十二年正月を国許で迎えるので、本年末は在国であり、上洛後は帰国したとすると状況が合う。勝茂は京都から帰国し九月以降在国、忠直と元茂は江戸に戻って越年が正しいと考えられる。

寛永十二年

「考補」や「葉隠聞書」によると、正月二十八日に江戸で嫡男の忠直が痘瘡で死去し、勝茂はその報を伊勢石薬師宿で受けたとされる【佐近一一二／三九二頁、「葉隠聞書」三四六頁】。「考補」と「葉隠聞書」の本文は訃報を「御下国」の途中で受け取ったとしているが、それに従うと勝茂は正月を江戸で迎えたことになる。一方で「葉隠聞書」の当該箇所の注記では「御着府」とあり、こちらに従うと勝茂は参勤途中で、正月は国許で迎えたことになる。後述するように五月には在江戸であ

るので後者が正しく、勝茂は正月を国許で迎え、正月中旬頃までには参勤のため佐賀を發し、二月中旬頃には江戸に着府したと考えられる【本多二〇二二】。

五月七日付書状【多二〇六号】では、翌年の江戸城普請について重要な升形の一つを命ぜられたことを国許に伝えており、在江戸が確認できる。その後も在江戸で、八月十四日付書状【多一九八号】では、江戸城普請に備えて鍋島茂綱を十一月頃までには江戸に参府させるように、また四組頭ならびに普請衆は十二月上旬に江戸に着くよう国許に指示している。そして九月二十日付書状および九月二十七日付書状【多一四四号、多一二三号】では、同年に幕府の命令によるキリシタン宗門改を十一月一日より十二月十五日まで一斉に実施するよう国許に指示している。その後、十月晦日付書状【多二九五号】、極月五日付書状【多二〇三号】でも勝茂の在江戸が確認でき、勝茂は江戸で越年した。

なお、この年は嫡子忠直の他に、六月三日には出羽米沢藩主上杉定勝に嫁した女長が死去した【佐近一一二／三九五頁】。また、忠直が死去したその年のうちに嫡孫光茂が將軍家光に初目見得を遂げた【本多二〇二二】。

寛永十三年

正月を江戸で迎えた。二月二日付覚書【多二二六号】・五月十日付書

状【多四二一号】等により在江戸が確認できる。

その後、六月十日付書状【多一二四号】によると、五月十一日に帰国賜暇、六月二日に江戸を發し、同十日には伊勢四日市まで到達していたことが分かる。同書状では六月十六日には大坂出船の予定となっており、同二十五日に佐賀に着いた【七月二日付鍋島勝茂宛細川忠利書状、『細』二〇／忠利三二一七号】。国許に着くと間もなく、男直弘や鍋島茂道・諸岡茂之等の家士への知行加増を行った【多三二〇号、寛永十三年七月六日付覚書】。その後は在国である。

寛永十四年

正月を国許で迎えた、寛永十四年三月二十日付覚書【多三二二号】は国許で諸算用の確認を行ったものであるが、間もなく参勤のために佐賀を發つたものと考えられる。閏三月六日付書状【多二四〇号】より、閏三月四日に大坂天満に、同五日に京都西七条に着いたことが分かる。出発時には腹中を煩っていたようであるが快方に向かい、同七日朝には京都を發つ予定となっている【多一一七号、閏三月六日付書状】。

その後、閏三月二十一日付書状【多三三〇号】より閏三月十八日に江戸に着いたことが分かる。勝茂は江戸着府を国許に報じるとともに、家光の病氣により、この時期に参勤した西国大名の謁見はいつになるか分からないとしている。五月五日に登城するが、家光の病氣により謁見

はなく、老中が応対した【多二二八号、五月十四日付書状】。

十月には天草島原一揆が蜂起するが、佐賀藩では軍勢を出して防備を固めるとともに、江戸の勝茂に情勢を注進した【佐近一一二／四一九〜四二八頁】。幕府は一揆鎮圧のために佐賀藩・唐津藩に親族の派遣を命じ、勝茂は元茂と直澄を下向させることとし、軍令を定め、軍監の割当を決めた【佐近一一二／九〇頁、多二七六号、十一月十二日付検見割付覚書、および多四六八号、同日付覚書】。十一月十四日に直澄が、翌十五日には元茂が江戸を出発し、勝茂は江戸に留まった【佐近一一二／八五・四五五頁、佐近一一二／二〇七頁】。直澄には勝茂の名代としての役割を果たすよう求め、万事多久安順と相談するよう指示した【多一六号、十一月吉日付書状、佐近一一二／八五・四五五頁】。

なお、六月には勝茂から見て孫にあたる多久茂辰女まん（後に岡部与貞室）が誕生した【多一八八号、六月十九日付書状】。

寛永十五年

正月を江戸で迎えた。「考補」および「元茂公御年譜」によると、一揆鎮圧のために正月十二日に勝茂等九州大名に暇が出され、勝茂は即日江戸を出立した【佐近一一二／五七七頁、佐近一一二／二四八・二四九頁】。勝茂は二月八日付で家中に対し、直茂死後初めての軍陣であるので忠節に励むよう、また元茂・直澄の下知に従うよう求めており、

【佐近一一二／五九六頁等】、勝茂もその頃には国許に戻り、有馬原城攻囲の陣中に加わったと考えられる。

幕府軍は二月二十八日早朝の総攻撃を決し、即日原城は落城した。勝茂は三月三日には有馬の軍陣を払い、神代に至り、同五日まで滞在、同六日に佐賀城に帰城した【佐近一一二／六四三頁】。原城落城に際して佐賀藩の軍勢は一番乗りを遂げるが、これが後に抜け駆けの軍規違反に問われる。三月十日付勝茂宛老中奉書【佐近一一二／六四七頁】・三月十六日付勝茂宛土井利勝書状【佐近一一二／六四五頁】等では佐賀藩勢の原城突入が二月二十七日となっており、これは勝茂からの注進にもそのように書かれていたらしいが、その時点では特に問題になっていなかったようである。

その後、「年譜」・「考補」によると、六月四日に勝茂を江戸に召喚する五月二十五日付の老中奉書が届き、翌五日朝に佐賀を出立、途中姫路で嫡男忠直の舅である松平忠明（大和郡山城主、寛永十六年に姫路に転封）と面談し、六月二十三日に江戸に到着、同二十六日に評定所に出頭、数度の事情聴取を経て同二十九日に閉門処分が伝えられたとされる【佐近一一二／一五七・六五六〜六六一頁】。なお、六月八日付書状【多三三二号】によると、この道中、六月七日には豊前内裏から長門下関に渡海したことが分かる。

閉門処分はすぐには解かれず、七月二十三日付書状【多三三八号】、

十月二十七日付書状【多一五三号】、霜月十三日付書状【多二二〇号】、極月五日付書状【多四一一号】、極月二十日付書状【多一六六号】、極月二十七日付書状【多一七〇号】、十二月二十七日付書状【多四〇六号】等により、勝茂が江戸亭で逼塞中であることが分かる。漸く閉門処分が解かれたのは歳も押し詰まった十二月三十日であった【松田二〇一九】。勝茂はその日の夕方になって大老酒井忠勝に呼び出され、処分の解除を伝えられた【多五〇九号、正月十五日（寛永十六年）付ゆき消息】。

寛永十六年

正月を江戸で迎えた。閉門処分を解かれた勝茂は、正月十五日、家光に謁見するために元茂・直澄・直朝とともに登城した【多四四七号、正月十五日付書状、および多五〇九号】。当日は家光の体調不良により、謁見は延期となったが【多四四七号】、正月二十八日に親子四人謁見を遂げた【多三八号、正月二十八日付書状】。

その後は一貫して在江戸で、二月九日付書状【多二五一号】、同書状【多四一〇号】、二月十九日付書状【多一一五号】、三月十日付書状【多三二七号】、卯月十一日付書状【多一二五号】、卯月二十五日付書状【多三四一号】、五月十五日付書状【多二五一号】、六月九日付書状【多三五三号】、六月十二日付書状【多二四八号】、六月晦日付書状【多二五

〇号】、七月五日付書状【多二五五号】、七月十三日付書状【多四六六号】、七月二十七日付書状【多三五九号】、八月九日付書状【多二四三三号】、九月九日付書状【多二二六号】、同書状【多二四一号】、九月二十七日付書状【多三三九号】、霜月二日付書状【多三八九号】、閏霜月十九日付書状【多三九五号】、閏霜月二十七日付書状【多二二六号】等を確認できる。十一月十二日には家光の茶会に参会した【多一六二号、極月二日付書状】。

帰国については五月頃には話題になっており【多二五一号】、七月には翌年夏になるだろうとの見込みであった【多四六六号】。

寛永十七年

正月を江戸で迎えた【多一七五号、正月晦日付書状】。六月十一日付書状【多四一二号】によると、五月頃には帰国の暇を賜り、六月一日に江戸を出立、同十一日に大坂に着いた。下旬には佐賀に着いたものと考えられる。

十二月には忠直の後室が甲斐守直澄へ再嫁することが決まるが、多久茂辰が勝茂の名代として江戸に使わされるので、勝茂自身は年末も在国である【「水江事略」】。茂辰は翌正月五日に江戸に着いた【多四一号、二月二日（寛永十八年）付書状】。

寛永十八年

正月を国許で迎えた。江戸在府中の多久茂辰に宛てた二月七日付書状【多二〇二号】では、肥後の細川忠利が三月二十日に国許を発つとの情報から、自身もそれに後れないように出国するつもりであるとしており、茂辰には急ぎ帰国するよう指示している。実際には細川忠利は病気のために三月十七日に国許で死去するが、勝茂は予定通り三月二十日頃には出国したらしい。三月二十八日付書状【多三三五号】によると、三月二十六日には室津へ到着、二十七日朝には姫路の松平忠明を訪問、二十八日朝には明石の大久保忠職を訪問している。松平忠明と大久保忠職はともに寛永十六年に播磨へ転封となっていた。二十八日の晩には大坂天満に到着の予定となっている。四月十日前後には江戸に着いたと考えられる。

五月十五日付書状【多二四九号】によると、四月二十九日に男直澄が江戸で松平忠明女と婚姻、五月十日には江戸城に登城し能を陪観、五月十二日に元茂・直澄に帰国の賜暇があり、両人は同十九日江戸出立の予定となっている。元茂等は六月中旬に国許に着いた【多一八一号、六月十一日付書状、および「元茂公御年譜」佐近二一／三五〇頁】。

八月も在江戸で、八月二十二日付書状【多三七〇号】では、八月三日に家光に男子(家綱)が生まれ、九月上旬に予定されている祝賀能を陪観するとしている。

その後、十月二十六日に長らく勝茂に仕えた多久安順が病死したが、勝茂はその訃報を江戸で受けた【多一四号、霜月二十九日付書状】。

寛永十九年

正月を江戸で迎えた。前年の黒田家に続き当年の長崎警備を拝命し、三月二十六日に賜暇、四月一日には在江戸で、同四日に出発の予定となっていた【多二三七号、三月二十八日付書状、および多一四六号、卯月朔日宛書状】。卯月四日付書状【多一九一号】によると、勝茂は実際に四日に出発、十六日には大坂に着く見込みであるとしているので、四月末には国許に着いたと考えられる。

六月には父直茂の二十五年忌を国許で執り行った【佐近一一／一六三・六九四頁】。九月には領内に鷹野に赴いていることが確認できる【多一四二号、閏九月十一日付書状】。

寛永二十年

正月を国許で迎えた。「年譜」・「考補」は四月参勤とするが【佐近一一／一六五・六〇八頁】、三月二十四日付、卯月二日付の多久茂辰等宛書状【多三三二号、多三三六号】によると、三月二十四日に室津に到着、四月二日には中山道経由で近江醒ヶ井に達した。三月中旬に佐賀を発ち、四月中旬には江戸に着いたと考えられる。

五月に福岡藩領内筑前大島で潜入伴天連が捕縛された。佐賀藩には五月二十九日付で勝茂に宛て、老中阿部重次・阿部忠秋・松平信綱の連名で、領内海上を油断なく監視すべき旨の達があり【佐近一一二／七〇一頁】、勝茂は国許に対応を指示するとともに【多一三七号、六月二日付書状】、元茂・直澄を帰国させた。「元茂公御年譜」によると、元茂は五月二十一日江戸発である(佐近一一二／三七一・三七二頁)。

九月は在江戸、後光明天皇の即位と酒井忠勝等の上洛について国許に報じる【多一九五号、九月六日付書状】。

この他、五月四日付書状【多二九四号】、六月晦日付書状【多三三七号】、八月六日付書状【多二九三号】、極月十五日付書状【多四〇四号】でも勝茂の在江戸が確認できる。

正保元年

正月を江戸で迎えた。正月二十四日に増上寺において執行された秀忠の十三回忌法要に勝茂も参会し、家光に謁見した【多三三三、三五号、正月二十五日付書状】。

当年は長崎警備の番に当たっており、三月九日付書状【多三二二、二六号】では、三月八日に帰国の暇が出、同十五日に江戸を出発する予定としてゐる。また勝茂と入れ替わりに、直澄が同八日の晩に江戸に着き、元茂と直朝も同十日に江戸着の見込みとなっていた。

長崎警備に関する卯月十四日付覚書【多二七八号】は国許で出されたものと考えられるので、勝茂はほぼ予定通り江戸を出発したものと思われる。帰国後の動静については詳らかにしない。

正保二年

正月を国許で迎えた。卯月四日付勝茂書状【多一七三三号】によると、勝茂は二月末か三月初めに佐賀を発つたものと見え、三月十日に大坂着、翌朝には大坂を後にしたが、同十二日に近江水口で発熱し、漸く三月二十九日に江戸に着いた。「考補」は四月半ば江戸着府とするが誤りと考えられる。

五月十二日付書状【多一〇九号】では、勝茂は、参勤途中で発症した病気は本復し、四月二十三日に登城して家綱の大納言任官を祝賀したとしている。

また同書状には諫早茂敬室鍋島氏(勝茂女龜)の病状を心配する記述があるが、茂敬室は十月十八日に死去する【多一二〇号、霜月十七日付書状】。その間、五月十五日付書状【多二四五号】、閏五月七日付書状【多一一八号】、六月二十日付書状【多二二三三、三五号】、同日付書状【多二二四〇号】、八月十五日付書状【多三三六、六号】、八月二十一日付書状【多四〇九号】、十月二日付書状【多三三九、九号】、十月二十五日付書状【多三三九号】で、国許に茂敬室の病状を問うているが、これらの書状は江戸か

ら発せられたものである。八月頃から十月頃にかけては勝茂自身も江戸で体調を崩したようで、医師作安を国許から江戸へ呼び寄せることも検討したが、結局は茂敬室の看病に当たらせた。

本年は佐賀藩にとっては長崎警備の非番年であるが、ポルトガル船来航の情報もたらされる等、翌年の長崎警備への準備にも忙しく、勝茂は江戸より国許に井楼船・大船の建造や領内の深堀での勤番等の指示を送っている【清水二〇一九、および多一三六号、八月二十一日付書状等】。

その他、本年は全国的に天候不順で、領内・近国での災害に関する報告を厳命し【多四一三号、閏五月二日付書状】、特に佐賀藩領内に大きな被害をもたらした七月二十七日の大風については、それへの対応の指示を国許に送っている【多一三六号、および多三七八号、九月二日付書状】。

正保三年

正月を江戸で迎えた。正月十四日には將軍家光の孫綱吉の誕生を祝賀するために登城し、同十五日にも登城して家綱に謁見した【多三四号、正月十六日付書状】。

この年は長崎警備の年に当たる。大老の酒井忠勝の病氣などにより帰国の賜暇が遅れ【多三二九号、三月十四日付書状】、四月十四日に直澄・直能ともども暇が出た【多二五六号、四月十六日付書状】、「考補」

佐近一―二／七二四頁【が、江戸での所要や家綱病氣見舞いの登城等により帰国が遅れた。四月二十二日付書状【多一三九号】では、国許に対して長崎警備に関する指示を出すとともに、本来当二十二日に江戸を発足する予定であったが、用ができたので二兩日は出発を延期すると報じている。直澄には自身に先立って直に長崎に赴くよう指示し【多二三八号、卯月二十八日付書状】、直澄は五月九日に国許についた【「考補」佐近一―二／七二四頁、「石田」】。その後、多久茂辰等に宛てた二通の五月三日付書状【多一四一号・多三四五号】によると、家綱の病氣も快然したので公家衆は上洛、自身もやがて下国する予定としている。五月三日に二通の書状を出した時点では、勝茂はあと数日江戸に留まるつもりであったが、勝茂の江戸滞留が家綱の上聞に達し、すぐに下国するようとの命令を受け、勝茂は五月三日の晩に慌てて江戸を出立し、同五日朝には鴻巣まで到達した【多四二二号、五月五日付書状】。同十八日頃には大坂から出船する予定としている。その後、勝茂は五月二十七日に国許に着いた【「石田」】。

帰国した勝茂は、五月二十九日には佐賀を出て長崎に赴き、六月七日に佐賀に帰城した【「石田」】。この時期、肥前は大雨・洪水に見舞われた【「石田」】。

その後の長崎警備は、七月一日に出発、同九日に帰城、八月十五日に今津より乗船、同二十二日には長崎を出て太良に至り、同二十四日に帰

城、九月十六日に今津より乗船、同二十三日に帰城した【「石田」】。

十月〜十二月は一貫して在国で、十月二十一日〜同二十五日、十一月四日〜同十一日、十一月十八日〜同十九日、十二月六日〜同二十六日に白石に赴く【「石田」】等、放鷹して過ぐすことが多かった。長崎警備については、長崎に出張中の多久茂辰に対して、キリシタン取締りの上使として日根野吉明が江戸を出発したとの情報を受け、自身も長崎に赴くべきか長崎奉行馬場利重に問い合わせ中であり、吉明が実際に長崎に赴いた場合は、その間茂辰も長崎に詰めるよう指示している【多一六号、十月二十六日付書状】。十一月初には本年の長崎警備が終了し、多久茂辰等に帰還の指示【多三九一号、十一月八日付書状】。なおこの時期、勝茂は淋病を煩っていたことが知られる【「石田」、多三八〇号、十月五日付書状】。

冬、国許で鷹の鶴拝領、江戸でも鷹の雲雀拝領【佐近一―二／七四九頁】。

なお、この年は「国元諸事仕配」を任せていた多久茂辰と諸岡茂之を更迭している。

正保四年

勝茂は正月を国許で迎えた。正月五日〜同七日、正月二十八日〜二月三日、三月九日〜同十四日には白石に渡野した。【「石田」】。

四月三日には上使の日根野吉明を諫早に迎えるために佐賀を発ち、同十日に帰城した。四月二十九日に参勤のため出国【「石田」】、「考補」佐近一―二、七三五頁】、五月二日に内裏着【多一六八号、五月二日付書状、三〇三号、同日付書状】、五月二十三日に江戸に着いた【「考補」佐近一―二／七三五・七四九頁】。

九月頃には江戸で煩っていたが重陽節句の登城等は欠かさず、やがて本復した【多一四八号、十月二日付書状】。

正保五年／慶安元年

正月を江戸で迎えた。本年は勝茂発給の文書に乏しく、「石田私史」【佐近八―三／二五六〜二六六頁】により勝茂の主な行動を跡付ける以下のようなになる。

本年は長崎警備が当たっており、二月に暇が出、二月十日に江戸発、同二十二日に大坂から乗船、三月二日に内裏着、同三日に猪膝着、同四日に轟木着、同五日に佐賀についた。

三月七日には長崎警備のために佐賀を発ち、同十二日に佐賀に帰城した。その後、三月二十五日に長崎に赴き、四月一日には深堀で長崎奉行馬場利重等を迎接、同三日に帰城した。五月は二十一日に長崎に赴き、同二十三日に佐賀藩の番所に到着、同二十四日に深堀に逗留し、同二十六日に帰城、六月は二十二日に長崎に赴き、同二十七日に帰城、七

月は二十五日に長崎に赴き、同二十九日に帰城、八月は二十日に長崎に赴き、翌二十一日に長崎で長崎奉行山崎正信を饗応し、同二十三日に諫早着、同二十四日に帰城、九月は佐賀にとどまり、十月は四日に長崎に赴き、十四日に帰城した。

その後は十一月四日〜同十六日、同十八日〜十二月二日、同六日〜同十二日、同二十五日〜同二十七日に白石を中心に放鷹して回った他は佐賀に在城した【「石田」】。

なお、「考補」によると、本年は嫡孫の翁助が十二月二十二日（「石田」では二十一日）に江戸において元服し、従四位下丹後守に叙任し、松平の称号を賜って、光茂を名乗った【佐近一―二／七五〇頁】。

慶安二年

正月を国許で迎えた。本年も勝茂発給の文書に乏しい。江戸では前年末に光茂の元服があり、本年四月十九日には光茂と上杉定勝女が婚姻するが、それに合わせて国許からも役人が江戸に派遣されるが、それ以外には特に大きな動きはなく、勝茂自身も正月十五日〜同十六日、同二十五日からの数日間白石に渡野した他は、十月の参勤まで佐賀近辺に留まっている。その後、十月十三日に参勤のために佐賀を発ち、十一月十一日に江戸に着き、江戸で越年した【「石田」】。

慶安三年

正月を江戸で迎えた。本年も勝茂発給の文書を欠く。長崎警備の年に当たっている。「石田私史」によって勝茂の主な行動を跡付けると以下のようになる【佐近八―三／二七八〜二九〇頁】。

帰国賜暇前は三月に日光参詣し、六日に江戸に帰着した。三月十六日に賜暇、同十九日に江戸発、東海道經由で同晦日に伏見着、四月一日に大坂着、翌日発船、同十一日に内裏着、同十三日に佐賀に着いた。なお「考補」は二月賜暇、三月十九日江戸発、四月十二日佐賀着とする。

本年の長崎警備は、四月十五日に長崎に赴き、十八日に帰城、五月は二十日に佐賀を出立、同二十二日に長崎に着き、深堀を回って同二十三日に諫早に至り、同二十五日に帰城。六月は二十五日に佐賀を出立、同二十六日に長崎に着き、病中の山崎正信を見舞う等して深堀に至り、同二十七日に諫早に至り、同二十八日に帰城したが、幕府が熊本藩主細川光尚の死後の措置のために肥後に派遣した上使朽木植綱等が長崎に立ち寄るのに合わせて、同晦日には再び佐賀を出立、七月一日に長崎に着き、八日に上使より長崎警備慰勞の上意を伝えられ、九日には帰城した。八月は二十二日に佐賀を出立し、同二十五日に長崎着、同二十九日に帰城、九月は十九日に佐賀を出立し、同二十二日に長崎着、同二十三日に長崎を発して諫早に至り、同二十七日に帰城した。

十月から十二月にかけては、閏十月二十五日〜同二十六日、十一月四

日く同五日、同十四日く同二十二日、十一月二十八日く十二月二日、十二月九日く同十二日、同十八日く二十三日に白石等に鷹狩に出かけた。他は佐賀近辺に留まった。

慶安四年

正月を国許で迎える。本年も勝茂発給の文書を欠く。本年は四月二十日に病中の将軍家光が薨去し、八月十八日に家綱が将軍宣下を受ける。家光不例の情報は逐一国許にも届いており、勝茂は四月二十日には参勤の伺いのための飛脚も出すが、結局九月いっばいは国許に留まり、十月二日に佐賀を出立、十一月十日に江戸に着いた【「石田」】。

なお、この年は勝茂の体調も思わしくなく、「石田私史」には四月から六月にかけて服薬の記事が多く見られる。そのためか勝茂は三月四日く同七日に志久に渡野した他は参勤まで佐賀を離れていない【「石田」】。

慶安五年／承応元年

正月を江戸で迎えた。前年十一月に申請した江戸証人の鍋島茂明・鍋島英徑の交替が認められた【多一五二号、正月二十四日付書状】。「考補」によると、正月に勝茂は老病を理由に幕府に自身の隠居と嫡孫光茂への家督継承の願いを届け出た【佐近一―二／七七四頁】。すぐに隠居

は認められないだろうとの見込みではあるが、光茂の初帰国が認められたのは、隠居願いの届け出を受けたものである。

本年は長崎警備の年に当たり、「年譜」・「考補」によると二月六日賜暇、同十三日には嫡孫光茂にも賜暇、同二十二日に光茂とともに江戸を発し、三月四日に大坂着、途中三月十二日より光茂が疱瘡に罹り、周防上関で療養したとされる【佐近一―二／一六八・七七二頁】。三月二十日付書状【多一六五号】では、光茂の疱瘡は快方に向かい、もはや心配ない旨を国許へ伝えている。この書状は一昨日に国許から発せられた書状を受けて出されたものであり、上関から出されたと考えて無理はない。なお本書状よりは勝茂が三月三日には近江大津まで至っていたことが分かり、「考補」の記述の裏付けとなる。「考補」によると、その後、勝茂は三月二十九日に光茂が酒湯を掛つたのを見届けて出船し、四月二日に内裏着、同五日に佐賀に着いた。光茂は四月九日に出船して、同二十一日に初めて佐賀に入部した【佐近一―二／七七二頁】。本年は「石田私史」の記事を欠いており、「考補」により長崎警備の状況を確認すると、四月九日に長崎に赴き、同十日に長崎奉行黒川正直の饗応を受け、そのまま深堀に向かい、同十一日は深堀に逗留、同十三日に帰城、七月には五日に佐賀を発ち、同六日に長崎に着き、七日に深堀に回って、九日に諫早より陸路佐賀に帰城、九月には光茂を伴って長崎に赴いた【佐近一―二／七七三頁】。九月の長崎出張は「考補」では

詳しい日程は示されていないが、九月二十三日付多久茂辰宛書状では二十六日頃の帰城予定となっている【多三七六号】。

その後、光茂は十月に参勤（十月十三日佐賀発、十一月十二日江戸着）し、勝茂は国許で越年した【「考補」佐近一―二ノ七七五頁】。

なお、五月五日に勝茂から見て曾孫にあたる光茂の嫡男（綱茂）が江戸で誕生した【同上】。

承応二年

正月を国許で迎えた。勝茂の居所や行動が窺える文書は乏しく、「石田私史」も八月までの記事を欠き、勝茂の動静を追うことができない。

本年の参勤は九月二十二日に佐賀を出発、同二十六日に内裏着、同二十八日に下関着、十月五日下関発、同十九日に大坂着、東海道經由で二十六日に熱田着、江戸には十一月六日に着いた【「石田」】。病気を押しての参勤で、約一月半かかっている。途中、九月二十六日付の二通の書状【多一五五号・多三七七号】では、同日に内裏に着いたことが裏付けられる。十二月二日付の二通の書状【多一四七号・多三九九号】では、病気は快方に向かいつつあり、いまだ江戸城への登城、將軍への拝謁を済ませていないが、十二月十日頃に登城する見込みであると報じている。結局、家綱の風邪により、登城は延期された【「石田」】。

承応三年

正月を江戸で迎えた。正月十二日、年頭礼として登城した【「石田」】。

「考補」によると、日光参詣を企図するが、病気のため果たせず、直澄を代参させた【佐近一―二ノ七八五頁】。また正月二十九日には家綱が鷹狩で獲た鶴を拝領した【「石田」】、「考補」佐近一―二ノ七八五頁】。二月十一日付書状【多四七号】では、自身の病状は歩行に支障があるものの元氣を得たこと、来る二月十九日に拝領した鶴のお披露目を上使であつた石川貴成等を招いて行う予定であること、賜暇は三月初めと予想していること等を報じている。三月十一日付の多久茂辰宛書状では、江戸証人の多久安胤等の交替が認められたことを報じている【多三二八号】。

本年は長崎警備の年に当たっており、「考補」・「石田私史」によると、三月十日に賜暇、同十五日には光茂にも賜暇があり、三月二十六日に江戸発、東海道經由で四月九日に伏見、次いで大坂に着き、同十三日に大坂出船、同十五日には悪天のために明石に立ち寄り、明石藩主松平忠国と対面し、陸路で室津に向かい、同十六日室津着、同二十六日に内裏着、秋月經由で同二十九日に佐賀に着いた【佐近一―二ノ七八四頁、佐近八―三ノ三三九・三三〇頁】。

老病のため長崎には光茂を遣わし、自身は佐賀に留まったが、十月二十六日～同二十八日、十一月二十二日～同二十七日、十二月二十一日か

ら数日間、白石に鷹狩に赴く等して保養に努めた【「石田」】。光茂は参勤のために十月二十三日に佐賀を発ち、十一月十八日に江戸に着いた【佐近一一二／七八九頁等】。

なお、十一月十一日に長男元茂が江戸で病死した。

承応四年／明暦元年

正月を国許で迎えた。本年も勝茂の動静を伝える文書史料に乏しく、国許で四月十四日の上杉綱勝の婚姻の報を受けたことが知られる程度である【多一一〇、五月二日付書状】。

「考補」によると、隔病（胃癌）のため参勤の延期を幕府に願い出たところ、九月二十七日に当年の参勤を免除する旨の老中奉書（九月十五日付）が届き、国許で越年することとなった【佐近一一二／七九一頁】。十二月九日〜同十六日と同二十五日〜二十七日に白石に鷹狩に出かけるが、それ以外は佐賀を離れておらず【「石田」】、老病が進行していることが窺える。

明暦二年

正月を国許で迎えた。本年は長崎警備の年に当たっている。勝茂の病気は小康を得、三月に長崎警備に赴く。三月十四日付書状【多一六〇号】では、同日に長崎に着き、長崎奉行黒川正直の饗応を受け、深堀ま

で見回り、同十六日に帰路に就く予定としている。同十七日に深堀を発ち、同十八日に帰城した【「考補」佐近一一二／八〇〇頁】。その後は自身が長崎に赴くことはなく、七月には八男直弘等を名代として派遣した【「石田」】。

九月の参勤前は三月の長崎出張の他は佐賀に留まっていたようである【「石田」】。勝茂最後の病気を押しての参勤は多久茂辰を伴い、九月二十五日に佐賀発【「石田」】、九月二十八日に内裏を出船【多一二九号、九月二十八日付書状】、途中室津辺りで風邪をひいたが、十月十五日には無事大坂天満に着、同十六日は大坂に留まり、同十七日に大坂を出る予定となっている【多一一一、十月十六日付書状】。十一月八日付多久茂矩宛多久安胤書状は勝茂の江戸到着を十月二十一日としているが、十月二十八日の書き誤りか【多六九二号、十一月八日付多久安胤書状】。なお、「考補」は勝茂の江戸到着を十一月十日とするが【佐近一一二／七九八頁】、右の多久安胤書状の年次は明暦二年以外にありえないので、こちらも誤りと考えられる。

その後、十一月二十一日に上使として老中阿部忠秋の訪問を受け、緩々と病気を養生するようにとの將軍家綱の上意を伝えられる【多三九七号、十一月二十三日付書状】。極月二十一日付書状【多一〇五号】では、勝茂・多久茂辰の江戸での無事を伝えている。

明暦三年

正月を江戸で迎えた。病気のため正月の登城は名代として鍋島茂泰を遣わした。「考補」によると、二月十六日より病状は重篤となり、保科正之・土井利勝・酒井忠勝の見舞いを受けた【佐近一―二／八〇七頁】。二月二十一日付書状【多五〇号】では、二月十九日に兼ねて幕府に願い出ていた自身の隠居と光茂への家督相続が漸く認められたこと、またその前日には阿部忠秋の訪問を受け、とくと養生すべきとの上意を伝えられたことを報じている。

その後、勝茂は本復することではなく、三月二十四日に江戸において逝去した。

✦
附錄
✦

人名一覽

例言

るものである。

一この人名一覽は、前掲の「史料編」に登場する人名を一覽にしたものである。

一「1 多久邑主家および佐賀藩主家当主」と「2 その他」の二つに大別した。「2 その他」については、五十音で配列した。

一人名の下に当該人物が見える「史料編」の文書番号を記した。ただし、多久邑主家および佐賀藩主家当主については、頻出するため、文書番号を記さなかった。

一人名は、原則、当該人物の最終的な実名で立項しているが、一部例外もある。なお、適宜、参照項目を立てた。

一『佐賀県史料集成』は「佐古」とし、巻数、文書群名・文書番号を記した。

一『佐賀県近世史料』は「佐近」とし、編・巻、頁数を記した。

一鍋島家文庫所蔵史料は、請求記号を「鍋…」という書式で付した。

一「付録・佐賀藩歴代藩主略系図」「は佐近二一六、「付録・佐賀藩三家系図」は佐近一一七、「付録・佐賀藩御親類系図」は佐近一一八、

「付録・佐賀藩御親類系図」は佐近一一九にそれぞれ収録されている。

1 多久邑主家および佐賀藩主家当主

龍造寺長信

多久邑祖。龍造寺周家二男。同隆信弟。天文七年十月二十八日生。

幼名慶法師。のち采女正。諱は、初め家信、のち長信。永禄五年多

久宗利の梶峰城を攻め落とし城主となる。同十一年隆信と和睦した

小田鎮光に梶峰城を渡し、蓮池城に移る。元龜元年今山の合戦にて

豊後大友の軍勢を破り、直後に大友方となっていた小田鎮光の梶峰

城を攻め落とし、再び梶峰城主となる。天正十八年隠居、天理と称

し、男家久（安順）に相続せしむ。慶長十八年十月二十六日歿。七

十六歳。（『水江事略』、『多久市史』）

多久安順

初代多久邑主。龍造寺長信長男。永禄六年生。幼名彦仁王。六郎次

郎。与兵衛。長門守。諱は賢康、家久、安順。六郎次郎から与兵衛

への変化は、慶長五年三月二十七日以前と推定される（一九四号）。

与兵衛から長門守への変化は、慶長十二年九月二十五日以降十二月

二十七日の間と推定される（慶長十二年九月六日の高房歿直後では、

〔慶長十二年九月〕廿五日付勝茂書状（坊所五〇号）中に、「与兵

とあり、同年末慶長十二年十二月二十七日付安順達書（佐古一六／

願正寺文書一七号）の差出書では、「長門守家久（花押）」とある。

〔水江事略〕では、翌十三年に龍造寺氏から多久氏と変えたとされ

る。諱の家久から安順への変化は、慶長十七年とされる。その後、

多久茂富を養子とするも、寛永五年に離縁し、茂富の男茂辰をあら

たに養子とする。同十三年に茂辰に家督を譲る（四八号・『水江事略』）。

同十八年十月二十六日歿。七十九歳。（『水江事略』、『多久市史』）

多久茂辰

二代多久邑主。多久茂富長男。慶長十三年五月十九日生。幼名彦仁

王。伊平太。美作守。伊平太から美作への呼称の変化は、寛永二年

四月十一日以降同四年八月十九日までの間と考えられる（一八九号・

三六八号）。寛永五年多久安順の養子となる。同十二年六月二十三日、

〔於国元、諸事仕配〕を勝茂に命じられる（佐古一〇／多久家書物

御什物方指出五号）。同十三年二月、安順から家督を相続する（四八

号）。同十四年二月一日、「惣家中仕配之儀、万事」を茂辰に「担任」

る旨が勝茂より伝えられる（三三三号）。正保三年十一月、請役を罷

免される。明暦三年三月二十四日の勝茂歿後に隠居して茂矩へ家督

を譲り、出家して愚溪を名乗った（『水江事略』）。その後、愚溪の名

で書状中に現れることは多くはなく（四二六号・五九〇号・六一三

号・多久家所蔵文書全八九号)、家族からも概ね美作と呼ばれ続けている。寛文九年一月六日歿。六十二歳。(『水江事略』、『多久市史』)

多久茂矩

三代多久邑主。茂辰嫡男。寛永七年十月十五日生。母は勝茂女鶴(高源院腹、天性院)、室は蓮池藩主直澄養女於菊(浄閑院)。初め出雲。長門。諱は、茂明、茂景、茂矩。「水江事略」では、明暦元年勝茂が病気で参勤できなかつたため、多久茂矩が同二年三月に参府、その際出雲から長門に改名したと伝える。文書上では、明暦元年五月二日(一一〇号)には出雲、同二年十月十六日には長門(一一一号)となっている。明暦二年夏秋頃から見習いとして国務に携わる(『水江事略』)。明暦三年家督。寛文四年八月には寛文印知の御礼の使者として江戸参府(七月七日佐賀発九月中旬佐賀着)。貞享三年四月隠居、玄山と称する。元禄二年十二月十日歿。六十歳。(『水江事略』、『多久市史』)

多久茂文

四代多久邑主。鍋島光茂三男。寛文九年十一月二十六日生。熊法師丸。出雲。延宝三年、諱茂文。同五年伊豆。多久茂矩の養嗣子となる。延宝八年茂矩とともに多久に入部。貞享二年家督。正徳元年八

月二十九日歿。四十二歳。(『多久市史』)

鍋島直茂

佐賀藩祖。鍋島清房二男。幼名彦法師。孫四郎。飛驒守。天正十七年任加賀守。諱は信安、信真、信昌、信生、直茂。元和四年六月三日歿。八十一歳。(『寛政重修諸家譜』卷第八百二十三、佐近一一一／一三三・五六三頁)

鍋島勝茂

初代佐賀藩主。鍋島直茂嫡男。天正八年十月十一日生、母は石井忠常女陽泰院、幼名伊勢松。その後伊平太。文禄四年二月十四日信濃守に任ぜらる。諱は、信茂、清茂、勝茂。清茂から勝茂への変化は、慶長四年四月六日から五月二十二日の間(佐古一四／有田家五号、佐古一一／坊所一四四号)。慶長十二年龍造寺高房の封を嗣ぎ、肥前藩主となる。明暦三年二月十九日隠居。同年三月二十四日歿。七十八歳。(『寛政重修諸家譜』卷第八百二十三)

鍋島光茂

二代佐賀藩主。鍋島忠直長男。寛永九年五月二十三日生。幼名翁介。寛永十二年一月に父忠直が痲瘡で急逝、同年冬將軍家光に初めて拝

謁し次代藩主と認められる(三〇四号)。慶安元年十二月二十二日任丹後守。明暦三年二月十九日、祖父勝茂の家督を相続す。元禄十二年五月十六日歿。(「寛政重修諸家譜」卷第八百二十三、「寛元事記」)

浅井権右衛門尉 四六八

鍋島家中。「寛永五年惣着到」では知行一四一石(『佐賀藩着到帳集成』)。

2 その他

ア

朝倉光泰 一〇九・一九九

相浦市右衛門尉 二二三二
多久家中。

鍋島家中。光定男。南十郎、忠右衛門、久左衛門。生国は甲斐国飯富庄、徳川家家臣であった光定が、鍋島勝茂室徳川氏(高源院)入興の時来佐、鍋島家家臣となる。慶安三年九月十七日江戸で歿。(「系図アの部」鍋二二一—一四、佐近八一—四九九頁)

相浦善左衛門尉 二二一〇

浅野光晟 三五七

多久家中。(佐古二四／五番御掛硯誓詞書写一／四二号)

浅野長晟二男。元和三年生。岩松。寛永四年八月二十六日より安芸守。同九年遺領を継ぐ。元禄六年四月二十三日歿。(「寛政重修諸家譜」卷第三百九)

相浦弾右衛門尉 二二三二

家譜」卷第三百九)

多久家中。

浅野幸長 二四七

愛野五郎右衛門尉 一一九

鍋島家中。「寛永五年惣着到」では知行一四一石(『佐賀藩着到帳集成』)。

天正四年生。豊臣秀吉に仕える。天正十七年四月従五位下左京大夫。慶長五年上杉攻めでは徳川家康に従い、十月、紀伊和歌山三七万六五六〇石余を与えられる。慶長六年従四位下紀伊守。慶長十八

年八月二十五日歿。（『寛政重修諸家譜』卷第三百九）

朝比奈良明 二四二

勘右衛門。左近。慶長十年徳川家康に拝謁し、小姓を務める。寛永五年十二月布衣を許された。延宝元年五月二十二日歿。（『寛政重修諸家譜』卷七百五十四）

朝日源兵衛 四一八

鍋島家中。

足利尊氏（高氏） 六一六・六二八

室町幕府の初代将軍。父は足利貞氏。嘉元三年生。鎌倉幕府の有力な御家人で北条得宗家とも近い関係にあったが、元弘三年四月末、後醍醐天皇と通じて反幕府の兵を挙げ、五月七日に六波羅探題を攻め落とし、同月に関東で挙兵した新田義貞が鎌倉を、九州で挙兵した少弐・大友・島津氏らが鎮西探題を攻め滅ぼしたことによって鎌倉幕府を滅亡させた。後に後醍醐天皇とも不和となり、南北朝内乱の時代を招いた。延文三年（正平十三年）四月三十日歿。

足利直冬 六一六・六二二・六二八・六三三

足利尊氏の庶子で、尊氏弟直義の養子。嘉暦二年生か。貞和五年（正平四年）四月従四位下左兵衛佐に任じ、同月長門探題となり出京。養父直義と高師直の内紛から父尊氏と敵対することとなり同年九月九州に下向。九州では在地の勢力を糾合して一時隆盛となり、北朝・尊氏派の九州探題（鎮西管領）及び南朝の征西將軍宮の勢力と激しく争い、北朝が年号を貞和から観応に改元した後も独自に一年余り貞和の年号を使い続けた。観応擾乱の收拾過程で貞和七年（正平六年・観応二年）三月に鎮西探題に補任されるが同年九月には尊氏から誅伐対象とされ、文和元年（正平七年）末頃長門に転進、九州を離れた。応永七年歿か。

足利直義 六一六

足利尊氏の同母弟。足利直冬の養父。徳治二年生。兄尊氏に従って鎌倉幕府を倒し、建武新政府・草創期の室町幕府においては政権の一翼を担ったが、執事高師直と対立したことにより尊氏とも不和となり抗争（観応擾乱）、観応三年二月鎌倉で死去。

阿部重次 三八・四二・四六・二三七・二五五・二五六・三二九・三四五・三八八・四四七・五〇九

幕府老中（寛永十五年〜慶安四年）。慶長三年生。元和五年従五位

下山城守、寛永十年対馬守、同十六年従四位下。慶安四年四月二十日、徳川家光に殉死。

解由」とある（佐近八―三／三二六頁）。

阿部忠秋 四一・四六・五〇・一五七・一六三・一七三・二四八・三二

有馬豊氏 二四三

六・三二九・三七八・三八八・三九七・四〇四・四二一

永禄十二年生。万助。豊臣秀吉に仕える。文禄三年六月従五位下玄蕃頭。慶長五年上杉攻めでは徳川家康に従う。元和六年閏十二月筑

幕府老中（寛永十年〜寛文六年）。慶長七年生。元和九年従五位下

後久留米二二万石を与えられる。寛永十九年閏九月晦日歿。（「寛

豊後守、同十一年従四位下、寛文十一年致仕。延宝三年五月三日歿。

政重修諸家譜』巻第四百六十九）

綾部幸久 二三〇・三四〇

安藤重長 二八四

鍋島家中。三左衛門尉。備横目。（佐近八―一／六一三頁）

慶長五年生。安藤重信養子。勝蔵。式部。伊勢守。右京進。元和元

有田孝紀 一四七・一六〇・一六五・一八二・一九五・三二八・三三二・

年閏六月十九日伊勢守。後右京進に改める。元和七年遺領を継ぐ。

三九六・三九九・四七五・六九〇

寛永二年書院番頭。同十二年寺社奉行。同十四年奏者番。明暦三年九月十九日歿。（「寛政重修諸家譜』巻第千百十四）

鍋島家中。須古信明の弟龍造寺八右衛門（茂成）が松浦姓を継承

し、のち有田姓に改めた。孝紀はその嫡男。左佑。左馬佐。勘解由。

安徳判官代三郎入道 六三一

「系図アの部」（鍋二―一―一四）では諱は「紀」と記される。延

安徳氏は肥前国の御家人。嘉禄二年に佐嘉御領内の小地頭として

宝六年六月二十三日歿（佐近八―一／三七一・三七二頁、有田家文

「豊益安徳二郎大夫政定」の名が見える（佐古三／龍造寺家文書一

書「有田系図」）。寛永五年の惣着到では「有田奎允」、寛永十九

号）。永仁六年には法浄寺氏と於保氏の相論に際し、安徳弥二郎入

年は「有田左馬助」で所見。「石田私史」によると、「勘解由」の

道が勝訴した法浄寺氏への田地・作毛の沙汰付を命じられている

前は「大膳」であり、承応二年十二月十九日条に「有田大膳改名勘

（佐古二／高城寺文書一九号）。

安了 二二四

医師。在堺。

イ

井伊直孝 一四〇・二一三・二九四・三一九・三三〇・三四一

天正十八年生。慶長十年四月従五位下掃部助。慶長十五年掃部頭。

元和元年近江一二万石を領す。寛永三年八月少将。寛永九年より徳

川秀忠の遺命で幕政に参与。正保二年四月正四位上中将。万治二年

六月二十八日歿。（「寛政重修諸家譜」卷第七百六十）

飯田源右衛門尉 二三五

長崎奉行山崎正信の家中。

いかの守 五一六

鍋島直孝または鍋島直條。両者とも鹿島藩三代藩主鍋島直朝子で、

幼名は伊賀とされる。

生野孝時 六九六

鍋島家中。織部。貞享二年四月九日歿。（佐近八一―二七六頁）

生駒高俊 二二三

讃岐高松藩主。生駒正俊男。小法師、老岐守。慶長十六年生。元和

七年七月家督。寛永三年八月十九日従四位下老岐守、同十七年出羽

由利郡に配流、万治二年六月十六日歿。

生島作庵（安） 一〇九・一一八・一二〇・一四八・二三四・二三五・

二三九・二四五・三六六・二九九・三七九・三八〇・

四〇九

医師。勝茂の代に召し抱えられる。法名は眞誉徴心。（佐近八一―

／五二九頁）

池内貞右衛門尉 二一九

鍋島家中か。鷹匠。

池尻胤房 六二六

南北朝期、征西府の構成員。懐良親王令旨の奉者として見える。左

少将。

池田輝政 二四七

永禄七年生。三左衛門。豊臣秀吉に仕え、天正十五年羽柴 同十六年豊臣の姓を与えられ、従四位下侍従。慶長五年上杉攻めでは徳川家康に従い、十月播磨国を与えられ、姫路に住す。慶長十七年参議正四位下。松平の称号を与えられる。慶長十八年正月二十五日歿。

(「寛政重修諸家譜」卷第二百六十三)

池田光政 二二三・二五〇・四五八

備前岡山藩主。池田利隆男。慶長十四年四月四日生。初め幸隆、新太郎。元和二年家督。同三年因幡鳥取に転封。元和九年従四位下侍従、寛永九年備前岡山に復帰、天和二年五月二十二日歿、七十四歳。室は本多忠刻女。

池野三郎右衛門尉 二三九・二四一

鍋島家中。(「寛永五年物着到」)。

諫早左衛門尉 一三三九

諫早茂真力。↓諫早茂真

諫早茂敬 三四・三五・三七・三八・一〇七・一一八・一二七・一三

〇・一三四・一三六・一三七・一四〇・一四一・一五一

一五七・一六二・一六三・一六六・一七三・一九一・二〇

一・二〇七・二〇八・二二三・二二六・二二二・二二三・

二二八・二三四・二三五・二三七・二三八・二三九・二四

〇・二四三・二四四・二四八・二四九・二五〇・二五五・

二五六・二六八・二七一・二七六・二七八・二九二・二九

三・二九四・三〇二・三〇五・三〇九・三二六・三二七・

三二九・三三一・三三四・三三五・三三六・三三七・三三

八・三四〇・三四一・三五〇・三五四・三五七・三六一・

三六二・三六六・三六七・三七二・三七八・三八二・三九

二・三九四・四〇四・四〇六・四一〇・四一一・四一九・

四四七・四四八・四四九・四五八・四六四・四六七・四七

〇・五七六・(追四一)

鍋島家重臣。諫早直孝男。母は直茂女彦菊(長寿院)、室は勝茂女

亀(宝乘院)。慶長十四年生。幼名彦吉、仮名等は左兵衛太夫、豊

前。寛永十二年家督、慶安五年五月十五日歿。法名は正応寺大無道

徹山主。

諫早茂敬室鍋島氏 四三・一〇九・一一八・一二〇・一二八・一三〇・

一三四・一三五・一三九・一四五・一三九・三七九

三八七・四〇九

鍋島勝茂女亀。母は徳川氏（高源院）。元和三年四月六日生。寛永六年八月二十八日茂敬に嫁す。正保二年十月十八日歿。法名は宝乘院殿三鼎妙器大姉。（「付録・佐賀藩歴代藩主略系図」一）

諫早茂敬女 二一・五二一・五七六

諫早茂敬女。母は鍋島勝茂女亀（宝乘院）。ひこいち（彦市）。元禄五年六月四日歿（五十歳）。法名は自得院長安妙遊（「諫早家系図」鍋一四一―一五、「諸家家系」鍋一一〇―一六）。

諫早茂真 五〇・一〇五・一一一・一三二・三二八・三九七・三九八・

六三五

鍋島家重臣。諫早領主。寛永十三年生、承応元年家督、寛文十二年八月六日歿。父は諫早茂敬、母は勝茂女亀（高源院腹、宝乘院）カ、室は鍋島山城直弘女伊勢菊。彦甫子（彦法師）、茂真（茂清）、主馬、豊前。海岸男性。

四一七・四五五・四六〇・四六一

鍋島家重臣。龍造寺家晴嫡男、初めて諫早氏を称す。天正二年生。初め諫早氏を称す。万歳、直友、直孝、作十郎、孫九郎、右近允、石見守。右近より石見守への呼称の変化は、少なくとも元和六年十一月二十六日より寛永三年五月七日の間（右近を最後に確認できるのは、元和六年十一月二十六日付の二七〇号であり、石見守を最初に確認できるのは、寛永二年もしくは同三年に比定できる五月七日付の七号）と考えることができる。寛永十二年六月晦日歿。室は龍造寺政家女、継室は鍋島直茂女彦菊。

諫早直孝室鍋島氏 五〇・一〇七・一一一・二〇三・二三九・二四〇・

四二二

鍋島直茂女彦菊。母は石井氏（陽泰院）。天正七年生。納富六郎に嫁し、のち倉町家秀に嫁す。離別して直孝に嫁す。寛文元年七月十七日歿。法名は長寿院梅室妙香大姉。（「付録・佐賀藩歴代藩主略系図」一）

諫早直孝 三・四・七・二五・四五・五八・八三・一八七・二〇六・二

二一・二五二・二六一・二六三・二七〇・二七四・二八〇・

二七七・三二二・三四六・三五〇・三六五・三七四・四一五・

諫早豊前 四七七・五七〇

鍋島家重臣。諫早茂敬もしくは諫早茂真。

石井九郎右衛門尉 二二三・二三五

多久家中。

石井久右衛門 二二三・二二六

鍋島家中。

石井源左衛門尉 一八九

鍋島家中か。

石井実之 一三二

鍋島家中。安左衛門尉。

石井次右衛門 二六九

鍋島家中。寛永五年惣着到では一二二石。

石井茂清 六四・九八・二六九

石井茂利（二男家、耆岐守）の男。生年未詳。遅くとも慶長六年末

石井二多もん 五九三

未詳。

には蔵人関係の業務に携わり、慶長十五年十一月十六日には杵島郡白石の代官になっている（佐古一九／石井家文書一三・六四号）。

石井次郎右衛門尉 二二二

多久家中。

元和七年十一月二十一日歿（「石井系図」（鍋二一―三）、栗原荒野編著『校註葉隠』（青潮社、一九七五年、復刻版、七三〇―七三二頁））。仮名は清五左衛門、後に縫殿助。

石井右衛門佐 三二・一五八・一五九・一九二・二二五・二四二・二五

一・三七九・三九五

鍋島家中。承応年間に国許で公儀料銀蔵の管理を担当（城島正祥『佐

藩の制度と財政』文献出版、一九八〇年、三〇五・三〇九頁）。

石井茂成 四五・一八七・二四二・二六一・二六五・三二一・三二五・

四一五・四六〇・四六二

鍋島家中。石井常延の孫で、鍋島直茂室陽泰院の甥、勝茂の従兄弟にあたる。初名又左衛門、のち修理亮。大与頭。「寛永五年総着到」

では知行二二五〇石。寛永六年五月頃は須古信明と共に在江戸（二六五号）。寛永十年十二月十六日歿（「石井系譜」鍋二一―三）。

石井伝右衛門尉 四六八

鍋島家中。石井生札の子（城島正祥『佐藩の制度と財政』文献出版、

一九八〇年、三九頁）。

鍋島家中。林貞生（政）実子。石井茂清養子。弥七左衛門。寛永十

五年物成一五〇石。万治三年四月十日歿。（佐近八一／二九五頁）

石井又左衛門尉 二五四

石井茂成か。

石井長悦 三九〇・四〇〇

鍋島家中。三九〇号に、供養につき「牢人差免」された者として所見あり。

石井茂左衛門室 五五六

こ少将次女。

石井兵部 二六九

鍋島家中。

石井忠俊 四七九

鍋島家中。如自。父は石井久左衛門正純。三九郎。又右衛門。光茂公御歌書役（佐近八一／二五八頁）。元禄十四年十二月廿四日歿（「石井系譜」三（鍋二一一―三）一一二頁）。

石井正純 二〇九・二六六

鍋島家中。石井九郎右衛門茂忠の子で、石井忠義四男忠本の四代孫。

初名孫左衛門、のち久左衛門尉。寛永十七年四月十五日歿（「石井系

石井忠房 六五一

譜」三（鍋二一一―三）一一一頁）。寛永四年四月は納戸方か（二六六号）。なお「茂宅聞書」では「石井名字之惣領」と記される（佐近八一／三二五頁）。

戦国期の龍造寺家家臣。石井五男家祖。藤兵衛。兼清。尾張守。法諡江月道清。永禄元年十月十六日川上に於て戦死。（「石井系譜」四（鍋二一一―三）二頁）

石井正之 二八二

石井六郎左衛門 二三〇

鍋島家中。備横目。

鍋島家中。生歿年未詳。

石尾孝房 一二一・三八四・四〇五

鍋島家中。石川右馬丞男。又兵衛。安兵衛。孝房の時石尾に改姓。

板倉勝重 二六九

天文十四年生。慶長六年より京都所司代。元和六年致仕。寛永元年

物成一七五石。明暦三年鍋島勝茂に追腹。(佐近八一―六一四頁)

歿。(「寛政重修諸家譜」卷第八十二)

石川貴成 四七・三八二

幕臣。小刑部。弥左衛門。寛永十年六月より使番。万治三年四月務

板倉重昌 二四二

天草・島原一揆(島原の乱)時の幕府の上使。天正十六年生。宇右

を辞す。寛文二年十一月致仕。歿年未詳。

衛門。主水。内膳正。慶長十年従五位下内膳正。寛永十五年一月一

池内貞右衛門尉 二一九

鍋島家中か。鷹匠。

板倉重宗 三九

京都所司代(元和六年〜承応三年)。天正十四年生。慶長十年従五

石田泰貞 二三〇・三七五

鍋島家中。藤七兵衛。寛永五年着到七十六石。

位下周防守、元和九年従四位下、正保二年従四位上、明暦二年十二

石部源藏 五二七

鍋島家中。

未詳。

伊豆又左衛門尉 三六五

市正 追一四

鍋島茂村か。↓鍋島茂村

未詳。鍋島家中か。

市介 四九六・二四二六

稲葉正則 四七二

未詳。多久家中か。「御屋形日記」には「市佑」の表記で多久家家

幕府老中（明暦三年九月二十八日〜延宝八年一月十二日）。小田原

老多久市佑成明（茂富の弟、安明の嫡孫。元禄二年十一月七日歿。

藩主。元和九年六月二日生。父は稲葉正勝、祖母は春日局。美濃守。

父は十左衛門順明、裕岩）の名がある。

元禄九年六月六日歿。

市のすけ 五二二

犬塚家重 七四・一〇二

未詳。多久家中か。

鍋島家中。龍造寺政家男。高房弟。勝兵衛。正兵衛。重房。犬塚與

市佐 六五七

三左衛門信久養子。寛永十六年十月十三日歿。（「鍋島始龍造寺略御系図」鍋一二一—一〇ほか）

未詳。多久家中か。

犬塚家統 七四・一四九

市左衛門 五〇一・追四〇

鍋島家中。惣兵衛。龍造寺高房御側頭。元和八年九月十日歿。法

未詳。多久家中か。

名了正（佐近八一—／三三〇頁）。

伊藤小左衛門尉 二三四・三六六

犬塚宅長 一三九・二三〇・二五六・三八三・四〇三・四四九・四六八

博多の商人。寛文七年刑死。

鍋島家中。惣兵衛。龍造寺高房の御側頭を務めた犬塚惣兵衛家統の

伊藤五兵衛尉 二四九

子、物成三六五石（佐近八一—／三三〇頁）。

犬塚九郎左衛門尉 二二〇・四六一

多久家中。

犬塚三郎右衛門 四九九・六三九

鍋島家中。生年未詳。明暦元年の小城鍋島直能の家臣として名前が見える（佐近二一／五五六頁）。歿年未詳。

井上政重 一三七・一三九・一四六・二三五・二三七・二三九・三二

六・三四四・三七〇・三七一・三七八・四四九

幕府重臣。天正十三年生。筑後守。筑後。寛永九年十二月十七日に大目付となる。幕府の禁教政策の中心人物で寛永十六年以降宗門奉行を兼務。長崎にも度々出張し幕府の外交顧問的な役割も果たす。万治四年二月二十七日歿。

今泉吉左衛門尉 三二四

鍋島家中。「直茂公譜考補」の慶長十五年の鍋島直茂隠居の項目に

勝茂長男元茂へ譲る家士として名前が見え（佐近一一／八二二

頁）、元和三年に元茂へ小城領が分知された後の小城家中にも名前が見える（藤野保『佐賀藩の総合研究』吉川弘文館、一九八一年、二五三頁）。

今川貞臣 六二七

南北朝期の九州探題今川貞世（了俊）の子。初め義範。治部少輔、陸奥守、左京大夫。

今川貞世 六一九

南北朝時代の武将。法名了俊。嘉暦元年生。応安三年に九州探題に任じ翌四年末門司に上陸、同五年八月に九州南朝方の拠点となっていた大宰府征西府を攻略。永徳元年には後征西將軍宮良成親王の居所を陥落させ、南朝勢力の衰勢を決定づけた。南北朝合一後の応永二年に二十五年間在任した九州探題の職を解かれ帰東。歿年未詳。

今大路親清 六八

医師。初親順。兵部大輔。剃髪後道三。文禄元年従五位下典薬助。慶長四年法眼。慶長十三年法印。寛永三年九月十九日歿。

今村藤右衛門尉 二二二

多久家中。

伊与掾 三六八

刀工か。肥前刀鍛冶に伊予掾宗次の名あり。寛永九年頃歿（『肥前の刀と鐔』上／一九一〜一九六頁）。

入江就昌 六四九

戦国時代から安土桃山時代にかけての武将。長門国の国人。毛利氏家臣。次郎。与三兵衛尉。余三兵衛尉。天正十七年七月二十八日歿（『萩藩閥閥録』第二卷三四六頁「卷五十四 入江七郎左衛門」）

岩村常定 一三四・二〇七・四一一

鍋島家中。忠兵衛、新右衛門。後年光茂家督の時勝茂から進ぜられた御付の一人（系図（イの部）（鍋二二―一二二）一一七頁）。天草・島原一揆（島原の乱）で褒美を受ける（佐近二―二／六五二頁）。「明暦貳年着到二岩村郡右衛門物成百石一同岩村忠兵衛」（佐近八―一／三三三頁）。

ウ

上杉定勝 一七二・二五四・四四九

出羽米沢藩主。景勝嫡男。慶長九年生。元和九年二月従四位下侍従

に叙任、弾正少弼を兼ねる。五月十六日家督。正保二年九月十日歿

（「寛政重修諸家譜」卷第七百四十九）。寛永元年正月、鍋島勝茂女市と婚姻（『上杉家御年譜』第四卷／七一頁）。

上杉定勝室鍋島氏 一七二・二五四

鍋島勝茂女市、母は徳川氏（高源院）。慶長十二年九月二日生。寛永元年正月上杉定勝と婚姻。寛永十二年六月三日歿。法名は伝光院殿洞胤栄仙大姉。（「付録・佐賀藩歴代藩主略系図」一、『上杉家御年譜』四卷／七一頁）

上杉綱勝 一一〇

出羽米沢藩主。定勝嫡男。寛永十五年十二月二十二日生。初め実勝、喜平次。正保二年家督。承応二年十二月十一日従四位下播磨守、侍従。寛文四年閏五月七日歿。室は保科正之女。

宇右衛門 六七八

未詳。多久家家臣か。副島宇右衛門か。↓副島宇右衛門

右衛門 五九三

鍋島直澄男之治か。

右京 四一一

鍋島家中。二二二号に「多久美作守家中」として「右京亮」とある。

采女 追四四・追四五

未詳。多久家中か。

牛島与三右衛門尉 二八二

鍋島家中。生歿年未詳。

鵜野八兵衛 二四四・三五八

未詳。鍋島家中か。

うたの介 五一三

木下雅楽助か。↓木下雅楽助

卜部兼好 五三六

鎌倉末く南北朝期の歌人。『徒然草』の作者。

内田玄勝 一〇五・一四七・三九七・三九九

幕府の医師。小早川秀秋・徳川家光に仕えた医師内田元庵宗春（または元安正俊）の子。実名は千里。大蔵卿、葉樹院、法眼、法印。

嬉野織部 二五四

寛永元年十二月から徳川秀忠の子（家光弟）忠長に仕え法眼となる

鍋島家中。寛永元年大坂城普請では物頭。「寛永五年惣着到」に「嬉野織部佑」があり、知行八一八石である（佐近八一―五二二頁、『佐賀藩着到帳集成』三頁）。鍋島政道の項参照。

が、忠長の処分に伴い蟄居。のち赦免、慶安四年毛利秀就所労のため萩に派遣される。寛文三年十二月廩米五百俵、同五年法印、延宝

五年致仕。天和元年九月二十九日没（九十歳）。（「寛政重修諸家譜」卷第十六）。

嬉野源賀 四

鍋島家中。元可。玄可。

内田弥右衛門尉 四七八

嬉野通治 二〇八・四〇三・四五〇・四六八

鍋島家中。白石通益男。与右衛門尉。父通益は龍造寺隆信臣、嬉野に改姓〔諸家系図〕鍋九八六・七一二。

嬉野宗佐 四

鍋島家中。

嬉野与三兵衛 四五五

鍋島家中。

工

影庵 ↓須古信明

江上武種 六四八

戦国期の肥前の武将。父は江上常種孫元種。勢福寺城（肥前国神埼郡）を拠点とする。龍造寺隆信二男家種を養子として、日吉城に隠居する。（佐近八一―五六〇頁）

江口蔵人 三九〇

鍋島家中。三九〇号に、供養につき「牢人差免」された者として出

る。

江嶋喜右衛門尉 四〇〇

鍋島家中。

ゑそい太郎ゑもん 五四一

未詳。鍋島家中か。江副太郎右衛門為豊（佐近八一―四六二頁）か。

江里口四郎左衛門尉 三九〇

鍋島家中。三九〇号では、供養につき「牢人差免」された者として見える。

円蔵院 五一一・五七九

曹洞宗。（佐近一〇―二六一頁）

才

大賀信貞 二三四・三六六

博多の商人。大賀宗九三男。慶長十五年生。惣右衛門。寛文五年歿。

未詳。鍋島家中か。

大木知清 一三五・二二三・二八八・三八二・六六五

鍋島家中。大木統清二男。正(庄)左衛門。寛永十七年新地六五石。

後一三五石。天和三年八月三日歿。(佐近八―一／二五四頁)

大金右衛門 九二

鍋島家中。大野金右衛門か。鷹や鶴などの飼育に関わる人物か(佐古一―坊所四二七・四七三号)。

大木知照 四〇五

鍋島家中。弥右衛門。法名江月宗波。父は大木統清、弟は大木知清。

大久保教隆 四一・二〇二

寛永十九年七月三十日歿(佐近八―一／四七二頁)。

幕臣。大久保忠隣三男。天正十四年生。慶長十年従五位下右京亮。

大木知昌 六六六

鍋島家中。兵部。祖父は大木統清、父は大木知照。元禄三年三月

大久保正信 三五八

十日歿。(佐近八―一／二四四―二四五頁)

幕臣。文禄二年生。大久保忠為男。弥五郎。権右衛門。寛永十年八

大木統清 四五・一三三・一三五・一三六・一七三・一八六・二二二・

二二三・二四一・二六八・三〇二・三一五・三四五・四〇五・

後府内に赴く。同十九年十月二十六日使番。万治三年十二月十日致仕。寛文二年五月七日歿。(「寛政重修諸家譜」卷第七百十一)

四一二・四六〇

鍋島家中。兵部(佐近八―一／二五四頁)。慶安四年歿(栗原荒野

大隈主馬 四六八

編著『校註葉隠』青潮社、一九七五年、復刻版、六四九頁)。

鍋島家中。

大木弥右衛門尉 一三五

大隈安兵衛尉 二八二

鍋島家中。寛永五年惣着到では、三〇二石。生歿年未詳。

衛門元了の記述あり(佐近八一―/五二八・五二九頁)。

大河内久綱 三二九

大塚宗利 二六六・二八二・四六〇

幕臣。松平信綱の実父。正保三年四月三日歿。

鍋島家中。内蔵允。大塚勝右衛門茂利の子、寛永二十年牢人。(佐近八一―/六〇四―六〇五頁)

大河内正勝 一一五

幕臣。長崎奉行(寛永十五年―同十七年)。

大友義鎮 六一七・五三〇

太田資宗 二二六・二四三・二五〇・二五五・三四一

慶長五年生。新六郎。采女正。元和元年正月従五位下撰津守。寛永

師丸。天文九年二月三日元服、足利義晴の一字を拝領し義鎮と名乗

九年十二月備中守。寛永十年三月より六人衆の一。寛永十五年四月

六カ国を領し、永禄二年九州探題に補任。永禄五年出家して宗麟と

奏者番。三河西尾三万五〇〇石を与えられる。正保元年遠江浜松

号す。天正十五年歿。

に移封。延宝八年正月二十二日歿。(「寛政重修諸家譜」卷第二百

五十三)

大野吉兵衛(橘兵衛) 一六七・四〇五

未詳。大野吉兵衛尉か。↓大野吉兵衛尉。

大塚外記 五七一・五七三

鍋島家中。『古老雜談聞書』所収「元和五年御着到」朝倉久左衛門

大野吉兵衛尉 一二二

組に「大塚外記」とあり「治部右衛門」の朱書傍注がある(佐近八

鍋島家中。大野金右衛門子。勝茂追腹。法名心譽宗善。(佐近一一二

―三/七二七頁、「犬」「大」の混用ありか)。『葉隠聞書校補』

／八二三頁)

に、高源院入興の時供であった大塚治部右衛門義親、その子治部右

大野孫右衛門尉 一三五

未詳。鍋島家中か。

大村四兵衛 四〇一

嬉野不動山にいたキリシタン。家内に大村俵坂のバテレン四郎右衛門を抱え置いた罪により、寛永十一年に檢挙され、係累とともに火炙りとなった。(佐近一一一／六六頁)

岡部与賢 五〇・四八〇・五〇二・五四二・五四四・五四七・五四八・

五四九・五五〇・五五五・五五九・五六三・五八五

幕臣。右衛門。はじめ興賢、のち長賢。岡部長盛の二男。元和七年十二月従五位下大和守に叙任。のち丹波守。貞享三年一月八日歿。

(「寛政重修諸家譜」卷第八百七十三)

岡部与貞 四八〇・五四二・五四五・五四七・五四八・五五〇・五五五・

五六一・五六四・五六七・五六八

幕臣。岡部与賢嫡男。左近。監物。万治二年十二月二十七日従五位下对馬守。室は鍋島元茂養女、多久茂辰女まん(真常院)。寛文九年十一月七日歿。なお「寛政重修諸家譜」は諱を「興貞」と記すが、五六八号に「ともさた」と記載されていることから「与貞」とする。

(「寛政重修諸家譜」卷第八百七十三、五六八号)

岡部与貞室鍋島氏 一一三・一八八・四八〇・五三七・五三九・五四〇・

五四一・五四二・五四三・五四四・五四五・五四六・

五四七・五四八・五四九・五五〇・五五一・五五二・

五五三・五五四・五五五・五五八・五五九・五六一・

五六三・五六五・五六六・五七八・五八五・五八七・

追二九・追三四

多久茂辰娘まん。寛永十四年生(「水江事略」)。鍋島元茂の養女となり、承応三年六月岡部与貞に嫁す(佐近一一一／五四八頁)。

寛文九年十一月七日に与貞が歿すると剃髪し、真常院と称した。元禄十四年十月一日歿。(佐近一一一／六三五頁)

岡部与貞男某 四八〇・五〇二・五三八・五四一・五四二・五四三・五

四四・五四六・五四七・五四八・五五一・五五二・五五

五・五五九・五六一・五六三・五六四・五六七

岡部与貞(万治二年より对馬守)男。万治三年十二月九日生。茂辰女おまんの子。右衛門。寛文七年閏二月十二日に家綱へ初見。四八〇号(三月八日付、寛文元年)にも、おまん平産の記事と右衛門への目見の記事あり。五四七号にもおまん男子出生のことあり。寛文

四年に比定される消息(五四四号)では「日にましちぢくしく成
人申候」とある。寛文七年十一月四日死去。

岡部長盛 五〇・二六九

永禄十一年生。天正十六年四月従五位下・内膳正。慶長十四年龜山
城主。元和七年福知山城主。寛永元年大垣城主。同九年十一月二日
歿。女が徳川家康の養女となり、勝茂の継室となる。(「寛政重修
諸家譜」卷第八七一)

岡村市郎兵衛尉 三九〇

鍋島家中。三九〇号に、供養につき「牢人差免」された者として出
る。

岡本玄琳 三三七

幕府の医官。岡本介球。主膳。啓迪院。致仕後肖軒。寛永十六年十
二月晦日法眼に叙し、十七年より奥の御番をつとむ。貞享元年九月
二十二日歿。(「寛政重修諸家譜」卷第五百九十二)

小川俊方 五〇七

鍋島家中。利清嫡男。百助。采女。舍人助。貞享元年十月牢人。正

徳元年七月帰参、物成二〇〇石。同四年六月年寄役、同五年一〇〇
石加増。享保元年若殿様御年寄役大物頭。同六年致仕。著作「俊方
の書」によると、享保元年に七十一歳であることがわかる。法名は
不関実無。(「諸家家系」鍋一〇一六、佐近八―一/四五〇・四
五一頁、佐近八―三/五三三頁)

小川利清 二九・二一三・三二〇・三八一・四八六・五八六

鍋島家中。市左衛門。舍人助。父は千布政利。寛永十二年小川氏の
名跡を継承。寛文十一年十月八日歿。嫡男は舍人助俊方。(佐近八
―一/四五〇頁)

小川利清室 三二〇

生歿年未詳。

奥野 五五七・五六二・五七七・五八一

鍋島清良室多久氏(円融院、みつ)の侍女。

小栗政信 二六九

幕臣。元龜三年生。又市。元和二年二〇〇〇石。寛永二年徒頭。同
九年先弓頭。明暦元年致仕。万治元年一月十九日歿。

小田長昌 四九九・六一二・六八七

多久茂富の子。生年未詳。蔵人。万治三年に茂富の家督相続、早世し、跡は茂辰末子民部安輝が相続する。歿年未詳。（「同格系図」、佐近八一―／二八四頁、佐近八一―／一六〇―一六六頁、六一二号・六八七号等参照）

おち 追三四

未詳。追三四号によれば、多久安輝に仕える女中か。

おちよ 五七七

未詳。

於保因幡守 六一二・六二三・六二五・六二九・六三〇

室町時代前期頃の肥前の在地領主。生没年未詳。「肥陽諸系図」三（鍋二二―四〇）所収「於保之系」によれば、当該期に於保宗氏・宗親・宗繁の三代が因幡守を称している。多久家文書の五通に見える。因幡守がそれぞれの人物に該当するかは未詳。

於保右衛門大夫 六一七

戦国期の肥前の在地領主。生没年及び実名未詳。「肥陽諸系図」三

（鍋二二―四〇）所収「於保之系」では「伯耆守胤宗」が「龍造寺右衛門太輔トモ」（実ハ龍造寺隱岐守家和ノ為子）と記されるが、天文十四年没とあって、天文十九年に比定される六一七号とは時期が合わない。

於保左衛門太郎 六二四

於保氏の一族。未詳。

於保貞益 六三二

鎌倉時代の肥前国御家人於保氏の一族。生没年未詳。「肥陽諸系図」三（鍋二二―四〇）所収「於保之系」によれば益田家継の子で於保宗益の弟に「成道寺貞益」が見える。ただし六三二号では「宗益二男貞益入道」とあって、実際は宗益の子（宗高の兄弟）であることがわかる。

於保種光 六三二

鎌倉時代の肥前国御家人於保氏の一族。生没年未詳。「肥陽諸系図」三（鍋二二―四〇）所収「於保之系」によれば於保種宗の弟に「種光」（字は五郎）が見える。六三二号では「種宗舎弟五郎左衛門尉

□光」とあつて系図の記述を裏付ける。

(鍋二二一—四〇) 所収「於保之系」によれば父は於保胤宗。

於保種宗 六二四・六二八・六三二

於保宗高 六三二

鎌倉時代の肥前国御家人於保氏の惣領。生没年未詳。「肥陽諸系図」三(鍋二二一—四〇) 所収「於保之系」に「四郎／弘安六年ノ比肥前国執行／法城寺」と記される。同系図では於保太郎宗高の子とされるが、六三二号(文永十一年)によると宗高の孫とするのが正しい。肥前国於保村の地頭職と肥前国執行職、成道寺庄田地等を有している(六三二号)。永仁六年には既に出家しており「於保四郎入道心教」と称している(佐古二／高城寺文書一九号)。

鎌倉時代の肥前国御家人於保氏の惣領。生没年未詳。「肥陽諸系図」三(鍋二二一—四〇) 所収「於保之系」によれば於保宗益の子で、「太郎／京都大番役少貳資能ノ状有／法名宗長」と記される。六三二号では「於保太郎宗高／後日改名号宗長」とあつて系図の記述を裏付ける。

於保胤宗 六一五・六二〇・六二六・六二八・六三四

於保宗秀 六二四・六三一

南北朝期の肥前の在地領主。生没年未詳。「肥陽諸系図」三(鍋二

鎌倉時代の肥前国御家人。「肥陽諸系図」三(鍋二二一—四〇) 所収「於保之系」では種宗の子として宗秀が記され、「八郎／法名行恵」と注される。

一一—四〇) 所収「於保之系」によれば父は於保五郎宗喜。法名良

弼。貞和六年(正平五年・観応元年)十一月には足利直冬の陣營に

於保宗将 一二三・一四四・二二五・二二六・二四二

属し(六二八号)、正平十年(文和四年)八月頃から十一月にかけては九州南朝軍に従い北部九州を転戦(六一五号)。字は弥五郎。

鍋島家中。於保賢守の子。生年未詳。作右衛門尉。勝茂代の目付、六十五石、寛永十七年十石加増。承応二年四月歿。(佐近八一—／

於保宗家 六二六

室町時代前期頃の肥前の在地領主。生没年未詳。「肥陽諸系図」三

於保宗益 六三二

六〇一・九一六頁)

鎌倉時代の肥前国御家人於保氏の初代。生没年未詳。「肥陽諸系図」三（鍋二二―四〇）所収「於保之系」によれば益田家継の子で「次郎／太夫」と記される。同系図で益田家継は鎌倉初期の肥前国の有力な在庁官人高木宗家の弟とされている。

於保宗喜 六一六・六一八・六二二・六三三

鎌倉／南北朝期の肥前の在地領主。生没年未詳。「肥陽諸系図」三（鍋二二―四〇）所収「於保之系」によれば父は於保八郎宗秀。

同系図には「肥前国執行／元弘二年（ママ）五月廿五日英時討誅ノ時被疵／法名良教」と記される。貞和六年（正平五年・観応元年）九月には足利直冬の軍勢催促を受ける（六一六号）。字は五郎（六一八号）。

織部 六八六

鍋島家中か。

カ

かうさうす 六四五

孝蔵主。川副伊賀守勝重長女。生年未詳。寛永三年三月歿。天正

十年代から慶長三年八月頃までは豊臣秀吉付きで大坂城の奥向きを仕切り、秀吉歿後は高台院に仕える。慶長十八年十月、請われて江戸へ下向（藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』吉川弘文館、二〇一七年）。

甲斐治重 二六九

鍋島家中。生没年未詳。弥左衛門。文禄二年には神埼郡代官。（佐近八一―／二一六頁）

甲斐庄正述 四七

幕臣。伝八郎。喜右衛門。承応元年正月より長崎奉行。万治三年六月五日歿。

笠寺三郎入道跡 六二四

未詳。「肥陽諸系図」三（鍋二二―四〇）所収「於保之系」によれば、於保氏から富田・成道寺・笠寺・尻河の庶家が出出している。

覚左衛門 四九五・六六六

未詳。多久家中か。

覚兵衛 追二九

未詳。

勘解由 四一一・五二七

山崎勘解由か。山崎勘解由は鍋島家中であり、寛永十三年に江戸留
主居を務める(四二二号)。

勝屋茂為 一三・一八・二五・四〇・四三・七三・一二三・一五九・一

八七・二二六・二二七・二四二・二六九・二九五・三六四・
三六八・三九四・四〇八

鍋島家中。勘右衛門尉。勝茂代初め頃江戸留守居。『葉隠聞書校補』

は寛永十二年三月二十二日歿とするが(佐近八一／三四五頁)、
四〇号・二二六号により、寛永十三年二月まで存命が確認できる。

加藤明友 二九四

明成嫡男。元和七年生。寛永十六年十二月従五位下、内蔵助と称
す。寛永二十年五月父明成が改易となり、明友には石見吉永一萬石
を与えられる。天和二年六月一萬石加増、近江水口藩主。天和三年
十二月七日歿。(「寛政重修諸家譜」卷第七百七十三)

加藤明成 二九四

陸奥会津藩主。嘉明嫡男。文禄元年生。慶長八年三月従五位下式部
少輔。寛永八年十月家督。寛永二十年五月会津領を返上する。寛文
元年正月二十一日歿。(「寛政重修諸家譜」卷七百七十三)

加藤清正 二六七

安土桃山・江戸時代前期の武将。幼名夜叉丸。元服後虎之介清正。
肥後守。永禄五年生。幼少より秀吉に仕える。慶長五年の関ヶ原の
戦では、東軍に参陣し、戦後肥後一國、五十四萬石の領主となる。
慶長十六年六月二十四日歿。

加藤嘉明 二九四

永禄六年生。左馬助。豊臣秀吉に仕える。慶長五年上杉攻めでは徳
川家康に従い、伊予松山二〇萬石を与えられる。寛永三年八月侍
従。同四年陸奥会津に転封、四〇萬石を領す。寛永八年九月十二日
歿。(「寛政重修諸家譜」卷第七百七十三)

金持市介 六九六

多久家中か。「御屋形日記」元禄元年十一月十二日条に名前が見え
る。

金森可重 二八三

永禄元年生。金森長近男。天正十三年出雲守。慶長十二年遺領を継ぎ飛騨国を領す。元和元年閏六月三日歿。（『寛政重修諸家譜』卷第三百六十二）

兼松正直 二四三・三七三

幕臣。弥五左衛門尉。寛永十年四月目付。正保四年七月大目付。慶安四年八月従五位下下総守。寛文六年致仕、同年七月十三日歿。（『寛政重修諸家譜』卷第九百十七）

懷良 （六二六）

後醍醐天皇の皇子。南北朝時代初期、征西將軍宮として九州に向、興国二年（暦応四年）に薩摩に上陸。正平十四年（延文四年）筑後川の戦いで幕府方に転じた少弐頼尚らの軍を破り、正平十六年（康安元年）には大宰府を落として征西府の隆盛期を迎えた。

鹿江大膳 追二五

鍋島家中。鹿江太郎右衛門の嫡男大膳種利、またはその嫡男大膳種利は寛永十九年、鍋島直弘に附属させられる。物成四二五石。そ

の嫡男の大膳は三〇〇石を相続するが、後に牢人となる。（佐近一―二／六九七頁、佐近八一―一／二二八頁・三八八頁）

鹿江茂左衛門尉

一〇四・一二三・一四五・一五九・一八七・二〇三・二二一・二二七・二四二・二四四・二九五・三二三・三五一・三五五・三七四・三九四・四一四・四一五

鍋島家中。寛永五年物着到で知行四〇〇石。実名は種利か。（佐近

八一―一／三八八頁）

蒲池鑑盛 六一七

豊後大友氏幕下で筑後南部の柳川を拠点とした戦国武将。父は蒲池鑑久。永正十七年生。実名の鑑は大友義鑑の偏諱。受領名は近江守（天文十六年三月初見）、天文十九年四月七日以降閏五月二十九日までの間に武蔵守。天正六年十一月日向耳川合戦で戦死。法名宗雪。（『柳川の歴史2 蒲池氏と田尻氏』八一頁）

鴨打胤賢 六四八

戦国期の肥前の武将。新左衛門尉。父は鴨打胤宗。弟で家を継いだ胤忠と不和。龍造寺隆信に背く。永禄十二年生害。（『松浦党関係諸家系図 第二集』一七八頁）

蒲原孝以 一五五・三七七

鍋島家中。善左衛門尉。寛永五年惣着到二〇一石。明暦三年三月晦

日賢崇寺にて追腹（佐近八―一／五四〇頁）。

亀川勝右衛門尉 二四〇

鍋島家中。

亀河弥右衛門尉 一七九

鍋島家中。

川井権之允 四九

鍋島家中。

川口宗重 二二九

幕臣。茂右衛門尉。寛永九年八月、御使番。正保四年正月、先鉄炮の頭に移る。慶安二年五月、職を辞し、承応三年六月十七日歿。六

十八歳。（「寛政重修諸家譜」卷第五百七十五）

川口宗次 二二三

幕臣。天正二〇年生。久介。慶長十九年、遺跡を継ぐ。元和七年、

書院番士。寛永九年、小姓組番士。同十六年同組頭。承応元年八月

十三日歿。（「寛政重修諸家譜」卷第五百七十四）

河浪勘左衛門尉 四五・二〇八・二六一・二八〇・三二七・四一七

鍋島家中。河浪家は菅家後裔と伝える。河浪勘左衛門尉は「肥陽諸

系図」三（鍋二一―四〇）に見えるが、実名未詳。

河浪権兵衛尉 一四一

聞番（「有馬記拾落」）。

神尾元勝 四七・五〇・三九七・四〇七

幕臣。岡田元次二男。阿茶局養子。母は岡部丹波女。天正十二年生。

内記。寛永十五年十二月従五位下・備前守。同十一年五月より長崎

奉行。同十五年五月より町奉行。寛文元年三月職を辞す。同二年十

二月致仕。同七年四月二十五日歿。七十九歳。（「寛政重修諸家譜」

卷第千四十四）

閑室元佶 五二・二四七・三四六・四二三

臨濟僧。足利学校第九代座主。佶長老。三要。天文十七年肥前小城

郡晴気で生。徳川家康の信任が厚く、伏見円光寺の開山となり、駿府円光寺を居所とした。肥前小城三岳寺の開山。慶長十七年五月二十日遷。

観世重成 三七〇

観世座十世宗家。左近。慶長六年生、万治元年歿。五十八歳。

勘兵衛 四九〇・追二三

多久家中。

勘兵衛 六五七

未詳。鍋島房利か。鍋島茂實男。寛永元年生。(佐近八一―二七
一頁)

キ

北島周虎 四七七・四八七・四九〇・四九九・五四〇・五四四・五四五・

五四八・五五一・五五三・五五九・五九〇・五九八・五九九・

六〇〇・六一二・六八七・六三五・六三六・六九六・二四三

一・二四三五・二四三八・追一六・追三四

橘右衛門尉 四〇五

未詳。四〇五号によれば、鷹師。

吉左衛門 四九八・六四一・六五七

多久茂辰三男。北島智虎の養子となる(佐近八一―一六〇頁)。

寛永十三年生。はじめ大力。のち外記。大力と名乗っているのは、少なくとも万治三年正月二十三日まで確認できる(五九九号)。延宝二年九月二十三日歿。

北島智虎 二四一・四六六

茂辰三男周虎(寛永十三年生)の養父(佐近八一―一六〇頁)。

北島則虎 五二七

北島周虎長子。北島家を継ぐ。

北村恵性房 六二四

未詳。なお、文保二年八月十日付鎮西下知状(佐古一―河上神社文書一四五号)に、山田東郷の神用物を対捍して河上宮雜掌禪勝から訴えられている北村寺院主了恵という人物がみえる。

鍋島家中か。

木下雅樂助 二二二

多久家中。

木下昌直 一八〇

鍋島家中。四郎兵。

久大夫 追二四

未詳。多久家中か。

久ゑもん 五四二

まん（真常院、岡部与貞室鍋島氏）の従者か。

京極高広 二四〇・三七四

丹後宮津藩主。采女正。慶長四年生。元和二年十二月従五位下・侍

従に叙任、寛永二年丹後守に改める。同三年八月従四位下に昇る。

延宝五年四月二十二日歿。（「寛政重修諸家譜」卷第四百二十）

京極忠高 二二七

京極高次長男。文禄二年生。熊鷹。慶長十一年三月三日若狭守。同

十四年遺領若狭国一國を継ぐ。寛永十一年閏七月六日、領地を転じ

て出雲・隱岐領國を拝領す。寛永十四年六月十二日歿。（「寛政重

修諸家譜」卷第四百十九）

吉良義弥 二四二

幕臣。民部。左兵衛督。上野介。侍従従五位下。正五位下。従四位

下。左少将。慶長二年はじめて徳川秀忠に拝謁し、同十二年従五位

下侍従、左兵衛督にあらためる。同十六年正五位下。従四位下。元

和九年少将。寛永二十年十月二十四日歿。

ク

くろた 六四三

豊臣秀吉室浅野氏（北政所）侍女。

日下部宗好 二六九

幕臣。天正二年生。五郎八。大隅守。目付、普請奉行、留守居番を

務む。寛永十年致仕。同年七月歿。（「寛政重修諸家譜」卷第六百

七十）

朽木植綱 三九一

弥五郎、民部少輔。慶長十年生。元和四年九月徳川家光に仕える。

元和九年八月四日従五位下民部少輔。萬治三年十二月十三日歿。

(「寛政重修諸家譜」卷第四百十七)

工藤権左衛門尉 追四四

未詳。鍋島家中か。

神代喜右衛門尉 五二四

鍋島家中。「寛永五年惣着到」に「神代喜右衛門尉」とあり、知行

九〇石である(『佐賀藩着到帳集成』四頁)。

神代家良 一〇

龍造寺家・鍋島家重臣。小川信俊男、神代長良養子。大炊助、六兵

衛尉。慶長十七年十一月七日歿、四十歳。(佐近八一―/一三二・

一三四頁)

神代勝利 六四八

戦国期肥前の武将。山内(さんない)地域を治める。三瀬城主。新

次郎。刑部少輔。大和守。法名覺譽賢利。永正八年生。永禄八年二月十五日歿。(「付録・佐賀藩御親類系図」一)

神代常親 七・三八・四五・一三五・一四〇・一四五・一六二・一六六・

一八六・二〇一・二〇六・二〇七・二〇九・二一二・二一三・

二一九・二二二・二三三・二三八・二四〇・二四二・二四四・

二七六・二八一・二八八・三一五・三二三・三三八・三四五・

三七二・四〇三・四〇八・四一一・四一五・四四七・四六〇・

四六八

鍋島家重臣。神代家良の男、神代(川久保)家当主。慶長四年生。

伊勢法師丸。孫太郎。茂良。常氏。民部少輔。対馬守。伯耆守。慶

安四年八月十九日歿。

神代常利 一三五・二四〇・二七六・二八八・四四八

鍋島家中。采女。常親子。正保二年歿。(佐近八一―/一三五頁)

神代常利室多久氏 一二五・一七二・一七七・三六八・六五二・六九四・

七〇〇

鍋島勝茂女伊勢菊。母は徳川氏(高源院)。元和六年四月三日生。

多久安順養女。延宝八年四月十二日歿。法名は性空院殿松陰道霽大

姉。(「付録・佐賀藩歴代藩主略系図」一)

八―一／一三九頁)

神代常宜 一二五・四二七

熊沢甚五大夫 六四一

神代常利嫡男。母は神代常利室多久氏(伊勢菊)。寛永十六年生。

平戸藩松浦家中。

明暦元年正月十五日歿(「同格系図」鍋一四一―一二一)。

熊沢八郎兵 六四一

神代直長 五〇・一一九・一七三・一九七・二三〇・二五六・三〇九・

平戸藩松浦家中。

三八三・五一七・五一八・五七八・六〇九・六九四・二三三

九・追一七・追一九

倉町広恒 追八

鍋島家重臣。鍋島勝茂男。寛永五年三月二十一日生。右兵衛。左近。

新左衛門。鍋島家中。(佐賀の文学編集委員会『佐賀の文学』新郷

大和守。大和。左京。初め関清長の養子。のち神代常宜の跡式を継

土刊行協会、一九八七年、二五頁)

ぎ明暦元年三月二十一日家督。常利室は多久氏(勝茂女伊勢菊、多

久安順養女、性空院)。大和から左京へ表記が変わるのは、寛文三

久留三太夫 二二九

年九月(佐古二四／五番御掛硯誓詞書写一／二二号、九月二十一日

鍋島家中。

付)から、寛文四年十月(佐古二四／蓮池鍋島家四二号、十月十八

日付)の間か。元禄六年四月十一日歿。(「付録・佐賀藩御親類系

九郎左衛門尉 追四四

図一)

未詳。鍋島家中か。

神代久長 二三〇・五一一

藏人 追二七

鍋島家中。喜右衛門。役人頭。寛永五年惣着到では九〇石。(佐近

小田長昌か。↓小田長昌

黒川正直 一六〇

幕臣。与兵衛。山崎正信の死去に伴い、慶安三年十一月から長崎奉

行。長崎到着は慶安四年六月（佐近八一―二／四八〇頁）。

黒田孝高 六四九

安土桃山・江戸時代前期の武将。筑前福岡藩祖。孝隆。萬吉。官兵

衛。勘解由次官。従五位下。致仕後政成。入道号如水。天文十五年

生。天正十七年致仕。慶長九年三月二十日歿。（「寛政重修諸家譜」

卷第四百二十五）

黒田長政 二八六

筑前福岡藩主。永禄十一年生。松寿。吉兵衛。天正十七年六月従五

位下甲斐守。慶長八年三月従四位下筑前守元和九年八月四日歿。

（「寛政重修諸家譜」卷第四百二十五）

ケ

慶法師 四九〇・追一五

北島周虎養子か。

元悦 三〇

医者。

黒田忠之 一三六・一三七・一三九・二二三・二二四・二三四・三三五・

二三八・二四三・二五六・二六六・二六八・三〇二・三三二・

三四四・三六六

筑前福岡藩主。長政嫡男。慶長七年生。忠長。忠政。慶長十七年十

二月元服。右衛門佐と称す。寛永三年八月従四位下侍従。正保四年

三月筑前守。承応三年二月十二日歿。（「寛政重修諸家譜」卷第四

百二十五）

源右衛門 六一一

小城家中か。

元湖 三二〇

鍋島家中。生歿年未詳。

玄純 二〇九・二三三・二九〇・三一一

千栗社の一宮訴訟担当者。東福院院主(妙覺院とも)。天海和尚の支援を受けて係争。姓は執行氏。寛永二年僧正。

玄盛 一七八

未詳。

源兵衛 五九三

未詳。

コ

小出吉親 四五

丹波園部初代藩主。吉政二男。天正十八年生。助九郎。慶長三年加賀守。同八年信濃守。同十八年丹但馬国出石城主。元和五年丹波国園部に移る。寛永三年対馬守。同十年の国廻上使。同十九年伊勢守。寛文七年六月九日致仕。同八年三月十一日歿。(「寛政重修諸家譜」卷第九百二十七)

高力忠房 四六・一四一・二三四・二三五・二四三・二五六・三二六・

三七八・三八五・三八九・四一九

肥前島原藩主。天正十二年生。忠長。左近。慶長十年左近大夫。のち摂津守。寛永十五年四月より島原藩主。明暦元年十二月十一日歿、七十二歳。

五かい坊 一七八

未詳。

小督 五三八・五四二・五四七・五四八・五四九・五五〇・五六一

まん(真常院、岡部与貞室鍋島氏)付きの女房。まんが鍋島元茂の養女になった寛永十六年当時から付いていた古参の女房で、岡部与貞に入興した際もつぼね(局、寛文四年二月歿)とともにまんに随い岡部家に入った(佐近二一／四四五頁)。

国分長季 六三一

国分氏は肥前国の国分寺・朽井村地頭職を有した鎌倉幕府御家人。正安二年十月二十六日付鎮西御教書案(佐古一／河上神社文書一八七号)に「国分又次郎長季」の名が見え、徳治二年十月二十四日付鎮西御教書写には「国分又次郎入道浄光」とある(佐古二／河上宮古文書写五)。長季の祖父国分忠俊(尊光)は高城寺の開基。

小島九郎兵衛尉 一〇九

鍋島家中。

こ少将 五一二・五五六

鍋島直茂室石井氏（陽泰院）に養育され、某氏と婚姻するも、夫が切腹となり、その後、陽泰院の侍女として奉公する。亡夫との間の娘二人のうち、姉は榎九兵衛女房となり、妹は石井茂左衛門と婚姻。石井茂左衛門には五〇石が与えられ、こ少将の跡となる。（「葉隠」聞書六）

こ少将男 五五六

未詳。

五条良氏 六一五・六二〇

五条頼元の子。生年未詳。征西將軍宮懐良親王の九州下向に随従し頼元や弟の良遠等と共に征西府を支えた。筑後守、正平五年（観応元年）修理権大夫。懐良の令旨の奉者として見える。正平十三年（延文三年）歿。

小早川隆景 六四九

戦国・安土桃山時代の武将。毛利元就の第三子。天文二年生。徳寿丸。又四郎。豊臣秀吉の九州征伐の際、天正十四年八月先鋒として豊前攻略。天正十五年功により伊予を転じて筑前一国と筑後・肥前各二軍を与えられ、筑前名島に新城を築く。慶長二年六月十二日歿。法名泰雲紹閑。（「寛政重修諸家譜」巻第六百十八）

駒木根政次 二一六・二四八

幕臣。寛永十六年六月一日に豊後府内目付となる（「徳川実紀」同日条）。

小柳四郎兵衛 三五

伯庵事件に関わって出奔し、寛永十三年二月七日に大坂で捕えられた（佐近一一二／六七〜六八・四〇〇〜四〇二頁）

小山茂成 九三

鍋島家中。慶長十三年駿府城普請に派遣される（佐近八一／六七七頁）。元和二年歿（佐近八一／五八〇頁）。

金剛院 三七一

未詳。三七一号には「座頭」とある。

後陽成院 二二三

元龜二年生。天正十四年十一月即位、慶長十六年三月讓位。元和三年崩御。

サ

佐 八九

未詳。本多正信の可能性がある。

さい 一三〇

未詳。

さいしやう 追三五

未詳。

齊藤長賢 一五二・三九八・四八〇

鍋島家中。作左衛門。諸岡彦右衛門茂之の子か。承応三年従弟の諸岡伝左衛門ら生害により名字を変更。長賢の子で茂之孫の嘉右衛門長時が元禄二年に本姓に復すとある(佐近八一／六二九頁)。

酒井忠勝 四一・五〇・一四四・一四七・一五四・一九五・二二三・二

二六・二四八・二五六・二八四・二九四・三二七・三二九・三三〇・三四五・四二一・五〇九

幕府年寄・老中(寛永元年〜同十五年)・大老(寛永十五年〜明暦二年)。天正十五年生。慶長十四年従五位下讃岐守、寛永九年従四位下侍従、同二十年従四位上左近衛権少将、明暦二年致仕。寛文二年七月十二日歿。

酒井忠清 二三九

幕府老中・大老。寛永元年生。同十五年十二月従五位下・河内守に叙任、同十八年九月従四位下に昇り、同二十年七月侍従に進む。慶安四年十月少将に任じられ、雅樂頭に改める。承応二年閏六月老中(筆頭老中)、寛文六年三月大老に就任、延宝八年十二月辞職。翌天和元年五月十九日歿。(「寛政重修諸家譜」卷第五十九)

酒井忠世 二九〇

元龜三年生。はじめ徳川家康につかえ、天正十六年従五位下。同十八年徳川秀忠に仕える。寛永三年従四位下。寛永十三年三月十九日歿。(「寛政重修諸家譜」卷第五十九)

酒井忠吉 三五七

幕臣。天正十六年生。寛永六年正月五日和泉守。同十一年二月留守の事を司り、関所および諸家の人質を奉行す。寛文三年五月六日歿。（「寛政重修諸家譜」卷第六十四）

相良及真 四八六・五〇七・五一八・五二二・五八二・五八九・六〇八・
六五六・六六八・六七三・六七六・六八六・追一三・追一七・
追二〇・追二四・追二五・追四二・追四三

鍋島家中。求馬。鶴源兵衛男。相良貞行（慶安三年歿）の遺跡を継ぐ。鍋島光茂の時に年寄役。延宝八年七月二十一日五十一歳で歿（佐近八一／二四三・二四四頁）。「家系（サの部）」（鍋二一―四）所収の「相良系図」は、延宝七年七月二十一日歿（五十一歳）とする。

相良定玄 五八九

鍋島家中。

榊原職直 二二一・二九一・三三八

幕臣。寛永九年十二月従五位下飛騨守に叙任。同十二年五月に長崎

奉行となる。天草・島原一揆（島原の乱）での軍令違反違反によつて閉門させられ、同十七年五月に許される。慶安元年九月一日歿。（「寛政重修諸家譜」卷第八百十九）

さき 五四三・五四四・五四六・五四九・五五三・五五八・五六五・五
八七

鍋島勝茂室徳川氏（高源院）侍女。高源院歿後、岡部与貞室鍋島氏（真常院）より侍女に望まれるも断る。出家して因貞尼と称す。小城家中安住喜兵衛母。（佐近二一／八〇七頁・佐近八一／四二―頁）

さ京 五一八

神代直長または鍋島茂和。

作右衛門尉 二二二

鍋島家中。於保作右衛門尉（宗将）の可能性もあるが、未詳。

さくひやうへ 五四二

まん（真常院、岡部与貞室鍋島氏）の従者か。

佐久間政実 二九七

生年未詳。豊臣秀吉に仕える。慶長二年九月従五位下河内守に叙任。慶長五年上杉攻めでは徳川家康に従う。元和二年十一月七日歿。（「寛政重修諸家譜」巻第五百三十一）

三郎兵衛 追一七

未詳。

佐竹義隆 三七四

出羽秋田藩主。慶長十四年生。寛永元年十二月従五位下・修理大夫に叙任、同三年八月従四位下・侍従に叙任。寛文六年十二月少將に進む。同十一年十二月五日歿。（「寛政重修諸家譜」巻第百二十九）

佐野右衛門助 一八六

鍋島家中。寛永五年惣着到八二八石。

佐藤堅忠 二九七

生年未詳。豊臣秀吉に仕え、従五位下駿河守に叙任。慶長五年上杉攻めで徳川家康に従う。慶長十七年十二月二十三日歿。（「寛政重修諸家譜」巻第百三十四）

沢部源左衛門尉 二一六・二三五

鍋島家中。沢部親常か。（佐近八一―五五八頁・六五八頁）

三さへもん 五四二

まん（真常院、岡部与貞室鍋島氏）の従者か。

佐内衛門尉 追二四

未詳。

シ

三郎右衛門 六四〇

鍋島家中。犬塚三郎右衛門か。↓犬塚三郎右衛門

次左衛門 追二九

未詳。

志田良則 一三六・二二四・三〇二・三三七・三七八

鍋島家中。九郎兵衛。慶春。父は石田九郎兵衛。親族志田良正の養子。正保二年、平田助左衛門とともに長崎に派遣され、福岡藩警備

体制の調査に当たった。寛文六年六月歿。(佐近八一／二六〇・

二六一・六一三頁、一三六号・七一六号)

七之介 五二七

多久家中か。

しつさうゐん 二五二六

未詳。実相院か。

嶋七右衛門尉 一三一

鍋島家中。

島津家久(忠恒) 一三三・二二七・三四三・三六〇

薩摩藩主。島津義弘三男。又八郎、陸奥守、薩摩守、大隅守、侍従。

天正四年十一月七日生。慶長四年正月九日正四位下少将、元和三年

七月十八日参議、中将、同年九月一日薩摩守、松平の称号を賜わる、

寛永三年八月十九日従三位中納言、同八年四月一日大隅守。寛永十

五年二月二十三日歿、六十三歳。室は島津義久女、継室は島津忠清

女。(「寛政重修諸家譜」卷第百八)

島津久元 三四三

島津家重臣。島津(宮之城)忠長男。天正九年四月二十二日生。慶

長十四年下野守、元和四年家久の家老となる。寛永二十年六月十三

日歿、六十三歳(『鹿兒島県史料集』一三、「本藩人物誌」)。

島津久慶 三四三

島津家重臣。島津(日置)常久男。慶長十年生。寛永九年弾正大弼、

同十一年家久の家老となる。慶安四年八月十八日歿、四十三歳(『鹿

兒島県史料集』一三、「本藩人物誌」)。

志摩殿 四八五

鍋島家中。鍋島茂里もしくは同茂春か。

嶋村一庵 五四一・五四七

医師。六月十九日(寛文五年)付鍋島直能書状(佐近二一／六一

九頁)等。

清水政吉 二六九

幕臣。天正七年生。権之助。使番。寛永五年歿。（「寛政重修諸家譜」卷第九百六十二）

下村頼宣 四〇・一九二・三一八

鍋島家中。下村生運四男。与四右衛門尉。初め父の隠居分の内二〇石五斗を領す。寛永四年三〇石、同十七年四三石五斗に加増（佐近八―一／四八九頁）。

下村茂充 八

鍋島家中。天正元年生。下村生運嫡男。治左衛門尉、次左衛門尉、元和三年正月には左馬助（佐古一八／二二二頁）。慶長六年、生運知行の内二〇〇石相続、後勝茂側役として七〇〇石、寛永六年六月四日歿、五七歳（佐近八―一／四八五頁）。

下村良意 六八

鍋島家中。下村生運二男。医師。物成五〇石五斗。忠直公御側、其の後牢人、寛永十二年五〇石にて帰参。（佐近八―一／四八八頁）

しやうよ 五六〇

鍋島武興室多久氏（多久茂辰女千）の侍女か。

下村利充 三九・一九二・二九一・二四〇・三七三

鍋島家中。下村生運三男。八郎右衛門。島生琳の女婿となり、その家督を継ぎ、島八郎右衛門と称す。物成一五〇石。寛永の頃大坂留守居。後島名字を実姓に改め、下村と号す。（佐近八―一／四八六頁）

十太輔 六九六

未詳。鍋島十太輔か。

下村利由 五三〇

七右衛門。寛文十年歿（佐近八―一／四八六頁）。江戸留守居役（『日本思想大系 三河物語 葉隠』岩波書店／四〇七頁）

主計 六九〇

鍋島家中か。未詳。

主膳 五二七・追四四・追四五

多久茂順か。茂順は多久安順男。権之介、采女、主膳正。生歿年未詳。（「同格系図」鍋一四一―一二一）

増勝 六二六

六二六号によれば、河上社末社一品宮本司。

尚快 三九八

脊振山修学院の住持、中興第三世。「脊振山修学院御建立由緒書」には、養寿院久室妙長（直茂女千光）子で直茂と陽泰院の養子、明暦元年に権僧正に任じ寛文九年に正僧正に転任とある（天台宗由緒、佐近一〇―一／四六頁）。

庄久右衛門 五四七

鍋島家中。岡部与貞室鍋島氏（真常院）附。

常光坊 四九九

未詳。

正左衛門 追一七

未詳。多久家中か。

城須賀 五三五

未詳。城氏の一族の女性か。

城信茂 四五

生年未詳。昌茂嫡男。甚太郎。織部佑。大坂陣で徳川秀忠に供奉。寛永十年小出吉親とともに西国を巡見する。下総国香取郡、甲斐国八代群に采地二〇〇〇石。寛永十六年四月十四日歿。（「寛政重修諸家譜」巻第五百十三）

少式頼尚 六一八

南北朝期の武将。少式貞経の子。永仁二年生。元弘三年五月父貞経と共に鎮西探題北条英時を襲撃して滅亡させ、その後は足利尊氏に従い一時筑前・豊前・肥後・対馬の守護に任じた。観応擾乱期には足利直冬を奉じて幕府方と敵対。直冬が去ると再び幕府方として南朝軍と戦うが筑後川の合戦で大敗して勢力を失った。応安四年（建徳二年）十二月二十四日歿。法名梅溪本通。

四郎兵衛 追四四・追四五

未詳。鍋島家中か。

二郎右 九八・二五八

葉茂長か。茂長は鍋島家中。

次郎右衛門 追二六

未詳。

二郎兵へ 三二二

鍋島家中。

志波内蔵助 三九〇

鍋島家中。三九〇号に、供養につき「牢人差免」された者として出る。

神右衛門 五三四・追二四

未詳。多久家中であれば、福地神右衛門か。二二二号勝茂書状の

「多久美作守家中」の中に「福地神右衛門尉」、五〇一号茂辰書状

の宛名に「福地神右衛門」とあり。また「水江臣記」に、三ヶ嶋平

次兵衛を祖父とし、有馬陣での働きを多久安順に認められ取り立

てられたという福地新右衛門の記事がある（『九州史料落穂集』五

／四〇頁）。ただし同時期に本藩家臣として山本神右衛門重澄もあり、確定できない。↓福地神右衛門

新郷伊兵衛 三六八

多久家中。父は多久長信の家臣七右衛門。多久安順の朝鮮出兵に供奉。寛永十八年安順に追腹（『九州史料落穂集』第五冊所収「水江臣記」／六三頁）。

新見正信 一二七

幕臣。慶長九年生。七右衛門。但馬守。備中守。大番・目付等を務める。元禄五年歿。八十九歳。

真了坊 一七〇・四〇六

未詳。一七〇号によれば、英彦山座主坊の使僧。

ス

瑞巖慶順 四七八・五二五

順長老。小城円通寺五十六世。佐賀郡国分村に生。多久通玄院開

山。明暦三年十一月二十五日遷。（佐近一〇―一／四九四・五二二

頁、栗原荒野編著『校註葉隠』（新潮社、一九七五年、復刻版、三〇七頁）

（「同格系図」鍋一四一―一二）

末次茂房 一三九・四四九

長崎代官。平藏。寛永二十年就任、慶安三年引退。寛文九年閏十月二日歿。（本島貞夫「長崎代官末次平藏四代の系譜」『長崎学』創刊号）

須古信明 三・四・七・二五・三八・六三・七一・七三・一四〇・一六二・一六六・一八六・二〇一・二〇七・二一三・二二三・二二八・二四〇・二六三・二六五・二七四・二八〇・三一・三二二・三三三・三三八・三四六・三五六・三六五・三七二・三八七・四一一・四一五・四一六・四一七・四四七・四五五・四六〇・四六一

杉浦正友 三三七

幕臣。天正五年生。市右衛門。寛永三年八月十九日越後守。のち内藏允にあらためる。同十二年十一月九日留守居。同十六年諸賄穿鑿を命じらる。同十九年勘定頭。慶安四年七月二十二日勘定頭より留守居に復す。万治元年六月十四日致仕。寛文二年九月九日歿。（「寛政重修諸家譜」卷第五百二十七）

鍋島家重臣。龍造寺信周二男。永祿九年十月生。松浦盛の女婿となるが兄家誠の早世により家督を継ぎ、はじめて須古と称す。信正。信明。新太郎。松浦市兵衛、下総守。元和九年出家して影庵。寛永三年隠居。寛永六年五月頃は石井茂成と共に在江戸（二六五号）。寛永十九年閏九月二十七日歿。

須古正純 二二〇

助太郎 四

鍋島家中。須古信周六男。八兵衛。備横目。「寛永五年物着到」で

鍋島家中。

は二四〇石。寛文八年歿。

須古信澄 三二八

七

鍋島（須古）茂周男。宮内。江戸証人。延宝五年七月二十三日歿。

関清武 一一九・六五九

鍋島家中。清長実子。一一九号によると幼名彦松。平兵衛。物成一

〇〇石余（佐近八―一／三四六頁）。

瀬田八郎兵衛尉 二二二二

多久家中。

善左衛門 追二〇

未詳。

関清長 四〇・一〇四・一一九・一二三・一四五・一五九・一八七・一

九二・二〇三・二二二・二二六・二二七・二七六・二九五・三

二〇・三五一・三六八・三八三・三九四・四〇三・四一四

鍋島家中。生年未詳。勝茂に取り立てられた武将で物成六〇〇石の

大組頭。後に神代家の当主となる直長（鍋島勝茂子）は、はじめ関

清長の養子だった。林斎、平兵衛、将監、浄真。寛永十五年九月二

十日歿。（佐近八―一／一三二、三四六頁）

総州 六〇三

未詳。龍造寺康房（下総守）の可能性もあるが、不明。

宗貞 六五五

医者。

関次左衛門尉 二一九・三九六・四〇五

鍋島家中。四〇五号によれば、雇の鷹師か。

副島宇右衛門 六三五

鍋島家中。

関千左衛門尉 三二・一五八・一五九・一九二・二二五・二二七・二四

二・三八三

副島右衛門佐 二二二二

鍋島家中。関尚氏か。尚氏は関茂直嫡男。関清長の兄（佐近八―一

／三四六頁）。「寛永五年惣着到」では一一八石。

多久家中。

副嶋五左衛門 四一一

鍋島家中。物成一八三石（佐近八―一／三九〇頁）。

曾■ 三八四

副島四郎兵衛尉 二二三二

未詳。二三三三号「曾雪」と関連する可能性がある。

多久家中。

曾雪 二三五

副嶋太郎左衛門尉 三二一・三七二

未詳。

未詳。鍋島家中か。

夕

曾我古祐 四六

幕臣。曾我尚祐子。天正一四年生。忠三郎。又左衛門。寛永十一年

大しやう院 五七一・五七三

七月より万治元年三月まで大坂町奉行。寛永十五年十二月丹波守。

山伏。

万治元年四月歿。

大膳 追一四

尊純 二〇九・二九六

未詳。

実相院院主。河上社の一宮訴訟担当者。仁和寺・吉田家の支援を受

けて係争。

大正左 一二

未詳。

尊琳 一三一

徳善院。寛永十四年八月吉日の英彦山銅鳥居銘に「祈願師 徳善院

平左兵衛尉 六三一

法印権大僧都尊琳」とある（佐近一―二／六七四頁）。

鎮西探題金沢実頭代の鎮西奉行人。正和三年七月十二日付で鎮西

御教書を施行している「左兵衛尉平」（佐古五／正法寺文書二号）

と同一人。

太右衛門 追一九

未詳。

たかお（たかを） 五六〇・五七八・五九六・五九八・六〇〇・追二一・

追三五

多久茂辰室鍋島氏（天性院）侍女。

高木家定 六二四

鎌倉時代の肥前国御家人。高木氏は肥前国府南郊高木村より出た在庁官人で、源平争乱期に高木宗家が源氏方について地頭職を得、鎌倉幕府御家人となった。河上社の大宮司を務めた家でもあり、高木家朝一経貞一家直という大宮司職の継承が見られる。於保氏や龍造寺氏も高木氏の一族（森本正憲「肥前高木氏について」『九州中世社会の基礎的研究』文献出版、一九八四年）。なお弘安七〇八年頃とされる関東評定事書（鎌倉遺文二〇卷一五三六五号、近衛家本追加）に肥前国河上社の段米の徴納に係っている「高木伯耆彦六家定代」がみえる。

高木少納言阿闍梨 六二四

肥前高木氏の一族。未詳。

高木弥左衛門尉 一三五

鍋島家中。

高平市左衛門尉 四四・二二六・二二八

生没年未詳。「公儀御細工」人であり、勝茂とも「懇志の仁」であった。そのもとには平戸・博多・京・有田など技工習字の者が集まっていた。肥前陶磁の創業期の歴史における伝説の人高原五郎七と重なる部分がある。（中島浩気『肥前陶磁史考』肥前陶磁史考刊行会、『陶器辞典』志摩書房、『有田町史』陶業編一・通史編・陶芸編、大園隆二郎「多久家文書にみる高平市左衛門尉」『多久古文書の村 村だより』一〇号、『伊万里市史』近世・近代編）

たき 五七八

未詳。

瀧川忠征 二九七

生年未詳。瀧川一益に仕える。慶長二年九月従五位下豊前守に叙任。慶長五年関ヶ原のち徳川家康に仕える。寛永十二年二月二日歿（「寛政重修諸家譜」卷第六百四十九）。

多久右衛門 二二三

多久家中。

多久内蔵允 二二三

多久家中。

多久安順室鍋島氏 四七・五〇・一一・一一四・一二九・一四二・一

六〇・一七二・二四〇・二八六・三〇一・三〇三・

四一二・四三〇・四九五・五一一・五二三・五一四・

五一七・五二〇・五二二・五三三・五三九・五四七・

五五七・五七〇・五七三・五八一・五八五・五九一

多久蔵人 二二三

多久家中。

鍋島直茂女。元龜三年生。千鶴。徳寿院。天正十五年九月（「水江

多久外記 二二三

事略」では八月）多久安順と婚す。万治三年十月十四日歿。

多久家中。

多久安順養女鍋島氏（伊勢菊）↓神代常利室多久氏

多久左馬尉 二二三

多久家中。

多久右京亮 二二三

多久家中。

多久茂辰室鍋島氏

三三・一一二・一一三・一二八・一二九・一四二・
一六四・一六五・一六九・一七五・一八八・一八九・

多久右馬助 二二三

多久家中。

二四〇・二九九・三〇〇・三〇一・三〇六・三六八・
四三二・四七三・四八三・四八八・四九〇・五〇五・

五〇六・五〇八・五一一・五一二・五二四・五一六・

五一七・五一八・五一九・五二〇・五二一・五二二・

三一六・四三三・四三四・四三五・四三六・四三七・四三八・

五二三・五三九・五四〇・五四一・五四二・五四三・

四三九・四四〇・四四一・四四二

五四四・五四五・五四六・五四七・五四八・五五一・

多久安順の養子。実父は後藤家均（家忠）、母は多久長信女の心光

五五二・五五三・五五四・五五五・五五六・五五八・

院。天正十三年生。慶法師、孫四郎、孫四。凶書。多久安順の養子

五五九・五六一・五六三・五六四・五六五・五六七・

となるが寛永五年二月に養父安順の勘気を蒙る（多久家の家督は茂

五六八・五六九・五七〇・五七一・五七三・五七六・

富の子茂辰が安順の養子となって継承）。万治二年六月廿六日歿。室

五七七・五七九・五八〇・五八一・五八二・五八四・

は太田茂達女（梅室妙林）。

五八五・五九〇・五九二・五九四・五九五・五九七・

多久茂富室太田氏 二〇四・二八六

五九九・六一三・六五五・六八〇・六八一・六九五・

多久茂矩室鍋島氏 追四四

六九六・追二・追八・追一〇・追一一・追一五・追

鍋島直澄養女。神代常利女。承応三年四月十七日歿。法名は浄閑院

一六・追二一・追二六・追二七・追三四・追三五

亨岩妙貞。（「同格系図」鍋一四一―二二）

鍋島勝茂女鶴。母は徳川氏（高源院）。慶長十三年十月十一日生。

多久茂矩女 四八二・六〇七・六九六

寛永二年一月二十八日茂辰と婚礼（「水江事略」、一八九号）。寛

茂矩次女。次（つき）。寛文六年十二月二十五日歿。法名は幻清。

文七年六月二日歿。法名は天性院殿久円妙長大姉。（「付録・佐賀

藩歴代藩主略系図」一）

多久茂辰女 ↓鍋島清良室多久氏

（「同格系図」鍋一四一―二二）

多久茂富 一〇・二七・六五・九五・一九六・二〇四・二三一・二五一・

多久茂旨 六五七

二五三・二七二・二八三・二八六・三〇八・三一〇・三一二・

多久家中。李允。

多久十左衛門 四八一・五九一

多久家中。

多久十左衛門尉 二二三

多久家中。

多久長六 二二三

多久家中。

多久兵部少輔 二二三・六三五・六五六

多久家中。

多久正俊 一七二・三六八

多久安順男。助之進。喜介(助)。左馬允。江戸証人、寛永七年帰国。(「同格系図」鍋一四一―一二、佐近八―一/五〇五頁、「水

江事略」)

多久又八郎 二二三

多久家中。

多久安胤 一四七・三二八・四五二・四八三・四八四・四八五・四八六・

四九九・五二一・五二七・五二九・五三八・五三九・五四

〇・五四四・五四五・五四六・五五一・五五二・五五四・

五七〇・五七四・五七八・五八二・五八八・五八九・五九

〇・五九四・五九九・六〇〇・六〇七・六一二・六一三・

六三五・六三六・六五五・六八六・六八七・六八八・六八

九・六九〇・六九一・六九二・六九三・六九四・六九五・

六九六・追一〇・追一一・追一二・追一五・追一六・追一

七・追二〇・追二一・追二二・追二四・追三四・追三八・

追三九・追四一・追四二・追四三

多久茂辰二男。寛永十年六月十二日生。虎之助。兵庫助。兵庫。正

保元年に江戸証人となり承応三年六月まで在江戸、同年に弟安輝

(彦仁王)と交替して帰国。元禄元年十月二十四日歿。法名は如々

軒玉岑道瓊。(三二八号・「水江事略」・「同格系図」鍋一四一―

二二)

多久安輝 三二八・四三二・四八〇・四八一・四八二・五二七・五二八・

五三八・五三九・五四〇・五四二・五四三・五四四・五四五・

五四六・五四七・五四八・五四九・五五〇・五五一・五五二・

五五五・五五九・五六一・五七〇・五七八・五八五・六〇七・
六一三・六三六・追六・追七・追八・追九・追三〇

多久茂辰五男。正保二年九月生。彦仁王、左衛門(佐近八―三/三
三一頁)、権之介、采女、勘助、民部。安宗とも。正徳三年五月十
四日歿。法名は如是軒碧潭道昶。寛文元年に比定される五月六日付
の消息(五四六号)には「こんの介」、寛文三年四月に比定される
消息(五五〇号)には「うねめ」とあり、権之介から采女へ表記が
変わるのはこの期間の間である。また、寛文六年に比定される正月
二十五日付の書状には「采女安宗」とある。(「同格系図」鍋一四
一―二二)

多久安英 一八二・四七七・四八五・四八八・四八九・四九〇・四九一・
五〇八・五二一・五二九・五四〇・五四四・五四五・五四八・
五七四・五八八・五八九・五九〇・五九二・五九七・五九九・
六〇〇・六一二・六一三・六三三・六三六・六四一・六八七・
六九一・追一六・追一七・追一八・追一九・追二〇・追二一・
追二二・追二三・追二四・追二五・追二六・追二七・追三四・
追三八

多久茂辰四男。寛永十六年生。安明、伊平太、将監、修理、縫殿。
承応三年十二月十三日付の覚書(五九七号)には「鍋島伊平太」と

ある。多久家文書における「将監」の初見は万治三年一月二十三日
付の覚書(六〇〇号)であり、最も遅いものは寛文五年に比定され
る二月三日付の消息である。よって、将監から修理へ表記が変わる
のは、少なくとも寛文五年二月四日以降である。さらに修理から縫
殿に変化するの、同じく縫殿と表記される鍋島茂泰が歿する寛文
八年八月九日以降と推測される。貞享元年九月十六日歿。(「同格
系図」鍋一四一―二二)

多久与兵衛尉 二二二
多久家中。

武田晴信 四二四
甲斐・信濃他の戦国大名。武田信虎男。大永元年十一月三日生。大
膳大夫、信濃守。永禄二年に出家し信玄を称す。天正元年四月十二
日歿。
武口右衛門尉 九二
鍋島家中。武富か。

田崎外記 三三一・二六六・三四三・三九六・四〇三

鍋島家中。勝茂の側近。天草・島原一揆後勝茂が幕府の評定所に呼
び出された時の供侍のうちの一人(佐近一―二／一五七頁)。「葉
隠聞書」には、小々姓目付在任中に讒訴され、寛永末年に切腹した
ことが記される(栗原荒野編著『校註葉隠』(新潮社、一九七五年、
復刻版、七六一―七六二頁)。

忠広 三六八

刀工。肥前刀鍛冶初代橋本忠吉か。武蔵大塚忠広の銘あり。寛永九
年八月歿。(『肥前の刀と鐔』上、六九―八八頁)

田沢長明 二五〇

鍋島家中。助左衛門。御船奉行。明暦二年六月二十八日牢人(佐

立花忠茂 二四〇・四一三

近八―一／五七〇頁)。

左近。初貞之。忠貞。忠之。千熊丸。大助。左近将監。飛騨守。致

田島藤右衛門尉 一〇八

小城家中か。

仕号好雪。慶長七年七月七日生、立花宗茂養嗣子となる。実父立花
直次。元和八年十二月二十七日従五位下左近将監、忠茂と名乗る。
寛永十四年四月三日襲封。寛永十八年正月従四位下。明暦三年十二

田代市左衛門尉 一八三・二二〇・三〇一

多久家中。(佐古二四／「五番御掛硯誓詞書写一」四二号)

月二十七日侍従。万治二年二月二十八日飛騨守。寛文四年閏五月七
日致仕。延宝三年九月十九日歿。忠巖好雪別峯院と号す。(「寛政
重修諸家譜」卷第百十二)

立花宗茂 二四三

田代猪之助 二九四

深堀猪之助賢保か。鍋島茂賢家老(佐近八―一／二八三頁)。

高橋紹運男。永禄十二年生。統虎・正成・親成・尚政など。天正十

田代兵右衛門尉 二二〇・四八一

五年六月豊臣秀吉より筑後国柳川一三万二〇〇〇石余を与えられ
る。同年七月従四位下侍従、左近将監と称す。関ヶ原で西軍に属し、
所領没収となる。慶長八年陸奥国棚倉一万石、同十五年七月陸奥・

上総に二万石加増。元和六年筑後国柳川一〇万九六〇〇石余、旧領に復帰。元和八年十二月飛騨守。寛永十四年四月致仕。寛永十五年十月剃髮、立斎と号す。寛永十九年十一月二十五日歿。（「寛政重修諸家譜」卷第百十二）

伊達忠宗 二九四

陸奥仙台藩主。政宗男。慶長四年十二月八日生。慶長十六年従五位下美作守に叙任、忠宗と称する。寛永元年六月越前守に改める。同三年八月従四位下少将。同十三年家督。同十六年陸奥守に改める。万治元年七月十二日歿。（「寛政重修諸家譜」卷第七百六十二）

伊達秀宗 三七四

伊予宇和島藩主。天正十九年生。慶長元年四月従五位下・侍従に叙任、元和八年遠江守と称す。寛永三年八月従四位下に昇る。万治元年六月八日歿。（「寛政重修諸家譜」卷第七百六十三）

田中橘左衛門尉 二二二一

多久家中。

田中茂俊 一五二・三二八・三九八

鍋島家中。九左衛門。寛永十二年新地物成七〇石拝領。江戸留守居役。光茂の代に物成三〇〇石、御年寄役。寛文二年四月歿。（佐近八一―五九〇頁）

田中善兵衛尉 二三〇・三一九

鍋島家中。備横目。「寛永五年物着到」では二六〇石。

田中六左衛門尉 二三〇

鍋島家中。備横目。

谷口坊 四八三

未詳。

田原彦右衛門尉 二四六

未詳。

太郎衛門尉 追四四

鍋島家中。未詳。

丹宗寛右衛門尉 一三六

鍋島家中か。未詳。

千

ちくろう 五七一

占方をする人物か。

筑後資尚 六二二

未詳。武藤氏の一族か。観応三年閏二月には足利直冬に属して活動（六二二号）。

千坂高信 二五四

上杉家家老。慶長十一年四月家督、伊豆と名乗る。元和三年八月二

日伊豆守、寛永元年十月三日安芸守に改める。同九年五月十九日退

役。同十四年十二月二十二日歿。（『上杉家御年譜』第三三卷）

千葉右京 六一三

千葉常成、初右京又大学。元禄十年十月二十六日死。（佐近八一—
／三七八頁）

千葉胤繁 六二五・六三〇

戦国時代の肥前千葉氏の一族。「諸家系図」（鍋九八六・七一—二

所収「平朝臣徳島系図」によれば、千葉胤資の子、尼日光養子、千

葉介、永正八年九月二十五日歿（十八歳）。

千葉胤紹 六二三

室町時代の肥前千葉氏の一族。「諸家系図」（鍋九八六・七一—二

所収「平朝臣徳島系図」によれば、千葉胤基の子、弥次郎、右京大

夫、法名日紹。兄胤鎮との合戦により文安二年八月十七日討死（三

十八歳）。

千葉胤信 一一二

肥前西千葉氏、胤連嫡男。胤連は鍋島清房男彦法師（後の鍋島直

茂）を養子としていたが、胤信誕生により彦法師は後に復姓した。

龍造寺作兵衛、また忠右衛門、鍋島右馬允と称した。（野口朋隆「佐

賀藩政下における千葉氏」〔佐賀大学地域学歴史文化研究センター

『中世小城の歴史・文化と肥前千葉氏』所収）、「諸家系図」鍋二

一一—四二）

千布六兵衛 三六一

鍋島家中。生歿年未詳。慶安二年七月に千布六兵衛跡式についての話題が出ている(佐近八―三／二七四頁)。

未詳。

長大蔵 一二

津田正重 二二六・二四八

未詳。

幕臣。寛永十六年六月一日に豊後府内目付となる(徳川実紀)同日条)。

ツ

土山五郎兵衛 一五七・二〇二・二二一・三三二・三四三・四〇四

鍋島家中。寛永十四年聞番(佐近八―二／五〇頁)。同年十二月江

柘植正時 二三七

戸留守居(佐近二―二／一一五頁)。

幕臣。天正十二年生。三四郎。平右衛門。寛永十七年六月十二日長崎奉行。同十九年十二月九日歿。(「寛政重修諸家譜」卷第四百二十七)

堤織部佑 二一〇

十七)

多久家中。(佐古二四／『五番御掛硯誓詞書写一』四二)

つじ(つち) 五七一・五七三

堤源右衛門尉 四六八

鍋島勝茂室徳川氏(高源院)の侍女。

鍋島家中。

辻五右衛門 二二三・四六八

堤源七 二四二〇

鍋島家中。

未詳。

つた 追一四

堤清右衛門尉 一〇八

鍋島家中。「寛永五年惣着到」「属与分」に、鍋島伊豆守与・鍋島生三与として堤清右衛門尉の記載あり（『佐賀藩着到帳集成』）。

堤孫右衛門尉 三二〇

鍋島家中。

常見家長 六二一

千葉胤繁の代官もしくは奉行人か、未詳。六二一号で千葉胤繁の所領安堵状を施行しているほか、応永三十三年九月六日付で安富庄千布村内の田畠三町を河上大明神宝殿に寄進している事績が知られる（佐古一五／実相院文書続編二二）。

つほね（局） 四六一・四八八・五〇八・五一八・五六一・五六七・五

七四・五七五・五八二・五九〇・六四二・六九七

多久茂辰室鍋島氏（天性院）の侍女。

つほね（局） 五四二・五四三・五四四・五四七・五四八・五四九・五

五〇・五五三・五六一

岡部与貞室鍋島氏（まん、真常院）の侍女。五四八号によれば、寛文三年歿。

鶴田市郎兵衛 六一三

多久家中。

鶴田某 五三五・六四一・六八七

未詳。多久家の儒臣に松浦党の鶴田氏を祖とする鶴田氏あり。

鶴田溪隱 六七〇

多久家中か。

鶴田三天夫 二二〇

多久家中か。

つるたてんえもん 五一九

未詳。多久家中か。

鶴田三四郎 追六

鶴田与左衛門男。

鶴田藤左衛門 一九二・二二九

鍋島家中。「寛永五年惣着到」に「鶴田藤左衛門尉、百五十四石」の記載あり（『佐賀藩着到帳集成』）。

鶴田与左衛門 追六

多久家中。

テ

てい雪 五六七・五七八・二四一九

鍋島勝茂後室徳川氏（高源院）侍女。

貞雪正圓 五九四

未詳。

手つか五兵衛 二二二

鍋島家中。代官か。

寺沢堅高 四四・二四〇

肥前唐津藩主。広高男。慶長十四年生。寛永元年従五位下兵庫頭。

同十年家督。寛永十四年天草・島原一揆（島原の乱）が勃発。寺沢

氏は天草を領有していたため、鎮庄後一揆勃発の責任を問われ、天草領は没収となった。正保四年十一月十八日自殺。（「寛政重修諸家譜」卷第六百五十二）

伝右衛門尉 五〇二

未詳。岡部与貞家中か。

天海 二〇一・二二三・二八〇・四一七

天台宗の僧侶。大僧正。徳川幕府初期の宗教政策を担い、幕政に参画。寛永寺開山。南光房、慈眼大師。寛永二十年十月二日歿。

天林 二四〇

伊勢龍か。伊勢龍は直茂女。元龜二年生。寛永二十年七月二十三日歿。法号月窓院天林妙清大姉。（「付録・佐賀藩歴代藩主略系図」

一）

ト

土井利勝 一四四・二二三・二二六・二五四・二八四・二九〇・二九四・

三二七・三三〇・三六八・三七四・四二二

幕府重臣。元龜四年三月十八日生。慶長十年従五位下大炊頭。同十五年老中、寛永十五年大老。正保元年七月十日歿。

道仙 三〇・六五五

医者。

土井利重 四七六

下総古河藩主。父は土井利隆、祖父は土井利勝。正保四年十月二十七日生、万治元年九月七日襲封、同閏十二月二十七日従五位下大炊頭。延宝元年十月十七日没（二十七歳）。室は鍋島光茂女せん。

土肥喜右衛門尉 一五八・二五一・三九五

鍋島家中。承応年間に国許で公儀料銀蔵の管理を担当（城島正祥『佐賀藩の制度と財政』三〇五・三〇九頁）。

土井利重室鍋島氏 四七六

鍋島光茂女せん（千・仙、柳線院腹）。慶安三年九月十七日生。綱茂・吉茂の姉。寛文三年に土井利重と縁組、翌四年に祝言（佐近一―三／二五・五三八頁）。四七六号によれば祝言の日は寛文四年二月七日か。寛文十二年閏六月廿五日歿（二十三歳）、緑樹院殿良岳寿辰大姉。

藤堂高次 三七四

伊勢津藩主。大学助。慶長六年生。元和二年正月従五位下に叙し、寛永十一年従四位下・侍従に叙任し、大学頭に改める。寛文九年九月少将に進む。延宝四年十一月十六日歿。（『寛政重修諸家譜』巻第九百）

藤堂高虎 八七・二六九

弘治二年生。佐渡守。慶長十一年和泉守。慶長十三年伊勢国津城主。寛永七年歿。（『寛政重修諸家譜』巻第九百）

東条（條）長頼 三六八

幕臣。伊豆守・紀伊守。従五位下。寛永三年十一月豊後目付として着任。寛永八年六月五日歿。（『寛政重修諸家譜』第六六八、『福岡県史』近世史料編細川小倉藩（二）所収「日帳」）

東福院僧正 一三八

未詳。

徳川家綱 三四・一〇九・一四一・二五六・二九九・三四五・三七〇

江戸幕府第四代將軍（慶安四年〜延宝八年）。法号嚴宥院。徳川家

光長男。寛永十八年八月三日生。延宝八年五月八日歿。

徳川家光 三八・一二八・一四〇・一八八・二一三・二三三・二四九・

二九三・二九九・三三〇・三二六・三七〇・三九八

江戸幕府第三代將軍（元和九年〜慶安四年）。法号大猷院。二代将

軍秀忠二男。慶長九年七月十七日生。慶安四年四月二十日歿。七回

忌の法会が明暦三年四月二十日に上野寛永寺で行われた。

徳川綱吉 三四

江戸幕府第五代將軍（延宝八年〜宝永六年）。法号常憲院。徳川家

光四男。正保三年一月八日生。宝永六年一月十日歿。

徳川秀忠 二二三・二四七・二五三・三五六

江戸幕府第二代將軍（慶長十年〜元和九年）。法号は台徳院殿。徳

川家康の三男。天正七年四月七日生。寛永九年正月二十四日歿。

徳川義直 三四一

尾張藩主。徳川家康九男。慶長五年十一月二十八日生。同八年正月

二十八日甲斐二十五万石、同十一年八月十一日従四位下侍従、同十

二年四月二十六日、尾張他六十一万石余、同十六年三月二十日従三

位参議左近衛権中将、同十八年八月十九日宰相、元和二年九月十九

日正三位権中納言、寛永三年八月十九日従二位権大納言。慶安三年

五月七日歿、五十一歳。（「徳川幕府家譜」乾）

徳川頼宣 三四一

紀伊藩主。徳川家康十男。慶長七年三月七日生。同八年常陸二十五

万石、同十一年八月十一日従四位下侍従常陸介、同十四年十二月駿

河遠江五十万石、同十六年三月二十日従三位参議左近衛中将、同十

八年八月十五日宰相、元和三年七月十九日正三位権中納言、同五年

七月十九日紀伊他五十五万五千石、寛永三年八月十九日従二位権

大納言。寛文十一年正月十日歿、七十歳。（「徳川幕府家譜」乾）

徳川頼房 三四一

水戸藩主。徳川家康十一男。慶長八年八月十日生。同十四年十二月

二十二日常陸二十五万石、従四位下侍従左衛門督、同十六年三月二

十日正四位左近衛権少将、元和六年八月二十二日参議、寛永三年八

月十九日従三位権中納言、同四年正月七日正三位。寛文元年七月二

十九日歿、五十九歳。（「徳川幕府家譜」乾）

徳善院 一三一・一七〇・三三三・三四二・四〇六

「徳善院法院権大僧都尊琳」か。(佐近二〇―二八九頁)

徳永六兵衛尉 二一〇

多久家中。(佐古二四／『五番御掛硯誓詞書写一』四二)

徳山重政 三八二

幕臣。権十郎。五兵衛。寛永十一年五月家督。正保二年十月豊後目付に任ぜられる。貞享三年十二月致仕。元禄二年六月二十九日歿。

(「寛政重修諸家譜」卷第三百八)

徳龍 五〇五・五〇六・五〇八・五一九・五三五・(五三八)・五四三・

五五一・六一二・六六五・追三二

多久茂矩女。生年未詳。七月一九日(寛文四年)付茂矩宛茂辰書状

(多久家所蔵文書全八七号)では、「徳龍機嫌之儀、林庵より委申

上候様ニ申付」とあり、この年の他の書状にも頻出する。五三八号

の「なかとさま五もしさま」も同人と思われる。「同格系図」には

寛文八年二月十日に早世する長女と、寛文六年十二月二十五日に

早世する次女が確認できるが、徳龍との関係は未詳。

富田五郎入道跡 六二四

未詳。「肥陽諸系図」三(鍋二一―四〇)所収「於保之系」によれば於保氏から富田・成道寺・笠寺・尻河の庶家が分出している。

豊臣秀吉 三四六

関白、太政大臣、太閤。天文六年二月六日生。天正三年七月三日筑前守、同十二年十月十五日従五位下左近衛少将、同年十一月二十一日従三位権大納言、同十三年三月十日正二位内大臣、同年七月十一日関白、同十四年九月九日豊臣賜姓、同年十二月二十五日太政大臣。慶長三年八月十八日歿。

ナ

内記 三二八

諫早茂敬二男茂孝か。(「諫早家系図」鍋一四一―一五)

直江兼統室直江氏 一七二

弘治三年生。船。元和五年直江兼統歿後、出家して貞心尼と称す。上杉定勝を幼少時より養育す。寛永十四年歿。

永井尚政 三七四

幕府年寄。天正十五年生。慶長十年四月從五位下・信濃守に叙任。

元和八年年寄に就任、寛永元年十一月西丸年寄に転じ、同十年三月

辞職。正保元年十一月從四位下に昇る。寛文八年九月十一日歿。

(「寛政重修諸家譜」卷第六百十九)

七二・三四五・三七八・三八一・四五〇

鍋島家中。内匠助。忠兵衛。慶安三年四月十三日歿。(佐近八―一

／一八二頁)

中野主馬 二五八

未詳。

長大蔵 一二

中野七郎左衛門尉 三九六

未詳。

未詳。

中務 五二二

中野とうへもん 五九三

鍋島嵩就か。鍋島家重臣。神代鍋島家。茂貞(孝顯)の嫡男。寛永

未詳。

元年十一月二十一日生。中務。弥平左衛門。一雲と号す。元禄十四

年七月二十四日歿。(「御家老系図」鍋一四一―八)

中野秀利 二二

鍋島家中。忠兵衛。

中西孫兵衛尉 二一〇

多久家中。(佐古二四)「五番御掛硯誓詞書写」(四二)

中野政利 九・二六・三二・三八・一〇三・一〇九・一一三・一一九・

一二四・一二六・一二七・一三〇・一三四・一三六・一三八・

中野茂利 五・二二・一三六・一四九・一七三・一八六・一九二・一九

一五一・一六三・一九三・一九八・一九九・二〇四・二一六・

八・二二二・二二三・二二七・二四一・二六〇・二六八・二

二一八・二二〇・二三四・二三五・二四一・二四四・二四五・

二五〇・二五五・二六六・二七一・二七三・二七八・二九九・

中野良純 四七・一四七・一六〇・一六五・三一七・三三八・三三二・

三〇二・三二〇・三三三・三三七・三三八・三四二・三五九・

三九九・四四三・四五四

三七〇・三七一・三八三・三八四・三九二・四〇九・四一二・

鍋島家中。李兵衛。李助。明暦三年三月、江戸において勝茂に殉死

四一九・四四四・四六五・六九二

す。(佐近八―一／三四九頁)

鍋島家中。中野清明嫡男家。内匠茂利の子。勝茂代の年寄、加判家

老。室は鍋島生三養女。兵右衛門尉。数馬。数馬佐。寛文四年四月

永山貞興 一五三

廿三日歿(佐近八―一／一八二頁、佐近八―二／七四六頁)。数馬

鍋島家中。九右衛門尉。代々佐賀郡川上の大工であったが、元和九

の表記は、寛永十七年二月十三日付定書案(「五番御掛硯誓詞書写」

年に家士に取り立てられる(佐近八―一／四三二頁)。

二、佐古二四／一〇二号)の署名に確認できる。

鍋島伊織 二二二

中野正守 二六・二四一・二四四・三三七・三七〇

鍋島家中。鍋島市佑の嫡子。

鍋島家中。中野清明二男。兄中野茂利より分知し一家を興す。知行

五〇〇石、大物頭。又右衛門尉。将監。万治元年九月十五日歿(佐

鍋島伊織 四七七

近八―一／一八七頁、佐近八―二／七四二頁)。

未詳。鍋島家重臣鍋島茂綱三男茂明の子に鍋島伊織倫重がいるが、

同一人物かは不明。

中野政良 六六五

鍋島家中。中野清明七男。慶長十九年生。弓術に通じ、藩の師範と

鍋島市正 三四五・四九六・五〇七・六九八・二四三三

なる。元禄八年歿、八十二歳(佐近八―一／一八四頁、佐近八―二

鍋島直広または鍋島茂村。↓鍋島直広 ↓鍋島茂村

二六二頁)。

鍋島勝茂室徳川氏 一〇五・一二四・一七五・二九六・四七一・五一〇・

五一・五二・五三・五四・五五・五六・五七・五八・五九・六〇・六一・六二・六三・六四・六五・六六・六七・六八・六九・七〇・七一・七二・七三・七四・七五・七六・七七・七八・七九・八〇・八一・八二・八三・八四・八五・八六・八七・八八・八九・九〇・九一・九二・九三・九四・九五・九六・九七・九八・九九・一〇〇

鍋島清良 四六一・五五七・五六二・五七七・五八一
鍋島家重臣。鍋島茂泰男。寛永二年五月十一日生。寛文四年十二月家督。延宝八年十一月隠居。元禄五年七月八日歿。主税。(「御家老系図」鍋一四一―八)

鍋島勝茂継室。天正十六年生。実父は岡部長盛、実母は松平清宗の娘。徳川家康養女。菊姫、高源院。慶長十年五月十八日、伏見において勝茂と婚姻、佐賀に下る(佐近一―二/三三・三四頁、二四九―二五二頁)。元和八年に世子忠直と共に江戸に移住(佐古一三/坊所八九〇号)。寛文元年九月六日歿。

鍋島清良室多久氏 五三七・五三八・五三九・五四〇・五四四・五四五・五四六・五四八・五四九・五五〇・五五一・五五二・五六二・五七二・六四二・六五八・追三
四

鍋島清房後室龍造寺氏 一九四・六四三・六四五・六五〇・六五一

龍造寺胤和女。龍造寺周家に嫁す。龍造寺隆信・長信の生母。後鍋

多久茂辰女。茂矩の妹みつ(充)。寛永十七年生、寛文九年閏十月十七日歿。円融院。法名円融院華岳貞春。(「同格系図」鍋一四一―二二)

島清房に嫁す。慶長五年三月一日歿。法名は慶闇妙意大姉。(「付

録・佐賀藩歴代藩主略系図」一、「水江事略」、服部政昭「多久家

鍋島貞村 三八・一〇六・一一三・一六六・一八六・一八八・二〇七・

草創期の石塔」(九州史料落穂集第五冊『水江臣記』所収)

二二二・二二三・二七六・三九四・三九六・四二一・四四七・

六三九・六四〇

鍋島清長 四六一・五二七

鍋島家重臣。鍋島清良子。彦仁王、凶書。明暦元年生。(佐近八一

鍋島家重臣。倉町家秀男、倉町鍋島(志摩)家当主。母は鍋島直茂女彦菊。慶長元年生。式部少輔。鍋島姓を賜う。元和四年に鍋島元

一/三四七頁)

茂の後見となる。正保二年二月五日歿。室は多久茂順女(安順の孫

だが養女となり倉町家に嫁す)。(佐近八一/三五二―三五三頁)

鍋島茂明 一五二

鍋島家中。鍋島茂綱男。寛永二年生。民部。武雄佐平太澄明祖。茂綱証人として江戸詰。貞享二年十月歿、六十一歳。(佐近八一—/一五三・五五四頁)

鍋島茂和 五〇・一一一・一四〇・二二三・二二二・三〇五・三〇七・

三九七・三九八・四四八

鍋島家重臣。鍋島茂綱男、武雄領主。慶長十年五月十四日生。小平太、茂和、主計、左京、石見、能登、相模、笠叟高天。承応二年家督、寛文四年五月八日歿。母は直茂養女(光明院)、室は諫早直孝女彦竜(徳厳院)。

鍋島茂貞 一〇七・一四〇・一八六・二〇三・二二二・二二三・三二六

鍋島家重臣。太田鍋島家。慶長十八年生。帯刀。寛永十五年正月元日、天草・島原一揆(島原の乱)における原城総攻撃で戦死。継室は諫早氏(直孝女彦宮)。(「御家老系図」鍋一四一—八)

鍋島茂貞 一四〇・二二二・二五六・二六八・二七六・三二〇・三九四・

四七八・追二二・追二五

鍋島家重臣。鍋島長昭男、鍋島茂昌の養子となり、神代(こうじろ)

鍋島家を継ぐ。隼人佐、中務少輔。寛文十二年四月二十七日歿、七十七歳。室は龍造寺政家女。(佐近八一—/一七九頁)

鍋島茂貞室諫早氏 一〇七・二〇三

諫早直孝女彦宮。母は鍋島氏(直茂女彦菊・長寿院)。のち鍋島玄番(蕃)に嫁す。(「諫早家系図」鍋一四一—五、「御家老系図」鍋一四一—八)

鍋島茂里 一三六・二二二・二五六・二七六・三〇二・三七九・三八四・

三九一・五三〇

鍋島家重臣。深堀鍋島家。茂賢嫡男。慶長六年三月二十日生。帯刀。七左衛門。志摩。正保二年四月家督。寛文元年七月十三日歿。室は

鍋島(須古)氏(信明女)。継室は諫早氏(直孝女)。(「御家老系図」鍋一四一—八)

鍋島茂教 九三・一七一・一八六・一八七・二二二・二二三・二二二・

二二九・二六七・二八〇・二八一・三三六・三五六・四一七

鍋島家中。実父は後藤家信。伝兵衛。伊万里家の名跡を継いだ茂成(神代信房三男)が早世したため、茂成の娘と婚姻し伊万里家当主

となる（佐近八一／一七八、五五〇頁）。慶安元年七月十三日歿、六一歳。（「鍋島隼人家系」鍋二二一―四四）。

鍋島茂里 二五 七八・九二・二六七・四一四

鍋島家重臣。横岳家鍋島家。平五郎。主水。永禄十二年生。石井信

忠男。鍋島直茂の養子。後横岳頼統の名跡を継ぐ。継室は鍋島直茂

女伊勢龍。慶長十五年八月八日歿。（「御家老系図」鍋一四一―八）

鍋島茂周 三八・一四〇・一六二・一六六・一八六・一九五・二〇七・

二二二・二五六・二七六・三三三・三三八・三四五・三五七・

三七二・三七八・三九四・四一一・四四七

鍋島家重臣。須古信明男、須古領主。天正十八年二月五日生。周吉、

俊清、茂周、内蔵助、内匠、中務、鍋島因幡。寛永三年四月十二日

家督。慶安元年隠居。慶安五年六月二十日歿。室は鍋島勝茂養女。

鍋島茂綱 三・四・二五・三四・三五・三七・三八・四五・四八・五八・

六六・七一・七三・八四・九八・一二七・一三四・一三六・

一三七・一四〇・一四一・一五七・一六二・一六三・一六六・

一七三・一八七・一九一・一九五・一九八・二〇三・二〇六・

二〇七・二〇八・二二三・二二五・二二六・二二二・二三三・

二三五・二三七・二四〇・二四三・二四四・二四八・二四九・

二五〇・二五二・二五五・二五六・二六一・二六三・二六六・

二六八・二六九・二七〇・二七一・二七三・二七四・二七六・

二七七・二七八・二八〇・二八四・二九二・二九三・二九四・

三〇二・三〇九・三二二・三三三・三三六・三三七・三二九・

三三一・三三四・三三五・三三六・三三七・三三八・三四一・

三四六・三四七・三五〇・三五三・三五四・三五七・三六一・

三六二・三六五・三六七・三七二・三七四・三七八・三八二・

三九二・四〇三・四〇四・四〇六・四一〇・四一一・四一五・

四一七・四一九・四二二・四四七・四四八・四四九・四五五・

四五八・四六〇・四六二・四六四・五七〇・五七五・五八六

鍋島家重臣。後藤家信嫡男。天正十年九月十七日生。慶長三年家

督。初め後藤氏、一時龍造寺氏及び武雄氏を称し、寛永十一年六月

に初めて鍋島氏を称す。初竜、喜清次、左衛門大夫、主殿介。若狭

守。茂英。承応三年十二月四日歿。（「同格系図」鍋一四一―二二、

『武雄市史』上巻）

鍋島茂俊 三二八・六八六

鍋島家重臣。須古鍋島家。正辰嫡男。寛永二十年五月二十七日生。

内匠。八右衛門尉。阿波。明暦二年家督。元禄五年九月十九日歿。

〔同格系図〕鍋一四一―一二一

鍋島茂利 一〇四・一七三・一八六・二二二・二二三・二五六・三四二・

三四五・三五六・四〇二・四五二

鍋島家家臣。舍人。寛永五年惣着到一〇〇〇石。

鍋島茂歳室後藤氏 二〇三

鍋島茂貞母信菊。

鍋島茂治 九三

鍋島家重臣。鍋島信房の二男。慶長十八年十月十三日切腹。

鍋島茂晴 三二〇・四四八

鍋島家家臣。鍋島茂道弟。主膳。慶安元年五月隱居。（『佐賀藩の

総合研究』五六六頁）

鍋島茂賢 三一・三五・三八・五四・七八・八二・一三七・一四〇・一

五七・一六二・一六三・一六六・一八六・二〇一・二〇七・

二二二・二二三・二二三・二二八・二三三・二三七・二四〇・

二六八・二七一・二七六・二七八・二八四・二九二・二九四・

三二三・三二六・三三一・三三四・三三五・三三八・三四七・

三六一・三六二・三七〇・三七一・三七二・三九四・四〇三・

四〇四・四〇五・四一一・四一五・四三七・四四五・四四七・

四四八・四六〇・四六一・四六七・四七八

佐賀藩重臣。石井信忠の男。母大宝院が深堀純賢に再嫁し深堀家を

継ぐ。元龜二年生。実名は他に茂忠、仮名等は孫六郎、頼母、七左

衛門、伊豆守、安芸守。慶長三年家督、正保二年二月十一日歿。法

名は恭法院浄信日正大神儀。一八六号（寛永十四年二月カ）では「伊

豆」、寛永十四年十二月の「軍団編成」では「安芸守」。

鍋島茂道 三二・三七・三八・四〇・四三・四八・一〇三・一〇九・一

一九・一二〇・一二六・一三四・一三六・一四〇・一四七・

一四八・一五一・一六三・一九三・二〇四・二二六・二二八・

二二〇・二二六・二三四・二三五・二四一・二四五・二五〇・

二五五・二九九・三〇二・三二〇・三二三・三二七・三二八・

三四五・三五九・三七〇・三七一・三七六・三七九・三八三・

三八四・三九二・三九九・四〇八・四一二・四一九・四四三・

四四四・四四九・四五四・四六五

鍋島家家臣。太田茂歳二男。慶長十九年生。平四郎。茂道。貞恒。

出雲監物。式部少輔。初め永田家、次に出雲家の養子となる。後に

実家に帰り、鍋島監物と改める。慶安四年十一月十八日に監物から式部に改める（「石田私史」佐近八―三／三一九頁）。寛文元年六月十七日歿。

鍋島茂晴 三二〇

鍋島家中。鍋島茂歳三男。元和二年年生。小平太。主膳。主米。寛永十五年、兄茂貞戦死の後、家督を相続する。慶安元年十一月二十日歿。（「御家老系図」鍋一四一―八）

鍋島茂宗 一八六・二二二・二六八・二七六・四七〇

鍋島家重臣。横岳鍋島家。鍋島茂里嫡男（月窓院腹）。淡路守。右馬助。孫四郎。彦士丸。茂旨。室は多久茂富女。正保二年四月五日歿。（佐近八―一／一七五頁）

鍋島茂泰 一二七・一三六・一八六・二五六・二七六・三〇二・三四五・三九一・四一三・五八一

鍋島家重臣。姉川（坊所）鍋島家。道虎嫡男。慶長元年生。監物。右近。勘解由。縫殿助。鍋島忠直の年寄役。寛文四年隠居。寛文八年八月九日歿。室は鍋島（深堀）茂賢女。（「御家老系図」鍋一四一―八）

鍋島茂宗室多久氏 追一三

多久茂富女。慶長十年生。延宝五年五月三日歿。妙芳院。

鍋島茂村 二五〇四

鍋島茂泰室鍋島氏 五八一

鍋島家重臣。鍋島（倉町）直広男。市正。正保三年生。寛文七年十月二十九日歿。（「御家老系図」鍋一四一―八）

鍋島茂賢女。松千代。延宝四年正月二十五日歿。（「御家老系図」鍋一四一―八）。

鍋島茂春 五三〇

鍋島武興 一〇五・一一一・二六八・三九七・三九八・五三七・五四八・五六〇・六〇七・六〇九・六九四・六九一・追一三

鍋島家重臣。深堀鍋島家。茂里嫡男。宝永七年正月十六日歿。十一才。（佐近八―一／二九九頁、三七七頁）

鍋島家重臣。主水茂里を祖とする家老横岳家当主。寛永二年八月三日生、正保二年家督、延宝四年七月十三日歿。父は茂宗、母は多久

茂富女妙芳院、室は多久茂辰女千（自性院）で、茂矩や安胤らの義兄に当たる。伊平太、主水、洞外睡雲。寛文四年、寛文印知に伴う御判物改で、大木知昌・石田惟之と共に江戸に上る。（佐近八―一／四三二頁）

鍋島武興室多久氏 五一―

多久茂辰女。千。

鍋島忠茂 九三・三四六・六五三

幕臣。直茂二男。小川半介。和泉守。天正十二年生。初め小川信俊の養子となる。慶長六年鍋島に復し、人質として江戸に上った。將軍秀忠の近習となり、同七年従五位下和泉守に叙任され、忠茂と改め、下総矢作五〇〇石を領した。慶長十三年中風を患って江戸から蓮池に戻り、翌年勝茂より鹿島の領地を下された。慶長十九年に再び江戸詰め。寛永元年に矢作で歿する。

鍋島忠直 三一八・三六四

佐賀藩初代藩主鍋島勝茂嫡子。翁助。肥前守。慶長十八年生。元和八年従五位下肥前守、忠直と名のる。寛永十二年正月二十八日歿。（「寛政重修諸家譜」巻第八百二十三）

鍋島忠直室松平氏 三六四

松平忠明女。鍋島忠直に嫁す。後鍋島直澄に嫁す。元和三年十一月十五日生。正保二年正月二十七日歿。法名は恵昭院殿心月妙泉大姉。（「付録・佐賀藩歴代藩主略系図」一）

鍋島種世 六〇九

鍋島家中。茂利嫡男。元和四年三月十日生。六左衛門。内記。明暦元年家督。神埼・佐賀両郡の山内代官。鍋島・本庄の代官。寛文三年六月十一日の「神代茂範起請文前書案」に「鍋島六左衛門」（佐古二四／五番御掛硯誓詞書写一、二〇号）、寛文三または四年と推定される六〇九号に「内記」とあるので、「六左衛門」から「内記」と表記が変わるのは、寛文三年六月十二日以降、六〇九号作成年月日までの間と考えられる。延宝七年隠居。普周と号した。元禄九年五月二十九日歿。（「系図」鍋二一―一九、佐近八―一／二四九・二五〇頁、六〇九号）

鍋島綱茂 四八一

佐賀藩三代藩主。左衛門。信濃守。承応元年生。寛文七年十二月二十五日元服、従四位下信濃守、綱茂と名乗る。元禄八年十一月二十

九日襲封。十二月十八日侍従。宝永三年十二月二日歿。（「寛政重修諸家譜」卷第八百二十三）

鍋島直朗室鍋島氏 追一三

鍋島常貞 五〇・一〇六・一一一・一四〇・三九六・三九七・三九八

鍋島光茂女。初。万治二年十月六日生。延宝元年十二月二十九日嫁鍋島直郎。寛保四年二月二十六日歿。

鍋島家重臣。千葉家当主。勝茂代加判家老。鹿江忠兵衛茂次二男、

千葉胤信（龍造寺作兵衛・鍋島忠右衛門）の家督を継ぐ。本知物成

鍋島直澄 一六・三八・五〇・一一九・一三七・一四一・一五九・一七

七八〇石、寛永二十一年以降加増され、都合高三〇〇〇石。後隠居

三・一八一・二〇四・二三〇・二三八・二四五・二四九・二

入道、寛文六年五月二十三日歿、六十六歳。玄蕃允、法名高岩宗石。

五六・二七八・二八四・二九二・二九三・三〇九・三二六・

（佐近八一／三四〇頁）

三四五・三六二・三七〇・三八七・四二〇・四四七・五一・

鍋島直茂室石井氏 一二・一五・二五四・三六八・四二九・五一五・六

五七四・五七八・五八〇・五八四・五八七・六八〇・六八一・

五二

追一一・追一二

石井常延女。納富信貞に嫁す。後鍋島直茂に嫁す。寛永六年正月八

蓮池支藩初代。鍋島勝茂三男。元和元年十一月十二日生。千熊丸。

日歿。法名は陽泰院殿芳林妙春大姉。（佐近八一／三二一・三二

加賀守。寛永十二年十二月晦日従五位下甲斐守に叙任。寛文六年二

二頁、「付録・佐賀藩歴代藩主略系図」一）

月二十八日隠居（『蓮池藩日誌』は隠居を寛文五年とする）。義峰

鍋島直朗 追一三

と号す。寛文九年三月五日肥前国において歿。室は松平氏（忠明女
ムリ、鍋島光茂の生母）。（「付録・佐賀藩三家系図」）

鍋島元茂二男。慶安二年生。鍋島武興の養子となり横武鍋島家を嗣

ぐ。貞享三年歿。三十八歳。（栗原荒野編著『校註葉隠』（青潮社、

鍋島直堯 六三五

一九七五年、復刻版、四六三頁）

鍋島直弘男。左京、大和、山城、翁介。元文元年七月十八日歿。享

年九十。(佐近八一／二二九頁)。

女彦市(万、正貞院)。

鍋島直朝 三八・五〇・二四五・二七六・二七八・二九二・二九三・三

鍋島直広 三四五

二六・三五九・三六二・四〇七・四一八・四四七・五〇七・

小城鍋島家重臣。鍋島(倉町)貞村男。市正。承応頃知行合わせて

五一六・五五九・五七八・五八〇

二〇〇〇石余り。室は鍋島元茂養女(実は鍋島勝茂女)。万治三年二

鹿島支藩主。鍋島勝茂九男(高源院腹)。初仁王、茂嗣、直朝、刑部

月二十三日歿。(佐近二一一／三五八頁、佐近二一一／五八二頁、佐

大輔、和泉守。元和八年一月二十一日生。鹿島藩主鍋島正茂養子。

近八一／三五二頁、「御家老系図」)

寛永十七年十二月二十九日、従五位下刑部大輔に叙任(寛永諸家系

図)。「別本武家補任」等。承応三年五月一日から明暦元年四月二十

鍋島直守 六三五

九日の間に、「刑部大輔」から「和泉守」にあらためる(「石田私史」)。

蓮池藩主鍋島直澄男。右近(佐近八一／二二二頁)。寛文二年

宝永六年十一月十九日歿。

十一月歿(「蓮池藩日誌」)。

鍋島直弘 二九・三八・五〇・一三四・一四〇・一六六・一七三・一九

鍋島直能 五〇・二五六・三四五・三七〇・四〇七・四二二・四二七・

七・二〇七・二一九・二二〇・二三九・二四四・二四八・二

四三二・四七八・四九二・五一二・五二二・五三八・五三九・

四九・二五一・二五六・二五九・二七六・三二〇・三三八・

五四三・五四四・五四五・五四六・五四七・五四八・五五一・

三五九・三六二・三七〇・三七七・三九二・四〇七・四一一・

五五三・五五八・五五九・五六一・五六三・五六四・五七四・

四四七・四六七・五一二・五二四・五六七・五八〇

五七六・五八二・六一一・追一三・追二二

鍋島家重臣。鍋島勝茂四男(高源院腹)。山城守。元和四年六月十九

小城支藩二代。鍋島元茂嫡男。元和八年十二月十七日生。飛騨。飛

日生。成富茂安の養子になるが、寛永十九年八月に本姓に復す。鍋

騨守直宗。慶安四年十二月二十八日従五位下加賀守。承応三年十一

島山城家(白石)の祖。寛文元年七月七日歿。室は武雄の鍋島茂綱

月家督。延宝七年十二月二十九日(二十八日とも)隠居。元禄二年

八月二十六日歿。室は鍋島勝茂養女鶴（南祥院、実は多久茂辰女、明暦三年九月歿）。継室は小川坊城大納言俊完女伊賀。（「付録・佐賀藩三家系図」）

鍋島直能室鍋島氏 五一・五二・五五二

多久茂辰女。勝茂養女。母は勝茂女つる（天性院）。寛永八年十月八日生。つる。南祥院。正保三年六月、直能と婚姻す（佐近二一—／五〇七頁）。明暦三年九月二十七日歿。（「水江事略」・「同格系図」鍋一四一—二二）

鍋島直能女 ↓三浦直次室鍋島氏

鍋島直之 五二・五五三・五八一・五七四・五七六・五九三

蓮池支藩二代。鍋島直澄二男。寛永二十年正月十八日生。千熊丸。万治三年十二月二十八日従五位下摂津守。寛文六年二月二十八日家督。宝永五年二月九日隠居。了関と号す。享保十年四月二十八日歿。諫早茂敬女彦市と離別ののち、鍋島光茂養女瑠璃（留里とも、実榊原越中守女）を妻とする。（「付録・佐賀藩三家系図」）

鍋島長昭 一七三・一八七・一九八・二〇六・二二三・二六一・二六八・

二七六・二八四・二九二・二九五・三一〇・三三三・三四五・三九二・四二二・四六〇

鍋島家重臣。龍造寺信周の男。千三郎、又次郎、長周、市佑。納富家景の女婿となり家督を継ぐ。承応三年六月二十九日歿（七十七才）。

鍋島英徑 一五二

鍋島家中。鍋島茂綱男。八兵衛（佐近八一—／一五四頁）。

鍋島平右衛門 一二四

鍋島家中。

鍋島正茂 二〇三・二二七・三五六

鍋島忠茂男。慶長十一年生。孫平太。寛永元年鹿島及び矢作の遺領相続。同十三年（「寛政重修諸家譜」では同十年）、鍋島直朝を養子とするも、その後、自子の正恭を嗣子にしようとして果たさず、同十九年、鍋島勝茂と義絶し、鹿島領を直朝に譲り、矢作領に移る。貞享三年歿。（『佐賀県人名辞典』）

鍋島正純 三〇二・六九〇

鍋島家重臣。納富鍋島家当主。鍋島長昭（須古信周子・納富家輔養

子)の子、監物、延宝元年正月十一日歿、法名天三道圓。(佐近八
一一／五〇二頁)

鍋島正辰 一二七・一三六・一五二・二二二・三〇二・三二八・三四五・

三六七・三七八・三九一・四一三・四四八

鍋島家重臣。須古鍋島家。茂周嫡男。慶長十二年生。主税。内蔵助。
伯耆。慶安元年家督。明暦二年五月十八日歿。(「同格系図」鍋一
四一―二二)

鍋島方教 一四〇・二二九・四〇二

鍋島家中。勝右衛門。

鍋島政道 四四・二〇一

鍋島家中。織部佐。寛永十五年牢人、万治三年八月十日歿(佐近八
一一／五五三・五五四頁)。「勝茂公譜考補」寛永十四年十二月三
日の記事に、「鍋島織部此時号嬉野」とあり、嬉野織部と同一の可
能性があるが、詳細は不明である(佐近一一／五〇〇頁)。

鍋島正之 一一三・一三〇・一七六・二六六・三四二・三四九・四五〇

鍋島家中。勝茂の小姓から勇知を以て取り立てられ大物頭となり、

多久安順の養子分として鍋島大膳(天正七年龍造寺隆信の肥後和仁

城攻めで奮戦、討死)の名跡を継いだ。寛永十四年頃は江戸におり、

天草・島原一揆(島原の乱)の時には江戸留守心遣を命じられたが、

主命に背き従軍。原城本丸一番乗りや天草四郎陣中旗奪取等の戦功

を立て、勝茂の江戸喚問の際にも守護のため密かに江戸に上るなど

したが、主命に背いたとして流謫、配所山代郷脇野で寛永十五年十

二月二十八日歿。(栗原荒野編著『校註葉隠』(新潮社、一九七五年、

復刻版、五〇八―五一一頁)、佐近八一―四九〇―四九二頁)

鍋島又兵衛 四六八

未詳。貞恒か。

鍋島光茂室松平氏 追二

松平光通養女。寛文五年六月二十三日歿。

鍋島光茂女 ↓土井利茂室鍋島氏

鍋島道虎 三・八・六四・六四〇・六五三

鍋島家重臣。鍋島清虎三男。天文二十二年生。初め出家するも、直

茂の命により、法体のまま、直茂および勝茂に仕える。姉川(坊所

鍋島家を継ぐ。仮名等は伊賀守、生三。寛永六年六月四日歿。〔坊所鍋島家文書未刊分―鍋島道虎関係―〕所収「解題」)

鍋島元茂 三八・四一・一〇八・一一一・一一三・一二七・一三七・一

七三・一八一・一八八・二〇二・二〇四・二二七・二三〇・

二四五・二四九・二七六・二七八・二八四・二九二・二九三・

三〇九・三二六・三五三・三五六・三六二・三七〇・三九四・

四二九・四四四・四四七・五八六・六三九・六四〇

小城支藩初代。勝茂長男。慶長七年十一月六日生。三平。直元。元和五年十二月晦日従五位下紀伊守に叙任。承応三年十一月十一日江戸において歿。室は鍋島(横岳)茂里女仁王。(「付録・佐賀藩

三家系図」)

鍋島之治 六九九

鍋島直澄男。右衛門。帶刀。之矩。鍋島直之兄直守の養子となる。

(「付録・佐賀藩三家系図」)

成富蔵人 二四四

鍋島家中。

成富茂陸 一二八・三二八

鍋島家中。諫早茂敬男。成富長利養子。十右衛門。宝永六年十一月十八日歿。(「諫早家系図」鍋一四一―五、「系図ナの部」鍋二一―一〇)

成富茂安 七八・九八・二六一・二六九・三一・四一五・四六〇

成富信種の男。永祿三年生。龍造寺隆信ついで鍋島直茂・勝茂に仕えて各地で軍功を立て、後年は公儀普請や領内の水利工事等に尽力した。幼名千代法師丸、名乗りは天正四年から新九郎信安、天正七年から十右衛門賢種。兵庫助、茂種とも。寛永十一年九月十八日歿。(金子信二翻刻『大蔵姓成富家譜』・『成富兵庫茂安関係資料集』)

成富俊貞 二二二・五九六

多久家家臣。馬乗通。権右衛門尉。延宝九年二月十八日歿。(多久家資料一〇〇「多久諸家系図巻二」)

成富長利 一四〇・二三〇・二五九・二七六

鍋島家中。太田茂連二男、成富茂安の養子となる。左兵衛、十右衛門尉。慶安三年五月二十四日歿。(佐近八一―二七三頁・五〇

四頁)。

成富十右衛門 八七・五二四

未詳。八七号は、成富茂安か同長利、五二四号は、成富長利か同茂
陸と考えられる。

成富正左衛門尉 二三五

鍋島家中。

成富勝兵衛尉 二八二

鍋島家中。生歿年未詳。

成富清兵衛 三九六

未詳。

成富安利 二六九・三一八・四六八

鍋島家中。天正十五年生。成富茂安養子。初五郎兵衛。のち藏人。

寛永五年三〇五石。同十年、父茂安隠居。同十六年九月歿。(佐近

八一—二七四頁・三四六頁)

成松新右衛門尉 二二六・二八五

鍋島家中。寛永九年頃、鉄炮物頭(佐近八一—七二三頁)。同年
目付(佐近八一—七二三頁)。

南里三郎左衛門尉 二二二

多久家中。

南里三郎兵衛 二二二

多久家中。

南里与左衛門尉 六一〇

多久家中。南里家は元龜元年多久長信多久入城以前からの家臣で、
茂辰代はじめまで家老職にあった(『水江臣記』解題一六一・一六
二頁)。文禄・慶長の役の多久手勢に「南里与左衛門」あり(『多
久市史』第一卷、八八八頁)。

二

西三郎兵衛 五三八

小城鍋島家中。「焼残反故」に、鍋島直茂が隠居に際し元茂に譲つ

た八十三士の中に「中国浪人」としてみえる(佐近八―三/六〇六頁)。「直能公年譜」によれば、寛文四年に直能の御暇帰国の在着使者として参府、六月二十五日付の老中奉書を受領している(佐近二―一/六一三頁)。

西道全 二五〇

鍋島家中。五太夫。御船奉行。延宝五年七月十一日歿。(佐近八―一/四三六頁)

西牟田家英 二三九・二六六・三四〇・四四九

鍋島家中。清兵衛。西牟田孫左衛門家親の男。兄房次の早世により家職を継ぎ、兄の子が成長すると致仕したが、勝茂に取り立てられ百四十五石を分賜された。寛永十四年頃は江戸におり、天草・島原一揆の後寛永十五年六月に勝茂が評定所の僉議を受けた際には供侍の一人として随行。寛文十二年六月二十六日歿。(「諸家系図」(鍋九八六・七―二)、佐近八―二/九三―九四、八四頁、佐近八―一/六一―六一二頁)。

西村長右衛門尉 三九〇

鍋島家中。三九〇号に、供養につき「牢人差免」された者として出

る。

西村戸右衛門尉 二四八

鍋島家中。寛永五年の総着到に「弓鉄炮副之鑓、鍋島伊豆守(深堀・鍋島茂賢)与」とある(『佐賀藩着到帳集成』二六頁)。

丹羽喜左衛門尉 二三〇

鍋島家中。備横目。「寛永五年物着到」では七一石。

ノ

納次兵 一九四

未詳。納富か。

納富右京亮 六四八

未詳。戦国期の龍造寺氏家臣。

納富賢忠 六〇三

未詳。三郎左衛門尉。戦国期の龍造寺氏家臣。

野口常俊 三一

鍋島家中。二郎兵衛。寛永十一年二月一日歿（「小城家中系図」）。

野田孫左衛門 四八〇

能勢頼重 三五八

幕臣。天正十五年生。新十郎。次左衛門。慶長七年書院番士。寛永十五年五月八日、命じられて豊後府内に赴く。慶安三年三月二日歿。（「寛政重修諸家譜」卷第二百七十二）

戦国末期からの水ヶ江龍造寺氏家臣。寛文九年十一月二十五日多
久茂文（鍋島光茂三男（寛文八年生）、多久茂矩の養嗣子）の多久
家への養子縁組がなされた際に茂文の家臣となる。のちに市佑と
改める。（細川章『佐嘉藩多久領古文書に見る地域の人々』文献出
版、二〇〇〇年、八・二二頁）

能勢頼隆 四五

幕臣。生年未詳。小十郎。摂津国能勢郡に采地一五〇〇百石余。寛永十年小出吉親とともに西国を巡見する。明暦三年正月二十三日歿。（「寛政重修諸家譜」卷第二百七十二）

野間成岑 一二八

医師。天正十八年生。玄琢。寿昌院。正保二年歿。五十六歳。（「寛
政重修諸家譜」卷第八百二十五）

八

野田市之介 二一〇・五七五

多久家中。『五番御掛硯誓詞書写一』四二（佐古二四）に「野田市
佐」とあり。

柏庵 三五六 三八七

野田順盛 五九六
多久家家臣。馬乗通。市佐。延宝八年六月十五日歿。（多久家資料
一〇〇六「多久諸家系図卷二」）

医者。生年未詳。慶長から寛永にかけての時期において、多久家文
書の二点以外に、年未詳正月十日付鍋島道虎等宛鍋島勝茂書状（佐
古／坊所二五七号）・慶長十六年五月四日付道虎宛勝茂書状（佐古
／坊所二九五号）・寛永元年二月二十九日付道虎宛柏庵書状（坊所
鍋島未刊七七号）での「柏庵」が確認できる。宝永年間前後の「鹿

島藩日記」に、鹿島藩江戸屋敷に出入りする医師「曾谷伯安老」の名前が見られる。また、三八七号文書では、鍋島直澄と同道して、佐賀から江戸に向かう医者としての「柏庵」の記述がある。幕府医官でもある曾谷家の代々（「寛政重修諸家譜」）が、鹿島鍋島家を中心として佐賀藩と関係が続いていたとすれば、曾谷宗祐（伯安、永禄十二年〜寛永七年）もしくは、曾谷慶伝（伯安、慶長三年〜承応元年）である可能性が考えられる。

巴行 五三六

未詳。多久茂矩の側近か。

長谷川藤広 五・二三

長崎奉行。永禄十年生。左兵衛。元和三年十月歿。

八右 二五八

有田茂成か。茂成は須古信周三男。龍造寺伝蔵。八右衛門。寛永二年七月七日歿。（佐近八一―四九四頁）

蜂須賀忠英 二二三

阿波徳島藩主。蜂須賀至鎮男。千松、阿波守。慶長十六年四月生。

元和六年家督、元和九年従四位下阿波守、松平の称号を許される。慶安五年四月四日歿。室は小笠原忠脩女。

八谷孫左衛門尉 二一三・二四一

鍋島家中。「寛永五年惣着到」五〇石。

八谷六右衛門尉 二四一

八谷孫左衛門尉男。

馬場利重 四六・一一五・一一六・一三七・一三九・一六九・一八三・

一九一・二一一・二三四・二三五・二三九・二九一・二九三・

三〇二・三二六・三四八・三七八・三八〇・三八四・三九一・

四四九

幕臣。三郎左衛門尉。寛永十三年より承応元年正月まで長崎奉行。

明暦三年九月歿。

はま 五一九

つるたてんえもの妻。↓つるたてんえもん

林勝正 二六六

幕臣。寛永十四年閏三月二十四日豊後府内目付任命。(徳川実紀
同日条)

林貞政 三五六

鍋島家中。理兵衛。利兵衛。寛永五年惣着到では二二〇石。三男は
石井茂清の養子となり、石井正之を名乗る(佐古二九／佐賀藩諸家
差出戦功書／一一二頁)。

隼人 六九六

未詳。鍋島教寛か。万治二年四月十一日付多久茂辰等連署起請文(佐
古二四／五番御掛硯誓詞書写二一八二号)に「鍋島隼人教寛」とあ
る。

葉山朝湖 二六六・三三八

龍造寺信親二男。家氏。葉山二介。絵師。手明鑓。寛永五年着到鍋
島生三組。寛永十四年四月四日生害を命じられる(朝鮮御陣御屏風
調へヨリ拔書他)鍋市〇三四／鍋島市佑家資料(佐賀県立図書館蔵)。
福井尚寿「佐賀藩初期の絵師」(『佐賀県立博物館・美術館報』九一
号、一九九一年)参照。

原弥太右衛門尉 四一八

鍋島家中。

はる長 五六九

未詳。

半兵衛 九七

倉町師純か。

ヒ

ひがし 五一五・六四四・六四六

豊臣秀吉室浅野氏(ねね、北政所、高台院)侍女。

樋口八郎左衛門 六五七

深堀鍋島家臣(佐近二―二／四三七頁)。

彦右衛門尉 一二二

未詳。

彦仁王 四九七

多久茂矩男。姉は長・次。寛文八年七月二十日歿。法名朝雲。(「同格系図」鍋一四一―一二)

久 五九三

未詳。

久富重明 一〇六

鍋島家中。三太夫。勝茂歿後の明暦二年四月七日に追腹。法名雲譽圓海(佐近一―二／八一―四頁)。

久納茂俊 二八六

鍋島家中。市右衛門。物成一五三〇石。慶長十五年六月十六日歿。(佐近八―一／三三三―三頁)

久松俊勝室水野氏(伝通院、於大の方) 二四六

水野忠政女。徳川家康生母。享禄元年生。松平広忠に嫁す。天文十二年家康の妹誕生後に離縁、後に久松俊勝に嫁す。慶長七年八月二日十八日伏見城中で歿。(『徳川諸家系譜』、『史料纂集』「舜旧記」)

秀半右衛門尉 五

鍋島家中。慶長十六年末に直茂の命により成敗される(小宮木代良「肥前杵島郡白石地域と鍋島勝茂」(同編『近世前期の公儀軍役負担と大名家』二〇一九年)。

秀島けんゑもん 五八六

鍋島家中。多久茂辰室鍋島氏(天性院)の乳兄弟。

秀嶋四郎左衛門尉 二八二

鍋島家中。「寛永五年惣着到」では六〇〇石。生歿年未詳。

日根野吉明 一一六

豊後府内藩主。天正十五年生。織部。明暦二年三月二十六日歿。

百武宣兼 一九二・二二六・三二〇

鍋島家中。善左衛門。寛永五年惣着到では、二四〇石。寛永十八年に伊平太組を預けらる。(佐近八―一／一三八頁)

平井七太夫 六九・八七

鍋島家中。駿府・京で活動。(佐古二四／坊所二一八三、佐古二四)

／三岳寺二一、佐古二九／石井家二六)

平尾伝左衛門尉 三九〇

鍋島家中。三九〇号に、供養につき「牢人差免」された者として出る。

平田助左衛門尉 一三六・二二四・三〇二・三三七・三七八

鍋島家中。諸岡彦右衛門手明鐘。寛永十九年頃侍となり、物成一石(佐近八―／三二六頁)。正保二年、志田良則とともに長崎に派遣され、福岡藩警備体制の調査に当たった(一三六・七一六号)。

平野貞宗 六三二

鎌倉時代の肥前国御家人於保氏の一族。生没年未詳。「肥陽諸系図」三(鍋二二―四〇)所収「於保之系」によれば於保氏から富田・成道寺・笠寺・尻河の庶家が分出しており、尻河家初代宗康の子が平野定秀(次郎)と記され、定秀子定宗に「三郎」の注記がある。あるいは六二四号の平野三郎入道と同一人か。

広田内記 二二二

多久家中。

フ

深江昌武 三九五・四六八・五三〇

鍋島家中。深江吉右衛門(佐近八―／四四二頁)

福地家俊 一三・二七六

鍋島家中。福地信重男。三左衛門尉。寛永十五年原城攻めで討死(佐近八―／四六四頁・六〇九頁)。

福地家定 一三・二七六

鍋島家中。福地信重男。六郎右衛門尉。正保二年六月二十七日歿。(佐近八―／六〇九頁)

福地貞長 一〇六・二二一・三四九・三九一・三九八

鍋島家中。吉左衛門尉(橘左衛門尉)。寛永の頃、物成一七五石(佐近八―／三五六頁)。寛文三年十二月二十一日歿。(栗原荒野野編著『校註葉隠』青潮社、一九七五年、復刻版、三〇五頁)。

福地権之助 二二〇

多久家中。(佐古二四)『五番御掛硯誓詞書一』(四二)

る。

福地神右衛門尉 二二二・五〇一

多久家中。

へ

福地弥左衛門 六五七

平右衛門 四二九

多久家中か。

未詳。陽泰院が鍋島元茂に佐賀郡与賀郷飯盛村の地を譲ることを認める旨の使いを務める。

藤崎七郎右衛門尉 一三二

平二郎 九六

鍋島家中。

田尻春種か。田尻春種は鍋島家中。元和年中に鍋島元茂付、知行六八〇石。(佐近八一—六三四頁)

藤崎神兵衛 六五七

多久家中か。

平兵へ 一九六

藤瀬半左衛門尉 三九〇

鍋島家中。勝茂の使いで多久茂富のもとにいき、茂富から託された青磁の鉢を勝茂に届ける。

鍋島家中。三九〇号に、供養につき「牢人差免」された者として出る。

木

藤原右京 三九〇

豊州 追四一

鍋島家中。三九〇号に、供養につき「牢人差免」された者として出

諫早茂真か。↓諫早茂真

法浄寺尚康 六三一

法浄寺氏は肥前国の御家人。永仁六年には法浄寺氏が於保氏から買得し伝領していた田地について於保氏と相論になり勝訴している（佐古二ノ高城寺文書一九号）。

細川忠興 九九・三八二

永禄六年生。越中守。慶長五年に豊前中津城主となり、同七年、同国小倉城に移る。元和六年、同忠利に封を譲り、剃髪して三斎宗立と号し、中津城へ隠居する。寛永九年、加藤忠広の改易後に、忠利とともに肥後に移り、同国八代城に居る。正保二年十二月二日歿。

（「寛政重修諸家譜」巻第百五）

細川忠利 二〇二・二一三・二一六・二二七・二四〇・二四三・二四八・

二八五・三三〇・三八九・四四五

熊本藩主。細川忠興・玉子（ガラシヤ）の子。越中守。寛永九年加藤忠広の改易後に、豊前小倉から熊本に移封。同十八年三月十七日歿。

細川綱利 五三〇

六丸。寛永二〇生。正保二年徳川家光に拝謁。承応二年二月越中守従四位下。正徳四年歿。

細川光尚 四九・一二一・一六七・四一三

細川忠利男。元和五年生。寛永十二年七月二十三日、元服し肥後守と称す。同十八年五月五日、遺領を継ぎ肥後熊本城主となる。慶安二年十二月二十六日歿。三十一歳。（「寛政重修諸家譜」巻第百五）

細権兵衛 六六

未詳。鍋島家中か。

堀田正盛 二九四・四二二

幕府年寄。慶長十三年生。三四郎。出羽守。加賀守。元和六年十二月徳川家光に拝謁し、側近として仕える。元和九年従五位下出羽守、のち加賀守。寛永十年三月六人衆の一員となり、同年五月松平信綱と同じく宿老並となった。寛永十一年七月従四位下。同十七年十二月侍従。慶安四年四月二十日家光に殉死。（「寛政重修諸家譜」巻第百四十四）

本作左衛門尉 一一一

未詳。

榎九兵衛室 五五六

こ少将長女。

本多正純 二四七・二五二

幕府年寄。本多正信男。永祿八年生。弥八郎。徳川家康・秀忠の側

榎貞清 四〇・四一・四二・一三七・二〇二・三三一

近。慶長六年五月従五位下上野介。寛永元年出羽国横手に配流。寛

鍋島家中。九兵衛尉。妻は少少将尼正誉の女(佐近八一―/三〇九

永十四年三月十日歿。(「寛政重修諸家譜」卷第六百九十三)

頁)。主に江戸詰で、寛永元年頃から幕閣や国許への勝茂の使者と

して名が見える(近一一―/一六一・三五九・七〇二頁等)。

本多正信 五二・六二・八一・八三・二四七・二五一・三四六

幕府年寄。天文七年生。天正十四年従五位下佐渡守。徳川家康・秀

榎忠良 三二〇

忠に側近として仕える。元和二年四月隠居、同年六月七日歿。(「寛

鍋島家中。医師。榎親良男。玄悦。親良は、曲直瀬道三の門人。嫡

政重修諸家譜」卷第六百九十三)

男忠良は切米三〇石を拝領するも、病身により、弟生庵へ家業を継

がしむ。(佐近八一―/五一九頁)

マ

牧長勝 二九七

前田利常 二二三・二七二

加賀藩二代藩主。文祿二年生。慶長十年五月松平姓を与えられ、従

生年未詳。助右衛門。徳川家康に仕える。元和八年十二月十三日

四位下侍従に叙任、筑前守を称す。慶長十九年九月少将。寛永三年

歿。(「寛政重修諸家譜」卷第五百九十二)

八月従三位中納言に叙任。寛永六年四月肥前守を称す。万治元年

牧野成純 二六六

歿。(「寛政重修諸家譜」卷第千百三十一)

幕臣。寛永十四年閏三月二十四日、豊後府内目付に任命される(「徳

川実紀」同日条)。

牧野信成 二五六・二九三・三三六・三五七

幕臣。天正六年生。九右衛門。豊前守。寛永三年十月留守居。のち

内匠頭。同十八年八月、徳川家綱の誕生により、その傳となる。慶

安三年四月十一日歿。（「寛政重修諸家譜」卷第二百六十七）

孫右衛門 追一七

未詳。多久家中か。

まさき 五四五

岡部与貞室鍋島氏（まん、真常院）に付けられた局。小城鍋島家か

ら派遣された。

又右 六〇七

未詳。又右衛門か。多久家中か。

又左衛門 四二九

未詳。陽泰院が鍋島元茂に佐賀郡与賀郷飯盛村の地を譲ることを認める旨の使いをつとめる。

又七 六九一

多久茂矩の小々姓。

又四郎 六九一

多久茂矩の小々姓。

まつ 四九二

未詳。

松井興長 四九・一六七

肥後熊本藩細川家重臣。天正十年生。式部少輔。佐渡守。寛文元年

歿。長岡佐渡。

松崎二郎右衛門 五七一・五七三

鍋島家中。鍋島勝茂室徳川氏（高源院）入興の時、朝倉久左衛門を

頼り召し抱えられた松崎六左衛門の子か。『葉隠聞書校補』は鍋島

直澄御附人と記す（佐近八―一／五二八頁）。『古老雑談聞書』所

収「元和五年御着到」朝倉久左衛門組に「松崎次郎右衛門」の記載あり（佐近八―三／七二七頁）。

松平定行 二三四・二三五・三三七

松平定勝男。天正十五年生。河内守。寛永三年八月十九日、隱岐守。同十二年七月より伊予松山城主。正保五年正月十八日、南蛮の船の長崎来航時には、長崎に赴き、指揮すべき旨を家光より命じられる。万治元年二月二十八日、致仕。寛文八年十月十九日歿。（「寛政重修諸家譜」卷第五十四）

松平忠明 一三四・一四〇・一九一・二二三・二九二・三七二

天正十一年生。同十六年徳川家康の養子となつて松平姓を名乗り、文禄元年に徳川秀忠の一字を与えられ松平忠明と名乗る。慶長五年従五位下下総守、寛永三年従四位下侍従。正保元年歿。

松平忠晴 二八四

慶長三年生。与吉郎。慶長十四年十二月二十二日伊賀守。元和元年小姓組番頭。寛永九年四月七日書院番頭。同年十一月十五日奏者番を兼ねる。同十二年十一月十日大番頭、奏者番を兼ねる。同十九年大番頭を赦され、駿河田中城主となる。正保元年掛川城主。慶安元年龜山城主。寛文七年閏二月九日致仕。寛文九年三月二十三日歿。

（「寛政重修諸家譜」卷第八）

松平忠房 二四二・五〇七・五六九・五七三・五七八・五八〇

松平忠利嫡男。元和五年三河吉田に生。五郎八。寛永九年八月家督。三河刈屋に移封。十二月晦日従五位下主殿守。寛永十年七月鍋島勝茂女長（永春院）と婚姻。慶安二年二月丹波福知山に移封。寛文九年六月肥前島原に移封。元禄十一年四月十八日致仕。大炊頭に改める。同十三年十月朔日歿。（「寛政重修諸家譜」卷第二十九、「付録・佐賀藩歴代藩主略系図」一）

松平忠房室鍋島氏 一五九・二四二・五〇七・五四七・五六九・五七一・

五七三・五七八・五八〇

鍋島勝茂女長。母は徳川氏（高源院）。元和九年二月二日生。寛永十年七月松平忠房に嫁す。貞享三年八月五日歿。法名は永春院殿昌寿賢貞大姉。（「付録・佐賀藩歴代藩主略系図」一）

松平忠昌 二一三

越前福井藩主。結城秀康男。慶長二年十二月十四日生。虎松、けい。元和元年正月十一日従五位下侍従、伊予守、同二十七日従四位下、寛永三年八月十九日正四位下参議、正保二年八月一日歿、四十九歳。

松平信綱 四一・四六・一五四・一九五・二〇二・二二六・二三三・二

三九・二四三・二四八・二九四・三二九・三四五・三八八・

四〇七

幕府老中（寛永十年～寛文二年）。慶長元年生。元和九年従五位下

伊豆守、寛永十一年従四位下、寛文二年三月十六日歿。

松永宗雲 六九〇

鍋島家中の医師。京都生まれ、松村柏庵の子。勝茂代に召し抱えられ、明暦頃には物成百五十石、光茂代に法橋。元禄元年歿。（佐近八一―/四二五頁）

松村長計 三九〇

鍋島山城家中。三九〇号に、供養につき「牢人差免」された者として出る。

松村副右衛門尉 三九〇

鍋島山城家中。三九〇号に、供養につき「牢人差免」された者として出る。

馬渡七大夫 四九・八一

鍋島家中。

馬渡弥七左衛門 八七・一四九

鍋島家中。馬渡茂清か（佐近一一―/一四〇頁）。

三

三浦員久 四二四

今川家中、のち武田家中。生歿年未詳。駿遠豆での活動が知られる。

三浦賢純 九九・四四一

鍋島家中。元和三年より鍋島元茂家臣。四郎右衛門尉。室は鍋島直茂女養寿院。（佐近一一―/四〇五頁、佐近二一一―/七七六頁、佐近八一―/四一八頁）

三浦賢純室鍋島氏 五〇・二四〇・四四四

久室。養寿院。鍋島直茂女。勝茂姉。

三浦土左衛門尉 四一九

高力家重臣。

三浦直次室鍋島氏 五二二・五四〇・五四六・五五〇・五五一・五五二・

五七四・五七六・五八二

鍋島直能女。光茂養女。母は多久茂辰女つる(南祥院、勝茂養女)。

せんつる。喜良。明暦三年九月八日生。延宝六年正月二十九日三浦

直次と婚姻す。同八年十月九日歿。(「公儀被差出候三家系図」鍋

一一一―一二)

水町舎人 三〇九・三九六

小城家家老。

満野三右衛門尉 二三〇・二四四・三八三・四六八

鍋島家中。備横目。「寛永五年惣着到」では六六六石。

宮崎政安 五八六

鍋島家中。利兵衛。勝茂室徳川氏入興に際して佐賀移住。寛永十二

年新知二五〇石。正保四年閏正月歿。

三浦李之助 四四四

未詳。鍋島家中か。

三上新介(助) 一一九・三八三

龍造寺家俊の二男新助広雅か(佐近八―/三九二頁)。「寛永五

年惣着到」では知行二〇〇石。(『佐賀藩着到帳集成』九頁)

宮地五左衛門 五八六

小城家中。

宮部六右衛門尉 三七三

鍋島家中。

三上甚兵衛尉 二三〇

鍋島家中。普請奉行。

明億房 六二六

未詳。

三四郎 四四一

三浦賢純か。↓三浦賢純

妙法院 二六六七

未詳。

一／五五九頁

ム

向相右衛門尉 四一八

鍋島家中。未詳。他に佐古一一「坊所鍋島家文書」三九六号に見える。

村川貞政 五七四・五八二

鍋島家中。中野清明四男。伝右衛門。村川重次の養子となる。鍋島元茂家老。文禄四年生。延宝二年二月歿。(佐近八一／一八三頁・五九三頁)

村田安良 五二・三四六

鍋島家重臣。龍造寺政家二男。天正十五年生。八助。政家の隠居領久保田(佐賀郡)を継承し、村田を称す。寛永九年八月十日、江戸において歿。(「付録・佐賀藩御親類系図」(三))

牟田助左衛門尉 二六六

鍋島家中。天草・島原一揆(島原の乱)の行賞で白銀十五枚受領(佐近一一二／一五六頁)。明暦二年八月には銀藏役(佐近八一／三／三六一頁)。

村山戸兵衛尉 二三〇・三九五

鍋島家中。「寛永五年惣着到」では四五石。普請奉行。

牟田六郎兵衛 四六〇

鍋島家中。

モ

村上茂親 二八二

鍋島家中。龍造寺家俊三男。初名龍造寺有親。のち村上源太夫。天正元年生。寛永末頃一〇三石。寛文四年十月十五日歿。(佐近八一)

毛利輝元 六四九

安土桃山時代の大名。父は毛利隆元。幸鶴丸。少輔太郎。右衛門督。右馬頭。侍従四位下。入道号宗瑞幻菴。天文二十二年生。天正十

九年安芸、周防、長門、石見、備中、備後、出雲、隱岐、伯耆九国
百十二万石を領すべき朱印を与えられる。文禄四年從三位中納言。
慶長三年太閤他界後五大老として秀頼を補佐。慶長四年剃髮。寛永
二年四月二十七日歿。（「寛政重修諸家譜」卷第六百十六）

毛利秀就 二二三

長門萩藩主。毛利輝元男。文禄四年生。松寿丸、藤七郎、長門守、
右少将。慶長四年十月十一日從五位下侍從、同十二月八日從四位
下、慶長十三年九月十三日松平長門守、慶安四年正月五日歿。室は
結城秀康女。

持永茂成 七四・八七・二六九・二八九

鍋島家中。小城家家臣。助左衛門。

森長継 二二三

備中津山藩主。森忠政養子、実は関成二男。兵助、内記。慶長十五
年生。元禄十一年七月十一日歿。

森河与兵衛 二三〇・三三四・三三五

鍋島家中。備横目。

森口屋庄左衛門尉 二二一・二九一・三四八・三六三

長崎の佐賀藩用達町人。（藤野保『佐賀藩の総合研究』四〇九頁）

諸岡茂之 三〇・三六・三七・三八・三九・四〇・四二・一〇三・一〇

六・一〇八・一一八・一一九・一二一・一三〇・一三一・一

三六・一三八・一三九・一四〇・一五三・一五八・一六三・

一六六・一七一・一七三・一七九・一八六・一九一・一九二・

一九八・二〇六・二〇七・二一一・二一三・二一五・二一八・

二一九・二二〇・二二三・二二七・二三四・二三五・二三六・

二三七・二三八・二四〇・二四一・二四四・二四八・二四九・

二五六・二五九・二六〇・二六四・二七一・二七三・二八二・

二八四・二九一・三〇二・三〇七・三一・三二〇・三二四・

三二六・三三三・三三五・三三九・三四四・三四五・三四八・

三四九・三五二・三五三・三五五・三五八・三五九・三六六・

三七〇・三七八・三八一・三八二・三八三・三九五・三九六・

四〇二・四〇三・四〇五・四〇七・四〇八・四〇九・四一三・

四一四・四一六・四二〇・四二二・四四四・四四七・四四八・

四五一・四五三・四五七

鍋島家中。諸岡兵庫助二男。彦右衛門尉。初め四六石八斗。元和九

年二六石四斗、寛永五年七七石、同十二年三五〇加増、合五〇〇石
余、大与頭。雑務方の責任者。寛永十二年から御蔵方頭人役として
多久茂辰とともに国許にて藩政全般を任されるが、正保三年十月
更迭。同四年正月牢人、鹿島へ預け置きとなる。(佐近八一―二
六五頁、佐古一〇／多久家書物御什物方指出五号)

諸岡正兵衛 二二二

未詳。

諸岡惣左衛門尉 二五七

未詳。

ヤ

弥右衛門 追二四

未詳。多久家中か。

八戸左馬允 三〇二

鍋島家中。「石田私史」慶安三年閏十月十四日条に「八戸左馬允
使于江戸」とある。

弥七左 二五八

石井弥七左衛門正之か。

矢島玄智 一一八・一二〇・二三三・三六六

医師。勝茂代京都より召し抱えられる。父は矢島大蔵。母は京都医
師真瀬玄与の女(佐近八一―四〇〇・五三二頁)。

弥兵衛 六五九

未詳。関弥兵衛か。

山崎勘解由 一九二・三二〇・四〇八・四二一・四二二

鍋島家中。「寛永五年惣着到」では一〇〇〇石。

山崎正信 四六・一三七・二三八・一三九・二三四・二三五・二三九・

二五六・二六八・二九三・二九四・三〇二・三二六・三三七・

三七八・三八〇・四四九・四六四

幕臣。権八郎。寛永十九年十月より長崎奉行。慶安三年十月、長崎
にて歿。

山崎政良 四九〇・五八九・六八六

鍋島家中。山崎重政二男。三郎兵衛、勘左衛門、勘解由、藏人。天和二年合わせて六〇〇石。大組頭。元禄四年八月歿。(佐近八一—
／二五六頁)

山階弥右衛門 五三五

觀世流の能樂師。寛文四年、茂矩と佐賀から京都まで同道した模様。

山城忠久 二九七

慶長十二・三年の駿府城普請の奉行の一人(小和田哲男『家康と駿府城』五八頁、二九七号)。

山田有栄 三四三

島津家重臣。山田有信男。民部。天正六年七月三日生。寛永十三年三月、島津家久(忠恒)の家老となる。寛文八年九月二日歿、九十一歳。(『鹿兒島県史料集』一三「本藩人物誌」)

山本重澄 一〇三・二六四・三〇二・四〇二

鍋島家中。中野清明三男。山本宗春の養子となる。千松。久太郎。

権之允。伝左エ門。甚右衛門。神右衛門。天正十八年生。元和八年

楠久・伊万里・有田牧奉行。寛永十七年皿屋代官。正保四年有田皿山代官。寛文九年十月一三日歿。(佐近八一—
／一八九頁・「佐賀県人名辞典」)

山本重成 二九七

生年未詳。新五左衛門。徳川家康に仕える。元和二年十二月二十六日歿。(「寛政重修諸家譜」卷第三百二十五)

山本清五左衛門尉 一三五・四四四

鍋島家中。鷹を育成し管理する担当者のひとり。

ユ

有清 一七〇・四〇六

英彦山座主。

ゆき 五〇九

鍋島勝茂室徳川氏(高源院)侍女。

ゆきゑ(靱負) 五九三

未詳。

三

葉理(利) 左衛門(尉) 二四四・三四〇・三八二・四六八

鍋島家中。「勘定方違却」に関する罪により、「浪人」となる(岩波文庫本『葉隠』下、四二〜四三頁)。「葉隠聞書校補」には「寛永之始、物成三百六拾五石、同末頃壱石五斗高上ケ、(中略)正保二年二月九日本文之仕合ニ付牢人、鍋島若狭守江御預、断絶」(佐近八一〜六〇一頁)とある。ただし、「石田私史」によれば、「牢人」となったのは正保四年二月九日(佐近八一三〜二五四頁)である。

よさへもん 五六七

未詳。六一〇号に多久家中の人物として南里与左衛門が登場する。

与左衛門 四八〇

未詳。

吉井佐五右衛門尉 二三五

長崎奉行山崎正信の家中。

吉岡三左衛門尉 六一〇

多久家中。吉岡家は元龜元年多久長信多久入城以前からの家臣で、茂辰代はじめまで家老職にあつた(九州史料落穂集第五卷『水江臣記』解題一六一・一六二頁)。また、文禄・慶長の役に「吉岡平左衛門・三左衛門父子」出陣の記事あり(同一九頁)。

吉岡式部左衛門尉 二二二

多久家中。

吉島五郎左衛門 三・五八・三四三・三六〇・四六八

鍋島家中。物成一〇〇石(佐近八一〜六三〇頁)。勝茂より白石作事を命ぜられる(佐古一一/坊所三六五号)。

吉田浄元 三八二

幕府医師。浄珍嫡男。宮内卿。盛方院。元和七年十二月家督。寛永元年法眼、のち法印。寛文九年三月十七日歿。(「寛政重修諸家譜」卷第二百九十九)

与州 一八〇

未詳。木下覚順か。

米津親勝 八一・八三

幕臣。清右衛門。慶長五年、堺政所となる。慶長十八年、配流。（『朝

日日本歴史人物事典』）

与兵へ 五二一

未詳。

リ

利左衛門 追二七

多久家中。

龍清太郎 一二

未詳。

龍造寺鑑兼 六五〇・六五一

龍造寺家門二男。家兼孫。孫九郎。左衛門佐。元龜元年十一月歿。法号心応宗観。（『龍造寺・鍋島系図』鍋一一一―一二）

龍造寺家兼 六五〇・六五一

龍造寺康家四男。山城守。左衛門佐。兵庫頭。剛忠入道。享徳三年

生。康家公御隠居領水ヶ江龍造寺相続。天文七年隠居。天文十五年

三月十日歿。（『龍造寺・鍋島系図』鍋一一一―一二）

龍造寺家晴 五五

龍造寺鑑兼嫡男。諫早家の祖。孫九郎。七郎左衛門。信重。上総介。

道安と号す。弘治元年生。慶長十八年十月晦日歿。（『同格系図』

鍋一四一―一二）

龍造寺左衛門尉 五五

未詳。後の鍋島茂綱か。『葉隠聞書校補』（佐近八一―一五二頁）

には「左衛門大夫」の表記あり。

龍造寺主膳 二五六・四六四

龍造寺政家五男。松尾山出家。久玄（『勝茂公譜考補』、なお「龍

造寺御血筋聞書」（鍋一一二―二三、永松亨『肥前佐賀藩太僕郷資

料集』七一頁)には「教源」とある)。還俗して龍造寺伯庵の訴訟に加担するもお構いなし。甥の村田氏久(伊平太)には鍋島勝茂から主膳との「不通」を命じられていたところ、正保二年に江戸の伊平太屋敷へ主膳が入り込み、伊平太への扶持米千俵を拝領すべく幕府へ訴訟を起こした。しかし、翌年に大和郡山藩(本多家)へお預けとなった。

龍造寺隆信 六〇四・六〇五・六四八

龍造寺周家男。山城守。長法師。胤信。隆胤。太郎四郎。民部太輔。享祿二年生。宝輪院出家。中将。円月。天文十四年還俗。天文十七年龍造寺宗家を相続。天正八年隱居。天正十二年三月二十四日島原にて戦死。(「龍造寺・鍋島系図」鍋一二―一二、鈴木(宮島)敦子「龍造寺隆信の龍造寺家督継承問題」(『佐賀大学経済論集』四五―六、二〇一三年))

龍造寺高房 二七・七五・一四九・五一五・六四四・六四六

龍造寺政家嫡男。長法師丸。藤八郎。天正十四年生。慶長九年閏八月十三日従五位下駿河守。「寛政重修諸家譜」巻第八百二十三、「龍造寺・鍋島系図」(鍋一一―一二)、「勝茂公御年譜」では高房の叙任を慶長八年とするが、(慶長九年)閏八月十四日付「鍋島直

茂書状」(坊所三七号)に「昨日十三、藤八殿位之儀、諸大夫二被仰出」とあることから、慶長九年である(大平直子「龍造寺高房の叙任と江戸詰めについて」『佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要』第九号、二〇一五年)。慶長十二年九月六日歿。

龍造寺胤栄 六五〇・六五一

龍造寺胤久男。新次郎胤光。宮内大輔。従五位下豊前守。天文十六年三月肥前国守護代。天文十七年三月二十二日歿。法名賢譽道德。(「鍋島始龍造寺略系図」鍋一二―一〇)

龍造寺政家 五二・六四九

龍造寺隆信嫡男。太郎四郎。鎮賢。久家。民部大輔。天正十六年侍従、肥前守。同十七年隱居。慶長十二年十月二日歿。(佐近八一―一〇頁)

林庵 五〇四・追一六

医者か。生年未詳。寛文四年七月十九日付茂矩宛茂辰書状(多久家所蔵文書全八七号)では、「徳龍機嫌之儀、林庵より委申上候様ニ申付」とある。歿年未詳。

口

六弥太 二四一・三五三

未詳。在所は筑後国三潁。

ワ

渡辺勝 二六九

幕臣。永禄五年生。慶長十年筑後守。千姫附。寛永三年六月七日歿。

(「寛政重修諸家譜」卷第四百八十三)

ゑ

ゑんしやう院 五六六

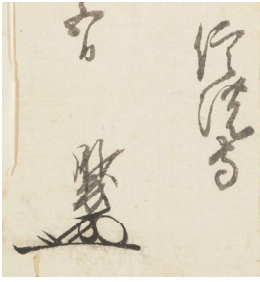
未詳。圓正院(「寺社差出」當山派山伏由緒下／九九頁)住持か。

判読不能

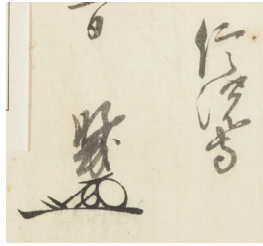
口一七〇一

未詳。

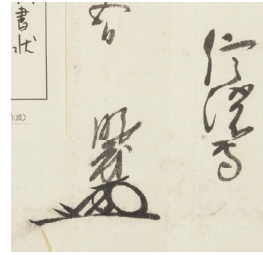
35号 1644
正保元年 1月 25日



157号 1644
正保元年カ 2月 22日



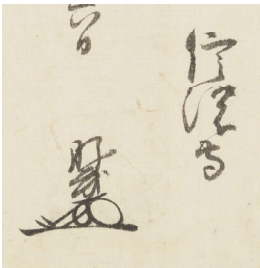
127号 1645
正保2年 6月 25日



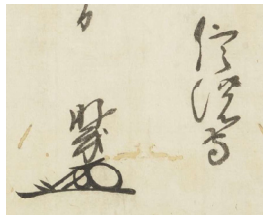
464号 1645
正保2年 12月 5日



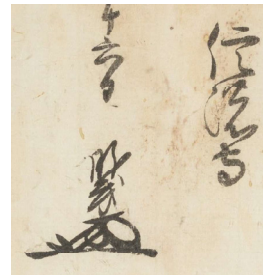
34号 1646
正保3年 1月 16日



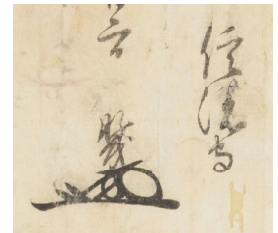
329号 1646
正保3年 3月 14日



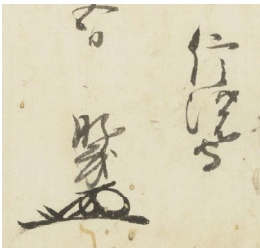
256号 1646
正保3年 4月 16日



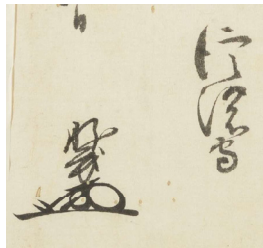
139号 1646
正保3年 4月 22日



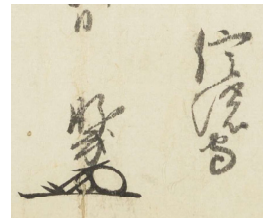
422号 1646
正保3年 5月 5日



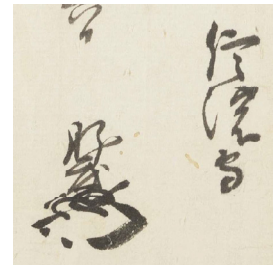
380号 1646
正保3年 10月 5日



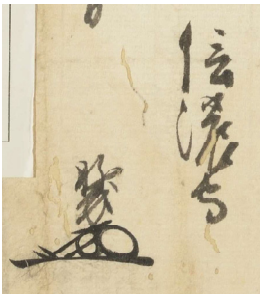
384号 1646
正保3年 10月 15日



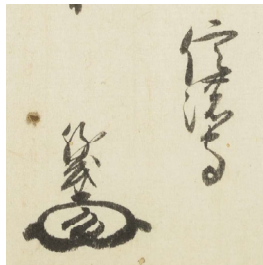
110号 1646
正保3年 10月 26日



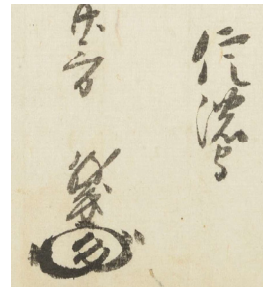
391号 1646
正保3年 11月 8日



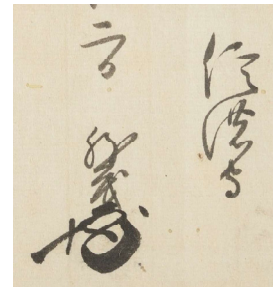
301号 1652
承応元年 9月 20日



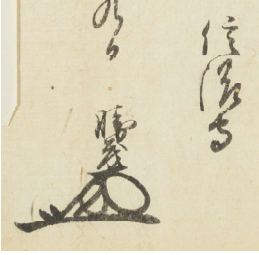
376号 1652
承応元年カ 9月 23日



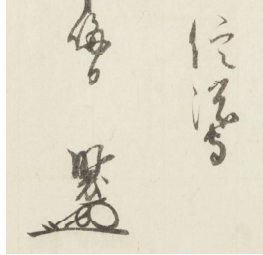
110号 1655
明暦元年 5月 2日



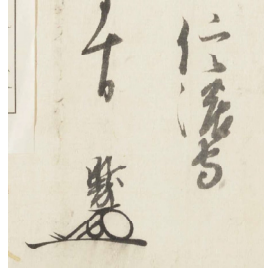
416号 1640
寛永17年カ 1月 19日



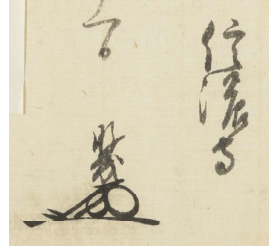
175号 1640
寛永17年 1月 晦日



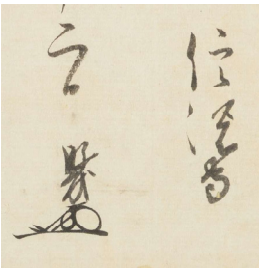
193号 1640
寛永17年カ 4月 10日



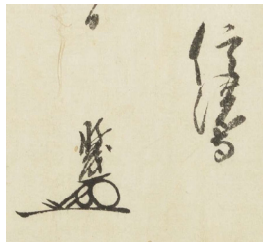
412号 1640
寛永17年 6月 11日



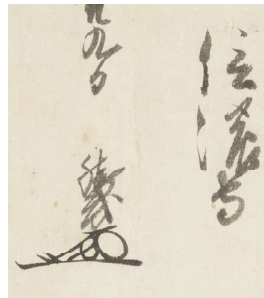
41号 1641
寛永18年 2月 2日



335号 1641
寛永18年 3月 28日



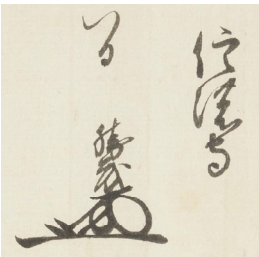
114号 1641
寛永18年 11月 29日



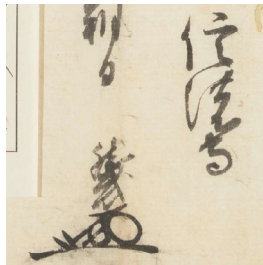
42号 1642
寛永19年カ 2月 4日



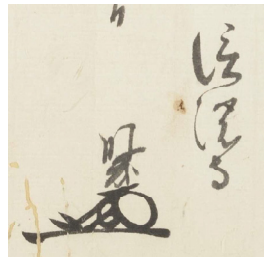
237号 1642
寛永19年 3月 28日



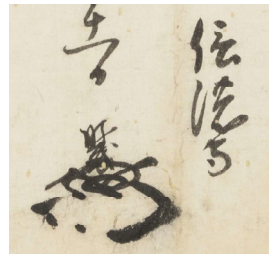
146号 1642
寛永19年 4月 1日



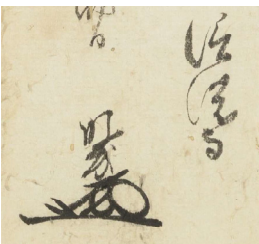
191号 1642
寛永19年 4月 4日



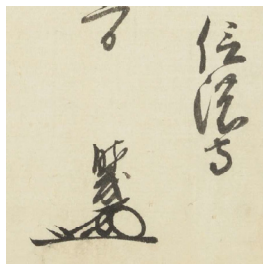
142号 1642
寛永19年 閏9月 11日



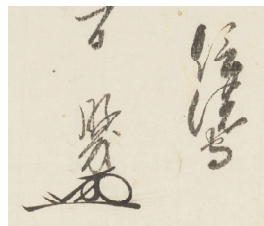
331号 1643
寛永20年 3月 24日



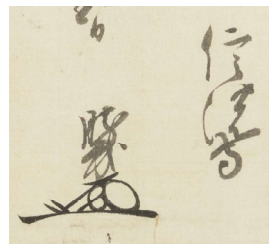
336号 1643
寛永20年 4月 2日



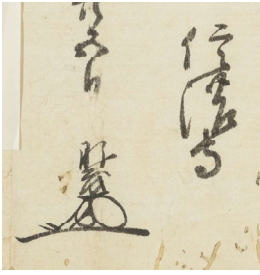
137号 1643
寛永20年 6月 2日



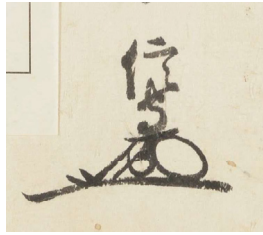
404号 1643
寛永20年 12月 15日



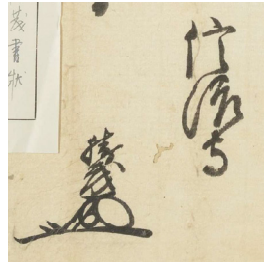
341号 1639
寛永16年 4月 25日



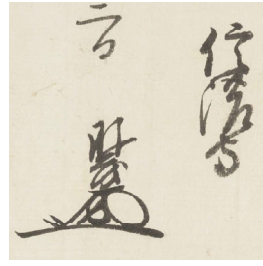
251号 1639
寛永16年 5月 15日



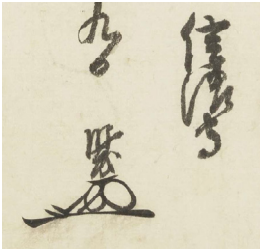
353号 1639
寛永16年 6月 9日



248号 1639
寛永16年 6月 12日



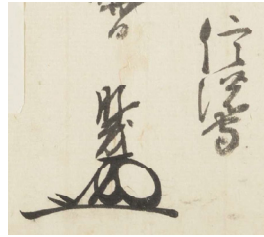
354号 1639
寛永16年カ 6月 19日



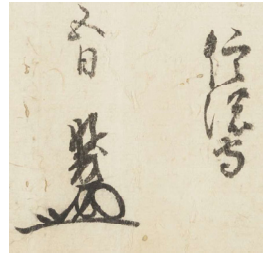
355号 1639
寛永16年カ 6月 19日



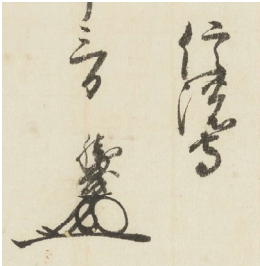
250号 1639
寛永16年 6月 晦日



255号 1639
寛永16年 7月 5日



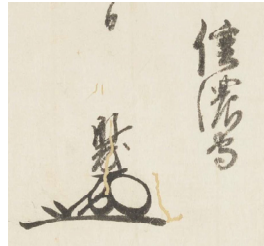
466号 1639
寛永16年 7月 13日



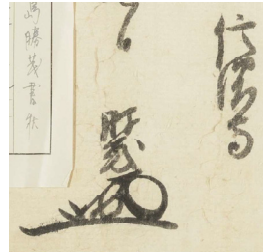
359号 1639
寛永16年 7月 27日



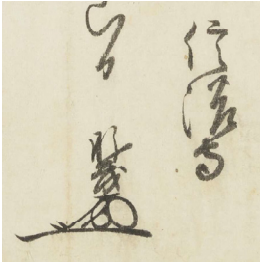
243号 1639
寛永16年 8月 9日



373号 1639
寛永16年 9月 17日



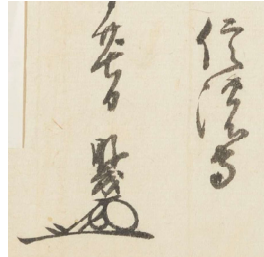
385号 1639
寛永16年カ 10月 18日



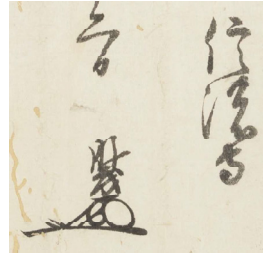
389号 1639
寛永16年 11月 2日



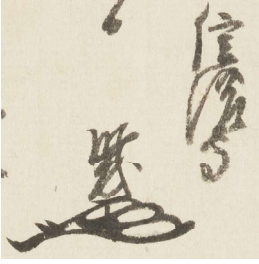
236号 1639
寛永16年 閏11月27日



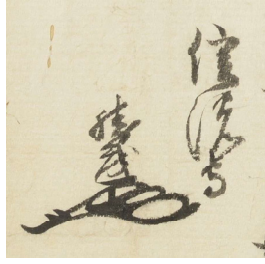
162号 1639
寛永16年 12月 2日



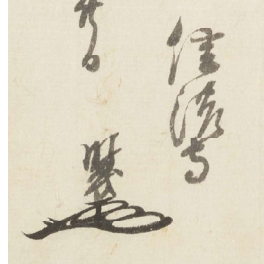
207号 1638
寛永15年カ 12月 5日



411号 1638
寛永15年 12月 5日



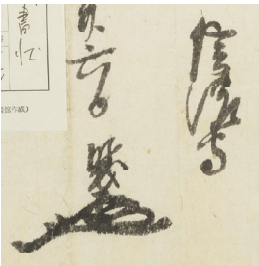
134号 1638
寛永15年 12月 20日



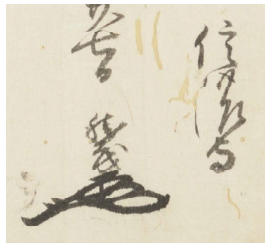
166号 1638
寛永15年 12月 20日



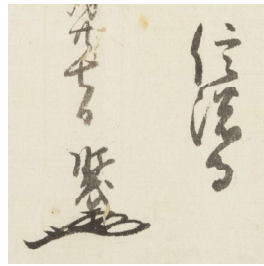
305号 1638
寛永15年カ 12月 26日



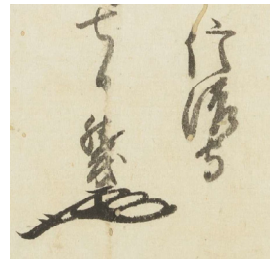
153号 1638
寛永15年 12月 27日



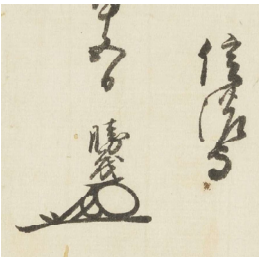
170号 1638
寛永15年 12月 27日



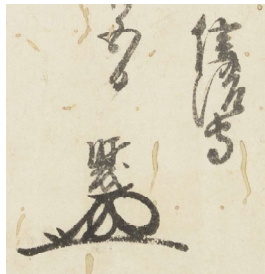
406号 1638
寛永15年 12月 27日



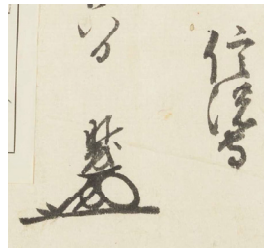
447号 1639
寛永16年 1月 15日



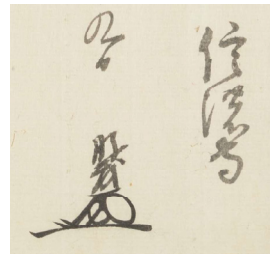
36号 1639
寛永16年 1月 25日



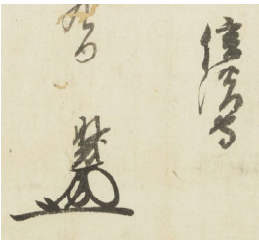
38号 1639
寛永16年 1月 28日



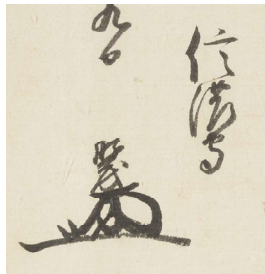
151号 1639
寛永16年 2月 9日



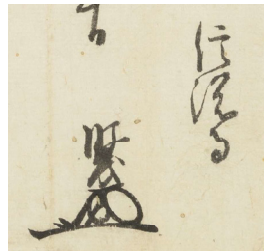
410号 1639
寛永16年 2月 9日



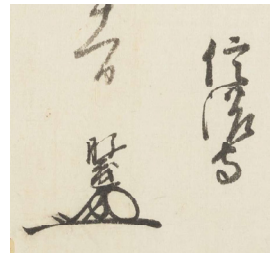
115号 1639
寛永16年 2月 19日



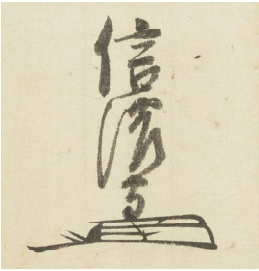
327号 1639
寛永16年 3月 10日



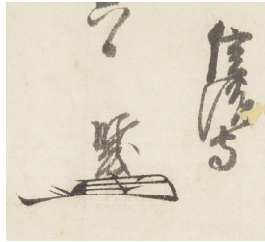
125号 1639
寛永16年 4月 11日



323号 1637
寛永14年 2月 1日



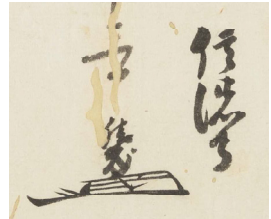
117号 1637
寛永14年 閏3月 6日



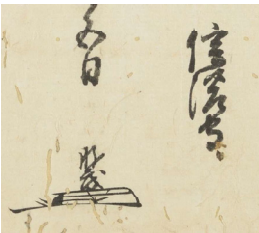
330号 1637
寛永14年 閏3月 21日



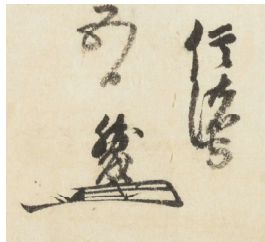
9号 1637
寛永14年 4月 13日



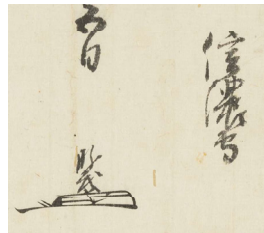
342号 1637
寛永14年カ 4月 25日



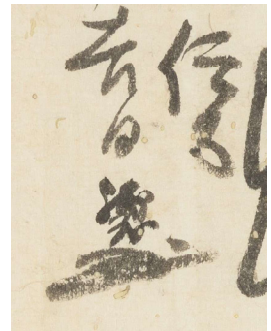
26号 1637
寛永14年 7月 5日



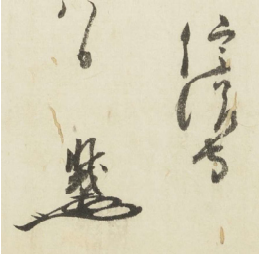
465号 1637
寛永14年カ 8月 5日



16号 1637
寛永14年 11月 吉日



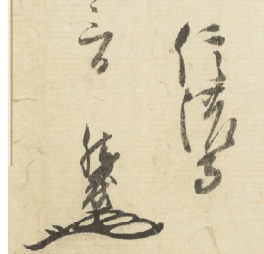
352号 1638
寛永15年 6月 8日



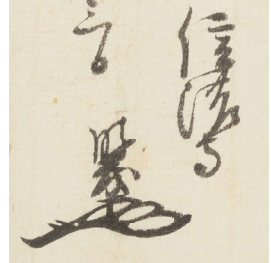
451号 1638
寛永15年 6月 8日



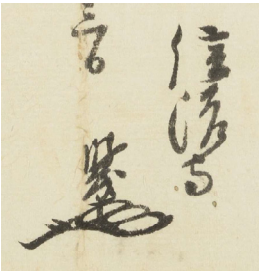
358号 1638
寛永15年 7月 23日



208号 1638
寛永15年 10月 13日



383号 1638
寛永15年 10月 13日



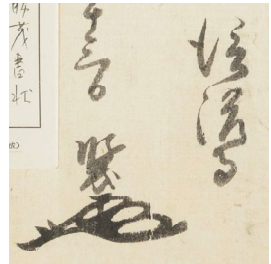
153号 1638
寛永15年 10月 27日



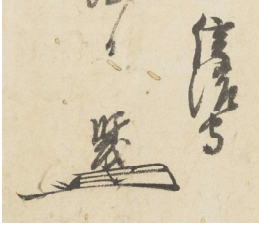
392号 1638
寛永15年 11月 9日



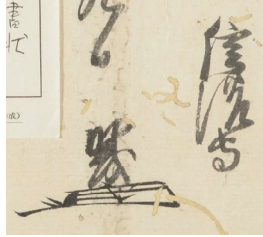
220号 1638
寛永15年 11月 13日



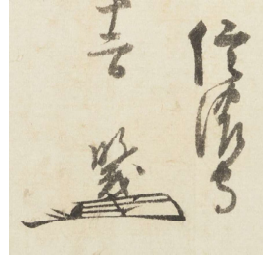
44号 1636
寛永13年 2月 9日



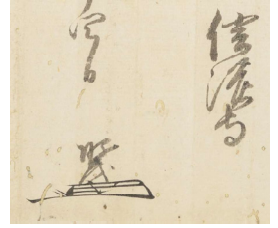
201号 1636
寛永13年 2月 9日



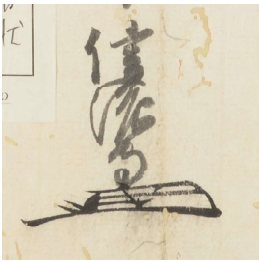
213号 1636
寛永13年 2月 12日



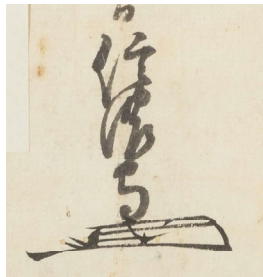
48号 1636
寛永13年 2月 14日



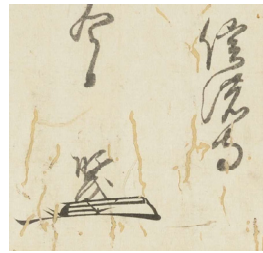
186号 1636
寛永13年カ 2月 14日



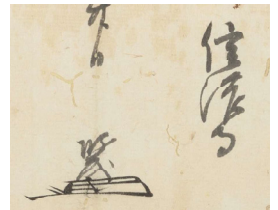
212号 1636
寛永13年 2月 14日



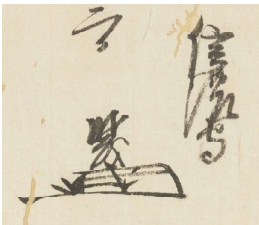
304号 1636
寛永13年 2月 14日



107号 1636
寛永13年 2月 20日



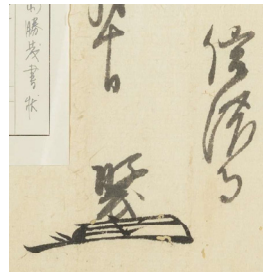
228号 1636
寛永13年 2月 22日



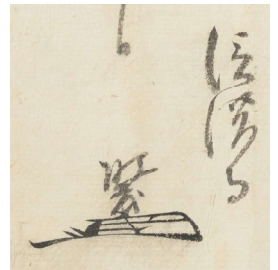
225号 1636
寛永13年 4月 16日



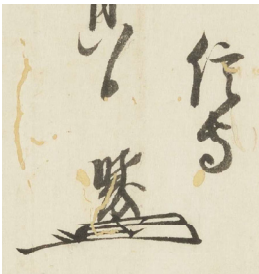
421号 1636
寛永13年 5月 10日



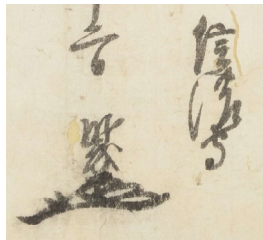
124号 1636
寛永13年 6月 10日



453号 1636
寛永13年カ 9月 8日



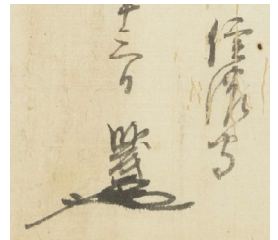
145号 1636
寛永13年 11月 12日



414号 1636
寛永13年 12月 10日



403号 1636
寛永13年カ 12月 13日



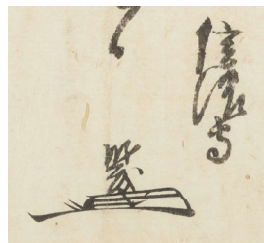
462号 1629
寛永6年カ 5月 10日



364号 1631
寛永8年 8月 9日



45号 1633
寛永10年 2月 9日



417号 1633
寛永10年 2月 9日



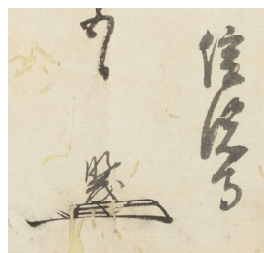
229号 1633
寛永10年カ 4月 19日



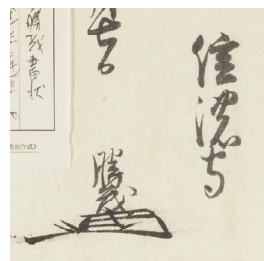
159号 1633
寛永10年 8月 1日



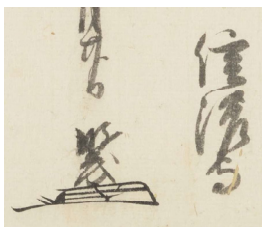
104号 1633
寛永10年カ 11月 15日



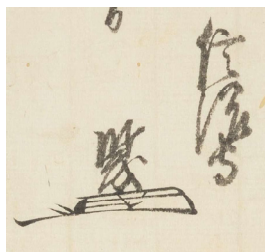
215号 1633
寛永12年 8月 7日



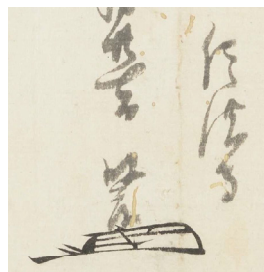
144号 1635
寛永12年 9月 20日



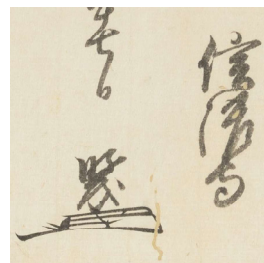
242号 1635
寛永12年カ 9月 20日



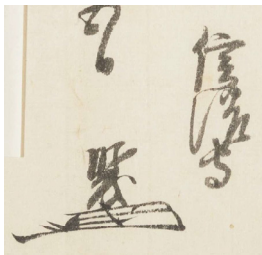
123号 1635
寛永12年 9月 27日



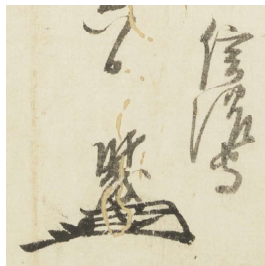
223号 1635
寛永12年 10月 17日



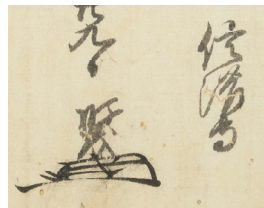
203号 1635
寛永12年カ 12月 5日



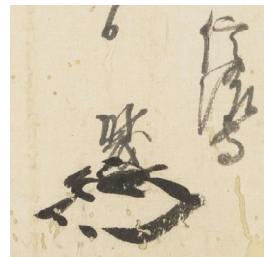
401号 1635
寛永12年 12月 6日



408号 1635
寛永12年カ 12月 29日



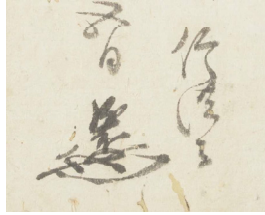
40号 1636
寛永13年 2月 2日



93号 1609
慶長14年カ 11月 27日



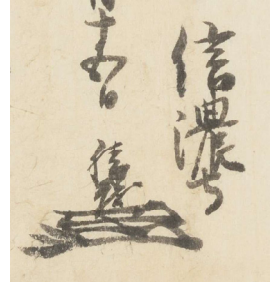
14号 1612
慶長17年カ 閏10月 5日



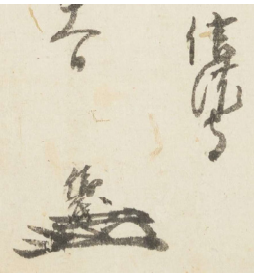
67号 1612
慶長17年 閏10月 8日



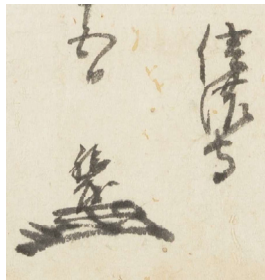
252号 1614
慶長19年 12月 15日



224号 1615
元和元年 1月 11日



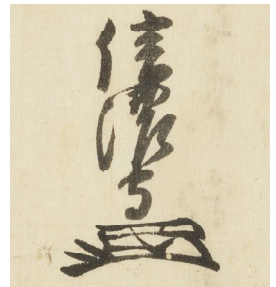
253号 1615
元和元年 1月 15日



263号 1616
元和2年 6月 13日



322号 1616
元和2年 6月 13日



274号 1616
元和2年 8月 10日



455号 1619
元和5年 5月 19日



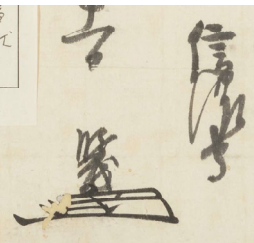
269号 1620
元和6年 7月 20日



172号 1624
寛永元年 7月 18日



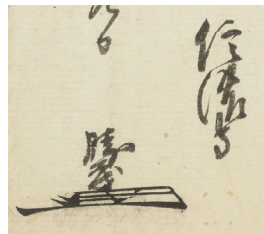
189号 1625
寛永2年 4月 11日



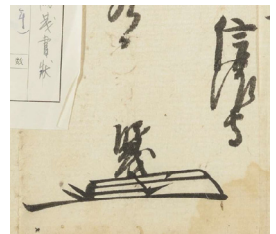
369号 1625
寛永2年 8月 21日



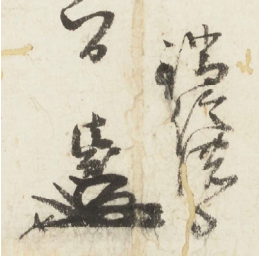
368号 1627
寛永4年 8月 19日



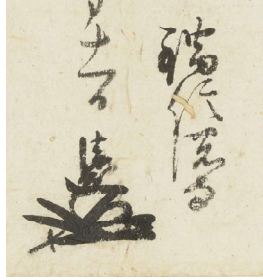
374号 1627
寛永4年 9月 19日



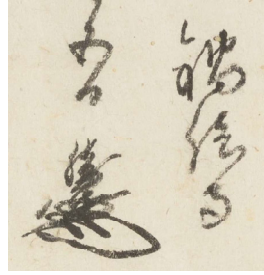
180号 1596
慶長元年 6月 18日



289号 1596
慶長元年 閏7月 11日



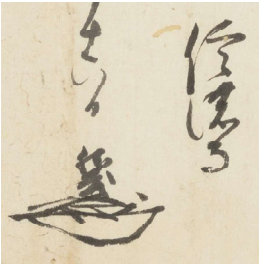
178号 1599
慶長4年カ 6月 5日



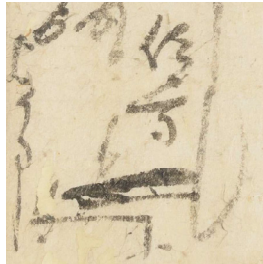
194号 1600
慶長5年 3月 17日



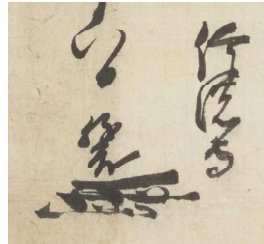
246号 1602
慶長7年 8月 16日



15号 1604
慶長9年カ 3月 5日



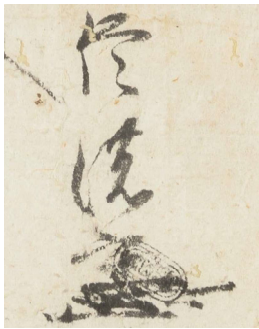
149号 1604
慶長9年 7月 8日



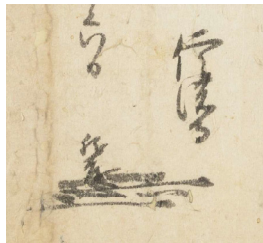
27号 1604
慶長9年 閏8月 25日



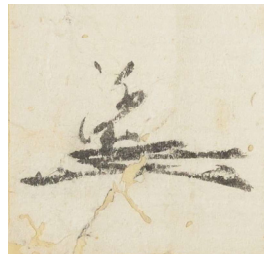
92号 1605
慶長10年 1月 2日



12号 1605
慶長10年 2月 16日



95号 1607
慶長12年カ 12日



257号 1608
慶長13年 1月 2日



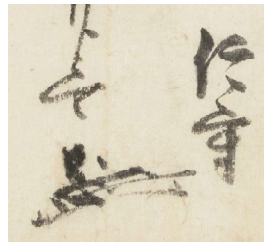
247号 1608
慶長13年 7月 12日



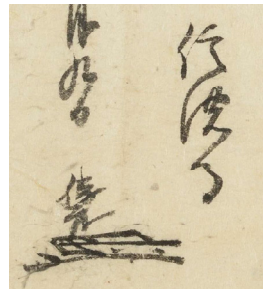
346号 1609
慶長14年 5月 7日



25号 1609
慶長14年 7月 23日



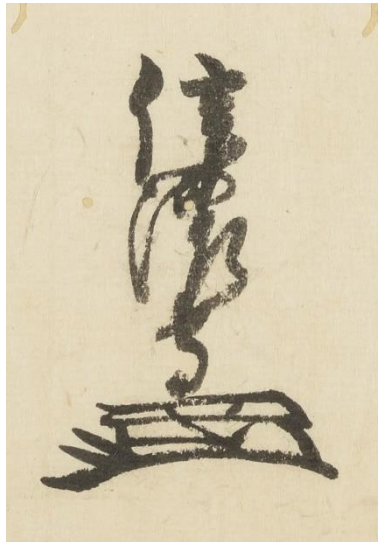
423号 1609
慶長14年 10月 9日



鍋島勝茂花押一覧

例言

- ・この鍋島勝茂花押一覧は、史料編に収録した鍋島勝茂発給文書のうち、発給年次が確定あるいは推定できた文書の花押部分の画像を編年して掲載したものである。
- ・画像の上部には、文書番号、西暦、和暦の年月日を記載した。文書番号等は、本文では漢数字を用いているが、ここではアラビア数字で表記した。
- ・和暦年は、確定あるいは推定できた年次を記した。原本は多くが無年号であり、一部付年号等があるが、原本記載の有無を（ ）等で区別することは行わなかった。



通番	年	月日	史料名	形態	解説
追43		9月17日	多久安胤書状	豎紙	石津
追44		8月17日	某書状	豎紙	石津
追45		8月12日	某書状	豎紙	石津

追加分

通番	年	月日	史料名	形態	解説
追1		—	某詠草	豎紙	小宮
追2	(寛文4カ)	12月1日	多久茂矩消息	豎紙	小宮
追3		4月14日	鍋島勝茂書状案	折紙	小宮
追4	(承応元カ)	10月7日	鍋島光茂書状	豎紙	小宮
追5	(承応元)	4月14日	てい雪消息	折紙	小宮
追6		11月20日	多久安輝書状	折紙	小宮
追7		3月29日	多久安輝書状	豎紙	小宮
追8	(寛文5 or 寛文6)	10月4日	多久安輝書状	豎紙	小宮
追9		11月16日	多久安輝書状	折紙	小宮
追10		10月17日	多久安胤書状	豎紙	小宮
追11		5月21日	多久安胤書状	豎紙	小宮
追12		8月26日	多久安胤書状	豎紙	小宮
追13	(延宝元カ)	12月24日	多久安輝書状	豎紙	小宮
追14		8月26日	北島周虎書状	豎紙	小宮
追15	(寛文5 or 寛文6)	7月27日	多久安英書状	豎紙	小宮
追16		5月4日	多久安英書状	豎紙	及川
追17		12月27日	多久安英書状	豎紙	及川
追18		12月9日	多久安英書状	豎紙	及川
追19		12月4日	多久安英書状	豎紙	及川
追20	(承応3カ)	6月6日	多久安英書状	豎紙	及川
追21		10月17日	多久安英覚書	切紙	及川
追22		12月25日	多久安英書状	豎紙	及川
追23		8月17日	多久安英書状	豎紙	及川
追24	(万治3カ)	12月7日	多久安英書状	豎紙	及川
追25	(寛文4カ)	12月14日	多久安英書状	豎紙	及川
追26		5月13日	多久安英書状	豎紙	及川
追27		5月14日	多久安英書状	豎紙	及川
追28		—	某詠草	豎紙	及川
追29		—	某書状	折紙	及川
追30	(寛文8)	10月16日	某覚書	折紙	及川
追31		6月12日	某覚書	折紙	石津
追32	(寛文8カ)	1月22日	某覚書	折紙	石津
追33		2月13日	鍋島茂村書状	豎紙	石津
追34	(寛文4)	10月11日	岡部与貞室鍋島氏(真常院)消息	折紙	石津
追35		3月5日	実相院(カ)消息	折紙	石津
追36		—	某詠草	豎紙	石津
追37		11月11日	多久安英書状(491より接続)	折紙	石津
追38		10月8日	多久安英書状	豎紙	石津
追39		4月29日	多久安胤書状	豎紙	石津
追40		3月30日	某書状	豎紙	石津
追41		3月17日	多久安胤書状	豎紙	石津
追42		8月3日	多久安胤書状	豎紙	石津

通番	年	月日	史料名	形態	解説
656	(寛文2)	11月9日	多久茂辰覚書	切紙	小宮
657	(寛文3カ)	3月11日	多久茂辰覚書	切紙	小宮
658		11月11日	多久茂辰覚書	切紙	小宮
659		—	多久茂辰覚書	切紙	小宮
660		11月4日	多久茂辰覚書	切紙	小宮
661		12月22日	多久茂辰覚書	切紙	及川
662		9月25日	多久茂辰覚書	切紙	及川
663		10月25日	多久茂辰覚書	切紙	及川
664		11月21日	多久茂辰覚書	切紙	及川
665		4月5日	多久茂辰覚書	切紙	及川
666		7月23日	多久茂辰覚書	折紙	藤井
667		1月22日	多久茂辰覚書	折紙	藤井
668		9月23日	多久茂辰覚書	切紙	藤井
669		12月16日	多久茂辰覚書	切紙	藤井
670		3月26日	多久茂辰覚書	切紙	志佐
671		11月5日	多久茂辰覚書	切紙	志佐
672		7月11日	多久茂辰覚書	切紙	志佐
673		5月6日	多久茂辰覚書	切紙	志佐
674		11月29日	多久茂辰覚書	切紙	志佐
675		11月13日	多久茂辰覚書	切紙	松田
676		6月28日	多久茂辰覚書	切紙	松田
677		2月16日	多久茂辰覚書	切紙	松田
678		5月17日	多久茂辰覚書	切紙	松田
679		5月	某覚書	豎紙	松田
680		—	鍋島直澄消息	豎紙	清水
681		—	鍋島直澄消息	豎紙	清水
682		11月7日	多久茂文書状	豎紙	清水
683		4月20日	多久茂矩覚書	豎紙	志佐/清水
684	(寛文3 or 寛文4)	23日	多久茂辰書状	豎紙	清水
685		—	某覚書	豎紙	田久保
686		12月17日	多久安胤書状	豎紙	田久保
687		7月13日	多久安胤書状	豎紙	田久保
688		6月11日	多久安胤書状	豎紙	田久保
689	(寛文4)	10月2日	多久安胤書状	豎紙	本多
690		3月22日	多久安胤書状	豎紙	本多
691		2月14日	多久安胤書状	豎紙	本多
692	(明暦2)	11月8日	多久安胤書状	折紙	本多
693		5月1日	多久安胤書状	豎紙	本多
694	(寛文7カ)	9月12日	多久安胤書状	豎紙	石津
695	(寛文7)	6月8日	多久安胤書状	豎紙	石津
696	(寛文6カ)	7月4日	多久安胤書状	折紙	石津
697		6月23日	多久安胤覚書	折紙	大平
698		2月12日	多久安胤書状	豎紙	大平
699		7月11日	鍋島之治書状	豎紙	大平
700		—	神代常利室鍋島氏(性空院)消息	折紙	佐藤孝之
701		5月21日	某書状	豎紙	佐藤孝之

付記：佐藤紘一の担当分については、佐藤による報告レジュメを元に小宮木代良が解説を執筆した。

通番	年	月日	史料名	形態	解説
609	(寛文3 or 寛文4)	6月23日	多久茂辰書状	豎紙	清水
610	(寛永9 or 寛文9)	2月1日	某覚書案	豎紙	清水
611		10月21日	多久茂辰覚書	切紙	田久保
612	(寛文4)	8月2日	多久茂辰書状	折紙	田久保
613	(寛文2)	3月8日	多久茂辰書状	折紙	田久保
614		5月1日	多久茂辰書状	折紙	田久保
615	正平10	11月	於保胤宗軍忠状	豎紙	本多
616	貞和6	9月17日	足利直冬軍勢催促状	小切紙	本多
617	(天文19)	5月11日	大友義鎮書状	切紙	本多
618	貞和7	4月21日	於保宗喜軍忠状	豎紙	本多
619	永徳2	10月20日	今川貞世書下	豎紙	本多
620	正平12	2月	於保胤宗軍忠状	豎紙	本多
621	応永34	3月10日	常見家長施行状	折紙	本多
622	観応3	閏2月3日	足利直冬感状	豎紙	本多
623	永享11	3月27日	千葉胤紹知行安堵状	豎紙	本多
624	正安2	8月25日	藤原家定請文	豎紙	本多
625		7月25日	千葉胤繁書状	折紙	本多
626	正平22	9月3日	懷良親王令旨	豎紙	本多
627	応永2	閏7月25日	今川貞臣所領安堵状	豎紙	本多
628	貞和6	11月28日	於保胤宗軍忠状・足利直冬安堵裏書	豎紙	本多
629	永享4	4月20日	千葉某所領安堵状	豎紙	本多
630	応永34	3月10日	千葉胤繁所領安堵状	豎紙	本多
631	正和元	12月8日	平左兵衛尉某書下	豎紙	本多
632	(文永11)	—	於保種宗注進状案	豎紙	本多
633	貞和7	3月28日	足利直冬感状	豎紙	本多
634	正平8	9月18日	懷良親王令旨	豎紙	本多
635	(寛文2カ)	11月10日	多久茂辰書状	折紙	石津
636	(寛文6 or 寛文7 or 寛文8)	2月27日	多久茂辰書状	折紙	石津
637		10月9日	多久茂矩書状	折紙	石津
638		12月22日	某覚書	折紙	石津
639		11月23日	鍋島貞村書状	豎紙	石津
640		11月12日	某書状	豎紙	石津
641		—	多久茂辰覚書(498に接続)	折紙	石津
642	(寛文7)	—	多久安英書状	豎紙	大平
643		9月21日	豊臣秀吉室北政所侍女くろだ消息	豎紙	大平
644		—	豊臣秀吉室北政所侍女ひがし消息	豎紙	大平
645	(天正20)	—	豊臣家侍女五消息	豎紙	大平
646		—	豊臣秀吉室北政所侍女ひがし消息	豎紙	大平
647	(寛永16 or 慶安4)	10月6日	鍋島常貞覚書	豎紙	大平
648		12月18日	神代勝利書状	豎紙	松田
649	(天正14)	11月22日	毛利輝元書状	切紙	松田
650	(天文15 or 天文16 or 天文17)	—	龍造寺胤栄消息	豎紙	松田
651	(天文15 or 天正16 or 天文17)	3月12日	龍造寺胤栄消息	豎紙	松田
652	(寛永4)	8月14日	鍋島忠直書状	折紙	佐藤孝之
653		7月12日	鍋島忠茂書状	豎紙	佐藤孝之
654		11月24日	鍋島直能書状	豎紙	佐藤孝之
655		6月20日	多久茂辰覚書	切紙	佐藤孝之

通番	年	月日	史料名	形態	解説
562		—	鍋島清良室多久氏（円融院）消息	竪紙	志佐
563	（寛文元）	4月4日	岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息	折紙	志佐
564	（寛文元）	3月2日	岡部与貞消息	折紙	志佐
565	（寛文4）	—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息案	竪紙	志佐
566	（寛永14）	7月晦日	系んしやう院消息	折紙	志佐
567	（寛文元）	3月5日	てい雪消息	折紙	志佐
568	（寛文元）	4月3日	岡部与貞消息	折紙	清水
569		—	松平忠房室鍋島氏（永春院）消息	折紙	清水
570	（承応元力）	—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息案	折紙	清水
571	（慶安2）	—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）覚書	折紙	清水
572		—	鍋島清良室多久氏（円融院）消息	竪紙	清水
573	（慶安2）	—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）覚書案	竪紙	清水
574	（寛文5 or 寛文6 or 寛文7）	—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）侍女局消息案	竪紙	田久保
575	（正保4）	7月9日	千葉山僧正某消息	折紙	田久保
576	（寛文4）	—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息案	折紙	松田
577		—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息	切紙	松田
578		11月7日	てい雪消息	折紙	松田
579		—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息案	竪紙	小宮
580	（万治3）	7月16日	松平忠房室鍋島氏（永春院）消息	折紙	小宮
581		—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息案	折紙	小宮
582	（寛文5 or 寛文6 or 寛文7）	—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）侍女局消息案	竪紙	小宮
583	（慶安2力）	—	某覚書	折紙	小宮
584	（寛文元）	閏8月1日	多久茂辰室鍋島氏（天性院）覚書案	竪紙	小宮
585	（明暦3）	—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息草案	竪紙	及川
586	（正保2）	—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息草案	竪紙	及川
587	（寛文4力）	—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息草案	竪紙	及川
588		6月19日	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息	竪紙	及川
589		11月23日	多久茂辰室鍋島氏（天性院）口上書案	竪紙	及川
590	寛文4	11月1日	多久茂辰消息	竪紙	及川
591		—	多久茂辰覚書	折紙	藤井
592		5月7日	多久茂辰書状	折紙	藤井
593	（寛文4 or 寛文7）	—	多久茂辰覚書案	折紙	藤井
594	（寛文7）	5月29日	多久茂矩・多久安胤連署覚書	折紙	藤井
595	（明暦3）	9月8日	多久茂辰室鍋島氏（天性院）覚書	折紙	藤井
596	明暦2	8月28日	成富権右衛門・野田市佐連署覚書	切紙	志佐
597	承応3	12月13日	多久安英覚書	切紙	志佐
598	明暦元	12月2日	北島周虎覚書	切紙	志佐
599	万治3	1月23日	北島周虎覚書	切紙	志佐
600	万治3	1月23日	多久安胤・多久安英連署証文	切紙	志佐
601		—	多久茂辰詠草	折紙	志佐
602		—	多久茂辰詠草	竪紙	志佐
603		3月12日	納富賢忠書状	折紙	松田
604		8月29日	龍造寺隆信書状	折紙	松田
605		—	龍造寺隆信書状	竪紙	松田
606		7月4日	多久茂辰書状	竪紙	清水
607	（寛文6）	2月25日	多久茂辰書状	竪紙	清水
608		—	多久茂辰書状	竪紙	清水

通番	年	月日	史料名	形態	解説
515		—	豊臣秀吉室浅野氏（北政所）侍女ひがし消息	豎紙	志佐
516		—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息	豎紙	志佐
517		21日	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息	折紙	志佐
518		—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息	豎紙	志佐
519		—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息	豎紙	志佐
520	(万治元 or 万治3)	8月15日	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息	折紙	清水
521	(寛文4カ)	—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息	豎紙	清水
522	(万治3カ)	—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息	折紙	清水
523		—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息	豎紙	清水
524		11月5日	多久茂矩書状	折紙	清水
525		7月19日	多久茂矩書状	豎紙	清水
526		12月15日	多久茂矩書状	折紙	清水
527	(貞享2カ)	10月27日	多久茂矩書状	折紙	田久保
528		10月24日	多久茂矩書状	折紙	田久保
529		—	多久茂矩書状	豎紙	田久保
530	万治3年	6月4日	多久茂矩書状案	折紙	田久保
531		9月13日	多久茂矩書状	豎紙	田久保
532		4月10日	某覚書	折紙	田久保
533		11月24日	某覚書	折紙	本多
534		4月14日	多久茂矩書状	豎紙	本多
535	(寛文4)	7月	多久茂辰書状	折紙	本多
536		11月12日	多久茂矩書状	豎紙	本多
537	(寛文4)	閏5月27日	岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息	折紙	本多
538	(寛文4)	—	岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息	折紙	本多
539	(万治3)	7月30日	岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息	折紙	松田
540		7月3日	岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息	折紙	松田
541	(寛文7カ)	9月15日	岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息	折紙	松田
542	(寛文元)	3月	岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息	折紙	藤井
543	(寛文4)	10月9日	岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息	折紙	藤井
544	(寛文4)	—	岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息	折紙	石津
545	(寛文5)	2月3日	岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息	折紙	石津
546	(寛文元)	5月6日	岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息	折紙	及川
547	(万治3)	—	岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息	折紙	及川
548	(寛文4)	閏5月15日	岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息	折紙	及川
549	(寛文4)	9月8日	岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息	折紙	大平
550	(寛文3)	—	岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息	折紙	大平
551	(寛文4)	11月7日	岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息	折紙	小宮
552	(寛文1 or 寛文2 or 寛文3)	9月晦日	岡部与貞室鍋島氏（真常院）消息	折紙	小宮
553	(寛文4)	—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息草案	折紙	小宮
554		—	多久安輝消息	折紙	小宮
555	(寛文元)	3月28日	岡部与賢消息	折紙	小宮
556		—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息草案	豎紙	小宮
557		—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息案	豎紙	佐藤孝之
558	(寛文4)	—	多久茂辰室鍋島氏（天性院）消息案	豎紙	佐藤孝之
559	(万治3)	7月21日	鍋島勝茂室徳川氏氏（高源院）消息	折紙	佐藤孝之
560		—	しやうよ消息	豎紙	佐藤孝之
561	(寛文3)	—	岡部与貞室鍋島氏（真常院）侍女小督・局消息	折紙	佐藤孝之

通番	年	月日	史料名	形態	解説
468	(寛永14)	11月12日	鍋島勝茂覚書	折紙	藤井
469		1月27日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
470	(寛永20力)	5月10日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
471	(寛永5)	5月25日	鍋島忠直書状	折紙	本多
472		2月28日	鍋島光茂書状	折紙	本多
473	(寛永5力)	3月10日	鍋島忠直書状	折紙	本多
474		3月11日	鍋島忠直書状	折紙	本多
475		12月29日	鍋島光茂書状	折紙	本多
476	(寛文4)	2月14日	鍋島光茂書状	折紙	本多
477		3月21日	鍋島光茂書状	折紙	松田
478	(承応元 or 承応3)	6月19日	鍋島光茂書状	豎紙	松田
479		—	多久茂辰ヵ詠草	豎紙	松田
480	(寛文元)	3月8日	多久安輝書状	折紙	松田
481		5月9日	多久安輝書状	折紙	松田
482	(寛文6)	1月25日	多久安輝書状	豎紙	石津
483		4月7日	多久安胤書状	豎紙	石津
484		1月13日	多久安胤書状	豎紙	石津
485		1月8日	多久安英書状	豎紙	石津
486		12月11日	多久安英覚書	切紙	石津
487		11月22日	北島周虎書状	豎紙	石津
488	(寛文7力)	6月8日	多久安英書状	豎紙	及川
489	(寛文6 or 寛文8)	3月2日	多久安英書状	豎紙	及川
490	(寛文6 or 寛文7)	4月21日	多久安英書状	豎紙	及川
491	(寛文6 or 寛文8)	11月21日	多久安英書状 (追37に接続)	折紙	及川
492		11月7日	多久安英書状	豎紙	大平
493		12月17日	多久安英書状	折紙	大平
494		3月4日	多久安英書状	豎紙	大平
495	(明暦3 or 万治元 or 万治2)	11月1日	多久安英書状	折紙	大平
496		3月14日	多久茂辰覚書	折紙	大平
497		1月9日	多久茂辰書状	豎紙	大平
498		10月13日	多久茂辰覚書 (641より接続)	折紙	小宮
499		3月27日	多久茂辰書状	折紙	小宮
500		8月7日	多久茂辰覚書	折紙	小宮
501		3月10日	多久茂辰書状	折紙	小宮
502		—	多久茂辰覚書	折紙	小宮
503		1月11日	多久茂辰詠草	折紙	小宮
504	(寛文6 or 寛文7)	8月23日	多久茂辰覚書	折紙	小宮
505	(寛文4)	7月19日	多久茂辰室鍋島氏 (天性院) 消息	折紙	小宮
506	(寛文4)	8月9日	多久茂辰室鍋島氏 (天性院) 消息	折紙	小宮
507		2月15日	松平忠房室鍋島氏 (永春院) 消息	折紙	佐藤孝之
508	(寛文4)	7月9日	多久茂辰室鍋島氏 (天性院) 消息	折紙	佐藤孝之
509	(寛永16)	1月15日	ゆき消息	折紙	松田
510		3月13日	鍋島勝茂室徳川氏 (高源院) 消息	折紙	佐藤孝之
511		9月30日	多久茂辰室鍋島氏 (天性院) 消息	折紙	佐藤孝之
512		10月10日	多久茂辰室鍋島氏 (天性院) 消息	折紙	佐藤孝之
513		7月21日	多久安順室鍋島氏 (徳寿院) 消息	折紙	志佐
514		—	多久安順室鍋島氏 (徳寿院) 消息	折紙	志佐

通番	年	月日	史料名	形態	解説
421	(寛永13)	5月10日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
422	(正保3)	5月5日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
423	(慶長14)	10月9日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
424	元龜3	5月20日	武田晴信判物	豎紙	及川
425		—	ゆき消息	豎紙	及川
426	寛文6	2月9日	多久茂辰懐紙	折紙	大平
427		—	鍋島光茂等和歌懐紙	折紙	大平
428	慶安元	10月2日	鍋島勝茂覚書	折紙	大平
429	寛永4	1月14日	鍋島直茂室石井氏(陽泰院)消息案	豎紙	田久保
430	(寛永4)	10月12日	多久安順室鍋島氏(徳寿院)消息	折紙	大平
431		6月25日	丹後書状	切紙	大平
432	(寛文3)	5月5日	鍋島直能消息案	折紙	小宮
433	(慶長15)	—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
434	(慶長15)	—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
435		—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
436		4日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
437		4日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
438		28日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
439	(慶長14)	—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
440	(慶長15力)	4月24日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	佐藤孝之
441	(慶長13 or 慶長14 or 慶長15)	27日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	佐藤孝之
442		13日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	佐藤孝之
443	(承応元 or 承応3)	1月26日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
444	(寛永18 or 寛永20 or 正保2)	6月7日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
445		3月19日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
446		2月1日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
447	(寛永16)	1月15日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
448		6月7日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
449	(正保2)	9月26日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
450	(寛永12 or 寛永14)	7月10日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
451	(寛永15)	6月8日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
452		2月6日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
453	(寛永13力)	9月8日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
454	(承応元 or 承応3)	1月22日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
455	(元和5)	5月19日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
456		11月26日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
457	(寛永12 or 寛永14)	8月19日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
458		8月15日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
459		1月21日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
460	(寛永6力)	8月18日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
461	(明暦元)	12月14日	鍋島勝茂消息	折紙	田久保
462	(寛永6力)	5月10日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
463	(慶安元)	閏1月23日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
464	(正保2)	12月5日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
465	(寛永14力)	8月5日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
466	(寛永16)	7月13日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
467		2月23日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井

通番	年	月日	史料名	形態	解説
374	(寛永4)	9月19日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
375		9月21日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
376	(承応元力)	9月23日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
377	(承応2)	9月26日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
378	(正保2)	9月2日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
379	(正保2)	10月2日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
380	(正保3)	10月5日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
381	(寛永12力)	10月5日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
382	(正保2)	10月6日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
383	(寛永15)	10月13日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
384	(正保3)	10月15日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
385	(寛永16力)	10月18日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
386		10月22日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
387	(寛永8 or 寛永9 or 寛永12)	11月1日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
388	寛永20	12月2日	幕府老中連署達書案	豎紙	田久保
389	(寛永16)	11月2日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
390		11月7日	鍋島勝茂覚書	折紙	田久保
391	(正保3)	11月8日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
392	(寛永15)	11月9日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
393		11月11日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
394	(寛永12 or 寛永14)	11月17日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
395	(寛永16)	閏11月19日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
396		11月21日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
397	(明暦2)	11月23日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
398	(明暦2)	11月23日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
399	(承応2)	12月2日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
400		12月6日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
401	(寛永12)	12月6日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
402	(寛永20 or 正保2)	12月9日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
403	(寛永13力)	12月13日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
404	(寛永20)	12月15日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
405	(寛永16 or 寛永18)	12月17日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
406	(寛永15)	12月27日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
407	(寛永16 or 寛永17 or 寛永20)	12月27日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
408	(寛永12力)	12月29日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
409	(正保2)	8月21日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
410	(寛永16)	2月9日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
411	(寛永15)	12月5日	鍋島勝茂書状	折紙	石津
412	(寛永17)	6月11日	鍋島勝茂書状	折紙	石津
413	(正保2)	閏5月2日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
414	(寛永13)	12月10日	鍋島勝茂書状	折紙	石津
415	(寛永6 or 寛永8 or 寛永9)	12月5日	鍋島勝茂書状	折紙	石津
416	(寛永17力)	1月19日	鍋島勝茂書状	折紙	石津
417	(寛永10)	2月9日	鍋島勝茂書状	折紙	石津
418		4月25日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
419		2月3日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
420	(寛永17力)	8月22日	鍋島勝茂書状	折紙	及川

通番	年	月日	史料名	形態	解説
327	(寛永16)	3月10日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
328	(承応3)	3月11日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
329	(正保3)	3月14日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
330	(寛永14)	閏3月21日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
331	(寛永20)	3月24日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
332	(承応元)	3月24日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
333	(正保2力)	3月28日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
334	(寛永18)	3月28日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
335	(寛永18)	3月28日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
336	(寛永20)	4月2日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
337	(正保2力)	4月10日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
338	(寛永14)	4月13日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
339		4月14日	鍋島勝茂書状	折紙	石津
340		4月20日	鍋島勝茂書状	折紙	石津
341	(寛永16)	4月25日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
342	(寛永14力)	4月25日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
343	(寛永14)	4月25日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
344	(正保3)	4月28日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
345	(正保3)	5月3日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
346	(慶長14)	5月7日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
347	(寛永3 or 寛永4 or 寛永7)	5月19日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
348	(寛永14)	5月19日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
349	(寛永12 or 寛永14)	5月25日	鍋島勝茂書状案	折紙	大平
350		5月28日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
351	(寛永12 or 寛永14)	6月1日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
352	(寛永15)	6月8日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
353	(寛永16)	6月9日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
354	(寛永16力)	6月19日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
355	(寛永16力)	6月19日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
356	(寛永3)	6月28日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
357	(寛永20)	6月晦日	鍋島勝茂書状	折紙	野口
358	(寛永15)	7月23日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
359	(寛永16)	7月27日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
360	(寛永14)	8月1日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
361		8月6日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
362	(寛永13力)	8月6日	鍋島勝茂書状案	折紙	藤井
363	(寛永18 or 寛永20 or 正保2)	8月6日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
364	(寛永8)	8月9日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
365		8月14日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
366	(正保2)	8月15日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
367	(正保2)	8月15日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
368	(寛永4)	8月19日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
369	寛永2	8月21日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
370	(寛永18)	8月22日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
371	(寛永18力)	8月23日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
372	(寛永14)	9月6日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
373	(寛永16)	9月17日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之

通番	年	月日	史料名	形態	解説
280	(寛永10)	2月9日	鍋島勝茂覚書	豎紙	本多
281	寛永8	9月25日	鍋島勝茂覚書	豎紙	大平
282	寛永19	6月6日	鍋島勝茂覚書	豎紙	小宮
283	(慶長15)	25日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
284	(寛永15)	6月4日	鍋島勝茂覚書並多久茂辰等連署請状案	豎紙	小宮
285	寛永12	12月22日	鍋島勝茂覚書	豎紙	小宮
286	(慶長13 or 慶長14 or 慶長15)	17日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	佐藤孝之
287		8月4日	鍋島勝茂自筆書状	折紙	佐藤孝之
288		10月26日	鍋島勝茂覚書	折紙	佐藤孝之
289	(慶長元)	閏7月11日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
290	(元和9)	6月17日	鍋島勝茂書状案	折紙	志佐
291	(寛永14)	8月6日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
292	(寛永17力)	1月16日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
293	(寛永20)	8月6日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
294	(寛永20)	5月4日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
295	(寛永12)	10月晦日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
296		7月5日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤統一
297	(慶長13)	1月2日	鍋島勝茂覚書	折紙	清水
298		12月15日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
299	(寛永20 or 正保2 or 正保4)	9月11日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
300		12月1日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
301	(承応元)	9月20日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
302	(正保2)	8月15日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
303	(正保4)	5月2日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
304	(寛永13)	2月14日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
305	(寛永15力)	12月26日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
306		12月15日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
307		2月6日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
308		9月8日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
309	(寛永18)	5月19日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
310	(慶長15)	—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	松田
311	(寛永8)	5月10日	鍋島勝茂覚書	豎紙	松田
312	(慶長15)	—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	佐藤孝之
313		12月5日	鍋島勝茂覚書	豎紙	小宮
314		—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	及川
315	寛永9	8月4日	鍋島勝茂覚書	折紙	及川
316	(慶長15)	—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	及川
317	(慶安2 or 慶安4 or 承応2)	9月18日	鍋島勝茂覚書	豎紙	大平
318	寛永11	5月9日	鍋島勝茂覚書	豎紙	大平
319	寛永15	6月4日	鍋島勝茂覚書	豎紙	大平
320	寛永13	7月6日	鍋島勝茂覚書	豎紙	小宮
321	寛永14	3月20日	鍋島勝茂覚書	豎紙	小宮
322	元和2	6月13日	鍋島勝茂覚書	豎紙	本多
323	寛永14	2月1日	鍋島勝茂覚書	豎紙	小宮
324	(寛永20 or 正保2)	6月晦日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
325	寛永18	3月5日	鍋島勝茂印章覚書	折紙	佐藤孝之
326	(正保元)	3月9日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐

通番	年	月日	史料名	形態	解説
233		11月9日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
234	(正保2)	6月25日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
235	(正保2)	6月20日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤紘一
236	(寛永16)	閏11月27日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤紘一
237	(寛永19)	3月28日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤紘一
238	(正保3)	4月28日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
239	(正保2)	10月25日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
240	(寛永14)	閏3月6日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
241	(寛永16)	9月9日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
242	(寛永12力)	9月20日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
243	(寛永16)	8月9日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
244	(寛永15力)	7月23日	鍋島勝茂覚書	折紙	佐藤孝之
245	(正保2)	5月15日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤紘一
246	(慶長7)	8月16日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
247	(慶長13)	7月12日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
248	(寛永16)	6月12日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
249	(寛永18)	5月15日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
250	(寛永16)	6月晦日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
251	(寛永16)	5月15日	鍋島勝茂覚書	折紙	本多
252	(慶長19)	12月15日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
253	(慶長20)	1月15日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
254	(元和9)	7月28日	鍋島勝茂書状	折紙	大園
255	(寛永16)	7月5日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
256	(正保3)	4月16日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
257	(慶長13)	1月2日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
258		1月4日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	藤井
259	寛永18	3月15日	鍋島勝茂覚書案	豎紙	藤井
260	寛永13	9月9日	鍋島勝茂覚書	豎紙	清水
261	(寛永4)	9月19日	鍋島勝茂覚書	豎紙	小宮
262	(慶長15)	—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	本多
263	元和2	6月13日	鍋島勝茂覚書	豎紙	本多
264		8月6日	鍋島勝茂覚書	豎紙	本多
265	(寛永6力)	5月10日	鍋島勝茂覚書	豎紙	本多
266	(寛永14)	4月13日	鍋島勝茂覚書	豎紙	本多
267	(慶長14力)	—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	松田
268	寛永20	3月7日	鍋島勝茂覚書	豎紙	松田
269	(元和6)	7月20日	鍋島勝茂覚書	豎紙	小宮
270	元和6	11月26日	鍋島勝茂覚書	豎紙	松田
271	寛永21	6月1日	鍋島勝茂覚書	豎紙	松田
272	(慶長15)	—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	志佐
273		7月10日	鍋島勝茂覚書	豎紙	松田
274	元和2	8月10日	鍋島勝茂覚書	豎紙	及川
275	寛永13	9月9日	鍋島勝茂覚書	豎紙	清水
276	(寛永14)	11月12日	鍋島勝茂検見割付覚書	豎紙	及川
277		4月13日	鍋島勝茂覚書	豎紙	及川
278	(正保元)	4月14日	鍋島勝茂覚書	豎紙	大平
279	寛永14	2月20日	鍋島勝茂覚書	豎紙	大平

通番	年	月日	史料名	形態	解説
186	(寛永13カ)	2月14日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
187	(寛永9)	12月7日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
188	(寛永14)	6月19日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
189	(寛永2)	4月11日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
190		10月27日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
191	(寛永19)	4月4日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
192	(寛永13カ or 寛永14カ)	4月16日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
193	(寛永17カ)	4月10日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
194	(慶長5)	3月17日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
195	(寛永20)	9月6日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
196		8月17日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	田久保
197		2月16日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
198	(寛永12)	8月14日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
199		9月6日	鍋島勝茂書状	折紙	田久保
200	(寛永12)	—	鍋島勝茂書状案 (223に接続)	折紙	田久保
201	(寛永13)	2月9日	鍋島勝茂書状 (209より接続)	折紙	藤井
202	(寛永18)	2月7日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
203	(寛永12カ)	12月5日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
204	(寛永18)	11月6日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
205		7月10日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
206	(寛永12)	5月7日	鍋島勝茂覚書	折紙	本多
207	(寛永15カ)	12月5日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
208	(寛永15)	10月13日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
209	(寛永13)	—	鍋島勝茂書状 (201に接続)	折紙	本多
210		6月4日	鍋島勝茂書状 (222に接続)	折紙	松田
211	(寛永13)	6月11日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
212	(寛永13)	2月14日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
213	(寛永13)	2月12日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
214	(正保2カ)	4月4日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
215	(寛永12)	8月7日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
216	(寛永16)	9月9日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
217		9月19日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
218	(寛永17 or 寛永19 or 正保3)	2月21日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
219	(寛永16 or 寛永17 or 寛永18)	8月12日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
220	(寛永15)	11月13日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
221	(寛永12)	5月7日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
222		—	鍋島勝茂書状 (210より接続)	折紙	及川
223	(寛永12)	10月17日	鍋島勝茂書状 (200より接続)	折紙	田久保
224	(慶長20)	1月11日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
225	(寛永13)	4月16日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
226	(寛永13)	2月2日	鍋島勝茂覚書	折紙	大平
227	(寛永12)	8月19日	鍋島勝茂書状	折紙	野口
228	(寛永13)	2月22日	鍋島勝茂書状	折紙	大園
229	(寛永10カ)	4月19日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
230		5月27日	鍋島勝茂覚書	折紙	小宮
231		—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
232	(寛永12)	7月2日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮

通番	年	月日	史料名	形態	解説
139	(正保3)	4月22日	鍋島勝茂書状	折紙	野口
140	(寛永14)	9月21日	鍋島勝茂書状	折紙	野口
141	(正保3)	5月3日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
142	(寛永19)	閏9月11日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
143		7月28日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
144	(寛永12)	9月20日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
145	(寛永13)	11月12日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
146	(寛永19)	4月1日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
147	(承応2)	12月2日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
148	(正保4力)	10月2日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
149	(慶長9)	7月8日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
150		10月28日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
151	(寛永16)	2月9日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
152	(承応元)	1月24日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
153	(寛永15)	10月27日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
154	(承応元 or 承応3)	12月1日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
155	(承応2)	9月26日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
156		1月26日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
157	(正保元年力)	2月22日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
158	(寛永15)	12月27日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
159	(寛永10)	8月1日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
160	(明暦2)	3月14日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
161		11月8日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
162	(寛永16)	12月2日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
163	(寛永18 or 寛永20)	5月2日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
164		1月15日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
165	(承応元)	3月20日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
166	(寛永15)	12月20日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
167	(寛永19 or 正保元 or 正保3)	1月19日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
168	(正保4)	5月2日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
169	(寛永19 or 正保元)	5月2日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
170	(寛永15)	12月27日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
171		2月18日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
172	(寛永元)	7月18日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
173	(正保2)	4月4日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤紘一
174		10月15日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤紘一
175	(寛永17)	1月晦日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤紘一
176	(寛永12 or 寛永14)	7月13日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤紘一
177		12月4日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤紘一
178	(慶長4力)	6月5日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
179		4月23日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
180	(慶長元)	6月18日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
181	(寛永18)	6月11日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
182	(明暦元力)	12月10日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
183	(寛永19 or 正保元)	9月15日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
184		1月13日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
185		2月14日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐

通番	年	月日	史料名	形態	解説
92	慶長10	1月2日	鍋島勝茂自筆覚書	豎紙	清水
93	(慶長14力)	11月27日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	志佐
94		—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	志佐
95	(慶長12力)	12日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	佐藤孝之
96	(慶長16力)	—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	佐藤孝之
97		26日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	佐藤孝之
98		2月14日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	佐藤孝之
99		1月6日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
100		12月18日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
101		10日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
102		—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
103	(寛永13力)	3月16日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
104	(寛永10力)	11月15日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
105	(明暦2)	12月21日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
106		9月28日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
107	(寛永13)	2月20日	鍋島勝茂書状	折紙	大園
108	(寛永14 or 寛永18)	8月22日	鍋島勝茂書状	折紙	大園
109	(正保2)	5月12日	鍋島勝茂書状	折紙	大園
110	(明暦元)	5月2日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
111	(明暦2)	10月16日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
112		12月13日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
113	(寛永14)	6月19日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
114	(寛永18)	11月29日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
115	(寛永16)	2月19日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
116	(正保3)	10月26日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
117	(寛永14)	閏3月6日	鍋島勝茂書状	折紙	大園
118	(正保2)	閏5月7日	鍋島勝茂書状	折紙	大園
119		7月25日	鍋島勝茂書状	折紙	大園
120	(正保2)	11月17日	鍋島勝茂書状	折紙	大園
121		8月22日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
122		11月26日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
123	(寛永12)	9月27日	鍋島勝茂書状	折紙	大園
124	(寛永13)	6月10日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
125	(寛永16)	4月11日	鍋島勝茂書状	折紙	大平
126		9月6日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
127	(正保2)	6月25日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
128	(寛永14)	5月14日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
129	(明暦2)	9月28日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
130		4月25日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
131		5月11日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
132	(明暦2)	10月16日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
133		1月19日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
134	(寛永15)	12月20日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
135		10月26日	鍋島勝茂書状	折紙	志佐
136	(正保2)	8月21日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
137	(寛永20)	6月2日	鍋島勝茂書状	折紙	清水
138		10月9日	鍋島勝茂書状	折紙	野口

通番	年	月日	史料名	形態	解説
45	(寛永10)	2月9日	鍋島勝茂書状	折紙	大園
46	(正保2)	2月12日	幕府老中連署状案	折紙	小宮
47	(承応3)	2月12日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
48	(寛永13)	2月14日	鍋島勝茂書状	折紙	小宮
49	(寛永19カ)	2月13日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
50	(明暦3)	2月21日	鍋島勝茂書状案	折紙	佐藤孝之
51		19日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	清水
52	(慶長12)	—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	清水
53		11日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	清水
54		2月7日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	清水
55		—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	清水
56		15日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	野口
57		11日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	野口
58		11月18日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	野口
59		—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	野口
60		27日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	野口
61		4月9日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	本多
62		10月23日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	本多
63		—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	本多
64		25日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	本多
65		—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	本多
66		9月23日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	松田
67	(慶長17)	閏10月8日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	松田
68		5日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	松田
69		4月2日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	松田
70		21日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	松田
71		10月30日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	松田
72		24日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	松田
73		26日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	松田
74		16日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	松田
75		4日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	松田
76		10月29日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	本多
77		11日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	本多
78		1月2日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	本多
79		3月28日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	本多
80		8月7日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	本多
81		8月9日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	藤井
82		7日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	藤井
83		3日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	藤井
84		5月22日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	藤井
85		6日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	野口
86		11月14日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	野口
87		27日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	野口
88		16日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	野口
89		9月21日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	清水
90		23日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	清水
91		11月29日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	清水

既刊分

通番	年	月日	史料名	形態	解説
1		17日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
2		3月13日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
3		2月22日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
4		3日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
5	(慶長16 or 慶長17)	3日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
6		29日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	小宮
7	(寛永2 or 寛永3)	5月7日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	及川
8		7日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	及川
9	(寛永14)	4月13日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
10	(慶長9 or 慶長10 or 慶長13)	2月28日	鍋島勝茂自筆書状	折紙	及川
11	(慶長13力 or 慶長14力)	1日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	大園
12	(慶長10)	2月16日	鍋島勝茂書状	折紙	大園
13		7月27日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	大園
14	(慶長17力)	閏10月5日	鍋島勝茂自筆書状	折紙	大園
15	(慶長9力)	3月5日	鍋島勝茂自筆書状	折紙	大園
16	(寛永14)	11月	鍋島勝茂自筆書状	折紙	大園
17		4月16日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	佐藤孝之
18	(慶長13 or 慶長14)	11月29日	鍋島勝茂書状	折紙	佐藤孝之
19		—	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	佐藤孝之
20		3日	鍋島勝茂自筆書状	折紙	佐藤孝之
21	(慶長13 or 慶長14)	20日	鍋島勝茂自筆書状	折紙	佐藤孝之
22	(慶長13 or 慶長14)	11月7日	鍋島勝茂自筆書状	折紙	佐藤孝之
23		9月	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	清水
24		9月2日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	清水
25	(慶長14)	7月23日	鍋島勝茂自筆書状	折紙	清水
26	(寛永14)	7月5日	鍋島勝茂自筆書状	折紙	清水
27	(慶長9)	閏8月25日	鍋島勝茂自筆書状	折紙	野口
28		5月19日	鍋島勝茂自筆書状	折紙	野口
29		—	鍋島勝茂覚書	折紙	野口
30		3日	鍋島勝茂自筆書状	折紙	野口
31		11月18日	鍋島勝茂自筆書状	豎紙	野口
32	(寛永13)	1月7日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
33	(慶安2 or 慶安4 or 承応2)	1月13日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
34	(正保3)	1月16日	鍋島勝茂書状	折紙	藤井
35	正保元	1月25日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
36	(寛永16)	1月25日	鍋島勝茂書状	折紙	本多
37		1月25日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
38	(寛永16)	1月28日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
39		2月2日	鍋島勝茂書状	折紙	松田
40	(寛永13)	2月2日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
41	(寛永18)	2月2日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
42	(寛永19力)	2月4日	鍋島勝茂書状	折紙	及川
43	(寛永9 or 寛永10 or 寛永13)	2月6日	鍋島勝茂書状	折紙	大園
44	(寛永13)	2月9日	鍋島勝茂書状	折紙	大園

収録史料一覧

例言

- ・この収録史料一覧は、史料編に収録した史料の一覧である。既刊分、追加分の順に掲げた。
- ・年の欄には、年次が一つに確定ないし推定できたもの、および、年次候補が3つ以内に限定できるものを示し、年次候補が4つ以上あるものや、上限・下限のみ判明するものは示していない。

東京大学史料編纂所研究成果報告 2022-1

多久家文書の「読みなおし」

編集・発行 多久家文書研究会

2022年11月30日発行 ©

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学史料編纂所

TEL 03-5841-5975

印刷・製本 株式会社 白峰社

